明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会 衆議院会議録追録（一）（その一）

〔第六号参照〕

昭和三十年度特別会計予算補正（特第3号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、食糧管理特別会計、国債整理基金特別会計及び漁船再保険特別会計の三特別会計に関するものである。その内容は次の通りである。

1　食糧管理特別会計

本特別会計における補正の要旨は、豊作と集荷の好調により、昭和三十年産米の政府買入数量が当初予定二千二百八十六万石を三千四百二十万石と大幅に上まわつたこと、その他食糧及び農産物等の売払、買入についても当初予定に変更があつたため所要の補正を行つたものである。

補正の内容は次の通りである。

歳入
　追加額
　　食糧売払代　百七十六億五千四百万円
　　食糧証券及借入金収入　一千六十億円
　　雑収入　十七億五千三百万円
　　計　一千二百五十四億七百万円
　修正減少額
　　農産物等売払代　△四十九億五千二百万円
　歳入補正額　一千二百四億五千四百万円

歳出
　追加額
　　食糧買入費　一千六十三億六千九百万円
　　食糧管理費　三十七億四千万円
　　農産物等管理費　四百万円
　　他会計へ繰入　二十四億一千六百万円
　　予備費　百億円
　　計　一千二百二十五億二千八百万円
　修正減少額
　　食糧買入費　△一億六千二百万円
　　農産物等買入費　△十六億五千三百万円
　　食糧管理費　△二億五千八百万円
　　計　△二十億七千四百万円
　歳出補正額　一千二百四億五千四百万円

2　国債整理基金特別会計

本特別会計における補正の要旨は、食糧管理特別会計の補正により、食糧証券の年度末発行高見込額が二千四百十億円から一千六十億円増加し、三千四百七十億円となることに伴い食糧証券割引差額に必要な経費を補正したものである。

補正の内容は次の通りである。

歳入
　追加額
　　他会計より受入　二十四億一千六百万円
歳出
　追加額
　　国債整理基金支出　二十四億一千六百万円

3　漁船再保険特別会計

本特別会計における補正の要旨は、給与保険勘定においてだ捕による抑留漁夫の増加および抑留の長期化等に伴い予備費を使用してなお、歳出予算額の不足は、約二千五百万円に上る見込であり、なお、歳入において中共海域における操業の安全化等に伴う加入人員の減少等により約七百万円の減少が見込まれる結果、支払財源において三千三百万円の不足を生ずる結果、歳出財源の確保に必要な補正を行つた。

補正の内容は次の通りである。

歳入
　追加額
　　借入金　四千二百万円
　修正減少額
　　給与再保険料　△七百万円
　歳入補正額　三千五百万円

歳出
　追加額
　　給与再保険費　二千五百万円
　　予備費　一千万円
　歳出補正額　三千五百万円

以上の通りである。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、必要にして緊急を要する補正であるから可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月三日　予算委員長　三浦　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔第八号参照〕

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

製造たばこの売行を増進し、財政収入の確保を図るため、「富士」及び「ピース」の最高価格をそれぞれ十本当り五十円及び四十円に引き下げるとともに、新製品「いこい」を発売し、その最高価格を十本当り二十五円に決定しようとするものである。

なお、試製品「パール」については、正式に価格表に追加するものである。

二　議案の可決理由

たばこの売行不振の現状にかんがみ、「富士」及び「ピース」の値下げを行い、更に「いこい」を新たに発売することは時宜に適した適切な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十四日　大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

日本国有鉄道に対する政府貸付金の償還期限の延長に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十四年度において、政府が日本国有鉄道に対し、その歳入不足を補てんするため貸し付けた貸付金三十億五千二百三十六万三千円の償還期限は、本年三月一日に到来することとなつているが、現在の日本国有鉄道の財政状況からしては、期限までには、償還の見込がたち難い実情にある。これについては、経営の合理化等による国鉄財政再建の対策も逐次講ぜられることでもあり、その結果を待つて措置を講ずるのが適当であると考えられるので、今回は、さし当りその償還期限を昭和三十二年四月三十日まで延期しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近における日本国有鉄道の財政状況にかんがみ、やむを得ないものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十四日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

砂利採取法案（第二十二回国会衆法第四三号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の目的

砂利採取業の健全な発達に資するとともに、砂利の採取と河川の保全等との調整を図り、もつて公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

二　議案の要旨

本案は、第二十二回国会において、衆議院において可決された上、参議院に送付され、参議院においては、第二十二回国会並びに第二十三回国会にわたつて継続審査した後、本国会において修正議決して、衆議院に送付したものであつて、議案の要旨は次の通りである。

1　砂利採取業者は、採取場ごとに、砂利採取作業主任者を選任し、砂利採取作業の直接管理に当らしめる。

2　通商産業局長は、河川等行政庁の許可を要する土地以外の一般の地域における、砂利の採取については公益保護のために必要な措置を命ずることができる。

3　河川法、その他の法令の規定に基き砂利の採取若しくは払下の許可をし、又は許可の取消若しくはその効力の停止若しくはその条件の変更をするに当つては、河川等の管理上、その他公益の保持の上に支障のない限り、砂利採取業の運営の立場を考慮してするものとする。

4　一般の地域における砂利の採取については、採石権の設定を認める。

三　議案の可決理由

砂利採取業の発達を図るとともに、砂利の採取と河川の保全との調整を図ろうとする本案の趣旨は、きわめて妥当であると認め、全会一致をもつて、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十四日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十号参照〕

昭和三十年度一般会計予算補正（第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計における前国会における臨時措置としての一時借入金を返済する財源を繰り入れる措置、食糧管理特別会計の損失補てん費の繰入、その他生活保護費、義務教育費国庫負担金、旧軍人恩給費の不足等に対する必要最少限度の経費を計上し、財源としては、所得税その他租税の自然増収等によつてまかなうと同時に公共事業費その他歳出の節約繰延による財源をもつてし、健全財政を堅持している。

今回の補正額は

歳入において		
追加額		二百六十八億三千八百万円
修正減少額		四十九億八千百万円
歳入補正額	△	二百十八億五千七百万円
歳出において		
追加額		三百五十四億九千二百万円
修正減少額	△	百三十六億三千五百万円
歳出補正額		二百十八億五千七百万円
であり、これを当初予算に加えると歳出入ともに		一兆百三十三億一千四百万円

となる。

主な補正の内容は次の通りである。

(A)　歳出

1　臨時地方財政特別交付金　百六十億円

交付税及び譲与税配付金特別会計においては、第二十三回国会において、地方財政窮状打開のため、臨時的に借入金をもつて支出したので今回一般会計より、繰入、同会計における借入金の返済をすることとした。

2　地方交付税交付金　二十億九千万円

昭和三十年度における所得税および法人税の増収に伴う、地方交付税交付金の増加額である。

3　食糧管理特別会計へ繰入　六十七億円

本特別会計における昭和三十年度末の損失は百六十七億円となる見込となり、損失補てん措置として百億円のインベントリー・ファイナンスを取りくずし、残六十七億円に対しては一般会計より繰り入れることとしている。

4　生活保護費　二十三億五千六百万円

昭和二十九年度および昭和三十年度不足見込額に対する追加額である。

5　義務教育費国庫負担金　二十四億四千四百万円

教職員給与費の昭和二十九年度不足額及び昭和三十年度期末手当〇・二五月分の増額に伴う不足見込額を補てんするに必要な経費である。

6　国債費　十二億五千万円

国債費の追加額は、「特別円問題の解決に関する日本国とタイとの間の協定」の発効に伴う、政府と日本銀行との間の債権債務の処理に関する取極に基き、日本銀行に返償するために必要なものである。

7　旧軍人遺族等恩給費　十七億七千四百万円

公務扶助料の昭和三十年度不足見込額に対する追加額である。

8　国際金融公社出資金　九億九千七百万円

9　日本電信電話公社交付金　八億九千八百万円

10　その他追加額　九億八千三百万円

以上歳出追加額合計　三百五十四億九千二百万円

11　公共事業系統費　△六十四億三千七百万円

節約の内容は次の通りとなつている。修正減少額の算出については事業の進ちよく状況等の実情に照してできる限り無理のないよう配慮することとしてある。

(1)　公共事業関係費　△五十六億千九百万円

(2)　公立文教施設費　△三億六千二百万円

(3)　厚生施設費　△六千五百万円

(4)　住宅施設費　△三億九千百万円

12　賠償等特殊債務処理費　△三十億円

年度内不用額である。

13　農業保険費　△二十八億円
本年度災害が少なくその上豊作にめぐまれた関係で、一般会計より繰入を予定して金額が不用となるため修正減少することとした。
14　その他　△十三億九千八百万円
以上（11―14）歳出修正減少額　△百三十六億三千五百万円
歳出補正額計　二百十八億五千七百万円

(B)
歳入
1　租税及印紙収入　百六十億円
追加額の内訳は次の通りである。
(1)　所得税　八十五億円
源泉分　五十五億円
申告分　三十億円
最近の経済活況、公務員の年末手当増額、ならびに昭和三十年産米の豊作による源泉、申告、所得税それぞれの自然増加見込である。
(2)　法人税　十億円
(3)　砂糖消費税　十五億円
(4)　物品税　三十五億円
課税物品の消費の増加による増収見込である。
(5)　関税　十五億円
2　専売納付金　△四十九億八千百万円
上級たばこの売行不振の結果、本年度納付金減少額である。
3　官業益金及官業収入　四億六百万円
学校附属病院における入院および外来患者の増加による増収見込である。
4　政府資産整理収入　十一億五百万円
5　雑収入　九十三億二千七百万円
歳入補正額計　二百十八億五千七百万円

二　本予算の可決理由
本補正予算は、本年度財政の健全性を貫くため、各経費の必要最少限度を計上し、財源としては税の自然増収および歳出の節約により普通歳入の範囲内で歳出増加をまかなつたことは、財政措置としては妥当であることを認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年二月十七日

予算委員長　三浦　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度特別会計予算補正（特第4号）に関する報告書

一　本予算の要旨
本補正予算は、昭和三十年度一般会計予算補正に伴つて、交付税及び譲与税配付金、資金運用部、国債整理基金、郵便貯金の四特別会計について行つたものである。
補正の内容は次の通りである。

1　交付税及び譲与税、配付金特別会計

歳入	成立予算	補正 追加	補正 修正減少	補正後
	百万円	百万円	百万円	百万円
一般会計より受入	一三九、九〇三	一八、〇九〇	一五七、九九三	
1　地方交付税交付金財源受入	一三七、四〇三	二、〇九〇	一三九、四九三	
入場譲与税譲与金財源受入	二、五〇〇	○	二、五〇〇	
		○	二、五〇〇	

	成立予算	補正 追加	補正 修正減少	補正後
	百万円	百万円	百万円	百万円
3　臨時地方財政特別交付金財源受入	○	一六、〇〇〇	○	一六、〇〇〇
入　場　税	一三、五四三	○	○	一四、七四三
地　方　道　路　税	七、二七五	○	○	七、二七五
前年度剰余金受入	一、〇〇〇	○	○	一、四七七
雑　収　入	一五	○	○	一五
日本専売公社より受入	四、四七四	○	○	四、四七四
借　入　金	一六、〇〇〇	○	△一六、〇〇〇	○
計	一八二、二一〇	一九、七六七	△一六、〇〇〇	一八五、九七七

歳出				
地方交付税交付金	一三七、四〇三	二、〇九〇	○	一三九、四九三
入場譲与税譲与金	一三、五四三	一、二〇〇	○	一四、七四三
地方道路譲与税譲与金	七、二七五	○	○	七、二七五
諸　支　出　金	一	○	○	一
たばこ専売特別地方配付金	四、四七四	○	○	四、四七四
国債整理基金特別会計へ繰入	三、五一二	○	○	三、五一二
臨時地方財政特別交付金	一六、〇〇〇	○	○	一六、〇〇〇
予　備　費	三	○	○	三
計	一八二、二一〇	三、七六七	○	一八五、九七七

本会計においては、第二十三回国会における地方財政に対する特別措置に対する前後措置と地方交付税交付金及び入場譲与税のそれぞれ本年度における当然増加及び自然増収を財源とした交付金及び譲与金の増加を主とする補正を行つたものである。

2　資金運用部特別会計

歳入	成立予算	補正 追加	補正 修正減少	補正後
	百万円	百万円	百万円	百万円
運用利殖金収入	五四、三〇九	○	△一、六七二	五二、六三七
一般会計より受入	三八	○	○	三八
雑　収　入	一	○	○	一
計	五四、三四八	○	△一、六七二	五二、六七六

歳出				
事　務　費	一八一	○	○	一八一
預　金　利　子	四九、七二九	○	△二、四五一	四七、二七九
他会計へ繰入	四、四一七	○	○	五、一九六
予　備　費	二〇	○	○	二〇
計	五四、三四八	○	△二、四五一	五二、六七六

本特別会計に関する補正は、郵便貯金の増加が当初予定を下まわること、又これに伴い預託金も見込より下まわる結果、利子収入において修正が必要となり、預金利子も当然減少となるので補正を行つたものである。

3　国債整理基金特別会計

歳入	成立予算	補正 追加	補正 修正減少	補正後
	百万円	百万円	百万円	百万円
他会計より受入	二六五、四一八	一、二五〇	△三八六	二六六、二八三

公債金　三、一八六、〇〇〇
前年度剰余金受入　七、〇〇〇
計　二六八、六一二、〇〇〇
歳出　一、二五〇、〇〇〇
国債整理基金支出　二六八、六一二、〇〇〇
本特別会計の補正は、昭和三十年度一般会計予算補正（第1号）に関連した補正を主としたものである。

4　郵便貯金特別会計

歳入

	成立予算	補正 追加	補正 修正減少	補正後
	百万円	百万円	百万円	百万円
利子収入	三〇、五一四	三七、〇	七七五、〇	二九、七三九
雑収入	八〇			一一七
他会計より受入	四、四一一	七七九		五、一八九
計	三五、〇〇五	八一五	七七五、〇	三五、〇四六
歳出				
支払利子	一九、六二四	二一九	△一七九	一九、六六五
郵政事業特別会計へ繰入	一五、三八一	〇	〇	一五、三八一
計	三五、〇〇五	二一九	△一七九	三五、〇四六

以上の通りである。

二　本予算の可決理由

本補正予算は、一般会計予算補正に関連した補正ないしは当然の追加、減少の補正であるので可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十七日

衆議院議長益谷秀次殿

予算委員長　三浦　一雄

昭和三十年度政府関係機関予算補正（機第1号）に関する報告書

一　本予算の要旨

本補正予算は日本専売公社に関するものである。補正の内容は次の通りである。

収入	当初	補正増減	補正後
	百万円	百万円	百万円
たばこ事業収入	二一九、四五三	△一二、六一一	二〇六、八四二
塩事業収入	一九、二六九	一、六七四	二〇、九四三
しょう脳事業収入	九九八	四四	一、〇四二
共通収入	三八五	〇	三八五
計	二四〇、一〇五	△一〇、八九三	二二九、二一二
支出			
たばこ事業費	八六、八九一	三、六七五	九〇、五六六
塩事業費	一八、三四八	三、一七二	二一、五二〇
しょう脳事業費	九六一	四三	一、〇〇四
共通費	一、五九五	〇	一、五九五
役職員給与	一〇、二一九		一〇、二一九
固定資産取得費	五、一八七		五、一八七
予備費	一、三〇〇	△一、〇〇〇	二〇〇
計	一二四、五〇一	△一三〇、二九一	
差引収入超過額	一一五、六〇四	△一六、六八三	九八、九二一
資産増加額	一〇、〇二八	一一、二八二	二一、三一〇
事業益金	一二五、六三二	△五、四〇一	一二〇、二三一
固定資産増加額控除	四、〇二七	△四二〇	三、六〇七
交付税及び譲与税配付金特別会計繰入額控除	四、四七四	〇	四、四七四
専売納付金	一一七、一三一	△四、九八一	一一二、一五〇

たばこ事業関係における補正は収入において上級たばこの売行不振による減収であり、歳出における増加は豊作の結果、買入費が増高した結果である。

塩については、販売数量の増加および工業塩の販売価格の引上により増収を期待できるが、歳出においては輸入数量の増加および船賃高騰の結果、輸入原価の高騰を招き当初予算を大幅に上廻ることとなった。

以上が補正の内容である。

二　本予算の可決理由

本補正予算はやむを得ない要因によるものであり可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月十七日

衆議院議長益谷秀次殿

予算委員長　三浦　一雄

総理府設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、売春に関する諸問題が重要かつ複雑であることにかんがみ、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて売春対策に関する重要事項を調査審議する機関として、総理府の附属機関のうちに売春対策審議会を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、売春対策の樹立に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算の総理本府の項中、売春対策審議会設置に伴う経費として五十三万七千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年二月十七日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

家事審判法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、家事審判法による審判又は調停で定められた家事債務の任意の履行を促進し、確保するための新たな手続を規定しようとするものである。その要旨は次の三点である。

第一　家庭裁判所は、家事債務の履行状況を調査し、義務者に対し、義務の履行を勧告することができること。

第二　家庭裁判所は、財産上の給付を目的とする家事債務を履行しない者に対し、その履行を命ずることができ、この命令に従わない者には過料の制裁を科すること。

第三　家庭裁判所は、金銭の支払を目的とする家事債務の履行について、義務者の申出により、権利者に支払うべき金銭の寄託を受けることができること。

すなわち、現行法のもとにおいて、扶養、離婚に伴う財産分与その他いわゆる家事債務について、家事審判法による審判又は調停がなされた場合、その義務の履行を確保する手段は強制執行である。

しかるに、家事債務は、その大部分は小額であり、また、近親者あるいはかつて近親の関係にあつた者相互間におけるものである関係上強制執行の手段に訴えること

は、必ずしも実際的でなく、かつ、また感情上これを回避する傾向を生じ、折角、審判、調停によつて義務が確定しても、不履行に終つてしまう場合が少なくないのである。

かかる現状よりして、強制執行以外に家事債務の履行を確保する制度を創設する必要を認め、本案が提出せられたのである。

二　議案の修正議決理由

当委員会においては、本案が、わが国司法制度一般にも関連をもつ画期的にして重要な改正である点にかんがみ、慎重審議を重ねたのであるが、論議の対象となつたのは、

1　現在の強制執行が家事債務の履行確保に適さないものであるならば、家事事件の権利者に対し、訴訟救助の道を講じるとともに、簡易な強制執行制度を考えるべきではないか。

2　普通の民事裁判、調停等においても、家事事件と同様、小額債権及び救助を要するものと考えられる債権者を含んでいるが、家事事件の債権についてのみかかる履行確保の制度を新設し、普通裁判、調停等を別個の取扱にしようとすることは、司法制度を乱すものではないか。

3　調査、勧告の制度は、権利者の申立がなくとも、職権でやれるようになつているが、乱用のおそれ等はないか。

4　履行命令に従わないときは、過料に処することにしているが、命令違反があれば過料は何回でも繰り返えすことができるか。

過料の繰返しは、小額債務については弊害を生ずる恐れもあり、債権者の保護にならぬではないか。

等の点である。

かくて、家事事件の特殊性にかんがみ、今回の改正はおおむね妥当なものと認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。その修正内容は、家庭裁判所は、権利者の申出があつたとき始めて、履行状況の調査、勧告ができることとしたのである。

次に、自由民主党及び日本社会党共同提案により別紙の通り附帯決議が提出されたが、多数をもつて可決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度裁判所関係予算に二百十五万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年二月十七日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

第十五条の次に次の三条を加える。

第十五条の二　家庭裁判所は、○権利者の申出があるときは、○審判で定められた義務の履行状況を調査し、義務者に対して、その義務の履行を勧告することができる。

第十五条の三　家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払その他の財産上の給付を目的とする義務の履行を怠つた者がある場合において、相当と認めるときは、権利者の申立により、義務者に対し、相当の期限を定めてその義務の履行をなすべきことを命ずることができる。

第十五条の四　家庭裁判所は、審判で定められた金銭の支払を目的とする義務の履行について、義務者の申出があるときは、最高裁判所の定めるところにより、権利者のために金銭の寄託を受けることができる。

〔別紙〕

家事審判法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一　家事事件の小額債権については、その執行を容易ならしめ、且つ簡易化するため政府は、すみやかに、適切なる方策を樹てること。

一　第二十八条の過料制度運用については慎重を期し、適正に行われるよう深く留意すること。

右決議する。

〔第十一号参照〕

検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行の検疫法は、昭和二十六年第十回国会において制定され、昭和二十七年第十三回国会において、外国の軍用艦船、軍用航空機の検疫取扱を簡略にする等一部改正を見たのであるが、わが国が加盟している世界保健機関の国際衛生規則は、現行の検疫法の公布後に、制定されたため、その間、若干の相違点が生ずるにいたつた。

よつて、国際的協力の面から今回現行の検疫法を改正して、国際的な検疫制度に即応させるとともに、他面従来の経験に徴し、検疫実施上簡易化できる面はできるだけ簡易化して国際間の交通を円滑にしようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　回帰熱を検疫伝染病に加えること。

2　検疫伝染病患者の委託収容の範囲を拡大すること。

3　検疫港以外の港における検疫制度を設けること。

4　検疫所長の行う衛生措置に、検疫伝染病予防上必要な調査を加えること。

二　議案の可決理由

検疫実施の簡易化を図る外、国際衛生規則に即応する趣旨のもので、国際間の交通を円滑ならしめるため、時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に検疫所施設費として二億六千百七十一万一千円が計上され、この中に本法改正案に要する経費として五千円が含まれている。

右報告する。

昭和三十一年二月十八日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

未帰還者留守家族等援護法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

未帰還者の帰還促進のため現在その実状を調査究明にあらゆる努力が払われているが諸般の事情から現在なお多数の状況不明者を残している実情であつて、本年七月三十一日までに同法第十三条に規定する過去七年間において生存資料のない未帰還者の調査を完了し、それに基いて必要な措置を講ずることはきわめて困難であると考えられる。よつて留守家族手当の支給打切の期日を更に三箇年間延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

未帰還問題がいまだ十分に解決されていない実情と国際情勢の現状にかんがみ、留守家族手当等の支給期間を延長することは、きわめて時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に留守家族等援護費として、十三億九千四百四十二万七千円が計上され、この中に本法改正案に要する経費として五億一千四百三十二万四千円が含まれている。

右報告する。

昭和三十一年二月十八日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島復興のための資金需要の現状にかんがみ、この際政府から右資金を出資することは適切な措置とみとめられるので、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は、サンフランシスコ平和条約第十三条(a)の規定に基き作成されたもので、日仏間の航空業務に関し、協定の附表に定める路線に従い、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定したものであり、さきに国会の承認を得た日米、日英、日加等の航空協定と同一の目的及び意義を有するものである。

よつて政府は、本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本件は、日本国とフランスとの間の航空業務に関して、これまでのフランスの一方的権利をあらため、両国の双務的基礎の下に開設するために必要かつ適切な措置であると認め、これを承認すべきものであるが、本案は先般の名瀬市の大火もあり、資金需要が著しく増大している実情にかんがみ、必要な保証基金を確保するため、国は、同協会に対して新たに二千五百万円を出資し、もつて同群島復興の促進に便ならしめるよう本法の一部に改正を加えようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、奄美群島復興のための資金需要の現状にかんがみ、この際政府から右資金を出資することは適切な措置とみとめられるので、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

のと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本協定は、日印平和条約第二条(a)の規定に基き作成されたもので、日印間の航空業務に関し、協定の附表に定める路線に従いその業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定したものであり、さきに国会の承認を得た日米、日英、日加等の航空協定と同一の目的及び意義を有するものである。
よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本件は、日本国とインドとの間の航空業務に関して、これまでのインドの一方的権利をあらため、両国の双務的基礎の下に開設するために必要かつ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本協定は、サンフランシスコ平和条約第十三条(a)の規定に基き作成されたもので、日濠間の航空業務に関し、協定の附表に定める路線に従い、その業務運営の権利を相互に許与するとともに、その運営開始の手続及び運営の条件を双務的基礎において規定したものであり、さきに国会の承認を得た日米、日英、日加等の航空協定と同一の目的及び意義を有するものである。
よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本件は、日本国とオーストラリア連邦との間の航空業務に関して、これまでのオーストラリア連邦の一方的権利をあらため、両国の双務的基礎の下に開設するために必要かつ適切な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十五条に関するもの）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本議定書は、千九百五十四年六月の国際民間航空機関の第八回総会において採択されたもので、国際民間航空条約の第四十五条後段を改めるもので、同条における国際民間航空機関の所在地は理事会の決定により一時的に他の場所に移し得るに過ぎないとなつている規定を、総会の決定があれば一時的でなく他の場所に移すことができるよう追加し改めるというのである。
本議定書の効力発生は四十二国の締約国の批准を要することとなつており、いまだ効力は発生していない。
よつて政府は、国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十五条に関するもの）の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本議定書を承認することは、国際民間航空の運営を円滑に遂行するために必要かつ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十八条等に関するもの）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本議定書は、千九百五十四年六月の国際民間航空機関の第八回総会において採択されたもので、同機関条約第四十八条(a)の総会の「毎年一回」の会合を改めて、「少くとも三年に一回」会合するように改正し、同条約第四十九条(e)及び第六十一条の「年次予算」の語を数年の予算を意味するよう複数に改めるというのである。
本議定書の効力発生は、四十二箇国の締約国の批准を要することとなつており、いまだ効力は発生していない。
よつて政府は、国際民間航空条約の改正に関する議定書（第四十八条等に関するもの）の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由
本議定書を承認することは、国際民間航空の運営を円滑に遂行するために必要かつ妥当な措置であると認め、これを承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、昭和三十一年度予算に照応して関係条文を改正しようとするものであつて、京都大学に附置研究所として、ウイルスの探究並びにウイルス病の予防と治療に関する学理及びその応用の研究を目的とするウイルス研究所の設置を規定しようとするものである。

二　議案の可決理由
ウイルス病の病原体を探究し、その予防と治療に関する学理並びにその応用面の研究を行うために、ウイルス研究所を設けることは時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十一年度一般会計予算に九百五十八万四千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

日本学士院法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨
本案は、日本学術会議のうちに置かれていた日本学士院を、日本学術会議から分離独立させようとするものであり、従つて内閣総理大臣の所轄から文部大臣の所轄となること、また会員の選定は、日本学士院自体で行うこと、さらにその事業として、恩賜賞、日本学士院賞の授与、外国人に対する日本学士院客員の称号の授与、国際学士院連合に加入することができること等に関して規定しようとするものである。

二　議案の可決理由
日本学士院会員は、日本学士院において選定することとし、これに伴い日本学士院を日本学術会議から文部省に移管し、学術の発達に寄与するため恩賜賞の授与をはじめとして必要な事業を行うことは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
従来、日本学術会議の一部として、予算も一括計上されていたものが、今回、日本学士院の部分のみ内閣総理大臣所轄から文部大臣所轄へ分離独立することとなつたので、日本学術会議要求予算の内より四千七百十五万円が日本学士院の運営費として独立計上されたものである。従つて本案施行による予算の新規増減はない。
右報告する。
昭和三十一年二月二十一日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

【第十二号参照】

捕獲審検所の検定の再審査に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法は、日本国との平和条約第十七条に規定する義務を履行するため、旧捕獲審検所の検定に対して、連合国より要請があつた場合、国際法に従つてこれを再審査することを目的とするものであるが、事柄の性質上法律の存続期間は、本年四月二十七日までと規定されている。しかしながら、再審査に関する連合国の状況にかんがみれば、なお再審査の要請があるものと予想されるので、法律の存続期間を更に一箇年延長しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、日本国との平和条約第十七条の規定による義務を履行するため、適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十一年度一般会計予算中、捕獲審検再審査委員会に必要な経費として、四百三十万円を計上している。
右報告する。

昭和三十一年二月二十一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は次の事項からなつている。すなわち、
1　法律上のみならず実際上新設するものとして、パラグァイ、ギリシヤに公使館、ウィニペッグ、メルボルンに領事館を設ける。
2　法律上の設置に止め隣接国駐在大公使をして兼轄せしめるものとして、ハイティ、エクアドル、サウディ・アラビア、ジョルダン及びスーダンに公使館を新設する。
3　昇格せしめるものとして、シアトル、ベレーンの領事館を総領事館とする。
以上のごとく公使館、領事館の新設及び領事館の総領事館への昇格に伴つて、在外公館の名称及び位置を定める法律（昭和二十七年法律第八十五号）の一部を改正し、これら在外公館に勤務する公使、総領事、領事等の外務公務員の給与に関し、在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）の一部をも改正する必要がある。
なお、この法律は、昭和三十一年四月一日から施行することが定められている。

二　議案の可決理由
本案は、当該諸国との間に貿易促進、移民の送出、並びに国際連合、国際会議等における支持を獲得し、友好親善関係を一層緊密にするために、公使館、領事館の新設及び領事館を総領事館に昇格せしめることは、きわめて妥当な措置であり、また、これら在外公館に勤務する公使、総領事、領事等の外務公務員の給与を定めることも必要と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本件施行に要する経費
所要経費は昭和三十一年度一般会計予算外務省所管、在外公館経費に一億二百八十二万七千円を計上している。

右報告する。
昭和三十一年二月二十二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

日本学術会議法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、日本学術会議の国際学術団体への加入については、現状におけるような現行法の解釈、運用によることなく、その根拠規定を法文に明記し、また、会員の選挙において、違反行為があつた場合は、選挙権及び被選挙権の停止並びに当選無効の措置を講ずる等、所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の可決理由
日本学術会議の国際学術団体への加入、会員の選挙権及び被選挙権の停止等について所要の規定を設けることは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年二月二十三日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

〔第十三号参照〕

入場譲与税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案の要旨は、入場譲与税法の一部に改正を加えて本譲与税の総額を入場税収入の十分の九から十分の十に増額し、また地方交付税の不交付団体に譲与すべき額から当該団体の収入超過額の一定割合相当額を減額し、この減額分を他の都道府県に人口にあん分して再譲与しようとすることである。この一定割合は政令で定めることとし二割を予定している。その目的とするところは、地方財政の現状にかんがみ、これが改善の一方途として本譲与税について右のごとき改正を行つて地方財源を拡充するとともに、都道府県間の財源調整を行い、これによつて、地方財源の偏在を是正しようとするものである。
なお、本改正によつて昭和三十一年度の本譲与税の総額は百六十二億二千万円となり、財源調整のための減額再譲与分は十七億九百万円と見込まれている。

二　議案の可決理由
本案は、地方財源の拡充とその偏在是正を図ろうとするものであるから、地方財政の現状にかんがみ適当な措置と認められる。よつて原案通り本案は可決すべきものと全会一致議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年二月二十四日
地方行政委員長　大矢　省三
衆議院議長益谷秀次殿

〔第十四号参照〕

昭和三十一年度一般会計予算に関する報告書

本予算の要旨
昭和三十年度における財政経済の健全化政策と欧米の経済活況は国際収支を著しく改善するとともに、農産物の空前の豊作は因となり果となつて生産、国民所得の増加貯蓄の伸張により自立経済の達成と国内経済態勢の整備に寄与した。昭和三十一年度の財政経済の基本方針は経済健全化政策を維持し、数量景気を価格景気に転ぜしめないで予想される輸出競争の激化にそなえ、一面経済自立五箇年計画の初年度として生産基盤の強化と雇用の促進をはかる必要がある。これがため通貨価値の安定、国、地方を通ずる健全財政の堅持、地方財政の再建を初め、緊要な諸施策を重点的かつ効率的に実行することとした。
すなわち本予算は次の特色を有している。（昭和三十年度予算との比較の計数は当初予算による。）

(一)　収支の均衡確保　租税その他普通歳入を確保し、この範囲内にて重点的効率的に重要政策を推進し、公債は発行しないこととなつている。しかして予算規模は国民所得と比較して前年度と同様十四・八パーセントとなつている。

(二)　税制の改正　給与所得に対し税不均衡是正のため減税を行い、その財源として間接税の一部の増徴、退職給与引当金制度の改正により財源調達を行うこととしている。

(三)　社会保障関係費の充実　前年度と比較し百二十二億円を増額し一千百三十四億円を計上してその充実をはかつた。本経費は一般会計予算額に比し昭和三十年度十パーセント昭和三十一年度十一パーセントとなつている。

(四)　住宅対策費の増加　公営住宅においては前年度より三億円減じて百三億円の計上であるが住宅金融公庫、日本住宅公団を含めると四十五億円の増となつており、民間の自力建設を含め四十三万戸となり、前年度計画より一万戸の増加を目途としている。

(五)　新農村の建設　農家経済の安定と生活の向上とをはかるため、立地に応じ、土地条件の整備、経営の多角化、共同施設の充実等に必要な経費約十五億円を新規計上してある。

(六)　科学技術の振興費の充実　原子力の平和利用のため二十億円を計上し、又試験研究体制の整備につとめている。

(七)　自主防衛態勢の整備　防衛態勢を整備するため昭和三十年度に比して百三十四億円増額し、一千二億円計上し、米軍に対する施設提供費を二十六億円増額して百五億円計上してある。
一方、防衛分担金については米国と交渉の結果八十億円減じて三百億円となつている。

(八)　地方財政の再建　本予算における措置としては(1)長い間の懸案であつた公共事業費の補助率を引き上げ、(2)地方交付税率を所得税法人税および酒税の収入見込額に対する二十二パーセントから三パーセント引き上げ二十五パーセントとし昭和二十九年度の清算分を含め二百五十四億円増額して一千六百二十八億円とした。この外地方財政改革の根本的な再建方策をとることとなつている。
以上が、本予算の特色となつている主な事項であるがその内容は、次のとおりである。

歳出
重要経費別の内容は次の通りである。

一　生活保護費　昭和三十一年度　三百六十三億円　昭和三十年度　三百四十八億円

(1)　昭和三十年度予算には昭和二十九年度不足補てん分十億円が含まれているので、前年度に比して二十四億円の増加となつている。

(2)　保護人員は各扶助とも、最近の実績、昭和三十一年度の経済情勢を考慮して、昭和三十年度に対し二・五パーセントの増加を見込んでいる。

(3) 経費の内訳は次のとおりである。

保護費	三百四十八億円	三百三十五億円
当該年度分	三百四十八億円	三百二十五億円
生活扶助	百四十三億円	百三十四億円
医療扶助	百八十七億円	百八十四億円
その他扶助等	十七億円	六億円
前年度不足補てん分	○	十億円
保護施設事務費	八億円	七億円
保護施設整備費	二億円	二億円
法施行事務費	四億円	四億円
計	三百六十三億円	三百四十八億円

二　児童保護その他社会福祉費　昭和三十一年度　七十六億円　昭和三十一年度　七十五億円

昭和三十年度予算には昭和二十九年度の不足補てん分二億円が含まれているのでこれを除くと、昭和三十一年度は昭和三十年度に比して三億円の増加となる。

三　遺族および留守家族等援護費　昭和三十一年度　五十億円　昭和三十年度　四十六億円

遺族年金および留守家族手当については旧軍人遺族の公務扶助料の引上げに対応して、昭和三十一年七月分から年額三万五千二百四十五円ベースへの引上げを行う等の措置がとられている。

四　社会保険費　昭和三十一年度　百六十一億円　昭和三十年度　百二十四億円

(1) 厚生保険特別会計等へ繰入　六十四億円　四十四億円

政府管掌健康保険の財政を再建し、その運営の健全化をはかるため、昭和三十一年五月から医療給付費についての被保険者の一部負担、標準報酬月額の引上げ（現行の最低三千円最高三万六千円を、最低四千円最高五万二千円とする。）、薬価対策等の措置を講ずるとともに、国庫においても、財政再建のための補給金として三十億円を厚生保険特別会計の健康勘定へ繰り入れる等の措置を講じた。

(2) 船員保険特別会計へ繰入　三億円　三億円

厚生保険特別会計と同様な措置を講ずることとなつている。

(3) 国民健康保険助成費　八十八億円　七十三億円

現在未加入の被保険者数三千万人に対し、すみやかな普及を期待し、また、事務費補助単価の引上げ等を行うこととしている。

五　失業対策費　昭和三十一年度　三百五十二億円　昭和三十年度　二百八十九億円

(1) 失業対策事業費補助　百五十七億円　百三十三億円

一般失業対策　三十五億円　三十五億円

特別失業対策

臨時就労対策事業

失業者吸収人員（一日平均）は次のとおりである。

	昭和三十一年度	昭和三十年度
一般失業対策	二十万八千人	十九万人
特別失業対策	二万人	三万人
臨時就労対策事業	二万人	○

(2)(3) 臨時就労対策事業費　二十四万八千人　二十二万人

失業保険費　六十九億円　○

失業保険の給付費においては、月平均一般保険で三十三万六千人（昭和三十年度四十五万四千人）に対して給付を行うものとして積算している。給付人員が昭和三十年度に比べ減少しているのは、最近の新規発生失業者の減少傾向を考慮したためである。

(4) 政府職員等失業者退職手当　八十七億円　百十七億円

六　結核対策費　昭和三十一年度　百三十四億円　昭和三十年度　百三十億円

結核の予防対策の強化、国立結核療養所の看護体制の強化、医療費の公費負担の対象に、社会保険の恩恵に浴さない患者の外科手術に伴う入院料（食費を除く。）を認める等の措置を講じた。

七　義務教育費国庫負担金　昭和三十一年度　七百七十億円　昭和三十年度　七百三十七億円

昭和三十一年度における児童生徒の増加による教員の増加、教材費の増加に伴い増額することとなつた。

八　国立学校運営費　昭和三十一年度　三百三十四億円　昭和三十年度　三百九億円

昭和三十一年度　八十一億円　昭和三十年度　八十五億円

九　文教施設費

公立文教施設費においては、小学校の不正常授業の解消、国立文教施設費においては、戦災復旧工事に重点をおくこととなつている。

昭和三十一年度　四十二億円　昭和三十年度　四十二億円

一〇　育英事業費　昭和三十一年度　百十四億円　昭和三十年度　八十三億円

一一　科学技術振興費

(1) 原子力平和利用

原子力の平和利用費については、原子力研究所の改組、原子燃料公社および金属材料技術研究所の新設、研究費の充実等、原子核研究所等の経費を含めて昭和三十年度より十五億円増額し二十億円を計上しているほか、国庫債務負担行為十六億円を計上している。

(2) 南極探険のための経費として、宗谷丸の改装費を含めて七億五千万円を計上するほか国際地球観測年の事業の経費二億二千五百万円（昭和三十年度八千七百万円）を計上した。

一二　国債費　昭和三十一年度　三百八十五億円　昭和三十年度　四百三十四億円

(1) 国債償還　百五十七億円　二百四億円

(2) 国債利子　二百二十七億円　二百二十八億円

(3) 国債事務取扱費　二億円　二億円

一三　文官等恩給費　昭和三十一年度　百七十三億円　昭和三十年度　百六十四億円

本予算においては、昭和二十三年六月三十日以前に退職した文官に対する恩給の不均衡是正のための経費約九億円を計上、その他受給者の増加に伴う恩給費が増加している。

一四　旧軍人遺族等恩給費　昭和三十一年度　七百二十六億円　昭和三十年度　六百六十九億円

公務扶助料の受給人員の増加、仮定俸給の号俸是正、ベース改訂による実施を行うこととなつている。

恩給種別の内訳は次のとおりである。

種別	支給人員		金額	
	昭和三十一年度	昭和三十年度	昭和三十一年度	昭和三十年度
年金	百九十四万人	百九十一万六千人	七百三十四億四千一百万円	六百三十四億三千一百万円
公務扶助料	百四十七万五千人	百四十七万三千人	六百八億三千万円	五百三十七億八千八百万円
その他	四十六万五千人	四十四万四千人	百十六億三千一百万円	九十六億三千三百万円
一時金等	三千人	十八万一千人	一億八千八百万円	四十五億一千五百万円
計	百九十四万三千人	三百九万七千人	七百三十六億三千九百万円	六百六十九億三千六百万円
			昭和三十一年度	昭和三十年度
			一千六百二十八億円	一千三百七十四億円

一五　地方交付税交付金

地方財政に対する再建方策として(1)地方行政機構の合理化、教育委員の公選制の廃止等

の地方歳出の削減措置、(2)補助金の合理化による地方団体の財政負担軽減、(3)日本国有鉄道、日本電信電話公社等の全固定資産に対する賦課、都市計画税および国有資産等所在市町村交付金及び納付金の創設、受益者負担制度の拡充等地方自主財源の充実、(4)地方団体間の財源調整の見地より、入場譲与税の配分方法の改訂等の措置を講じた結果、なお生ずる財源の不足額を補てんする目途のもとに所得税、法人税および酒税に対する地方交付税の率を現行の百分の二十二から百分の二十五に引き上げることとする。

昭和三十一年度　四百六億円　昭和三十年度　四百六十億円

一六　防衛支出金　三百八十億円

内訳は次のとおりである。

合衆国軍交付金　三百億円　三百八十億円

施設提供等諸費　百億円　七十四億円

軍事顧問団経費　六億円　六億円

昭和三十一年度　昭和三十年度

一七　防衛庁経費　一千二億円　八百六十八億円

自衛態勢を整備するため昭和三十年度に引き続き陸上自衛隊員一万名の増員、その他海上、航空自衛隊においてそれぞれ所要の増勢計画をたて、又、本歳出予算のほか、国庫債務負担行為として百四十三億円、継続費として二十七億円を計上している。

昭和三十一年度　昭和三十年度

一八　賠償等特殊債務処理費　百億円　百億円

本経費は、賠償等特殊債務処理特別会計へ（新設）繰り入れるため必要な経費である。

昭和三十一年度　昭和三十年度

一九　公共事業関係費　一千四百十九億円　一千四百六十六億円

内訳は次の通りである。

(1)治山治水対策事業費　三百五十六億円　三百六十七億円

(2)道路整備事業費　二百六十四億円　二百三十七億円

(3)港湾漁港等整備事業費　九十四億円　九十一億円

(4)食糧増産対策事業費　二百四十七億円　二百四十六億円

災害復旧等事業費　四百四十億円　五百十三億円

(6)(5)土地改良復旧事業費　十三億円　十四億円

(7)国土総合開発事業調整費　五億円　○

昭和三十一年度　昭和三十年度

二〇　住宅対策費　百三億円　百七十三億円

本予算における経費は、公営住宅の補助であり、住宅金融公庫および日本住宅公団に対する繰入は行わないこととなつている。公営住宅においては第一種二万八千戸、第二種二万戸および昭和三十年に発生した風水害、火災等の災害復旧のための第二種住宅九百六十三戸、合計四万八千九百六十三戸の建設を予定している。

昭和三十一年度　昭和三十年度

二一　農業保険費　百十二億円　百四十六億円

昭和三十一年度　昭和三十年度

二二　外航船舶建造融資利子補給　三十一億円　三十五億円

昭和三十一年度　昭和三十年度

二三　予備費　八十億円　八十億円

歳入

部別の内容は次のとおりである。

昭和三十一年度　昭和三十年度

一　租税及印紙収入　八千二百六十七億円　七千七百四十八億円

(1)　所得税　二千六百二十三億円　二千六百九十九億円

うち

源泉分　一千九百九十六億円　二千五十六億円

申告分　六百二十七億円　六百四十三億円

給与所得の控除額を最高八万円（現行最高六万円）とする。かかる税法改正による平年度減収額は百五十一億円である。

(2)　法人税　二千百九十一億円　一千九百四十八億円

法人の支出する交際費、接待費、機密費等が一定の金額をこえた金額の全額（現行、そのこえる金額の二分の一に相当する金額）を損金に算入しないこととする改正を行い、七十八億円の増収をはかり、かつ、課税上損金に算入される退職給与引当金勘定への繰入額の累積限度額を、従業員の全員が退職したと仮定した場合において支給すべき退職金の総額の二分の一に相当する金額とする改正を行うことにより十億円の増収を見込むこととなつている。

(3)相続税　五十七億円　五十一億円

(4)再評価税　三十六億円　三十四億円

(5)酒税　一千六百五十億円　一千五百九十九億円

(6)砂糖消費税　五百三十一億円　四百四十五億円

(7)揮発油税　三百七億円　三百六十億円

(8)物品税　二百八十七億円　二百三十一億円

(9)取引所税　二億円　三億円

有価証券取引税　七億円　六億円

(10)通行税　二十三億円　二十三億円

(11)関税　三百十八億円　二百三十億円

(12)砂糖に対する関税について従価税率を従量税率に改め、税率を粗糖について一キログラム当り十四円（現行従価百分の二十）に引き上げる等の改正を行い、六十二億円の増収を見込んである。

(13)屯税　二億円

(14)印紙収入　三億円

二　専売納付金　二百三十三億円　二百十九億円

(1)　日本専売公社納付金　昭和三十一年度　昭和三十年度

昭和三十年度より四十七億円減少の理由は、たばこの新製品の発売その他により昭和三十年度予算の計画を下まわらない業績を確保しているが、たばこ消費税の税率百十五分の十五から百分の十七に引き上げられることにより昭和三十年度限りの臨時措置として交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金を差し引いた益金の減少である。

一千百二十七億円　一千百七十五億円

一千百二十五億円　一千百七十一億円

(2)　アルコール専売事業特別会計納付金　三億円　四億円

昭和三十一年度　昭和三十年度

三　官業益金及官業収入　百三十六億円　百二十二億円

昭和三十一年度　昭和三十年度

七十七億円　七十一億円

四　政府資産整理収入　昭和三十一年度　昭和三十年度

三百六十一億円　三百九十億円

五　雑収入　三十五億円　二十八億円

内訳は次のとおりである。

国有財産利用収入　六十七億円　百三十三億円

納付金　二百五十九億円　二百二十九億円

諸収入　昭和三十一年度　昭和三十年度

三百八十一億円　四百八億円

六　前年度剰余金受入

以上が予算の内容である。

二

本予算の可決の主な理由は次の諸点である。

1　予算の規模は、わが国の経済規模に対して適当であり、かつ、普通歳入の範囲内で施策を行うことは、通貨価値の安定維持というわが国の基本方針にそうものである。

2　給与所得者の減税を行つたことは税負担の均衡の建前から妥当な措置である。
3　社会保障及び防衛の自衛に、国民生活の安定と防衛にそれぞれ努力をつくしたことは適切な措置である。
4　地方財政の再建に積極的な方針がたてられ、中央地方財政の健全化に寄与するものである。
5　その他歳出における重点的効率的資金投与はきわめて適切である。

以上の理由により本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

予算委員長　三浦　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年度特別会計予算に関する報告書

一　本予算の要旨

本予算は、一般会計に準じ、経費の重点的、効率的使用を図り、事業の円滑な遂行を期することとして所要の予算が計上されており、会計の数は新設される、賠償等特殊債務処理特別会計および特定物資納付金処理特別会計の歳入、歳出予算は次の通りである。

特別会計名	歳入 千円	歳出 千円
交付税及び譲与税配付金	一八六、四四五、六四八	一八六、四四五、六四八
造幣局	一、七〇七、〇七五	一、七〇七、〇七五
印刷局	五、二六〇、七一八	四、六四九、三〇一
資金運用部	六一、九八八、六八五	六一、九八八、六八五
国債整理基金	四五二、七二九、一二五	四五二、七二九、一二五
貴金属	一七四、五五九	一七四、五五九
外国為替資金	八、八一六、七七五	八、八一六、七七五
産業投資	一八、六四九、〇五六	一八、六四九、〇五六
経済援助資金	三六八、六六三	三六八、六六三
余剰農産物資金融通	二一、五三六、六三〇	二一、五三六、六三〇
賠償等特殊債務処理	二二、〇〇〇、一〇〇	二二、〇〇〇、一〇〇
厚生保険	五九、五一五、四五八	五九、五一五、四五八
健康勘定	二、五七〇、六六二	二、五七〇、六六二
日雇健康勘定	四七、一三六、二〇三	四五、三五四、八三二
年金勘定	三、五三四、一九〇	四、三三五、一九〇
業務勘定	八、一四七、二九三	八、一四七、二九三
船員保険	二〇〇、五九七	二〇〇、五九七
国立病院	八七四、六九五、六八六	八七四、六九五、六八六
あへん		
食糧管理		
農業共済再保険	二、八九七、六九三	二、八九七、六九三
再保険金支払基金勘定	一一、七八三、八〇九	一一、七八三、八〇九
農業勘定	二、九一七、二五五	二、九一七、二五五
家畜勘定	七五、七〇九	七五、七〇九
業務勘定	四一九、九五四	四一九、九五四
森林火災保険		
漁船再保険		
普通保険勘定	一、三三七、〇九四	一、三三七、〇九四
特殊保険勘定	四二〇、〇九四	四二〇、〇九四
給与保険勘定	七九、四八三	七九、四八三
業務勘定	二八、一八三	二八、一八三
自作農創設特別措置	一、四五九、二〇四	一、四五九、二〇四
開拓者資金融通	二、三六〇、六七二	二、三六〇、六七二
国有林野事業	四〇、九〇五、四二五	四〇、九〇五、四二五
糸価安定	六、四二四、六四八	六、四二四、六四八
中小漁業融資保証保険	六二八、二八四	六二八、二八四
アルコール専売事業	三、二七三、三四四	二、八六三、六四六
輸出保険	四、二五一、一五九	四、二五一、一五九
中小企業信用保険	三、一二四、三八二	三、一二四、三八二
特別鉱害復旧	七八三、二〇二	七八三、二〇二
特定物資納付金処理	一、六〇二、七六一	一、六〇二、七六一
木船再保険	七四、九九四	七四、九九四
自動車損害賠償責任再保険		
保険勘定	二、二二九、四八七	二、二二九、四八七
保障勘定	一八九、一九一	一八九、一九一
業務勘定	三八、九〇六	三八、九〇六
郵政事業	一二六、二四一、〇三八	一二六、二四一、〇三八
郵便貯金	四〇、六八四、三二四	四〇、六八四、三二四
簡易生命保険及郵便年金	一〇六、三八一、三六七	三七、八九二、五一九
保険勘定	一、九七一、七五二	七〇〇、八一三
年金勘定	二五、三五九、四二九	二五、三五九、四二九
労働者災害補償保険	三五、二九五、六三二	三五、二九五、六三二
失業保険	五一〇、五〇〇	五一〇、五〇〇
特定道路整備事業	二、二〇四、四〇〇、九〇九	二、〇九六、三九〇、四三五

計

次に主な特別会計についての内容は次の通りである。

交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入

1　一般会計より受入　一千六百四十六億三千三百三十四万八千円
　地方交付税交付金財源受入　一千六百二十七億九千八百二十三万五千円
　地方道路譲与税譲与金財源受入　十八億三千五百十一万三千円
2　入場税　百六十二億二千百万円
3　地方道路税　五十五億八千五百万円
4　前年度剰余金　六百万円
5　雑収入　三十万円
計　一千八百六十四億四千五百六十四万八千円

歳出

1　地方交付税交付金　一千六百二十七億九千八百二十三万五千円
2　入場譲与税譲与金　百六十二億二千百万円
3　地方道路譲与税譲与金　七十四億二千十一万三千円
4　諸支出金　三十万円
5　予備費　六百万円
計　一千八百六十四億四千五百六十四万八千円

二　資金運用部特別会計

資金調達

1　預託金の増加　一千三百八十一億円
　郵便貯金　九百九十億円
　簡保年金　六十五億円
　厚生保険　三百十五億円
　その他　十一億円
2　既運用金の回収　三百十八億円

国債　一億円
地方債　百六十億円
その他　百五十七億円
3 前年度より繰越　百二億円
計　一千八百一億円

資金運用
1 特別会計貸付　十億円
開拓者資金融通　十億円
2 政府関係機関貸付　九百三億円
開発銀行　八十億円
北海道開発公庫　三十億円
輸出入銀行　百九十七億円
農林漁業金融公庫　百四十五億円
国民金融公庫　百二十五億円
中小企業金融公庫　百三十五億円
住宅金融公庫　百三十六億円
国有鉄道　五十五億円
3 その他　七百八十六億円
電源開発会社　百九十三億円
商工中金　十億円
住宅公団　五十三億円
勤労者厚生　五十五億円
道路公団　十億円
帝都高速度交通営団　十五億円
地方債　四百五十億円
4 翌年度へ繰越　百二億円
計　一千八百一億円

三 産業投資特別会計

収入
1 運用収入　百六十五億九千五百万円
利殖金　四十六億八千七百万円
納付金　七十億円
回収金　四十九億八百万円
2 特定物資納付金処理特別会計より受入　十五億円
3 前年度より繰越　五億五千四百万円
計　百八十六億四千九百万円

支出
1 産業投資支出　百三十二億円
電源開発株式会社出資金　三十億円
北海道開発公庫出資金　十億円
東北興業株式会社出資金　二億円
石油資源開発株式会社出資金　七億円
日本輸出入銀行出資金　四十八億円
農林漁業金融公庫出資金　十億円
日本住宅公団出資金　十五億円
日本航空株式会社出資金　十億円
2 事務費　三百万円
3 国債整理基金特別会計へ繰入　五十三億九千二百万円
4 予備費（翌年度へ繰越）　五千四百万円
計　百八十六億四千九百万円

昭和三十年度において特殊物資納付金処理特別会計から受け入れる予定であつた七十億円は、同特別会計法および関係法が成立しなかつたため収入とならなかつたが、昭和三十一年度は特定物資納付金処理特別会計から十五億円（バナナ、パイナップル罐詰等の輸入に伴う超過利益）を受け入れる予定である。

四 余剰農産物資金融通特別会計

資金の運用計画
1 電源開発事業貸付金　百二億八千万円
（うち、二十三億九千七百万円は昭和三十年度協定による分）
2 農地開発事業貸付金　五十八億六千七百万円
（うち、十三億三百万円は昭和三十年度協定による分）
3 開拓者資金融通特別会計貸付金　一億七千四百万円
4 森林漁港等振興事業貸付金　四十一億四千五百万円
5 生産性本部貸付金　十億円
計　二百十四億六千六百万円

五 賠償等特殊債務処理特別会計（新設）

歳入
1 一般会計より受入　百億円
2 一般会計決算上剰余金受入　百二十億円
3 雑収入　十万円
計　二百二十億十万円

歳出
1 賠償等特殊債務処理費　百五十億円
2 諸支出金　十万円
3 予備費　七十億円
計　二百二十億十万円

六 厚生保険特別会計

政府管掌健康保険については、昭和三十一年五月から医療給付費について被保険者の一部負担、標準報酬月額の引上げ（現行最低三千円、最高三万六千円を最低四千円、最高五万二千円とする）、薬価対策等の措置を講ずるとともに一般会計から臨時の補給金として三十億円を健康勘定に繰入れることとしている。

歳入
1 保険料収入　五百四億九千四百五十五万七千円
2 一般会計より受入　三十億円
3 借入金　六十億円
4 雑収入　二千九十万一千円
計　五百九十五億一千五百四十五万八千円

歳出
1 保険給付費　五百十二億四千五百二十二万四千円
2 業務勘定へ繰入　四億三千七百四十一万四千円
3 国債整理基金特別会計へ繰入　六十億三千万円
4 諸支出金　三百八十二万円
5 予備費　十七億九千九百万円
計　五百九十五億一千五百四十五万八千円

日雇健康勘定

歳入
1 保険料収入　二十億五千四百八十八万二千円
2 一般会計より受入　三億二千五百二十五万円
3 積立金より受入　一億四千百三十六万七千円

4 雑収入　四千九百十六万三千円
計　二十五億七千六十六万二千円

歳出
1 保険給付費　二十二億七千四百二十六万二千円
2 業務勘定へ繰入　六千六百万円
3 諸支出金　四十万円
4 予備費　二億三千万円
計　二十五億七千六十六万二千円

年金勘定

歳入
1 保険料収入　三百六十五億六千七百三十八万八千円
2 運用収入　九十二億七千八百六十五万四千円
3 雑収入　五百五十五万五千円
4 他会計より受入　十二億八千四百六十万六千円
一般会計より受入　十二億八千三百六十万六千円
船員保険特別会計より受入　百万円
計　四百七十一億三千六百二十万三千円

歳出
1 保険給付費　八十三億一千七百十四万七千円
2 業務勘定へ繰入　七億五百五十六万六千円
3 諸支出金　五千九百四十六万八千円
4 予備費　十六億六千三百四十二万九千円
百七億四千五百六十一万円

業務勘定

歳入
1 他勘定より受入　十二億八百九十八万円
2 一般会計より受入　十八億六百六万八千円
3 積立金より受入　一億二千六百五万六千円
4 雑収入　三億九千三百七十二万八千円
計　三十五億三千四百八十三万二千円

歳出
1 業務取扱費　十九億二千九百七十三万一千円
2 他会計へ繰入　一億二千六百七十九万七千円
3 庁舎新営費　二億一千九百二十三万三千円
4 公務員宿舎施設費　一千九万一千円
5 保健施設費　一億三千九百十六万六千円
6 福祉施設費　十億六千九百八十一万四千円
7 予備費　四千万円
計　三十五億三千四百八十三万二千円

七 食糧管理特別会計

1 米麦の買入予定数量

米
（うち当年産米　二千三百五十万石
前年産米　百三十万石）　三百七十二万トン

大麦　二十二万七千トン
はだか麦　四十四万一千トン
小麦　五十八万二千トン
外米　百十一万五千トン
外大麦　八十四万一千トン
外小麦　二百二十三万八千トン

2 買入価格

米（石当り俵代込）　九千九百六十円
大麦（五十二・五キログラムはだか）　一千五百四十六円
はだか麦（六十キログラムはだか）　二千九十九円
小麦（六十キログラムはだか）　二千十六円
指定外米（トン当り）　百六十三ドル
普通外米（〃）　百三十六・六ドル
外砕米（〃）　九十ドル
外大麦（〃）　七十・五ドル
外小麦（〃）　七十五・四ドル

3 米の消費者価格および麦の政府売渡価格

内地精米（十キログラム）　七百六十五円
普通外米（〃）　六百円
大麦（五十二・五キログラム）　一千六百四十円
はだか麦（六十キログラム）　二千百二十円
小麦（六十キログラム）　二千七十五円

歳入
1 食糧売払代　五千十九億九千五百万円
2 農産物等売払代　二百四十六億九千五百万円
3 学校給食用小麦特売差損受入　十五億四千万円
4 災害農家用米麦特売差損受入　三千四百二十億円
5 食糧証券および借入金収入　四十四億六千六百万円
6 その他収入　八千七百四十六億九千六百万円
計　八千七百四十六億九千六百万円

歳出
1 事務費　九十二億五千万円
2 食糧買入費　四千二百九十三億六千六百万円
3 農産物等買入費　二百六億一百万円
4 食糧管理費　二百五十八億五千四百万円
5 農産物等管理費　七億一百万円
6 サイロ及び倉庫運営費　一億三千二百万円
7 他会計へ繰入　三千五百八十七億九千二百万円
8 予備費　三百億円
計　八千七百四十六億九千六百万円

なお、昭和三十一年度末食糧証券発行見込額は、三千四百二十億円である。

八 国有林野事業特別会計

事業計画

1 木竹売払　二千七百九十二万五千石
2 素材　一千七百三十二万九千石
3 製材　二十万石
4 木炭　六万トン
5 薪　一千万束
6 造林（更新）面積　十六万四千四百町
7 治山面積　二万四百十町
8 官行造林面積（新植分）　一万三千五百町

歳入
1 国有林野事業収入　三百九十八億五千四百七十六万三千円
業務収入　三百七十三億八千五百五十二万一千円
林野売払代　八億九千七百五十四万六千円
雑収入　十五億七千一百六十九万六千円

2　他会計より受入　五千六十六万二千円
3　前年度剰余金受入　十億円
計　四百九億五百四十二万五千円

歳出
1　管理費　九十一億五千九百七十三万三千円
2　事業費　二百九十九億五千五百九十八万三千円
林産物処分費　二億四千六百八十万円
製品費　百三十一億二千四十六万二千円
林道費　五十七億四千六百三十五万六千円
造林費　四十七億八千七百八十六万七千円
治山費　三十四億四千九百八十五万五千円
官行造林費　八億七千一百六十七万八千円
その他　十七億三千二百九十六万五千円
3　他会計へ繰入　三億六千四万七千円
4　予備費　十四億二千九百六十六万二千円
計　四百九億五百四十二万五千円

九　輸出保険特別会計

歳入
1　保険料収入　六億三千二百円
2　運用収入　一億四千九百万円
3　雑収入　二千七百万円
4　前年度剰余金受入　三十四億四千三百万円
計　四十二億五千一百万円

歳出
1　事務取扱費　二千八百万円
2　保険金　五億七千五百万円
3　予備費　三十六億四千八百万円
計　四十二億五千一百万円

十　中小企業信用保険特別会計

昭和三十一年度からは特に小口資金の融通を促進するため、都道府県信用保証協会が小企業者の二十万円以下の債務に対して行う保証につき、包括保証保険制度を新設することとし、また小口保証保険において小企業者一人に対する保証限度を十万円から二十万円に引き上げることとしている。

歳入
1　保険料収入　三億三千八百万円
2　運用収入　一億二千六百万円
3　雑収入　一千万円
4　前年度剰余金受入　二十六億五千万円
計　三十一億二千四百万円

歳出
1　事務取扱費　四千六百万円
2　支払保険金　四億五千四百万円
3　予備費　二十六億二千四百万円
計　三十一億二千四百万円

十一　特定物資納付金処理特別会計（新設）

この会計は、バナナ、パイナップル罐詰、時計、筋子等輸入利益の大きい特定の物資を輸入する業者が納付する納付金を処理するために設けられるもので、その収入は事務取扱費のほかはすべて産業投資特別会計へ繰り入れられ、財政投融資の資金となる予定である。

なお、砂糖は納付金徴収対象から外されている。

歳入
納付金　十六億三百万円

歳出
1　事務取扱費　七百万円
2　産業投資特別会計へ繰入　十五億円
3　予備費　九千六百万円
計　十六億三百万円

十二　郵政事業特別会計

歳入
1　事業収入　一千二百三十五億二千六百万円
業務収入　四百三十五億二千万円
他会計より受入　五百四十九億五千四百万円
雑収入　二十一億二千二百万円
業務外収入　二百二十九億三千万円
2　資本収入　二十七億一千五百万円
公債又は借入金　十八億円
設備負担金　九億一千五百万円
計　一千二百六十二億四千一百万円

歳出
1　業務費　一千二百六十二億四千一百万円
2　業務外支出　九百八十三億八千三百万円
3　局舎その他建設費　二百二十九億三千万円
4　公債及び借入金償還金　四十三億円
5　予備費　一億二千八百万円
計　一千二百六十二億四千一百万円

十三　簡易生命保険及郵便年金特別会計

資金調達
1　余裕金　六百三十二億円
前年度余裕金相当額　五百六十七億円
余裕金の対前年度増加額の二分の一　六十五億円
2　回収金　二億円
計　六百三十四億円

資金運用
1　財政投融資　五百六十四億円
農林漁業金融公庫　五十五億円
住宅金融公庫　六十億円
住宅公団　四十一億円
郵政事業特別会計　十八億円
地方債　三百九十億円
2　契約者貸付　七十億円
計　六百三十四億円

二　本予算の可決理由

本予算は、各特別会計の事業計画を重点的かつ効率的に進めるためおおむね妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

衆議院議長益谷秀次殿

予算委員長　三浦一雄

一　昭和三十一年度政府関係機関予算に関する報告書

本予算の要旨

本予算の特色は次の通りである。

一　日本国有鉄道の運賃は、物価安定の見地から引上げを行わないこととした。

二　中小企業対策のため、国民金融公庫、中小企業金融公庫の運用資金量を大幅に増加した。

三　農林漁業の対策費充実の一貫として農林漁業金融公庫の資金を増加した。

四　北海道開発公庫を新設した。

五　財政投融資において民間資金の質的補充を本年度の特色としているが、かかる方針に伴い開発銀行の資金量を大幅に減らして民間資金を活用するという経済政策の常道にたたしめるとともに、貿易振興のため日本輸出入銀行の資金量を大幅に増加したことなどである。

政府関係機関における収入支出は次の通りとなつている。

（単位億円）

機関別	昭和三十一年度 収入	昭和三十一年度 支出	昭和三十年度 収入	昭和三十年度 支出
日本専売公社	二、七三三	二、七三三	二、五七〇	二、五七〇
日本国有鉄道	二、四三五	一、四一〇	二、四〇一	一、二四五
損益勘定	六一〇	六一〇	五四一	五二六
資本勘定	五八四	五八四	五二六	
工事勘定				
日本電信電話公社	一、二九三	一、二九三	一、一七六	一、一七六
損益勘定	五七一	五七一	五二〇	五二〇
資本勘定	五五五	五五五	五一三	五一三
建設勘定	四一	三四	二四	二八
国民金融公庫	五七	五五	四五	四〇
住宅金融公庫	五七	五五	四六	四三
農林漁業金融公庫	四六	四二	三七	三二
中小企業金融公庫	三	二	〇	〇
北海道開発公庫	二三八	九七	二三八	九一
日本開発銀行	二五	一九	一七	一四
日本輸出入銀行	九、二四八	八、〇六二	八、六九六	七、三七一
計				

一　日本専売公社

収入	
たばこ事業収入	二千百八十億円
塩事業収入	二百四十一億円
しょう脳事業収入	十億円
共通収入	四億円
計	二千四百三十五億円
支出	
給与その他諸費	百十六億円
たばこ事業費	九百九十四億円
塩事業費	二百三十九億円
しょう脳事業費	十億円
共通費	九億円
固定資産取得費	二十九億円
予備費	十三億円
計	千四百十億円
差引収入超過額	千二十四億円
資産増加額	百十三億円
事業益金	千百三十七億円
固定資産増加額控除	十二億円
専売納付金	千百二十五億円

専売納付金が昭和三十年度に比べ減少しているのはたばこ消費税率の引上による改正に伴い減少する。なお、たばこの販売数量は千百億本（前年度千五十九億本）を予定している。

二　日本国有鉄道

(1)　損益勘定

収入	
運輸収入	二千六百四十四億円
雑収入	八十七億円
政府会計より受入	一億円
計	二千七百三十三億円
支出	
事業費	二千四百十億円
資本勘定へ繰入	三百二億円
予備費	二十億円
計	二千七百三十三億円

(2)　資本勘定

収入	
損益勘定より受入	三百二億円
借入金	五十五億円
鉄道債券（公募）	二百四十億円
〃（利用）	十億円
資産充当	三億円
計	六百十億円
支出	
借入金等償還	二十五億円
工事勘定へ繰入	五百八十四億円
出資	二億円
計	六百十億円

(3)　工事勘定

収入	
資本勘定より受入	五百八十四億円
支出	
建設費	五十五億円
電化設備費	九十億円
車両費	百七十七億円
諸設備費	二百十二億円
総係費	四十九億円
計	五百八十四億円

本年度工事勘定における事項別経費は次の通りである。

なお、昭和三十一年度における重点工事は通勤輸送と幹線電化である。

	昭和三十一年度	昭和三十年度
新線建設	五十五億円	三十億円
通勤輸送	五十七億三千万円	三十三億八千三百万円
幹線輸送	二十六億円	二十五億八千九百万円
幹線電化	八十億四千二百万円	四十九億八千六百万円
交流電化	二億五千万円	一億円
車両増備	二十二億七千五百万円	六億七千五百万円
取替および諸改良	二百八十億三千二百万円	三百十五億八千八百万円

その他　五十九億四千二百万円　六十三億二千万円
計　五百八十三億七千百万円　五百二十六億四千百万円

三　日本電信電話公社
(1)　損益勘定
収入
電信収入　八十八億円
電話収入　千百五十六億円
受託業務収入　二十億円
雑収入　三十億円
計　千二百九十四億円
支出
業務費　八百四十四億円
利子及債務取扱費　七十二億円
減価償却費　二百二十九億円
予備費　十五億円
資本勘定へ繰入　百三十三億円
計　千二百九十四億円
(2)　資本勘定
収入
減価償却引当金　二百二十九億円
損益勘定より受入　百三十三億円
資産充当　十二億円
設備負担金　十三億円
電話設備負担金　四十三億円
電信電話債券　百四十億円
計　五百七十一億円
支出
債務償還　十六億円
建設勘定へ繰入　五百五十五億円
計　五百七十一億円
(3)　建設勘定
収入
資本勘定より受入　五百五十五億円
支出
電信電話施設費　四百十七億円
局舎建設費　七十八億円
諸施設費　五億円
総係費　五十五億円
計　五百五十五億円

本公社における電信電話施設拡張計画は次の通りである。なお本年度は電信電話拡充五箇年計画の第四年目である。

昭和三十一年度
加入電話増設　十八万五千加入
市外電話回線増設　四十六万二千八百九十KM
大都市の電話局増設　十九局
方式変更に伴う自動式電話局建設　五十一局

昭和三十年度
加入電話増設　十八万五千加入
市外電話回線増設　四十二万三千八百KM
大都市の電話局増設　十六局
方式変更に伴う自動式電話局建設　二十七局

四　国民金融公庫
資金調達
1　資金運用部借入金　百二十五億円
2　回収金等　四百億円
計　五百二十五億円

資金運用
1　貸付
普通貸付　四百七十五億円
特別小口貸付　六億円
恩給及び遺族国債担保貸付　四十億円
更生資金貸付　四億円
計　五百二十五億円

五　住宅金融公庫
融資対象　戸数　金額
一般住宅　三万九千五百戸　百七十六億円
産業労働者住宅　七千五百戸　二十九億円
増築　三万戸　二十七億円
計　七万七千戸　二百三十二億円
宅地造成事業　約二十万坪　五億円
資金調達
1　資金運用部資金借入　百三十六億円
2　簡保資金借入　六十億円
3　回収金等　四千万円
計　百九十六億四千万円

六　農林漁業金融公庫
資金調達
1　産業投資特別会計出資　十億円
2　資金運用部等借入　二百億円
3　回収金等　八十億円
計　二百九十億円

資金運用
1　土地改良　百十五億円
2　林業　三十三億円
3　水産業　三十二億円
4　塩業　十五億円
5　共同利用施設　三十六億円
6　小団地事業　三億円
7　主務大臣指定施設　十二億円
8　主務大臣指定災害復旧　三億円
9　自作農維持創設　二十五億円
10　奄美大島復興事業　一億円
11　農山漁村建設総合対策事業　十五億円
計　二百十億円

七　中小企業金融公庫
貸付資金　三十億の内訳
甲方式　二百三十四億円
乙方式　六億円
直接貸付　六十億円
商工中金への貸付　十億円
資金調達
1　資金運用部借入金　百四十五億円
2　回収金等　百六十五億円
計　三百十億円

八　北海道開発公庫（新設）

本公庫は投資、融資の業務を行い、また政府保証債券を発行できる特別機関として発足せしめることになつている。

資金調達	
1　産業投資特別会計出資	十億円
2　資金運用部借入	三十億円
3　北海道開発債券	四十億円
計	八十億円
資金運用	
1　事務費	一億円
2　出資金	五億円
3　貸付金	七十四億円
計	八十億円

九　日本開発銀行

資金調達	
1　政府資金	八十億円
資金運用部借入金	八十億円
2　自己資金	二百八十億円
回収金	二百四十五億円
運用利殖金等	三十五億円
計	三百六十億円
資金運用	
貸付金	三百六十億円
電力	百二十億円
海運	百二十七億円
その他	百十三億円
計	三百六十億円

なお、最近の金融情勢に即応して、電力、海運に対しては民間資金の活用を図ることとしている。

十　日本輸出入銀行

資金調達	
1　政府資金	
資金運用部借入金	二百四十五億円
産業投資特別会計出資金	百九十七億円
2　自己資金（回収金等）	四十八億円
計	三百三億円
資金運用	五百四十八億円
貸付金	五百四十八億円

なお、昭和三十一年度からは、民間資金の活用を促進し、市中協調融資の割合を引き上げることとしている。

二　本予算の可決理由

三公社の事業内容は、それぞれ適切であり、又政府金融機関における中小企業対策、農林漁業振興、貿易振興等前年度に比し大幅に財政資金を増加投入したこと、又開発銀行の資金を大幅に財政投融資からはずし民間資金による協調融資の方向に導く措置は財政投融資の正常化を促すものである。

以上の理由により、本予算は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

予算委員長　三浦　一雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十六号参照〕

外国人登録法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、今秋五十数万人に上る大量の外国人登録証明書の一斉切替が行われ、しかも、この切替に際しては、十四歳未満の者を除いた三十数万人について、新たに指紋を押なつさせねばならないことになつているので、これらの事務を市町村において、円滑に、計画的にかつ能率的に処理できるようにするため、事務の簡素化をはかり、現行法の不備を補うとともに、規定の整備合理化を図ろうとするものである。

二　議案の可決理由

今回の改正案は、外国人登録制度の本質的な改正ではなく、新たな指紋制度の実施による混乱を避けるため、実務上の手続の面で、若干の改正をしようとするもので、おおむね、妥当な措置と考えられるが、運営については飽くまでも慎重にし、いたずらに外国人の対日感情を刺激すること等のないよう留意すべきであるとの希望意見が述べられ、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、一億五千四百三十六万五千円計上してある。

右報告する。

昭和三十一年二月二十七日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙法の一部を改正する法律案（参議院提出、第二十三回国参法第一号）に関する報告書

一　本案は、第二十三回国会に参議院が提出した議案であるが、同会期中には審査を終了するに至らず、閉会中審査に付して今国会に継続したものであつて、その内容の骨子は次の通りである。

1　参議院全国選出議員選挙の供託金を現行十万円から二十万円に増額すること。

2　参議院議員の選挙については五日、その他の選挙については、衆議院議員を除き、これに準じて選挙運動期間を短縮するため、選挙期日の公示又は告示の期日、立候補の締切期限、補充立候補期間、立会演説会開催の決定の告示期日等をそれぞれ改正するとともに、これに関連して、経歴放送に関しては現行のおおむね十回を衆議院議員候補者の場合を除きおおむね五回とし、なお日本放送協会は事情の許す限りその回数を多くするように努めるものとすること。

3　選挙運動に関しては

(一)　選挙運動用自動車、船舶の乗車、乗船の制限については、候補者及び運転手（自動車一台につき一人に限る。）又は船員を除いて四名とし、なお乗車又は乗船用腕章を着用した者は、街頭演説の際別に街頭演説用腕章を着用することを要しないこととすること。

(二)　演説会場等において使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類を故意に回覧させることを禁止することとすること。

(三)　選挙運動用自動車又は船舶に当該選挙の種類、候補者の氏名並びに党派を記載した文書を掲示すること及び公職の候補者がたすき、腕章及び胸章の類を着用しかつ回覧させることを認めることとすること。

(四)　選挙運動用無料葉書の候補者一人当りの枚数を参議院全国選出議員の場合は現行の五万枚を六万枚に増加し、地方選出議員の場合は現行の一万枚を一万五千枚に増加するほか、その都道府県区域内の衆議院議員選挙区の数が一を超える場合には一を増すごとに三千枚を加算するものとすること。

(五)　個人演説会告知用ポスターの制度を廃止し、選挙運動用ポスターの候補者一人当りの枚数は、衆議院議員及び都道府県教育委員の場合は五千枚、参議院地方選出議員及び都道府県知事の場合は八千枚、参議院全国選出議員の場合は五万枚に増加すること。ただし、参議院地方選出議員及び都道府県知事については、その都道府県区域内の衆議院選挙区の数が一をこえる場合に

は、一を増すごとに三千枚を加算するものとすること。

(六) 現行の新聞紙、雑誌の人気投票掲載の制限を改めて、広く何人も選挙に関し公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならないものとすること。

(七) 選挙に関し報道及び評論を掲載する自由を有する新聞紙又は雑誌は、当該選挙の選挙期日の公示又は告示の日前一年以来引き続き発行するものに限定するものとすること。

4

都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申出があつたことに因り告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができないものとすること。

5

政党その他の政治団体の選挙における政治活動に関しては、

(一) 衆議院議員、参議院議員、都道府県知事又は市長の選挙の選挙運動期間中は、その選挙において一定数以上の所属候補者を有する政党その他の政治団体（確認団体）のみが政治活動を行うことができるものとし、これらの選挙の二以上のものが重複して行われる場合には、それぞれの選挙における確認団体がそれぞれの規定に従つて政治活動を行うことを妨げないものとすること。

(二) 確認をうけない政党その他の政治団体は、政策の普及宣伝及び演説の告知のためのみならず一切ポスターの掲示及びビラの頒布はできないものとするとともに、確認団体は選挙運動にわたらざる限り、その掲示するポスター及び頒布するビラの記載内容を制限しないものとし、なお、ビラは確認団体がその開催する政談演説会において頒布する場合に限つて認められるものとすること。

(三) 確認団体の所属候補者数を数える場合には、一の候補者は三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできないこととするのが妥当であり、更に原案の施行期日「二月一日」はすでに経過しているから、これを「三月十五日」と改める必要がある。

(四) 確認団体は、自己の所属候補者のみならず他の政党その他の政治団体の所属候補者の推薦、支持その他の選挙運動のための演説をすることができるものとすること。

(五) 立会演説会開催時刻及びその前後各二時間は、当該演説会場から三町以内の区域で政党その他の政治団体の政談、演説会又は街頭政談演説の開催を禁止するものとすること。

(六) 二以上の選挙が行われる場合には、一の選挙の投票日には投票所から三町以内の区域で他の選挙における確認団体の政談演説会又は街頭政談演説を開催することを禁止するものとすること。

(七) その他、選挙管理等に関して若干の改正を加えるとともに、関係法規を整理すること。

6

二　議案の修正議決理由

本案は、公職選挙法施行の実情にかんがみ、またきたる参議院議員の通常選挙にそなえ、選挙がより公明かつ適正に行われるための措置としておおむね妥当なものと認められるが、公務員の立候補制限に関しては、国会法の改正により、内閣官房副長官が議員との兼職を認められることになつたことに伴い、この際、内閣官房副長官が公務員として在職中公職の候補者となることができることと整理する必要があり、また原案においては、一の公職の候補者は三以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできないこととなつているが、現下の政治情勢にかんがみ、選挙の混乱を防止しその公正を確保するため、一の公職の候補者は二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできないこととするのが妥当であり、更に原案の施行期日「二月一日」はすでに経過しているから、これを「三月十五日」と改める必要がある。

よつて、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案の施行にあたつては、衆議院議員の総選挙について約二千万円の減少、参議院議員の通常選挙については約三千万円の増加となる。

右報告する。

昭和三十一年二月二十七日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　加藤鐐五郎

衆議院議長岩谷秀次殿

〔別紙〕

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

目次中「第八十七条（重複立候補の禁止）」を「第八十七条（重複立候補の禁止）」に、「第百三十八条の二（署名運動の禁止）」を「第百三十八条の二（署名運動の禁止）」に、「第百四十八条の三（新聞紙、雑誌の人気投票掲載の制限）」を「第百五十一条の二（選挙運動の公営）」に、「第百五十一条の三（選挙運動放送の公正確保）」を「第百五十一条の三（選挙放送及び経歴放送の公正確保）」に、「第百五十一条の四（選挙運動放送の制限）」を「第百五十一条の四（選挙放送及び経歴放送を中止する場合）」に、「第百五十八条（立会演説会開催の周知方法）」を「第百五十八条（立会演説会開催の周知方法）」に、「第百七十四条（氏名等の掲示期間、掲載の順序その他掲示の手続）」を「第百七十四条の二（氏名等の掲示期間、掲載の順序その他掲示の手続）」に、「第二百一条の三（ポスターの特例）」を「第二百一条の三　削除」に、「第二百一条の九（政治活動の態様）」を「第二百一条の九（政党その他の政治団体の機関紙の一部を除く。）」に、「第二百一条の十一（政治活動の態様）」を「第二百一条の十一（政党その他の政治団体の機関紙誌）」に、「第二百一条の十三（政治活動の態様）」を「第二百一条の十三（政党その他の政治団体の機関紙誌）」に、「第二百四十二条（選挙事務所の設置届出及び表示違反）」を「第二百四十二条（選挙事務所の設置届出及び表示違反）」に改める。

第三十二条第三項中「三十日」を「二十五日」に改める。

第三十三条第八項第一号中「及び都道府県の教育委員会の委員」を削り、同項第四号中「十日」を「七日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「前号」を「第二号」に、「十五日」を「十日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》の市の議会の議員、長」を「前号に規定する市の議会の議員」に、「二十日」を「十五日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　都道府県の教育委員会の委員及び地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》の市の長の選挙にあつては、少くとも二十日前に

第三十四条第六項第一号中「参議院議員」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事」に改め、「三十日」を「二十五日」に改め、同項第二号中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》の市の長」を加え、「二十五日」を「二十日」に改め、同項第三号中「地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》の市の議会の議員、長」を「前号に規定する市の議会の議員」に、「二十日」を「十五日」に、同項第四号中「前項」を「第一号」に、「十五日」を「十日」に、同項第五号中「十日」を「七日」に改める。

第三十九条及び第四十一条中「投票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改める。

第四十三条及び第六十四条中「開票管理者」を「市町村の選挙管理委員会」に改める。

第六十八条第二号中「第八十七条《重複立候補の禁止》」の下に「、第八十七条の二《知事、市長を退職した者の立候補制限》」を加える。

第七十七条第一項中「選挙長」を「当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）」に、同条第二項中「選挙分会長」を「都道府県の選挙管理委員会」に改める。

第七十八条を次のように改める。

（選挙会及び選挙分会の場所及び日時）

第七十八条　当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（参議

院全国選出議員の選挙については中央選挙管理会）は予め選挙会の場所及び日時を、都道府県の選挙管理委員会は予め選挙分会の場所及び日時を、それぞれ告示しなければならない。

第八十六条第一項第一号中「参議院議員」を「衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事」に改め、「二十日」を「十五日」に改め、同項第二号中「衆議院議員、都道府県知事及び」を削り、「委員」の下に「及び地方自治法第百五十五条第二項《区を設ける指定市》の市の長」を加え、「十五日」を「十日」に改め、同項第三号中「市の議会の議員、長」を「前号に規定する市の議会の議員」に、「十日」を「七日」に改め、同項第四号中「五日」を「四日」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　第二号に規定する市以外の市の議会の議員、長及び教育委員会の委員の候補者にあつては、その選挙の期日前五日

第八十六条第三項中「地方公共団体の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、」を「参議院（地方選出）、議員、都道府県及び市の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前三日までに、町村の議会の議員及び教育委員会の委員の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、」に、「参議院議員の選挙」を「参議院（全国選出）議員の選挙」に改め、同条第四項中「例により、」の下に「都道府県知事及び市長の選挙にあつては」を、「三日までに、」の下に「町村の長の選挙にあつてはその選挙の期日前二日までに、」を加える。

第八十七条の次に次の一条を加える。

（知事、市長を退職した者の立候補制限）

第八十七条の二　都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者は、当該退職の申立があつたことにより告示された都道府県知事又は市長の選挙における候補者となることができない。

第八十九条第一項第一号中「内閣官房長官」の下に、「内閣官房副長官」を加える。

第九十二条中第三号を第四号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、第二号を次のように改める。

二　参議院（全国選出）議員の選挙　二十万円

三　参議院（地方選出）議員の選挙　十万円

第百三十八条の二の次に次の一条を加える。

（人気投票の公表の禁止）

第百三十八条の三　何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

第百四十一条の二第一項中「運転手（その交替要員を含め二人に限る。）」を「公職の候補者、運転手（自動車一台につき一人に限る。）」に、同条第二項中「運転手」を「公職の候補者、運転手」に改める。

第百四十二条第一項第二号中「五万枚」を「六万枚」に、「一万枚」を「当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には一万五千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を増すごとに三千枚を一万五千枚に加えた数」に、同条第三項ただし書中「第二号から第四号まで」を「第二号」に、「回覧させること」を「回号に規定する自動車又は船舶に取り付けたままで回覧させること、及び公職の候補者が同項第三号に規定するものを着用したままで回覧すること」に改める。

第百四十三条第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二　第百四十一条《自動車、拡声機及び船舶の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、ちようちん及び看板の類で当該選挙の種類、公職の候補者の氏名及びその者の属する政党その他の政治団体の名称を記載したもの

三　公職の候補者が使用するたすき、胸章及び腕章の類

第百四十四条第一項第一号本文中「、参議院（地方選出）議員、都道府県知事」を削り、「二千枚」を「五千枚」に改め、同号ただし書を削り、同項第二号中「二万枚」を「五万枚」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　参議院（地方選出）議員及び都道府県知事の選挙にあつては、公職の候補者一人について、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一である場合には八千枚、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を超える場合にはその一を増すごとに三千枚を八千枚に加えた数

第百四十八条第一項中「選挙運動の制限に関する規定」の下に「（第百三十八条の三《人気投票の公表の禁止》の規定を除く。）」を加え、同条第三項第一号ハ中「六箇月」を「一年」に改める。

第百四十八条の三を削る。

第百五十一条第二項を次のように改める。

2　前項の放送の回数は、公職の候補者一人について、衆議院議員の選挙にあつては概ね十回、その他の選挙にあつては概ね五回とする。但し、日本放送協会は、事情の許す限り、その回数を多くするように努めなければならない。

第百五十一条の三を第百五十一条の四とし、第百五十一条の二を第百五十一条の三とし、第百五十一条の次に次の一条を加える。

（政見放送及び経歴放送を中止する場合）

第百五十一条の二　第百条第一項《無投票当選》の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、政見放送及び経歴放送の手続は、中止する。

2　天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り政見放送又は経歴放送が不能となつた場合においては、これに代るべき政見放送又は経歴放送は行わない。

第百五十五条第一項中「三日」を「二日」に、「二日」を「一日」に改める。

第百五十八条の次に次の一条を加える。

（立会演説会の開催を中止する場合）

第百五十八条の二　第百条第一項《無投票当選》の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなつたときは、立会演説会開催の手続は、中止する。

2　天災その他避けることのできない事故その他特別の事情に因り立会演説会の開催が不能となつた場合においては、これに代るべき立会演説会は行わない。

第百六十条中「前九条」を「前十条」に改める。

第百六十条の二第一項中「第百五十八条まで」を「第百五十八条の二まで」に改める。

第百六十四条の二第七項から第九項までを削り、同条第十項中「第七項の演説会告知用のポスター」を削り、同項を同条第七項とし、同条第十一項を削る。

第百六十四条の八第一項中「運転手、助手その他労務を提供する者（船員を除く。）を含む」を「運転手（第百四十一条《自動車、拡声機及び船舶の使用》の規定により選挙運動のために使用される自動車一台につき一人に限る。）及び船員を除き、運転手の助手その他労務を提供する者を含む」に改め、同条第二項中「一定の腕章」の下に「又は第百四十一条の二第二項《乗車又は乗船する者の腕章》の規定による腕章」を加える。

第百六十八条第一項中「二十日」を「十八日」に改める。

第百七十四条第一項中「衆議院議員」を「衆議院議員の選挙にあつては当該選挙の期日前十日から、」に、「十日」を「七日」に、「六日」を「三日」に、「三日」を「二日」に改め、同条第三項中「三日」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については五日）」を、「二日」の下に「（参議院全国選出議員の選挙については四日）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（氏名等の掲示を中止する場合）

第百七十四条の二　第百七十一条《選挙公報の発行を中止する場合》の規定は、第百七十三条第一項《公職の候補者の氏名等の掲示》の掲示の手続について、準用する。

第百七十五条中「前二条」を「前三条」に改める。

第百七十七条第二項中「、第百六十四条の二第八項《個人演説会告知用ポスター》及び第二百一条の三第二項《個人演説会告知用ポスターの特例》の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削り、同条第三項中「第百六十四条の二第八項及び第二百一条の三第二項の規定により個人演説会告知用ポスターの交付を受けた者」を削る。

第百七十八条第四号中「第百五十一条の四」を「第百五十一条の三」に改める。

第二百一条の三を次のように改める。

第二百一条の三　削除

第二百一条の五第一項本文中「衆議院議員の総選挙においては、」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラ（これに類する文書図画を含む。以下同じ。）の頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙において」を加え、同項第四号中「政策の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ビラの頒布については、」の下に「その開催する」を加え、同条第二項中「連記し、」の下に「当該政党その他の政治団体の所属候補者として計算され

ることについての本人の同意書を添え」を加え、同条に次の一項を加える。

4　第一項但書に規定する政党その他の政治団体の所属候補者の数の算定については、一の公職の候補者は、二以上の政党その他の政治団体の所属候補者として計算されることはできない。

第二百一条の六第一項本文中「参議院議員の通常選挙においては、」を削り、「並びに宣伝告知のための自動車の使用、ポスターの掲示及びビラの頒布」を「、ポスターの掲示及びビラの頒布並びに宣伝告知のための自動車の使用」に、「その選挙運動の期間中」を「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中」に改め、同項ただし書中「但し、」の下に「当該選挙において」を加え、同項第四号中「政策の普及宣伝用及び演説の告知用として」を削り、同項第五号中「ビラの頒布については、」の下に「その開催する」を加え、同条第二項中「前条第二項及び第三項の規定」を「前条第二項から第四項までの規定」に改める。

第二百一条の七第一項中「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「衆議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは「この場合において同条第一項但書中「十人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「参議院議員の通常選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「参議院議員の再選挙又は補欠選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて十人」とあるのは」に改める。

第二百一条の八中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び第四項」に、「この場合において同条第一項但書中「二十五人」とあるのは」を「この場合において同条第一項本文中「衆議院議員の総選挙の選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」とあるのは「都道府県知事又は市長の選挙の行われる区域においてその選挙運動の期間中及び選挙の当日に限り」と、同項但書中「全国を通じて二十五人」とあるのは」に改める。

第二百一条の十一を第二百一条の十三とし、第二百一条の十を第二百一条の十二とし、第二百一条の九第一項中「当該政党その他の政治団体の所属候補者」を「公職の候補者」に改め、同条中第三項を削り、第四項を第三項とし、以下順次一項ずつ繰り上げ、同条を第二百一条の十とし、同条の次に次の一条を加える。

（政談演説会等の制限）

第二百一条の十一　政党その他の政治団体は、午後九時から翌日午前六時までの間は、本章の規定による街頭政談演説を開催することができない。

2　政党その他の政治団体は、第百五十二条（義務制公営立会演説会）又は第百六十条の二（任意制公営立会演説会）の立会演説会の開催予定時刻の二時間前からその終了予定時刻の二時間後までの間は、当該立会演説会の会場から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

3　政党その他の政治団体は、二以上の選挙が行われる場合において、一の選挙の選挙運動の期間が他の選挙の選挙の期日にかかる場合においては、その当日当該投票所を閉じる時刻までの間は、その投票所を設けた場所の入口から三町以内の区域において、本章の規定による政談演説会又は街頭政談演説を開催することができない。

第二百一条の八の次に次の一条を加える。

（二以上の選挙が行われる場合の政治活動）

第二百一条の九　前四条の規定は、これらの条に掲げる選挙の二以上のものが行われる場合において、一の選挙の行われる区域が他の選挙の行われる区域の全部又は一部を含み、且つ、一の選挙の選挙運動の期間及び選挙の当日が他の選挙運動の期間又は選挙の当日にかかるときは、これらの条のそれぞれの規定により政治活動を行うことのできる政党その他の政治団体が、その二以上の選挙が重複して行われる区域においてその期間それぞれの規定に従つて政治活動を行うことを妨げるものではない。

第二百三十五条の二第一号中「その新聞紙又は」を「その新聞紙若しくは」に、「及び」を「又は」に、同条第二号中「第二百一条の十一」を「第二百一条の十三」に、「新聞紙又は」を「新聞紙若しくは」に、「担当した者及び」を「担当した者又は」に改め、同条第四号を削る。

第二百三十五条の三第一号中「第百五十一条の二」を「第百五十一条の三」に、同条第二号中「第百五十一条の四」を「第百五十一条の三」に改める。

第二百四十二条の次に次の一条を加える。

（人気投票の公表の禁止違反）

第二百四十二条の二　第百三十八条の三《人気投票の公表の禁止》の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁こ又は二万五千円以下の罰金に処する。但し、新聞紙又は雑誌にあつては、その編集を実際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつては、その編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

第二百四十三条第八号の二中「第百六十四条の二第十項《個人演説会場の掲示》若しくは第十一項《個人演説会告知用ポスター》又は第二百一条の三第一項《ポスターの特例》」を「第百六十四条の二第七項《個人演説会場の掲示》」に改める。

第二百四十四条第三号及び第四号中「（第百六十四条の二第九項《個人演説会告知用ポスター》において準用する場合を含む。）」を削る。

第二百五十二条の二第一項中「又は第二百一条の十」を「、第二百一条の十一《政談演説会等の制限》又は第二百一条の十二」に改め、同条第二項第一号中「第二百一条の九」を「第二百一条の十」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第二百一条の九第四項一」を「第二百一条の十第三項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「第二百一条の九第五項若しくは第六項の規定又は第七項」を「第二百一条の十第四項若しくは第五項の規定又は第六項」に改め、同号を同項第三号とする。

第二百六十三条第十号の三を削る。

第二百六十四条第二項中「、第十号の三」を削る。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年三月十五日から施行し、第六十八条の改正規定及び第八十七条の二の規定を加える改正規定は、この法律施行後に都道府県知事又は市長の職の退職を申し出た者につき適用する。

2　この法律施行の際すでにその期日を公示し、又は告示してある選挙については、なお従前の例による。

3　この法律施行の際現に公職選挙法第百四十八条第三項第一号イ及びロの条件を具備する新聞紙又は雑誌は、改正前の同号ハの条件を具備する場合に限り、改正後の同号ハの条件を具備しないものでも改正後の同号に該当する新聞紙又は雑誌とみなす。

4　この法律施行前にした行為及び第二項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第九十四条中「第二百三十五条の二第一号、第二号、第四号」を「第二百三十五条の二第一号、第二号」に改め、「第二百三十六条第二項」の下に「、第二百三十九条第四号、第二百四十二条の二」を加える。

6　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二百三十五条の二第一号、第二号及び第四号」を「第二百三十五条の二第一号及び第二号」に、「第二百四十条第三号」を「第二百三十九条第四号、第二百四十条第三号、第二百四十二条の二」に改め、同条の表のうち第六十八条第一項第二号の項《中重複立候補の禁止》の下に「、第八十七条の二《知事、市長を退職した者の立候補制限》」を加える。

空港整備法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の空港はようやく一部の幹線のみが整備されているに過ぎず早急にこれが整備拡充方が強く要望されている。よつて、この要望に応え空港の整備を図ろうとするのが本案の目的であつて、その内容の主な点は次のとおりである。

1　空港の種類をその性格に従つて三種類に分け、第一種空港は、国際航空路線に必要な飛行場、第二種空港は、主要な国内航空路線に必要な飛行場、第三種空港は、地方的な航空運送を確保するため、必要な飛行場であつてそれぞれ政令で指定すること。

2　第一種空港及び第二種空港は運輸大臣が、第三種空港は地方

公共団体が設置管理を行うこととし、第二種空港について地方公共団体が管理を希望するときは、国が管理権を地方公共団体に移譲し得ること。

3　空港の建設、整備のための工事費用の負担等について、基本的施設の工事については、第二種空港に対して七割五分を、第三種空港に対して五割をそれぞれ国が負担し、その他附帯施設の工事については、地方公共団体が管理する第二種空港に対して七割五分以内、第三種空港に対して五割以内の国庫補助ができることとし、更に北海道及び離島に対して特に国の負担率及び補助率を高めること。

二　議案の可決理由

本案は、空港の整備を促進するため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算中空港整備に必要な経費として、一億五千八百四十三万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

道路整備特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本道路公団法の制定に伴い、現行の道路整備特別措置法を全面的に改正する必要を生じたため、現行法を廃止し、新たに、本法を制定しようとするもので、日本道路公団又は道路管理者が行う有料道路に関し、道路法に対する特別の措置を定めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、わが国道路の整備を促進し、交通の利便を増進するため妥当な措置と認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

建設委員長　憲安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

日本道路公団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国道路整備事業促進の一環として、昭和二十七年度以来実施してきた有料道路の制度に、この際、民間資金の導入を図ることにより有料道路の建設を飛躍的に拡充するため、日本道路公団を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し、所要の規定を設けようとするものである。

二　議案の修正議決理由

わが国道路の現況にかんがみ、本来の趣旨は妥当であるが、日本道路公団の行う事業の特殊重要性よりみて、これが円滑な運営を期するため、別紙の通り修正する必要があるとして、多数をもつて本案は修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は昭和三十一年度一般会計交付金二十億円、資金運用部借入金十億円、民間借入金五十億円計八十億円が予定されている。

右報告する。

昭和三十一年二月二十八日

建設委員長　憲安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

（役員）

第八条　公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

科学技術庁設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力利用をも含めた科学技術全般に関する基本的な政策を企画立案し、推進するとともに、関係各省庁の科学技術に関する行政事務の総合的調整を行う行政機関として、現在の総理府原子力局を含めて、新たに総理府の外局として科学技術庁を設けようとするものである。

科学技術庁は、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案及び推進、関係行政機関の事務の総合調整及び科学技術に関する経費の見積方針の調整、日本学術会議との連絡、試験研究の助成、原子力利用に関する事務、資源の総合的利用のための調査、発明及び実用新案の奨励及び実施化の推進、科学技術及び資源の総合的利用に関する内外の動向の調査分析、資料統計の作成、頒布並びに広報及び啓発を行うことを所掌事務とする。

科学技術庁の長官は国務大臣をもつて充て、その組織は、内局として長官官房、企画調整局、原子力局、資源局及び調査普及局を置くほか、科学審議官及び科学調査官を置いて、所管行政の方策決定に参画せしめ、附属機関たる研究所には科学研究官を置き、専門的事項の研究に従事せしめるとともに、所掌事務の性質上、重要施策に参画せしめるため、顧問及び参与を置くことができることになつている。

なお、附属機関としては、研究機関として航空技術研究所及び金属材料技術研究所を設けて専門の研究を行わせるとともに、審議機関として科学技術審議会、航空技術審議会、資源調査会及び発明奨励審議会を附置して、それぞれ専門の重要事項について調査審議せしめ、その意見を行政に反映せしめることとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、わが国における科学技術行政の体系を一本化して推進するために、おおむね適切妥当な措置と認めるが、審議官の員数その他について更に改善すべき点を認めるので、これらの部分に修正を加える必要がある。

また、科学技術振興の重要性と緊急性にかんがみ、更に科学技術庁を整備拡充して、科学技術の振興を強力に推進すべきものと認める。

よつて、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度予算に計上されている経費の総額は十四億六千八百八十一万三千円で、内訳は、新たに本庁分として計上されたもの九百八十五万八千円と、移し替え分として本庁五億五千二十一万三千円、研究所九億八百七十四万二千円、計十四億五千八百九十五万五千円となつている。

なお、研究所の経費の中には、金属材料技術研究所を新設し、これを運営するため必要な経費として計上されている一億円が含まれている。

右報告する。

昭和三十一年二月二十九日

科学技術振興対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

（企画調整局の事務）

第七条　企画調整局においては、次の事務をつかさどる。

一　科学技術（原子力利用に関するものを除く。以下次号から第四号までにおいて同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二　関係行政機関の科学技術に関する事務の総合調整に関すること。

三　関係行政機関の試験研究機関の科学技術に関する経費及び関係行政機関の科学技術に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整に関すること。

四　科学技術に関し、多数部門の協力を要する総合的試験研究及び各種研究に共通する基礎的試験研究の助成に関すること。

五　科学技術に関し、日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。

六　航空技術研究所及び金属材料技術研究所に関すること。

七　株式会社科学研究所に関すること。

（原子力局の事務）

第八条　原子力局においては、次の事務をつかさどる。

一　原子力利用（大学における研究に係るものを除く。以下第二号、第三号及び第十号において同じ。）に関する基本的な政策の企画、立案及び推進に関すること。

二　関係行政機関の原子力利用に関する事務の総合調整に関すること。

三　関係行政機関の試験研究機関の原子力利用に関する経費及び関係行政機関の原子力利用に関する試験研究補助金、交付金、委託費その他これらに類する経費の見積の方針の調整（並びにこれらの経費の配分計画）に関すること。

四　核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること。

五　放射性同位元素の利用の推進に関すること。

六　放射線医学の総合的研究に関すること。

七　原子力利用に伴う障害防止の基本に関すること。

八　原子力研究所及び原子燃料公社に関すること。

九　原子力利用に関する試験研究の助成に関すること。

十　原子力利用に関する研究者及び技術者の養成訓練に関すること。

十一　原子力利用に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
十二　原子力利用に関する統計の作成に関すること。
十三　前各号に掲げるもののほか、原子力利用に関し他の行政機関の所掌に属しない事務に関すること。

（特別な職）
第十二条　科学技術庁に、次長一人を置く。
2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。
3　科学技術庁に、科学審議官三人以内を置く。
4　科学審議官は、命を受け、科学技術庁の所掌事務に関する重要な方針の決定について長官を補佐する。

（その他の附属機関）
第十九条　第十六条に規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる機関は、科学技術庁の附属機関として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載するとおりとする。

種類	目的
科学技術審議会	科学技術に関する重要事項○並びに日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する事項○を審議すること。
航空技術審議会	航空技術に関する重要事項を審議すること。
資源調査会	資源の総合的利用に関する重要事項を調査審議すること。
発明奨励審議会	発明及び実用新案の奨励に関する重要事項を審議すること。

2　前項に掲げる附属機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（法律に基く命令を含む。）に別段の定がある場合を除くほか、政令で定める。

附　則

（施行期日）
1　この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（科学技術行政協議会法等の廃止）
2　次に掲げる法律は、廃止する。
一　科学技術行政協議会法（昭和二十三年法律第二百五十三号）
二　資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）
三　航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二号）

（総理府設置法の改正）
3　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条中第二号を削り、以下一号ずつ繰り上げる。
第五条第一項中「三局」を「二局」に改め、「原子力局」を削る。
第六条第一項第十三号中「（原子力局の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第十六号中「及び原子力局」を削る。
第九条を次のように改める。
第九条　削除
第十条中「航空技術研究所」を削る。
第十四条を次のように改める。
第十四条　削除

第十五条第一項の表中

検察官適格審査会	検察庁法（昭和二十二年法律第百六十一号）第二十三条第一項に規定する検察官適格審査会
科学技術行政協議会	科学技術行政協議会設置法（昭和二十三年法律第二百五十三号）に基き日本学術会議と緊密に協力し、科学技術を行政に反映させるため関係各行政機関相互の間の科学技術に関する行政の連絡調整に必要な措置を審議すること。
航空技術審議会	航空技術審議会設置法（昭和二十九年法律第二百二号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

を

検察官適格審査会	検察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第二十三条第一項に規定する検察官適格審査を行うこと。

に、

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項
資源調査会	資源調査会設置法（昭和二十七年法律第二百六十四号）の規定によりその権限に属せしめられた事項

を

電源開発調整審議会	電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項
電源開発促進法（昭和二十七年法律第二百八十三号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。	

に改める。

第十七条中「経済企画庁」を「科学技術庁」に改める。

第十八条の表中

経済企画庁	経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）

を

科学技術庁	科学技術庁設置法（昭和三十一年法律第二百六十三号）

に改める。

（原子力委員会設置法の改正）
4　原子力委員会設置法（昭和三十年法律第百八十八号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項中「国務大臣」を「科学技術庁長官たる国務大臣」に改める。
第十五条中「総理府原子力局」を「科学技術庁原子力局」に改める。

（通商産業省設置法の改正）
5　通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。
第四十七条第一項の表中

発明奨励審議会	発明、実用新案又は意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

を

意匠奨励審議会	意匠の奨励に関する事項を調査審議すること。

に改める。
第二十七条第二十一号を次のように改める。
二十一　工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。
第四十一条第一号を次のように改める。
一　工業所有権に関する指導並びに意匠及び商標に関する奨励を行うこと。

（工業技術院設置法の改正）

6　工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号の三を削る。

第六条第五号を削る。

（国家行政組織法の改正）

7　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一総理府の項中「経済企画庁」を「経済企画庁　科学技術庁」に改める。

（株式会社科学研究所法の改正）

8　株式会社科学研究所法（昭和三十年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。

本則中「通商産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十条中「通商産業省令」を「総理府令」に改める。

（職員の引継）

9　この法律施行の際現に総理府原子力局、科学技術行政協議会事務局、資源調査会事務局及び航空技術研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて科学技術庁の職員となるものとする。

〔別紙〕

科学技術庁設置法案に対する附帯決議

政府は、科学技術振興の重要性と緊急性にかんがみ、中央地方を通じて科学技術に関する試験研究機関、特許行政機構等に再検討を加え、昭和三十二年度において科学技術庁を更に整備拡充し、科学技術の振興を強力に推進すべきである。

〔第十七号参照〕

防衛庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現下の情勢に対処し、国力にふさわしい防衛力を整備充実するため、防衛庁の職員の定員を一万九千百九十三人増加して、現在の定員十九万五千八百十人を二十一万五千三人に改め、このうち、自衛官の増員は一万七千四百十三人であり、現在の定数十七万九千七百六十九人を十九万七千百八十二人に改めようとするのが、その骨子である。すなわち、

1　自衛官の増加及び改正定数の内訳は、陸上自衛官にあつては、現在より一万人を増加して十六万人に、海上自衛官においては、現在より三千三百二十五人を増加して、二万二千七百十六人に、航空自衛官においては、現在より四千八十八人を増加して一万四千四百三十四人にそれぞれ改めること。

しかして、増員する自衛官は、陸上自衛官にあつては、新設される第九混成団、特科大隊三、東北地区補給処等の要員であり、海上自衛官にあつては、艦船及び航空機の増強に伴う要員であり、航空自衛官にあつては、新設される第二航空団並びに教育訓練の充実及び補給その他の支援業務等の要員である。

2　また、自衛官以外の職員一千七百八十人増加の内訳は、陸上自衛隊において三百六十二人、海上自衛隊において三百四十八人、航空自衛隊において七百七人のほか、防衛大学の学年進行に伴うもの二百三十九人、技術研究所の機能拡充に伴うもの七十一人、調達実施本部の整備に伴うもの二十八人等である。

右のほか、自衛隊が日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き軍事顧問団から教育訓練等の援助を受けていることにかんがみ、その便宜を考慮し、同援助協定附属書G第二項による不動産、備品、需品及び役務の現物提供業務については、労務に関する事務を除き、防衛庁において、当分の間、調達庁設置法の規定にかかわらず、これらの業務に関する事務を行うこととしている。

なお、この法律の施行期日は公布の日としている。

二　議案の可決理由

本案は、国土防衛のため国力にふさわしい自衛力の増強を図るものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した自衛隊法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費として増勢分二百二十八億円、国庫債務負担行為百四十二億八千二百万円、継続費総額二十七億一千八百万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

自衛隊法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、自衛隊の任務遂行に万全を期するため、部隊の新設並びに自衛隊の運営上の経緯にかんがみ、所要の規定を整備するものである。すなわち

第一点は、陸上防衛力の整備を図るため、陸上自衛隊の長官直轄部隊として東北地方北部を警備区域とする第九混成団を設け、その本部を青森市に置き、また航空防衛力の整備の一環として第二航空団を新設し、その司令部を浜松市に置くこと。

第二点は、現在二十三府県におかれている地方連絡部を昭和三十一年度において全都道府県に設置するため、更に二十六個所増加すること及びその連絡部長には事務官をもつて充てることができること。

第三点は、自衛隊の飛行場に自衛隊の航空機以外の航空機が着陸した場合において他から入手する方法がないと認めるときは、航空機の運航の便宜を考慮し、次の飛行に必要な限度において、かつ、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、総理府令の定めるところにより、ガソリン等の需品を無償で貸し付けることができること。

第四点は、当分の間、駐留軍が自衛隊と隣接して所在する場合において他から入手する方法がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度で、総理府令の定めるところにより、自衛隊のために設けられている施設による給水等の役務を適正な対価をもつて提供することができること。

右のほか、この法律の施行期日は公布の日としているが、混成団及び航空団の設置等についてはあらかじめ規定することが困難なため、公布の日から起算して十月をこえない範囲内で政令で定める日から施行することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、自衛隊の任務にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案及び別途議決した防衛庁設置法の一部を改正する法律案の両案の施行に要する経費として、増勢分二百二十八億円、国庫債務負担行為百四十二億八千二百万円、継続費総額二十七億一千八百万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔第十八号参照〕

所得税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

給与所得者の税負担を軽減するために、給与所得控除額を現行の給与の収入金額の百分の十五（最高六万円）から百分の二十（最高八万円）に引き上げ、これを本年七月一日から実施しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近の所得税負担の状況にかんがみ、給与所得者に対して特に軽減を行う適切な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案による本年度減収見込額は百五十億円である。

右報告する。

昭和三十一年三月三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

砂糖及びこれに直接関連する氷砂糖、糖みつ等の関税率は、従来すべて従価税率となつていたが今回これを従量税率に改めて、しよ糖については一キログラムにつき十四円（現行従価二割）に引き上げる等である。

1　砂糖消費税の納期を移出した月の翌月末日（現行では移出の日）に改めるとともに、徴収猶予をなし得る期間を一月以内（現行三月以内）に短縮すること。

2　国の買い上げている菜糖に対する砂糖消費税の徴収の便宜を図るため、未納税移出先又は未納税引取先において、それが譲渡された場合には、その譲受人を納税義務者とすること。

3　第一種甲類の砂糖（たる入黒糖等）の製造者が他人に委託して製造場から移出する場合には、その受託者を第一種甲類の砂糖の製造者とみなすこととする。

二　議案の可決理由

本案は、最近における砂糖の取引の実情にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

二　議案の可決理由
本案は、関税の課税の適正化に資するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案による本年度の関税収入において約六十二億円の増収を見込まれている。
右報告する。
昭和三十一年三月三日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

租税特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
(一)　租税特別措置法の一部を改正する法律案
(1)　交際費損金不算入
本年度所得税において約百五十億円の減収が見込まれるので、その財源に充てるための一環として法人の支出する交際費の損金不算入措置を現行の二分の一から全額に拡大しようというのである。
なお、この措置による増収見込額は約十億円である。
(2)　航空機用揮発油に対する揮発油税及び地方道路税の免除
この免税の規定が本年三月三十一日で期限が切れるので、その免税の期限を昭和三十四年三月三十一日まで延長しようというのである。
この措置により減収見込額は約九億五千万円である。
(二)　有価証券取引税法の一部を改正する法律案
公、社債の円滑な流通を図るため、公、社債並びに貸付信託の受益証券等の譲渡による取引税を現行の「万分の三」、「万分の七」からそれぞれ「万分の一」、「万分の三」に改めようというのである。
(三)　登録税法の一部を改正する法律案
金融正常化の進行とともに長期信用銀行においても昨年十一月から五年ものの金融債を発行するようになつたので、これを機会に農林債券、商工債券と同様に軽減税率千分の三（一般千分の四）を適用しようというのである。

二　議案の可決理由
本案は、今次の税制改正の一環として、妥当な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する
昭和三十一年三月三日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

大蔵省関係法令の整理に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十九年に廃止された旧政府の契約の特例に関する法律の廃止前に締結された特定契約については、経過措置として同法の規定はなお効力を有するものとされていたのであるが、現在特定契約に関する事務が終了したのに伴い、旧政府の契約の特例に関する法律に規定する政府による支払金額の指定、相手方に対する政府の検査等の事務を行う必要がなくなつたので、今回この経過措置を廃止するとともに、あわせて指定金額について改定の申請があつた場合の政府の諮問機関である特定契約審査会を大蔵省の附属機関から削除するため、大蔵省設置法を改正しようとするものである。

二　議案の可決理由
特定契約に関する事務が終了したことに伴う措置として時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

在外公館等借入金の返済の準備に関する法律を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
在外公館等借入金の返済の準備に関する法律に基く借入金を表示する現地通貨の評価等一切の事務は、既に終了しているので、今回これを廃止し、なおこれに伴つて大蔵省設置法を改正して、大蔵省の附属機関のうち、在外公館等借入金評価審議会の項を削除しようとするものである。

二　議案の可決理由
既に、在外公館等借入金の返済の準備に関する法律に基く一切の事務が終了したことに伴う措置として、適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

就学困難な児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、義務教育の円滑な実施を図るために、市町村が生活保護法に規定する要保護者にして教育扶助を受けていないもの並びに政令で定める準要保護者に対して教科用図書又はその購入費を給与する場合、国の予算の範囲内でこれに補助することができるとし、その補助の基準はまた政令で規定し、附則においては、現在施行停止になつている「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」を廃止する等、所要の経過措置を定めようとしているものである。

二　議案の可決理由
経済的理由によつて児童を就学させるに困難な保護者のため、教科用図書の給与を行う市町村に対し、国が必要な援助を与えて義務教育の円滑な実施に資することは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十一年度一般会計予算に一億三千万円が計上されている。
右報告する。
昭和三十一年三月三日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行の東北興業株式会社法には、東北興業債券の元利の支払について政府が保証をなし得る旨の規定があるが、この規定は「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」の規定によつてその効力を停止されているので、同会社の東北地方開発の一環としての使命を一層積極的に遂行させるため、国会の議決を経た金額の範囲内において、同法の規定にかかわらず、政府が東北興業債券の元利の支払について保証契約をすることができるよう改正しようとするものである。

二　議案の可決理由
東北興業株式会社の事業資金の調達に万全を期するため、同会社の発行する東北興業債券の元利の支払につき、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府が保証契約をすることは必要な措置であると認め、本案は別紙のような附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月五日
建設委員長　德安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

東北興業株式会社法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、東北興業株式会社の事業遂行並びに運営に関し、国土総合開発の一環である東北地方の開発に、最も適当と認められる計画及び方法をもつて、これを推進するよう指導監督すべきである。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案（瀬戸山三男君外八十一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法は、昭和三十一年度を最終年度とする五箇年の時限立法であるが、昭和三十年度を含め、現在までの四箇年間の進ちょく状況は全体計画の三分の一に過ぎないので、この際昭和三十七年度までの五箇年間、その有効期限を延長しようとするものである。

二　議案の可決理由
本案に伴う事業の重要性にかんがみ、残事業の遂行を図るために妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨
建設省堀川政務次官は、内閣を代表して本案に賛成の旨を述べられた。
右報告する。
昭和三十一年三月五日
建設委員長　德安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

〔第十九号参照〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
戦後、多くの開拓者が開拓地に入植し、畑作を中心とする営農に精進しており、政府はこれら開拓農家の経営安定のために、開拓者資金融通法による長期融資と、肥料、飼料等の購入に必要な短期資金の融通円滑を図るための開拓融資保証制度の二つの融資措置を行つてきている。
短期営農資金の融通円滑のためには、政府は昭和三十年度までに

二億円を中央開拓融資保証協会に保証基金として出資しているが、この開拓融資保証制度に対する開拓者の加入増加及び開拓営農の進展に伴う資金需要の増大の結果、保証基金を一層増額する必要が生じたので、昭和三十一年度において、政府からさらに五千万円の追加出資を行つて、債務保証力増強の要請に応えようとするのが本案の趣旨である。

なお、委員会における質疑を通じて明らかになつた点の主なものは次のとおりである。

1　五千万円の政府出資は、当初計画より相当下まわつた額であるが、この出資によつて、従来ほとんど肥料購入のための保証のみに限定されていたのが、飼料等についてもある程度応ぜられる見込である。

2　開拓融資保証制度に対する出資の割合は、政府が二、都道府県が一、開拓者が一となるのが建前であるが、実情は常に開拓者出資が都道府県出資を上まわり、さらにこの合計が政府出資を上まわつている。

本案による増額も遠からず追越されることは確実で、地方保証協会の出資金との差額は全く役立たない現象が生ずるので、この点を是正する方策が必要である。

二　議案の可決理由

本案は、開拓者の必要とする短期営農資金の融通円滑を図り、その農業生産力の発展及び経営安定に寄与する上に、有効な措置であると認める。なお、開拓融資保証制度の運営については一層の適正化に努める必要があるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、中央開拓融資保証協会への出資金五千万円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月六日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

開拓融資保証法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、開拓融資保証制度がその充分なる機能を発揮し、もつて開拓者に対する短期営農資金の確保に遺憾なきを期せしめるため、今後中央開拓融資保証協会に対する政府出資金の増大に努めるとともに、政府出資金と地方開拓融資保証協会に対する都道府県出資金及び会員出資金とが、総体として適正なる均衡状態を維持するよう、行政上万全の措置を講ずべきである。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林漁業金融公庫法第四条中政府からの出資金が「四百六十六億七百万円」となつているが、十億円増額して「四百七十六億七百万円」と改正しようとするのである。

農林漁業金融公庫における昭和三十一年度の融資総額は二百九十億円を予定しているが、その原資としては、回収金八十億円、借入金として、資金運用部から百四十五億円、簡易生命保険及び郵便年金特別会計から五十五億円を予定し、融資総額との差額十億円を産業投資特別会計から出資して、これを政府出資とするものである。

次に委員会及び農林水産委員会大蔵委員会連合審査会の質疑において明らかにされた点は、左記の通りである。

1　昭和三十年十二月末現在における貸付金の償還の六箇月以上にわたつて遅滞しているものの元利合計は七億九千七百万円で、その内元金四億九千万円、利息が三億七百万円である。

2　公庫資金の資金構成は昭和二十九年度においては出資と借入との割合は、五十五パーセントと四十五パーセントであつたが、昭和三十年度及び昭和三十一年度の新規財源のほとんどは借入金によりまかなわれたため、この比率は逆転し、出資四十二・六パーセントと借入五十七・四パーセントとなつた。これは公庫の経理上、可能な最少限度である。今後のやり方としては、出資金の合計額と借入金の合計額との比率は少なくとも四十五パーセントと五十五パーセントでありたい。なお、昭和三十一年度末における貸し倒れ準備金は約一億二千万円である。

3　昭和三十年度に新しく貸付計画に入つた自作農維持創設資金の貸付に当り、その提出書類は約二十種類に及び著しくはん鎖である。又昭和三十年度のこれに対する貸付予定額は二十億円であるが、一月末現在で受理したもの七億三千八百万円、決定したもの六億五千五百万円であるが、年度末までに予定通り貸付完了する予定である。

4　昭和三十一年度から新しく貸付計画に入る農山漁村建設総合施設等に要する資金十五億円は、新しい村作りの施設に対するもので、その内訳は農用地交換整備事業に五億円、農山漁村振興総合施設に十億円の融資を予定している。

5　公庫資金の融資は、最近においては、農林中央金庫から約五割、信用農業協同組合連合会から約三割、地方銀行からは約二割の割合で貸出業務を行つている。

6　回収金は当初五十五億を見込んでいたが、昭和三十年度末までには八十億円の見込がついた。

二　議案の可決理由

本案は、農林漁業金融公庫の行う、長期かつ低利資金の融資の円滑を図り、もつて農林漁業における生産力の維持増強に寄与するために有効な措置であると認める。

なお、公庫の原資構成についての再検討及び借入手続の簡素化の必要があるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に関する経費

昭和三十一年度産業投資特別会計予算に、農林漁業金融公庫に対する出資金として十億円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月六日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

農林漁業の生産力を維持増進するための公庫資金は、長期且つ低利であるべきであるから、政府は今後、十分なる原資の確保に努めることは勿論であるが、これが資金構成についても、出資金と借入金との比率を是正し、もつて公庫業務の円滑なる遂行にいかんなきを期すべきである。

なお、公庫の貸付業務の実施に当つては、農林漁業者の実態に即応し極力手続の簡素化に努むべきである。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

家畜防疫の整備状況の向上及び乳牛等の飼養密度が増大してきている現状から、第一に、乳牛及び種雄牛についてはブルセラ病及び結核病、馬については馬伝染性貧血、豚については豚コレラにかかつていない旨の証明書があれば都道府県間の移動ができること、第二に、ブルセラ病まん延を未然に防止するため、乳牛及び種雄牛について年一回以上検査を受けさせること、第三にブルセラ病にかかつたために殺処分を受けた牛の所有者に対して、その評価額の五分の四を殺手当として交付することとする。その他、関係都道府県間において家畜の伝染性疾病の発生予防を期するため相互通報の義務を規定する等一部条文の整備を行おうとするものである。

以上の改正によつて家畜防疫の運営を円滑にし、実情に即した法律の運用を計るものである。

次に委員会の質疑において明らかにされた点は、左記の通りである。

1　現在、家畜の予防医学が非常に発達し、家畜の移動については今までのような余分な手続をしなくても病気の防疫が充分にできるような状態になつたので、その手続を緩和すること。

2　ブルセラ病及び結核病にかかるのはジャージー種だけで、和牛はかかりにくい。

3　馬伝染性貧血は、まだ対症療法がなく、殺処分をしているが、昭和二十九年で約六千頭を殺処分に付した。

二　議案の可決理由

本案は、家畜防疫が向上し、また家畜の飼養頭数が増加したことに伴い、家畜の移動を円滑にすることが必要であり、かつジャージー種乳牛の輸入した現状にかんがみ、有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、ブルセラ病による殺処分手当として八十八頭分四百四万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月六日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

開拓者資金融通法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の目的は、農地開発機械公団が開墾事業を行う地区の特殊性にかんがみ、一般に比して有利な

条件の融資を行うこと、家畜導入資金の融通条件に改訂を加えて実情に応ぜしめること及び連年災害を受けた開拓者に対し援助的融資を行うことによつて、開拓者の必要とする中長期融資の合理化を図ろうとするものである。

従つて本案の内容の主なものは次の三点である。

1　機械開墾地区の入植者に対し、新たに、開墾作業に必要な資金として年三分六厘五毛、すえ置五年、償還期間二十年の資金及び飲料水供給施設等の設置に必要な資金として年五分、すえ置五年、償還期間二十五年の資金を貸し付ける。

なお、この地区の開拓者の営農資金すなわち農具、肥料、家畜、住宅、共同利用施設等の資金については、省令で定める額以内の部分の条件は従来と同様年三分六厘五毛、すえ置五年、償還期間二十年とし、これをこえる部分の条件は、飲料水施設の場合と同様年五分、すえ置五年、償還期間二十五年とする。

2　既入植者に対する家畜導入資金の条件は、現在年利五分五厘、すえ置二年、償還期間五年であるが、開拓者の拡大再生産上やや重荷となつているので、これをすえ置三年、償還期間八年に延長する。

3　昭和二十八年及び昭和二十九年の災害により二年連続して被害を受けた開拓者に対し、年利五分五厘、すえ置三年、償還期間十二年の営農設備資金を貸し付ける。

なお、委員会における質疑等を通じて明らかとなつた点は次のとおりである。

1　昭和三十一年度の開拓者資金貸付予算は十八億八千九百五十万円で、このうち、機械開墾地区営農資金は一億七千四百万円、連年被災者に対する生産設備資金は一億九千万円である。

2　昭和二十八年及び昭和二十九年の災害融資に係る昭和三十一年度返済予定額は、約八億六千万円であつて、これから見れば昭和三十一年度の生産設備資金予算一億九千万円は、肩がわり財源としては不足であり、拡大再生産の基礎として、営農向上のために活用を図ることが必要である。

3　機械開墾地区においては、酪農特にジャージー種乳牛を中心とする営農を行うよう指導する計画であつて、これが円滑に行われるために、資金の確保、開拓者の負担軽減等について充分考慮する必要がある。

二　議案の可決理由

本案は、開拓者に対する中長期資金融通について、その範囲の拡大、条件の合理化等を図り、もつて開拓者の農業経営安定に寄与するものとして有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度開拓者資金融通特別会計予算に、機械開墾地区営農資金一億七千四百万円、連年被災開拓者に対する営農改善資金（家畜資金及び生産設備資金）三億三千六百七十六万五千円及び家畜資金三億四千六百六十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月八日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十八年度、昭和二十九年度及び昭和三十年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

昭和二十八年度以降昭和三十年度までの間においては、国債の元金償還に充てるため一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額は、前前年度の歳入歳出の決算上の剰余金の二分の一相当額のみに止め、前年度首国債総額の一万分の百十六の三分の一相当額の繰入は、これを停止するという特別措置がとられ、また日本国有鉄道及び日本電信電話公社の旧特別会計当時の公債及び借入金は、公社の発足の際一般会計の負担に帰属し、そのかわり公社は同額の債務を政府に対して負うことになり、その元利金の支払については、昭和二十八年度以降は、一般会計を経由することなく、直接、国債整理基金特別会計に繰り入れるという特別の措置が講ぜられたのであるが、昭和三十一年度においても、経理の簡素化を図るため、引き続き前年度と同様の特例措置を講ずることとしている。

二　議案の可決理由

わが国の財政の現況にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月六日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要点は次の三点である。

第一は、簡易裁判所の名称は、その大部分が所在地の市町村の名称を冠している関係上、市、町、村の廃置分合又はその名称変更に伴い、七簡易裁判所の名称を変更しようとするものである。

第二は、裁判所の管轄区域は、行政区画又はこれに準ずべき区域を基準として定められている関係上、市、町、村の廃置分合等に伴い、合計十四の簡易裁判所の管轄区域を変更しようとするものである。

第三は、以上の変更に伴つて、この法律の別表第四表及び第五表について、必要とされる整理を行おうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、最近一箇年間における市、町、村の廃置分合等に伴い、簡易裁判所の名称又は管轄区域を変更しようとするもので、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月七日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

商工組合中央金庫の現行貸出金利は、やや高きに失するので、これを引き下げるため、中小企業金融公庫より、当該金庫に貸し付けるようにするものである。

なお、昭和三十一年度、中小企業金融公庫に対して、資金運用部資金特別会計より百四十五億円融資することになつており、そのうち十億円を商工組合中央金庫に、無償で貸し付けるものである。

二　議案の可決理由

昨今の一般金融情勢は、ようやく緩慢化の傾向を示しつつある。しかるに、中小企業の金融の実状は、いまだ充分とはいい得ない。

その上、貸出金利は、商工組合中央金庫の場合、中小企業金融公庫等に比し、いささか高きに失するので、本案の趣旨は妥当と認め、別紙のごとく、附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月七日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

中小企業に対する金融措置については、第十六回国会の本委員会の決議の精神を尊重し、政府においては、農林中央金庫及び農林漁業金融公庫との均衡をも考慮し、

一　資金源の増加

二　利率の引下げ

三　貸出手続の簡素化

について、更に一段の努力を払うとともに、商工組合中央金庫及び中小企業金融公庫については、その設立の趣旨をあやまらざるよう格段の指導監督を強化すること。

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国高圧ガス工業の進歩発展により急増した、液化酸素及びプロパンガス等の需用に対して、その危険性にかんがみ、これらガス消費の取締規制を強化してその災害を防止することを主な目的としている。

その要旨は次の通りである。

1　液化酸素及びプロパンガス等の消費の増大とその危険性にかんがみ、これらの消費規制を強化すること。

2　高圧ガス販売業者及び液化酸素消費者について、これらの事業における災害の発生を防止するため、新たに取扱主任者を選任せしめ、これに保安監督を行わせること。

3　現行法施行以後の物価の変動に応じ、各種の手数料を若干引き上げること。

4　その他軽微な関連事項の改正を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、技術的の保安確保が主眼点となつているものであつて時宜に適した妥当なものと認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月七日
商工委員長　神田　博
衆議院議長益谷秀次殿

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的及び要旨
電話設備費負担臨時措置法は電話に対する国民のし烈な要望に応えて、設備の急速な拡充をはかるため、建設資金の一部を電話加入申込者等に臨時に負担させることを目的として、昭和二十六年七月から施行されたものであり、その期限は昭和三十一年三月三十一日までとなつているが、加入電話の新規需要は依然おう盛をきわめ、また、電話の基礎設備の拡充、町村合併に伴う電話局の統合、無電話部落の解消等も刻下の急務に属するので、今後においても引きつづき電話設備の整備拡張を行う必要がある。一方、自己資金若しくは公募債券等による建設資金の調達には自ら限度があり、その大幅な増額は困難と予想されるので、負担法による臨時措置を今にわかに廃止することは、来年度以降における電話拡充資金に巨額の欠陥を生じ、電話拡充計画の遂行に重大な支障を与えることになるので、本臨時措置法の効力を更に延長するためと、現行法には加入電話の種類変更の場合の規定がないために生ずる不合理を是正し、負担の調整を図るため、負担法の一部を改正する必要があるので本案を提出したものであつて、その内容の要点は次の通りである。

一　電話設備費負担臨時措置法の期限を五箇年延長して昭和三十六年三月三十一日までとすること。

二　加入電話の種類変更の際、負担法に基く負担をして設置され又は復旧された加入電話に対し、変更後の電話の負担金と債券との差額の追徴又は負担金の差額の返還に関する規定を設けること。

二　議案の可決理由
電話事業の現状に照らし、施設の急速な拡充を図るため、電話設備費負担臨時措置法の期限を更に五箇年延長することはやむを得ない措置であり、加入電話の種類変更の際の負担調整の規定を設けることは適当と認め、別紙のごとく、附帯決議を附して本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月七日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

およそ電話施設の建設に要する資金は、企業体の自己資金をもつて賄い得ないところは、国家資金、財政資金の借入或は公社債の公募等の方途によつてこれを調達すべきであつて、電話加入申込者等受益者の負担にまつことは、事業の公共的性格からいつて、努めて避けなければならない。この見地からすれば、電話設備費負担臨時措置法による受益者負担は、急速な拡充を必要とする電話事業の現状と、これに要する資金を十分に供給し得ない国家財政並びに公社収支刻下の状態よりするも已むを得ざるに出た措置というべきである。よつて政府及び公社当局においては、将来事情が許す限りなるべく速かに、かかる臨時措置を打切る方針の下に、できうれば負担法の延長期間内においても加入申込者等の負担を軽減すべき適当の方策を講ずべきである。

右決議する。

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、家庭裁判所から送致される少年の収容状況にかんがみ、少年院を新設し並びに少年院の分院及び少年鑑別所の分所をそれぞれ昇格させる等、法務省設置法の別表に所要の改正を加えようとするものでその改正点は次のとおりである。

1　岡山県に少年院を一箇所新設すること。
2　福岡少年院分院の貞志寮を中津少年学院として昇格させること。
3　北海少年院分院の紫明寮を紫明女子学院として昇格させること。
4　福岡少年鑑別所分所の小倉鑑別支所を小倉少年鑑別所として昇格させること。
5　宇都宮少年院を廃止すること。
6　市町村の廃置分合に伴い、刑務所及び少年院等の位置を改めること。

二　議案の可決理由
本案は、最近の少年院及び少年鑑別所の収容状況等にかんがみ、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月七日
内閣委員長　山本　粂吉
衆議院議長益谷秀次殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、公職選挙法の一部改正に伴い、国会議員選挙等の執行について国の負担すべき経費の基準に若干の変動が生ずるので、これに照応して本法の一部に所要の改正を加えようとするものである。すなわち㈠衆議院議員、参議院地方選出議員の個人演説会告示用ポスターの制度が廃止せられたため、その経費に関する規定を削除すること。㈡候補者の使用する選挙運動用ポスターの枚数が増加せられるに伴い、ポスター用紙の経費を増額すること。㈢参議院地方選出議員の選挙期日の告示が現行法では三十日前に行われるとあるのを二十五日前と改めるので、選挙期間の短縮に伴い、選挙事務に要する経費を減額すること。以上がその内容である。

二　議案の可決理由
本案は、当然必要な措置と認められ、全会一致可決すべきものと議決した次第である。
なお、選挙執行経費の不充分な現状にかんがみ、別紙のごとき附帯決議が附された。

右報告する。
昭和三十一年三月八日
地方行政委員長　大矢　省三
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

選挙執行の基準経費については立会人の日当等頗る過少であると認められる。依つて政府は速やかに之が対策を講ずべきである。

右決議する。

〔第二十号参照〕
臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行法は戦後のわが国商船隊の健全な復旧を図るために、一定の船舶の建造について調整を図る必要上制定されたものであつて、法律の有効期間は、昭和三十二年三月三十一日までと定められている。
しかるに、先に政府が樹立した経済自立五箇年計画に基く計画造船の円滑な遂行を図るためには、今後なお船舶の建造について調整を行う必要がある。よつて法律の有効期間を、経済自立五箇年計画の終期である昭和三十六年三月三十一日まで延長しようとするのが本案の目的である。

二　議案の可決理由
本案は、わが国商船隊の健全な発達を図るため、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月八日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

鉄道抵当法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
鉄道抵当制度の利用を促進することにより、地方鉄道に対する金融を一層円滑にするため、必要な改正を行おうとするものでその要旨は次の通りである。

1　鉄道財団は、左の場合に消滅することとすること。
(イ)　抵当権の登録が全部抹消された後又は抵当権が鉄道財団の分割によつて消滅した後、六箇月内に新たな抵当権の設定登録を受けないとき。
(ロ)　鉄道財団消滅の登録をしたとき。
(ハ)　鉄道財団が分割競売に付された場合において抵当権が消滅したとき。
2　鉄道の他の部分について鉄道財団を拡張できることとすること。
3　一箇の財団を分割して数個の財団となし得ることとし、抵当権の目的である甲鉄道財団を分割してその一部を乙鉄道財団としたときは、その抵当権は乙鉄道財団について消滅することとすること。
4　数個の財団を合併して一個の財団となし得ることとすること。

二　議案の可決理由
地方鉄道に対する金融を一層円滑にし、もつて地方鉄道の整備拡充に資するため、適切妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月八日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

食糧管理特別会計の昭和三十年度における損失をうめるための措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

食糧管理特別会計の昭和三十年度当初予算においては、この会計の昭和三十年度末における損失を昭和二十九年度からの繰越損失を含め、約百億円と見込んでいたのであるが、豊作と集荷の好調により昭和三十年産米の政府買入数量が、当初の予定を大幅に上まわつたため、これに伴う早場米格差の支払が当初よりも増加したこと等により昭和三十年度末においては約百六十七億円の損失が生ずるものと予定されるのである。

この百六十七億円のうち、百億円は、昭和二十六年度において一般会計から繰り入れたインベントリー・ファイナンス百億円に見合うので、今回この百億円に相当する金額については、一般会計に繰りもどさなくてもよいこととするとともに、残額の六十七億円については、これを一般会計からこの会計に繰り入れることとしてその損失を補てんすることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和三十年産米の政府買入数量が増大したことに伴う措置として大体において適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十年度一般会計予算補正に六十七億円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月八日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

漁船乗組員給与保険法の規定により漁船の乗組員の抑留を保険事故とする給与保険について、昭和二十九年度において保険事故が異常に発生したため、先にとりあえず一般会計からこの会計の給与保険勘定に繰入金をしたのであるが、なお約二百万円の損失が残り、又昭和三十年度においても、引き続き保険事故が異常に発生し、本年二月末日までの間に更に約六千百五十万円の損失を生ずることとなり、今回これらの損失をうめるため、昭和三十年度において、一般会計から、六千三百五十万円をこの勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

昭和二十九年度及び三十年度における異常な保険事故の発生に伴う措置として時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十年度一般会計予算補正に六千三百五十万円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月八日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公有林野官行造林事業は、昭和三十一年度をもつて、当初の目標であつた約三十万町歩の造林を完了する予定であるが、なお、造林を要する公有林野が相当面積あるので、今後もこの事業を継続するが、更にいわゆる部落有林野が荒廃している現状にかんがみ、新たにこれを官行造林の対象に加えることと、水源涵養のため造林を行う必要のある土地で、公有林野及び部落有林野とあわせて造林をすることが必要であると思われる一部私有林野についても造林ができるようその範囲を拡張することとし、国有林野事業の拡大によつて、私有林野の造林に協力し、もつて森林資源の維持培養及び地方公共団体等の基本財産の造成に寄与しようとするものであつて、以上の改正に伴つて題名をも公有林野等官行造林法と改正しようとするものである。

次に委員会における質疑により明らかにされた点は次の通りである。

1　部落有林野は、現在割山利用、持分利用等非常に複雑になつているが、非常に多くの人によつて共同使用せられるものに対しては、民法上の組合契約に基く官行造林組合というようなものを作つて一本で契約する。

2　官行造林は、所有者と話合いでやつて行くことが原則であり、その選定に当つては造林技術上やや困難性のある土地を優先して選ぶことにする。

3　分収歩合は従来通りの五分五分の予定であるが、一部私有林の官行造林事業については、公共事業の方式との調整のためこれらと比較検討して適正にきめるが、大体国の取分が少しよけいになる方向で決める。

二　議案の可決理由

本案は、公有林野の造林の外更に部落有林野の荒廃していること、及び水源林造成の急務であること等の現状からして、国が造林を行うことがより効果的であり、確実性があり、これがまた国土保全等に寄与するために有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

国有林野事業特別会計において、官行造林費として八億七千百六十七万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月八日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

住宅金融公庫は、設立後既に五年を経過し、その業務は、現業的性格を有しているにもかかわらず、業務に従事している役職員の地位は、国家公務員となつているので、これを改め、役職員の地位を国家公務員でないものとし、これに伴いこれらの者の恩給及び退職手当等に関し所要の措置を講じ、あわせて、住宅金融公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の構造の合理化をはかることを目的とするもので、その要旨は次の通りである。

1　公庫の役職員の地位を国家公務員でないものとし、刑法その他の罰則の適用についてのみ公務員と同様の取扱いをすること。

2　公庫の役員の地位の変更に伴い、役員の欠格条項及び兼職禁止の規定をおくこと。

3　公庫は、役職員の退職手当の支給の基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を要すること。

4　公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の定義について、その住宅の構造を合理化するため、所要の改正を加えること。

5　この法律改正の際現に公庫の役職員であつて恩給法の準用を受けていた者の恩給については、この法律施行後も、当分の間、従前の例によること。

二　議案の可決理由

住宅金融公庫の業務の円滑な運営を図るため、その役員及び職員の地位を国家公務員でないものとし、これらの者の恩給及び退職手当等に関し特別の措置を講ずるとともに、同公庫の貸付の対象となる簡易耐火構造の住宅の定義を改めることは妥当な措置であることを認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月九日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における中小企業金融の実情にかんがみ、特に、小企業者に対する金融の円滑化を図るものである。

その要旨は次の通りである。

1　小口保証保険の保険する金額

の限度を引き上げること。

2　包括保証保険制度を創設すること。

これは、個々の小企業者の保証金額が、二十万円以下、中小企業等協同組合の場合は五十万円以下の債務について、自動的に保険関係が成立する。この場合のてん補率は九十パーセント、保険料率は年一分四厘六毛とする。

二　議案の可決理由

付保件数は、中小企業者のうち、特に小企業が過半数を占めている。

しかるに、小企業者は、担保力が薄弱であるため、強制的な信用補完措置が必要と認められる。よつて本案の趣旨は妥当と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月九日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十一号参照〕

臨時教育制度審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

戦後における教育制度の改革は、占領下の特殊な状態のもとに急速に行われたもので、実情に即さない点があることにかんがみ、内閣の諮問に応じ現行教育制度に検討を加え、教育の制度及びこれに関連する制度についての緊急な重要政策を総合的に調査審議させるため、内閣に臨時教育制度審議会を設置しようとするものである。

審議会は、内閣が任命する国会議員十人以内、学識経験者三十人以内の委員をもつて組織することとし、その所掌事務を遂行するため、必要と認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとしている。

なお、審議会は、昭和三十三年三月三十一日までの間に政令で定める日に廃止されるものとしている。

二　議案の可決理由

占領下の特殊な状態のもとに急速に改革せられた現行教育制度について独立後の実情に照らし広く国政全般の立場からこれに検討を加えるため、内閣にかかる機関を設けることは、教育の重要性にかんがみ、適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算の内閣官房の項中、八十三万六千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月九日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

外務公務員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現在世界各国において既に国際慣行となつている特派大使の制度を設けるもので、特派大使は外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務処理にあたり、たとえ当該国に常駐の大公使があるばあいにおいても、別に本国から派遣しようとするものである。

この特派大使は、政府代表及び全権委員と類似の臨時の特別職であり、また、外国における重要儀式への参列には天皇の認証する信任状を携行することとなつている。

以上が本案の骨子とするところで、そのため、特派大使の称号、定義並びに特派大使が顧問及び随員を随伴できること、また、特派大使並びにその顧問及び随員の任命、解任、身分保障と義務及び重要会議参列の際、天皇が認証する信任状を携行する規定等に関し、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）の一部を改正し、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に特派大使並びにその顧問及びその随員の称号を追加規定し、あわせて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）において特派大使と特命全権大使及び特命全権公使の区別を明確にするためこの法律の一部を改正するものである。

なお、この法律は公布の日から施行することとなつている。

二　議案の修正議決理由

本案は、外国における重要な儀式に参列その他臨時の重要任務処理のため特派大使を派遣することは諸外国との友好親善関係を一層緊密にする上に有効な措置である。ただし、従来国会法第三十九条ただし書、即ち、議員は両議院一致の議決により内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与その他これに準ずる職に就くことができるとの趣旨の規定により国会議員が臨時に全権委員及び政府代表を兼ねることができた。

しかるに、特派大使及び全権委員のごとき地位にある者の任命が、内閣行政各部における各種の委員、顧問、参与と同様にこのただし書により任命せられることに多少の疑義を生ずる恐れがあるから、この際、国会法第三十九条本文の規定により外務公務員法第八条に一項を追加し、「特派大使及び全権委員等を国会議員のうちからも両議院一致の議決を得て任命できる」旨規定することが妥当な措置であると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月十日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第八条第二項中「政府代表及び全権委員並びにそれらの代理、顧問及び随員」を「第二条第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3　前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができる。この場合においては、両議院一致の議決を得なければならない。

3 4　前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

労働保険審査官及び労働保険審査会法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、労働保険に関する審査の統一ある運用を確保するため、労働省に労働保険審査会を設ける等審査機構の整備を図るとともに、審査の手続を合理化しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　労働者災害補償保険、失業保険にそれぞれ別個に設けられている審査機構を改め、第一審としての労働保険審査官、第二審としての労働保険審査会を設け、審査の統一ある運用と迅速化を図ること。

2　労働保険審査会は判定的機能を有するため、その三者構成を改め公益的立場にある学識経験者のみによつて構成し、裁決することとすること。

3　労働保険審査会の委員は、内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命することとし、また審理に当つて労使代表の参与を認める措置をとること。

4　審査の手続について合理化を図ること。

二　議案の可決理由

労働保険の審査に関する従来の実績にかんがみ、労働保険に関する審査機構を整備し、審査手続を合理化することは、時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に労働保険の審査に関する経費として、三百九十六万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月十三日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十二号参照〕

義務教育費国庫負担法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、公立義務教育諸学校の教育職員に係る恩給に要する経費が、現在、都道府県の負担であり、その負担が年年過重になりつ

つある実情と、義務教育における国の責任の重大性とにかんがみ、将来は、この経費の半額を、義務教育費国庫負担法による国庫負担の対象といたすこととし、昭和三十一年七月一日以後において、退職し、又は在職中に死亡する者の恩給に要する経費に適用する旨を規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

地方財政の現況と義務教育における国の責任の重大性にかんがみ、義務教育諸学校の教育職員に係る恩給に要する経費を、義務教育費国庫負担法による国庫負担の対象とすることは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に五千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月十三日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案（網島正興君外四十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行法は、西日本、中部日本に広く存在している急傾斜地帯について、その劣悪な農業条件をすみやかにかつ総合的に整備し、農業生産力の向上を図ることを目的として昭和二十七年に制定されたものである。制定以来、諸土地改良、耕地整備、農地保全等の事業を重点的に行い、特に農道と索道において相当の成績をあげて来たが、四年間の全体の進ちょく度は当初計画の二割弱に過ぎず今後の事業進ちょくにまつところが多く残されているので、昭和三十二年三月三十一日までとなつている現行法の有効期限を、昭和三十七年三月三十一日まで五箇年間延長して、法律の目的達成を期そうとするのが本案の趣旨である。

なお、委員会における質疑によつて、急傾斜地帯及び地区の指定その他の行政措置については公平を期すべきこと並びに法律の目的達成のためには今後一層重点的な財政措置が必要であること等が明らかにされた。

二　議案の可決理由

本案は、自然的条件に恵まれぬ急傾斜地帯の農業の振興を図り、生産力の向上及び経営安定に寄与する上に、有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

平年度約十億円の見込である。ただし、五箇年間に要する経費としては、五十億円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

大石農林政務次官より、本案については賛成である旨の内閣の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年三月十三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

日本原子力研究所法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力の開発に関する研究等を総合的かつ効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とし、わが国における原子力開発センターとなるべき研究開発実施機関としての実質を整えるために民間の出資をも認め、しかも政府の強い監督に服する特殊な法人として、日本原子力研究所を設立しようとするものである。

研究所の資本金は、政府及び政府以外の者からの出資金の合計額とし、政府は一般会計から設立の際二億五千万円を出資することになつており、役員として理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、その業務としては、原子力委員会の議決を経て内閣総理大臣が定める原子力の開発利用に関する基本計画に基いて、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究、原子炉の設計、建設及び操作、原子力関係研究技術者の養成訓練、放射性同位原素の輸入、生産及び頒布等を行わしめることとしている。

その他、研究所の予算、資金計画、事業計画、財務諸表、利益の処理、借入金、財産の処分等については、内閣総理大臣の認可又は承認を要することとし、内閣総理大臣は、研究所に対して監督上必要な命令をなし、報告を徴し、所属職員をして立入検査ができることとしている。

なお、研究所の設立に関する事務は、内閣総理大臣が設立委員を任命してこれを処理させることとし、財団法人原子力研究所は、この研究所の成立の時に解散して、その権利義務は研究所が承継するとともに、職員もそのまま引き継ぐこととしている。

二　議案の可決理由

本案は、原子力基本法に基いた原子力の開発に関する研究等を総合的、効率的に行い、原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与せしめるため、適切妥当な措置と認め、別紙のごとき附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

原子力の開発に関する研究を行うために必要な経費として昭和三十一年度予算に七億百八十八万八千円が計上されている外、国庫債務負担行為として十二億五千万円が予定されている。

右報告する。

昭和三十一年三月十四日

科学技術振興対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

日本原子力研究所法案に対する附帯決議

政府は、日本原子力研究所の運営に当つては、特に左記の点につき、遺憾なきを期すべきである。

一　原子力基本法の本義に徹し、原子力委員会の意向を尊重して、その民主的運営に万全を期すること。

一　研究所に対する政府の出資は、民間出資との均衡にこだわることなく、その運営に支障なからしめ、所期の目的を貫徹せしめること。

船舶職員法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、現行法の施行実績にかんがみ、本年三月二十二日失効となる船舶職員資格定員表の適用の特例、特定の者に対する試験免除及び本年十月十四日期限満了となる免許の更新について、それぞれ有効期間を延長しようとするものであつて、その内容の主な点は、次のとおりである。

1　船舶職員資格定員表の適用の特例を昭和三十二年十月十四日まで延長すること。

2　海技免状の有効期間に特例を設け、免許更新の期限を一箇年延長すること。

3　特定の丙種船長、丙種機関長及び小型船舶操縦士の無試験免許に関する規定の効力を昭和三十二年十月十四日まで延長すること。

4　学校卒業者に対する学術試験免除の期限を昭和三十二年十月十四日まで延長すること。

5　遠洋かつお、まぐろ漁業の用に供する船舶についての船舶職員法の臨時特例に関する法律の効力を昭和三十二年十月十四日まで延長すること。

6　海上運送法の一部を改正する法律について、小型船舶操縦士の無試験免許に関する規定の効力を昭和三十二年十月十四日まで延長すること。

二　議案の可決理由

本案は、船舶職員法の円滑な実施を図るため、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月十五日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近における自動車の大型化、その構造装置の複雑化等に伴い、検査関係等の手数料を適正化するため、所要の改正を行おうとするもので、その要旨は次の通りである。

1　検査関係手数料の改正

(イ)　自動車の検査手数料のうち普通自動車及び特殊自動車について、一両につき二百円を三百円とすること。

(ロ)　自動車検査証再交付の手数料を新設し、一件につき五十円とすること。

2　臨時運行許可手数料の改正

臨時運行許可手数料を一両につき五十円を百円とすること。

3　施行期日

公布の日から起算して二月をこえない範囲において政令で定める日から施行すること。

二　議案の可決理由

自動車の検査、登録業務の円滑化を図るため、適切妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月十五日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和三十一年度収支予算、事業計画及び資金計画につき、国会の承認を求めようとするものであつて、放送法第三十七条の規定により、同協会が作成し、郵政大臣がこれを検討して意見を附し、内閣を経て国会に提出されたものである。

二　本件の要旨

収支予算は、受信契約者から徴収する受信料の額、予算経理の基本準則及び収入支出の款項別金額を、事業計画は、計画の基本方針、建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は、収支予算及び事業計画に基く資金の出入に関する計画をそれぞれラジオとテレビジョンとに区分して、定めるものであつて、その要点を挙げれば次のとおりである。

（一）　収支予算

ラジオ

受信料　　月額六十七円（三箇月につき二百円）

前期繰越収支剰余金　　一億五千万円

収入　　百十六億六千七百十四万円

資本収入　　十億四千三百四十万円

事業収入　　百六億二千三百七十四万円

支出　　百十八億一千七百十四万円

資本支出　　十六億二万円

事業支出　　百億一千七百十二万円

予備金　　二億円

テレビジョン

受信料　　月額　三百円

収入　　十八億六千四百六十万円

資本収入　　九億六千万円

事業収入　　九億四百六十万円

支出　　十八億六千四百六十万円

資本支出　　六億一千万円

事業支出　　十二億三千四百六十万円

予備金　　二千万円

（二）　事業計画

主要な項目を挙げれば次のとおりである。

1　ラジオにおいては、難聴地域の解消、老朽設備の改善並びに教養、報道、慰安放送及び地域社会に直結する放送番組の内容充実を図るとともに、業務の合理的運営につとめる。

2　テレビジョンにおいては、札幌、函館、静岡、岡山、小倉、熊本、鹿児島及び松山の八局の建設並びに既存施設の改善を図るとともに、放送番組の内容の充実につとめる。

3　技術研究においては、特に受信機及び受像機の改善並びに無線、電子管、音響及びテレビジョンの研究につとめる。

4　放送文化研究においては、世論調査並びに放送番組の研究を行うとともに、放送博物館の充実整備を行い、放送文化の進歩発達を図る。

5　国際放送においては、広くわが国の実情を紹介して、諸外国の理解を深めるとともに、国際親善並びに貿易の振興に寄与するため、放送内容の拡充を図る。

（三）　資金計画

1　年度内の受入並びに払出額を左のとおり予定する。

受入額　　百二十八億一千六十四万円

ラジオ　　百十一億二百十四万円

テレビジョン　　十七億八百五十万円

払出額　　百二十九億四千二百八十六万円

ラジオ　　百十二億三千四十四万円

テレビジョン　　十七億一千二百四十二万円

2　前年度よりの繰越金三億円、翌年度への繰越金一億六千七百七十八万円を予定する。

三　本件の議決理由

本件は、放送法の趣旨に照らし妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。

なお、本件議決に際しては、別紙のごとき附帯決議がなされた。

右報告する。

昭和三十一年三月十五日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き、国会の承認を求めるの件に対する附帯決議

政府並びに日本放送協会当局は、左に掲げる事項の達成に努むべきである。

一　協会における放送の進歩発達に必要な研究を助成するため、放送法第三十四条の規定に基く国の負担による研究を実施する方途を講ずること。

二　経営の刷新、能率の増進等によつて収入の増加、経費の節減を図り、協会従業員の待遇を改善すること。

右決議する。

〔第二十五号参照〕

租税特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

居住外国人の所得税について従来設けられてきた特別措置の適用期間が昨年末をもつて満了したのに伴い、その税負担の急増をさけるため、従来の特別措置のうちいわゆる「国内払課税方式」については所要の改正を加え昭和三十五年まで暫定的に存置し、他の「半額課税の特例」は昭和三十一年分以降廃止しようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、特定な外国人の負担の急増を避けるための経過措置として適当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月十六日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

賠償等特殊債務処理特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
平和の回復に伴い、賠償や連合国財産の補償その他の対外特殊債務の処理は、外交交渉等の進展等に応じ逐次その処理の進ちよくが図られている状況であるが、政府においては、このような状況にかんがみ、これらの賠償等特殊債務の処理に関する経理を一般会計と区分して明確にするため、新たに賠償等特殊債務処理特別会計を設けることとしようとするものである。
本案の概要は次の通りである。
第一に、この会計において処理する賠償等特殊債務とは、賠償、連合国財産の補償その他戦争の遂行の結果または戦争の遂行若しくは連合国の軍隊による占領に関連して負担する債務である。
第二に、この会計の歳入歳出については、一般会計からの繰入金及び附属雑収入をもつて、その歳入とし、賠償等特殊債務の処理に充てるための経費及び附属諸費をもつてその歳出とすることとしている。
第三に、この会計の毎会計年度の支出残額は順次翌年度に繰り越して使用することができることとし、また毎会計年度の決算上の剰余金は、翌年度の歳入に繰り入れることとしている。
第四に、その他この会計の設置及び運営等に関し必要な事項を規定することとしている。
なお、この会計の設置に伴う経過措置として、従来一般会計において賠償等特殊債務処理のために充てられていた賠償等特殊債務処理費等の昭和三十年度末における支出残額に相当する金額約百二十億円は、昭和三十一年度において、この会計の歳入に繰り入れることとし、賠償等特殊債務処理の円滑を図ることとしている。

二　議案の可決理由
賠償等特殊債務の処理の進ちよくを図るための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案の施行に要する経費
昭和三十一年度特別会計予算に二百二十億円を計上している。

右報告する。
昭和三十一年三月十六日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
日本輸出入銀行は、設立以来プラント輸出を中心とする輸出入金融を行つてきたが、更に賠償及び経済協力関係の融資業務も行うことが予定され、現在の資金量では不足をきたすので、昭和三十一年度中に新たに産業投資特別会計から四十八億円出資して新資本金を三百八十八億円としようとするものである。

二　議案の可決理由
プラント輸出が急激に伸張し業務活動が発展した結果、資金需要がきわめておう盛であるので、この際増資することは時宜を得た適切な措置であることを認め、本案は原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月十六日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
職員の旅費等の実情に即し、運賃の級別支給区分を改正してその引下げをするとともに、日当及び宿泊料の定額を引き上げることとする等旅費の適正化を図ろうとするものである。
内容の概略は次の通りである。
まず内国旅費については、
第一に、鉄道運賃及び船賃の級別支給区分が、現行法では内閣総理大臣等及び十一級以上の職務にある者には一等運賃、十級以下四級以上の者には二等運賃、三級以下の者には三等運賃をそれぞれ支給することになつているのを、内閣総理大臣等及び七級以上の者には二等運賃、六級以下の者には三等運賃を支給することとしている。
ただし、内閣総理大臣等及び十四級以上の者が一等車又は一等船室を利用する場合は一等運賃を支給することとしている。
第二に、内閣総理大臣等及び十一級以上の者が片道三百キロ以上の旅行をする場合には、新たに特別二等車料金を支給することとしている。
第三に、特別急行料金を支給できる旅行を現行片道五百キロ以上とあるのを三百キロ以上と改めている。
第四に、日当、宿泊料及び食卓料の定額を現行の三割増としている。
次に外国旅行については、
第一に、鉄道運賃及び船賃につき、先の内国旅費の場合に準じて、それぞれの級別支給区分を改めることとしている。
第二に、航空賃について、現行法では現に支払つた運賃を支給することとなつているのを、運賃の等級が二以上ある場合には、原則として、内閣総理大臣等及び十三級以上の者には最上級の運賃、十二級以下の者には最上級の直近下位の級の運賃を支給することとしている。
第三に、移転料の定額につき別表を補正し、鉄道二千キロ以上を四階級に区分して、新たにそれぞれの定額を定めることとする外、その他の規定についても若干規定の整備を図ることとしている。

二　議案の修正議決理由
本案は、おおむね適切妥当と認めるが、別途今国会に提出された「住宅金融公庫法の一部を改正する法律案」との関連上、施行期日の一部を改める必要があるので別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月十六日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕　（小字は修正）

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条第二項及び第二条第一項第一号の改正規定は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2　改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案（小坂善太郎君外六名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、積雪寒冷地域における道路が、冬期間、長期にわたる交通のと絶を余儀なくされ、ために産業経済活動の停止、生活の不安、文化の障害等その影響するところきわめて広はんかつ大なるものがあるため、当該地域において道路交通の確保を特に必要とする主要道路について除雪、防雪並びに凍雪害の防止に関する事業に要する経費に対し、国庫補助の途を開こうとするものである。

二　議案の修正議決理由
本案は、積雪寒冷地域における冬期間の道路交通を確保するため

妥当な措置であるが、路線の指定に関しては、自動車交通のしめる比重よりみて、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案には財源問題に関し、別紙の通り附帯決議を附すべきものと決定した。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、初年度約十五億円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

建設省堀川政務次官より、本案の趣旨にそつて努力する旨がのべられた。

右報告する。

昭和三十一年三月十六日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（路線の指定）

第三条　建設大臣は、第一条の目的を達成するため、○あらかじめ運輸大臣の意見を聞いた上、○同条に規定する地域内において道路の交通の確保が特に必要であると認められる道路を指定しなければならない。

2　前項の指定は、積雪又は寒冷の度、道路の重要性その他の事情を勘案して政令で定める基準に従つて行うものとする。

3　建設大臣は、第一項の指定をした場合には、当該道路の路線名及び区間を官報で公示しなければならない。

〔別紙〕

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、現に実施中の「道路整備費の財源等に関する臨時措置法」に基く道路整備五箇年計画の遂行に支障を与えないため、揮発油税収財源をこの法律の実施に要する経費の財源に充当しないこと。

学校給食法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、学校給食の普及充実を図るため、学校給食が、現在、小学校等の児童のみに限定されている現行法の適用範囲を、中学校等の生徒に及ぼすとともに、公立小学校の設置者が、生活保護法に規定する要保護者で教育扶助を受けていないもの並びに政令で定める準要保護者に対して、その負担すべき学校給食費を補助する場合には、国は、その設置者に対して、政令で定めるところにより、予算の範囲内で補助することができると規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

学校給食の普及充実を図るため、現行法による学校給食の適用範囲を中学校等に拡大するとともに、公立小学校児童の保護者で、学校給食費の負担が困難と認められる者のために、援助の措置を講ずることは、時宜に適したものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に二億円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月十六日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

学校給食法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

学校給食法にかかる学校給食の範囲を、夜間の定時制高等学校の生徒に対しても、可及的速かに拡大して適用するよう、政府において措置せられんことを望む。

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本条約は、わが国がすでにアフガニスタン及びイランとの間に締結している修好条約と同様、わが国とカンボディア間の友好関係を強化することを目的とし、平和の維持、主権、独立及び領土の尊重、外交官の最恵国待遇等両国間の基本的関係について規定しているほか、とくにカンボディアとの協力関係を密接にするため、経済、技術及び文化における協力関係の強化、移住民に対する便宜供与等についても規定している。

本条約は、両国間にすでに存在している友好協力関係を今後とも維持強化すべき根本原則を明らかにしたものであり、両国間の経済、技術、文化、移住等の諸問題については、本条約の趣旨に従い、今後の両国間の交渉により具体化しようとするものである。

よつて政府は、本条約の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

カンボディアはその独立以来、終始一貫してわが国に対し友好的態度を示してきたのであり、対日賠償請求権の放棄を声明し、また桑港平和条約に基く連合国捕りよに対する損害補償金の同国取得分を日本赤十字社に寄附する旨を申入れる等、わが国に対し非常な好意を示してきているのである。

わが国がカンボディアのかかる好意に報いるためにも、また同国との友好協力関係を一層密接にし、ひいては東南アジア諸国との善隣関係を増進するためにも、本条約を締結することは誠に妥当適切な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通りの政府に対する要望決議を附した。

右報告する。

昭和三十一年三月十七日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

日本国とカンボディアとの間の友好条約の批准について承認を求めるの件について承認をあたえるに際して政府に対する要望決議

本条約にふくまれている友好精神は、各国間における平和友好関係の基本原則である。

政府は本条約を締結するに当り、本条約第一条第二条の基本政策を誠実に遵守し、両国のいずれにも差別なくこの政策を基調とするとともに、移民に関しては、将来両国民の友好を深め、新たな親善関係の基礎となるよう十分な考慮をはらい、且つこれが実現のために、すみやかに予算措置をはじめ万全の措置をとるよう強く要望する。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員に対して支給する旅費の改訂に伴い、訴訟費用等臨時措置法の規定による証人等の日当及び宿泊料を増額しようとするものである。

すなわち、同法第三条中民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法による当事者及び証人の日当「百八十円」を「二百三十円」に、鑑定人、国選弁護人等の日当「五百四十円」を「七百円」に、当事者、証人、鑑定人、国選弁護人等の宿泊料「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改める。

また、同法第四条中執達吏手数料規則による執行吏の取り扱う執行事件における証人の日当「九十円」を「百二十円」に、鑑定人の日当「二百十円」を「二百七十円」に、執行吏の宿泊料「九百四十円」を「千二百二十円」に、「七百五十円」を「九百八十円」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、国家公務員が出張した場合にこれに対して支給する日当、宿泊料の定額の改訂に伴う当然の措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として約三千万円を必要とする。

右報告する。

昭和三十一年三月十九日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会　衆議院会議録追録（一）（その二）

昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算、昭和二十八年度特別会計歳入歳出決算及び昭和二十八年度政府関係機関決算報告書に関する報告書

一　決算の内容

昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算は、歳入一兆二千百九十億千九百余万円、歳出一兆千七十一億六千四百余万円であり、差引二千十八億五千五百余万円の剰余金を生じたが、これは財政法第四十一条の規定によつて昭和二十九年度の歳入に繰り入れられている。

昭和二十八年度決算額を同年度予算額に比較すると、歳入においては予算額一兆二百七十二億五千余万円に対し千九百十七億六千九百余万円の増加となり、歳出においては予算額一兆二百七十二億五千余万円に対し百億八千六百余万円を減少した。

歳出予算額に予算決定後前年度予算残額を本年度に繰り越した額千百八十九億九千四百余万円を合わせた予算現額は、一兆千四百六十二億四千四百余万円で、支出済額一兆百七十一億六千四百余万円、翌年度繰越額千二百七億五千三百余万円、不用額八十三億二千七百余万円である。

昭和二十八年度一般会計に属する国の債務のうち、財政法第十五条第一項に基く国庫債務負担行為の本年度限度額は、百五十四億九千五百余万円で、実際の債務負担額は、三十億九千余万円であるが既往年度よりの繰越国庫債務負担額四十四億二百余万円を加えると債務総額は七十四億九千三百余万円となり、そのうち本年度支出その他の事由によつて債務の消滅したものは三十五億四千五百余万円で、差引翌年度以降へ三十九億四千八百余万円を繰り越した。

財政法第十五条第二項に基く国庫債務負担行為の本年度限度額は三十億円で実際に負担した債務額はない。既往年度よりの繰越額四百余万円は本年度支出によつてその全額が消滅したので翌年度へ繰り越す債務額はない。

公債の本年度負担額は、内国債千三百二十二億五千三百余万円、外国債（円換算、以下同じ）六億三千八百余万円計千三百二十八億九千百余万円であつて、これに既往年度よりの繰越額内国債三千三百十四億七千二百余万円、外国債八百七十九億六千九百余万円計四千百九十四億四千百余万円及び本年度償還その他の事由によつて債務の消滅した内国債三百七十九億五千八百余万円、外国債三十八億九千八百余万円、計四百十八億五千七百余万円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務額は、内国債四千二百五十七億六千八百余万円、外国債八百四十七億八百余万円、計五千四億七千六百余万円である。

借入金の本年度借入額は、百十三億三百余万円であつて、これに既往年度よりの繰越額八百六十七億九千六百余万円、本年度債務の消滅額三百六十九億四千余万円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務総額は六百十一億六千余万円である。

大蔵省証券又は一時借入金の最高限度額は四百億円であるが実際に負担したものはない。

昭和二十八年度特別会計に属する国の債務のうち、財政法第十五条第一項に基く国庫債務負担行為の本年度限度額は、五十六億四千百余万円であるが、実際に負担した額は、十一億二千三百余万円、これに既往年度よりの繰越額七億五百余万円を加えた債務総額は、十八億二千九百余万円であつて、そのうち本年度支出により債務の消滅した額七億五百余万円を差し引き、翌年度以降へ繰り越した債務総額は、十一億二千三百余万円である。

財政法第十五条第二項に基く国庫債務負担行為に関しては、本年度これに該当するものはない。

公債の本年度発行総額は邦貨債百七十四億九千九百余万円であつて、これに既往年度よりの繰越額四十四億五千九百余万円、本年度償還その他の事由により消滅した十七億八千百余万円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務総額は二百一億七千七百余万円である。

借入金の本年度借入総額は、九億円であつて、これに既往年度よりの繰越額十億三千七百余万円、償還により債務の消滅したもの十億円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務総額は九億三千七百余万円である。

融通証券の本年度発行総額は八千三十億円であつて、これに既往年度よりの繰越額二千七百九十一億四千余万円、償還により債務の消滅したもの八千四百二十億円を加除し、翌年度以降へ繰り越した債務総額は、二千四百一億四千余万円である。

右一般、特別両会計の決算の総計は歳入二兆七千五億二千六百余万円、歳出、二兆三千五百六億七千八百余万円であつて、これにつき会計検査院において検査確認したのは、歳入二兆六千九百五十五億四千六百余万円、歳出、二兆三千四百二十八億三千四百余万円である。

なお、元臨時軍事費特別会計所属の歳入四百余万円は一般会計歳入歳出決算に添附された旧臨時軍事費特別会計歳入歳出整理額計算書に掲記されている。

昭和二十八年度政府関係機関の数は九で、収入支出の総計は収入、七千六百九十億七千二百余万円、支出、六千二十六億千三百余万円である。

右収入支出の総計に対し会計検査院において検査完了したのは収入七千六百九十億六千五百余万円、支出六千十九億八百余万円である。

二　議決の内容

昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算、同年度特別会計歳入歳出決算及び同年度政府関係機関決算報告書（未確認となつていた既往年度分を含む）につき左のごとく議決した。

備考（）内の番号は昭和二十八年度決算検査報告に記載された事項を示す。

左記はいずれも不当と認める。

1　裁判所所管

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（一）

2　総理府所管

調達庁関係において建物の購入にあたり処置当を得ないもの一件（二）

返還財産の損失補償額の算定当を得ないもの等二件（三、四）

土地、建物の借料が過大に支払われたもの三件（五―七）

北海道開発庁関係において庁費を架空に支出して予算外に経理したもの二件（八、九）

工事の施行が粗漏で手直しを要するもの等五件（一〇―一四）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（一五、一六）

自治庁関係において地方財政平衡交付金の交付が均衡を欠いたと認められるもの一件（一七）

保安庁関係において（北海道開発局および建設省関係で工事施行の分を含む）建設工事の施行当を得ないもの六件（一八―二三）

契約方法および価格の決定当を得ないもの五件（二四―二八）

不急の物品を購入したもの九件（二九―三七）

物資器材の規格の決定当を得ないもの八件（三八―四五）

物資器材の検収当を得ないもの二件（四六、四七）

計　四十六件

3　法務省所管

経理のびん乱しているもの一件（四八）

工事の施行が当を得ないためいて出来形が不完全なもの一件（四九）

購入契約が適正を欠き、かつ、価格が高価となつたと認められ

るもの等二件（五〇、五一）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（五二、五三）

計　六件

4　大蔵省所管

徴税に関し処置当を得ないもの等四十一件（五四―九四）

旧軍用財産の整理が著しく遅延しているもの等三十三件（九五―一二七）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（一二八、一二九）

租税の徴収過不足又は徴収上の過誤を是正させたもの七百四件（一三〇―八三三）

計　七百八十件

5　文部省所管

公立諸学校施設整備等に対する国庫補助（負担）金の経理当を得ないもの三十二件（八三四―八六五）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（八六六、八六七）

計　三十四件

6　厚生省所管

国庫補助金等の経理当を得ないもの五十八件（八六八―九二五）

保険給付の適正を欠いたもの一件（九二六）

燃料費を架空に支出して予算外に経理したもの一件（九二七）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（九二八、九二九）

計　六十二件

7　農林省所管

直轄工事の経理当を得ないもの二件（九三〇、九三一）

直轄工事の施行にあたり処置当を得ないもの等十八件（九三二―九四九）

機械の管理著しく当を得ないもの二件（九五〇、九五一）

公共事業に対する国庫補助金の経理当を得ないもの等九百五件（九五二―一八〇五、一八〇七―一八五七）

農業共済保険事業の運営が適切でないもの七件（一八六五―一八七一）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの一件（一八八〇）

食糧庁関係において

輸入米の購入および売渡にあたり処置当を得ないもの等五件（一八五八―一八六二）

小麦粉の加工および運送にあたり処置当を得ないもの等二件（一八六三、一八六四）

水産庁関係において

事故発生後に保険引受した漁船に対し再保険金を支払ったもの一件（一八七二）

林野庁関係において

工事の出来高が不足しているもの三件（一八七三―一八七五）

国有林野整備にあたり処置当を得ないもの等二件（一八七六、一八七七）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの二件（一八七八、一八七九）

計　九百五十件

8　通商産業省所管

機械類の管理等当を得ないもの等二件（一八八一、一八九六）

国庫補助金の交付について処置当を得ないもの等十三件（一八八二―一八九三、一八九七）

精密の運送貨率の算出が実情に即しないもの一件（一八九四）

アルコールの生産計画等処置適切を欠いたもの一件（一八九五）

計　十七件

9　運輸省

公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの九十八件（一八九八―一九九五）

予算の制をみだり給与を支給したもの一件（一九九六）

物品を過大に調達したもの一件（一九九八）

職員の不正行為により国に損害を与えたもの十七件（一九九九―二〇一五）

計　十九件

10　郵政省

失業対策事業費補助金の経理当を得ないもの三件（二〇一六―二〇一八）

労働者災害補償保険並びに失業保険保険料等の徴収不足を是正させたもの十一件（二〇一九―二〇二九）

計　十四件

11　労働省所管

直轄工事の目的を達していないもの等十一件（二〇三〇―二〇三五、二二〇一―二二〇五）

公共事業に対する国庫負担金の経理当を得ないもの百六十四件（二一〇三六―二一九九）

計　百七十五件

12　建設省所管

塩田等改良事業費補助金の精算にあたり処置当を得ないもの二件（二二〇六、二二〇七）

職員の不正行為により日本専売公社に損害を与えたもの二件（二二〇八、二二〇九）

計　四件

13　日本専売公社

会計事務職員が架空名義により支払いこれを領得したもの一件（二二一〇）

部内発生の石炭がらをそのまま利用しないで請負人持ち材料として工事を施行したもの等四件（二二一一―二二一四）

軽便軌条等の貸付処置当を得ないもの等三件（二二一五―二二一七）

石炭の荷役契約にあたり処置当を得ないもの等四件（二二一八―二二二一）

職員の不正行為により日本国有鉄道に損害を与えたもの（二二二二、二二二三）

機関車直通運転契約を改訂しないで不利となつているもの一件（二二二四）

計　十五件

14　日本国有鉄道

工事の計画当を得ないもの等三件（二二二五―二二二七）

再用可能の電動発電機を売り渡したもの一件（二二二八）

借上機械についての解約が遅れむだな賃借料を支払つたもの一件（二二二九）

職員の不正行為により日本電信電話公社に損害を与えたもの一件（二二三〇）

電気通信施設記録図の補正をしなかつたためその用をなさなかつたもの一件（二二三一）

計　七件

15　日本電信電話公社

農林漁業資金の貸付けにあたり審査または管理不十分なもの一件（二二三二）

総計　二二二九件

右のうち左記事項に対しては当局において特に留意すべき事項と認める。

(一)　補助金等の不当経理

補助金等に対する不当経理は千二百七十六件であつて、不当事項の総件数二千二百二十九件に対し五十七パーセントの多額の割合となつている。右はひつきよう事業主体の作為による虚構の事実を当局者が看過したものである。

(二)　犯罪その他虚構の事実による不当経理

関係職員の犯罪またはその容疑により国または政府関係機関に損害を与えたもの三十六件、架空経理、経理のびん乱、直轄工事の経理当を得ないものなど七件計四十三件は関係職員の故意によるものである。

(三)　農業共済保険事業の不当運営

農業共済保険事業の運営については関係法令に依拠せず組合が支払共済金と未収掛金等とを相殺して決済していたり、損害の過大評価によつて共済金を不当に多額受領したり、共済金の支払いにあたり全部または一部を組合員に支払わず組合に保有して本来の目的外の支出に充てているなどの事実があるのに当局者がそれを看過しているものが多数ある。

(四)　物資の調達、管理、処分並びに工事に関する不当経理

物資の調達に当り価格の決定、または規格の決定など当を得ないもの、不急の物品を購入したもの、検収の不良なものが多数あり、工事についてもその施行が粗漏なものまたは工事の出来高が不足しているのにそれが見のがされて設計どおり完成したものとして請負金額の全額が支払われているものも多数ある。しかして、物資の調達等は保安庁関係において数億円に上る不当金額があり、食糧庁においては食糧の輸入、管理、輸送等に関し処置当を得ず国損をきたした金額は毎年度多額に上り、本年度においてもまた数億円に上つている。

以上一般、特別両会計、政府関係機関を通じて不当と認めた件数は総計二千二百二十九件の多数に上り前年度にくらべ四百十六件を増加している。右増加は会計検査院が検査の重点を特に不当事項の多い補助金等の面に注いだ関係にもよるとはいえ、会計検査院の検査は人員と予算上の制約により十分でない事実にかんがみ、この点を参しやくすれば不当事項の件数は更に多数におよぶことも明らかである。この不当事項の原因、態様およびその是正上採るべき方策についてもすでに明らかとなつているにもかかわらず、連年同種の事項が繰り返され、会計検査院の検査のすすむにつれ増加の現状にあるのは、まことに憂慮すべき事態である。

前記(一)―(三)はひつきよう関係者中のある者が仮装した書類を作成し外形を整えたことによるものであつて、この種信びよう性のない証ひようによる経理は会計を毒することきわめて大であつて厳につつしむべきである。(四)にあつてはその原因は多種多様であるが、関係職員のはなはだしい怠慢による事務処理の結果と認められるものがある。

本件関係の歳出は、国および政府関係機関の歳出中重要な割合を占めその経理はきわめて慎重であるべきである。元来こと国費などに関し周到な注意のもとに行わるべき経理事務にこのような事実のあることは遺憾のきわみとするところである。

食糧庁の経理事務は近時改善のあとが見うけられるようであるが、病変来の滞貨処分についてはようやくその緒についたに過ぎない。本件については本委員会の昭和三十年十二月十六日重ねて行つた決議の趣旨の実現を計るべきである。

不当事項に関する責任者の処分の状況を見るに、その責任の追及は概して軽く犯罪またはその容疑による不正行為によるものを除き他は有名無実に近い実情であつて、その処分といえども下級関係職員にとどまり、真に財務行政の重責を負つている上級職員には及んでいない。監督の地位にあつた者は自らその責任を負うかそうでないときはそれにふさわしい問責を行うべきである。

要するに政府並びに政府関係機関においては不当事項の根絶につき事態に即応した抜本的対策を速やかに講ずべきであり、関係責任者殊に監督者はその重責を深く認識し、過誤の絶滅を期すべきである。

決算のうち前記以外の事項については異議がない。

なお、昭和二十八年度決算検査報告に、早期検査により「昭和二十八年発生災害復旧事業の査定額を減額させたもの」三件（農林省所管第一八〇六号、運輸省所管第一九九六号、建設省所管第二二〇〇号）あり、右は検査の結果昭和二十九年度以降において補助金の減額となるものであつて、その額は百億二千四百余万円に及び、注目すべき事項と認めここに附記する次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月十六日

決算委員長　上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十七号参照〕

補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

補助金等の整理について、政府においては、昭和二十九年度以降、予算において所要の措置を講ずるとともに、法的措置を講ずる必要があるものについては、補助金等の臨時特例等に関する法律により所要の措置を講じてきたのであるが、同法の対象となつた補助金等については、昭和三十一年度においても、引き続き同様の措置をとることを妥当と考え、これがため右の特例法の有効期限を昭和三十二年三月三十一日まで一年間延長することとしようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国の財政の現況等にかんがみ、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国際金融公社協定により、わが国の同公社に対する出資額は二百七十六万九千合衆国ドルと定められているので、政府が同公社に対して、これに見合う九億九千六百八十四万円に相当する合衆国ドルを限度として出資できることとし、あわせて、国際金融公社が保有する本邦通貨その他の資産の寄託所として日本銀行を指定するものである。

二　議案の可決理由

国際金融公社協定に基き、わが国が同公社に加盟するにつき必要な措置を規定するものであつて、本案は当然なすべき必要適切な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十年度一般会計予算補正（第1号）において、九億九千六百八十四万円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

特定物資納付金処理特別会計法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

バナナ、パイナップル繊維等その輸入が制限される特定の物資について、その輸入によつて通常生ずる利益をこえる異状な利益を国庫に納付させるために、別途今国会に政府から提案された特定物資輸入臨時措置法の規定による納付金の処理に関する政府の経理を明確にするため、新たに特定物資納付金処理特別会計を設置することとしようとするものである。

その内容の概要について述べれば、この特別会計は通商産業大臣が管理することとし、特定物資納付金をもつてその主たる歳入とし、また投資の財源に充てるためその産業投資特別会計への繰入金をもつてその主たる歳出とする外、この会計の予算及び決算等の作成並びにその手続等に関して特別会計の運営上必要な事項を規定することとしている。

二　議案の可決理由

別途今国会に提案されている「特定物資輸入臨時措置法案」に対応する措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度特別会計予算に十六億二百七十六万一千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

国有財産法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

まず第一に、合同庁舎等の管理に関する特例を設け、これらの財産の管理の適正を期するため、これを使用する各省各庁の長のうち大蔵大臣が指定する者の所管に属させることとし、第二に、国有財産の範囲を拡張してこれに航空機を加え、第三に、行政財産の管理の統一を期するため、各省各庁の長がその所管に属する行政財産を他の各省各庁の長に使用させようとする場合には大蔵大臣に協議を要することとするものである。

二　議案の可決理由

国有財産の管理の適正を期し、更に各省各庁相互の間における使用の調整をはかるために、本案は時宜に適した妥当な措置であることを認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日（大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日）」に改め、同項

昭和三十一年三月二十三日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、関税の暫定的減免税制度について、次のとおり改正を行うこととしようとするのである。

1　別途予定されている学校給食法の改正に伴い、中学校の生徒の給食の用に供する乾燥脱脂ミルクについても関税を免除する。

2　原子力の研究に資するため、特定の原子力研究用物品についても関税を免除する。

3　従来関税を免除していたピグメントレジンカラーベース及びそのエキステンダーについては、国内の生産事情等を考慮して基本税率の半額の税率により関税を課することとする。

4　その他本年三月三十一日で期限が切れる関税の暫定的減免税物品について、その減免の期限を延長する。

二　議案の可決理由

本案は、関税の課税の適正化に資するため、妥当な措置と認めるが、大豆の免税については諸般の事情を考慮してその期間を短縮する修正を行う必要があると認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び―は修正）

附則第十項中「昭和三十一年三月三十一日」を「昭和三十二年三月三十一日（大豆にあつては、昭和三十一年九月三十日以前で政令で定める日）」に改め、同項

を附則第十三項とし、附則第九項の次に次の三項を加える。

10　法の別表に掲げる物品のうち、政令で定める原子力の研究の用に供されるもの（新規の発明に係るもの又は本邦において製作することが困難と認められるものに限る。）については、政令で定めるところにより、昭和三十二年三月三十一日までに輸入され、その輸入の許可の日から二年以内に当該研究の用以外の用途に供されないものに限り、その関税を免除する。

11　前項の規定により関税の免除を受けた物品をその輸入の許可の日から二年以内に同項に規定する用途以外の用途に供した場合においては、同項の規定により免除を受けた関税を、直ちに徴収する。ただし、政令で定めるところにより同種の他の研究の用途に供した場合は、この限りでない。

12　附則第七項の規定は、前項の規定により関税を徴収する場合について準用する。

一

離島振興法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

離島は、一般に、適当な自然水源が乏しいため、簡易水道施設の敷設を促進することは、離島民の日常生活の改善に寄与せしめるためにも、その必要が特に強いので、これを敷設する場合、現在行われている道路、港湾、漁港及び電気導入等の施設に対する特別助成と同様に、特別に国庫補助を行う必要があるというのが本案の目的である。

その内容は、次の通りである。

1　離島における簡易水道の敷設に要する費用の一部を補助することができるようにすること。

2　補助率は、総工事費の三割五分以内とすること。

二

議案の可決理由

国が離島における簡易水道の敷設に要する費用の一部を補助して、その施設を急速に整備し、促進することは、離島振興上きわめて適切、妥当なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

一

地代家賃統制令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

統制借家の修繕を促進させてその老朽化を防止するとともに、統制対象については必要最少限度に止め、統制令の適切かつ合理的な運営を図ることを目的とするもので、その主な内容は次の通りである。

1　借家について大修繕を行った場合には、都道府県知事の認可によって家賃の増額を認めること。

2　延べ面積三十坪をこえる建物及びその敷地、または三十坪をこえる貸借部分を統制の対象から除外すること。

二

議案の可決理由

統制家屋の老朽化を防止するためその修繕を促進する措置を講ずるとともに、地代及び家賃の統制の適切な運営を図るためその対象を合理化する等の必要があるものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（原健三郎君外七名提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、引揚同胞対策審議会の重要性にかんがみ、引揚同胞対策審議会の存続期間を更に三年、すなわち昭和三十四年八月三十一日まで延長するとともに、行政機構の改革に伴い、所要の改正をしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、引揚同胞に関する懸案解決促進のため妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平年度約二十八万八千円の見込であるが、昭和三十一年度一般会計予算には、前年度所要経費と同様二十八万八千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十六日

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　原　健三郎

衆議院議長益谷秀次殿

道路運送法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、自動車運送事業による輸送の安全を確保するとともに、道路運送に関する秩序を確立するため、現行法に所要の改正を加えようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　自動車運送事業の定義から「有償で」を削り、他人の需要に応じて旅客又は貨物を運送する事業を営んでいる者は、自動車運送事業として道路運送法の規制対象とすること。

2　特定自動車運送事業免許の審査基準に、事業の適確遂行能力を加えること。

3　運転者の要件を、特定旅客自動車運送事業にあつても必要とすること。

4　自動車運送事業者に対し、要件を欠く運転者の使用を制限すること。

5　自動車運送事業者に対する輸送安全準則、事業用自動車の運転従業員に対する運行安全準則を整備するための根拠規定を設けること。

6　要件を欠く運転者の使用者及び輸送施設の使用停止命令等の違反者に対する罰則を定めること。

二　議案の可決理由

道路運送の健全な発達を促進するため適切な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

飼料需給安定法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、政府が保管している輸入飼料で、保管中に品質の低下により著しく国損を生ずるおそれがある場合には、現行法で買入、保管及び売渡の対象外となつている国内産飼料を含めて、同一品質、同一数量の飼料と買換又は交換を行うことができることを規定し、これに伴つて条文及び食糧管理特別会計法の関係条文の整理を行うものである。

以上によつて国庫の損失を防止するとともに、輸入飼料を良好な状態に保管することにより飼料の需要及び価格の安定に資せんとするものである。

次に、委員会における質疑によつて明らかにされた点は、左の通りである。

1　近年飼料価格は、家畜の飼養頭数の増加に比例して、飼料の供給が伴わなかつたので高騰した。需給の安定のためには常時三万トンを切らない程度持つておらなければ市場支配はできない。

2　昭和三十年度はふすまを約十万五千トン輸入したが、現在約九万トン手持している。昭和三十一年度のふすま輸入予定数量は、五万トンを予定している。

3　国内産のふすまは大体毎月五万トン位生産されている。

4　買換又は交換は、主として品質の低下し易いふすまであるが、トウモロコシ等については、よく調べた上で必要があれば買換を行う。小麦は買換又は交換の必要がない。

5　品質の低下は、高温多湿の場合に貯蔵施設が悪いと湿気を吸収して発酵する。大体六月の梅雨期に起ることが予想される。買換は、六、七、八月に各月一万トンずつを予定している。

二　議案の可決理由

飼料の需給及び価格の安定のために保管している輸入飼料、特にふすま等が、わが国の気象上の影響を受け、品質が低下し、国庫に損失を与える場合も予想されるので、これを防止しようという本案の措置は適切なものであると認め、多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度食糧管理特別会計に、約二千八百万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、現行法による飼料の登録制度の性格が明瞭を欠いているので、その基準となるべき公定規格を設け、これに適合するものに限り登録を行うこととする。しかして公定規格は農林大臣が設定する外、製造、輸入、販売各業者あるいは消費者からの申し出によつてもこれを行う。また、品質の取締りの面において、貝がら、石灰粉末、わら粉末または尿素等の特殊な材料を用いた飼料については

成分等の表示義務を付する。その他、登録飼料以外の飼料を扱っている各業者に対しても法令違反のあった場合には、その飼料の譲渡等について制限または禁止することができることにする。

以上の措置によつて、この登録制度が、良質飼料推奨制度であることの性格を明確化するとともに、消費者の保護を図り、取引の公正化を期そうとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、飼料の品質改善を促進し、飼料の公正な取引を円滑にするとともに、家畜家きんの飼養管理方法の合理化と畜産経営の安定に寄与する上に、有効な措置であると認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農業協同組合整備特別措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、経営不振の程度がはなはだしい農業協同組合で、自主的に整備意欲の強いものについて、その原因に即応し、都道府県が次の措置により助成した場合には、国において都道府県が行う助成に必要な経費を補助しようとするものである。

1　役職員の強化を必要とする農業協同組合に対しては、駐在指導員による指導を行うこと。

2　多額の欠損金を有する農業協同組合に対して、信用農業協同組合連合会が、繰越欠損金に見合う債権の利子を減免する場合、その信用農業協同組合連合会に対して、元本の五分以内の補助を行うこと。

3　経営規模の過小な農業協同組合に対して、都道府県知事が合併を勧告し、合併した場合には奨励金を交付すること。

なお、都道府県に農業協同組合調整協議会を設置し、この協議会の指導により整備を行おうとする農業協同組合は、昭和三十三年三月三十一日までに整備計画を樹て知事の認定を受けるものとし、この整備計画は、おおむね五カ年間に債務の全部の整理及び欠損金の全部の補てんを目標とするものとしている。

その他、法人税法の特例を設けて、所得の計算上、整備期間中は、欠損金の繰越を認め、税負担を軽減し、整備の目標達成を容易にしようとするものである。

次に、委員会における質疑を通じて明らかにされた点の主なものは、左の通りである。

1　信用事業をあわせ行つている農業協同組合は、全国で一万三千あるが、その内不振組合は約二十四パーセントの三千三百あること。

2　駐在指導員を必要とされる対象組合は、予算上二百組合を予定し、合併されてできる組合は二百十五組合を予定していること。

3　役職員の養成教育機関は各都道府県に組合の講習所が設置されている外、東京には学校法人の農業協同組合短期大学、茨城県には鯉渕学園があり、昨年の九月末では約二千名の役職員の教育が行われていること。

二　議案の可決理由

不振農業協同組合に対し、国及び都道府県が必要な助成を行い、その整備の促進を図ることは、わが国農業の振興に寄与するため、有効な措置であると認める。

なお、従来の例によれば、本案においては森林組合及び漁業協同組合が対象外となつているので、別紙のとおりの附帯決議を附して、原案通り、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、一億一千三百十一万九千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農業協同組合整備特別措置法案に対する附帯決議

政府は、従来、農林漁業組合又は同連合会の再建整備又は整備促進のための法的措置を講ずるに当つては、森林組合および漁業協同組合をも農業協同組合と全く同列に取扱つてきたのである。

しかるに、本法案においては単に不振農協の整備にとどめ、これとおおむね同一の事情にある森林組合および漁業協同組合を特別措置の対象外としているが、政府は、今回の措置に洩れたこれらの組合に対しても、経営の刷新を促進し、もつて、林業者および漁業者の地位の安定向上と国民経済の発展に寄与せしめるため、今後速かなる機会において、諸般の特別整備措置を講ずべきである。

〔第二十八号参照〕

憲法調査会法案（岸信介君外六十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、わが国の国情にてらし、日本国憲法に検討を加え、関係諸問題を調査審議し、その結果を内閣及び内閣を通じて国会に報告することを所掌事務とする憲法調査会を内閣に設けようとするものである。

その内容の主なものは次の通りである。

1　調査会は、国会議員三十人、学識経験者二十人、計五十人以内の委員をもつて組織し、委員は内閣がこれを任命し、非常勤とする。

2　調査会に、会長一人及び副会長二人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

3　調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

専門委員は学識経験者のうちから、内閣総理大臣がこれを任命し、非常勤とする。

4　調査会に、調査会の所掌事務について、委員を補佐する幹事を置く。幹事は、学識経験者及び関係機関の職員のうちから、内閣総理大臣がこれを任命し、非常勤とする。

5　調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

6　調査会の議事に関し必要な事項は、会長が調査会の議を経て定める。

7　調査会の事務を処理させるため、調査会に、事務局を置く。

(1)　事務局に、事務局長、事務官その他所要の職員を置く。

(2)　事務局長は、内閣総理大臣がこれを任命する。

(3)　事務局長を除くほか、事務局に置かれる職員（二月以内の期間を定めて雇用される者、休職者及び非常勤の者を除く。）の定員は、七人とする。

8　調査会に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

9　この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

二　議案の可決理由

現行日本国憲法が制定された経緯並びに施行されてから今日に至るまでの経験にかんがみ、自主的に現行憲法を検討することは、きわめて緊要なことであり、そのために内閣に憲法の調査審議機関を設けようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算の内閣所管中に一千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十三日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案（第二十二回国会衆法第四六号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第二十二回国会において、通信委員会提出にかかるものであつて、衆議院において可決した上、参議院に送付し、参議院において閉会中審査に付した後、第二十三回国会及び本国会に継続し、修正議決の上、本院に送付せられたものである。

本案の要旨及び目的は、日本電信電話公社法の一部を改正して日本電信電話公社が、国際電信電話株式会社の株式を保有できる旨の規定を設け、これによつて、一つには公衆電気通信事業の国際部門と国内部門との連けい協調を図り、他面、日本電信電話公社を国際電信電話株式会社の安定株主たらしめて、同会社の事業経営の安定並びに公共的使命の遂行に協力せしめようとするものであつて、その内容は次の通りである。

1　日本電信電話公社は、国際電信電話株式会社の発行済株式総数の五分の一をこえない範囲で、同会社の株式を保有することができることとすること。

2　日本電信電話公社が、国際電信電話株式会社の株式を取得しまたは処分しようとするときは、次項の場合を除き、郵政大臣の認可を得なければならないこととすること。

3　政府は、この法律施行の日までに国際電信電話株式会社法附則第二十一項の規定による処分を終らない株式を日本電信電話公社に返還しなければならないこととすること。

二　議案の可決理由
本案は、国際電信電話事業経営の安定を図るため適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年三月二十八日
逓信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

厚生省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、厚生行政の効率的運営を図るため、厚生省の機構等を整備することとし、厚生省設置法及び国家行政組織法に、それぞれ所要の改正を加えようとするもので、その内容は次のとおりである。

㈠　厚生省設置法に次のような改正を行うこと。

1　引揚援護業務は相当進ちよくしたとはいえども、今後なお、調査究明を要する未帰還者は、六万数千名に上る実情にかんがみ、厚生省の附属機関たる未帰還調査部を縮小して、本省の内部部局たる引揚援護局に編入すること。

2　医療保険を中心とする社会保険の拡充強化を図るため、保険局に新たに次長一人を置くこととし、引揚援護局次長二人のうち、一人を減じてこれに充てること。

3　附属機関たる国立予防衛生研究所及び国立衛生試験所の所掌事務のうち、医薬品等の検査、検定に不可欠な標準品を製造することができる根拠規定を明確にすること。

㈡　未帰還調査部の改組に伴い、国家行政組織法別表第二に所要の改正を行うこと。

㈢　施行期日は、昭和三十一年四月一日とすること。

二　議案の可決理由
本案は、厚生行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費は、未帰還調査部の移転に要する経費として、昭和三十一年度一般会計予算に、七十七万一千円を計上している。

右報告する。
昭和三十一年三月二十八日
内閣委員長　山本　粂吉
衆議院議長益谷秀次殿

恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
大正八年以来、蒸気機関車乗務員等のごとく、不健康かつ危険業務に従事する公務員には、その実勤在職年に加算する、いわゆる在職年についての加算制度があつたが、昭和二十八年法律第百五十五号をもつて、すべての加算制度の全廃に伴い、同法による改正前の恩給法第三十八条ノ四に規定する不健康業務等の加算制度もあわせて恩給法の本文から削除された。

ただし、同法附則第四条第二項において、同法施行の当時在職するものの在職年については、同法施行後「二年八月」を経過する日すなわち、昭和三十一年三月三十一日までの在職年については、なお、従前の例により存続している。

本案は、本年三月三十一日をもつて満了するこの加算制度を、これにかわる制度の決定をみるまで、移行による空白を補うための措置として、更に一年その期間を延長するため、同法附則第四条第二項の「二年八月」を「三年八月」に改めようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、蒸気機関車乗務員等のごとき不健康且つ危険業務の実情にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、特に昭和三十一年度一般会計予算に計上していないが、恩給局の予算の範囲内において実施可能である。

右報告する。
昭和三十一年三月二十八日
内閣委員長　山本　粂吉
衆議院議長益谷秀次殿

労働省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、労働者の福祉の向上を図る目的をもつて、労働省の機構を整備することとし、労働省設置法及び国家行政組織法にそれぞれ所要の改正を行おうとするものでその内容は次のとおりである。

㈠　労働省設置法に次のような改正を行うこと。

1　労働者の災害補償に関する事務の円滑な遂行に万全を期するため、労働省労働基準局に労災補償部を設けること。

2　労働衛生に関する調査研究を拡充強化するため、労働省の附属機関として、労働衛生研究所を設けること。

3　すでに設置の目的を達した特殊技能試験審議会を廃止すること。

㈡　労災補償部の設置に伴い、国家行政組織法別表第二に所要の改正を行うこと。

㈢　施行期日は、昭和三十一年八月三十一日までの間において各規定について政令で定めること。

二　議案の可決理由
本案は、労働者の福祉向上を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十一年度予算に、労災補償部設置に伴う経費として、特別会計に十六万円並びに労働衛生研究所設置に伴う経費として特別会計に四千二百五十一万三千円及び一般会計に六百九万七千円をそれぞれ計上している。

右報告する。
昭和三十一年三月二十九日
内閣委員長　山本　粂吉
衆議院議長益谷秀次殿

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、昭和三十一年度における各行政機関の事業予定計画に即応して、行政機関全般の定員の適正化を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

㈠　主として現業的職員等五千七百八十人の増加を行うとともに、行政事務の合理化に伴い一千百四人の縮減を行い、差引四千六百七十六人を増加して、現行法第二条第一項の表の合計を六十四万一千二十八人とすること。

右増減の主なる内訳は次のとおり。

(1)　増員
北海道開発庁の篠津地域泥炭地開発事業遂行に伴うもの百人、科学技術庁の新設に伴うもの二百九十三人、文部省の国立学校の学年進行、学部、学科の増設等に伴うもの七百八十三人、特許庁の特許審査事務の増加に伴うもの六十一人、運輸省の航空交通管制業務の引継に伴うもの六十人、南極調査船の運航に伴うもの七十六人、郵政省の郵便取扱業務量の増加に伴うもの六百六十九人、保険料集金事務の増加に伴うもの二百人、電気通信施設の拡張に伴うもの千三百七十二人、特定郵便局における勤務時間に関する仲裁裁定の実施に伴うもの千六百二十二人等。

(2)　減員
大蔵省の旧軍用財産の転用に伴うもの六十二人、郵政省の電話業務の一部を日本電信電話公社に移管することに伴うもの三百六十人、建設省の営繕関係業務量の減少に伴うもの六十人、科学技術庁設置に伴う関係各省庁から移し替えによるもの二百九人等。

㈡　総理府本府及びその他の省庁のうち、事務の縮少、定員の移し替え等に若干の時日を必要とするものについては、必要な員数の定員を経過的に附則で新定員に附加すること。

㈢　施行期日は、原則として四月一日とすること。ただし、科学技術庁及びその他の一部に関する部分については別途規定すること。

二　議案の可決理由
本案は、行政運営上、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
昭和三十一年度、一般及び特別両会計予算に約十四億円が計上されている。

右報告する。
昭和三十一年三月二十九日
内閣委員長　山本　粂吉
衆議院議長益谷秀次殿

〔第二十九号参照〕

原子燃料公社法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、原子力基本法に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行い、原子力の開発及び利用の促進に寄与することを目的として、原子燃料公社を設立しようとするものである。

公社の資本金は政府出資とし、設立にあたり取りあえず一千万円

を出資することになつており、役員としては、理事長、副理事長、理事及び監事を置くこととし、原子力委員会等の意見を聞いて、内閣総理大臣が任命する。公社の業務は、主として核原料物質の探鉱、採鉱、選鉱、輸入、買取及び売渡、核燃料物質の生産、加工、輸入、輸出、買取、売渡及び貸付等を行うこととし、公社の予算、事業計画、財務諸表、借入金、財産の処分等については、内閣総理大臣の認可又は承認を要することとするとともに、その会計は会計検査院が検査することとしている。

更に、公社は、内閣総理大臣の監督に服するのであつて、内閣総理大臣は、公社に対して監督上必要な命令をなし、報告を徴し、所属職員をして立入検査ができることとした。

なお、公社の設立に関する事務は、内閣総理大臣が任命する設立委員に処理させることにしている。

二　議案の可決理由

本案は、原子力基本法に基き、核原料物質の開発及び核燃料物質の生産並びにこれらの物質の管理を総合的かつ効率的に行わせるため、適切妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、出資金一千万円、補助金九千万円、計一億円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている外、国庫債務負担行為として、五千万円が予定されている。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

科学技術振興対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長益谷秀次殿

核原料物質開発促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、原子力基本法に基き、核原料物質の開発を促進することを目的とし、地質調査所又は原子燃料公社が行う探鉱の合理的な実施を図るため、内閣総理大臣が核原料物質探鉱計画を定めることとし、核原料物質の探鉱を行うに当り、必要やむを得ないときは、他人の土地の立入や使用又は鉱業権者の事業場への立入や一時使用に関する手続きを定めようとするものである。

更に、ウラン鉱等を目的とする採掘権者が、その鉱区においてウラン鉱等を経済的に開発できるにかかわらず開発しないときは、通商産業大臣は開発を指示することができ、指示に従わなかつた採掘権者があるときは、その採掘権者が現に行つているウラン鉱以外の鉱業の実施を著しく阻害しない限度において原子燃料公社が租鉱機を設定できることとし、原子力基本法の規定にならつて、鉱業権者又は採鉱に寄与した者に対し、奨励金又は賞金を交付することができることを規定している。

なお、この法律の性格上限時法とし、施行の日から十年以内に廃止することとしている。

二　議案の可決理由

本案は、原子力基本法に基き、核原料物質の開発を促進するため、適切妥当であると認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

本案施行の所要額として、昭和三十一年度一般会計予算に計上されているものは、庁費及び職員旅費百二十万円並びに核原料物質探鉱費補助金三千万円、計三千百二十万円である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

科学技術振興対策特別委員長　有田　喜一

衆議院議長益谷秀次殿

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に政府から提出された地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に対応する措置として、交付税及び譲与税配付金特別会計についても所要の改正を行おうとするものである。

第一に、地方交付税の総額の引上げに伴い、交付税及び譲与税配付金特別会計法においても、毎会計年度、地方交付税相当分として一般会計からこの会計に繰り入れるべき金額として、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十二に相当する金額と定められているものを、百分の二十五に改めることとしている。

第二に、入場譲与税として都道府県に譲与する金額が、現行の入場税収入額の十分の九相当額からその金額に引き上げられることに伴い、この特別会計法においても、毎会計年度、入場税収入額の十分の一相当額をこの特別会計から一般会計へ繰り入れるという制度を廃止することとしている。

二　議案の可決理由

別途今国会に提案された地方交付税法の一部を改正する法律案及び入場譲与税法の一部を改正する法律案に対応する措置として、適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度の所得税、法人税及び酒税の収入見込額の百分の二十五に相当する金額は、千六百十五億九千百万円である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

余剰農産物資金融通特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

先般調印を了し、別途今国会に提出された第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に基いて借り入れる資金の受入とこの会計が行う貸付との間の時間的なズレを調整するため、この会計の支払上現金に不足があるときは、この会計の負担において一時借入金をすることができることとしようとするもので、これは、昭和三十年度における第一次の協定に基いて借り入れた資金について臨時的な措置としてとられたものを、昭和三十一年度以降の分についても実施しようとするものである。

二　議案の可決理由

別途今国会に提出された第二次の農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に伴う措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度において一時借入金をなしうる限度額は二十億円である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に政府から提出された健康保険法等の一部を改正する法律案により、政府が行う健康保険事業の執行に要する費用の一部を国庫において補助することとなつたのに伴い、厚生保険特別会計の健康勘定の歳入に一般会計からの受入金という事項を加えるとともに、この勘定の歳入不足を補てんするため、昭和三十年度以降七箇年度間毎年度十億円を限度として、一般会計から補てんすることとなつているのを、昭和三十一年度以降分については、昭和三十二年度以降に繰り延べることに改めようとしている。

また、健康勘定、日雇健康勘定及び年金勘定の各積立金のうち業務勘定から組み入れた金額を限度として予算で定める金額を業務の取扱に関する経費に充てるため、業務勘定に繰り入れることができることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

別途今国会に提案された健康保険法等の一部を改正する法律案に対応する措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度厚生保険特別会計予算中健康勘定において、一般会計よりの受入金として三十億円を、又、業務勘定において、積立金よりの受入金として一億二千六百五万六千円をそれぞれ計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

船員保険特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

別途今国会に提出された船員保険法の一部を改正する法律案により船員保険事業のうち療養給付等に係る部門の一部について国庫で補助する措置が行われることとなつたのに伴い、一般会計からの受入金の精算規定等について所要の改正を行うとともに、療養給付等に要する費用の財源の一部に充てるため、昭和三十年度以降六箇年度間毎年度二千五百万円を限度として、一般会計から船員保険特別会計に繰り入れることができることとなつているのを、昭和三十一年度以降分については、昭和三十二年度以降に繰り延べることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

別途今国会に提出された船員保険法の一部を改正する法律案に対応する措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

工業用水法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

工業用水については、従来、ほとんど積極的対策が講ぜられていなかつたため、最近、工場密集地域における地下水の過度くみ上げにより、用水事情が次第に悪化をきたし、工業生産の維持発展上、重大な障害となつているので、地下水の過度くみ上げを規整し、地下水源の保全を図り、工業の健全な発達に寄与するとともに、地盤沈下をも防止する必要がある。

その要旨は、次の通りである。

1　工業用地下水の過度くみ上げにより、弊害が著しく現れている重要な工業地域を政令で指定する。

2　指定地域内で一定規模以上の井戸を、新たに、設置する場合には、通商産業大臣の許可を必要とする。

3　新設井戸の許可については、一定規模に適合しない場合でも、工業生産上必要かつ適当と認められる場合には、地下水源の合理的利用に著しい支障がない限り、許可をすることとする。

4　指定地域内の既存の井戸については、特に必要があると認めるときは、通商産業大臣は、工業用水道への転換、地下水の合理的利用につき、適切な指示をすることができる。

二　議案の可決理由

工業地帯における産業立地条件整備の総合的対策の一環として、本案は、工業の健全な発達に寄与するとともに、あわせて地盤の沈下を防止するため、適切妥当なものと認め、別紙の通り、附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月二十八日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

[別紙]

工業用水法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当り、工業用水道設置に対する国庫補助額の増額、低利資金の供給等を図り、地方公共団体の負担軽減、並びに工業用水道の低料金の確保に努め、もつて工業の健全な発達に資すべきである。

中小企業振興資金助成法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中小企業振興の資金助成に関しては、昭和十二年以来、国が、都道府県と協力して、協同組合の共同施設に対して、補助金を交付し、又は無利子の資金を貸与する等の方策を講じてきた。以上の方策を更に強化するために、中小企業者の協同組合活動に対する助成を法制化するとともに、中小企業の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図る必要がある。

その要旨は、次の通りである。

1　各都道府県は、中小企業等協同組合の共同施設の設置に必要な資金の貸付、事業協同組合および資本金一千万円以下、従業員三百人以下（商業、サービス業は三十人以下）の事業者に対する機械、器具の近代化資金を貸し付ける場合には、特別会計を設けなければならない。

2　国は、特別会計を設けた都道府県に対して、都道府県が特別会計に繰り入れる資金と同額以内の補助金を交付する。

3　各都道府県が中小企業者に貸し付ける資金の最高限度は、必要資金の二分の一とする。

4　各都道府県の貸付金は、無担保、無利子とするも、保証人を必要とし、償還期間はすえ置一年の五年以内とする。

5　国から補助金を交付された各都道府県は、毎年度事業計画を樹て、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

二　議案の修正議決理由

本案は、中小企業等協同組合の活動を盛んにするとともに、中小企業者の経営の合理化を促進し、もつて中小企業の振興を図るために、適切妥当な措置であると認め、別紙の附帯決議を附して、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月三十日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

[別紙]

（小字及び――は修正）

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日昭和三十一年四月一日から施行する。ただし、附則第二条及び第三条の規定は、昭和三十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　都道府県は、第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十二年度から昭和二十八年度までに共同施設の設置のための補助金であつて政令で定めるものを交付した者に対して有する債権を承継するものとする。

2　都道府県は、前項の規定により承継した債権に係る債務を免除しようとするときは、政令で定めるところにより、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

3　第一項の規定により承継した債権に係る収入金は、第三条第一項の規定による補助金とみなして第十条第二項及び第十三条の規定を適用する。

第三条　道府県が第三条第一項の規定による補助金の交付を受けたときは、国が昭和二十九年度及び昭和三十年度において中小企業等協同組合の共同施設の設置及び中小企業の設備の近代化のために交付した補助金に係るその道府県の国に対する義務は、免除されたものとなるものとする。ただし、通商産業大臣は、道府県がその補助金の交付の条件に違反したときは、その補助金の返還を命ずることができる。

2　第八条の規定は、道府県が前項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る債務を免除しようとする場合に準用する。

3　第一項に規定する昭和二十九年度及び昭和三十年度における国からの補助金を財源の一部として交付した資金に係る収入金は、特別会計の歳入とする。

4　前項に規定する収入金は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ第三条第一項の規定による補助金及び道府県が貸付金の財源に充てるため一般会計から特別会計に繰り入れた金額とみなして第十三条の規定を適用する。

[別紙]

中小企業振興資金助成法案に対する附帯決議

政府は、本法の運用に当つて、本法の趣旨を公正に達成せしめるため、左記の諸点につき特に留意努力すべきである。

一、地方の一部特定勢力に悪用されることなきよう、万全の措置を講ずること。

二、補助予算額を大幅に増額するよう、格段の努力をすること。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基き、繊維製品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件（内閣提出）に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

和歌山県高野口地方は、戦前から輸出人絹シール織物の生産が旺盛であつたが、戦後においても、その生産高が逐年増加し、昭和三十年における出張検査高は、戦前（昭和十二年）に比較し約五倍に達しているので、検査業務の能率をあげ、業界の便宜をも図るため、新たに、神戸繊維製品検査所高野口出張所を設置しようとするものである。

二　本件の議決理由

本件は、人員ならびに経費の増加を必要とせずして、現行予算の範囲内で、検査業務の能率的運営を図り、もつて品質の改善と海外における声価の向上に資するため、適切妥当な措置と認め、承認を与えるべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月三十日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

公共工事の前払金保証事業に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

保証事業会社の事業の発展に伴い、その保証能力を確保するため責任準備金及び支払備金の算出方法を改めようとするものである。

すなわち、

1　責任準備金については、現行の未経過保証方式のほかに、収支残高方式を採り入れ、これら両方式により計算した額のいずれか多い額を責任準備金として計上するものとすること。

2　支払備金については、現行の当該事業年度において締結された保証契約に関するもののほかに、当該事業年度前において締結されたものについても、支払義務が発生している保証金がある場合には、その金額を支払備金として積立てるものとすること。

二　議案の可決理由

本案は、公共工事の前払金保証

事業の発展性にかんがみ、保証事業会社の保証能力を確保するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月三十日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

官庁営繕法の一部を改正する法律案（田中角榮君外九名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行官庁営繕法の目的たる災害の防除、公衆の利便、公務の能率の増進をさらに推進するため、営繕の計画的、統一的な実施および保全の適正化をはかることを眼目として改正しようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　現行法の改正により法律題名を「官公庁施設の建設等に関する法律」と改めること。

2　一団地の国家機関および地方機関の建築物の建築は、都市計画として決定する一団地の官公庁施設の計画に基いて行うべきことを定め、その計画的建設を図ること。

3　建設省の施行する営繕工事の範囲を定めることにより、営繕の統一的実施およびその調整を図ること。

4　国家機関の建築物の保全についてその技術的基準を定め、維持管理の適正化を図ること。

二　議案の修正議決理由

一団地の官公庁施設の建設を都市計画的考慮のもとに行うことは、公衆の利便および公務の能率増進のため妥当な措置であり、また建設省の実施する営繕の範囲を明確ならしめること、ならびに国家機関の建築物の保全のための技術的基準を定めることは、営繕の合理的運営のため妥当な措置であると認め、本案は、一部字句を修正し、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年三月三十日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条中「営繕計画等」を「営繕（保全）及び維持管理並びに一団地の官公庁施設等」に改める。

第九条の次に次の二条を加える。

（建設大臣の行う営繕等）

第九条の二　国費の支弁に属する次の各号に掲げる営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得は、建設大臣が行うものとする。

一　一団地の官公庁施設に属する国家機関の建築物の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）

二　合同庁舎の営繕及びその附帯施設の建設（第三号イ、ロ及びヘに掲げるものを除く。）

三　前二号に掲げるもの並びに建設大臣の所管に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設のほか、次に掲げるもの以外の建築物の営繕又は附帯施設の建設

イ　衆議院議長又は参議院議長の所管に属する議事堂の営繕及びその附帯施設の建設

ロ　特別会計に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ハ　受刑者を使用して実施する刑務所その他の収容施設の営繕及びその附帯施設の建設

ニ　復旧整備のための学校の営繕及びその附帯施設の建設

ホ　防衛庁の特殊な建築物の営繕及びその附帯施設の建設

ヘ　建築物の営繕及びその附帯施設の建設で、一件につき総額二百万円をこえないもの

四　第一号又は第二号に掲げる建築物の営繕及びその附帯施設の建設に必要な土地又は借地権の取得

2　前項の規定にかかわらず、特別の事情により建設大臣以外の各省各庁の長が行うことを適当とする建築物の営繕又は附帯施設の建設については、当該各省各庁の長が建設大臣と協議してこれを行うことができる。

（国家機関の建築物等の保全（維持管理））

第九条の三　各省各庁の長は、その所管に属する建築物及びその附帯施設を○、政令で定める技術的基準に従い、保全（適正に維持管理）しなければならない。

2　前項の維持管理については、政令で、その技術的基準を定めることができる。

第十二条を次のように改める。

（国家機関の建築物に関する勧告等）

第十二条　建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造並びに合同庁舎について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することができる。

2　建設大臣は、関係国家機関に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

3　建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全（維持管理）の適正を図るため、必要があると認めるときは、部下の職員をして、実地について指導させることができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する

（経過規定）

2　昭和三十一年度以前の予算に係る国家機関の建築物の営繕又はその附帯施設の建設で、この法律の施行の際現に各省各庁の長がこれらの工事を行っているものについては、第九条の二第一項の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

（建設省設置法の一部改正）

3　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十六号を次のように改める。

二十六　官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の施行に関する事務を行うこと。

官公庁施設審議会　建設大臣の諮問に応じて官公庁施設の建設等に関する事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に意見を述べること。

第三条第二十七号を次のように改める。

二十七　削除

第四条第七項中「及び第二十七号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第十条第一項の表中官庁営繕審議会の項を次のように改める。

官公庁施設審議会	建設大臣の諮問に応じて官公庁施設の建設等に関する事項を調査審議し、当該事項について関係国家機関に意見を述べること。

第十二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二　国費の支弁に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に関して必要な土地又は借地権の取得で建設省の所掌するものを行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めること。

第十二条第二号中「国費の支弁に属する建物の営繕並びに」を削る。

（北海道開発法の一部改正）

4　北海道開発法（昭和二十五年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号を次のように改める。

一の二　国費の支弁に係る建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得で建設省の所掌するものを行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに国家機関の建築物及び保全（その附帯施設の維持管理）に関する実地についての指導に関すること。

第十二条第二号中「国費の支弁に属する建物の営繕並びに」を削る。

（地方自治法の一部改正）

5　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第三第一号（百二十三）の次に次のように加える。

（百二十三の二）	官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）の定めるところにより、一団地の官公庁施設の境域内における建築物の新築、改築又は増築の許可に関する事務を行い、及び違反建築物に対してその移転又は除却を命ずること。

農業改良資金助成法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農業経営の改善を図るため、農業改良上必要な資金である技術導

入資金及び施設資金について、都道府県においてそれぞれ左記の措置をした場合には、国が当該都道府県に対して予算の範囲内において、必要な資金の一部を助成しようとするものである。すなわち、

1　技術導入資金の貸付については、導入措置を講ずる必要のある事業に対し、三年以内償還の無利子貸付を行つた場合

2　営農改善のための固定施設導入に要する系統融資について、債務保証を行つた場合

なお、借入希望者は、農業協同組合を経由して、都道府県知事に申請することとしており、また都道府県がこれら事業を行う場合には、特別会計を設けることとし、その歳出歳入について規定している外、保証債務の弁済金の財源については、これを基金として特別に管理することを定め、またその事務の一部を農業協同組合連合会に委託することができること等を規定している。

以上によつて補助事業の合理化と農家の自主的な営農改善を助長しようとするものである。

次に、委員会の質疑によつて明らかにされた点は、次の通りである。

1　わが国農業の特殊性にかんがみ補助政策を一擲するものではないが、すでに相当程度の助成の効果が上つている事業については、従来の助成政策を改良基金制度に切りかえること。

2　改良資金の都道府県における昭和三十一年予算額総計は十二億七千五百万円であり、その三分の二に当る八億五千万円は、国の補助とし、残りの四億二千万円は、都道府県の負担となるが、これは地方財政の交付金の財源計算のなかに明瞭に織り込まれている。

3　本制度の効用を十分に発揮せしめるためには、改良普及員の数を拡充する必要があるが、一応人員は現状維持として、活動能力を向上せしめるため、機動力を持たせる予定である。

二　議案の修正議決理由

本案は、従来の補助政策の弊害を是正し、資金の効率を高め、系統融資を円滑ならしめ、その余裕金の活用を図り、もつて農業経営の安定と農業生産力の増強に寄与する上において、おおむね適切妥当な措置であるが、固定施設資金については、債務保証にかかる貸付金に対する利子補給の規定を明文化する必要があると認める外、耕土培養法及び水稲健苗育成施設普及促進法中の助成規定に加える改正が適切でないと認められるので、これらの部分に修正を加える必要がある。

なお、今後、地方公共団体等の実施する事業に対する現行の補助金政策の継続強化を図ることはもち論、新技術の導入を目的とする補助金の新規計上について引き続き努力を払うべきであり、利子補給率についても、公庫融資における利率との均衡を保持するために、若干の引上を行うべきであると認める。

よつて本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、多数をもつてこれを別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、九億二千五百九十万二千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年三月三十日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（政府の助成）

第三条　政府は、都道府県がこの法律の定めるところにより次に掲げる事業を行うときは、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該事業に必要な資金の一部に充てるため補助金を交付することができる。ただし、当該事業に係る資金の額が当該事業を行うのに必要かつ適当と認められる一定額に達した都道府県については、この限りでない。

一　農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）に対する技術導入資金の貸付

二　農業者等が農業協同組合から施設資金を次に掲げる条件で借り受けることにより当該農業協同組合に対して負担する債務の保証

イ　利率が、年一割五厘をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める率以内であること。

ロ　償還期間及び据置期間が、それぞれ十年及び三年をこえない範囲内において施設資金の種類ごとに政令で定める期間であること。

2　前項ただし書の一定額は、都道府県別並びに同項第一号及び第二号の事業別に、農林大臣が大蔵大臣と協議して定める。

3　政府は、都道府県が第一項第二号の保証に係る貸付金につき当該農業協同組合との契約により利子補給を行うときは、当該都道府県に対し、当該利子補給に要する財源について必要な措置を講ずることができる。

（特別会計）

第十八条　都道府県が、第三条第一項に規定する事業を行う場合には、当該事業の経理は、政令で定めるところにより、特別会計を設けて行わなければならない。

2　前項の規定により設置する特別会計（以下「特別会計」という。）においては、一般会計からの繰入金、第三条第一項の規定による国からの補助金、貸付金の償還金（第十一条の規定による違約金を含む。）、保証債務の弁済により得た求償権の行使により取得する金額及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金、保証債務に係る弁済金○、利子補給金○、貸付及び債務の保証に関する事務費その他の諸費をもつてその歳出とする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。昭和三十一年四月一日

2　耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二号中「耕土培養事業において」を「第十条に規定する土地について行う耕土培養事業において」に、「耕土培養事業の施行者」を「当該耕土培養事業の施行者」に改める。

3　水稲健苗育成施設普及促進法（昭和二十九年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

（国の助成措置）

第十条　政府は、毎年度、国の普及計画を実施するために必要な資金をあつせんし、その他必要と認める措置を講ずることができる。

〔別紙〕

農業改良資金助成法案に対する附帯決議

本法案が、農業生産力の発展と農業経営の安定にとつて不可欠な補助金政策を一般的に制限し又は廃止するものではない趣旨にかんがみ、政府は、今後、地方公共団体等が直接実施する事業等に対する現在の補助金の継続強化を図ることは勿論、新技術の導入を目的とする補助金の新規計上等について積極的な努力を払うべきである。

なお、第三条第三項により利子補給に要する財源措置を講ずるに当つては、小土地改良施設、農道等施設等に対する利子補給率をすくなくも五分五厘を下らないものとすること。

〔第三十号参照〕

オランダ国民のある種の私的請求権に関する問題の解決に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

昭和二十六年九月の桑港平和会議に際し、オランダ政府は、第二次大戦中旧蘭印地域に在住し日本軍によつて抑留されたオランダ国民が、食糧不足等のため多数の犠牲者を出したという問題を提起し、その結果わが国の吉田全権委員とオランダのスティッケル全権委員との間で書簡の交換が行われ、右の抑留者が受けた苦痛に対してわが国が好意ある自発的措置をとることあるべき旨を確認した経緯がある。

政府は、わが国とオランダとの間の伝統的友好関係にかんがみ、苦痛を受けたオランダ国民に対して見舞金を支払うことによつて、この問題を円満に解決することとし、昭和二十八年十一月以来オランダ政府との間で交渉を行つてきたが、今般妥結をみるに至り、本年三月十三日東京において本議定書の署名を了した。

本議定書は、オランダ国民の受けた苦痛に対する見舞金として、千万合衆国ドル相当のスターリング・ポンドを五年間に分割して（毎年二百万ドル相当のポンド）支払うことを内容とするものである。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書は、戦後の日蘭間における最大の懸案を解決しようとするものであり、本議定書を締結することは、今後わが国とオランダとの間の親善、協力関係の強化に資するため妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費
本件に要する経費は、昭和三十一年度特別会計予算、大蔵省所管賠償等特殊債務処理特別会計に七億二千万円計上されている。
右報告する。
昭和三十一年三月三十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第四十五号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本条約は、千九百三十五年ジュネーヴに招集された国際労働機関の第十九回総会において採択され、千九百三十七年五月三十日発効した条約であり、その目的とするところは、鉱山における坑内作業が女子にとり風紀上及び生理上好ましくないのでこれを原則として禁止しようとするものである。
わが国においては、すでに国内法たる労働基準法第六十四条で坑内労働を禁止している。
よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
わが国はすでに国際労働機関に加盟し、また、多数の国際労働条約に批准をしている現在、本条約を批准し現在及び将来にわたつて国際労働慣行を遵守してゆくことは、国際協力を増進しわが国の国際信用を高める上に妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

有料職業紹介所に関する条約（千九百四十九年の改正条約）（第九十六号）の批准について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本条約は、千九百四十九年ジュネーヴに招集された国際労働機関の第三十二回総会において採択された条約で、千九百三十三年の有料職業紹介所条約の全文改正条約であり、また、千九百四十八年の職業安定組織条約を補足するものである。
その目的は、有料職業紹介所の運営に種々の弊害がともなうのでこれを廃止するか、または権限ある機関の監督下に置こうとするもので、本条約の実質規定である第二部（営利を目的として経営される有料職業紹介所の漸進的廃止及び他の職業紹介所の規制）と第三部（有料職業紹介所の規制）のいずれかを、この条約の批准に当り選択し受諾することになつている。
わが国においては、現在の雇用慣習の特殊性等を考慮し、まず第三部を受諾し、将来諸条件が整備した時期には第二部を受諾するため本条約第二条第二項の受諾通告規定により政府の権限をもつてその受諾通告をしたいというのである。
わが国においては、すでに国内法たる職業安定法でこの条約の規定の趣旨を規定している。
よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
わが国は、すでに国際労働機関に加盟し、また、多数の国際労働条約に批准をしている現在、本条約を批准し現在及び将来にわたつて国際労働慣行を遵守してゆくことは、国際協力を増進し、わが国の国際信用を高める上に妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

日本国における英連邦戦死者墓地に関する協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
本件は、サン・フランシスコ平和条約附属宣言において、日本国にある連合国戦死者墓地に関し、所要の協定を締結するため交渉を開始する旨を明らかにしている。これに従い、昭和二十七年四月英連邦諸国を代表するオーストラリア政府より当該協定締結のための交渉を開始したい旨の申し入れがあり、じ来、オーストラリア政府との間で交渉を続けた結果、両国の間に合意が成立し、昭和三十年九月二十一日東京において本協定の署名がなされた。
この協定は、英連邦が、イタリア、ベルギー、オランダ、デンマーク等と締結した墓地協定と大体同様のもので、わが国においては、横浜市保土ケ谷区にある第二次大戦中に戦病死した英連邦軍人のための墓地を三十年間無償で使用させ、墓地のために使用する限り期間の更新を認め、それに伴う墓地の維持、管理等については、王立戦死者墓地委員会が自己の負担でこれにあたり、委員会の勧告機関として、日本国英連邦合同委員会を設置しその他、免除される国税及び地方税の範囲等を定めている。
よつて政府は、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
本件は、サン・フランシスコ平和条約附属宣言の趣旨にかんがみ、また、英連邦諸国が南西太平洋及び東南アジア諸地域における旧日本軍人の墓の維持及び遺骨の収集等に関し、好意ある態度を示していること等を考慮し、日本国にある英連邦諸国の第二次大戦戦死者墓地についての協定を締結することは妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

日本国とカナダとの間の小包郵便約定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的
日加間の小包郵便物の交換業務に関しては、戦前の約定が戦後も復活適用されているが、この戦前の約定は、大正二年以来一度も修正されないため、現状に適しないものとなつた。
そこで新約定締結について交渉が行われた結果、両国の意見が一致したので、本件の約定が作成され、わが国は本年二月十六日東京で署名し、カナダも三月二十日にオタワで署名したのである。
この約定は、小包の交換に関する条件、小包の運送料金に関する事項、誤送小包、転送小包等に関する事項、航空小包に関する事項、価格表記小包等に関する事項等について、現在の状況に適した規定を内容としている。
よつて政府は、本約定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。
二　本件の議決理由
わが国とカナダとの間の小包郵便物の交換業務に関して、戦前からの古い約定にかえて、現状に適した規定を内容とする約定を締結することは、両国間の郵便小包の交換業務を改善し、一層円滑に行うために妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月三十一日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十一号参照〕

特定物資輸入臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現在、不要不急の物資は、輸入が制限されているため、国内において需給の不均衡が著しく大となり、その輸入により通常生ずる利益をこえて異常な利益を生ずると認められるものがある。
その利益の一部を国庫に納付させようとするのである。
その要旨は次の通りである。
1　特定物資は、バナナ、パインナップルかん詰、時計及び筋子である。
2　特定物資について、外貨資金の割当を受ける者は、一定額を国庫に納付せしめる。
なお、国庫に納入される特別輸入利益は、約十六億円で、これを特定物資納付金処理特別会計の歳入とし、予備費必要経費等を差し引き、十五億円を産業投資特別会計に繰り入れる予定である。
3　本法は、三年の時限法である。
二　議案の可決理由
異常な利益が、一部の物資輸入業者のみに帰属せしめることは適当でないので、その利益の一部を産業開発に有効な活用を図ることは妥当なものと認め、別紙の通り附帯決議を付して、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年三月十六日
商工委員長　神田　博
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

特定物資輸入臨時措置法案に対する附帯決議
政府は、本法に基く外貨割当をなすに当つては、正常な輸入秩序の維持に関し特段の留意を払うべきである。

輸出保険法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
最近、中南米、東南アジア等に対する本邦人の技術提供及び現物出資等による海外投資が盛んに行

われる実情にあるので、対外取引において生ずる危険の一部を保険するものである。

その要旨は、次の通りである。

1　輸出代金保険制度を拡大して、物の輸出に伴わない技術の提供及びこれに伴う労務の提供をもこの保険の対象としうること。

2　新たに、海外投資保険を設けること。

二　議案の可決理由

輸出保険に関しては、従来、輸出貿易に生ずる危険のみを保険していたが、本案は、海外市場の拡大及び海外建設事業の進出を容易ならしめ、もつて外貨の獲得を促進して国際収支の改善を図る上に、適切妥当な措置と認め、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

新たな予算支出はないが、昭和三十一年度輸出保険特別会計に、四十二億五千百十五万九千円計上してある。

右報告する。

昭和三十一年四月四日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

去る第二十二回国会の衆参両院内閣委員会において、いわゆる旧軍人恩給の増額改定を内容とする「恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」の審議に際し、「昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた公務員の恩給は、それ以後のものと比較して低きに失するにより、政府は急速にこれを検討するとともに、その具体的措置を講ずべきことを要望する。」との附帯決議が各党一致をもつて行われたのであるが、本案は、この附帯決議の主旨に従い、

1　昭和二十三年六月三十日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員で、

イ　旧軍人及び旧準軍人、又はこれらの者の遺族

ロ　昭和二十二年五月三日から昭和二十三年六月三十日までに給与事由の生じた恩給で旧裁判官の報酬等の応急的措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十五号）若しくは裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）の規定による俸給を受けた裁判官、又はこれらの者の遺族

ハ　内閣総理大臣、若しくは日本国憲法第七条の規定による認証官（裁判官を除く。）又はこれらの者の遺族

右以外の者の普通恩給及び普通扶助料並びに昭和二十八年八月一日以後に給与事由の生じた普通扶助料以外の扶助料を一万二千円ベースの職階制における本省の課長補佐ないし係長級に相当する者を重点にし、課長級に相当する者以下について、昭和三十一年十月分、すなわち、昭和三十二年一月支給の恩給から増額改定しようとするものである。

そのために、恩給計算の基礎となつている一万二千円ベースの現行仮定俸給年額表のうち、旧高等官官等俸給令の奏任官一号表二級俸に相当する仮定俸給年額である三十五万四千円以下の仮定俸給年額をそれぞれ、一万二千円ベースにおける通し号俸において、一号俸ないし五号俸増額改定している。

その増額比率は最低三・七パーセント、最高二十二・四パーセントとなつている。

2　以上のごとく、仮定俸給年額の増額改定を行つているが、恩給に関する経費が九百億円をこえる巨額に達しているので、国家財政の現状にかんがみ、増額改定の制限措置を講じようとするものである。

すなわち、このたびの増額は、公務傷病者及び遺族たる子が受給者である場合を除いて、六十歳以上の受給者の恩給に対してのみ行うこととし、六十歳に達するまでは、増額改定を停止している。

3　なお、以上のほか、昭和二十三年六月三十日以前に退職した公務員に給する普通恩給で、昭和三十一年十月一日以後に給与事由の生ずるものについても、同日前のものに準じて取り扱うこととしている。

以上が本案の要旨であり、公布の日から施行することとなつている。

二　議案の可決理由

本案は、昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給が、その後に退職した者の恩給と比較して、低い実情にかんがみ、これを是正することは、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙の通り附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、十月以降の三箇月分として、改定事務費三千万円、改定に必要な経費二億七千万円合計三億円が計上されている。

昭和三十二年度以降の年間所要額は十億八千万円となる。

右報告する。

昭和三十一年四月三日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案に対する附帯決議

死亡せる公務員の配偶者中、六十歳未満の妻にも扶助料を支給し得るよう速かに適切なる措置をとられんことを望む。

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、非常勤消防団員及び一般の応援協力者に対する損害補償に関し、徹底した損害補償制度を設け、その完全な実施を行うことを目的とするものである。その内容は、（一）市町村の支払責任の共済制度として公法上の法人格を有する特別の「基金」を設立し、市町村は、この「基金」と共済契約を締結して、政令で定める一定の掛金を「基金」に支払い、国庫も必要に応じて予算の範囲内で補助金を交付することができることとすること。（二）「基金」は、契約を結んで掛金を支払つた市町村に対して、その請求に基き、政令で定める一定の金額を支払うこと。（三）本案を的確に実施することができるために消防組織法及び消防法の一部を改正し、市町村が定める条例に一定の基準を与えること等である。

二　議案の可決理由

本案は、さきに本院で行われた消防力強化に関する決議の趣旨にも合致し、当然必要な措置と認められるので全会一致可決すべきものと議決した。なお、本案については、自由民主党及び日本社会党両党の共同提案による別紙のごとき附帯決議が附された。

三　本案施行に要する経費

共済基金に対する国の補助については、本年度予算にはいまだその措置がとられていないが、大蔵当局は本年度四千万円程度を補助し得るよう適宜の措置を講ずる旨言明した。

右報告する。

昭和三十一年四月四日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

消防団員等公務災害補償責任共済基金法案に対する附帯決議

政府は左の事項の実現に努力すべきである。

一、本制度の運営については、中央集権的弊害に流れざるよう努めること。

一、共済基金に対する国の補助金については、基金の運用を充分ならしめるよう速かに予算措置を講ずること。

一、水防団員等に関しても本法と同様の措置を速かに講ずること。

右決議する。

都市公園法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて都市公園の健全な発達を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とするものであり、その要旨は次の通りである。

1　本法の対象とするものは、都市計画区域内において地方公共団体が設置する公園若しくは緑地又は都市計画の施設である公園若しくは緑地で地方公共団体が設置するものであること。

2　公園内に、公園施設として設けられる建築物の建蔽率を限定すること。

3　工作物等による都市公園の占用は、一定の要件をみたされない限り、許されないものとすること。

4　公園管理者である地方公共団体に対して、法令違反者等に対する監督処分の権限を附与すること。

5　都市公園の一部又は全部の廃止について制限を設けること。

6　都市公園を構成する土地物件については、私権の行使を制限すること。

二　議案の可決理由

都市公園の健全な発達を図るため都市公園の設置及び管理に関する基準等を定める必要を認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
公園の新設等に要する費用の補助金として、昭和三十一年度一般会計予算に約七千万円が計上されている。
右報告する。
昭和三十一年四月四日
建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度一般会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。

二　本件の議決理由
委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年四月四日
決算委員長　上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度特別会計予備費使用総調書（その1）（承諾を求めるの件）に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第三十六条の規定に基き、国会の事後承諾を求めるため提出されたものである。
昭和三十年度各特別会計の予備費予算総額は、五百五十三億一千五百余万円であり、このうち、昭和三十年九月十三日から同年十二月二十三日までの間に使用した金額は、

外国為替資金特別会計	予算額	四億六千五百五十三万八千円	使用額　一千三十九万五千円
船員保険特別会計	〃	三億五千万円	〃　五百四十五万五千円
食糧管理特別会計	〃	三百億円	〃　三百億円
漁船再保険特別会計	〃	八億二千五百六十二万四千円	〃　七千七百九十二万二千円
国有林野事業特別会計	〃	十三億一千五百十一万八千円	〃　三億九千四百二十三万二千円
計	〃	三百二十九億五千六百二十八万円	〃　三百四億八千八百万四千円

である。
右のうち、食糧管理特別会計における昭和三十年産米の買入増加に伴い、必要な経費三百億円、国有林野事業特別会計における東北および北海道地方の災害復旧に必要な経費等三億九千四百余万円が主なるものである。

二　本件の議決理由
委員会において審査の結果、本件は承諾を与えるべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年四月四日
決算委員長　上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十年度一般会計国庫債務負担行為総調書に関する報告書

一　本件の趣旨
本件は、財政法第十五条の規定に基き、提出されたもので、昭和三十年度国庫債務負担行為の限度額三十億円であり、このうち南極観測用船宗谷の改装に必要な経費として四億六千七百余万円の限度で債務負担行為をすることとしたものである。

二　本件の議決理由
本件は、委員会において審査の結果、異議がないと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年四月四日
決算委員長　上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十一号参照〕

首都圏整備法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的
本案は、首都圏の整備に関する総合的な計画を策定し、その実施を推進することにより、わが国の政治、経済、文化等の中心としてふさわしい首都圏の建設とその秩序ある発展を図ろうとするものである。

二　議案の要旨
1　首都圏整備計画の作成並びにその実施に関する事務の調整及び推進等の事務を所掌するため総理府の外局として、首都圏整備委員会（以下「委員会」という。）を置くこととし、委員会は、国務大臣である委員長及び内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命する委員四人をもつて組織するものとすること。
2　委員会に、その権限に属する重要事項を調査審議する機関として、首都圏整備審議会を置くこと。
3　委員会は関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見を聞いて、首都圏整備計画を作成するものとすること。
4　委員会は、首都圏整備計画に基き、市街地開発区域を指定することができるものとすること。

三　議案の修正議決理由
首都への産業及び人口の過度の集中を防止するとともに、首都における重要施設の整備を促進するため、東京都の区域及びその周辺の地域を一体とした広域につき、総合的な計画を策定し、その実施を推進する必要を認めるが、これらの事業の遂行に当つては、更に委員会事務局の組織を充実する必要があり修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対しては、別紙のような附帯決議を付した。
右報告する。

昭和三十一年四月六日
建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃┃は修正）

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　首都圏整備委員会（第三条―第十九条）
第三章　首都圏整備計画（第二十条―第二十二条）
第四章　首都圏整備計画に基く事業の実施（第二十三条―第三十二条）
附則

（定義）
第二条　この法律で「首都圏」とは、東京都の区域及び政令で定めるその周辺の地域を一体とした広域をいう。
2　この法律で「首都圏整備計画」とは、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画をいう。
3　この法律で「既成市街地」とは、東京都及びこれと連接する相当要な都市を含む区域のうち政令で定める市街地の区域をいう。
4　この法律で「近郊地帯」とは、既成市街地の秩序ある発展を図るため緑地地帯を設定する必要がある既成市街地の近郊で政令で定める区域をいう。
5　この法律で「市街地開発区域」とは、既成市街地の周辺地域内の区域で第二十三条第一項の規定により指定されたものをいう。

（事務局）
第十六条　委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。
2　委員会の事務局に、事務局長その他の職員を置く。
3　委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第十七条　委員会の事務局に、次の二部を置く。
計画第一部
計画第二部

2　計画第一部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一　基本計画の調査及び立案に関すること。
二　整備計画及び事業計画に係る局内事務の総合調整に関すること。
三　整備計画及び事業計画のうち第二十一条第三項第一号イ、ニ及びチに掲げる事項及び同号リに掲げる事項で政令で定めるものについての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に関すること。
四　市街地開発区域の指定その他市街地開発区域に関すること。
五　第三十条の規定による整備計画に関する総合的な施策の立案及びこれに基く勧告に関すること。

3　計画第二部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一　整備計画及び事業計画のうち第二十一条第三項第一号ロ、ハ、ホ及びヘに掲げる事項、同号リに掲げる事項で政令で定めるもの及び同項第二号に掲げる事項についての調査及び立案並びにその実施に関する事務の調整及びその実施の推進に関すること。
二　工業等制限区域の指定その他工業等制限区域に関すること。

（審議会）
第十七条　委員会に、首都圏整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。
2　審議会は、委員会の諮問に応じ、審議会の権限に属させられた事項その他委員会の所掌事務に関する重要事項について調査審議する。
3　審議会は、委員会の所掌事務に関する重要事項について委員会に建議することができる。

第十八条　審議会は、次に掲げる者につき、委員会が任命する委員四十五人以内で組織する。
一　衆議院議員のうちから衆議院が指名した者　四人
二　参議院議員のうちから参議院が指名した者　二人
三　関係行政機関の職員　十人以内

四　関係都県の知事及び議会の議長
五　学識経験のある者
十六人以内
2　審議会の委員は、非常勤とする。
3　学識経験のある者のうちから任命される審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の審議会の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
4　前項の審議会の委員は、再任されることができる。
第二十九条　この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第三章　首都圏整備計画
（首都圏整備計画の内容）
第三十〇条　首都圏整備計画は、基本計画、整備計画及び事業計画とする。
2　基本計画には、首都圏内の人口規模、土地利用その他整備計画の基本となるべき事項について定めるものとする。
3　整備計画には、首都圏の整備に関する事項で次の各号に掲げるものについて、政令の定めるところにより、各事項ごとにそれぞれその根幹となるべきものを定めるものとする。ただし、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認められるときは、首都圏の地域外にわたり定めることができる。
一　既成市街地、近郊地帯及び市街地開発区域の整備に関する事項で次に掲げるもの
イ　宅地の整備に関する事項
ロ　道路の整備に関する事項
ハ　鉄道、軌道、飛行場、港湾等の交通施設の整備に関する事項
ニ　公園、緑地等の空地の整備に関する事項
ホ　水道、下水道、汚物処理施設等の供給施設及び処理施設の整備に関する事項
ヘ　河川、水路及び海岸の整備に関する事項
ト　住宅等の建築物の整備に関する事項
チ　学校等の教育文化施設の整備に関する事項
リ　その他首都圏の整備に関する事項で政令で定めるもの
二　既成市街地と市街地開発区域間及び市街地開発区域相互間の前号ロ及びハに掲げる事項
4　事業計画は、整備計画の実施のため必要な毎年度の事業で政令で定めるものについての計画とする。
（首都圏整備計画の決定）
第二十一条　首都圏整備計画は、委員会が関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいて決定するものとする。
2　委員会は、首都圏整備計画を決定するについて必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係のある事業を営む者（以下「関係事業者」という。）に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。
3　委員会は、首都圏整備計画を決定したときは、これを関係行政機関の長及び関係地方公共団体に送付するとともに、委員会規則の定めるところにより公表しなければならない。
4　前項の規定により公表された事項に関し利害関係を有する者は、公表の日から三十日以内に、委員会規則の定めるところにより委員会に意見を申し出ることができる。
5　前項の規定による申出があつたときは、委員会は、その申出を考慮して必要な措置を講じなければならない。
（首都圏整備計画の変更）
第二十二条　委員会は、その決定した首都圏整備計画が情勢の推移により適当でなくなつたとき、その他これを変更することが適当であると認めるときは、関係行政機関の長、関係都県及び審議会の意見をきいてこれを変更することができる。
2　前条第二項から第五項までの規定は、首都圏整備計画の変更について準用する。

第四章　首都圏整備計画に基く事業の実施
（市街地開発区域の指定）
第二十三条　委員会は、既成市街地への産業及び人口の集中傾向を緩和し、首都圏の地域内の産業及び人口の適正な配置を図るため必要があると認めるときは、工業都市又は住居都市として発展させることを適当とする既成市街地の周辺地域内の区域を市街地開発区域として指定することができる。
2　委員会は、市街地開発区域の指定をしようとするときは、関係地方公共団体及び審議会の意見をきくとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。
3　市街地開発区域の指定は、委員会が委員会規則の定めるところにより告示することによつて、その効力を生ずる。
（国の補助）
第二十四条　国は、市街地開発区域内において事業計画の実施にあたり必要な小学校又は中学校の施設の建設を行う地方公共団体に対し、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、小学校の施設にあつてはその建設に要する経費の三分の一以内を、中学校の施設にあつてはその建設に要する経費の二分の一以内を補助することができる。
（市街地開発区域の整備に関する法律）
第二十五条　前二条に定めるもののほか、市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に関し必要な事項は、別に法律で定める。
（工業等制限区域）
第二十六条　既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するため、大規模な工場その他人口の増大をもたらす原因となる施設の新設又は増設を制限する必要があるときは、別に法律で定めるところにより、当該施設の新設又は増設を制限する必要がある既成市街地内の区域を工業等制限区域として指定することができる。
2　工業等制限区域内における施設の新設又は増設の制限に関し必要な事項は、別に法律で定める。
（事業の実施）
第二十七条　事業計画に基く事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む。）の規定に従い、国、地方公共団体又は関係事業者が実施するものとする。
（協力及び勧告）
第二十八条　関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、整備計画及び事業計画の実施に関し、できる限り協力しなければならない。
2　委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体又は関係事業者に対し、整備計画又は事業計画の実施に関し勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。
（整備計画に関する施策の立案及び勧告）
第二十九条　委員会は、首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため特に必要があると認めるときは、審議会の意見をきいて整備計画に関する総合的な施策を立案し、これに基いて関係行政機関の長及び関係地方公共団体に対し、勧告し、及びその勧告によつて採られた措置について報告を求めることができる。
（国の普通財産の譲渡）
第三十〇条　国は、事業計画に基く事業の用に供するため必要があると認めるときは、その事業の執行に要する費用を負担する地方公共団体に対し、普通財産を譲渡することができる。
（資金の融通等）
第三十一条　国は、整備計画又は事業計画に基く事業を実施する地方公共団体又は関係事業者に対し、必要な資金の融通又はあつせんに努めなければならない。
（企業債）
第三十二条　地方公共団体が事業計画に基き行う地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）に規定する地方公営企業の建設、改良等に要する資金に充てるための地方債で委員会と自治庁長官とが協議して定めるものについては、同法附則第二項の規定の適用がある間は、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十条に規定する許可を与えるものとする。

附　則
（施行期日）
1　この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で政令で定める。
2　第八条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第十八条第一項中衆議院又は参議院が指名することに係る部分は、前項の規定にかかわらず、公布の日から施行する。
（委員会の委員の任命手続の特例）
3　第八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員の任命について準用する。

（首都建設法の廃止）

4　首都建設法（昭和二十五年法律第二百十九号）は、廃止する。

（経過規定）

5　この法律の施行の際現に首都建設委員会の事務局の職員に兼ねて任命されている建設省計画局の職員である者は、別に辞令を発せられないときは、同一の勤務条件をもつて、首都圏整備委員会の事務局の職員となるものとする。

（関係法律の改正）

6　国家行政組織法の一部を次のように改正する。

別表第一の総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）　首都圏整備委員会　首都圏整備法（昭和三十一年法律第　号）」に改める。

7　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会　土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）　首都圏整備委員会　首都圏整備法（昭和三十一年法律第　号）」に改める。

8　建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第十六条及び第十七条　削除

9　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二　首都圏整備委員会の常勤の委員

第二条第一項の表の総理府の項中「土地調整委員会　一八人」を「土地調整委員会　一八人　首都圏整備委員会　一二人」に、「計　一九、五五六人」を「計　一九、五七八人」に、同表の運輸省の項中「本省　一四、三五二人」を「本省　一四、三五〇人」に、「計　二五、三七〇人」を「計　二五、三六八人」に、「本省　一四、三五〇人」を「本省　一四、二八八人」に、「計　二五、三六八人」を「計　二五、二八八人」に、同表の建設省の項中「本省　首都建設委員会　九、九二八人」を「本省　九、九二八人　計　九、九〇八人」に改める。

10　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「土地調整委員会委員」を「土地調整委員会委員　首都圏整備委員会の常勤の委員」に改める。

11　運輸省本省及び建設省本省の定員に関しては、行政機関職員定員法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第　号）附則第二条中「新法第二条第一項」とあるのは「首都圏整備法（昭和三十一年法律第　号）附則第十項の規定による改正後の行政機関職員定員法第二条第一項」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。

12　国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出し中「北海道総合開発計画」を「北海道総合開発計画等」に、同条中「北海道総合開発計画」を「北海道総合開発計画又は首都圏整備計画」に、「北海道開発庁長官及び」を「北海道開発庁長官又は首都圏整備委員会と」に改める。

〔別紙〕

首都圏整備法案に対する附帯決議

政府は、本法制定に伴い首都圏整備に関する事業の強力な推進を図るため、昭和三十二年度以降の事業計画に係る予算は、首都圏整備委員会の予算に一括計上し、その実施に当つては、これを関係各省に移し替える措置を講ずること。

海岸法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は津波、高潮、波浪、侵食又は地盤の変動による被害から海岸を防護して国土を保全するため、海岸区域の指定、海岸行政における各省大臣の所管及び責任の明確化、海岸保全施設の設置等に要する費用に対する国の負担、海岸保全施設の築造基準を定め海岸区域内における諸行為の制限等に関する事項について規定しようとするものである。

二　議案の可決理由

わが国海岸の現状にかんがみ、本案の趣旨は妥当と認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月六日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現状にかんがみ、地方財政の再建並びにその健全化に資するため、能う限り自主財源の充実等を期すべく、他の諸施策と相待つて将来地方財政に赤字の発生しないようにすることを目的とするもので、地方制度調査会及び臨時税制調査会の答申にそい、大様次のような改正を行わんとするものである。

1　非課税範囲を縮少し、租税負担の均衡を図りながら増収を期待する方針のもとに、日本放送協会及び日本中央競馬会の所有する固定資産に対する非課税を止め、道府県民税及び市町村民税に関してその地方公共団体の区域内に寮、クラブ等のみを有する法人等に対しても均等割を課すること。

2　受益者負担の制度を拡張し、施設充実に要する財源を確保するため目的税として軽油引取税及び都市計画税を創設すること。前者は、都道府県及び五大市の道路に関する費用に充てるため、都道府県内で特約又は元売業者から軽油の引取を行う者に課税することとし、徴収は特別徴収の方法で、税率は一キロリットル六千円である。後者は、都市計画事業に要する財源に充てるため、都市計画区域の土地及び家屋に対し市町村が固定資産税の賦課徴収の例により課すること。なお、軽油引取税の創設に伴い自動車税において揮発油自動車との負担均衡上、軽油自動車について五割増に定められていた税率区分を廃止すること。

3　税務行政の規律を明確化する措置として、不動産取得税における住宅の定義を明らかにして併用住宅に対する基礎控除を確保し、遊興飲食税において公給領収証制度と関連して徴収猶予並びに納入義務の免除等の規定を設け、自動車税における課税方式等についての合理化、又住民税の過納、誤納の取扱いを便利にする等の改正を行うこと。

その他、娯楽施設利用税における学生、生徒の非課税、電気ガス税における日本国有鉄道の運送用電気の非課税、国民健康保険税の課税限度額の引下げ、事業税の課税標準についての合理化等の改正を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、明年度において、窮迫せる地方財政の再建とその健全化を図るため自主財源の増強を図ろうとするものであるが、税収の確保に急なるものあまり、負担の均衡化や、道府県と市町村間の税源調整等の措置が講ぜられておらず、又新税の創設についても、その税率等に検討を要するものがあつたが、本年度国家予算はすでに成立を見、地方財政計画の変改もきわめて困難な実状にあり修正を行うことによつて歳入に欠陥を生じ、せつかくの地方財政の再建に支障を来たすごとき事態の発生を憂慮して次の機会において速やかにその実現を期させることとした。

本案に対して、日本社会党より

修正案が提出された。本修正案は、道府県民税、事業税、たばこ消費税、自動車税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、電気ガス税、軽油引取税及び都市計画税に関し、税率の変更及び改廃等の修正を加えようとするものである。

本修正案に対して、内閣の意見を聴取したところ、太田自治庁長官は本年度国家予算もすでに成立を見、又地方財政計画の変改もきわめて困難であるにかんがみ、賛成しかねる旨を陳べた。

採決の結果、日本社会党提出の修正案は賛成少数で否決され、政府提出案は賛成多数をもつて原案の通り可決すべきものと決した。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議が賛成多数をもつて可決された。

右報告する。

昭和三十一年四月六日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

地方税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、左記事項の趣旨に従い、次の国会において改正法案を提出せられたい。

右決議する。

記

一、主として自家労働を以て営む大工、左官、鋲金、植木業及び公衆浴場業に対する事業税については、その負担の軽減を図ること。

二、地方鉄道事業及び軌道事業に対する事業税の課税標準の改正、信用金庫のうち基礎の確立しないものに対する事業税の負担の緩和を図ること。

三、一般人のスケート場の利用に対する娯楽施設利用税を廃止すること。

四、昭和三十年度以降新たに建設に着手する火力発電所の償却資産に対する固定資産税の課税限度額につき激変緩和の経過的な措置を講ずること。

五、大規模償却資産に対する所在市町村の固定資産税の課税限度額につき、激変緩和の経過的な措置を講ずること。

六、軽油引取税については、軽油の消費状況の推移をみて、負担の緩和を図ること。

七、遊興飲食税につき再検討を加え、とくに公給領収証の使用義務制については、実施の状況に鑑み、改廃の措置を講ずること。

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方住民の租税負担の均衡化を図りながら増収を期待するとともに、困窮せる地方財政に自主財源を増強するため特定の固定資産について、固定資産税に代るべき交付金及び納付金の制度を創設することを目的とするものである。

その要点は、国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち、国又は地方公共団体以外の者に使用させているもの、国有林野に係る土地及び発電施設について固定資産税に相当する額の交付金を、又日本専売公社、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が所有する固定資産のうち、従来固定資産税を課せられていないものについては、これに相当する額の納付金をそれぞれ当該固定資産所在の市町村に交付し、又は納付することとするものであるが、これらの資産の特殊な性格等にかんがみ、固定資産税の形式によらず、これに準じて算定した額を交付金及び納付金の形式で附与することとなつている。

二　議案の可決理由

本案は、地方財政充実の見地から適切な施策であるが、これとともに、駐留軍の使用する固定資産、旧軍港施設並びに大都市等が他の地方公共団体内に有する水源地の施設についても同様の扱いをなすべきであるとの意見があり、政府に適宜の措置を速やかに講ずるよう要請した。又本制度に関連し交付金の負担を使用者に転嫁させぬよう、特に低額所得者を対象とする第二種公営住宅については、その使用料をこれがために引き上げぬよう政府に要望したが、太田自治庁長官はその趣旨に従つて地方公共団体を指導する旨言明した。

採決の結果、賛成多数をもつて本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のごとき附帯決議が全会一致をもつて附された。

右報告する。

昭和三十一年四月六日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案に対する附帯決議

一、アメリカ合衆国の軍隊及び国際連合の軍隊が使用する固定資産並に旧軍港施設所在の市町村に対し、政府は国から当該固定資産に対する交付金相当額を交付する等の措置を講ずること。

二、地方公共団体が水道事業のための水源地等の施設を他の市町村の区域内に所有する場合においても、政府はこの法律を適用する等必要な措置を講ずること。

右決議する。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案（黒金泰美君外一名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、寒冷度の激しい特定の寒冷地に在勤する国家公務員で、石炭手当の支給を受けないものの生活の現状にかんがみ、これらの者に対して、新たに薪炭手当を支給しようとするものである。

その要旨は、青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県及び岐阜県の各区域のうちで、人事院の勧告に基いて内閣総理大臣が定める地域に在勤する国家公務員に対し、一冬に、世帯主たる職員には四千五百円、その他の職員には千五百円の薪炭手当を、寒冷地手当とあわせて支給しようとするものである。

なお、この法律は、昭和三十二年三月三十一日以前において政令で定める日から施行することが定められている。

二　議案の修正議決理由

寒冷度のはなはだしい地域に勤務する国家公務員で石炭手当の支給を受けておらぬものの生活の現状にかんがみ、寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給することは適切妥当な措置と認めるが、支給地域、支給金額については寒冷地の実情を考慮して修正することを適当と認め、本案は別紙のとおり、全会一致をもつて、修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費の総額は、約二億二千二百万円（うち修正による分約二千二百万円）の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して、田中内閣官房副長官から、公務員制度調査会の答申により、寒冷地手当及び石炭手当の統合簡素化を検討中であり、新たに薪炭手当制度を設けることは好ましくない。支給地域の確定等につき、技術的にも、また、予算的にも実施困難である旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年四月六日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第一条に次の一項を加える。

3　北海道以外の地域で第一項に規定する職員で青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県及び岐阜県の各区域のうち内閣総理大臣が定める地域に在勤する国家公務員に対し、第一項に規定する職員の○予算の範囲内で者に対しては、○寒冷地手当とあわせて薪炭手当を支給する。

第二条中第四項を第五項とし、同条第三項中「又は石炭手当」を、「石炭手当又は薪炭手当」に改め、同条同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　薪炭手当の額は、その支給期間を通じて、世帯主たる職員に対しては五千四千五百円○、その他の職員に対しては千七百円をこえて支給してはならない。

第三条第一項中「並びに寒冷地手当及び石炭手当の支給額」を、「寒冷地手当及び石炭手当の支給額並びに寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当の」に改め、同条第二項を削る。

健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

健康保険制度は、昭和二年施行以来、約三十年いやわが国社会保障制度の一大支柱として、近代医学の発達とともにその給付内容も逐年充実を重ねてきたのであるが、その結果、昭和二十八年末に至り医療費の増加はついに収入を上回り、じ来保険経済はきわめて困難な事態にたち至つた。よつて、政府は昭和二十九年秋以来、各種行政措置を講じ、財政の健全化を図る一方、昭和三十年度においては約百億円に上る収入不足見込に対し、七十億円の政府資金融

資をはかり、又保険料率を千分の五引き上げて収入の均衡をはかつた外、第二十二回特別国会に本法の一部改正案を提出したが、審議未了となり、昭和三十一年度においてもふたたび六十六億円余の収入不足を生ずる見込となつたのである。かかる情勢に対処するため、本案は、健康保険財政の根本的たて直しの意味においてのみならず、全国民を対象とする医療保障制度実施の前提として健康保険事業運営の恒久的健全化を図るため、必要な改正を行うとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　政府管掌健康保険事業の執行に要する費用に対し、国庫は予算の範囲内において補助を行うこと。（昭和三十一年度は三十億円）

2　療養の給付を受ける者に対する一部負担金の範囲を拡げること。

3　標準報酬等級区分を改め、最低三千円から最高三万六千円までの二十等級を最低四千円から最高五万二千円までの二十四等級とすること。

4　保険医療制度について個人指定方式の長所をとり入れた機関指定方式を採用すること。

5　継続給付は受給資格期間六月を一年に延長すること。

6　不正受給者に対して損失を補てんさせる措置を講ずること。

7　被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び子並びに被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族並びに配偶者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者であつて、主としてその被保険者により生計を維持するものとすること。

8　厚生大臣又は都道府県知事の検査に関する規定を整備すること。

9　社会保険診療報酬支払基金における診療報酬請求書の審査機構を整備すること。

二　議案の修正議決理由

健康保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、健康保険事業の執行に要する経費について国庫補助を行うことを明らかにし、標準報酬の等級区分の改訂、一部負担の範囲拡張、保険医療組織の合理化を行い、社会保険診療報酬支払基金の審査機構を整備する等の措置を講ずることは、社会保障制度の確立を促進するため、適切妥当なものと認めるが、被保険者負担の急増を緩和する等本案実施の円滑化を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附することとした。

三　本修正の結果必要とする経費

昭和三十一年度において約五億六千五百万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き、内閣を代表して、小林厚生大臣より本案第四十三条ノ八第一項第二号及び同条第二項の修正に対し「修正の趣旨を尊重して善処する。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年四月七日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（健康保険法の一部改正）

第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「被保険者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶養者ト称ス）」を「其ノ被扶養者」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項ノ被扶養者ノ範囲ハ左ニ掲グルモノトス

一　被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）及子ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二　被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三　被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事実上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四　前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続キ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第一条第一項の表を次のように改め、同条第四項中「前二項ノ規定ニ依リ標準報酬ノ定マリタル被保険者ニ付」を「被保険者ガ」に、「其ノ標準報酬」を「其ノ者ノ標準報酬」に改める。

標準報酬			
等級	月額	日額	報酬月額
第一級	四、〇〇〇円	一三〇円	四、五〇〇円未満
第二級	五、〇〇〇円	一七〇円	四、五〇〇円以上　五、五〇〇円未満
第三級	六、〇〇〇円	二〇〇円	五、五〇〇円以上　六、五〇〇円未満
第四級	七、〇〇〇円	二三〇円	六、五〇〇円以上　七、五〇〇円未満
第五級	八、〇〇〇円	二七〇円	七、五〇〇円以上　八、五〇〇円未満
第六級	九、〇〇〇円	三〇〇円	八、五〇〇円以上　九、五〇〇円未満
第七級	一〇、〇〇〇円	三三〇円	九、五〇〇円以上一一、〇〇〇円未満
第八級	一二、〇〇〇円	四〇〇円	一一、〇〇〇円以上一三、〇〇〇円未満
第九級	一四、〇〇〇円	四七〇円	一三、〇〇〇円以上一五、〇〇〇円未満
第一〇級	一六、〇〇〇円	五三〇円	一五、〇〇〇円以上一七、〇〇〇円未満
第一一級	一八、〇〇〇円	六〇〇円	一七、〇〇〇円以上一九、〇〇〇円未満
第一二級	二〇、〇〇〇円	六七〇円	一九、〇〇〇円以上二一、〇〇〇円未満
第一三級	二二、〇〇〇円	七三〇円	二一、〇〇〇円以上二三、〇〇〇円未満
第一四級	二四、〇〇〇円	八〇〇円	二三、〇〇〇円以上二五、〇〇〇円未満
第一五級	二六、〇〇〇円	八七〇円	二五、〇〇〇円以上二七、〇〇〇円未満
第一六級	二八、〇〇〇円	九三〇円	二七、〇〇〇円以上二九、〇〇〇円未満
第一七級	三〇、〇〇〇円	一、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上三一、〇〇〇円未満
第一八級	三三、〇〇〇円	一、一〇〇円	三一、五〇〇円以上三四、五〇〇円未満
第一九級	三六、〇〇〇円	一、二〇〇円	三四、五〇〇円以上三七、五〇〇円未満

第二〇級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上四〇、五〇〇円未満	
第二一級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上四三、五〇〇円未満	一、三〇〇円
第二二級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上四六、五〇〇円未満	一、四〇〇円
第二三級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上五〇、〇〇〇円未満	一、五〇〇円
第二四級	五二、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上	一、六〇〇円
			一、七三〇円

第七条第二項中「第一条第二項ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第九条及び第九条ノ二を次のように改める。

第九条　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ事業主ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ〇事業所ニ就キ〇帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為スニ付必要アルトキハ当該職員ハ事業所ニ立入ルコトヲ得（又ハ）

前二項ノ規定ニ依ル質問若ハ検査又ハ立入ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ二　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ニ依ル検査ニ付之ヲ準用ス

第十一条第一項に次のただし書を加える。

但シ第七十九条ノ二ノ規定ニ依リ保険料ノ徴収ヲ為ストキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条第二項後段を削り、同条第三項中「前項」を「第一項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ督促状ニ依リ指定スベキ期限ハ督促状ヲ発スル日ヨリ起算シテ十日以上経過シタル日ナルコトヲ要ス但シ第七十九条ノ二各号ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十一条ノ二第一項中「保険料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徴収金ヲ納付セザルトキ」の下に「又ハ第七十九条ノ二各号（第四号ヲ除ク）ノ一ニ該当スル納付義務者納期ノ到ラザル保険料納付ノ告知ヲ受ケ保険料ヲ納付セザルトキ」を加える。

第十一条ノ三中「市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ徴収金」を「国税徴収法第四条ノ九及第四条ノ十」を「国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）第四条ノ二乃至第四条ノ五、第四条ノ九、第四条ノ十及第九条ノ二」に改める。

第十三条ノ二第一項第一号中「船員保険法」を「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改め、同項第七号を削る。

第二十条第一項中「喪失ノ日前」を「喪失ノ日ノ前日迄継続シテ」に改め、「（継続シテ保険給付ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル日）」を削る。

第三十八条第一項中「官吏吏員」を「当該職員」に改める。

第四十二条ノ二中「標準報酬」の上に「被保険者ノ資格、」を加える。

第四十三条に次の一項を加える。

第一項第一号乃至第四号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

一　都道府県知事ノ指定ヲ受ケタル病院若ハ診療所又ハ薬局（以下保険医療機関又ハ保険薬局ト称ス）

二　特定ノ保険者ノ管掌スル被保険者ノ為ノ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ当該保険者ノ指定シタルモノ

三　健康保険組合タル保険者ノ開設スル病院若ハ診療所又ハ薬局

第四十三条ノ二から第四十三条ノ六までを次のように改める。

第四十三条ノ二　保険医療機関ニ於テ健康保険ノ診療ニ従事スル医師若ハ歯科医師又ハ保険薬局ニ於テ健康保険ノ調剤ニ従事スル薬剤師ハ都道府県知事ノ登録ヲ受ケタル医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師（以下保険医又ハ保険薬剤師ト称ス）タルコトヲ要ス

第四十三条ノ三　保険医療機関又ハ保険薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタルモノニ就キ都道府県知事之ヲ行フ

都道府県知事保険医療機関又ハ保険薬局ノ指定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ其ノ開設者ノ申請アリタル社会保険医療協議会ノ議ニ依ルコトヲ要ス

第一項ノ指定ハ指定ノ日ヨリ起算シ二年ヲ経過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

第四十三条ノ四　保険医療機関又ハ保険薬局ハ当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ヲシテ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ定ムル所ニ依リ診療又ハ調剤ニ当ラシムルノ外命令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ヲ担当スベシ

保険医療機関又ハ保険薬局ハ前項ノ規定ニ依ルノ外日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）、船員保険法、国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号、他ノ法律ニ於テ準用シ又ハ例ニ依ル場合ヲ含ム）又ハ市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）（以下本法以外の社会保険各法ト称ス）ニ依ル療養ノ給付ヲ担当スルモノトス

第四十三条ノ五　保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ハ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ノ申請ニ基キ都道府県知事之ヲ行フ

前項ノ申請アリタル場合ニ於テ当該医師若ハ歯科医師又ハ薬剤師ガ本法ノ規定ニ依リ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サレ二年ヲ経過セザルモノナルトキハ都道府県知事同項ノ登録ヲ拒ムコトヲ得

前二項ニ規定スルモノノ外保険医及保険薬剤師ノ登録ニ関シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ六　保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ命令ノ定ムル所ニ依リ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルベシ

保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ハ前項ノ規定ニ依ルノ外本法以外ノ社会保険各法ニ依ル社会保険ノ診療又ハ調剤ニ当ルモノトス

第四十三条ノ六の次に次の十条を加える。

第四十三条ノ七　保険医療機関及保険薬局ハ療養ノ給付ニ関シ、保険医及保険薬剤師ハ健康保険ノ診療又ハ調剤ニ関シ厚生大臣又ハ都道府県知事ノ指導ヲ受クベシ

第四十三条ノ八　第四十三条第三項ノ規定ニ依リ保険医療機関ニ就キ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際左ノ各号ノ区分ニ従ヒ当該各号ニ規定スル額ヲ一部負担金トシテ当該保険医療機関ニ支払フベシ

一　初診（命令ヲ以テ定ムル初診ヲ除ク）ヲ受クル際　五十円以下ニテ厚生大臣ノ定ムル額

二　第四十三条第一項第一号乃至第三号ノ給付（前号ノ初診及其ノ初診ノ日ニ当該保険医療機関ニ就キ受クル給付並ニ保険医療機関ニ収容セラルル間ニ当該保険医療機関ニ就キ受クル給付ヲ除ク）ヲ受クル際　保険医療機関毎ニ一日ニ付十円但シ其ノ日ニ

於テ処方箋ノ交付、薬剤ノ支給若ハ注射又ハ補綴其ノ他歯科診療ニ於ケル厚生大臣ノ定ムル給付ヲ受クルトキハ其ノ受クル保険医療機関ニ限リ[二]三十円トス

三　第四十三条第一項第四号ノ給付ヲ受クル際保険医療機関毎ニ一日ニ付三十円

前項第三号ノ一部負担金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ関シテハ初メテ第四十三条第一項第四号ノ給付ガ行ハレタル日ヨリ起算シ[三]六月ヲ経過シタル後ハ之ヲ支払フコトヲ要セズ

被保険者ガ保険医療機関ニ対シ一日ニ支払フベキ一部負担金ノ額ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ当該保険医療機関ガ其ノ日ニ当該被保険者ニ対シ為シタル総テノ給付ニ付次条第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

歯科診療及歯科診療以外ノ診療ヲ併セ行フ保険医療機関ハ第一項第二号及前項ノ規定ノ適用ニ付テハ歯科診療及歯科診療以外ノ診療ニ付夫々別個ノ保険医療機関ト看做ス

第四十三条ノ九　保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ保険者ニ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ額ヨリ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ノ額ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局トノ契約ニ依リ当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ療養ノ給付ニ関シ請求スルコトヲ得ル費用ノ額ニ付前項ノ規定ニ依リ算定セラルル額ノ範囲内に於テ別段ノ定ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ保険者ガ健康保険組合ナルトキハ厚生大臣ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

保険者ハ保険医療機関又ハ保険薬局ヨリ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求アリタルトキハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令並ニ前二項ノ規定ニ依ル定ニ照シ之ヲ審査シタル上支払フモノトス

保険者ハ前項ノ規定ニ依ル審査及支払ニ関スル事務ヲ社会保険診療報酬支払基金ニ委託スルコトヲ得

前五項ニ定ムルモノノ外保険医療機関又ハ保険薬局ノ療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求ニ関シテ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十三条ノ十　厚生大臣又ハ都道府県知事ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付ニ関シ保険医療機関若ハ保険薬局若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ開設者若ハ管理者、保険医、保険薬剤師其ノ他ノ従業者ニ対シ出頭ヲ求メ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ[ニ就キ]設備及[若ハ]診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為スニ付必要アルトキハ当該職員ハ保険医療機関又ハ保険薬局ノ施設ニ立入ルコトヲ得

第九条第[二]三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問若ハ[又ハ]検査又ハ立入ニ付、同条第[三]四項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第四十三条ノ十一　保険医療機関又ハ保険薬局ハ保険医療機関又ハ保険薬局タルコトヲ辞スルコトヲ得

保険医又ハ保険薬剤師ハ保険医又ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求ムルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ保険医療機関若ハ保険薬局タルコトヲ辞シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ノ抹消ヲ求メントスル者ハ一月以上ノ予告期間ヲ設クベシ

第四十三条ノ十二　保険医療機関又ハ保険薬局ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ指定ヲ取消スコトヲ得

一　当該保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医又ハ当該保険薬局ニ於テ調剤ニ従事スル保険薬剤師ガ第四十三条ノ六第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ違反シタルトキ但シ当該違反ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

二　前号ノ外当該保険医療機関又ハ保険薬局ガ第四十三条ノ四第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シタルトキ

三　療養ノ給付ニ関スル費用ノ請求又ハ第五十九条ノ二第四項ノ規定ニ依ル支払ニ関スル請求ニ付不正アリタルトキ

四　第四十三条ノ十第一項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム本条及次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ依リ報告又ハ診療録其ノ他ノ帳簿書類ノ提出若ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

五　当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ開設者又ハ従業者ガ第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項（第五十九条ノ二第七項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ但シ当該保険医療機関又ハ保険薬局ノ従業者ガ之ヲ為シタル場合ニ於テ其ノ行為ヲ防止スル為当該保険医療機関又ハ保険薬局ニ於テ相当ノ注意及監督ガ尽サレタルトキヲ除ク

六　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル療養ノ給付又ハ被扶養者ノ療養ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十三　保険医又ハ保険薬剤師ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ都道府県知事ハ其ノ登録ヲ取消スコトヲ得

一　第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ違反シタルトキ

二　第四十三条ノ十第一項ノ規定ニ依リ出頭ヲ求メラレテ之ニ応ゼズ、同条同項ノ規定ニ依ル質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ当該職員ノ同条同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

三　本法以外ノ社会保険各法ニ依ル診療又ハ調剤ニ関シ前各号ノ一ニ相当スル事由アリタルトキ

第四十三条ノ十四　厚生大臣ハ第四十三条ノ四第一項若ハ第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令、第四十三条ノ九第二項ノ規定ニ依ル定又ハ第四十三条ノ七ノ規定ニ依ル指導ニ関スル大綱ヲ定メントスルトキハ中央社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

都道府県知事ハ保険医療機関若ハ保険薬局ヲ指定シ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルトキハ地方社会保険医療協議会ニ諮問スルモノトス

第四十三条ノ十五　都道府県知事ハ保険医療機関若ハ保険薬局ノ指定ヲ拒ミ若ハ其ノ指定ヲ取消シ又ハ保険医若ハ保険薬剤師ノ登録ヲ取消サントスルトキハ当該医療機関若ハ薬局ノ開設者又ハ当該保険医若ハ保険薬剤師ニ対シ弁明ノ機会ヲ与フルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ予メ書面ヲ以テ弁明ヲ為スベキ日時、場所及其ノ事由ヲ通知スベシ

第四十三条ノ十六　第四十三条第三項第二号及第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ於テ行ハルル療養ノ給付及診療又ハ調剤ニ関スル準則ニ付テハ第四十三条ノ四第一項及第四十三条ノ六第一項ノ規定ニ依ル命令ノ例ニ依ル

第四十三条第三項第二号ニ掲グル病院又は診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ハ其ノ給付ヲ受クル際第四十三条ノ八ノ規定ノ例ニ依リ当該病院又ハ診療所ニ一部負担金ヲ支払フベシ但シ保険者ガ健康保険組合ナル場合ニ於テハ規約ヲ以テ一部負担金ヲ減額シ又ハ之ヲ支払フコトヲ要セザル旨ノ定ヲ為スコトヲ得

健康保険組合ハ規約ヲ以テ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院又ハ診療所ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル者ヲシテ第四十三条ノ八ニ規定スル一部負担金ノ額ノ範囲内ニ於テ一部負担金ヲ支払ハシムルコトヲ得

第四十四条中「保険医及保険者ノ指定スル者以外ノ医師、歯科医師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手当」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院、診療所若ハ薬局以外ノ病院、診療所、薬局其ノ他ノ者ニ就キ診療、薬剤ノ支給若ハ手当」に改める。

第四十四条ノ二第三項中「第一項」を「前項」に、「第四十三条ノ六第二項及第三項ノ規定ヲ準用ス」を「第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル」に改め、同項に次のただし書を加え、同条第二項を削る。

但シ其ノ額ハ現ニ療養ニ要シタル費用ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第四十七条第二項中「継続シテ」を削る。

第五十一条第二項中「又ハ病院若ハ診療所」を削り、同項に後段として次のように加える。

分娩ニ関シ病院又ハ診療所ニ収容シタル被保険者ニ対シテ支給スベキ分娩費ニ付亦同ジ

第五十五条第二項中「喪失シタル日前」を「喪失シタル日ノ前日迄」に、「六月」を「一年」に改め、同条に次の一項を加える。

前項ノ期間ニハ第十二条第一項ニ規定スル共済組合ノ組合員タリシ期間及第二十条ノ規定ニ依ル被保険者タリシ期間ハ之ヲ算入セズ

第五十七条第二項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第二項及第三項」に改める。

第五十八条中「継続シテ」を削る。

第五十九条ノ二第一項中「保険医及保険薬剤師並ニ保険者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者」を「第四十三条第三項各号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ノ中自己ノ選定スルモノ」に改め、同条第三項中「保険医若ハ保険薬剤師又ハ保険者ノ指定スル者」を「第四十三条第三項第一号又ハ第二号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局」に、「当該保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「当該病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第四項中「保険医、保険薬剤師若ハ保険者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者」を「病院若ハ診療所又ハ薬局」に改め、同条第五項中「第四十三条ノ二第一項、第四十三条ノ六第二項及第三項」を「第四十三条ノ二、第四十三条ノ六第一項、第四十三条ノ七、第四十三条ノ九第三項乃至第六項、第四十三条ノ十、第四十三条ノ十六第一項」に、「及第五十七条ノ三」を「並ニ第五十七条ノ三」に、「家族療養費ノ支給ニ」を「家族療養費ノ支給及被扶養者ノ療養ニ関シ」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

被扶養者ガ第四十三条第三項第三号ニ掲グル病院若ハ診療所又ハ薬局ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テ保険者ガ其ノ被扶養者ノ支払フベキ療養ニ要シタル費用ノ中家族療養費トシテ被保険者ニ支給スベキ額ニ相当スル額ノ支払ヲ免除シタルトキハ被保険者ニ対シ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第五十九条ノ二第二項の次に次の一項を加える。

前項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ニ関シテハ第四十三条ノ九第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定ノ例ニ依ル

第五十九条ノ四第一項中「被保険者ノ配偶者」を「被扶養者タル配偶者」に改める。

第五十九条ノ五中「日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）」を「日雇労働者健康保険法」に改める。

第六十二条第四項中「第一条第一項後段ノ保険給付」を「被扶養者ニ係ル保険給付」に改める。

第六十五条第一項中「保険者ハ」の下に「保険給付ヲ行フニ付」を加え、「保険給付ヲ受クル者ノ診断ヲ行フ」を「保険給付ヲ受クル者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問若ハ診断ヲ為サシムル」に改め、同条第二項中「診断ヲ拒ミタル者」を「命令ニ従ハズ又ハ答弁若ハ受診ヲ拒ミタル者」に改める。

第六十七条の次に次の一条を加える。

第六十七条ノ二　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ保険者ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ事業主ガ虚偽ノ報告若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関ニ於テ診療ニ従事スル保険医ガ保険者ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ保険者ハ其ノ事業主又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ同項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第七十条ノ二の次に次の一条を加える。

第七十条ノ三　国庫ハ第七十条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ政府ノ管掌スル健康保険事業ノ執行ニ要スル費用ノ一部ヲ補助ス

第八十七条を削り、第八十八条中「被保険者ヲ使用スル事業主」を「事業主」に改め、同条第一号及第二号を次のように改める。

一　其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関シ第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

二　第九条第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

第八十八条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第九条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第八十八条ノ二を削り、第八十八条を第八十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

第八十八条　事業主以外ノ者故ナク第九条第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第八十八条ノ二　医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ二第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス（一万円以下ノ罰金ニ処ス　タルトキ亦前項ニ同ジ）

第八十八条ノ三　事業主故ナク其ノ使用スル者ノ異動又ハ報酬ニ関スル事項以外ノ事項ニ関シ第八条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル事務ヲ行フコトヲ怠リタルトキハ一万円以下ノ過料ニ処ス

被保険者又ハ保険給付ヲ受クベキ者故ナク第八条ノ二ノ規定ニ基ク命令ニ依ル申出若ハ届出ヲ為サズ若ハ虚偽ノ申出若ハ届出ヲ為シ又ハ同条ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提出ヲ為サザルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第九十条中「第四十二条ノ二」を「第四十二条ノ三」に改める。

第九十一条中「第八十八条又ハ第八十八条ノ三」を「第八十七条又ハ第八十八条ノ二第一項」に「各本条」を「同条」に○○改める。

〔別紙〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、政府は、社会保障制度の確立に資するため、医療面における国民皆保険制度の実現を目標として、此際格段の準備調査に専念すべきであり、今回健康保険法案の改正にあたつて、国庫が政府管掌の健康保険医療給付費の一部を補助する途を開いたこと及び患者の一部負担の措置を講じたことは、かかる将来の大いなる制度確立のための布石を敷き、財政的基盤を整備したものとして、時宜に適するものと認められるが、政府は更に進んで最も近い将来において、恒久的に定率による国庫負担の制度を設け、社会保障に関する国の責務を明確にすべきである。

二、政府は今回健康保険法等の一部改正に当り、診療報酬の請求に関しいわゆる官給明細書（レセプト）方式を採用せんとする意向のようであるが、かくては医療担当者に対し徒らに繁雑なる事務の負担を加重するのみならず、ひいては被保険者の受診率の低下を招来し、医療保険本来の使命に背馳するが如き結果を齎す虞がないでもない。よつて政府はかかる施策を避け、更に有効適切なる行政措置等を検討し、もつて所期の目的達成につき善処すべきことを要望する。

三、戦後における医師会、歯科医師会、薬剤師会の三団体については、従前における国民医療法等の如き特別の法制がなく、為に各地に結成せられた会の間には何等の連絡統制の方法がない実情であつて、国民医療の発達普及並びに公衆衛生の向上を図るべき之等団体本来の使命にかんがみるときは、真に遺憾なる状態にあるものと言わざるを得ない。よつて政府は速かに医師、歯科医師及び薬剤師関係団体の性格、事業、会員等に関する適当な施策につき調査研究の上、我が国医療の健全なる発達に資

すべき制度を樹立すべきことを要望する。

なお、右制度の確立されるにいたる間においても、政府は、関係行政の実施に当り、これら関係者の意見を充分尊重するよう、極力留意されたい。

右決議する。

厚生年金保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　健康保険法の改正に伴い、標準報酬の最低額を現行の月三千から四千円に引き上げ十一等級区分に改めて、現業事務の簡素化を図ること。

2　現行の厚生年金保険法の施行前に被保険者の資格を喪失した女子に対する脱退手当金の支給条件を緩和すること。

二　議案の可決理由

健康保険法、船員保険法の改正と同調して所要の改正を加えることは、きわめて時宜に適する措置と認め、本案は、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月七日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

船員保険法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

船員保険制度は、昭和十五年施行以来船員労働者の疾病、老齢、死亡、失業等の各部門にわたる総合的社会保険として、海上労働者の福祉向上のために重大な役割をはたしてきたが、最近数年来医療費等の支出増加のため、その医療給付面において収支の不均衡を生じるに至つた。よつて昭和三十年度においては健康保険と同趣旨の財政的措置を講じた外、赤字処理の応急対策として保険料率の引き上げ、標準報酬等級区分の改訂、保険給付の適正化等を含む改正法律案を第二十二回国会に提出したが審議未了となつた結果、昭和三十一年度においても約四億円程度の財源不足が見込まれるに至つた。よつて船員保険事業の窮状打開のため保険財政健全化に関する行政諸措置を強化する外、収入の増加、給付の節減等収支の均衡を図るに必要な立法措置を講じようとするものである。その要旨は次の通りである。

1　国庫は予算の範囲内において、船員法の災害補償に相当する給付に要する費用を除き、船員保険の執行に要する費用の一部を補助すること。

2　健康保険法と歩調を合わせ、あらたに一部負担の制度を設けること。

3　保険料率については、失業保険の適用者は千分の五、失業保険の非適用者は千分の七を引き上げること。

4　標準報酬の等級区分を改訂し、その最低額四千円を五千円とすること。

5　報酬が歩合によつて支払われる場合の報酬月額の算定方法を、前年度における実績を基準として算定することとすること。

6　被扶養者の範囲は、被保険者の直系尊属、配偶者（内縁関係にある者を含む。）及び子並びに被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族並びに内縁関係にある者の父母及び子で被保険者と同一の世帯に属する者であつて、主としてその被保険者により生計を維持するものとすること。

7　職務外傷病に対する資格喪失後における療養の給付に対しては、原則として一年につき三月の資格期間を設けること。

8　独身入院者の職務外の事由による傷病手当金の支給額を百分の五十とすること。

9　健康保険法の改正に準じ、保険医療制度の整備及び規定の明確化を図ること。

二　議案の修正議決理由

船員保険事業の健全な発展とその合理化を図るため、船員保険事業の執行に要する経費について国庫補助を行うことを明らかにするとともに、療養の給付において新たに一部負担金の制度を設け、報酬月額の算定方法、継続給付の支給条件、保険料率等を改めることは、おおむね妥当なものと認めるが、本案実施の円滑化を図る意味において修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月七日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第九条ノ二及び第九条ノ三を次のように改める。

第九条ノ二　行政庁ハ被保険者ノ異動及報酬、保険給付並ニ保険料ニ関シ必要アリト認ムルトキハ船舶所有者ニ対シ文書其ノ他ノ物件ノ提出若ハ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ関係者ニ対シ質問ヲ為シ若ハ○船舶所有者ノ事務所若ハ船舶ニ就キ○帳簿書類其ノ他ノ物件ノ検査ヲ為サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル質問又ハ検査ヲ為スニ付必要アルトキハ当該職員ハ船舶所有者ノ事務所又ハ船舶ニ立入ルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル質問若ハ検査又ハ立入ヲ為ス場合ニ於テハ当該職員ハ其ノ身分ヲ示ス証明書ヲ携帯シ関係者ノ請求アルトキハ之ヲ提示スベシ

第一項及第二項ノ規定ニ依ル権限ハ犯罪捜査ノ為認メラレタルモノト解スルコトヲ得ズ

第九条ノ三　行政庁ハ保険給付ヲ行フニ付必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得行政庁ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ家族療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療又ハ調剤ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第二十五条ノ二の次に次の一条を加える。

第二十五条ノ三　詐欺其ノ他不正ノ行為ニ依リ保険給付ヲ受ケタル者アルトキハ政府ハ其ノ者ヨリ其ノ保険給付ニ要シタル費用（其ノ保険給付ガ療養ノ給付ナルトキハ一部負担金ニ相当スル額ヲ控除スルモノトス）ノ全部又ハ一部ヲ徴収スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者ガ虚偽ノ報告、届出若ハ証明ヲ為シ又ハ保険医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条第三項第一号ニ規定スル病院又ハ診療所ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ於テ診療ニ従事スル保険医（健康保険法第四十三条ノ二ニ規定スル保険医ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ガ政府ニ提出セラルベキ診断書ニ虚偽ノ記載ヲ為シタル為其ノ保険給付ガ為サレタルモノナルトキハ政府ハ其ノ船舶所有者又ハ保険医ニ対シ保険給付ヲ受ケタル者ト連帯シテ前同項ノ徴収金ヲ納付スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第三十条に次の一項を加える。

第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ職務外ノ事由ニ因リ其ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病ニ関シ第一項ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル傷病手当金○ヲ○ノ支給受クル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二条ノ五を第三十二条ノ六とし、第三十二条ノ四を第三十二条ノ五とし、第三十二条ノ三の次に次の一条を加える。

第三十二条ノ四　第二十八条第二項ノ規定ハ被保険者タリシ者ガ前三条ノ規定ニ依リ其ノ資格喪失前ノ分娩ニ関シ其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル出産手当金若ハ育児手当金○ノ支給ヲ受クル場合又ハ其ノ資格喪失後ノ分娩ニ関シ分娩費、出産手当金若ハ育児手当金○ノ支給ヲ受クル場合ニ之ヲ準用ス

第六十八条を削り、第六十九条中「被保険者ヲ使用スル船舶所有者又ハ第九条ノ規定ニ依ル主務大臣ノ指定シタル者」を「船舶所有者」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一　第二十一条ノ二ノ規定ニ違反シテ届出ヲ為サズ又ハ虚偽ノ届出ヲ為シタルトキ

二　第二十一条ノ三第二項（第二十一条ノ四第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ違反シテ通知ヲ為サザルトキ

第六十九条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依リ文書其ノ他ノ物件ノ提出又ハ提示ヲ命ゼラレテ之ニ従ハザルトキ

四　第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキ

第六十九条ノ二を削り、第六十九条を第六十八条とし、同条の次に次の三条を加える。

第六十九条　船舶所有者以外ノ者故ナク第九条ノ二第一項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シ又ハ同条

同項ノ規定ニ依ル検査若ハ同条第二項ノ規定ニ依ル立入ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第六十九条ノ二　医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

被保険者又ハ被保険者タリシ者第九条ノ三第二項ノ規定ニ依リ報告ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十九条ノ三　船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十九条ノ三　船舶所有者又ハ第九条第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ指定シタル者故ナク同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル報告ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シ、同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ又ハ同条同項ノ規定ニ基ク命令ニ依ル文書ノ提示ヲ為サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ亦前項ニ同ジ

医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者第九条ノ三第一項ノ規定ニ依リ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ゼラレテ故ナク之ニ従ハズ又ハ同条同項ノ規定ニ依ル当該職員ノ質問ニ対シテ故ナク答弁セズ若ハ虚偽ノ答弁ヲ為シタルトキ亦第一項ニ同ジ

第七十条中「前二条」を「前第六十八条又ハ第六十九条ノ二第一項」に、「各本条」を「同条」に改める。

森林開発公団法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、木材の需要の増加に伴つて、森林資源の枯渇を防止するため、奥地未開発林地を積極的に開発する必要があるので、これら未開発林の中で、利用度の高い熊野川水系の流域（奈良県、三重県、和歌山県）及び剣山周辺地区（徳島県）を開発対象として、余剰農産物資金融通特別会計等から資金を借り入れ、森林開発公団を設立して、左記により事業を行うこととするものである。すなわち、

1　公団の組織については、理事長（一名）及び監事（一名）は、農林大臣が任免し、その他の役員（理事二名以内）は、理事長が農林大臣の認可を受けて任免する。

2　公団の業務については、林道の開設、改良及びこれが災害復旧事業並びに維持管理を行うほか、これらの林道の利用地域において、土地の所有者の委託による造林事業を行う。

3　林道の基本計画は、農林大臣が関係大臣の同意を得て定め、その実施計画は、公団が関係県知事と協議して、農林大臣の認可を受けて定める。

4　林道事業の費用は、現行の公共事業に準じ、国は公団に補助金を交付し、県及び受益者は公団に負担金を納入する。

5　公団の予算、業務計画及び資金計画は、毎事業年度ごとに農林大臣が認可することとし、借入金、余裕金の運用についても、一定の制限を付ける。

6　その他、公団に対する監督規定、公団の役職員の普通恩給の特例、公団の税法上の特例についてそれぞれ規定する。

次に委員会の質疑において明らかにされた点は、左の通りである。

1　開発方式については、森林開発特別会計を新しくつくつて、県に事業の委託をする方法、あるいは国有林野事業特別会計によつて、営林局署を通じて事業を実施する方法等を検討したのであるが、現地の仕事を円滑に進めるには、営林局署や県関係から要員を出し合つて公団直営方式をもつて簡素強力に推進したい。

2　資金は、余剰農産物資金融通特別会計からの借入で、昭和三十一年度は十億円、昭和三十二年度以降二十億円で、一応三箇年に三十億円の資金をもつて開発する目途であるが、その後、資金の見透しがつけば、当初の予定六箇年間で約六十億円の資金で完全な開発を行いたい。

3　林道事業費の負担区分は、国が五十二パーセント、県が十パーセント、受益者三十八パーセントであり、造林事業は、公団の余裕金をもつて行う予定であり、その負担区分は国が四十パーセント、県が十パーセント、受益者が五十パーセントである。

二　議案の可決理由

本案は、奥地未開発林を積極的かつ集中的に開発し、国民経済の発展に伴い年々増加する木材の需要に即応し、かつ、森林資源の保続を図るため適切な措置と認め、全会一致（小会派欠席）をもつて可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度において余剰農産物資金融通特別会計予算から、十億円を借り入れる予定である。

右報告する。

昭和三十一年四月十日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十三号参照〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来、閉鎖機関の特殊清算については、その本邦内にある財産について行われ、在外店舗に係る債務については、外地預送金に係る債務の外は清算の範囲外とされていたのであるが、今回在外店舗に係る債務のうち外地従業員に対する退職金等の債務及び本邦を履行地とする社債等の債務について新たにその支払のみちをひらくとともに、特に朝鮮銀行及び台湾銀行については、発券業務を営んでいたという特殊性にかんがみ、その一部を政府に納付せしめる等閉鎖機関の特殊清算を促進するために必要な措置を講ずることとしようとするものである。

二　議案の可決理由

閉鎖機関の特殊清算を促進するための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を附することに決定した。

右報告する。

昭和三十一年四月十日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議

閉鎖機関の従業員の解雇手当の支給に関し、旧役員より指定日以前の重役会決定事項につき、書面による申出があつたときは、終戦時における混乱事情、他の閉鎖機関の場合との権衡等を考慮の上、政府において善処すること。

旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

在外会社の在外財産のうち、従来未処理であつた外地従業員に対する債務、本邦を履行地とする債務について、外地預送金と同じようにこれが弁済のみちをひらくとともに、在外財産の返還のある場合を考慮し、特殊整理人はこれら返還財産についても管理、処分等をなし得ることとし、また、在外会社は、その在外店舗に係る負債の総額が、資産の総額をこえる場合、その超過額を負債として処理しているのを改めて、超過額に相当する国内資産を、留保した後でなければ、残余財産の処分をすることができないこととし、その他整理財産に属する負債の弁済等についても、供託の外新たに信託によつても債務が免れることができることとする等、その最終的な処理体制を整えるため所要の改正を行うこととしている。

二　議案の可決理由

在外会社の特殊整理の促進を図るための措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月十日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

北海道開発公庫法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、長期の資金を供給すること等により、民間の投資又は一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的として、北海道開発公庫を設置し、その組織、業務、会計等に関し、必要な規定を設けるためのものである。

その要旨は次の通りである。

1　北海道開発公庫の行う投融資又は債務保証の対象は次の通りである。

イ　石炭又は可燃性天然ガスの利用度の高い工業

ロ　農林畜水産物の加工度の高い工業

ハ　鉱業及び製錬業

ニ　産業の振興開発に係る交通運輸業
ホ　その他産業の振興開発のため特に必要な事業で主務大臣の指定するもの
2　本公庫に理事長、理事、監事を置き、主たる事務所を札幌市に設け、本公庫に対する監督は主務大臣として内閣総理大臣及び大蔵大臣がこれに当る。

二　議案の可決理由
本案は、北海道における産業の振興開発を促進し、国民経済の発展に寄与するため、適切な措置と認め、別紙の通り附帯決議を附して原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費
本案施行の所要経費は、本公庫の資本金として昭和三十一年度産業投資特別会計予算に十億円が計上され、本年度は資金運用部より三十億円を借り入れるとともに、政府保証に基く債券発行により民間資金四十億、合計八十億円をもつて運用することになつている。

右報告する。
昭和三十一年四月十一日
国土総合開発特別委員長　廣川弘禪
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕
北海道開発公庫法案に対する附帯決議
政府は次の事項について適当の措置を講ずべきである。
一　北海道開発公庫の投融資計画は不明確である。政府は速かに北海道総合開発第二次五カ年計画を策定し、開発公庫の対象となるべき投融資計画を明確にすること。
二　開発公庫の投融資対象は資本金の規模によることなく、中小企業に対しても開発に必要な事業に対しては投融資すること。
三　開発公庫が投資に重点をおき、且つ、低利な資金供給を可能にするため、次期国会において出資金を増額すること。
四　開発公庫役員の選任に当つては、公庫業務の適正を期するため慎重な配慮をすること。
五　開発公庫の業務運営に当り、有効適切且つ公正妥当な執行を期するため、理事長の諮問機関として、現地に学識経験者その他を以つて構成する運営協議機関を設置すること。

計量法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的
計量法は昭和二十七年三月に制定されたが、運用上、不便かつ困難な規定があるので、それらの諸点を改正し補充して、真に計量法の目的を完うし得るようにしようとするものである。

二　議案の要旨
1　工場内の機械の制御等に主として用いられる計量器については、当該計量器の製造事業者が修理する場合に限り、工場、事業場外の修理について、都道府県知事に対する届出を必要としないこととする。
2　はかりの販売事業者は、所要の設備を備えて都道府県知事に届け出たときは、附帯事業として、はかりおよびおもりについて簡単な修理をなしうることとする。
3　主要な商品について政令でその量目公差を定める措置を講ずることとする。
4　(イ)　容器に入れて大量に取引されている商品については、通商産業省令で定める容器の型式に属し、かつ、(ロ)の表示をしている容器に一定の高さまで商品を入れて販売する場合は、計量器で計量する必要がないこととする。
(ロ)　右の関連措置として所要の設備を備えた容器製造事業場を通商産業大臣が指定し、製造容器が(イ)の型式に属するかどうかの検査を行わせ、これに合格した容器には表示をつけることとする。
5　やむを得ない理由により定期検査を受けることができない者が、定期検査の日までに都道府県知事又は特定市町村の長に届け出たときは、別の指定する日に定期検査に代る検査を受けることができることとする。

三　議案の可決理由
計量法は経済生活の秩序維持のための基本法ともいうべきものである。しかるに現行の計量法は理想的に過ぎて、現実に則しない点があるので、これらを改正して、合理的な制度として確立しようとする本案の趣旨はきわめて妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年四月十二日
商工委員長　神田博
衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十七号参照〕

地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、国又は地方公共団体が実施する公共事業等につき、その事業に要する地方負担の軽減を図り、もつて地方財政の再建等に資するため、昭和三十一年度以降三箇年間に限る臨時的措置として所要の規定を設けようとするものであつて、一　国又は地方公共団体が行う公共事業費等につき、国の負担又は補助の割合を引き上げること。二　受益者分担金制度の活用及び収入の充実を図るため政令でその標準を定めることができるようにすること。三　公共事業費の補助負担金の算定方法につき、公共事業費に係る受益者分担金等の額は、補助負担金等算定の基礎としないものとすること。以上三点を内容とするものである。

二　議案の可決理由
本案は、右のような趣旨のものであるから、必要な当然の措置と認められ、全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年四月十七日
地方行政委員長　大矢省三
衆議院議長益谷秀次殿

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、地方交付税の総額を増加して地方財政の窮状を緩和しその再建に資するため、その税率を改正するとともに、地方行財政制度の改革に即応し、交付税制度の運用を合理化することを目的として本法の一部に所要の改正を加えようとするものである。
その内容は次のごときものである。
一　地方交付税の総額を所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十五（現行百分の二十二）とすること。
二　教育委員会の委員の公選制の廃止等行政制度の改正、軽油引取税及び都市計画税の創設、国庫補助金の補助率、単価の改正等特定財源の増減及び期末手当の増額等に伴い、単位費用に所要の改訂を加えること。
三　道府県について投資的経費に係る行政水準の標準化に必要な財源を確保するために、投資的経費の割高となる度合について新たに道府県の態容に応じて補正を行うことができるものとすること。
四　基準財政収入額の算定方法について左の改正を行うこと。
1　国有資産等所在市町村交付金及び納付金等の創設に伴い、道府県分にあつては、都道府県交付金及び納付金の収入見込額の百分の八十の額、市町村分にあつては市町村交付金及び納付金の収入見込額の百分の七十の額（国有林野に係る土地に対するものにあつては総理府令で定める率を乗じた額）を基準財政収入額に算入するものとすること。
2　入場譲与税の譲与方法の改正に伴い、入場譲与税に係る基準税額の算定の基礎を改めること。
その他規定を整備すること等で

ある。この改正の結果、昭和三十一年度の交付税の総額は、昭和二十九年度分の精算額十二億円を加え、千六百二十八億円となるのである。

二　議案の可決理由

本案の趣旨が右のごとく現下の地方財政の実情に即しその財源の増強を図つてこれを改善せんとするにあり、かつ行財政制度の改正に即応して交付税制度の運営を合理的ならしめるものであつて、国と地方の双方の要請にかない必要にして不可欠かつ公正妥当な措置と認められるので、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月十八日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の再建に資するための地方行財政制度の改革に関連する措置であつて、その内容は、一　義務教育費国庫負担法の一部改正により義務教育職員の恩給経費の半額を国庫が負担することとなるので、これに伴い地方財政法における経費の負担区分に関する規定を整備すること。二　地方財政法において都道府県が実施する事業で受益市町村から負担金を徴収することのできる「事業」の範囲を明確化するため、これを「土木その他の建設事業」と改めること。三　財政再建団体が、その財政再建計画承認以前に、退職手当に充当するために起した地方債を、地方財政再建促進特別措置法に規定する財政再建債とみなして利子補給を受けることができるよう同法の一部を改正すること等である。

二　議案の可決理由

本案は、おおむね妥当な措置と認められ、賛成多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月十八日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

宮内庁法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、宮内庁所掌事務の能率化を図るため、宮内庁法等に所要の改正を加えようとするもので、その内容は次のとおりである。

一　宮内庁法に次のような改正を行うこと。

1　管理部にある物品管理事務を長官官房に移し、金銭、物品両会計事務の統合を行うこと並びに管理部に、調理及び供進事務を掌示し、従来侍従職と管理部に分属していた調理及び供進事務を一元化すること。

2　宮内庁と皇宮警察との事務連繋の緊密化を促進するため、宮内庁長官が、必要があると認めるときは、皇宮警察の事務につき、警察庁長官に対して所要の措置を求めることができるとすること。

3　内部部局である侍従職、東宮職及び式部職の長としての侍従職、東宮大夫及び式部官長並びに侍従職の次長である侍従次長の官職名及び権限を明記すること。

4　現存の京都事務所、正倉院事務所及び下総御料牧場の責任の所在を明確にするため、これらを附属機関として規定すること。

二　東宮大夫、式部官長及び侍従次長を宮内庁法に明記することに伴い、国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の一部に所要の改正を行うこと。

三　施行期日は公布の日とすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、宮内庁所掌事務の能率化のため、妥当な措置と認めるが、京都事務所については、それが宮内庁の所掌事務の一部を分掌することにかんがみ、地方支分部局とすることが適当であると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月十七日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第七条　宮内庁に、附属機関として京都事務所を置く。

2　京都事務所は、京都御所、京都大宮御所、仙洞御所、桂離宮及び修学院離宮並びに皇室用財産のうち長官の定めるものを管理する機関とする。

3　京都事務所は、京都市に置く。

4　長官は、必要があると認めるときは、宮内庁の所掌事務の一部を京都事務所に分掌させることができる。

第八条　宮内庁に、附属機関として正倉院事務所を置く。

2　正倉院事務所は、正倉院宝庫及び正倉院宝物を管理する機関とする。

3　正倉院事務所は、奈良市に置く。

第九条　宮内庁に、附属機関として下総御料牧場を置く。

2　下総御料牧場は、宮内庁の管理する牧畜及びその附帯事業を行う機関とする。

3　下総御料牧場は、成田市に置く。

第九条　宮内庁に、地方支分部局として、京都事務所を置く。

2　京都事務所は、長官の定めるところにより、宮内庁の所掌事務の一部を分掌する。

3　京都事務所は、京都市に置く。

第十条　京都事務所、正倉院事務所及び下総御料牧場の組織の細目は、長官が定める。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、主として次の四点について改正しようとするものである。

第一点は、別途今国会に提案された健康保険法の改正に伴うものである。すなわち、医療機関から療養を受けるときの組合員の一部負担金は、現在初診料のみに限られているが、今回の健康保険法の改正によると、被保険者は初診料の外、再診料、入院料等についてもその一部を負担することとなつているので、共済組合員についてもこれと同様の負担を行うこととしている。

また、保険医療機関等に関する規定、不正受給者等に関する規定等についてもそれぞれ健康保険法の改正に準じて整備することとしている。

第二点は、国家公務員共済組合審議会の設置に関するものである。すなわち、この審議会は昨年十一月十一日の閣議決定に基いて、大蔵大臣の諮問機関として大蔵省に設けられたものであるが、今回これを法定しようとするもので、共済組合に関する基本的施策及び組合の運営に関する重要事項を調査審議するために、大蔵省の附属機関として設置することとしている。

第三点は、共済組合年金制度の合理化についてである。すなわち、現行法では、組合員であつた期間が二十年未満で退職した者が、再び組合員となつた場合には、組合員であつた前後の期間は合算されないこととなつているが、この前後の期間を合算すれば年金受給の資格を得られる場合には、これらの期間を合算することとしている。

また、廃疾年金を受けている者の廃疾の程度が軽減した場合には年金額を引き下げ、また、五年以内にその廃疾の程度が進行した場合には逆に年金額を引き上げる等の措置を行うこととする外、退職年金の若年停止を受けている者が廃疾者となつたときは、これを解除して退職年金を支給するなど年金関係の規定を整備することとしている。

第四点は、船員保険と共済組合との給付の調整に関するものである。すなわち、船員保険の被保険者であり、同時に共済組合の組合員である者について、組合の行う給付については、現在共済組合法による給付と船員保険法による給付とのうち、いずれか有利な給付を、共済組合で支給することとなつているが、客観的にいずれが有利であるかを判定することは非常に困難であるので、今後は、原則として共済組合法による給付を支給することとし、ただ本人が船員保険法による給付を選択した場合には、これを支給することとしている。

二　議案の修正議決理由

本案は、別途提案された健康保険法の改正並びに国家公務員共済組合の運営の実情等にかんがみ、大体において適切なものと認めたが、右の「健康保険法等の一部を改正する法律案」が本院で修正議決されたので、これに伴い本案においても別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

国家公務員共済組合審議会に要するものとして十七万四千円を昭和三十一年度一般会計予算に計上している。

右報告する。

昭和三十一年四月十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び┃は修正）

第八十四条の二〇第一項中「第三十一条各号」を「第三十一条第一項各号」に改め、「認めるときは、」の下

に「医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対しその行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「○医療機関」を「○保険医療機関若しくは保険薬局」に、「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に、「病院、診療所、助産所若しくは施術所○」を「○検査に改め、○病院、診療所、助産所若しくは施術所○に立ち入り、当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問し、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査し、又は○を加え、同条第三項中「前項の規定により」の下に「質問しくは立入検査」を「質問又は立入検査」に改める。

第八十四条の三　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が前条第一項の規定による報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

第八十四条の四を削る。

第九十五条中「（以下控除期間という。）」を「（第十五条第四項において準用する同条第一項の規定により、この法律による組合の組合員であつた期間とみなされる市町村職員共済組合の組合員であつた期間のうち市町村職員共済組合法附則第三十一項に規定する控除期間を含むものとし、以下控除期間という。）」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、第九条又は第二十九条の次にそれぞれ一条を加える改正規定、第三十一条から第三十三条の二まで、第八十四条の二及び第八十四条の三の改正規定○並びに附則第四条から第七条まで、第十七条及び第十八条の規定（以下「健康保険法の改正に伴う改正規定等」という。）は、昭和三十一年五月一日から施行する。

（組合員たる期間の計算に関する経過措置）

第二条　改正後の国家公務員共済組合法（以下「新法」という。）第十五条第二項の規定は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に再び組合員たる資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が生じたものの基礎となるべき組合員たる期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条　新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の国家公務員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定により給付の額の全部の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

（組合の契約する医療機関等に関する経過措置）

第四条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年七月三十一日までは、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第三号の規定の例により算定する一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者がこの法律の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条　組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定による一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻その他の措置で大蔵大臣の定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第七条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

（退職年金の受給者に関する経過措置）

第八条　この法律の施行の際、旧法第三十九条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けているものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者が年令五十歳に達する前においても、この法律の施行後その状態にある間、退職年金を支給する。

第九条　新法第四十条第三項の規定は、旧法第四十条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後新法第四十条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

（廃疾年金の受給者等に関する経過措置）

第十条　新法第四十二条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者でその給付事由が生じた日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一条　新法第四十三条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前に旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条　新法第四十四条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条　新法第四十四条の二の規定は、旧法第四十二条の規定により廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつている場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつているときは、新法第四十四条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第十四条　新法第四十八条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

（船員たる組合員の期間の計算に関する経過措置）

第十五条　昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員たる期間の計算については、新法第八十一条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として、同項の規定を適用する。

（従前の給付に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に給付事由が生じた給付については、附則第三条から前条までに規定する事項を除くほか、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（大蔵省設置法の一部改正）

第十八条　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項の表中

財政制度審議会	国の予算、決算及び会計の査審議すること。

を

財政制度審議会	国の予算、決算及び会計の制度に関する重要な事項について調査審議すること。
国家公務員共済組合審議会	大蔵大臣の権限に属する事項について調査審議すること。

に改める。

諮問に応じて、国家公務員等の共済組合に関する基本的施策及び組合の運営に関する重要事項について調査審議すること。

決算及び会計の制度に関する重要な事項について調

関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

税関手続の簡素化に資するため、外国貿易船等が簡易手続により入出港することができる場合を拡張し、福島県小名浜港及び熊本県水俣港を開港に、福岡県板付空港を税関空港にそれぞれ指定するとともに、学校等の給食用乾燥脱脂ミルクの用途外使用の制限について必要な規定を設け、その他規定の整備を図ろうというのである。

二　議案の可決理由

本案は、最近の貿易状況等にかんがみ適切な措置と認めこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月十七日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

金融制度調査会設置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨は次の通りである。

すなわち大蔵省の附属機関として金融制度調査会を設置し、大蔵大臣の諮問に応じて、金融制度の改善に関する重要事項を調査審議するとともに、これに関して必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。組織については、金融又は産業に関して深い知識と経験を有する者及び学識経験者二十人以内をもつて委員とする。

二　議案の可決理由

金融制度の改善については従来より論議され検討が続けられてきたが、今回、金融制度調査会を設置して広く各方面の権威者の意見を求めることは時宜を得た適切妥当な措置であることを認め、本案は、別紙の通り附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十四日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

金融制度調査会設置法案に対する附帯決議

金融制度調査会の設置に当つては、中小金融、農林漁業金融等又は中小企業、農林漁業等に関して深い知識と経験を有するもののなかから、特に委員若干名を選任して、中小金融制度、農林漁業金融制度等の改善に資せられたい。

右決議する。

百貨店法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

最近、わが国小売業における百貨店業者の競争は、小売業全般に過当競争を誘発し、中小商業の事業活動を圧迫して、わが国商業全般の正常な発達をはばむ状況である。

このため、百貨店業の新規開業、百貨店業者の店舗の新設及び拡張等に関し規制を設け、その事業活動に所要の調整を図ろうとするものである。

本案の主な内容は、次の通りである。

1　本案を適用する百貨店業とは、物品販売業（物品加工修理業を含む。）であつて、同一店舗で床面積の合計が、六大都市三千平方メートル以上、その他の都市千五百平方メートル以上のもの一つ以上を含むものをいう。

2　百貨店業の新規開業並びに百貨店業者の店舗の新設及び拡張等の場合は通商産業大臣の許可を受けねばならない。

3　百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、又は利益を著しく害する恐れがあると認めるときは許可をしてはならない。

4　通商産業大臣は、許可又は不許可の処分をしようとするときは、百貨店審議会の意見を聴かなければならない。

5　百貨店業者は、政令で定める毎日の閉店時刻以後及び政令で定める日数（休業日数）は、その店舗において顧客に対し営業をしてはならない。

6　通商産業大臣は、百貨店業者の出張販売、顧客の送迎その他の営業に関する行為につき、特に必要と認めるときは、その百貨店業者に対し、必要な勧告をすることができ、かつ、勧告をしたときは、その内容を公表しなければならない。

二　議案の修正可決理由

本案は、わが国中小商業の維持育成を図り、かつ、一般消費者の便益を尊重するために、適切妥当なものであるが、更に百貨店審議会が、最も公正にして、かつ、実情に即した意見を定められるよう、利害関係のある事業者又はその団体及び参考人の意見をも聞く必要があると認め、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙の通り附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十一年四月十七日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

（許可の基準等）

第五条　通商産業大臣は、第三条の許可の申請があつた場合において、その百貨店業の事業活動が中小商業の事業活動に影響を及ぼし、中小商業者の利益を著しく害するおそれがあると認めるときは、同条の許可をしてはならない。

2　通商産業大臣は、第三条の規定による処分をしようとするときは、百貨店審議会の意見をきかなければならない。

3　百貨店審議会は、前項の場合において、その意見を定めようとするときは、その百貨店業を営むための店舗の所在地がその地区内にある商工会議所の意見〇並びに通商産業省令で定めるところにより申出をした利害関係のある事業者又はその団体及び参考人の意見をきかなければならない。

第二十条　次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第三条の許可を受けないで百貨店業を営んだ者

二　第十条の規定による営業の停止の命令に違反した者

第二十四条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

〔別紙〕

百貨店法案に対する附帯決議

最近における百貨店業の異常な進出は、小売業者の公正な競争を阻害し、中小小売業者を圧迫し、その経営を困難に陥らしめている。

政府は、本法の運用に当つては、開業又は店舗拡張等の制限の外、左記事項につき、善処せられたい。

記

一、政府は、百貨店と小売商との関係の現状にかんがみ、中小小売業の健全な発達を図るため、本法第九条の規定の機動的運用に意を用いるとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による不公正競争の取締りを充分に活用し、両面相まつて、遺憾なき行政措置を講ずること。

政府は、右のため、公正取引委員会の活動を、積極的ならしめるよう、必要な措置を講ずること。

二、政府は、国、地方公共団体及び公共企業体の所有する土地又は施設を利用して、百貨店業を営むことを、原則として許可しないこと。但し、地方都市等において、中小小売業者に与える影響の少い場合は、この限りでない。

三、政府は、本法附則第三条の規定の運用については、本法制定の趣旨にかんがみ、慎重に取扱うこと。

国際金融公社への加盟について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

国際金融公社は、国際連合の要請に基き、昨年四月に国際復興開発銀行すなわち世界銀行が作成した国際金融公社協定によつて設立されるもので、加盟国特に低開発地域の生産的民間企業の成長を助長することにより経済的開発を促進し、もつて世界銀行の活動を補足することを目的とし、このため加盟国の開発に寄与するような生産的民間企業が、十分な民間資本を妥当な条件で得られない場合、このような民間企業の設立、改善及び拡張を援助するため、民間投資者と協調して、加盟国政府による償還の保証なしに、これに融資しようとするものである。

なお、わが国が公社に加盟するためには、二百七十六万九千ドルの出資を行い、また日本銀行を寄託所に指定する必要があるが、政府はこのために別途「国際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案」を本国会に提出している。

よつて政府は、国際金融公社への加盟について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

わが国は、公社に加盟することによつて経済開発のための国際的投資の分野に参加協力することになり、また、公社が投資を行つた場合これと協調する形でわが国の民間資本の海外進出が促進され、また、それに関連してわが国産品

及び技術の輸出の伸長も期待され、更にはわが国の生産的民間企業についても条件が備われば公社から融資を受けることもできる。よつて本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費として、昭和三十年度一般会計予算補正、大蔵省所管国際金融公社出資金に九億九千六百八十四万円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年四月十八日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

旅行あつ旋業法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、旅行あつ旋業法の施行により、旅行あつ旋業者の素質は逐次改善されつつあるが、なお業態の不健全なもの及び各種の不正行為をするもの等が少なくないので、同法を改正して取締規定を拡充し、もつて旅客等の保護を図るとともに、し業の健全な発達に資することを目的とするもので、その主な改正点は次のとおりである。

1　旅行あつ旋業者の登録の拒否条項中に「当該事業を遂行するに足る資力信用及び旅行あつ旋に関する経験又は能力を有しない者」を加うること。

2　登録の有効期間を三年とし、引き続き当該旅行あつ旋業を営もうとする者は、更新の登録を受けることとすること。

3　その他登録手数料を最高二千円にする等登録に関する諸規定を整備すること。

4　旅行あつ旋業を営む者は、旅行あつ旋約款を定め、その実施前に届け出ることとし、旅行あつ旋に関し旅客と取引をするときは、旅行あつ旋約款を提示することとすること。

5　旅行あつ旋業の指導監督を強化するため、当該職員が営業所等に立ち入つて検査をし、又は関係者に質問をし得ることとすること。

6　登録を受けないで旅行あつ旋業を営んだ者等に対する罰則を強化すること。

二　議案の可決理由

旅行あつ旋業法施行後三箇年半の実績に徴して、その取締規定を整備しようとする本案は、適切かつ妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月三日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

建設業法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行建設業法においては、請負契約に関する紛争については、建設業審議会が解決のあつ旋をすることとなつているのであるが、更にこれらの紛争を適正かつ迅速に処理するため、新たに建設省及び都道府県に建設工事紛争処理機関を設置し、あつ旋、調停及び仲裁を行わせようとするものである。

二　議案の可決理由

建設工事の請負契約に関する紛争処理の今日までの経過にかんがみ、本案の趣旨は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔第三十八号参照〕

土地収用法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

ダム、道路、河川事業等公共の利益となる事業に必要な土地の取得については、近時、土地収用法の手続によるものが相当数にのぼつているので、土地収用法の適用について一層公正かつ迅速な運用を図るため、収用又は使用の手続を更に合理化し、かつ、収用委員会の審理を円滑にしようとするのが本案の目的であつて、その内容の主な点は次の通りである。

1　事業の認定に関する処分について、従来、都道府県知事が所管していた事業についても、一の都道府県の区域をこえ、又は道の区域の全部にわたり利害の影響が及ぶ事業については、その認定の権限を建設大臣の所管に属せしめるものとすること。

2　事業認定申請書の添附書類のうち本法第四条の土地の管理者又は関係行政機関の意見書については、相当な期間内にこれを得ることができなかつたときはその事情を疎明する書面を添附すれば足りるものとすること。

3　土地等の取得に関するあつ旋が当事者間の合意が成立する見込がないことを理由として事業の認定があつた後に打ち切られたときは、協議を省略することができるものとすること。

4　収用委員会の会長は、審理の手続において当事者の意見、申立、その他の行為が裁決を不当に遅延させるおそれがあると認めるときは、これを制限することができるものとすること。

二　議案の修正議決理由

土地収用法の施行の実績にかんがみ、収用又は使用の手続をさらに合理化する必要は認めるが、右の3の改正点については、収用手続における当事者間の協議の重要性にかんがみ、あつ旋が調わない場合においても協議を省略することは妥当でないこと、又、4の改正点については、現行法第六十四条第二項中の「その他相当でない」場合として処理することができるので、特に改正の必要がないことの理由により両改正点を削除する必要を認め、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十四日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第四十条に次のただし書を加える。

ただし、その協議をすることができないとき、又はその権利の取得若しくは消滅に関するあつ旋委員のあつ旋が当事者間の合意が成立する見込がないことを理由として事業の認定があつた後に打ち切られたときは、この限りでない。

第四十一条中「協議をすることができないとき」を「同条ただし書の規定に該当するとき」に改める。

第四十二条第一項第四号中「協議」を「協議又はあつ旋委員のあつ旋」に改める。

第六十四条第二項中「その他相当でない」を「、裁決を不当に遅延させる虞があると認めるとき、その他相当でない」に改める。

第百二十五条中「及び第三号から第六号まで」を「、第四号及び第五号」に、「〇手数料を」を「〇一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を」に改める。

第百二十五条中「及び第三号から第六号まで」を「、第四号及び第五〇一万円をこえない範囲において政令で定める額の手数料を」を「〇一万円を政令で定める額のこえない範囲内において政令で定める額の手数料を」に、「〇手数料を」を「〇一万円を政令で定める額のこえない範囲内において政令で定める額の手数料を」に改める。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、日本国有鉄道の業務運営の現状にかんがみ、日本国有鉄道の組織、財産管理等について所要の改正をしようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　経営委員会を廃止し、日本国有鉄道に新たに理事会を置き、日本国有鉄道の業務の管理及び運営は、理事会の決定するところによること。

2　理事会が軽微と認める事項その他総裁に専決させることが適切であると認める事項についての決定を総裁に委任することを妨げないが、理事会が決定しなければならない事項はこれを列記すること。

3　理事会は、会長、副会長並びに理事五人以上十人以内をもつて組織するものとし、会長には総裁を副会長には副総裁をもつてこれに充てること。

4　日本国有鉄道に総裁、副総裁及び技師長各一人並びに常務理事若干人を置き、総裁は日本国有鉄道を代表し、理事会の決定に従い業務を執行するものとし、副総裁は業務の執行について総裁を補佐し、技師長は日本国有鉄道の技術の改善及び進歩について総裁を補佐するものとし、常務理事は総裁、副総裁を補佐するものとすること。

5　日本国有鉄道の業務を監査するため、日本国有鉄道に新たに監査委員会を置くこと。

6　監査委員会は、監査の結果、日本国有鉄道の業務に関し改善を必要とする事項があると認めたときは、運輸大臣に意見を提出し、又は理事会に意見を述べることができることとし、又運輸大臣は監査委員会に対し日本国有鉄道の監督上特に必要があると認める事項について、監査し及びその結果を報告すべきことを命ずることができること。

7　監査委員会は、委員三人以上五人以内をもつて組織し、委員長は互選によること。

8　日本国有鉄道の役員は、総裁、副総裁、理事及び監査委員会の委員とすること。

9　役員の任命は、総裁は内閣が、副総裁及び理事は運輸大臣の認可を受けて総裁が、監査委員会の委員は運輸大臣が、それぞれ任命することとし、技師長及び常務理事は、理事のうちから総裁が任命すること。

10　総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監査委員会の委員の任期は三年とし、いずれも再任されることができること。

11　役員の欠格条項として新たに運輸事業を営む者であつて、日本国有鉄道と競争関係にあるものを追加し、監査委員会の委員は、他の役員を兼ねることができないこととすること。

12　会計規程中規定すべき事項を明示し、財産管理規程の規定もこれに包含されることを明らかにすること。

13　日本国有鉄道は、その役員に対し支給する給与及び退職手当の基準を定め、運輸大臣の認可を受けなければならないこと。

14　車両その他運輸省令で定める重要な財産を貸し付け、譲渡し、交換し又は担保に供しようとするときは、国又は地方公共団体に貸し付ける場合等を除き、運輸大臣の許可を受けなければならないこととし、又貸付期間中に日本国有鉄道の事業の用に供するため必要を生じたときは、当該契約を解除することができることとすること。

15　運輸大臣の許認可事項として、鉄道の電化その他運輸省令で定める重要な工事を追加すること。

二　議案の可決理由

日本国有鉄道を国民のために、より能率的に運営せしめ、もつて公共の福祉に資するため適切妥当な措置と認め、本案は別紙のとおり附帯決議を附して可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十四日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

本法施行に当り、政府及び日本国有鉄道は左の事項について必要なる措置を講ずべきである。

一、広く国民の声を国鉄の業務の運営に反映させるため、部内に総裁の諮問機関を設けること。

諮問機関は、業務に関する重要事項を調査審議し、又は意見を述べることができるものとすること。

諮問機関は、産業経済界、労働界、学界等の有識者をもつて組織すること。

二、日本国有鉄道の財政については、已に臨時公共企業体合理化審議会及び日本国有鉄道経営調査会の答申にも指摘せられているところであるが、政府はこの問題に対して速やかにその責任と方途を明らかにすべきである。

下請代金支払遅延等防止法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来、親事業者の、下請事業者に対する、いわゆる下請代金支払遅延などの防止については、独占禁止法等の措置によつて行われてきたが、経済情勢が比較的好転してきた今日においても、なお改善されたとは、必ずしもいい得ない現状である。

このため、独占禁止法の外に、これと相並んで、親事業者の遵守事項、帳簿書類の整備義務、公正取引委員会の勧告及び公表権並びに主務官庁の報告徴集及び立入検査権などを要旨とする別個の法制を整え、両両相まつて、わが国の経済に重要な役割をになう下請事業者の利益を保護する必要がある。

二　議案の可決理由

本案は、下請代金の支払遅延等を防止することによつて、親事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もつて、国民経済の健全な発達に寄与するために、有効適切な措置と認め、別紙の通り、附帯決議を附して、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十五日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

下請代金支払遅延等防止法案に対する附帯決議

一、政府は、親事業と下請事業との関係の現状にかんがみ、本法第四条に規定する各項を遵守せしめるため、第六条、第七条及び第九条の規定を積極的且つ機動的に運用するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の規定による不公正取引の取締りを十分に運用し、両両相まつて遺憾なきを期すべきである。

二、中小下請事業の経済的基盤の強化は、本法の実施のみをもつてしては完璧を期し難いので、今後これが目的達成のため、政府は、更に一段の努力を払うべきである。

国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定により現に支給されている年金のうち、公務による傷病を給付事由としている障害年金の最低保障額が、同じ公務傷病を給付事由とする戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定による障害年金の額に比較して低額であるのを、この際、援護法の線まで一率に七千円引き上げることとしている。

また、従来最低保障の定めがなかつた殉職年金及び障害遺族年金についても、今回新たに戦傷病者戦没者遺族等援護法の規定によるこれらに相当する年金の額をもつて、その最低保障額とすることとしている。なお、以上の措置により増加する費用については国庫及び地方公共団体又は公社があん分して負担することとしようとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、おおむね妥当適切と認めるが、今回障害年金の最低保障額を引き上げることにより、その恩恵に浴することとなるのは、障害等級が四級以上の者であり、五級及び六級の大部分を占める受給者には、事実上なんら実益をもたらさない。また三級と四級との間の格差が著しく、四級の最低保障額も、三級と比較しはなはだ低きに失し全体としての権衡を欠いていると思われるので別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果、旧令による共済組合の年金支給に必要とする経費は、平年度約二百八十八万円の増加となる。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

大蔵政務次官は、本修正に対して「諸般の情勢にかんがみ、この程度の修正はやむを得ない」旨の意見を述べた。

右報告する。

昭和三十一年四月二十六日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（国家公務員共済組合法第九十条の規定による公務傷病年金等の額の改定）

第一条　国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号。以下「共済組合法」という。）第九十条の規定による年金のうち次の各号に掲げるものの額は、昭和二十七年度における給与の改訂に伴う国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律（昭和二十八年法律第百六十号。以下「年金額改定法」という。）第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一　公務による傷病を給付事由とする年金　別表に定める障害の等級に対応する年金額

二　公務による死亡を給付事由とする年金　三万一千五円

三　公務による傷病を給付事由とする年金を受ける権利を有する者の当該傷病以外の事由による死亡を給付事由とする年金　一万八千六百三円

2　次の各号に掲げる年金の額は、年金額改定法第二条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

一　前項第二号に掲げる年金　三万五千二百四十五円

二　前項第三号に掲げる年金　二万一千百四十七円

3　第一項第一号に掲げる年金の基礎となつた障害の程度が別表に定める四級、五級又は六級に該当するものでそれぞれ恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号ノ二に定める第三項症以上、第四項症以上又は第五項症以上に相当するものに係る当該年金については、大蔵大臣の定めるところにより、当該障害の程度が別表に定める五級又は六級に該当するものにあつてはそれぞれその一級上位の等級に該当するものとみなし、当該障害の程度が同表に定める四級に該当するものにあつては同表中「四八、〇〇〇円」とあるのは「六五、〇〇〇円」と読み替えて、第一項の規定を適用する。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による公務傷病年金等の額の改定）

第二条　旧令による共済組合等から

の年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号。以下「特別措置法」という。）第六条第一項の規定により改定された年金のうち前条第一項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年四月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

2　前項の年金のうち前条第二項各号に掲げるものの額は、年金額改定法第三条の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和三十一年七月分以後、当該各号に掲げる額に改定する。

3　前条第三項の規定は、第一項の場合に準用する。

昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の額の改定に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

国家公務員共済組合法及び旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の規定による年金のうち、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じたものについては、昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた国家公務員共済組合法等の規定による年金の特別措置に関する法律の規定により、恩給の例に準じて、昭和二十八年一月分から、その年金額を改定してきたのであるが、この度別途今国会に提出された「昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案」により、再び恩給の不均衡是正措置が行われることとなつたので、右の共済組合年金についても、前回同様恩給の線にならつて増額改定を行うこととしようとするものである。

すなわち、今回の年金額改定の措置は、年金額算定の基準となつた仮定俸給が、二万九千五百円以下のものを対象として、恩給の場合と全同様、一号俸乃至五号俸につき一割ないし二割見当の引上げを行うこととしている。

なお、この措置により増加する費用は、一般的原則に従い、国庫と地方公共団体又は公社があん分して負担することとしている。

二　議案の可決理由

昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の制定に伴う措置として適切なものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十六日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

［第四十号参照］

一　議案の要旨及び目的

本案は、万国著作権条約の実施に伴い、同条約の保護を受ける著作物の保護期間及び翻訳権に関する法定許諾、同条約の第一附属議定書に基く無国籍者及び亡命者の著作物、日本国との平和条約第十二条の保護を受けている著作物、第一発行年月日の登録制度等に関して所要の規定を設けている。

二　議案の可決理由

万国著作権条約の実施に伴つて、同条約の保護を受ける著作物の保護期間及び翻訳権等に関して、著作権法の特例を定めることは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に六十万九千円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年四月二十六日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

倉庫業法案（内閣提出）に関する報告書

［第四十四号参照］

一　議案の要旨及び目的

現行法は、倉庫証券の発行についての取締を主たる目的とするものであつて、倉庫業の一般的監督規制の面が完備していないため、保管設備及び経営方法等につき遺憾な点が少なくなく、倉庫業の機能を完全に発揮せしめる上において多大な支障を来している。

よつて、かかる実状にかんがみ、倉庫業の健全な発達を図るため、現行法を廃止し、新たに本案を制定せんとするものであつて、その内容の主なる点は、次のとおりである。

1　倉庫業の営業開始を許可制とすること。

2　料金並びに倉庫寄託約款の設定及び変更を事前届出制にすることもにこれらについての運輸大臣の命令権を規定すること。

3　倉庫の構造及び設備について、一定の基準に適合するよう維持する義務を課し、その位置及び構造等の変更を認可制とするとともに運輸大臣の改善命令権を規定すること。

4　倉庫証券の発行を許可制とするとともに、原則として、発券受寄物を強制的に火災保険に付せしめること。

5　倉庫業者間における集荷に関する協定等について私的独占禁止法の適用を除外すること。

6　特殊の保管方法を用いて倉庫業を営む者については、当分の間本法の適用について特例を設けること。

7　現行法の規定により倉庫業を営んでいる者は、本法施行の日から二年間は倉庫業者とみなし、その猶予期間内に本法による営業許可を受くること。

二　議案の修正議決理由

本案は、倉庫業の健全な発達を図るため、おおむね適切妥当なものと認められるが、営業の許可基準を整備するとともに、既存倉庫業者に対する経過措置としての猶予期間を更に一箇年延長するを適当と認め、別紙の通り、修正議決すべきものと議決した次第である。なお、中小倉庫業者の保護育成、倉庫業者に対する固定資産税の軽減及び営業倉庫と農業倉庫との分野の画立等につき別紙の通り附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十一年四月二十七日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

（小字及び┃は修正）

（許可の基準）

第五条　運輸大臣は、第三条の許可の申請があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、許可をしなければならない。

一　申請者が一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

二　申請者が第三条の許可の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

三　申請者が法人である場合において、その役員が前二号の一に該当する者であるとき。

四　倉庫の位置、構造又は設備が保管する物品の種類に応じて運輸省令で定める基準に適合しないとき。その他倉庫業の適確な遂行に支障があるとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（倉庫業法の廃止）

第二条　倉庫業法（昭和十年法律第四十一号。以下「旧法」という。）は、廃止する。

（経過規定）

第三条　この法律の施行の際現に旧法第七条ノ二の規定による営業開始の届出をして倉庫業（附則第六条第一項に規定する倉庫業を除く。）を営んでいる者は、この法律の施行の日から┃二年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合において、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けるまでの期間についても同様とする。

2　前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用については、この法律の施行の日から┃二年間は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

第四条　この法律の施行前に旧法の規定によりした許可、届出その他の行為で、この法律中相当する規定があるものは、運輸省令で定めるところにより、この法律の規定によりしたものとみなす。

第五条　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、旧法は、なおその効力を有する。

（適用の特例）

第六条　政令で定める特殊の保管方法を用いて営む倉庫業について

は、当分の間、第三条の規定を適用しない。

2　前項に規定する倉庫業を営む者は、営業の開始の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3　前項の規定による届出をした者は、倉庫業者とみなす。

4　前項の規定により倉庫業者とみなされた者については、第十一条、第十五条、第十六条及び第二十一条の規定は、適用しない。

5　第三項の規定により倉庫業者とみなされた者についての第十二条及び第十八条第三項の規定の適用に関しては、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「運輸省令で定める基準」と、第十八条第三項中「第五条並びに第十三条第二項及び第三項」とあるのは「第十三条第二項及び第三項」とする。

6　第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

（水産業協同組合法の改正）

第七条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項を次のように改める。

4　倉庫業法（昭和三十一年法律第　号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条の規定は、第一項の場合にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第百二十九条第一項中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七条第一項」に改める。

（中小企業等協同組合法の改正）

第八条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の三第四項を次のように改める。

4　第一項の場合については、倉庫業法（昭和三十一年法律第　号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条（監督）の規定を準用する。この場合において、同法第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第百十四条第一項中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七条第一項」に改める。

（森林法の改正）

第九条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第四項を次のように改める。

4　倉庫業法（昭和三十一年法律第　号）第六条第二項、第八条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七条（行政官庁の監督）の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「運輸大臣」とあるのは「主務大臣」と、第十二条中「第五条第四号の基準」とあるのは「省令で定める基準」と読み替えるものとする。

第二百十一条中「倉庫業法第八条第一項」を「倉庫業法第二十七条第一項」に改める。

（水産業協同組合法等の改正に伴う経過規定）

第十条　改正前の水産業協同組合法第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第九条の三第四項（第九条の九第三項において準用する場合を含む。）及び森林法第八十条第四項（第百五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりした処分は、改正後のこれらの規定において準用する第二十二条の規定によりしたものとみなす。

第十一条　改正前の水産業協同組合法第十二条第四項（第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）、中小企業等協同組合法第九条の三第四項及び森林法第八十条第四項（第百五十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定において準用する旧法第八条第一項の規定に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

［別紙］

倉庫業法案に対する附帯決議

本法施行に当り左の事項について、政府は適切なる措置を講ずべきである。

一　中小倉庫業者に対する融資の方途を講ずること。

二　倉庫業者に対する固定資産税が過重になつている現状にかんがみ、速かにこれが軽減をはかること。

三　現に倉庫業を営んでいる者に対しては、倉庫の構造設備等が経過期間三年間に、基準に適合するよう行政指導を行い、本法制定の主旨に副うよう努むること。

四　営業倉庫と農業倉庫とは、相互にその分野を守り、相まつて都市及び農村経済の発達に寄与するよう適切なる指導監督を行うこと。

右決議する。

国防会議の構成等に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）の第四十二条は、内閣に国防会議を設置し内閣総理大臣は

一　国防の基本方針

二　防衛計画の大綱

三　前号の計画に関連する産業等の調整計画の大綱

四　防衛出動の可否

五　その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項については国防会議に諮らなければならない。

また、国防会議は、国防に関する重要事項につき、必要に応じ、内閣総理大臣に対し、意見を述べることができると規定している。

更に、同法の第四十三条は、国防会議の構成その他国防会議に関し必要な事項は別に法律で定めると規定している。

本案は、前述の防衛庁設置法第四十三条の規定に基き提出されたものである。

次に本案の内容の主なものは次の通りである。

第一点は、国防会議は、議長及び議員をもつて組織するものとし、議長は、内閣総理大臣をもつて充て、議長は、内閣法第九条の規定により指定された国務大臣、外務大臣、大蔵大臣、防衛庁長官及び経済企画庁長官をもつて充てることとなつている。

第二点は、議長は必要があると認めたときは、議員以外の国務大臣、統合幕僚会議議長その他の関係者を会議に出席させて意見を述べさせることができるものとしている。

第三点は、国防会議の事務は、総理府に附属機関として設置する国防会議事務局で行うこととしている。このために附則第二項において総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を改正することとしている。

なお、国防会議事務局の職員は、専任十五名及びその他の兼任の職員約十五名をもつて充てることとしている。

二　議案の可理決由

本案は、防衛庁設置法に基き、防衛の基本方針、長期防衛計画等国防に関する重要事項を審議するためのものであり、適切な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算には、総額七百十九万二千円が計上されている。

（註）国防会議事務局の専任職員十五名の級別定数は次の通りである。

一五級職―一人、一二級職―二人、一〇級職―二人、九級職―一人、八級職―二人、七級職―四人、五級職―一人

常勤労務者―二人

右報告する。

昭和三十一年四月二十七日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

電源開発促進法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

わが国の電源開発は、昭和二十七年電源開発促進法が制定公布せられて以来、逐年進捗を見ている

のであるが、本法実施の経験にかんがみ、電源開発に伴う増加利益の調整、政府の電源開発株式会社発行社債に係る債務保証等、所要の改正を行い、もつて、電源開発を促進してわが国産業の振興発展に資せんとするものである。

本案の要旨は次の通りである。

1　電気事業者が行う電源開発により、増加利益を受ける他の電気事業者は、その受けた利益の限度内で、当該開発工事費用の一部を負担しなければならないこと。

なお、この費用の負担方法については、当事者間の協議によること。

2　電源開発を行う者は、国又は地方公共団体に対し、当該電源開発等の施行を委託することができること。

3　電源開発株式会社の発行する社債について、政府がこれを保証することができること。

二　議案の可決理由

本案は、電源開発を速やかに行い、電気の供給を増加するとともに、あわせて建設工事費の高騰を抑制し、もつてわが国産業の振興発展に寄与するために、きわめて有効適切な措置である。

よつて別紙の通り附帯決議を附して、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十七日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

電源開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の運用にあたり、特に、次の点に留意して、万遺憾なきを期すべきである。

一、公益事業たる電気事業の現況にかんがみ、速かに電気行政の基本方針を、再検討し、電源の開発、送配電、電力料金等につき、合理的施策を確立するとともに、これに必要な立法その他の措置を早急に講ずること。

二、右方針を策定するにあたり、電源開発株式会社の国策会社的性格を明確化し、且つ同会社と一般電気事業者との関係及び一般電気事業者間の関係並びに電気料金の地域差等の諸問題につき、公共的立場により明確な解決を図ること。

三、本法第六条の二の規定の設定が、一般電気事業者の料金値上げの口実とならないよう、且つ同法第二十七条の規定の改正が電源開発株式会社の開発資金の財政投融資による低金利資金供給方針を後退させないよう特段の考慮を払うこと。

四、河川の総合的有効利用を図るため、上流ダム等の工事者は、予め下流水力発電所所有者とその工事計画及び貯水、放流等につき、充分な事前協議を行い、円満且つ合理的な運営を図るよう特に配慮すること。

五、電源地帯については、当該地域の産業振興に資するため、電気を特に豊富低廉に供給するよう、格別の努力を行うこと。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の目的

本案は、郵便振替貯金の加入者が、定期に多数の受取人にあてて送金する場合に、振替貯金の払出しの簡易取扱の制度を設けて、加入者及び受取人の利便を増進しようとするものである。

二　議案の要旨

1　振替貯金の簡易払の制度を設けること。

定期に、大量の払出を請求する加入者で省令の定める基準に該当するものについては、郵政大臣の承認を受けて、特に簡易な払出の方法により、払出ができることとする。

2　簡易払の方法について定めること。

簡易払の方法は次のとおりとする。

(一)　簡易払においては、加入者の請求により、口座所管庁において当該加入者の指定する受取人に対する支払通知書を発行する。

(二)　加入者より支払通知書の送付を受けた受取人は、これを郵便局に差し出して現金の払渡を受ける。

(三)　口座所管庁は、郵便局から払渡済の支払通知書の送付を受けて、その払い渡した金額を加入者の口座の貯金から払い出す。

3　簡易払についての料金を次のとおり定めること。

払出金額の千分の二に相当する金額に支払通知書一枚ごとに十五円を加算した金額とする。

4　支払通知書一枚の金額を三万円以下と定めること。

5　支払通知書により払出金の払渡を受けることができる期間等について定めること。

(一)　支払通知書により郵便局において払出金の払渡をする期間は、加入者が指定した払渡開始の日から一箇月とし、不可抗力による場合その他省令の定める特別の事由により払渡の請求ができなかつた場合には、期間経過後でも払渡をすることとする。

(二)　支払通知書が汚染され、又はき損されたため、重要な部分がわからなくなつたときは、その支払通知書による払出金の払渡はしないこととする。

(三)　払渡の期間が経過したため、又は支払通知書が、汚染され、もしくはき損されたため、受取人が払出金の払渡を受けることができなくなつたときは、その支払通知書は、初めから発行されなかつたものとみなすこととする。

なお、支払通知書は再交付しないこととする。

6　支払通知書が発行された場合における口座の現在高の計算について特例を定めること。

加入者は、口座の現在高をこえて振替もしくは払出を請求し、又は小切手を振り出すことができないこととなつているが、口座所管庁において支払通知書を発行した場合には、その支払通知書によつて払い渡されるべき金額は、省令の定める期間内に限り、口座の現在高には算入しないこととする。

7　現在、郵便振替貯金の払込については、現金以外のものは、小切手、郵便為替証書及び郵便振替貯金の払出証書が認められているのであるが、これを支払通知書についてもその表示された金額で郵便振替貯金に払い込みすることができることとすること。

8　簡易払による払出金については、一般の払出の方法による払出金と同様に手形交換所における交換決済による払渡ができることとし、又払出金に関する権利は、供行以外の者に譲渡することができないこととすること。

9　郵便貯金法の一部を次のとおり改正すること。

現在、郵便貯金の預入については、現金以外のものは小切手のみが認められているのであるが、これを郵便為替証書、郵便振替貯金の払出証書及び支払通知書についても、その表示する金額をもつて郵便貯金に預入することができることとする。

10　本法の施行期日は昭和三十一年七月一日とすること。

三　議案の可決理由

本案は、郵便振替貯金について、定期に大量の払出を請求する加入者並びに受取人の利便と事業利用の増進とを図るため妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年四月二十八日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

1　本年四月一日より医薬分業の実施に伴い、次に掲げる法律に基く医療の給付を担当する機関として、厚生大臣又は都道府県知事が薬局を指定し、ここで薬剤の交付をすることができることとすること。

イ　身体障害者福祉法による身体障害者に対する更生医療の給付

ロ　生活保護法による医療扶助の給付

ハ　結核予防法による半額公費

負担をもつて行う医療の給付
ニ　未帰還者留守家族等援護法による未復員者等につき、その者の帰還後、その者の疾病に関し行う療養の給付
2　国民健康保険法を改正し、国民健康保険運営協議会の委員として、薬剤師を代表する者にも委嘱できることとしたこと。
二　議案の可決理由
身体障害者福祉法等において薬剤の現物給付を担当する薬局の指定制度を設ける等の措置を講ずることは、時宜に適するものと認め、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年四月二十八日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

性病予防法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
現行の性病予防法は昭和二十三年第二回国会において、性病の予防及び治療対策を確立し、公衆衛生の増進及び向上を図るため、花柳病予防法及び同特例を総合して制定せられたものであつて、性病診療所費に対する国庫負担率は二分の一となつているが、その率は昭和二十九年、補助金等の臨時特例等に関する法律によつて、同年度以降は四分の一に低減されている。
今回性病予防行政の円滑なる運営を図るためこの特例措置を廃止しようとするものである。
その要旨は次の通りである。
1　性病診療所費の国庫負担率四分の一を二分の一とすること。
2　保健所に併設された性病診療所の費用に対する国庫負担率については、保健所の経常費に対する国庫負担率と同じく三分の一とすること。
二　議案の修正議決理由
本案は、性病予防行政の円滑な運営を図るため、これらの措置は時宜に適するものと認めるが、なお施行期日については、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。
三　本案施行に要する経費
病院診療所補助金としては、昭和三十一年度一般会計予算に五千六百二十四万八千円が計上されている。
右報告する。
昭和三十一年四月二十八日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕　（小字及び――は修正）

附　則
（施行期日）
1　この法律は、○公布の日から施行し、○昭和三十一年四月一日から適用施行する。
（経過規定）
2　昭和二十九年度分及び昭和三十年度分の予算に係る負担金については、なお従前の例による。

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
母子家庭の経済的自立を促進し、生活意欲の助長を図るため、都道府県は母子家庭に対して生活資金その他の資金の貸付を行つているが、今回更にその福祉増進を強化するため所要の改正を行おうとするものである。
本案の要旨は、次の通りである。
1　母子福祉資金に、新たに住宅補修資金を設けること。
2　高等学校における修学資金の額を現行の月額七百円以内から月額千円以内に引き上げること。
3　貸付金の貸付を受けた者が償還金を支払うことが著しく困難になつた場合の支払猶予及び償還ができなくなつた場合の償還免除の制度を設けること。
二　議案の可決理由
現下の社会的、経済的条件において修学資金の貸付金額の限度を引き上げ、貸付の種類に住宅補修金を加えるとともに、貸付金の支払猶予、償還免除等の措置を講ずることはきわめて時宜に適するものと認めるが、本案については、日本社会党より、貸付金の財源についての負担割合が現在、国庫と都道府県が同額となつているのを、国庫は都道府県の二倍の額を負担することに改める趣旨の修正案が提出され、賛成者少数で否決された後、本案は全会一致、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。なお、別紙のごとき附帯決議を附した。
右報告する。
昭和三十一年四月二十八日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
母子福祉資金の貸付等に関する法律運営の実績に徴するに、地方財政窮乏の結果、現行の負担割合をもつてしては、所期の目的を達する上において未だ遺憾の点が少くない。よつて、次期予算の編成に当つては、国庫負担の割合を三分の二程度に引き上ぐべきである。
なお、公務員等について将来定年制が実施せられるような場合、有子未亡人に対しては特段の考慮を払うべきことを強く要望する。
右決議する。

〔第四十五号参照〕

公共企業体職員等共済組合法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、公共企業体の退職年金制度の不均衡と不統一を是正し、あわせて現業業務を主体とする公共企業体の特殊性に適合する合理的な共済組合制度を確立しようとするもので、主な内容は次の通りである。
1　各公共企業体ごとに、それぞれ共済組合を設け、長期給付、短期給付及びその他の福祉事業を行う。
2　現行恩給法及び国家公務員共済組合法による年金制度を統合し、一本化して全職員に適用する。
3　退職年金の基本額は、現行恩給法及び国家公務員共済組合法に比べ若干引き上げ、最終本俸の四十パーセントとするが、支給開始年令は、年金額の引上げに対応して五十五歳まで延ばすこと。しかしながら、重労務作業に従事する者で五十五歳までその職務に従事することが無理を伴うような職種にある者については、特に五十歳から退職年金の七十パーセントの支給を認めることとする。
4　退職年金の充実を重視した関係上、早期退職者の退職一時金については、掛金の払もどし程度に抑えることとする。
5　廃疾年金については、退職年金と同様に基本額を引き上げ、不具廃疾の程度に応じて最終本俸の三十五パーセント、四十五パーセント、六十パーセントの三段階としたが、廃疾年金の性質上年数加算はしないこととする。
6　遺族年金については、退職年金の半額とするが、遺族の範囲については、実情に即して若干制限を加える。
7　短期給付については、現行国家公務員共済組合法と全く同内容とする。
8　組合の給付に要する費用は、公共企業体の負担金と組合員の掛金によつて賄うものとし、公共企業体の負担割合は、現行国家公務員共済組合法におけると同様、長期給付については五十五パーセント、短期給付については五十パーセントとする。
9　組合員の掛金率は、短期給付については現行国家公務員共済組合法とほぼ同程度となり、長期給付については現行恩給法の二倍以上、現行国家公務員共済組合法とほぼ同程度となつている。
10　新制度への移行に際しては、現行恩給法及び国家公務員共済組合法上の既得権を尊重しつつ、新制度への理念を照らして所要の調整を加え、給付の公平を図るようそれぞれ必要な経過措置を講ずることとする。
二　議案の可決理由
現段階における諸般の事情を充分に考慮しつつ、恩給制度と共済組合の年金制度とを統合して、現行年金制度の不均衡と不統一とを是正し、現業業務を主体とする公共企業体にふさわしい退職年金制度の急速な実現をはかることは、最も時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。
昭和三十一年四月二十七日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可
定価一部十五円（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一―三二六〇番

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会　衆議院会議録追録（一）（その三）

運輸省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、気象業務の利用価値が、交通、産業及び学術等広汎な分野にわたつてますます高まつていることにかんがみ、気象業務の運営に万全を期するため、運輸省設置法等に所要の改正を行おうとするもので、その主な改正点は次のとおりである。

（一）運輸省設置法に次の改正を行うこと。

1　運輸省の附属機関である中央気象台を運輸省の外局とし、気象庁とすること。

2　気象庁は、気象業務を行うことを主たる任務とし、その長は気象庁長官とすること。

3　気象庁の機構については、現行のものを踏襲すること。すなわち、

イ　気象庁の内部部局として、総務部、予報部、観測部及び海洋気象部の四部を置くこと。

ロ　気象庁の附属機関として、気象研究所、高層気象台、地震観測所、地磁気観測所、気象庁研修所、気象通信所及び気象測器製作所を置くこと。

ハ　気象庁の地方機関として、管区気象台及び海洋気象台を置くこと。

ニ　管区気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台、測候所等を置くこと。

（二）気象庁の設置に伴い、国家行政組織法、行政機関職員定員法、消防法及び水防法の関係規定を整備すること。

（三）施行期日は、昭和三十一年六月一日とすること。

二　議案の修正議決理由

本案は、気象業務の運営に万全を期するため、妥当な措置と認めるが、（一）気象庁の長官には気象業務関係の技術者をもつて充てることが必要であるから、行政面から長官を補佐する次長を一人置くこと。（二）附属機関から外局となるに伴い、その準備のため、施行期日を一箇月延長すること等修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のごとき附帯決議を附した。

右報告する。

昭和三十一年五月八日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

［別紙］

目次中「第三章　外局（第五十六条―第五十九条）」を「第三章　外局（第五十六条―第八十〇条）」に、「第三節　海難審判庁（第五十九条）」を「第三節　海難審判庁（第五十九条の一）」に改める。

第四節　気象庁（第六十条―第八十〇条の一）

第一款　総則（第六十条・第六十一条）

第二款　内部部局（第六十二条―第六十六条の七）

第三款　附属機関（第六十七条―第七十五条の八）

第四款　地方機関（第七十六条―第八十〇条の一）

第四章　職員（第八十一条・第八十一条の二）

（小字及び―は修正）

に改める。

第六十一条を第八十一条の二とし、第六十条を第八十一条の三とし、第五十九条の次に次の一節を加える。

第四節　気象庁

第一款　総則

（気象庁の任務及び長）

第六十条　気象庁は、気象業務を行うことを主たる任務とする。

2　気象庁の長は、気象庁長官とする。

（気象庁の権限等）

第六十一条　気象庁は、その所掌事務を遂行するため、第四条第一項第一号から第十二号まで、第十四号、第十四号の十一、第四十五号から第四十八号の五まで及び第五十三号に掲げる権限を行使する。

2　気象庁は、その事務に支障がない場合においては、委託により、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象並びにこれらに密接な関連のある事項に関する調査を行い、並びに気象測器、羅針盤、経緯儀その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行うことができる。

第二款　内部部局

（内部部局）

第六十二条　気象庁に、次の四部を置く。

総務部

予報部

観測部

海洋気象部

（特別な職）

第六十三条　気象庁に、次長一人を置く。

2　次長は、長官を助け、庁務を整理する。

（総務部の事務）

第六十三条の四　総務部においては、気象庁の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一　機密に関すること。

二　長官の官印及び庁印を保管すること。

三　公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

四　広報に関すること。

五　職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに職員の厚生、教養及び訓練に関すること。

六　経費及び収入の予算、決算及び会計並びにこれらの監査に関すること。

七　国有財産及び物品を管理すること。

八　総合調整及び基本計画の設定に関すること。

九　気象業務に関する国際協力事務に関すること。

十　図書及び資料の刊行に関すること。

十一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関すること。

十二　前各号に掲げるもののほか、気象庁の所掌事務で他部及び他の機関の所掌に属さない事務に関すること。

（予報部の事務）

第六十四条　予報部においては、次の事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること（観測部及び海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　気象通信に関すること。

（観測部の事務）

第六十五条　観測部においては、次の事務をつかさどる。

一　気象（海上気象を除く。）、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象（陸水に関するものに限る。以下「陸水象」という。）並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四　津波の予報及び警報に関すること。

五　気象測器その他の測器に関すること（海洋気象部の所掌に属するものを除く。）。

（海洋気象部の事務）

第六十六条　海洋気象部においては、次の事務をつかさどる。

一　海上気象及び水象（海洋に関するものに限る。以下「海水象」という。）並びにこれらに関連す

る太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

二　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

三　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

四　海面水温及び海氷の状況の予報に関すること。

五　気象庁に所属する観測船に関すること。

六　離島における気象業務に関すること（予報部及び観測部の所掌に属するものを除く。）。

七　海水象に関する気象測器に関すること。

第三款　附属機関

（附属機関）

第六十七条　第七十五条に規定するもののほか、気象庁に、次の附属機関を置く。

気象研究所
高層気象台
地震観測所
地磁気観測所
気象庁研修所
気象通信所
気象測器製作所

（気象研究所）

第六十八条　気象研究所は、気象業務に関する技術に関する研究を行う機関とする。

2　気象研究所は、東京都に置く。

3　運輸大臣は、気象研究所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　気象研究所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（高層気象台）

第六十九条　高層気象台は、高層気象に関する精密な観測及び調査並びに高層気象に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2　高層気象台は、茨城県に置く。

3　運輸大臣は、高層気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　高層気象台の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（地震観測所）

第七十条　地震観測所は、地震に関する精密な観測及び調査並びに地震に関する気象測器の試験及び改良を行う機関とする。

2　地震観測所は、長野県に置く。

3　地震観測所の内部組織は、運輸省令で定める。

（地磁気観測所）

第七十一条　地磁気観測所は、地球磁気及び地球電気に関する観測及び調査を行う機関とする。

2　地磁気観測所は、茨城県に置く。

3　運輸大臣は、地磁気観測所の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、その出張所を置くことができる。

4　地磁気観測所の内部組織並びに出張所の名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

（気象庁研修所）

第七十二条　気象庁研修所は、気象庁の職員に対して、気象業務に従事するため必要な訓練を行う機関とする。

2　気象庁研修所は、千葉県に置く。

3　気象庁研修所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象通信所）

第七十三条　気象通信所は、気象無線報の受信を行う機関とする。

2　気象通信所は、東京都に置く。

3　気象通信所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象測器製作所）

第七十四条　気象測器製作所は、気象測器その他の測器の設計、製作、検定、修理及び調整を行う機関とする。

2　気象測器製作所は、茨城県に置く。

3　気象測器製作所の内部組織は、運輸省令で定める。

（気象審議会）

第七十五条　気象庁の附属機関として、気象審議会を置く。

2　気象審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、気象業務法（昭和二十七年法律第百六十五号）の定めるところによる。

第四款　地方機関

（地方機関）

第七十六条　気象庁に、次の地方機関を置く。

管区気象台
海洋気象台

（管区気象台）

第七十七条　管区気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　気象（海上気象を除く。）、地象（地震及び火山現象を除く。）、陸水象及び津波の予報及び警報に関すること。

二　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　気象（海上気象を除く。）、地象、地動及び陸水象並びにこれらに関連する太陽、天空、地面及び水面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四　気象（海上気象を除く。）、地象及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

六　前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

七　気象測器その他の測器に関すること（海洋気象台の所掌に属するものを除く。）。

第七十八条　管区気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
札幌管区気象台	札幌市
仙台管区気象台	仙台市
東京管区気象台	東京都
大阪管区気象台	大阪市
福岡管区気象台	福岡市

2　管区気象台に次の二部を置く。

総務部
技術部

3　管区気象台の管轄区域及び内部組織の細目は、運輸省令で定める。

4　運輸大臣は、管区気象台の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、地方気象台、測候所若しくは出張所又は地方気象台若しくは測候所の出張所を置くことができる。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、運輸省令で定める。

5　運輸大臣は、特に必要がある場合は、管区気象台の所掌事務の一部を海洋気象台に分掌させることができる。

（海洋気象台）

第七十九条　海洋気象台は、気象庁の所掌事務のうち、次の事務を分掌する。

一　海上気象及び海水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること。

二　海上気象及び海水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

三　海上気象及び海水象並びにこれらに関連する太陽、天空及び海面の輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。

四　海上気象及び海水象に関する情報の収集及び発表に関すること。

五　前二号に掲げる事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表に関すること。

六　前各号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。

七　海洋気象台に所属する観測船に関すること。

八　海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。

第八十条　海洋気象台の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
函館海洋気象台	北海道亀田郡亀田村
神戸海洋気象台	神戸市
長崎海洋気象台	長崎市
舞鶴海洋気象台	舞鶴市

2　海洋気象台の管轄区域及び内部組織は、運輸省令で定める。

3　運輸大臣は、特に必要がある場合は、海洋気象台の所掌事務の一部を管区気象台に分掌させることができる。

附　則

1　この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

2　従前の中央気象台の機関及びその職員は、気象庁の相当の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

3　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

運輸省	船員労働委員会	海上保安庁
	捕獲審検再審査委員会	海難審判庁

を

運輸省	船員労働委員会	海上保安庁
	捕獲審検再審査委員会	海難審判庁
	気象庁	

に改める。

4　行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

運輸省	本省	一四、三五〇人
	船員労働委員会	一四、三五二人
	捕獲審検再審査委員会	五四人
	海上保安庁	五人
	海難審判庁	一〇、七七五人
	気象庁	一八四人
	計	二五、三六八人
		一二五、三七〇人

を

運輸省	本省	九、二〇〇人
	船員労働委員会	一四、三五二人
	捕獲審検再審査委員会	五四人
	海上保安庁	五人
	海難審判庁	一〇、七七五人
	気象庁	一八四人
	計	二五、三六八人
		一二五、三七〇人

に改める。

5　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「中央気象台長、管区気象台長」を「気象庁長官、管区気象台長」に改める。

6　水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項及び第二項中「中央気象台」を「気象庁長官」に改める。

〔別紙〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

気象業務の運営は、各省に亙る関係機関との連絡を密にし、災害の防止、産業交通その他の社会活動に対する対策の万全を期する必要がある。従つて、機構上、予算上速やかに適切な措置を講ずべきである。

千九百五十五年五月三十一日に東京で署名された農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第三条を改正する議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

本議定書は、昨年五月三十一日日・米両国政府間において署名された農産物に関する協定第三条の、米国政府が日本国の学校児童の福祉計画を拡大するため、千二百万ドルをこえない小麦及び脱脂粉乳並びに三百万ドルをこえない綿花の贈与をおこなう規定を、綿花の三百万ドルを小麦及び脱脂粉乳に振り替えることに両政府間の意見が一致したので、第三条の後段を「この農産物の贈与の総計は、商品金融会社建値で千五百万合衆国ドルの小麦及び脱脂粉乳をこえないものとする。」に改めたいというのである。

なお、本議定書は、日本国が国内法上の手続を完了した公文を米国政府が受領した日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本議定書の締結について日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本議定書による贈与物資の品目の改正は、わが国の学童給食計画に重要な役割を果すもので、本議定書を締結することは妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月八日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本協定は昨年五月三十一日東京で署名された農産物に関する日米協定に次ぐ第二次の協定であつて、昨年七月以来、日・米両国間に交渉が続けられ、本年二月十日東京において協定の署名を了した。

本協定により購入する余剰農産物は、小麦、大麦、とうもろこし、その他の飼料用穀物、綿花、葉たばこ等、総額六千五百八十万合衆国ドルであるが、これらの額に相当する日本円を日本銀行におけるアメリカ合衆国政府の特別勘定に積立て、この積立日本円資金のうちドルに交換された七十五パーセントをわが国の電源開発、農業開発及び生産性向上のための借款として受け入れることになる。この借款の条件は第一次の協定の際と同一である。

積立円資金の残余の二十五パーセントは、わが国における駐留米軍の軍人軍属及びその家族の宿舎、米国国際協力庁による域外調達、日米両国間の教育交換、日本国における米国の債務支払等の経費として米国が日本国内で使用することになつている。

この他日本国の学童の学校給食計画援助のため小麦及び脱脂粉乳の贈与を受けることになつており、これは交換公文による取極により第一年度を一千五百万ドルとし漸次逓減し第四年度で終了することになつている。

よつて政府は、本協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定の締結によりアメリカ合衆国の余剰農産物の購入から生ずる円資金の借款は、わが国の経済発展のため有益であり、又贈与による学童の学校給食は、現在の学童の福祉計画に大なる貢献をなすことができ、誠に適切な措置であるので、本協定を締結することは妥当であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月八日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第四十六号参照〕

気象業務法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

中央気象台を改組して運輸省の外局たる気象庁とするのに伴い、気象業務を整備するため、現行法に所要の改正を加えようとするもので、その要旨は次の通りである。

1　気象業務に関する運輸大臣の任務及び権限を気象庁長官に移譲すること。

2　津波警報の通知先に警察庁の機関を加え、かつ警察庁及び都道府県の機関は、通知された事項を市町村長に通知するように改めること。

3　気象庁に気象審議会を置き、観測網の整備、予報警報の伝達方法及び利用の改善その他気象業務に関する重要事項を調査審議させること。

4　気象及び水象の観測報告をしなければならない船舶に対し、航行区域、気象測器等について、気象庁に報告させることができるように規定を整備すること。

二　議案の修正議決理由

気象業務の重要性にかんがみ適切妥当な措置であるが、業務の整備、連絡等に遺漏なきを期するため、施行期日を延期するを必要と認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月八日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

附　則　（小字及び――は修正）

この法律は、昭和三十一年六月一日から施行する。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案の要旨及び目的は次の通りである。

1　発明及び実用新案の出願は、件数の増加、内容の高度化等の実情にかんがみ、これが審査事務を適切かつ能率的に処理するため、特許庁の長官官房を廃止して、審査事務を担当する審査第三部及び審査第四部を設けること。

2　従来、丸亀市に置かれていた四国通商産業局の位置を、他の行政機関との連絡その他立地条件等を考慮し、高松市に変更すること。

3　最近における絹織物の検査数量の増大と、技術指導の必要性にかんがみ、横浜繊維製品検査所川俣支所を本所に昇格すること。

4　工業用水道に関する規定を設ける等、通商産業省の権限及び所掌事務に関する規定の整備を行うこと。

二　議案の可決理由

本案は、通商産業行政事務の効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

四国通商産業局の移転費として四千百八十二万一千円が、昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年五月九日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農林水産行政の効率的な運営を図るため、農林省の機構を整備しようとするものである。

改正の要旨は次の通りである。

一　振興局の設置

農山漁村の発展を強力に助成するため、農山漁村の総合的な振興事業を推進する内部部局として、新たに振興局を設け、従来の農業改良局を廃止すること。

二　農林水産技術会議の設置

1　農林水産業の試験研究の効率的な運営を図るため、農林省の附属機関として農林水産技術会議を設置すること。

2　会議の所掌事務は、次の通りとする。

イ　農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る試験研究の基本的な計画の企画及び立案に関すること。

ロ　農林省の試験研究機関の行う試験研究に関する事務の総合調整に関すること。

ハ　農林省の試験研究機関の行う試験研究の状況及び成果の調査に関すること。

ニ　農林省の試験研究機関の運営の指導に関すること。

ホ　都道府県その他の者の行う農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究の助成に関すること。

ヘ　農林省の試験研究機関の行う試験研究と農林畜水産業及び農山漁家の生活に係る知識の普及交換の事務との連絡調整に関すること。

3　会議は、会長及び委員六人をもつて組織する。

4　会長及び委員は、農林畜水産業又は農山漁家の生活に係る試験研究に関し学識経験者又は農林省の職員のうちから、農林大臣が任命する。

5　会議の事務を処理するため、会議に事務局を置き、事務局に事務局長を置く。

三　附属機関の設置

1　輸出品検査所の能率的な運営を図るため、現在の支所の一部を本所とし、小樽、東京、静岡、神戸及び門司に輸出品検査所を設置すること。

2　畜産業専用医薬品の検査を行うため、動物医薬品検査所を設置すること。

3　営林局及び営林署の職員の診療を行う機関として営林局に病院及び診療所を設置すること。

4　審議会の設置

新農山漁村建設事業の重要事項を審議するため農山漁村振興対策中央審議会を新たに設けるとともに、総理府に設けられていた積雪寒冷単作地帯振興対策審議会を農林省に移管するほか、従来法律によらないで置かれていた農林漁業用固定資産評価審議会及び農業観測審議会を制度化すること。

二　議案の可決理由

本案は、農林水産行政の効率化を図るため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

（一）　農山漁村の総合的な振興計画の樹立及び実施に必要な経費として

十四億五千百四十二万八千円

（二）　農林水産技術会議関係

1　農林水産技術会議の設置及び運営に必要な経費として、八十三万円

2　農林水産技術研究の強化に必要な経費として、一億円

3　原子力平和利用の試験研究に必要な経費として、五千六百万円

4　農林水産試験研究機関の施設整備に必要な経費として、一億五千万円

計　三億六百八十三万円

（三）　農山漁村振興対策中央審議会に必要な経費として、百七十二万二千円

合計十七億五千九百九十八万円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和三十一年五月十日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、農地開発機械公団の業務を拡張し、公団において乳牛を輸入し、これを機械開墾地区を含む集約酪農地域に導入するため、地方公共団体に売り渡すことができることとし、また公団がその保有する機械等を、本来の業務である農地の造成又は改良の事業に支障のない限り、これらの事業以外の用にも供することができることとし、もつて農業経営の合理化と農業生産力の発展を期し、あわせて公団の健全な運営を行わしめようとするものである。

次に、委員会の質疑において明らかにされた点は左の通りである。

1　公団は、ジャージー種乳牛をオーストラリア等から三箇年間に五千頭を輸入し、これを北海道の根釧地区周辺地域、青森県の上北地区周辺地域その他の集約酪農地域の農家に導入する。

2　ジャージー種乳牛の輸入資金は、国際復興開発銀行から利率五分、十五年（三年すえ置）年賦償還での条件で公団が借り入れること。

3　公団は、ジャージー種乳牛を導入する農家に対しこれに必要な資金を利率五分、十年（三年すえ置）年賦の条件で償還させる。

二　議案の可決理由

農地開発機械公団の行う業務を拡張して適切な乳牛導入業務を行わせることによつて集約酪農地域及び機械開墾地区の農家の営農の発展向上に寄与することができるものと認め、本案は、別紙のごとき附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算において、四千九百六十四万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年五月九日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

農地開発機械公団法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、農地開発機械公団法の改正に伴う乳牛導入業務の実施にあたり、左記の諸点に留意し、いやしくも地方公共団体、農業団体又は農家に過重の負担を課することとならないよう万全を期すべきである。

なお、政府はこの際、公団の運営については、全面的に再検討し、公団設置の所期の目的を実現するにいかんなからしむべきである。

記

一、公団の売渡しに係るジャージー種乳牛の農家負担額は、乳価または乳牛償却費の点より見て著るしく割高であるから、乳牛買付価格を引下げ且つ中間諸経費を節減してこれを大幅に低減するよう努力すること。

二、公団の国際復興開発銀行からの借入条件は、年利五分、償還期間十五年となつているにもかかわらず、農家に対する貸付条件を年利五分、償還期間十年としていることは不適当であるから、同銀行からの借入条件に見合うよう貸付条件の緩和を図ること。

三、導入乳牛に対する農家の自己負担分については、地方公共団体の立替払とならないよう時期を失することなく融資の促進に努めること。

四、農家に売渡した乳牛の対価の回収については、営農の状態に応じて弾力的に取扱うよう契約内容の適正を期すること。

〔第四十九号参照〕

売春防止法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を助長する行為等を処罰するとともに、性行又は環境に照して売春を行うおそれのある女子に対する保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とするものであるが、その要旨は、

1　「売春」とは、対償を受け、又は受ける約束で、不特定の相手方と性交することをいうものとし、

2　売春（性交の売買）は禁止されるものであることを明確にするとともに、それ自体に対する刑罰規定はこれを設けず、公衆の目にふれるような方法で勧誘する等外形的行為を刑罰をもつて取り締ることとし、

3　売春の周旋、困惑等による売春、売春をさせる契約、場所の提供、対償の収受、前貸、いわゆる管理売春、資金提供等各種の売春を助長する行為を刑罰をもつて取り締ることとし、これらの行為についてそれぞれ懲役又は罰金刑を定めること。

4　売春を行うおそれのある女子「要保護女子」に対する保護更生の措置として、

イ　都道府県に婦人相談所を設置し、要保護女子及びその家庭につき必要な調査指導を行い、相談に応じ、あるいは一時保護を行う等の業務を行わせることとし、

ロ　要保護女子を発見し、その相談に応じ、必要な指導を行う婦人相談員を、都道府県に置くこととし、市には置くことができることとし、

ハ　都道府県は、要保護女子を収容保護するための施設「婦人保護施設」を設置することができるものとし、

ニ　民生委員、児童委員、保護司、更生緊急保護法に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員は、それぞれ、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとし、

5　婦人相談所、婦人相談員あるいは婦人保護施設の設置、その他都道府県又は市の支弁する所要費用については、国が一定額を負担又は補助することとし、

6　この法律の適用に当つては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すべきことを明らかにし、

7　いわゆる売春婦あるいは売春業者の保護更生又は転廃業のため法律施行に猶予期間を設け保護更生に関する規定を刑事処分に関する規定より先に施行することとし、

8　地方公共団体の条例の規定で、売春又は売春の相手方となる行為をその他売春に関する行為を処罰する旨を定めているものは、本案第二章（刑事処分）の規定の施行と同時に、その効力を失うものとすること等である。

二　議案の可決理由

戦後の世相の混乱と道義のたい廃並びに性道徳の低下等による売春女子のはん濫並びに各種の売春助長行為の激増傾向にある現下の憂うべき状況にかんがみ、本案はきわめて妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度より施行につき、本年度は経費を必要としない。

右報告する。

昭和三十一年五月十二日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

公共企業体等労働関係法は、日本国有鉄道及び日本専売公社の職員の労働関係を規律するため昭和二十三年に制定された法律であつて、その後昭和二十七年に日本電信電話公社及びいわゆる五現業職員にも本法を適用するほか、若干の技術的改正が行われたが、なおわが国の実情に適しない点及び技術的な不備欠陥が、労働関係の円滑な処理をさまたげる状況にあるので、現行法の基本的建前はこれを維持することとしつつ、これらの諸点を除去し、団体交渉の手続及び仲裁に関する制度を整備するとともに、公共企業体等労働委員会を設けて、その簡素能率化を図る等所要の改正を加え、健全な労使慣行の確立を促進しようとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　交渉単位制を廃止し、労働組合が団体交渉の当事者となり、その指名する交渉委員が団体交渉を行うこと。

2　仲裁に関する機構、手続を合理的なものに整備するとともに、政府として仲裁裁定をできる限り尊重する精神を明らかにし、あわせて給与準則、給与総額の制度に改正を行い、裁定実施に関する紛議をできるだけ避けることとすること。

3　従来の公共企業体等仲裁委員会及び中央、地方の公共企業体等調停委員会等十一の委員会を統合して、公益委員五人及び労使委員各三人計十一人の委員をもつて組織する公共企業体等労働委員会を設置することとし、特に公益委員については労使委員の意見を聞き、両議院の同意を得て内閣総理大臣が任命すること等である。

二　議案の可決理由

本法施行の実情にかんがみ、公共企業体等の職員の労働関係について、関係規定を整備し所要の改正を加えることは、時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十四日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

〔第五十号参照〕

地方自治法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本法案は、去る昭和二十七年第十三回国会における地方自治法の改正の後を受け、更に地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、地方制度調査会の答申につとり、都道府県の性格及び権能を明らかにし、地方公共団体の議会の開会及び常任委員会の制度並びにその運営について改善を加え、執行機関の組織の簡素化を図るとともに、各執行機関を通じて組織、財産の管理及び予算の執行等についてその一体的、効率的運用を確保し、かつ、国と地方公共団体との関係の規定を整備し、あわせて大都市に関する事務の配分の特例を設けるとともに、特別市の制度を廃止する等の措置を講じようとするもので、その主たる目的は、これによつて地方における行政組織を簡素化しその運営を合理化して行政経費を節減し、もつて地方財政の健全化に資するとともに兼ねて地方行政の総合性と効率的運用を図ろうとするにある。

二　議案の修正議決理由

本案の内容は、多岐にわたつているが、その目標とするところは地方行政における組織運営の簡素合理化にあり、行政経費の節減と行政の総合的一体性の向上は民主主義制度の本旨を害せざる限り固より必要なことである。占領下発足した戦後の地方自治制に適度の是正を行つてその欠点を補い、特に近年の地方制度の運営の実績に照らし、窮迫した地方財政の改善に資するためにはこの程度の改正は妥当と認められる。

しかしながら、本案に対しなお一層地方の実情に即し、成案後に生じた事情に応ずるため、自由民主党より別紙のごとき修正案が提出された。その内容は、議会の議員を除く委員会の委員等非常勤の職員に対する報酬の日当制は、条例で特別の定をした場合はこの限りでないこととすること。常勤職員に対する手当中に「薪炭手当」を加え、国家公務員におけると同様に地方公務員にも「薪炭手当」を支給することとすること。造林を目的とする土地の使用の許可は昭和二十三年法律第百七十九号の地方自治法の一部を改正する法律の施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで（その以前にその主伐が完了したときはその時まで）は、その効力を失わないこととすること、以上三点である。

採決の結果本法案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十五日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

第二百三条第一項の次に次の一項を加える。

前項の職員の中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日

数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定をした場合は、この限りでない。

第二百四条第一項の次に次の一項を加える。

普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、石炭手当○又は退職手当を支給することができる。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百四条第一項の次に一項を加える改正規定中薪炭手当に係る部分は、国家公務員に対して薪炭手当を支給することを定める法律が施行される日から施行する。

（法律の廃止）

2　五大都市行政監督に関する法律（大正十一年法律第一号）は、廃止する。

（開会中の議会及び招集告示のされている議会に関する経過措置）

3　この法律○（附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に開会中の地方公共団体の議会又は改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第百一条第二項の規定による招集の告示がされている議会については、地方公共団体の議会に関する改正後の地方自治法（以下「新法」という。）の規定にかかわらず、その会期中に限り、なお、従前の例による。

（議員、委員会の委員又は委員の兼業禁止に関する経過措置）

4　この法律の施行の際現に地方公共団体の議会の議員、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、人事委員会の委員、公安委員会の委員、地方労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、監査委員、固定資産評価審査委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者については、新法第九十二条の二及び第百八十条の五第七項の規定（これらの規定を適用し、又は準用する場合を含む。）にかかわらず、この法律の施行後六月間（この法律の施行の際現に締結されている請負契約でこれらの規定に該当することとなるものの履行がこの法律の施行後六月以上にわたる場合にあつては、当該請負契約が履行されるまでの間）に限り、なお、従前の例による。

（都道府県の局部等に関する経過措置）

5　この法律の施行の際現に新法第百五十八条第一項の規定による局部の数をこえて置いている都道府県の局部（室その他これに準ずる組織を含む。以下同じ。）をこの法律の施行後も引き続いて存置しようとするときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して三月以内にその存置について内閣総理大臣に協議しなければならない。

6　前項に規定する期間内に同項の協議がととのわないときは、都道府県知事は、この法律の施行の日から起算して六月以内に当該都道府県の局部の数を減少する措置を講じなければならない。

（監査委員の任期等に関する経過措置）

7　この法律の施行の際現に在職する監査委員の任期は、新法第百九十七条本文の規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとし、これらの者については、新法第百九十八条の二の規定は、適用しない。

（契約の方法に関する経過措置）

8　この法律の施行後新法第二百四十三条第一項ただし書の規定による条例が制定施行されるまでの間は、同条同項に規定する契約の方法については、なお、従前の例による。

（指定都市への事務引継に伴う経過措置）

9　この法律施行の際現に新法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）のある都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務で、新法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定都市の区域内についてもつぱら指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関のみが処理し、又は管理し、及び執行することとなるものについては、当該都道府県又は当該都道府県知事若しくは当該都道府県の委員会その他の機関に引き継がなければならない。

10　前項に規定する事務に従事している都道府県の職員で政令で定める基準によりもつぱら指定都市の区域内に係る同項の事務に従事していると認められるものは、同項の規定による事務の引継とともに、都道府県において正式任用されていた者にあつては、引き続き指定都市の相当の職員に正式任用され、都道府県において条件附採用期間中であつた者にあつては、引き続き条件附で指定都市の相当の職員となるものとする。この場合において、その者の指定都市における条件附採用の期間には、その者の都道府県における条件附採用の期間を通算するものとする。

11　前項の規定により指定都市の職員となる者が受けるべき給料の額が、指定都市の職員となる際その者が従前都道府県において受けていた給料の額に達しないこととなる場合においては、その調整のため、指定都市は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、手当を支給するものとする。

12　附則第十項の規定により指定都市の職員となる者は、政令で定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定都市は、都道府県の退職手当を受けない者について、その者が都道府県の職員として在職した期間を当該指定都市の職員としての在職期間に通算する措置を講ずるものとする。

13　恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定の適用又は準用を受ける者が附則第十項の規定により指定都市の職員となつた場合においては、その職員が新法第二百五十二条の十九第一項各号に掲げる事務に従事する間に限り、これに恩給法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第七十七号）附則第十条の規定を準用する。この場合において、同条第三項中「俸給を支給する都道府県」とあるのは「俸給を給する地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、同条第四項中「都道府県」とあるのは「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市」と、「国庫」とあるのは「国庫又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県」と、「歳入徴収官」とあるのは「歳入徴収官又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を包括する都道府県の出納長」と読み替えるものとする。

14　前項の規定に該当する場合を除くほか、都道府県の職員が附則第十項の規定により引き続いて指定都市の職員となつた場合（その者が引き続いて都道府県の職員となり、更に引き続いて指定都市の職員となつた場合を含む。）におけるその者の退職年金又は退職一時金の支給に関するその者の在職期間については、都道府県及び指定都市は、相互にその者の在職期間を通算する措置を講ずるものとする。

15　前六項に規定するもののほか、新法第二百五十二条の十九第一項に掲げる事務の指定都市又は指定都市の市長若しくは指定都市の委員会その他の機関への引継に伴う必要な経過措置は、政令で定める。

（争訟に関する経過措置）

16　この法律の施行の際現に旧法の規定により提起されている地方公共団体又はその機関の行為に係る争訟については、なお、従前の例による。

（政令への委任）

17　前各項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）

18　地方自治法の一部を改正する法律（昭和二十三年法律第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条に次のただし書を加える。

但し、この法律施行の際現にその土地の上に生育している造林に係る立木がその時までに森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第七条第四項第四号の適正伐期齢級以上の齢級に達していない場合においては、その立木が生育している土地の区域については、その達する時まで（その以前にその主伐が完了したときはその時まで）は、その効力を失わない。

一

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

本法案は、別途内閣提出にかかる地方自治法の一部を改正する法律案の成立施行に伴い、当然必要となる関係各法律の一部改正等所要の整理を行わんとするもので、その主な事項は地方自治法の改正により、地方公共団体の議会の議員及び委員会の委員について請負関係が規制されることになるので、公職選挙法、漁業法及び農業委員会等に関する法律の関係規定を改正すること、大都市制度について指定都市に事務配分の特例を設けることに伴い、それぞれの関係法律にこの特例を政令で定めることができる旨の改正規定を加えること、特別市の制度が廃止されるので関係法律中の特別市に関す

る規定を整理することであり、その他関係法律の規定の整備及び所要の字句の整理を行うことをその内容とするものである。

二　議決の理由

地方自治法の一部を改正する法律案の成立施行に伴う必要な関係法律の整理は固より当然な措置である。地方自治法の一部を改正する法律案は本委員会において修正議決すべきものと議決したが、修正の内容は本案に関係なく、よつて、本案は原案の通り賛成多数をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十五日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

議会政治の健全な発達を図るため、衆議院議員の選挙について、小選挙区制を採用し、候補者の公認制度を確立し、あわせて選挙の際における政党の政治活動の規制を合理化し、もつて民主政治の基盤を強化しようとするのが本案の目的である。

その要旨は、次の通りである。

第一　総則に関する事項

衆議院議員の定数を四百九十七人とすること。

第二　選挙に関する区域に関する事項

1　衆議院議員の選挙について小選挙区制を採用するものとし、これに伴い別表を改正すること。

2　別表に掲げる行政区画に変更があつても、選挙区は、なお従前の区域によることとし、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたとき、又は所属未定地の市町村の区域への編入があつたときは、選挙区はこれに伴つて変更するものとすること。

3　前項の場合において、境界変更にかかる区域又は所属未定地をあらたに編入することとなつた市町村が二以上の選挙区に分れているときは、当該境界変更にかかる区域又は編入された所属未定地の選挙区の所属については、衆議院議員選挙区審査会の意見を聴いて、内閣総理大臣が定めるものとすること。

4　左により衆議院議員選挙区審査会（以下「審査会」という。）を設けるものとすること。

一　審査会は、国家行政組織法に基いて総理府に設置すること。

二　審査会は、前項の場合において内閣総理大臣に意見を答申する外、毎月十一月三十日までに行政区画の変更に因る選挙区改定の必要の有無についての意見及びその必要があると認める場合におけるその改定案を内閣総理大臣に提出することを任務とすること。

三　審査会は、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する学識経験者五人の委員をもつて組織すること。

四　委員の任期、政党制限、欠格条項、立候補及び選挙運動の禁止等について必要な規定を設けること。

5　内閣総理大臣は、前項により選挙区改定案の提出があつたときは、これに基く法律案を最近の国会に提出しなければならないものとすること。

第三　選挙の期日に関する事項

衆議院議員の選挙の期日は、少くとも二十日前に公示又は告示しなければならないものとすること。

第四　候補者に関する事項

1　衆議院議員の選挙においては、立候補の辞退は、選挙の期日前五日まででなければできないものとすること。

2　衆議院議員の選挙の供託金を二十万円とすること。

第五　当選人及び特別選挙に関する事項

1　衆議院議員の選挙における当選人の繰上補充及び議員の欠員が生じた場合の繰上補充は、得票数が同じでくじによつて当選人とならなかつた者についてこれを行うものとすること。

2　衆議院議員の欠員が生じたときは、繰上補充ができるときを除く外、そのつど補欠選挙を行うものとすること。

第六　選挙運動に関する事項

1　衆議院議員の選挙における選挙運動用ポスターは、候補者一人について三千枚とすること。

2　衆議院議員の選挙における経歴放送は、候補者一人について、概ね五回行うものとすること。

3　衆議院議員の選挙における立会演説会の制度を廃止すること。

4　衆議院議員の選挙における公営施設使用の個人演説会は、同一施設につき二回まで無料とすること。

5　衆議院議員の選挙における個人演説会においては、その会場外においてもポスター、立札及び看板の類を使用できるものとすること。

6　衆議院議員の選挙における選挙運動費用は、候補者一人について、概ね六十万円程度に引き下げるものとすること。

第七　公認制度の確立に関する事項

1　衆議院議員の選挙における政党その他の政治団体の所属候補者（以下「公認候補者」という。）となろうとする者は、当該政党その他の政治団体の本部の総裁、委員長その他これらに準ずる者で、予め自治庁長官に届け出たものの発行する証明書を選挙長に提出しなければならないものとすること。

2　一の政党その他の政治団体の公認候補者となつた者は、同時に他の政党その他の政治団体の公認候補者となることができないものとすること。

3　政党その他の政治団体は、一の選挙区において、選挙すべき議員の数を超える数の候補者に公認証明書を発行することができないものとすること。

4　衆議院議員の選挙においては、政党その他の政治団体及び当該政党その他の政治団体に所属する者は、当該政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における他の候補者を推薦し、又は支持することができないものとすること。

5　何人も、衆議院議員の選挙においては、一の政党その他の政治団体が公認候補者を有する選挙区における当該公認候補者以外の候補者で当該政党その他の政治団体に所属する者のために、その者が公認候補者であると誤認させるような事項を公にし、又は当該政党その他の政治団体に所属する者である旨を公にして選挙運動をしてはならないものとすること。

第八　衆議院議員の選挙における政党その他の政治団体の政治活動に関する事項

1　衆議院議員の総選挙においては、特定の政治活動を行うことができる政党その他の政治団体（以下「確認団体」という。）として確認を受けるためには引き続いて五十人以上の所属公認候補者を有しなければならないものとし、五十人に満たなくなつた場合及び公認候補者の数に増減があつた場合等に関する規定を設けること。

2　衆議院議員の総選挙において確認団体が行うことができる政治活動について左のように改正すること。

一　政談演説会は、一選挙区につき、当該選挙区における公認候補者の数に十を乗じて得た数に相当する回数及び外に全国を通じて五十回までできるものとすること。

二　宣伝告知のために、自動車の外あらたに船舶及び拡声機を使用することができるものとし、船舶の数は自動車の数と通算し、船舶の停止した船上においても街頭政談演説を行うことができるものとすること。

三　掲示することができるポスターの数は、一選挙区につき、当該選挙区における公認候補者の数に二千を乗じて得た数に相当する枚数以内とすること。

四　あらたに政談演説会の開催中その会場において使用し、又は自動車若しくは船舶に取り付けて使用するポスターの類を認めるものとすること。

五　ビラの外、あらたに通常葉書を頒布することができるものとし、その枚数は、一選挙区につき、当該選挙区における公認候補者の数に五千を乗じて得た数に相当する枚数以内とすること。

六　確認団体のみが政策放送を行うことができるものとし、その回数は、所属公認候補者概ね百人につき二回の割合（そのうち半数は日本放送協会の放送設備によ

ることができる。）とすること。

3　衆議院議員の総選挙についての前二項の改正に伴い、その再選挙及び補欠選挙についても、所要の改正を行うものとすること。

4　確認団体のみに認められた政治活動は、選挙運動の期間中、所属公認候補者の選挙運動にわたることとなることを妨げないものとし、このため当該政治活動に所要の規制を加え、かつ、これに要した支出は選挙運動のために要した支出でないものとみなすこと。

第九　争訟及び罰則に関する事項

1　総括主宰者又は出納責任者が買収等の罪により刑に処せられた場合は、検察官が公訴に附帯して当選無効の訴訟を提起するものとし、これに必要な規定は別に法律で定めるものとすること。

2　衆議院議員の選挙において、第七の第五項に違反して選挙運動をした者に対する罰則を設けること。

3　確認団体の政治活動の規制に関する改正に伴い、その違反に対する罰則を設けること。

第十　その他に関する事項

1　その他これらの改正に伴い、必要な規定の整備を行うこと。

2　この改正法律は、衆議院議員の選挙については次の総選挙から、その他の選挙については次の総選挙以後に行われる選挙から施行するものとすること。

3　この法律の施行に伴い必要な関係法律の改正を行うこと。

二　議案の修正議決理由

本案は、諸般の情勢等を考慮し、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、修正の要旨は次の通りである。

1　衆議院議員の選挙区制については

（一）　別表第一の改正規定を削除することとし、選挙区の区割案を作成するため、臨時に衆議院議員選挙区画定委員会（以下「選挙区画定委員会」という。）を設けるものとすること。

なお、改正案中の選挙区審査会に関する規定は、削除するものとすること。

選挙区画定委員会は、次の各号に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員七人をもつて構成するものとすること。

一　衆議院議長が推せんする学識経験者二人

二　国立国会図書館長

三　中央選挙管理会委員長

四　都道府県の選挙管理委員会を代表する者一人

五　市の選挙管理委員会を代表する者一人

六　町村の選挙管理委員会を代表する者一人

（二）　選挙区画定委員会は、次の各号に掲げる基準を総合的に考慮して選挙区割案を作成するものとして、この場合において本年三月十三日の選挙制度調査会の答申を尊重し、議員の定数は四百九十七人をこえないようにしなければならないものとすること。

(1)　各選挙区の人口は当該都道府県においては、なるべく均等になるようにすること。

(2)　行政区画は、なるべく尊重し、特に町村の区域は、分割しないこと。

(3)　地勢、交通、産業等の見地からの地域的一体性は、なるべく尊重すること。

（三）　選挙区画定委員会は、選挙区割の案を作成し、次の国会の常会までにこれを内閣総理大臣に提出するものとし、内閣総理大臣はその案に基いて別表改正案を作成し、国会に提出しなければならないものとすること。

2　立会演説会は、演説会場の秩序保持のための規定を整備した上存置するものとすること。

3　供託金は、現行法のとおり十万円とすること。

4　選挙犯罪者が逃亡した場合の時効期間を概ね現行の二倍（罪の種類により二年又は四年）に延長するものとすること。

5　本改正法中選挙区画定委員会に関する規定は、公布の日から、その他の規定は本改正法に基いて作成される別表の改正及び連座制強化のための附帯訴訟の手続に関する法律の公布の日から六月を経過した日以後に期日の公示された総選挙から施行するものとすること。

三　本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費は、約二千万円の見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

太田国務大臣より、「政府としてはその程度の費用の増加はやむを得ないものと考えている。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年五月十五日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　小澤佐重喜

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

目次中「第十三条（衆議院議員の選挙区）」を「第十三条（衆議院議員の選挙区）　第十三条の二（衆議院議員選挙区審査会）　第十三条の三（選挙区改定審議会）」に、「第二百一条の三　削除」を「第二百一条の三（政治活動の態様）　第二百一条の十（政談演説会等の制限）　第二百一条の十一（政談演説会等の告示）　第二百一条の十二（連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）　第二百一条の十三（政党その他の政治団体の機関紙誌）」に、「第二百一条の十（衆議院議員の選挙区）　第二百一条の十一（参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の態様）　第二百一条の十二（政談演説会等の制限）　第二百一条の十三（連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）　第二百一条の十四（政党その他の政治団体の機関紙誌）」を「第二百一条の十（政治活動の態様）　第二百一条の十一（政談演説会等の告示）　第二百一条の十二（連呼行為及び候補者の氏名記載の禁止）　第二百一条の十三（政党その他の政治団体の機関紙誌）」に、「第二百十条　削除」を「第二百十条　削除」に、「第二百十一条　削除」を「第二百十一条　削除」に、「第二百十二条　削除」を「第二百十二条　削除」に、「第二百十三条から第二百十五条まで　削除」を「第二百十三条から第二百十五条まで　削除」に、「第二百五十一条の二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効）」を「第二百五十一条の二（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）」に改める。

第四条第一項中「四百六十六人」を「四百九十七人」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

2　別表第一に掲げる郡の区域、支庁の所管区域、市町村の区域又は市の区域内の町、字若しくは地番の区域若しくは支所若しくは出張所の所管区域に変更があつても、選挙区は、なお、従前の区域による。但し、二以上の選挙区にわたつて市町村の境界変更があつたとき、又は所属未定地の市町村の区域への編入があつたときは、この限りでない。

3　前項但書の場合において、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地のあらたに属することとなつた市町村が二以上の選挙区に分れているときは、当該市町村の境界変更にかかる区域又は当該編入された所属未定地の選挙区の所属については、衆議院議員選挙区審査会の意見を聴いて内閣総理大臣が定める。

第十三条の次に次の二条を加える。

（衆議院議員選挙区審査会）

第十三条の二　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条第一項の規定に基いて、総理府に、衆議院議員選挙区審査会（以下本条中「審査会」という。）を置く。

2　審査会は、前条第三項の規定により内閣総理大臣に意見を答申する外、前年の十一月一日からその年の十月三十一日までの間における行政区画の変更に因る衆議院議員の選挙区の改定に関し、その必要の有無についての意見及び必要があると認める場合におけるその改定案を、毎年十一月三十日までに、内閣総理大臣に提出することを任務とする。

3　審査会は、委員五人をもつて組織する。

14　委員は、国会議員以外の者で、衆議院議員の被選挙権を有するものの中から、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

15　前項の任命に当つては、同一の政党その他の政治団体に属する者が二人以上とならないようにしなければならない。

16　第五条の二（中央選挙管理会）第四項、第五項及び第九項から第十一項までの規定は審査会の委員について、同条第十二項から第十六項までの規定は審査会について、準用する。この場合において、同条第四項第一号中「参議院議員」とあるのは「衆議院議員」と、同条第五項中「三人以上」とあるのは「二人以上」と、「二人以外」とあるのは「一人以外」と、同条第十項中「国会における指名に基いて」とあるのは「国会においてその同意を得て」と読み替えるものとする。

17　前各項に定めるものの外、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

（選挙区改定に関する法律案の提出）

第十三条の三　内閣総理大臣は、前条第二項の規定による改定案の提出があつたときは、その案に基いて、選挙区の改定に関する法律案を最近の国会に提出しなければならない。

第九十二条第一号中「十万円」を「二十万円」に改める。

第百三十六条第一号中「及び中央選挙管理会」を「、衆議院議員選挙区審査会の委員並びに中央選挙管理会及び衆議院議員選挙区審査会」に改める。

第百五十二条中「衆議院議員、」を削る。

第百五十五条第一項中「衆議院議員の選挙にあつては三日以内に、その他の選挙にあつては」を削る。

第百五十九条第一項中「命に従わないときは会場外に退去させることができる」を「命に従わない者がある場合において立会演説会の会場の秩序保持のため必要があると認めるときは、その者を会場外に退去させなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3　市町村の選挙管理委員会は、立会演説会の秩序保持に関するこの法律の規定の趣旨を聴衆に説明し、会場の見易い場所に掲示する等の方法により立会演説会の秩序保持に努めなければならない。

第百六十四条中「一回」の下に「（衆議院議員の選挙にあつては二回）」を加える。

第二百五十二条の二第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一　第二百一条の十第二項において準用する第百四十七条（文書図画の撤去）第一項の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

二　第二百一条の十第三項の規定又は同条第七項において準用する第百六十四条の二第五項（個人演説会の回数の確認）の規定に違反して政談演説会を開催したとき。

三　第二百一条の十第四項の規定に違反して自動車、船舶又は拡声機に表示をしなかつたとき。

四　第二百一条の十第五項の規定又は同条第七項において準用する第百四十四条第四項（ポスターの掲示責任者の氏名等の記載）若しくは第百四十五条（ポスターの掲示箇所）の規定に違反して第二百一条の五第一項第五号のポスター又は第六号に規定するポスターの類を掲示したとき。

五　第二百一条の十第七項において準用する第百四十七条の規定による撤去の処分に従わなかつたとき。

六　第二百一条の十一（参議院議員、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の態様）第一項但書又は第二項の規定に違反して演説をしたとき。

七　第二百一条の十一第三項の規定に違反して表示をしなかつたとき。

八　第二百一条の十一第四項若しくは第五項の規定又は同条第六項において準用する第百四十五条の規定に違反してポスターを掲示したとき。

第二百五十三条第一項中「一年」を「二年」に改め、同条第三項中「二年」を「四年」に改める。

第二百五十四条中「、選挙運動を総括主宰した者若しくは出納責任者が第二百二十一条（買収及び利害誘導罪）、第二百二十二条（多数人買収及び多数人利害誘導罪）、第二百二十三条（公職の候補者及び当選人に対する買収及び利害誘導罪）、第二百二十三条の二（新聞紙、雑誌の不法利用罪）若しくは第二百二十四条の二（おとり罪）の罪を犯し刑に処せられたとき又は出納責任者が第二百四十七条（選挙費用の法定額違反）の罪を犯し刑に処せられたとき」を削り、同条に次の一項を加える。

2　前項の規定は、第二百五十一条の三第一項（総括主宰者及び出納責任者の選挙犯罪に因る当選無効の訴訟）の規定による訴訟について当選を無効とする判決がその効力を生じた場合に準用する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

第一区	北海道	札幌市
		元町支所管内
		篠路支所管内
		北光区出張所管内
		幌北区出張所管内
		鉄東区出張所管内
		鉄西区出張所管内
		苗穂区出張所管内
		東北区出張所管内
		東区出張所管内
		中央区出張所管内
		白石町出張所管内
		菊水区出張所管内
		厚別町出張所管内
		豊平区出張所管内
第二区		札幌市
		第一区に属しない区域
第三区		江別市
		石狩支庁管内
第四区		小樽市
第五区		後志支庁管内
第六区		檜山支庁管内
		渡島支庁管内
		松前郡
第七区		上磯郡
		函館市
第八区		渡島支庁管内
		亀田郡
		茅部郡
		山越郡
第九区		室蘭市
		胆振支庁管内
		虻田郡
		有珠郡
		幌別郡
第十区		白老郡
		苫小牧市
		日高支庁管内
		胆振支庁管内
		勇払郡
第十一区		夕張市
		空知支庁管内
		夕張郡
第十二区		岩見沢市
		美唄市
		空知支庁管内
第十三区		樺戸郡
		空知郡
		栗沢町
		幌向村
		北村
		三笠町
		砂川町
		奈井江町
		芦別市
		赤平市
		空知支庁管内
		空知郡
		上砂川町
		歌志内町
第十四区		空知支庁管内
		雨竜郡
		空知郡
		滝川町
		江部乙町
		音江村
第十五区		留萌市
		留萌支庁管内
		宗谷支庁管内
		利尻郡
		礼文郡
		天塩郡
第十六区		稚内市
		士別市
		宗谷支庁管内
		宗谷郡
		枝幸郡
		上川支庁管内
		中川郡
		上川郡
		朝日村
		風連町
		名寄町
		下川町
第十七区		旭川市

上川支庁管内
上川郡
鷹栖村
東鷹栖村
永山町
神楽町
第十八区
上川支庁管内
勇払郡
空知郡
上川郡
東旭川村
東神楽村
当麻村
愛別村
上川町
東川村
美瑛町
比布村
剣淵村
和寒町
第十九区
帯広市
十勝支庁管内
上川郡
河東郡
河西郡
芽室町
御影村
第二十区
十勝支庁管内
中川郡
足寄郡
十勝郡
広尾郡
河西郡
大正村
中札内村
更別村
川西村
釧路国支庁管内
白糠郡
第二十一区
釧路市
一人

釧路国支庁管内
釧路郡
厚岸郡
阿寒郡
川上郡
第二十二区
網走市
根室支庁管内
網走支庁管内
斜里郡
網走郡
東藻琴村
第二十三区
北見市
網走支庁管内
網走郡
津別町
美幌町
女満別町
常呂郡
端野村
訓子府町
置戸町
留辺蘂町
相内村
紋別市
網走支庁管内
紋別郡
常呂郡
佐呂間町
若佐村
常呂町
青森県
第一区
青森市
東津軽郡
蟹田町
今別町
後潟村
蓬田村
平館村
三厩村
第二区
一人

下北郡
上北郡
野辺地町
横浜村
六ケ所村
東津軽郡
平内町
野内村
第三区
三本木市
上北郡
甲地村
天間林村
七戸町
大三沢町
十和田町
浦野館村
第四区
三戸郡
六戸村
百石町
下田村
第五区
八戸市
黒石市
南津軽郡
第六区
弘前市
中津軽郡
北津軽郡
板柳町
七和村
第八区
五所川原市
西津軽郡
北津軽郡
金木町
中里町
鶴田町
市浦村
小泊村
岩手県
一人

盛岡市
第一区
紫波郡
岩手郡
第二区
久慈市
九戸郡
二戸郡
第三区
宮古市
下閉伊郡
上閉伊郡
第四区
大槌町
釜石市
花巻市
遠野市
稗貫郡
和賀郡
東和町
上閉伊郡
大船渡市
陸前高田市
気仙郡
東磐井郡
第五区
宮守村
第六区
一関市
水沢市
北上市
胆沢郡
江刺郡
西磐井郡
和賀郡
江釣子村
湯田村
沢内村
宮城県
第七区
仙台市
第一区
二人

第二区
一人

秋田県
第一区
石越村
登米郡
栗原郡
玉造郡
第八区
米川村
錦織村
浅水村
上沼村
宝江村
吉田村
米山村
南方村
豊里町
石森町
米谷町
登米町
迫町
本吉郡
登米郡
第七区
気仙沼市
牡鹿郡
桃生郡
石巻市
第六区
加美郡
遠田郡
志田郡
古川市
第五区
黒川郡
宮城郡
塩釜市
第四区
柴田郡
名取郡
亘理郡
第三区
刈田郡
伊具郡
白石市
一人

秋田市
第二区
男鹿市
南秋田郡
山本郡
琴丘町
八竜村
山本村
第三区
能代市
大館市
鹿角郡
北秋田郡
山本郡
二ツ井町
八森町
藤里村
峰浜村
第四区
大曲市
仙北郡
神岡町
西仙北町
角館町
中仙町
生保内町
協和村
南外村
高梨村
仙北村
神代村
田沢村
檜木内村
西明寺村
太田村
千畑村
第五区
横手市
平鹿郡
浅舞町
雄物川町
大森町
山内村
醍醐村

一人　一人　二人　一人

吉田村
大雄村
仙北郡
六郷町
飯詰村
金沢町
金沢西根村
湯沢市
第六区
雄勝郡
平鹿郡
増田町
十文字町
本荘市
第七区
由利郡
山形県
山形市
第一区
米沢市
第二区
東置賜郡
南置賜郡
川西町
長井市
第三区
西置賜郡
東置賜郡
高畠町
赤湯町
和郷村
宮内町
第四区
上山市
東村山郡
南村山郡
北村山郡
東根町
第五区
村山市
寒河江市
西村山郡
第六区
新庄市

一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人

最上郡
北村山郡
大石田町
尾花沢町
第七区
酒田市
飽海郡
東田川郡
余目町
立川町
第八区
鶴岡市
西田川郡
東田川郡
朝日村
櫛引村
羽黒町
三川村
藤島町
福島県
福島市
第一区
信夫郡
伊達郡
第二区
郡山市
第三区
二本松町
安達郡
安積郡
岩根村
本宮町
大玉村
安達村
田村郡
第四区
岩代町
東和村
白沢村
安達郡
相馬市
原町市
相馬郡
第五区

一人　一人　一人　一人　一人　一人

双葉郡
大熊町
漂葉町
浪江町
大堀村
刈野村
津島村
葛尾村
第六区
平市
石城郡
好間村
小川町
三和村
四倉町
川前村
双葉郡
久ノ浜町
大久村
広野町
木戸村
竜田村
富岡町
川内村
第七区
勿来市
常磐市
磐城市
内郷市
石城郡
遠野町
田人村
第八区
白河市
東白川郡
西白河郡
須賀川市
第九区
石川郡
岩瀬郡
南会津郡
第十区
大沼郡
河沼郡

一人　一人　一人　一人　一人　一人

柳津町
第十一区
会津若松市
北会津郡
河沼郡
会津坂下町
笈川村
勝常村
日橋村
堂島村
高郷村
第十二区
喜多方市
耶麻郡
茨城県
水戸市
東茨城郡
常澄村
石崎村
赤塚村
茨城町
飯富村
大洗町
第二区
日立市
高萩市
常陸太田市
多賀郡
久慈郡
第三区
那珂湊市
那珂郡
勝田市
第四区
西茨城郡
東茨城郡
小川町
竹原村
堅倉村
内原村
常北町
桂村
御前山村

一人　一人　二人　一人　一人　一人

第五区
鹿島郡　一人
第六区
行方郡　一人
竜ヶ崎市
稲敷郡
北相馬郡
取手町
藤代町
利根町
第七区
土浦市　一人
筑波郡
第八区
石岡市　一人
新治郡
第九区
下館市　一人
下妻市
真壁郡
第十区
結城市　一人
水海道市
結城郡
北相馬郡
菅生村
第十一区
内守谷村　一人
守谷町
古河市
猿島郡
第一区
栃木県　一人
宇都宮市
宇都宮市役所姿川支所管内
宇都宮市役所城山支所管内
宇都宮市役所国本支所管内
宇都宮市役所篠井支所管内
宇都宮市役所富屋支所管内
宇都宮市役所中央出張所管内
宇都宮市役所戸祭出張所管内
宇都宮市役所西出張所管内
宇都宮市役所歌の橋出張所管内

第七区
小山市　一人
下都賀郡
国府村
壬生町
石橋町
国分寺町
桑村
絹村
間々田町
野木村
都賀村
静和村
富山村
小野寺村
岩舟村
藤岡町
水代村
第六区
栃木市　一人
下都賀郡
瑞穂村
佐野市
安蘇郡
第五区
足利郡　一人
第四区
足利市　一人
上都賀郡
鹿沼市
第三区
今市市　一人
日光市
河内郡
第一区に属しない区域
第二区
宇都宮市　一人
上河原町、小袋町、押切町
篠瀬町以外の区域
宇都宮市役所宮の橋出張所管内
宇都宮市役所宝木出張所管内
宇都宮市役所陽南出張所管内
宇都宮市役所城東出張所管内

第八区
真岡市　一人
芳賀郡
第九区
塩谷郡　一人
第十区
大田原市　一人
那須郡
群馬県
第一区
前橋市　一人
群馬郡
第二区
高崎市　一人
群馬郡
第三区
藤岡市　一人
京ヶ島村
滝川村
大類村
岩鼻村
倉賀野町
第四区
碓氷郡　一人
甘楽郡
多野郡
富岡市
第五区
渋川市　一人
吾妻郡
北群馬郡
伊香保町
長尾村
吉岡村
桃井村
群馬町
上郊村
相馬村
箕郷町
倉淵村
榛名町
寒川村
美田村

第六区
沼田市　一人
利根郡
勢多郡
北橘村
横野村
敷島村
富士見村
木瀬村
荒砥村
大胡町
宮城村
粕川村
第七区
伊勢崎市　一人
佐波郡
第八区
桐生市　一人
勢多郡
新里村
黒保根村
東村
山田郡
大間々町
第九区
太田市　二人
館林市
新田郡
邑楽郡
山田郡
毛里田村
矢場川村
休泊村
埼玉県
第一区
浦和市　一人
北足立郡
美笹村
戸田町
足立町
新座町
朝霞町
白郷井村
小野上村

第二区
大和町　一人
水谷村
川口市
北足立郡
蕨町
安行村
戸塚村
大門村
野田村
鳩ヶ谷町
第三区
春日部市　一人
北葛飾郡
松伏領村
吉川町
彦成村
早稲田村
東和村
生和村
八条村
南埼玉郡
八幡村
潮止村
越谷町
北足立郡
草加町
第四区
岩槻市　一人
南埼玉郡
宮代町
久喜町
蓮田町
白岡町
菖蒲町
北葛飾郡
栗橋町
静村
豊田村
鷲宮町
幸手町
杉戸町
泉村
第五区
大和町　一人
水谷村
川口市
北足立郡
蕨町
安行村
戸塚村
大門村
野田村
鳩ヶ谷町
第三区
春日部市　一人
北葛飾郡
松伏領村
吉川町
彦成村
早稲田村
東和村
生和村
八条村
南埼玉郡
八幡村
潮止村
越谷町
北足立郡
草加町
第四区
岩槻市　一人
南埼玉郡
宮代町
久喜町
蓮田町
白岡町
菖蒲町
北葛飾郡
栗橋町
静村
豊田村
鷲宮町
幸手町
杉戸町
泉村
第五区

行田市
加須市
羽生市
北埼玉郡
第六区　一人
大宮市
鴻巣市
北足立郡
与野町
上尾町
伊奈村
桶川町
北本宿村
第七区　一人
川越市
狭山市
入間郡
福岡村
大井村
鶴瀬村
南畑村
三芳村
坂戸町
鶴ケ島村
第八区　一人
飯能市
所沢市
入間郡
元狭山村
宮寺村
金子村
西武町
豊岡町
藤沢村
高萩村
日高町
東吾野村
原市場村
名栗村
吾野村
第九区　一人
東松山市
比企郡

入間郡
毛呂山町
越生町
第十区　一人
熊谷市
本庄市
深谷市
大里郡
大里村
妻沼町
豊里村
第十一区　一人
大里郡
寄居町
花園村
川本村
江南村
岡部村
秩父郡
両神村
大滝村
荒川村
影森村
横瀬村
浦山村
高篠村
三沢村
大田村
皆野町
野上町
槻川村
大河原村
第十二区　一人
秩父市
秩父郡
児玉郡
小鹿野町
三田川村
吉田町
上吉田村
倉尾村
千葉県
第一区　一人
千葉市

本庁管内
幕張支所管内
稲橋支所管内
生浜支所管内
検見川出張所管内
第二区　一人
千葉郡
泉町
船橋市
習志野市
千葉郡
八千代町
第三区　一人
市川市
松戸市
東葛飾郡
浦安町
南行徳町
第四区　一人
野田市
柏市
東葛飾郡
鎌ケ谷村
流山町
福田村
川間村
関宿町
我孫子町
沼南村
第五区　一人
成田市
佐倉市
印旛郡
香取郡
第六区　一人
佐原市
銚子市
第七区　一人
旭市
海上郡
第八区　一人
東金市
八日市場市
匝瑳郡

山武郡
九十九里町
成東町
蓮沼村
松尾町
山武町
横芝町
芝山町
第九区　一人
茂原市
長生郡
一宮町
長生村
白子町
豊岡村
本納町
長柄町
長南町
山武郡
大網白里町
土気町
第十区　一人
夷隅郡
長生郡
睦沢村
館山市
安房郡
第十一区　一人
木更津市
君津郡
袖ケ浦町
小櫃村
清和村
小糸町
富来田町
君津町
平川町
富津町
大佐和町
天羽町
峰上村
第十二区　一人
千葉市
第十三区　一人

第一区に属しない区域
市原郡
君津郡
上総町
東京都
第一区　一人
千代田区
港区
港区役所赤坂支所管内
第二区　一人
港区
第二区に属しない区域
第三区　一人
中央区
第四区　一人
台東区
台東区役所竹町出張所管内
台東区役所西町出張所管内
台東区役所上野出張所管内
台東区役所入谷出張所管内
台東区役所金杉出張所管内
台東区役所谷中出張所管内
第五区　一人
台東区
第四区に属しない区域
第六区　一人
文京区
第七区　一人
新宿区
角筈一丁目、角筈二丁目、角筈三丁目、歌舞伎町、東大久保一丁目、東大久保二丁目、東大久保三丁目、西大久保一丁目、西大久保二丁目、西大久保三丁目、西大久保四丁目、百人町一丁目、百人町二丁目、百人町三丁目、百人町四丁目、戸塚町一丁目、戸塚町二丁目、戸塚町三丁目、戸塚町四丁目、諏訪町、上落合一丁目、上落合二丁目、下落合一丁目、下落合二丁目、下落合三丁目、下落合四丁目、下落合五丁目、西落合一丁目、西落合二丁目、

第八区 新宿区	一人
第九区 品川区	二人
第十区 大田区	一人
第十一区 大田区	一人
第十二区 大田区	一人
第十三区 目黒区	一人
第十四区 渋谷区	一人
第十五区 世田谷区	一人

第七区に属しない区域
西落合三丁目、柏木一丁目、柏木二丁目、柏木三丁目、柏木四丁目、柏木五丁目、十二社、淀橋

大島支庁管内
三宅支庁管内
八丈支庁管内

大田区役所大森東出張所管内
大田区役所大森西出張所管内
大田区役所入新井出張所管内
大田区役所馬込出張所管内
大田区役所池上出張所管内
大田区役所新井宿出張所管内

大田区役所蒲田支所管内

第十区及び第十一区に属しない区域

東京都世田谷区役所第一出張所管内
東京都世田谷区役所第二出張所管内
東京都世田谷区役所第三出張所管内
東京都世田谷区役所第七出張所管内
東京都世田谷区役所第十二出張所管内
東京都世田谷区役所第十三出張所管内
東京都世田谷区役所第十四出張所管内

第十六区 世田谷区	一人
第十七区 世田谷区	一人
第十八区 杉並区	一人
第十九区 杉並区	一人
第二十区 中野区	一人

東京都世田谷区役所第四出張所管内
東京都世田谷区役所第五出張所管内
東京都世田谷区役所第六出張所管内
東京都世田谷区役所第八出張所管内
東京都世田谷区役所第十出張所管内
東京都世田谷区役所第十一出張所管内

第十五区及び第十六区に属しない区域

杉並区役所天沼出張所管内
杉並区役所荻窪出張所管内
杉並区役所上荻窪出張所管内
杉並区役所清省中通出張所管内
杉並区役所下井草出張所管内
杉並区役所上井草出張所管内
杉並区役所大宮前出張所管内
杉並区役所上高井戸出張所管内

第十八区に属しない区域

杉並区役所下高永福出張所管内

中野区役所南中野出張所管内
中野区役所宮園出張所管内
中野区役所鍋横出張所管内
中野区役所桃園出張所管内
中野区役所昭和出張所管内
中野区役所上高田出張所管内
中野区役所新井沼袋出張所管内
中野区役所野方町出張所管内
中野区役所大和町出張所管内

第二十一区 練馬区	一人
第二十二区 板橋区	一人
第二十三区 板橋区	一人
第二十四区 豊島区	一人

中野区に属しない区域

本庁管内
常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、上板橋町二丁目、上板橋町三丁目、上板橋町四丁目、上板橋町五丁目、上板橋町六丁目、上板橋町七丁目、志村清水町、志村本蓮沼町、志村前野町、志村町一丁目、志村町二丁目、志村町三丁目、志村町四丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、志村中台町、志村西台町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、長後一丁目、長後二丁目、志村蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目

東京都板橋区役所赤塚支所管内

第二十二区に属しない区域

東京都豊島区役所第三出張所管内
東京都豊島区役所第五出張所管内
東京都豊島区役所第六出張所管内
東京都豊島区役所第七出張所管内
東京都豊島区役所第八出張所管内
東京都豊島区役所第九出張所管内
東京都豊島区役所第九出張所管内
東京都豊島区役所第一特別出張所管内
東京都北区役所第二出張所管内

第二十五区 豊島区	一人
第二十六区 北区	一人
第二十七区 北区	一人
第二十八区 荒川区	一人
第二十九区 足立区	一人
第三十区 足立区	一人
第三十一区 葛飾区	一人

北区役所滝野川支所管内

第二十六区に属しない区域

足立区役所第六出張所管内
足立区役所第七出張所管内
足立区役所第八出張所管内
足立区役所第九出張所管内
足立区役所第十出張所管内
足立区役所第十一出張所管内
足立区役所第十四出張所管内
足立区役所第十五出張所管内
足立区役所第十六出張所管内
足立区役所第十七出張所管内

第二十九区に属しない区域

本庁管内
上平井町、上小松町、下小松町、平井中町、高砂町、諏訪町、奥戸本町、奥戸新町、鎌倉町、細田町

葛飾区役所新宿支所管内

第三十二区 葛飾区	一人
第三十三区 墨田区	一人
第三十四区 墨田区	一人
第三十五区 江東区	一人
第三十六区 江戸川区	一人
第三十七区 武蔵野市	一人
三鷹市	
調布市	
北多摩郡 狛江町	
第三十八区 北多摩郡	一人
小金井町	
砂川町	
村山町	
大和町	
東村山町	
清瀬町	
久留米村	
保谷町	
田無町	
小平町	
第三十九区 立川市	一人
府中市	
昭島市	
北多摩郡	
国立町	
国分寺町	

第三十一区に属しない区域

江東区役所城東支所亀戸出張所管内

第三十四区に属しない区域

江東区役所城東支所亀戸出張所管内

第四十区
八王子市
南多摩郡
第四十一区
青梅市
西多摩郡
神奈川県
第一区
中区
西区
第二区
南区
磯子区
第三区
保土ケ谷区
港北区
本庁管内
東山田町、北山田町、南山田町、大棚町、勝田町、茅ケ崎町、牛久保町、中川町、新羽町、新吉田町、高田町、日吉町、日吉本町、下田町、箕輪町、南綱島町、北綱島町、綱島町、樽町、大曽根町、太尾町、師岡町
川和出張所管内
山内出張所管内
第四区
神奈川区
港北区
第三区に属しない区域
第五区
鶴見区
第六区
川崎市
本庁管内
大師支所管内
田島支所管内
御幸支所管内
第七区
川崎市
第六区に属しない区域
第八区

金沢区
横須賀市
浦郷支所管内
田浦支所管内
逸見支所管内
第九区
横須賀市
本庁管内
衣笠支所管内
大津支所管内
浦賀支所管内
久里浜支所管内
北下浦支所管内
第十区
横須賀市
第八区及び第九区に属しない区域
鎌倉市
逗子市
三浦市
三浦郡
第十一区
戸塚区
藤沢市
第十二区
茅ケ崎市
相模原市
高座郡
寒川町
海老名町
大和町
綾瀬町
渋谷村
第十三区
厚木市
愛甲郡
津久井郡
高座郡
座間町
中郡
伊勢原町
第十四区
平塚市
秦野市
中郡

大磯町
二宮町
大野町
神田村
城島村
岡崎村
豊田村
金田村
土沢村
金目村
西秦野町
第十五区
小田原市
足柄上郡
足柄下郡
新潟県
第一区
新潟市
本庁管内
坂井輪支所管内
関屋出張所管内
入舟出張所管内
第二区
新潟市
大形支所管内
石山支所管内
鳥屋野支所管内
沼垂支所管内
山ノ下出張所管内
中蒲原郡
横越村
大江山村
曽野木村
両川村
亀田町
第三区
村上市
岩船郡
北蒲原郡
加治川村
中条町
築地村
乙村
第四区

新潟市
第一区及び第二区に属しない区域
新発田市
北蒲原郡
安田村
京ケ瀬村
水原町
笹岡村
神山村
長浦村
豊栄町
佐々木村
豊浦村
聖籠村
紫雲寺町
黒川村
第五区
新津市
五泉市
東蒲原郡
中蒲原郡
白根町
小須戸町
村松町
新潟村
第六区
燕市
西蒲原郡
三条市
加茂市
南蒲原郡
田上村
下田村
福島村
大面村
第七区
見附市
栃尾市
南蒲原郡
今町
中之島村
第八区
三島郡

三島町
与板町
大河津村
和島村
西越村
出雲崎町
寺泊町
古志郡
中野俣村
半蔵金村
第九区
長岡市
三島郡
片貝町
越路町
宮本村
大積村
関原町
日吉村
古志郡
種苧原村
太田村
竹沢村
東竹沢村
第十区
北魚沼郡
南魚沼郡
小千谷市
十日町市
中魚沼郡
柏崎市
刈羽郡
第十一区
新井市
東頸城郡
中頸城郡
第十二区
高田市
直江津市
糸魚川市
西頸城郡
第十三区
第十四区
第十五区

両津市
佐渡郡
富山県
第一区　一人
富山市
第二区　一人
魚津市
黒部市
下新川郡
第三区　一人
滑川市
中新川郡
上新川郡
第四区　一人
新湊市
射水郡
婦負郡
第五区　一人
高岡市
氷見市
第六区　一人
礪波市
東礪波郡
西礪波郡
石川県
第一区　一人
金沢市

始坂新道、広坂通、山田屋小路二番丁、山田屋小路一番丁、十三間町中丁、十三間町、上柿木畠、里見町、油車、池田町立丁、池田町一番丁、池田町二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、竪町、新竪町一丁目、新竪町二丁目、新竪町三丁目、茨木町、中本多町一番丁、中本多町二番丁、中本多町三番丁、中本多町四番丁、下本多町一番丁、下本多町二番丁、下本多町三番丁、下本多町四番丁、下本多町五番丁、下本多町六番丁、中本多町欠下丁、中本多町短丁、枝町、杉浦町、水溜町、鱗町、中川除町、百姓町、川岸町、早道町、下欠原町、片町、河原町、大工町、下柿木畠、石浦町、仙石町、長町川岸、上伝馬町、下伝馬町、横伝馬町、裏伝馬町、古寺町、裏古寺町、木倉町、南長門町、北長門町、長町一番丁、長町二番丁、長町三番丁、塩川町、宝船路町、犀川下川除町、大藪小路、高岡町上藪ノ内、茶木町、大手町、梅本町、梅本町東横丁、梅本町西横丁、上胡桃町、下胡桃町、餅坂辻通、味噌蔵町上中丁、味噌蔵町下中丁、味噌蔵町片原町、味噌蔵町東丁、殿町、中町、上今町、下今町、尾張町、九人橋下通、小将町一番丁、小将町二番丁、小将町三番丁、小将町中丁、味噌蔵町間ノ町、成瀬町、材木町一丁目、材木町二丁目、八坂、木曳町、品川町、板前町、上新町、下新町、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、天神町四丁目、尻垂坂通一丁目、尻垂坂通二丁目、尻垂坂通三丁目、小尻谷町、出羽一番丁、九枚町、田町、田町新道、柿木町、森町一番丁、森町二番丁、森町三番丁、裏御小人町、御小人町、上松原町、下松原町、上堤町、下堤町、青草町、袋町、石屋小路、栄町、南町、松ヶ枝町、高岡町、高岡町中藪ノ内、高岡町下藪ノ内、安江町、裏安江町、裏安江町一番丁、裏安江町二番丁、桶町、十間町、西町藪ノ内通、西町一番丁、西町二番丁、西町三番丁、西町四番丁、上近江町、下近江町、博労町、穴水町一番丁、穴水町二番丁、長土塀通、長土塀一番丁、長土塀二番丁、長土塀三番丁、長土塀四番丁、長町一番丁、長町二番丁、長町三番丁、長町四番丁、長町五番丁、長町六番丁、長町七番丁、長町八番丁、竹田町、古藤内町、三社七曲、三社弓ノ町、梅鉢清水、蔦町、三社五十人町一番丁、三社五十人町二番丁、三社五十人町三番丁、高儀町、下高儀町、谷町、福富町、鷹田町、西馬場町、新川除町、西御影町、富本町、元車町、大豆田町、大和町、穴水町三番丁、穴水町四番丁、宗叔町二番丁、大豆田新町、向中町、宗叔町三番丁、宗叔町四番丁、宗叔町五番丁、玉川町、長土塀四番丁、長土塀五番丁、長土塀六番丁、勝尾町、三社宮ノ前、三社宮ノ後、三社垣根町、三構、柳町、三社川岸、三社町、古道一番丁、白銀町、芳斉町、七宝町、新道、玉井町、英町、六枚町、島田町、弓ノ町、田丸町、穴水町五番丁、三社山田町、古道町、古道二番丁、古道、元菊町、木揚場町、長田弓ノ町一番丁、長田弓ノ町二番丁、長田弓ノ町三番丁、長田本町、長田町、醒ヶ井町、広岡町、南広岡町、深川町、日吉町、折違町、中橋町、大隅町、堀川角場町、中堀川町、東堀川町、西堀川町、淵上町、鍛冶町、鍛冶片原町、荒町一丁目、荒町二丁目、荒町三丁目、木新保一番丁、木新保二番丁、木新保三番丁、木新保四番丁、木新保五番丁、木新保六番丁、木新保七番丁、南安江町、此花町、横安江町、母衣町、彦三一番丁、彦三二番丁、彦三三番丁、彦三四番丁、彦三五番丁、彦三六番丁、彦三七番丁、彦三八番丁、五宝町、岩根町、塩屋町、巴町、笠市町、古傳指町、堀川間ノ町、象眼町、瓢箪町、浅野町、下浅野町、上中島町、浅野本町、梅沢町、浅野新町、水車町、下中島町、京町、乙丸町、高柳町、田中町、金屋町、裏金屋町、立川町、上牧町、中牧町、下牧町、鳴和町、御仲間町、平折町、元町、森山町一番丁、森山町二番丁、森山町三番丁、森山町四番丁、森山町五番丁、大衆免中通、井波町、大衆免片原町、大衆免七曲、大衆免亀淵町、大衆免堅町、大衆免横町、高道町、高道新町、山ノ上町一丁目、山ノ上町二丁目、山ノ上町三丁目、山ノ上町四丁目、山ノ上町五丁目、山下町、上小川町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、春日町四丁目、春日町五丁目、上田町、上大橋町、下大橋町、同心町、春日中丁、馬場一番丁、馬場二番丁、馬場三番丁、馬場四番丁、馬場五番丁、馬場六番丁、森下町、東馬場町、小橋町、木町一番丁、木町二番丁、木町三番丁、木町四番丁、木綿町、八幡町、卯辰高町、卯辰町、卯辰下町、愛宕一番丁、愛宕二番丁、愛宕三番丁、愛宕四番丁、下小川町、鶯町、子来町、浅野川上川除町、越中町、又五郎町、児玉小路、材木町三丁目、材木町四丁目、材木町五丁目、材木町六丁目、材木町七丁目、玄蕃町一番丁、玄蕃町二番丁、銀杏町、吹屋町、川端町、火除町、馬場崎町、桜町一番丁、桜町二番丁、桜町三番丁、桜町四番丁、桜町五番丁、桜町六番丁、並木町、並木下町、観音町一丁目、観音町二丁目、観音町三丁目、玄蕃町三巡り、備中町、横山町一番丁、横山町二番丁、横山町三番丁、橋場町、主計町、常盤町、末広町、御歩町一番丁、御歩町二番丁、御歩町三番丁、御歩町四番丁、御歩町五番丁、東御影町、尊国町、三十人町、東長江町、夕日寺町、伝燈寺町、牧町、小二又町、釣部町、神宮寺町、小坂町、御所町、三池町、神谷内町、福久町、法光寺町、柳橋町、百坂町、荒屋町、金市町、横枕町、疋田町、宮保町、千木町、千田町、今昭町、三浦町、三ツ口町、三ッ屋町、諸江町、割出町、北安江町、七ッ屋町、磯部町、松寺町、北寺町、沖町、大浦町、東蚊爪町、木越町、大河端町、須崎町、蚊爪町、北間町、戸水町、南新保町、御供田町、直江町、近岡町、大友町、粟崎町、五郎島町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、金石冬瓜町、金石上本町、金石海禅寺町、金石長田町、金石今町、金石新町、金石重胆寺町、金石達磨町、金石本町、金石横町、金石味噌屋町、金石下本町、金石上寺町、金石下寺町、金石通町、金石港町、金石上浜町、金石松前町、金石浜町、金石御塩蔵町、金石新潟町、金石下新浜町、金石上越前町、金石下越前町、金石御船町、金石鉄砲町、金石松原町、金石相生町、金石古河町、金石上新浜町、普正寺町、藤江町、畝田町、無量寺町、寺中町、観音堂町、松村町、桂町、西念町、薬師堂町、二口町、若宮町、

福井県

第一区　一人
福井市
坂井郡
吉田郡
河合村
森田町

第二区　一人
大野市
勝山市
大野郡
足羽郡
吉田郡
岡保村
東藤島村
松岡町

第三区　一人
武生市
鯖江市
今立郡
南条郡
上志比村
志比村

石川郡

第一区に属しない区域

第二区　一人
金沢市

第三区　一人
小松市
江沼郡
能美郡

第四区　一人
河北郡
羽咋郡

第五区　二人
七尾市
珠洲市
輪島市
鹿島郡
鳳至郡
珠洲郡

出雲町、桜田町、示野中町、示野町、大豆田本町、北町、二宮町、二ツ屋町、六丁町

山梨県

第一区　一人
甲府市
東山梨郡
山梨市

第二区　一人
塩山市
東八代郡

第三区　一人
大月市
富士吉田市
都留市
南都留郡
北都留郡

第四区　一人
西八代郡
南巨摩郡
中巨摩郡

第五区　一人
韮崎市
北巨摩郡
中巨摩郡
竜王村
敷島町
玉幡村
御影村
田之岡村
源村
白根町
芦安村
玉穂村
昭和村
田富村
若草村
櫛形町
豊村
甲西村

丹生郡

第四区　一人
敦賀市
小浜市
三方郡
遠敷郡
大飯郡

長野県

第一区　二人
長野市
須坂市
上水内郡
上高井郡
飯山市
中野市
下水内郡
下高井郡
埴科郡
更級郡
東山梨郡
東八代郡
上田市
小諸市
小県郡
北佐久郡
南佐久郡
諏訪市
諏訪郡
岡谷市
伊那市
上伊那郡
辰野町
箕輪町
小野村
川島村
南箕輪村
藤沢村
長藤村

第八区　一人
駒ヶ根市
上伊那郡
高遠町
飯島町
西春近村
七久保村
上片桐村
片桐村

第七区　一人
岡谷市
諏訪郡
伊那市
上伊那郡
辰野町
箕輪町
小野村
川島村
南箕輪村
藤沢村
長藤村

第六区　一人
諏訪市
諏訪郡
南佐久郡

第五区　一人
北佐久郡
小県郡

第四区　一人
上田市
小諸市
埴科郡

第三区　一人
更級郡
下高井郡

第二区　一人
飯山市
中野市
下水内郡

第一区　二人
長野市
須坂市
上水内郡
上高井郡
三方郡
遠敷郡
大飯郡

第四区　一人
敦賀市
小浜市

丹生郡

第一区　一人
甲府市

第二区　一人
塩山市

第三区　一人
大月市

第四区　一人
南都留郡
北都留郡

第五区　一人
韮崎市

南向村
河南村
美和村
伊那里村
三義村
下伊那郡
大島村
山吹村
市田村
座光寺村
上郷村
喬木村
豊丘村
生田村
大鹿村

第九区　一人
飯田市
下伊那郡
鼎町
松尾村
龍丘村
川路村
三穂村
伊賀良村
山本村
清内路村
会地村
伍和村
智里村
浪合村
平谷村
根羽村
下条村
富草村
大下条村
和合村
売木村
旦開村
神原村
平岡村
泰阜村
千代村
龍江村
下久堅村

上久堅村
上村
木沢村
遠山村

第十区　一人
松本市

第十一区　一人
東筑摩郡
西筑摩郡

第十二区　一人
大町市
北安曇郡
南安曇郡

岐阜県

第一区　一人
岐阜市
本庁管内
本荘支所管内
鏡島支所管内
市橋支所管内
三里支所管内
鶉支所管内
加納支所管内
西部支所管内
厚見支所管内
日野支所管内
長森北支所管内
長森南支所管内
岩支所管内

第二区　一人
岐阜市

第一区に属しない区域

関市
美濃市
武儀郡
山県郡

第三区　一人
本巣郡
揖斐郡
安八郡

第四区　一人
大垣市
不破郡

第五区　一人
羽島市
羽島郡
稲葉郡
海津郡

養老郡

第六区　一人
美濃加茂市
多治見市
土岐市
可児郡
土岐郡
加茂郡

坂祝村
富加村

第七区　一人
中津川市
恵那郡
瑞浪市
恵那郡

第八区　一人
郡上郡
益田郡
加茂郡

川辺町
下麻生町
七宗村
八百津町
久田見村
潮南村
福地村
蘇原村
黒川村
白川町
東白川村
佐見村

第九区　一人
高山市
吉城郡
大野郡

第一区　一人
静岡県
静岡市
一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、田町一丁目、柳町、安西一丁目、安西二丁目、安西三丁目、安西四丁目、安西五丁目、宮ヶ崎町、八千代町、安倍町、北番町、片羽町、材木町、末広町、若松町、神明町、葵町、研屋町、柚木町、土太夫町、上桶屋町、茶町一丁目、茶町二丁目、錦町、住吉町一丁目、住吉町二丁目、井宮町、水道町、籠上、籠上新田、伝馬町新田、辰起町、松富下組七間町、人宿町一丁目、上石町、両替町一丁目、両替町二丁目、呉服町一丁目、呉服町二丁目、常磐町一丁目、昭和町、御幸町、紺屋町、御器屋町、西草深町、東草深町一丁目、東草深町二丁目、東草深町三丁目、追手町、馬場町、車町、中町、富士見町、金座町、水落町一丁目、水落町二丁目、水落町三丁目、本通一丁目、本通二丁目、本通三丁目、長谷町、安東柳町、安東本町、安東一丁目、安東二丁目、安東三丁目、北安東町、北安東町、浅間町一丁目、浅間町二丁目、丸山町、大岩町一丁目、大岩町二丁目、大岩、大岩宮下町、音羽町、東鷹匠町、横内町、太田町、上沓谷町、西千代田町、緑町、巴町、銭座町、瓦場町、春日町、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、鷹匠町三丁目、伝馬町、栄町、日吉町、相生町一丁目、相生町二丁目、日出町、横田町一丁目、横田町二丁目、横田町三丁目、東町、春日町一丁目、春日町二丁目、春日町三丁目、沓谷、沓谷一丁目、沓谷二丁目、沓谷三丁目、沓谷四丁目、沓谷五丁目、千代田、上土新田、上土豊地新田、浅畑沼新田、下足洗新田、川合新田、上足洗、南沼上、沓谷、川合新田、北、東、羽高、有永、南、池ヶ谷、浅畑新田、豊原町、曲金一丁目、曲金二丁目、曲金三丁目、曲金四丁目、曲金五丁目、曲金、柚木、長沼、小黒、小黒一丁目、小黒二丁目、小黒三丁目、小黒四丁目、小黒五丁目、小黒六丁目、小黒七丁目、小黒八丁目、東若松町一丁目、東若松町二丁目、東若松町三丁目、東若松町四丁目、宮前町、小曳、有東、池田、聖一色、古庄、栗原、国吉田、瀬名、瀬名川、北沼上、長尾、平山、松富上組、与一右衛門新田、福田ヶ谷、下、牛妻、門屋、郷島、野田平、俵峰、油島、俵沢

第二区　一人
静岡市
第一区に属しない区域

第三区　一人
清水市
庵原郡

第四区　一人
富士宮市
吉原市
富士市
富士郡

第五区　一人
三島市
御殿場市
田方郡
伊豆長岡町
修善寺町
戸田村
土肥町
西豆村
函南村

第六区　一人
沼津市
駿東郡
原町
清水村
長泉村
須山村
富岡村

第七区　一人
熱海市
伊東市
賀茂郡
田方郡
網代町

第八区　一人
焼津市
藤枝市
志太郡
岡部町
広幡村
大井川町
島田市
榛原郡
志太郡
東川根村
徳山村

第十区　一人
掛川市
龍山村
大仁町
北狩野村
下狩野村
中狩野村
上狩野村
下大見村
中大見村
上大見村
駿東郡
裾野町
深良村
須走村
北郷村
小山町

第十一区　一人
小笠郡
周智郡
磐田郡
浅羽村
袋井町
竜川村
竜山村
浦川町
佐久間村
山香村
城西村
水窪町

第十二区　一人
磐田市
磐田郡
田原村
福田町
於保村
竜洋町
豊田村
豊岡村
二俣町
光明村
上阿多古村
下阿多古村
熊村
浜名
浜名郡
北浜村
赤佐村
中瀬村
積志村
引佐郡
龍玉村

第十三区　一人
浜松市
本庁管内
新津支所管内
白脇支所管内
五島支所管内
芳川支所管内
河輪支所管内
曳馬支所管内

第十四区	浜松市	浜名郡
	第十三区に属しない区域	可美村
	中ノ町支所管内	篠原村
	飯田支所管内	舞阪町
	浜松市	新居町
	浜名郡	湖西町
	可美村	庄内村
	篠原村	和地村
	舞阪町	伊佐見村
	新居町	雄踏町
	湖西町	入野村
	庄内村	引佐郡
	和地村	細江町
	伊佐見村	引佐町
	雄踏町	三ケ日町
	入野村	愛知県
	引佐郡	
	細江町	
	引佐町	
	三ケ日町	
	愛知県	

第一区	東区	笠井支所管内
	中区	長上支所管内
		和田支所管内
第二区	北区	中ノ町支所管内
	西区	飯田支所管内
第三区	瑞穂区	律人町、花見通二丁目、花見通三丁目、上山町一丁目、上山町二丁目、上山町三丁目、上山町四丁目、高塚町、滝川町、檀渓通三丁目、檀渓通四丁目、檀渓通五丁目、南山町、山中町二丁目、山里町、山手通一丁目、山手通二丁目、山手通三丁目、山手通四丁目、山手通五丁目、八事本町、五軒家町、妙見町、汐見町、広路町字石坂、広路町字北石坂、広路町字池田、広路町字南山、広路町字梅園、広路町字松風園、広路町字雲雀ケ丘、広路町字隼人、駒方町一丁目、駒方町二丁目、駒方町三丁目、駒方町四丁目、駒方町五丁目、駒方町六丁目、川名山町、川名山町一丁目、石仏町一丁目、石仏町二丁目、戸田町一丁目、戸田町二丁目、戸田町三丁目、戸田町四丁目、戸田町五丁目、陶生町一丁目、陶生町二丁目、若柳町一丁目、若柳町二丁目、若柳町三丁目、鶴羽町三丁目、長池町一丁目、長池町二丁目、長池町三丁目、長池町四丁目、長池町五丁目、長池町六丁目、長戸町一丁目、長戸町二丁目、長戸町三丁目、長戸町四丁目、長戸町五丁目、長戸町六丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、松風町一丁目、松風町二丁目、松風町三丁目、藤成通一丁目、藤成通二丁目、藤成通三丁目、藤成通四丁目、藤成通五丁目、藤成通六丁目、台町一丁目、台町二丁目、台町三丁目、小桜町三丁目、紅梅町一丁目、紅梅町二丁目、紅梅町三丁目、御器所通一丁目、御器所通二丁目、御器所通三丁目、恵方町一丁目、恵方町二丁目、恵方町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、阿由知通四丁目、阿由知通五丁目、荒田町一丁目、荒田町二丁目、荒田町三丁目、荒田町四丁目、荒田町五丁目、桜山町一丁目、桜山町二丁目、桜山町三丁目、桜山町四丁目、桜山町五丁目、桜山町六丁目、幸楽町一丁目、幸楽町二丁目、御器所町字木市、楼井町一丁目、楼井町二丁目、木市町、島西町一丁目、島西町二丁目、島西町三丁目、洲原町一丁目、洲原町二丁目、洲原町三丁目、洲原町四丁目、洲原町五丁目、洲原町六丁目、吸場町一丁目、吸場町二丁目、吸場町三丁目、都島町一丁目、都島町二丁目、村田町一丁目、村田町二丁目、村田町三丁目、村田町四丁目、御器所町一丁目、御器所町二丁目、御器所町三丁目、御器所町四丁目、御器所町五丁目、御器所町六丁目、御器所町七丁目、御器所町八丁目、御器所町九丁目、御器所町字出口、御器所町字永金、御器所町字荒畑、円上町一丁目、円上町二丁目、円上町三丁目、島退町一丁目、島退町二丁目、島退町三丁目、堀江町一丁目、堀江町二丁目、堀江町三丁目、堀江町四丁目、堀江町五丁目、堀江町六丁目、堀江町七丁目、堀江町八丁目、鎌田町一丁目、鎌田町二丁目、鎌田町三丁目、鎌田町四丁目、鎌田町五丁目、鎌田町六丁目、高辻通一丁目、高辻通二丁目、高辻通三丁目、福江町一丁目、福江町二丁目、福江町三丁目、福江町四丁目、福江町五丁目、福江町六丁目、江越町一丁目、江越町二丁目、江越町三丁目、白金町一丁目、白金町二丁目、白金町三丁目、白金町四丁目、白金町五丁目、白金町六丁目	中川区	山手通四丁目、山手通五丁目、八事本町、五軒家町、妙見町、汐見町、広路町字石坂、広路町字北石坂、広路町字池田、広路町字南山、広路町字梅園、広路町字松風園、広路町字雲雀ケ丘、広路町字隼人、駒方町一丁目、駒方町二丁目、駒方町三丁目、駒方町四丁目、駒方町五丁目、駒方町六丁目、川名山町、川名山町一丁目、石仏町一丁目、石仏町二丁目、戸田町一丁目、戸田町二丁目、戸田町三丁目、戸田町四丁目、戸田町五丁目、陶生町一丁目、陶生町二丁目、若柳町一丁目、若柳町二丁目、若柳町三丁目、鶴羽町三丁目、長池町一丁目、長池町二丁目、長池町三丁目、長池町四丁目、長池町五丁目、長池町六丁目、長戸町一丁目、長戸町二丁目、長戸町三丁目、長戸町四丁目、長戸町五丁目、長戸町六丁目、大和町一丁目、大和町二丁目、松風町一丁目、松風町二丁目、松風町三丁目、藤成通一丁目、藤成通二丁目、藤成通三丁目、藤成通四丁目、藤成通五丁目、藤成通六丁目、台町一丁目、台町二丁目、台町三丁目、小桜町三丁目、紅梅町一丁目、紅梅町二丁目、紅梅町三丁目、御器所通一丁目、御器所通二丁目、御器所通三丁目、恵方町一丁目、恵方町二丁目、恵方町三丁目、天神町一丁目、天神町二丁目、天神町三丁目、阿由知通四丁目、阿由知通五丁目、荒田町一丁目、荒田町二丁目、荒田町三丁目、荒田町四丁目、荒田町五丁目、桜山町一丁目、桜山町二丁目、桜山町三丁目、桜山町四丁目、桜山町五丁目、桜山町六丁目、幸楽町一丁目、幸楽町二丁目、御器所町字木市、楼井町一丁目、楼井町二丁目、木市町、島西町一丁目、島西町二丁目、島西町三丁目、洲原町一丁目、洲原町二丁目、洲原町三丁目、洲原町四丁目、洲原町五丁目、洲原町六丁目、吸場町一丁目、吸場町二丁目、吸場町三丁目、都島町一丁目、都島町二丁目、村田町一丁目、村田町二丁目、村田町三丁目、村田町四丁目、御器所町一丁目、御器所町二丁目、御器所町三丁目、御器所町四丁目、御器所町五丁目、御器所町六丁目、御器所町七丁目、御器所町八丁目、御器所町九丁目、御器所町字出口、御器所町字永金、御器所町字荒畑、円上町一丁目、円上町二丁目、円上町三丁目、島退町一丁目、島退町二丁目、島退町三丁目、堀江町一丁目、堀江町二丁目、堀江町三丁目、堀江町四丁目、堀江町五丁目、堀江町六丁目、堀江町七丁目、堀江町八丁目、鎌田町一丁目、鎌田町二丁目、鎌田町三丁目、鎌田町四丁目、鎌田町五丁目、鎌田町六丁目、高辻通一丁目、高辻通二丁目、高辻通三丁目、福江町一丁目、福江町二丁目、福江町三丁目、福江町四丁目、福江町五丁目、福江町六丁目、江越町一丁目、江越町二丁目、江越町三丁目、白金町一丁目、白金町二丁目、白金町三丁目、白金町四丁目、白金町五丁目、白金町六丁目、西日置町一丁目、西日置町二丁目、西日置町三丁目、西日置町四丁目、西日置町五丁目、西日置町六丁目、西日置町七丁目、西日置町八丁目、西日置町九丁目、西日置町十丁目、西日置町字桑木島、西日置町字南出、西日置町字上鵜垂、西日置町字流レ、西日置町字長島、運河通一丁目、柳堀町一丁目、柳堀町二丁目、松重町、南平野町字北田、南平野町字前田、広住町、無番地（中川運河用地北支線七号地から十一号地まで）、無番地（中川運河用地東支線一号地から十六号地まで）、西宮町一丁目、西宮町二丁目、西宮町三丁目、笈瀬町一丁目、笈瀬町二丁目、横堀町一丁目、横堀町二丁目、横堀町三丁目、露橋町、向町一丁目、向町二丁目、向町三丁目、前並町、広川町一丁目、広川町二丁目、広川町三丁目、広川町四丁目、広川町五丁目、東出町一丁目、東出町二丁目、東出町三丁目、無番地（中川運河用地北幹線五号地から八号地まで）、西古渡町一丁目、西古渡町二丁目、西古渡町三丁目、西古渡町四丁目、西古渡町五丁目、西古渡町六丁目、西古渡町字水深、西古渡町字島ノ前、童子町一丁目、童子町二丁目、童子町三丁目、童子町四丁目、童子町五丁目、尾頭橋通一丁目、尾頭橋通二丁目、尾頭橋通三丁目、八千代通一丁目、八幡町一丁目、八幡町二丁目、八幡町三丁目、八幡町四丁目、八幡町五丁目、八幡町六丁目、八熊通二丁目、八熊通六丁目、八熊町字井桁畔、

八熊町字畑代、八熊町字笠取、八熊町字津坂、八熊町字長町、八熊町字野畔、八熊町字柳原、八熊町字小山、八熊町字五反畑、八熊町字寺田、八熊町字出郷、八熊町字荒江、八熊町字三反田、八熊町字木場畔、八熊町字島ノ山、八熊町字西越、八熊町字中川新田、八熊町字上新田、八熊町字下西越、八熊町字小屋畑、八熊町字苗田、八熊町字下新谷、八熊町字四ケ後、八熊町字東起、八熊町字村東、八熊町字上脇、八熊町字下脇、八熊町字瀬戸畑、八熊町字下新田、八熊町字沖ノ畑、八熊町字古海道、八熊町字五女子西、八熊町字西石場、八熊町字二本杁、八熊町字東脇、八熊町字上新ケ谷、八熊町字掛上リ、八熊町字石場、八熊町字二女子境、八熊町字三味越、八熊町字五升田、八熊町字中街道、八熊町字大池、八熊町字南荒江、小山町、応仁町一丁目、応仁町二丁目、牛立町一丁目、牛立町二丁目、牛立町三丁目、牛立町四丁目、牛立町五丁目、野立町字下川田のうち熱田区に属しない区域、野立町字荒越のうち熱田区に属しない区域、野立町字喧嘩池のうち熱田区に属しない区域、野立町字三味越のうち熱田区に属しない区域、野立町字上ノ切、野立町字下ノ切、野立町字上川田、野立町字七百成、野立町字水落、野立町字海道畔のうち熱田区に属しない区域、野立町字大山、野立町字内新田、野立町字西新開、野立町字東河田、野立町字下地、野立町字坍田、野立町字野田、野立町字子新田、野立町字新落山、野立町字瀬戸、野立町字段ノ上、野立町字七畝割、清川町一丁目、清川町二丁目、清川町三丁目、清川町四丁目、清川町五丁目、清川町六丁目、石場町、二女子町一丁目、二女子町二丁目、二女子町三丁目、二女子町四丁目、二女子町五丁目、二女子町六丁目、二女子町七丁目、富川町一丁目、富川町二丁目、富川町三丁目、富川町四丁目、富川町五丁目、八幡本通二丁目、八島町一丁目、柳島町一丁目、柳島町二丁目、柳島町三丁目、柳島町四丁目、柳島町五丁目、柳島町六丁目、無番地（中川運河用地中幹線二十一号地から三十八号地の一まで）、八剱町一丁目、八剱町二丁目、八剱町三丁目、八剱町四丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目、玉川町三丁目、玉川町四丁目、外新町一丁目、外新町二丁目、外新町三丁目、外新町四丁目、福川町一丁目、福川町二丁目、福川町三丁目、福川町四丁目、福川町五丁目、熱田新田東組字西川縁り、熱田新田東組字東川縁り、熱田新田東組字十一番割、熱田新田東組字八、九ノ割、熱田新田東組字十番割、十番町一丁目、十番町二丁目、十番町三丁目、十番町四丁目、十番町五丁目、十番町六丁目、十一番町一丁目、十一番町二丁目、十一番町三丁目、十一番町四丁目、十一番町五丁目、十一番町六丁目、十一番町七丁目

南区

明治町一丁目、明治町二丁目、明治町三丁目、豊門町一丁目、豊門町二丁目、豊門町三丁目、豊門町四丁目、豊門町五丁目、南陽通一丁目、南陽通二丁目、南陽通三丁目、南陽通四丁目、南陽通五丁目、南陽通六丁目、豊郷町一丁目、豊郷町二丁目、豊郷町三丁目、豊郷町四丁目、豊郷町五丁目、豊郷町六丁目、豊郷町七丁目、豊田本町一丁目、豊田本町二丁目、豊中町一丁目、豊中町二丁目、紀左衛門通一丁目、紀左衛門通二丁目、紀左衛門通三丁目、紀左衛門通四丁目、一条町一丁目、一条町二丁目、二条町一丁目、二条町二丁目、二条町三丁目、三条町一丁目、三条町二丁目、四条町一丁目、四条町二丁目、四条町三丁目、四条町四丁目、江戸町一丁目、江戸町二丁目、江戸町三丁目、屋敷町一丁目、屋敷町二丁目、屋敷町三丁目、屋敷町四丁目、繰出町一丁目、繰出町二丁目、繰出町三丁目、繰出町四丁目、繰出町五丁目、繰出町南一丁目、繰出町南二丁目、繰出町南三丁目、繰出町南四丁目、繰出町南五丁目、繰出町北一丁目、繰出町北二丁目、繰出町北三丁目、繰出町北四丁目、繰出町北五丁目、豊田町字四ノ割、豊田町字五ノ割、豊田町字六ノ割、豊田町字ロノ割、豊田町字ハノ割、豊田町字ニノ割、豊田町字ホノ割、豊田町字ヘノ割、豊田町字チノ割、豊田町字リノ割、豊田町字ヌノ割、豊田町字ルノ割、豊田町字ヲノ割、豊田町字カノ割、豊田町字タノ割、豊田町字レノ割、豊田町字屋敷裏、豊田町字下ノ割、豊田町字大手堤、豊田町字氷室道西、豊田町字氷室道東、豊田町字道徳巳新田、豊田町字道徳東畑、豊田町字道徳西畑、豊田町字道徳西ノ割、豊田町字戸部下川並、豊田町字戸部下川原、豊田町字戸部下西堤、豊田町字戸部下一番割、豊田町字戸部下二番割、豊田町字戸部下三番割、豊田町字戸部下四番割、豊田町字重畑、豊田町字宮西、豊田町字中道、豊田町字畑割、豊田町字南堤、豊田町字新畑、豊田町字中田、豊田町字汐遊、豊田町字堅ノ割、豊田町字東割、豊田町字汐除川、豊田町字忠次上ノ割、豊田町字中ノ割、氷室町一丁目、氷室町二丁目、氷室町三丁目、氷室町四丁目、上通町一丁目、上通町二丁目、上通町三丁目、上通町四丁目、上通町南一丁目、上通町南二丁目、上通町南三丁目、上通町南四丁目、上通町北一丁目、上通町北二丁目、上通町北三丁目、中通町一丁目、中通町二丁目、中通町三丁目、中通町四丁目、中通町五丁目、中通町南一丁目、中通町南二丁目、中通町南三丁目、中通町南四丁目、中通町南五丁目、中通町北一丁目、中通町北二丁目、中通町北三丁目、中通町北四丁目、元禄通一丁目、元禄通二丁目、元禄通三丁目、元禄通四丁目、元禄通五丁目、蒲田町一丁目、蒲田町二丁目、蒲田町三丁目、蒲田町四丁目、蒲田町五丁目、蒲田町六丁目、蒲田町七丁目、蒲田町八丁目、蒲田町九丁目、蒲田町南一丁目、蒲田町南二丁目、蒲田町南三丁目、蒲田町南四丁目、蒲田町南六丁目、蒲田町南七丁目、蒲田町南八丁目、蒲田町南九丁目、蒲田町北一丁目、蒲田町北二丁目、蒲田町北三丁目、蒲田町北四丁目、蒲田町北五丁目、蒲田町北六丁目、蒲田町北七丁目、蒲田町北八丁目、太郎町一丁目、太郎町二丁目、太郎町三丁目、太郎町四丁目、太郎町五丁目、太郎町六丁目、太郎町南一丁目、太郎町南二丁目、太郎町南三丁目、太郎町南四丁目、太郎町南五丁目、太郎町南六丁目、太郎町北一丁目、太郎町北二丁目、太郎町北三丁目、太郎町北四丁目、太郎町北五丁目、太郎町北六丁目、豊本通一丁目、豊本通二丁目、豊本通三丁目、豊本通四丁目、豊本通五丁目、豊本通南一丁目、豊本通南二丁目、豊本通南三丁目、豊本通南四丁目、豊本通南五丁目、豊本通南六丁目、豊本通南七丁目、豊本通北一丁目、豊本通北二丁目、豊本通北三丁目、豊本通北四丁目、道徳本町一丁目、道徳本町二丁目、道徳本町三丁目、道徳本町四丁目、道徳本町五丁目、道徳本町六丁目、道徳本町七丁目、道徳本町八丁目、道徳本町九丁目、忠道町、忠次町、元文通、祐竹通、豊代町、戸部下町、三新通一丁目、三新通二丁目、三新通三丁目、三新通四丁目、道徳新町一丁

目、道徳新町二丁目、道徳新町三丁目、道徳新町四丁目、道徳新町五丁目、道徳新町六丁目、道徳新町七丁目、道徳新町八丁目、道徳新町九丁目、観音町一丁目、観音町二丁目、観音町三丁目、観音町四丁目、観音町五丁目、観音町六丁目、観音町七丁目、観音町八丁目、観音町九丁目、堤町一丁目、堤町二丁目、堤町三丁目、堤町四丁目、堤町五丁目、泉楽通一丁目、泉楽通二丁目、泉楽通三丁目、泉楽通四丁目、道徳通一丁目、道徳通二丁目、道徳通三丁目、五条町一丁目、五条町二丁目、五条町三丁目、六条町一丁目、六条町二丁目、六条町三丁目、七条町一丁目、七条町二丁目、七条町三丁目、道徳北町一丁目、道徳北町二丁目、道徳北町三丁目

第四区　一人
中村区
中川区
第三区に属しない区域

第五区　一人
千種区
昭和区
第三区に属しない区域

第六区　一人
津島市
海部郡

第七区　一人
一宮市
一宮市葉栗支所管内
一宮市北方町支所管内
一宮市大和町支所管内
一宮市今伊勢町支所管内
一宮市奥町支所管内
一宮市萩原町支所管内
尾西市
葉栗郡
中島郡

第八区　一人
一宮市
第七区に属しない区域

犬山市
江南市
丹羽郡

第九区　一人
春日井市
守山市
小牧市
西春日井郡

第十区　一人
瀬戸市
東春日井郡
愛知郡

第十一区　一人
南区
第三区に属しない区域

半田市
知多郡
東浦町
大府町
有松町
大高町
上野町
武豊町

第十二区　一人
常滑市
知多郡
阿久比町
横須賀町
知多町
小鈴谷町
内海町
豊浜町
師崎町
篠島村
日間賀島村

第十三区　一人
美浜町
西尾市
碧南市
幡豆郡

第十四区　一人

第一区　三人
三重県
津市
安濃郡
河芸郡
一志郡
香良洲町
久居町

第二区　一人

安城市
刈谷市
碧海郡
高浜町
桜井町
六ツ美町
知立町

第十五区　一人
挙母市
東加茂郡
西加茂郡
碧海郡
高岡村
上郷村

第十六区　一人
岡崎市
額田郡

第十七区　一人
豊川市
北設楽郡
南設楽郡
八名郡
宝飯郡
一宮村

第十八区　二人
豊橋市
蒲郡市
渥美郡
宝飯郡
御油町
音羽町
小坂井町
御津町
形原町
西浦町

桑名市
桑名郡
員弁郡
三重郡
朝日町
川越町
保々村
竹永村
朝明村

第三区　一人
四日市市

鈴鹿市
亀山市
鈴鹿郡
三重郡
菰野町
楠町
水沢村

第四区　一人
鈴鹿市

上野市
鵜川原村
名張市
阿山郡
名賀郡
一志郡

第五区　一人

松阪市
美杉村
白山町
一志郡
多気郡
飯南郡
嬉野町
三雲村
度会郡
玉城町
小俣町
滝原町
南勢町
御薗村
下外城田村
七保村

第六区　二人

伊勢市
鳥羽市
志摩郡
度会郡
南島町
柏崎村
大内山村
滋賀県

第一区　一人
大津市
滋賀郡
高島郡

第二区　一人
草津市
栗太郡
甲賀郡

第三区　一人
近江八幡市
八日市市
蒲生郡
野洲郡

第四区　一人
彦根市
犬上郡
愛知郡
神崎郡

第五区　一人
長浜市
坂田郡
東浅井郡
伊香郡

第一区　一人
京都府

第二区　一人
中京区

第七区　一人
度会郡
度会村

第八区　一人
二見町
尾鷲市
熊野市
北牟婁郡
南牟婁郡
度会郡

第三区　一人
上京区
左京区
第四区　一人
右京区
北区
第五区　一人
下京区
南区
第六区　一人
東山区
伏見区
第七区　一人
宇治市
久世郡
乙訓郡
綴喜郡
相楽郡
第八区　一人
綾部市
亀岡市
何鹿郡
船井郡
南桑田郡
北桑田郡
第九区　一人
舞鶴市
福知山市
加佐郡
天田郡
第十区　一人
宮津市
与謝郡
中郡
竹野郡
熊野郡

大阪府

第一区　一人
東区
東成区
第二区　一人
城東区
第三区　一人
都島区
旭区
第四区　一人
北区
大淀区
福島区
第五区　一人
東淀川区
第六区　一人
西淀川区
此花区
第七区　一人
西区
港区
大正区
第八区　一人
南区
天王寺区
浪速区
第九区　一人
西成区
第十区　一人
阿倍野区
第十一区　一人
住吉区
第十二区　一人
東住吉区
第十三区　一人
生野区
第十四区　一人
豊中市
池田市
豊能郡
三島郡
豊川村
第十五区　一人
吹田市
茨木市
三島郡
三宅村
味舌村
味生村
鳥飼村
第十六区　一人
高槻市
枚方市
三島郡
島本町
富田町
第十七区　一人
守口市
寝屋川市
北河内郡
第十八区　一人
布施市
河内市
第十九区　一人
八尾市
枚岡市
松原市
中河内郡
南河内郡
志紀町
国分町
第二十区　一人
富田林市
河内長野市
南河内郡
石川村
磯長村
山田村
白木村
河内村
中村
赤阪村
千早村
東条村
南八下村
北八下村
古市町
駒ケ谷村
西浦村
狭山町
登美丘町
日置荘町
平尾村
黒山村
丹南村
丹比村
埴生村
高鷲町
藤井寺町
道明寺町
第二十一区　一人
堺市
本庁管内
第二十二区　一人
堺市
第二十一区に属しない区域
泉北郡
高石町
福泉町
美木多村
泉ケ丘町
第二十三区　一人
岸和田市
泉大津市
泉北郡
信太村
和泉町
忠岡町
八坂町
北池田村
北松尾村
南池田村
南横山村
横山村
南松尾村
第二十四区　一人
貝塚市
泉佐野市
泉南郡

兵庫県

第一区　二人
東灘区
灘区
葺合区
生田区
兵庫区
本庁管内
楠谷町、梅元町、矢部町、神田町、馬場町、五宮町、上祇園町、下祇園町、上三条町、下三条町、平野町、湊山町、雪御所町、山王町一丁目、山王町二丁目、天王町一丁目、天王町二丁目、天王町三丁目、鳥原村、千鳥町一丁目、千鳥町二丁目、千鳥町三丁目、千鳥町四丁目、都由乃町一丁目、都由乃町二丁目、都由乃町三丁目、石井町一丁目、石井町二丁目、石井町三丁目、石井町四丁目、石井町五丁目、石井村、菊水町一丁目、菊水町二丁目、菊水町三丁目、菊水町四丁目、菊水町五丁目、菊水町六丁目、菊水町七丁目、菊水町八丁目、菊水町九丁目、菊水町十丁目、湊川町一丁目、湊川町二丁目、湊川町三丁目、湊川町四丁目、湊川町五丁目、湊川町六丁目、湊川町七丁目、湊川町八丁目、湊川町九丁目、湊川町十丁目、大同町一丁目、大同町二丁目、大同町三丁目、大同町四丁目、大同町五丁目、熊野町一丁目、熊野町二丁目、熊野町三丁目、熊野町四丁目、熊野町五丁目、夢野町一丁目、夢野町二丁目、夢野町三丁目、夢野町四丁目、氷室町一丁目、氷室町二丁目、北山町、里山町、鵯越町、清水町、小山町、滝山町、鵯越筋
有馬出張所管内
有野出張所管内
山田出張所管内
道場出張所管内
八多出張所管内
大沢出張所管内
長尾出張所管内
第二区　二人

長田区
須磨区
垂水区
兵庫区
第一区に属しない区域
一人

第三区
西宮市
本庁管内
鳴尾支所管内
瓦木支所管内
甲東支所管内
芦屋市
一人

第四区
尼崎市
本庁管内
尼崎市役所大庄支所管内
一人

第五区
尼崎市
第四区に属しない区域
一人

第六区
伊丹市
宝塚市
川西市
西宮市
第三区に属しない区域
川辺郡
有馬郡
一人

第七区
明石市
津名郡
津名町
釜口村
仮屋町
浦村
岩屋町
北淡町
一人

第八区
西脇市
三木市
小野市
美嚢郡
加東郡
多可郡
加西郡
一人

第九区
加古川市
高砂市
加古郡
印南郡
一人

第十区
姫路市
白浜支所管内
広畑支所管内
大津支所管内
勝原支所管内
曽左出張所管内
飾西出張所管内
一人

第十一区
姫路市
本庁管内
飾磨郡
神崎郡
飾磨支所管内
城北出張所管内
城北出張所管内
水上出張所管内
城陽出張所管内
高岡出張所管内
安室出張所管内
荒川出張所管内
手柄出張所管内
一人

第十二区
姫路市
第十区及び第十一区に属しない区域
一人

第十三区
赤穂市
赤穂郡
佐用郡
宍粟郡
一人

第十四区
出石郡
養父郡
朝来郡
美方郡
村岡町
相生市
竜野市
揖保郡
一人

第十五区
豊岡市
城崎郡
美方郡
美方町
浜坂町
温泉町
一人

第十六区
氷上郡
多紀郡
洲本市
三原郡
津名郡
一宮町
山田村
都志町
鮎原村
広石村
鳥飼村
一人

第十七区
奈良県
奈良市
添上郡
山辺郡
一人

第一区
大和郡山市
生駒郡
北葛城郡
新庄町
陵西村
五位堂村
磐城村
当麻村
二上村
下田村
上牧村
志都美村
王寺町
河合村
箸尾町
一人

第二区
天理市
一人

第三区
熊次村
一人

第四区
磯城郡
北葛城郡
広陵町
橿原市
宇智郡
南葛城郡
高市郡
金橋村
天満村
新沢村
吉野郡
白銀村
賀名生村
宗檜村
野迫川村
大塔村
十津川村
一人

第五区
宇陀郡
高市郡
高取町
阪合村
高市村
飛鳥村
吉野郡
上市町
吉野町
大淀町
下市町
黒滝村
丹生村
天川村
下北山村
上北山村
川上村
中荘村
国栖村
小川村
四郷村
高見村
中龍門村
龍門村
大和高田市
一人

第一区
和歌山県
和歌山市
雄賀町、元寺町一丁目、元寺町二丁目、元寺町三丁目、元寺町四丁目、元寺町五丁目、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町北ノ丁、元寺町南ノ丁、中ノ店南ノ丁、中ノ店中ノ丁、中ノ店北ノ丁、米屋町、呉服町、住吉町、南桶屋町、北桶屋町、東旅籠町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町四丁目、本町五丁目、本町六丁目、本町七丁目、本町八丁目、本町九丁目、北町、宇治袋町、東釘貫丁一丁目、東釘貫丁二丁目、東釘貫丁三丁目、北釘貫丁、畳屋丁、新魚町、鍋屋町、宇治鉄砲場、宇治数下、嘉家作丁、宇治家裏、西旅籠町、山吹丁、北新一丁目、北新二丁目、北新三丁目、北新四丁目、北新五丁目、北新博労町、北新七軒丁、北新桶屋町、北新中ノ丁、北新戎ノ丁、北新金屋丁、北新元金屋丁、東仲間町一丁目、東仲間町二丁目、西仲間町一丁目、西仲間町二丁目、橋丁、西ノ店、板屋町、万町、東鍛冶屋町、舟大工町、西大工町、南大工町、北大工町、鷺ノ森東ノ丁、鷺ノ森新道、鷺ノ森明神丁、鷺ノ森西ノ丁、鷺ノ森片町、鷺ノ森中ノ丁、鷺ノ森、鷺ノ森二十五本松、鷺ノ森堂前丁、鷺ノ森南ノ丁、曲尺丁、恵光寺門前下、六軒丁、元博労町、杉ノ馬場一丁目、杉ノ馬場二丁目、杉ノ馬場三丁目、杉ノ馬場四丁目、杉ノ馬場五丁目、徳田木丁、石橋丁、西蔵前丁、東蔵前丁、屏風丁、九家ノ丁、
一人

西布経丁一丁目、西布経丁二丁目、西布経丁三丁目、西布経丁四丁目、西布経丁五丁目、西布経丁六丁目、西釘貫丁一丁目、西釘貫丁二丁目、西釘貫丁三丁目、源蔵馬場二丁目一筋目、二筋目、三筋目、四筋目、五筋目、六筋目、東布経丁一丁目、東布経丁二丁目、東布経丁三丁目、東布経丁四丁目、東布経丁五丁目、東布経丁六丁目、西鍛冶屋町、駿河町、福町、卜半町、寄合町、一番丁、二番丁、三番丁、四番丁、五番丁、六番丁、七番丁、八番丁、九番丁、十番丁、十一番丁、十二番丁、十三番丁、南汀丁、北汀丁、西汀丁、屋形町一丁目、屋形町二丁目、屋形町三丁目、屋形町四丁目、屋形町五丁目、三木町堀詰、三木町中ノ丁、三木町台所丁、三木町南ノ丁、有田屋町西ノ丁、上野町一丁目、上野町二丁目、上野町三丁目、雑賀屋町、有田屋町南ノ町、雑賀屋町東ノ丁、湊通丁南一丁目、湊通丁南二丁目、湊通丁南三丁目、湊通丁南四丁目、東坂ノ上丁、材木丁、植松丁、西河岸町、加納町、北牛町、南牛町、北土佐丁、土佐町二丁目、土佐町三丁目、土佐町四丁目、西長町一丁目、西長町二丁目、西長町三丁目、西長町四丁目、七曲り、北甚五兵衛丁、南甚五兵衛丁、鶴町、北中間町、南中間町、北田辺丁、南田辺丁、北相生丁、東長町一丁目、東長町二丁目、東長町三丁目、東長町四丁目、東長町五丁目、東長町六丁目、東長町七丁目、東長町八丁目、東長町九丁目、東長町十一丁目、久右衛門丁、徒町、広道、湊通丁北一丁目、湊通丁北二丁目、湊通丁北三丁目、湊通丁北四丁目、北坂ノ上丁、小松原通一丁目、小松原通二丁目、小松原通三丁目、小松原通四丁目、小松原通五丁目、小松原通六丁目、小松原通七丁目、小松原通八丁目、小松原通九丁目、有田屋町、湊、網屋町、伝法橋南ノ丁、湊紺屋町一丁目、湊紺屋町二丁目、湊紺屋町三丁目、湊本町一丁目、湊本町二丁目、湊本町三丁目、湊北町一丁目、湊北町二丁目、湊北町三丁目、小野町一丁目、小野町二丁目、小野町三丁目、小人町、小人町南ノ丁、道場町、上町、下町、久保丁一丁目、久保丁二丁目、久保丁三丁目、久保丁四丁目、男ノ芝丁、片岡町一丁目、片岡町二丁目、藪ノ丁、岡山町、山蔭丁、弁財天丁、谷町、葦辺丁、南細江町、南片原一丁目、南片原二丁目、広瀬通丁一丁目、広瀬通丁二丁目、広瀬通丁三丁目、広瀬中ノ丁一丁目、広瀬中ノ丁二丁目、元町奉行丁一丁目、元町奉行丁二丁目、雑賀道、鷹匠町一丁目、鷹匠町二丁目、鷹匠町三丁目、鷹匠町四丁目、鷹匠町五丁目、鷹匠町六丁目、鷹匠町七丁目、島崎町一丁目、島崎町二丁目、島崎町三丁目、島崎町四丁目、島崎町五丁目、島崎町六丁目、島崎町七丁目、田中町二丁目、田中町三丁目、田中町四丁目、田中町五丁目、木広町二丁目、木広町三丁目、木広町四丁目、木広町五丁目、吹屋町二丁目、吹屋町三丁目、吹屋町四丁目、吹屋町五丁目、美園町二丁目、美園町三丁目、美園町四丁目、美園町五丁目、手平、手平出島、新留丁、和歌町、船場町、北細工町、東紺屋町、西紺屋町一丁目、西紺屋町二丁目、南材木丁一丁目、南材木丁二丁目、南材木丁三丁目、新通一丁目、新通二丁目、新通三丁目、新通四丁目、新通五丁目、新通六丁目、新通七丁目、新中通一丁目、新中通二丁目、新中通三丁目、新中通四丁目、新中通五丁目、新中通六丁目、茶屋丁、毛革屋丁、柳丁、餌差町一丁目、餌差町二丁目、橘向丁、北ノ新地一丁目、北ノ新地二丁目、蔵小路、楠右衛門小路、北ノ新地東ノ丁、北ノ新地中六軒丁、上六軒丁、尾崎丁、作事丁、南相生丁、出口甲賀丁、出口中ノ丁、出口端ノ丁、金龍寺丁、小具丁、舟津町一丁目、舟津町二丁目、舟津町三丁目、舟津町四丁目、湊御殿一丁目、湊御殿二丁目、湊御殿三丁目、築港一丁目、築港二丁目、築港三丁目、築港四丁目、築港五丁目、築港六丁目、今福、関戸、茶屋ノ丁、芝ノ丁、湊桶屋町、真砂丁一丁目、真砂丁二丁目、車坂西ノ丁、車坂丁一丁目、車坂丁二丁目、寺町、東長町、中ノ丁、溝ノ丁、磯山丁一丁目、磯山丁二丁目、磯山丁三丁目、磯山丁四丁目、苫屋町一丁目、苫屋町二丁目、苫屋町三丁目、玉藻丁一丁目、玉藻丁二丁目、豊原丁一丁目、豊原丁二丁目、豊原丁三丁目、豊原丁四丁目、新堀七軒丁、新堀一丁目、新堀二丁目、新堀三丁目、新堀四丁目、新堀五丁目、新堀六丁目、新堀七丁目、新堀八丁目、新堀北ノ丁一丁目、新堀北ノ丁二丁目、新堀北ノ丁三丁目、東徒町、中徒町、西徒町、浜見丁、洲崎丁、塩木丁、大泉寺丁、北河岸丁一丁目、北河岸丁二丁目、北河岸丁三丁目、北河岸丁四丁目、北河岸丁五丁目、新堀二十軒丁、新堀井戸ノ丁、新堀南ノ丁一丁目、新堀南ノ丁二丁目、撞木丁、中橋筋、宇須、塩屋、和歌浦一ノ一番地から二八二番地まで、西浜、小雑賀、岡町、中島、杭ノ瀬、南出島、新中島、雄松町一丁目、雄松町二丁目、雄松町三丁目、雄松町四丁目、雄松町五丁目、雄松町六丁目、雄松町七丁目、三沢町一丁目、三沢町二丁目、三沢町三丁目、三沢町四丁目、汐見町一丁目、汐見町二丁目、汐見町三丁目、友田町一丁目、友田町二丁目、友田町三丁目、友田町四丁目、友田町五丁目、吉田、黒田、納定、中之島、松島、加納、新在家、有本、南休賀町、北休賀町、南雑賀町、新雑賀町、新堺丁、坊主丁、数寄屋丁、木挽丁、新大工丁、新八百屋丁、鈴丸丁、北ノ新地榎ノ丁、北ノ新地裏田町、北ノ新地分銅町、北ノ新地田町、北ノ新地下六軒丁、岡南ノ丁、岡北ノ丁、岡織屋小路、岡袋町、岡林泉寺町、岡円福院東ノ丁、岡円福院西ノ丁、畑屋敷新道丁、畑屋敷松ケ枝丁、畑屋敷兵庫ノ丁、畑屋敷千体仏丁、畑屋敷端ノ丁、畑屋敷東ノ丁、畑屋敷中ノ丁、畑屋敷西ノ丁、畑屋敷榎ノ丁、畑屋敷袋町、畑屋敷雅木丁、畑屋敷円福院東ノ丁、畑屋敷円福院西ノ丁、新内、大谷、楠見中、善明寺、船所、粟、平井、市小路、北島、野崎、梶取、福島、孤島、松江、木ノ本、次郎丸、延時、栄谷、土入、向、梅原、中野、中、榎原、古屋

海草郡
- 加太町
- 西脇町

第二区
- 和歌山市
  - 第一区に属しない区域
- 海南市
- 海草郡
  - 有功村
  - 直川村
  - 紀伊村
  - 山口村
  - 川永村
  - 和佐村
  - 西山東村
  - 東山東村
  - 安原村
  - 下津町
  - 初島町
  - 野上町
  - 美里町
  - 細野村

第三区
- 橋本市
- 伊都郡
- 那賀郡

第四区
- 御坊市
- 有田郡
- 日高郡

美浜町
由良町
日高町
川辺町
船着村
川中村
川上村
寒川村
第五区
田辺市
西牟婁郡
白浜町
中芳養村
上芳養村
秋津川村
上秋津村
三栖村
長野村
栗栖川村
二川村
近野村
富里村
三川村
川添村
すさみ町
日置町
三舞村
東富田村
北富田村
生馬村
潮来村
岩田村
市ノ瀬村
鮎川村
日高郡
竜神村
南部川村
南部町
切目村
切目川村
真妻村
稲原村
印南町
第六区
一人

新宮市
東牟婁郡
西牟婁郡
串本町
江住村
鳥取県
第一区
鳥取市
岩美郡
八頭郡
第二区
倉吉市
気高郡
東伯郡
羽合町
泊村
東郷町
三朝町
関金町
比条町
大栄町
由良町
第三区
東伯郡
東伯町
赤碕町
中山村
西伯郡
岸本町
県村
春日村
大高村
淀江町
大山町
名和町
逢坂村
会見町
西伯町
日野郡
第四区
米子市
西伯郡
境港町
日吉津村
一人

鳥根県
第一区
松江市
大原郡
仁多郡
飯石郡
第二区
安来市
八束郡
能義郡
隠岐支庁管内
第三区
出雲市
平田市
簸川郡
第四区
江津市
大田市
邇摩郡
邑智郡
第五区
浜田市
益田市
那賀郡
美濃郡
鹿足郡
岡山県
第一区
岡山市
玉柏、原、畑鮎、金山寺、宿、高野尻、下牧、中牧、大安寺、矢坂、北長瀬、野殿、久米、今保、白石、花尻、今村、西長瀬、中仙道、田中、辰巳、平田、万成、津倉町一丁目、津倉町二丁目、津倉町三丁目、津倉町四丁目、上伊福本町、末広町、厳井、津島、上石井、島田、富本町、豊成、福富、福田、洲崎、福島、福成、三浜町、海岸通一丁目、海岸通二丁目、浜野、浦安本町、浦安東町、浦安西町、浦安南町、並木町一丁目、並木町二丁目、築港元町、築港緑町、築港栄町、築港新町、立川町、あけぼの町、弓之町、兵団、広瀬町、小畑町、丸亀町、上出石町、中出石町、下出石町、難波町、滝本町、一番町、二番町、三番町、四番町、五番町、六番町、七番町、八番町、下市町、山崎町、富田町、岩田町、野田屋町、万町、三野、北方、南方、桶屋町、上伊福、内山下、上之町、中之町、下之町、栄町、紙屋町、西大寺町、橋本町、船着町、川崎町、石関町、下石井、上西川町、桑田町一丁目、桑田町二丁目、桑田町三丁目、桑田町四丁目、下西川町、大供、東古松、西古松、西島田町、内田、岡、東島田町一丁目、東島田町二丁目、中島田町一丁目、中島田町二丁目、新屋敷町一丁目、新屋敷町二丁目、厚生町一丁目、厚生町二丁目、厚生町三丁目、七軒町、桜町、大工町、紺屋町、小原町、児島町、高橋町、山科町、久山町、片瀬町、旭町、油町、平野町、新道、船頭町、尾上町、瀬尾町、小野田町、藤野町、上内田町、下内田町、天瀬、二日市町、奥田、十日市、七日市、二日市、青江、東中山下、西中山下、新西大寺町、東田町、西田町、細堀町、仁王町、野殿町、常盤町、下田町、大雲寺町、浜田町、高砂町、瓦町、磨屋町、柿屋町、野田、高柳、万倍、米倉、当新田、西市、新保、富田、泉田、上中野、下中野、中原、牟佐
第二区
岡山市
第一区に属しない区域
一人

西大寺市
上道郡
第三区
邑久郡
和気郡
赤磐郡
御津郡
第四区
津山市
勝田郡
英田郡
第五区
真庭郡
久米郡
苫田郡
第六区
高梁市
新見市
川上郡
上房郡
阿哲郡
第七区
総社市
吉備郡
都窪郡
小田郡
第八区
笠岡市
井原市
後月郡
浅口郡
金光町
鴨方町
寄島町
第九区
倉敷市
玉島市
浅口郡
船穂町
第十区
玉野市
児島市
児島郡
一人

広島県
- 第一区　広島市　一人
- 第二区　広島市　一人
  - 基町出張所管内
  - 牛田出張所管内
  - 戸坂出張所管内
  - 尾長出張所管内
  - 段原出張所管内
  - 比治山出張所管内
  - 仁保出張所管内
  - 青崎出張所管内
  - 大河出張所管内
  - 皆実出張所管内
  - 宇品出張所管内
  - 似島出張所管内
- 第三区　大竹市　佐伯郡　一人
  - 第一区に属しない区域
- 第四区　安佐郡　一人
- 第五区　安芸郡　高田郡　山県郡　一人
- 第六区　呉市　一人
- 第七区　因島市　賀茂郡　川尻町　安浦町　安登村　安芸津町　賀永村　竹原町　豊田郡　吉名村　豊浜村　久友村　大長村　御手洗町　一人

大崎町　木江町　東野村　忠海町　幸崎町　鷺浦村　瀬戸田町　第八区　三原市　賀茂郡　志和町　川上村　造賀村　高屋町　寺西町　原村　吉川村　西条町　黒瀬町　郷原村　豊田郡　福富町　豊栄町　河内町　大和町　入野村　本郷町　高坂町　第九区　尾道市　福山市　松永市　沼隈郡　深安郡　神石郡　御調郡　第十区　向島町　向東町　府中市　芦品郡　世羅郡　御調郡　御調町　一人　二人　一人

諸田村　久井町　第十一区　三次市　庄原市　甲奴郡　双三郡　比婆郡　山口県　第一区　山口市　美禰市　美禰郡　厚狭郡　吉敷郡　大内町　小郡町　阿知須町　宇部市　第二区　小野田市　下関市　第三区　長門市　第四区　豊浦郡　大津郡　萩市　第五区　阿武郡　防府市　第六区　佐波郡　吉敷郡　秋穂町　涛浅司村　第七区　徳山市　光市　下松市　都濃郡　柳井市　第八区　熊毛郡　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人

大島郡　第九区　岩国市　玖珂郡　徳島県　第一区　徳島市　小松島市　第二区　鳴門市　阪野郡　阿波郡　第三区　名東郡　名西郡　麻植郡　勝浦郡　第四区　三好郡　美馬郡　第五区　那賀郡　海部郡　香川県　第一区　高松市　第二区　大川郡　木田郡　第三区　香川郡　小豆郡　第四区　坂出市　綾歌郡　第五区　丸亀市　善通寺市　仲多度郡　第六区　観音寺市　三豊郡　愛媛県　第一区　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人　一人

松山市
- 本庁管内
  - 一番町、二番町、三番町、榎町、千船町、湊町三丁目、湊町四丁目、湊町五丁目、南柳井町、北柳井町、豊坂町一丁目、豊坂町二丁目、南堀端町、大街道一丁目、大街道二丁目、末広町二丁目、出淵町一丁目、弁天町、西町、花園町一丁目、花園町二丁目、南京町二丁目、北京町三丁目、唐人町三丁目、堀之内町、永木町、南八坂町、北八坂町、南夷子町、北夷子町、北立花町、新立町一丁目、新立町二丁目、河原町、築山町、唐人町一丁目、唐人町二丁目、湊町一丁目、湊町二丁目、湯渡町、枝松町、日之出町、小坂、中村町、西立花町、祇園町、南立花町一丁目、南立花町二丁目、南立花町三丁目、此花町、旭町、南京町一丁目、北京町一丁目、北京町二丁目、玉川町一丁目、玉川町二丁目、栄町、北持田町、御宝町、鮒屋町、勝山町、南歩行町、中歩行町、北歩行町、東雲町、大街道三丁目、喜与町、若宮町、昭和町、西一万町、東一万町、中一万町、持田町、南持田町
  - 松山市役所道後支所管内
  - 松山市役所伊台支所管内
  - 松山市役所五明支所管内
  - 松山市役所湯山支所管内
  - 松山市役所桑原支所管内
  - 松山市役所久米支所管内

上浮穴郡　温泉郡　石井村

小野村
北吉井村
南吉井村
浮穴村
荏原村
坂本村
拝志村
川内村

第二区　一人
松山市

第一区に属しない区域
温泉郡
北条町
睦野村
中島町
西中島村
神和村

第三区　一人
今治市
越智郡
魚島村
吉海町
宮窪町
伯方町
弓削町
生名村
岩城村
上浦村
大三島町
岡山村
関前村

第四区　一人
西条市
周桑郡
新居郡
加茂村
大保木村
越智郡
上朝倉村
下朝倉村
玉川村
波方村
大西町
菊間町

第五区　一人
新居浜市
伊予三島市
川之江市
宇摩郡
新居郡
角野町

第六区　一人
伊予市
伊予郡
喜多郡

第七区　一人
八幡浜市
大洲市
西宇和郡

第八区　一人
宇和島市
東宇和郡
北宇和郡
吉田町

第九区　一人
南宇和郡
北宇和郡
三間町
日吉村
松野町
広見町
来村
津島町
下波村
蒋淵村
戸島村
日振島村
遊子村

高知県

第一区　一人
高知市

第二区　一人
安芸市
安芸郡
香美郡

第三区　一人
土佐郡
吾川郡
長岡郡

第四区　一人
須崎市
高岡郡

第五区　一人
中村市
宿毛市
土佐清水市
幡多郡

福岡県

第一区　一人
福岡市

本庁管内
古溪町、芥屋町、釜屋町、萱堂町、浜小路、上対馬小路、上鰹町、下鰹町、上洲崎町、麹屋町、掛町、川端町、下新川端町、片土居町、古門戸町、行町、中対馬小路、下対馬小路、妙楽寺新町、倉所町、西方寺前町、下須崎町、網場町、蔵本町、下西町、奈良屋町、中間町、上市小路、中市小路、下市小路、下呉服町、中石堂町、廿家町、鏡町、奥小路、下洲崎町、下土居町、新柳町一丁目、新柳町二丁目、新柳町三丁目、六月田町、桜木町、桜町、昭和通り、原吉町のうち高宮出張所管内以外の区域、新開町一丁目、新開町二丁目、新開町三丁目、渡辺通一丁目、渡辺通二丁目、渡辺通三丁目、渡辺通四丁目、渡辺通五丁目、中庄町、大字庄、大字住吉のうち住吉出張所管内以外の区域、大字春吉のうち住吉出張所管内以外の区域、川口町、万行寺前町、箱屋町、櫛田前町、大乗寺前町、今熊町、社家町、上土居町、中土居町、上西町、上赤間町、下赤間町、中奥堂町、下祇園町、大字犬飼のうち堅粕出張所管内以外の区域、瓦町、築地町、竹若町、上新井端町、東中洲町、中島町、上厨子町、下厨子町、古小路、上店屋町、下店屋町、極楽寺町、船津町、鍛治町、材木町、船町、呉服町、中島町、橋口町、長浜町一丁目、長浜町二丁目、長浜町三丁目、長浜町四丁目、下名島町、西職人町、須崎土手町、鉄砲町、土手町、天神町、因幡町、薬院堀端、大字下警固、薬研町、小島馬場、雁林町、上名島町、東職人町、須崎浜町、須崎裏町、万町、薬院町、大名町のうち草ケ江出張所管内以外の区域、本町、浜町、林毛町、西小性町、養巴町、魚町、柳原一丁目、柳原二丁目、柳原三丁目、薬院西川端、西警固町、栗林、濁池、桜ケ峯、赤坂、岩戸町、薬院大通一丁目、上出口町、若宮町、若宮町一丁目、薬院原の町、薬院中溝町、薬院塩入町のうち高宮出張所管内以外の区域、警固本町、警固沖田町、薬院大坪町のうち高宮出張所管内以外の区域、薬院相割町のうち高宮出張所管内以外の区域、薬院古浜町のうち高宮出張所管内以外の区域、古小島町のうち高宮出張所管内以外の区域、薬院伊福町のうち高宮出張所管内以外の区域、警固本通一丁目、警固本通二丁目、警固町、本庄町一丁目、本庄町二丁目、本庄町三丁目、本庄町天神通、今泉町一丁目、今泉町二丁目、今泉町三丁目、今泉町四丁目、今泉町五丁目、十軒屋、浦谷、杵屋谷、地蔵谷、駿ケ谷、上練塀町、下練塀町、井原ケ谷、高頭、中出口町、東小性町、紺屋町、薬院東川端、西警固町、天狗松、大字庄、大字今泉、

大字薬院
住吉出張所管内
高宮出張所管内

第二区　一人
福岡市

本庁管内
荒戸町、谷町、荒戸村、新大工町、蔵川東町一丁目、大円寺町、東唐人町、東唐人町堀端、浪人町、桝木屋町、西唐人町、西町、島飼町一丁目、島飼町二丁目、島飼町三丁目、地行東町、地行西町、伊崎浦、大工町、東簀子町、西簀子町、築石町、長倉町、福崎町、舞鶴町、入船町一丁目、入船町二丁目、東濱町、北濱町、西濱町、南濱町、

三宅出張所管内
草ケ江出張所管内
西新出張所管内
今津出張所管内
今宿出張所管内
姪浜出張所管内
田隈出張所管内
日佐出張所管内

第三区　一人
福岡市

第一区及び第二区に属しない区域

第四区　一人
早良郡
糸島郡

筑紫郡
粕屋郡
宗像郡
直方市
八幡市
上津役支所管内
折尾支所管内
香月支所管内
木屋瀬支所管内
鞍手郡
遠賀郡
嘉穂郡
幸袋町
第七区
八幡市
第六区に属しない区域
第八区
若松市
戸畑市
第九区
門司市
小倉市
第十区
行橋市
豊前市
築上郡
京都郡
田川郡
香春町
勾金村
採銅所村
赤村
大任村
第十一区
田川市
田川郡
添田町
川崎町
糸田町
金田町
赤池町
一人

方城村
第十二区
山田市
嘉穂郡
碓井町
嘉穂町
稲築町
筑穂町
桂川町
第十三区
飯塚市
嘉穂郡
庄内村
二瀬町
鎮西村
穂波村
第十四区
甘木市
朝倉郡
三井郡
宮の陣村
北野町
小郡町
太刀洗町
第十五区
久留米市
浮羽郡
三井郡
山本村
草野町
大橋村
善導寺町
第十六区
柳川市
大川市
筑後市
三潴郡
第十七区
八女市
八女郡
山門郡
第十八区
大牟田市
三池郡
一人

佐賀県
第一区
佐賀市
佐賀郡
諸富町
川副町
西川副町
東与賀村
第二区
多久市
小城郡
佐賀郡
久保田村
大和村
第三区
鳥栖市
三養基郡
神埼郡
第四区
唐津市
東松浦郡
伊万里市
武雄市
西松浦郡
杵島郡
第五区
山内村
杵島郡
鹿島市
藤津郡
第六区
橘下村
大町町
江北町
白石町
福富村
北有明村
有明村
長崎県
第一区
長崎市
西彼杵郡
二人

茂木町
香焼村
伊王島村
高島町
野母崎町
三和町
第二区
西彼杵郡
東長崎町
多良見村
長与村
時津町
村松村
長浦村
亀岳村
大串村
瀬川村
西海村
大島町
崎戸町
江ノ島村
平島村
大瀬戸町
外海村
三重村
式見村
第三区
島原市
南高来郡
第四区
諫早市
大村市
北高来郡
東彼杵郡
第五区
佐世保市
平戸市
松浦市
北松浦郡
第六区
福江市
南松浦郡
第七区
第八区
一人

壱岐郡
対馬支庁管内
熊本県
第一区
熊本市
細工町一丁目、細工町二丁目、細工町三丁目、細工町四丁目、細工町五丁目、小沢町、板屋町、西唐人町、魚屋町一丁目、魚屋町二丁目、魚屋町三丁目、川端町、西阿弥陀寺町、古大工町、呉服町一丁目、呉服町二丁目、呉服町三丁目、万町一丁目、万町二丁目、米屋町一丁目、米屋町二丁目、米屋町三丁目、中唐人町、古桶屋町、紺屋阿弥陀寺町、東阿弥陀寺町、鍛冶屋町、紺屋町一丁目、紺屋町二丁目、紺屋町三丁目、船場町上一丁目、船場町下一丁目、船場町二丁目、船場町三丁目、横紺屋町、古川町、河原町、上鍛冶屋町、松原町、慶徳堀町、山崎町、練兵町、辛島町、花畑町、行幸町、桜町、天神町、紺屋今町、通町、知足寺町、五十人組町、新鍛冶屋町、鷹匠町、西岸寺町、仲間町、上追廻田畑町、下追廻田畑町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、塩屋町、塩屋町裏一番丁、塩屋町裏二番丁、塩屋町裏三番丁、檜物屋町、蔚山町、古城堀端町、新馬借町、新細工町、新鳥町、上職人町、中職人町、下職人町、高麗門町、高麗門裏町、新桶屋町、新魚屋町、段山町、正妙寺町、上林町、南新坪井町、北新坪井町、内坪井町、寺原町、本丸二ノ丸、古京町、古城、千葉城、宮内、安巳橋通町、千反町、歩町、木戸組町、楠町、昇町、鴛町、相撲町、下

通町、光琳寺町、手取本町、
廐ノ内町、上通町、長安寺
町、桜井町、黒鍬町、一本竹町、
草葉町、水道町、声取坂町、
四軒町、比丘尼町、明円寺町、
一番被分町、二番被分町、地
蔵町、願正寺町、法念寺町、
井川淵町、南千反畑町、北千
反畑町、新南千反畑町、東子
飼町、西子飼町、西坪井町、
西外坪井町、中坪井町、東寺
原町、北坪井町、東外坪井町、
西鍛冶屋町、七軒町、東坪井
町、小幡町、妙永寺町、藁園
町、新堀町、京町一丁目、京
町二丁目、京町本丁、出町、
黒髪町、池田町、花園町、島
崎町、横手町、春日町、二本
木町、田崎町、八島町、新土
河原町、蓮台寺町、清水町、
八坂町、大和町、長谷町、加
茂町、祇園町、戸坂町、谷尾
崎町、池上町、上高橋町、高
橋町、城山上代町、城山大塘
町、城山下代町、城山半田町、
城山藁師町、松尾町上松尾、
松尾町平山、松尾町近津

飽託郡
竜田村
北部村
芳野村
河内村

第二区
小島町　一人

飽託郡
飽田村
中緑村
中島村
錦塘村
内田村
奥古閑村
海路口村

第二区
熊本市
第一区に属しない区域

飽託郡
竜田村
北部村
芳野村
河内村

川口村
託麻村

第三区
荒尾市
玉名市
玉名郡　一人

第四区
山鹿市
鹿本郡
菊池郡
阿蘇郡　一人

第五区
上益城郡
下益城郡　一人

第六区
八代市
八代郡
芦北郡　一人

第七区
人吉市
水俣市
球磨郡
芦北郡　一人

第八区
宇土郡
天草郡　一人

芦北町
湯浦町
津奈木村
久木野村

二見村
田浦村
百済来村

八代市
八代郡
芦北郡

下益城郡

上益城郡
阿蘇郡

人吉市
水俣市
球磨郡

宇土郡
天草郡

松島村
大矢野町
楠浦村
大浦村
須子村
赤崎村
上津浦村
下津浦村
島子村
姫戸村
竜ヶ岳村

御所浦村
倉岳村

第九区
本渡市
牛深市
天草郡　一人

栖本村
新和村
五和町
苓北町
都呂呂村
福連木村
下田村
高浜村
大江村
河浦町
宮野河内村
宮地岳村

大分県

第一区
大分市
別府市　一人

第二区
臼杵市
佐伯市
津久見市
南海部郡　一人

第三区
竹田市
大野郡
直入郡　一人

第四区
鶴崎市
北海部郡　一人

第五区
豊後高田市
杵築市
西国東郡
東国東郡
速見郡　一人

第六区
中津市
下毛郡　一人

宇佐郡

第七区
日田市
日田郡
玖珠郡　一人

宮崎県

第一区
宮崎市
宮崎郡　一人

第二区
延岡市
西臼杵郡
東臼杵郡
北浦村　一人

第三区
日向市
北方村
北川村
児湯郡
東臼杵郡
門川町
東郷村
南郷村
西郷村
北郷村
諸塚村
椎葉村　一人

第四区
小林市
東諸県郡
西諸県郡　一人

第五区
都城市
北諸県郡　一人

第六区
日南市
串間市
南那珂郡　一人

鹿児島県

第一区
鹿児島市
清水町、鼓川町、池之上町、
稲荷町、春日町、柳町、栄町、
上龍尾町、下龍尾町、冷水町、
長田町、車町、慮美須町、和
泉屋町、小川町、易居町、生
産町、山下町、平之町、西千
石町、東千石町、中町、金生
町、六日町、潮見町、築町、
泉町、住吉町、堀江町、大黒
町、呉服町、新町、船津町、
洲崎町、松原町、南林寺町、
塩屋町、新屋敷町、樋之口町、
山之口町、加治屋町、新照院
町、草牟田町、玉里町、永吉
町、原良町、葉師町、鷹師町、
常盤町、西田町、武町、高麗
町、上之園町、上荒田町、下
荒田町、天保山町、鴨池町、
郡元町、向江町、浜町　一人

第二区
鹿児島市
岡之原町、川上町、下田町、
吉野町、坂元町、宇宿町、田
上町、西別府町、伊敷町、下
伊敷町、小野町、犬迫町、小
山田町、皆与志町

熊毛郡
鹿児島郡
吉田村

第三区
鹿児島市
第一区及び第二区に属しない
区域　一人

揖宿郡
鹿児島郡
谷山町
西桜島村
大島郡
十島村
三島村

第四区
枕崎市
加世田市
川辺郡　一人

第五区
串木野市　一人

揖宿市

日置郡
薩摩郡
里村
上甑村
下甑村
鹿島村

第六区　一人

出水市
阿久根市
川内市
出水郡
薩摩郡
高城村
高江村
永利村
下東郷村

第七区　一人

大口市
伊佐郡
姶良郡
横川町
栗野町
吉松町
薩摩郡
牧脇町
入来町
東郷町
宮之城町
鶴田村
薩摩町
祁答院町

第八区　一人

国分市
姶良郡
加治木町
姶良町
蒲生町
溝辺村
牧園町
霧島村
隼人町
福山町

第九区　一人

贈於郡
肝属郡
百引村

第十区　一人

鹿屋市
肝属郡
垂水町
串良町
東串良町
内之浦町
高山町
吾平町
大根占町
根占町
田代村
佐多町

第十一区　一人

名瀬市
大島郡
大和村
宇検村
西方村
実久村
鎮西村
古仁屋町
住用村
龍郷村
笠利村
喜界町
早町村
亀津町
東天城村
天城村
伊仙村
和泊町
知名町
与論村

備考　この表中「本庁管内」とは、市又は区の支所又は出張所の所管区域に属しない区域をいう。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、衆議院議員の選挙に関する部分については、附則第十項の規定に基いて制定される公職選挙法別表第一の改正に関しては、次の総選挙から、その他の選挙に関する部分にあつては次の総選挙から、施行する。ただし、附則第二項から附則第十二項までの規定は、その他の部分にあつては公布の日から施行する。

（参議院議員の選挙等の経過措置）

2　この法律中衆議院議員の選挙に関する部分の施行の日においてすでに期日が公示され、又は告示されている参議院議員、都道府県知事又は市長の選挙における政党その他の政治団体の政治活動の規制及びこれに係る罰則の適用については、なお、従前の例による。

（当選無効の訴訟の経過措置等）

3　委員会は、公職選挙法別表第一の改正案を作成し、この法律が公布された日以後の最初の国会の常会の召集の日の前日までに、内閣総理大臣に提出するものとする。

主宰した者又は出納責任者が選挙犯罪により刑に処せられたことによる当選無効の訴訟については、なお、従前の例による。当該当選無効の訴訟の結果当選人の当選が無効となつた場合における当選人の繰上補充及び再選挙並びにこれらの者が選挙犯罪により刑に処せられたこと及び当選無効の訴訟が係属しなくなつたことに関して裁判所の長がすべき通知及び判決書の謄本の送付についても、また、同様とする。

（別表第一に掲げる行政区画の取扱）

4　委員会は、委員七人をもつて組織する。

別表第一に掲げる行政区画は、昭和三十一年三月一日現在によつたものであつて、同年同月二日以後次の衆議院議員の総選挙の期日が公示される日の前日までの間において同表に掲げる行政区画に変更があつても、所属未定地の編入による場合を除き、当該選挙区に関する限り、行政区画の変更がなかつたものとみなす。

（奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正）

5　委員は、次の各号に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する。

一　衆議院議員が推薦する学識経験者　二人
二　国立国会図書館長

奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

三　中央選挙管理会委員長
四　都道府県の選挙管理委員会を代表する者　一人
五　市の選挙管理委員会を代表する者　一人
六　町村の選挙管理委員会を代表する者　一人

（地方自治法の一部改正）

6　前項の任命に当つては、同一の政党その他の政治団体に属する者が二人をこえないようにしなければならない。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第百二十八条及び第百四十四条中「第二百十一条」を「第二百五十一条の三」に改める。

（普通地方公共団体の議会の議員及び長の失職の経過措置）

7　公職選挙法第五条の二第十一項の規定は改正後の公職選挙法第二百五十一条の三第二項に規定する法律が、十三項の規定は委員会の委員長について、同制定施行されるまでの間は、普通条第十四項から第十六項までの規定は委員会地方公共団体の議会の議員及び長について、準用する。

の失職については、改正後の地方自治法第百二十八条及び第百四十四条の規定にかかわらず、なお、従来の例による。

8　前六項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

9　委員会は、公職選挙法別表第一の改正案を作成するに当つては、昭和三十一年三月十三日に内閣総理大臣に対し提出された選挙制度調査会の答申を尊重し、かつ、次の各号に掲げる基準を総合的に考慮しなければならない。ただし、この場合において、衆議院議員の定数は、四百九十七人をこえないようにしなければならない。

一　各選挙区の人口は、当該都道府県においては、なるべく均等になるようにすること。
二　行政区画は、なるべく尊重し、特に町村の区域は、分割しないこと。
三　地勢、交通、産業等の見地からの地域的一体性は、なるべく尊重すること。

（別表第一の改正法案の提出）

10　内閣総理大臣は、附則第三項の規定により改正案の提出があつたときは、その案に基いて、公職選挙法別表第一の改正に関する法律案を最近の国会に提出しなければならない。

（別表第一の改正法等の施行）

11　前項の規定に基いて制定される公職選挙法別表第一の改正に関する法律及び改正後の同法第二百五十一条の三第二項に規定する法律は、この法律（附則第一項ただし書に係る部分を除く。）の施行と同時に施行するようにしなければならない。

（総理府設置法の一部改正）

12　総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条○の表中

○第一項 選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。

を

選挙制度調査会	内閣総理大臣の諮問に応じて国会議員の選挙及び地方公共団体における選挙に関する制度について調査審議すること。
衆議院議員選挙区画定委員会	衆議院議員の選挙区に関する公職選挙法別表第一の改正案を作成し、並びに衆議院議員の選挙区の改定に関し、その必要の有無及び必要があると認める場合における改定案を内閣総理大臣に提出すること。

に改める。

9　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

（漁業法の一部改正）

第九十四条第一項中「、第二百十一条第二項及び第二百十六条」を「及び第二百十六条」に、「第七号、第八号」を「第七号から第九号まで」に改める。

第九十七条第五項中「第十五章」の下に「及び第二百五十一条の三」を加える。

10　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第十一条中「、第二百八条及び第二百十一条第二項」を「及び第二百八条」に、「第七号及び第八号」を「第七号から第九号まで」に改める。

11　附則第三項の規定は、漁業法第九十四条及び農業委員会等に関する法律第十一条において準用する公職選挙法第二百五十一条の三第二項に規定する法律が制定施行されるまでの間の経過措置について準用する。

（海区漁業調整委員会の委員の選挙等における当選無効の訴訟の経過措置）

〔第五十一号参照〕

日本放送協会昭和二十九年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する報告書

一　本件の要旨

本件は、日本放送協会の昭和二十九年度における決算に関するものであつて、放送法第四十条の規定に基き、これに関する説明書とともに会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出されたものである。

なお、本件には、検査の結果特に記述すべき意見はない旨の会計検査院の検査結果が添付されている。

1　資産並びに負債及び資本

財産目録及び貸借対照表によれば、昭和三十年三月三十一日現在における資産総額は七十五億五千八百三十七万余円、負債総額は三十九億六千三百四万余円であつて、差引、資本として三十五億九千五百三十三万余円が計上されている。これを前年度末に比較すると、資産は十八億九千四百七十六万余円、負債は五億五千三百四十九万余円、資本は十三億四千百二十七万余円をそれぞれ増加している。

2　損益

損益計算書によれば、昭和二十九年度中の事業収入は、ラジオ関係九十六億三千六十五万余円、テレビジョン関係一億二千二百十八万余円で、事業支出はラジオ関係八十八億五千二十一万余円、テレビジョン関係六億七千五百二十六万余円となつている。差引きラジオ関係では七億八千四十三万余円の剰余、テレビジョン関係では五億五千三百八万余円の欠損となつている。これを予算に比較すると収入につき約二パーセントの増、支出につき約一、七パーセントの減を示すものである。

二　議決の内容

本件については異議がないと議決した。

右報告する。

昭和三十一年五月十五日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

物品管理法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため、国の所有又は保管に係る物品の取得、保管、供用及び処分に関する基本的事項を規定しようとするもので、その内容は概略次の通りである。

1　この法律の適用をうける物品は、国が所有する動産のうち、現金、日本銀行に寄託される有価証券及び国有財産法の適用をうける動産を除いたもの並びに国が使用するために保管する動産である。

2　物品は、その供用の目的に従い、かつ、予算の目的に反しないように分類を設けるものとするが、予算の目的に従つて分類することが、物品の適正かつ効率的な供用上、不適当と認められるものについては、必要な範囲内で、予算の目的をこえることもさしつかえないこととしている。

3　各省各庁の長を物品の管理機関にして、所管物品を管理させ、なおその委任を受けて物品の管理事務を行う物品管理官、物品の出納、保管を行う物品出納官、物品の供用事務を行う物品供用官を設けることとしている。

また、大蔵大臣は、物品管理の総轄機関として各省各庁の長に対し、必要な報告を求め、実地監査を行い、又は閣議の決定を経て必要な管理上の措置を求めることができることとしている。

4　物品の計画的な調達と供用を図るため、重要な物品については、各省各庁の単位で、予算及び事務又は事業を考慮して、毎会計年度の需給見積を立てるほか、各物品管理官単位で各省各庁の長の承認を経て、毎会計年度の物品の供用計画を定めることとするとともに、物品の出納保管、処分、検査及び報告等物品の管理の基準及び方法を規定している。

5　物品管理職員は、法令に従うほか、善良な管理者の注意をもつて物品の管理をしなければならないこととし、故意又は重大な過失によりこれに違反して国に損害を与えたときは、会計検査院の検定に基いてその損害を弁償しなければならないこととし、又、物品使用職員が、故意又は重大な過失により物品を亡失又は損傷した場合には、その損害を弁償しなければならないこととしている。

なお、本案は、先に参議院において修正議決されたのであるが、その修正の内容は大要次の通りである。

すなわち、政府原案においては、「供用」の定義を「国の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を国において使用させ、又は処分することをいう」と規定し、使用させることと処分することの両者を供用という法律観念にまとめているのであるが、処分することまでも供用に含ませることは適切でないので、供用を使用させる意味に限定し、従つて供用を供用と処分とに分離し、この場合の処分についてその意義を明確にするとともに、供用計画を運用計画と改めるほか、これに伴い、条文の配列及び字句について所要の修正がなされた。

二　議案の可決理由

本案は、物品の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るための措置として、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十七日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

国の債権の管理等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

従来国の債権については、会計法その他個々の法令に部分的な管理規定があっただけで、一般的な管理法規がなく、管理機構もまた整備されていなかったため、関係職員の連絡不十分、怠慢等による徴収不足や徴収遅延をきたす等、国に損害を与えた事例が多かった。

また、他方においては管理費用に満たない少額の債権、債務者の所在不明の債権等についても一律に処理することとなっていたため、事務の能率性を損うことが少くなかった。

本案は、このような情勢にかんがみ、債権の管理に関する制度を確立しようとするものであって、その要旨は次の通りである。

1　本案は、いわゆる金銭債権を対象としているが、罰金等に係る債権、租税債権、国が保有する資金の運用により生ずる債権等については、原則として、この法律を適用しないこととしている。

2　国の債権の統一的な管理組織を確立するため、各省各庁における債権の管理事務を担当する機関として債権管理官の制度を設けるとともに、債権管理官が行うべき債権の保全及び取立等に関する事務の処理につき一般的な管理基準を定めて、その適確な処理を図ることとしている。

3　取立費用に満たない少額の債権や債務者の所在が不分明で徴収見込のないような債権については、内部的に徴収停止として整理を行うことができることとするほか、一般に、債務者の資力その他の状況を考慮して、五年又は十年以内の期間において債権の履行期限を延長することができる途をひらき、また、一定の場合には減免等の措置を講ずることとして、債権の管理事務の効率的な運営を図ることとしている。

4　債権の発生の原因となる契約の内容について、その基本的事項を定め、発生後における債権の徴収を確保するとともに、特に貸付金債権については、あわせて、貸付の目的を保全するため必要な諸条件を定め、もつて貸付事業の遂行の適正化を図ることとしている。

二　議案の可決理由

本案は、国の債権の管理の適正を期するための措置として時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十七日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

〔第五十二号参照〕

漁港法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、第一に漁港の管理者を地方公共団体に限定することとし、漁港管理会についても第三種漁港についてのみ従来通り義務的に設置することにする外、野積場を漁港の機能施設に加えることとする。

第二に、手続規定の簡素化であり、まず漁港の指定の内容の軽微な変更は、漁港審議会の議を経ることを要しないこと、及び漁港修築計画の軽微な変更は、農林大臣に対する届出制とすること、第二種漁港において、その区域内の公有水面の埋立の免許は農林大臣の認可を要しないようにすること等である。

第三に、新たな規定に関する改正であるが、国の直轄漁港修築事業によって生じた土地又は工作物についての管理及び処分は農林大臣が行い、そのうち漁港施設については、漁港管理者に管理を委託することができるようにすること等である。

以上の改正により今後の漁港行政の一層円滑な運営を期そうとするものである。

二　議案の可決理由

漁港法の制定以来五箇年間にわたる施行の経過にかんがみ、その手続規定の簡素化、漁港の管理に関する改正、漁港整備の進捗に伴つて、新しい規定を設けることは、本法の充実を図り、漁港の実情に即するものであると認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十七日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

寄生虫病予防法の一部を改正する法律案（内田常雄君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

現行の寄生虫病予防法は、昭和六年に制定され、昭和二十二年第一回国会において国庫補助率の増額等について一部改正が行われたのであるが、本法の対象の一たる日本住血吸虫病は、きわめて重篤な症状を呈するものであつて、住民の農耕その他日常生活に重大な障害を及ぼしている現状にかんがみ、今回、これが抜本的対策として、日本住血吸虫病の病原虫の中間宿主である宮入貝のせい息を不可能ならしめるため、そのせい息地である溝きよのコンクリート化の推進を図り、これら予防措置の万全を期そうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　住血吸虫病の予防施設であるコンクリート造の溝きよの建設を強力に推進するため、厚生大臣は、昭和三十二年度以降十箇年にわたる完成の溝きよ新設の基本計画及びこれに基く毎年度の実施計画を定めることとすること。

2　厚生大臣の定めた基本計画に基く溝きよの建設に要する費用については、政令で現行の国庫負担率を引き上げることができることとすること。

二　議案の修正議決理由

日本住血吸虫病の被害の実情にかんがみ、急速な予防措置を講ずる必要があるが、両案はその方法において若干の差異が認められるので、これを調整するため必要な措置を講ずべきものと認め、両案を併合して一案となし、題名は、「寄生虫病予防法の一部を改正する法律」とし、内容は内田常雄君外三名提出、衆法第四十九号（別紙）と同一として修正議決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度より平年度約六千四百万円を必要とする見込である。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基き内閣を代表して、山下厚生政務次官より両改正案に対し、「住血吸虫病の被害にかんがみ、計画的にその予防措置を講じようとする趣旨を了とするのでやむを得ないものと認め善処したい。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年五月十八日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

寄生虫病予防法の一部を改正する法律

寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第三条の次に次の二号を加える。

第三条ノ二　厚生大臣ハ日本住血吸虫病ノ予防ノ為当該病原虫ノ中間宿主タル巻貝ノ棲息地帯ニ於ケルコンクリート造ノ溝渠新設ノ基本計画ヲ決定スベシ

前項ノ基本計画ハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ決定スベキモノトシ昭和三十二年度以降十箇年ニ亘ル内容タルベキモノトス

基本計画ノ決定セラレタル後特別ノ必要生ジタル場合ニ於テハ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ当該基本計画ヲ変更スルコトヲ得

厚生大臣ハ基本計画ヲ決定シ又ハ変更シタルトキハ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

第三条ノ三　厚生大臣ハ毎年度其ノ年度ノ開始前迄ニ関係都道府県知事ノ意見ヲ聴取シテ基本計画ニ基ク当該年度ノ実施計画ヲ決定シ之ヲ関係都道府県知事ニ通知スベシ

関係市町村ハ毎年度前項ノ実施計画ニ基ク都道府県知事ノ指示ニ従ヒ当該市町村ノ実施計画ヲ作成シ之ニ基キ施設ヲ為スベシ

第四条中「市町村」を「前条第二項ニ規定スル場合ヲ除クノ外市町村」に改める。

第五条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引キ上グルコトヲ得

第七条中「第四条」を「第三条ノ三第二項及第四条」に改め、同条に次の一項を加える。

第三条ノ三第二項ノ施設ヲ新設スル市町村ニ対シ第五条第二項ノ規定ニ依リ引上ゲラレタル割合ヲ以テ都道府県ノ支出スル費用ニ付テハ政令ヲ以テ前項ノ割合ヲ引上グルコトヲ得

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段(33)三一番代表

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会 衆議院会議録追録（一）（その四）

防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び議定書の締結について承認を求めるの件に関する報告書

一　本件の要旨及び目的

本件の協定及び議定書は、日米相互防衛援助協定第四条の規定に基いて、一昨年十月以来交渉を行つた結果、作成されたもので、本年三月二十二日東京において署名されたものである。

この協定及び議定書は、日・米両国政府及びその国民の間における特許権及び技術上の知識の防衛目的のための交流を容易にし、促進するとともに、その間にあつて、関係私人の利益の保護及び秘密の保持を確保することを目的とするものである。

なお、本協定は、わが国が国内法上の手続に従つてこの協定を承認したことを通知する日本国政府の公文をアメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずることになつている。

よつて政府は、本件の協定及び議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

この協定及び議定書を締結することにより、わが国は米国の防衛用装備資材の製法、用法等の導入が容易になり、その結果として、わが国防衛力の強化と防衛産業の育成に資するものと認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月十九日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

繊維工業設備臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

繊維産業は、わが国輸出産業の中で第一位を占める重要産業であるが、近年、繊維製品の輸出数量及び輸出価格が無秩序に陥り、これに対して欧米諸国の批判がきわめて強く、輸出振興上はなはだ遺憾な動向が諸外国において見られるに至つた。

これを放置することは、今後の貿易及び産業発達の上に著しい悪影響を及ぼすこととなるので、政府は、輸出行政面及び生産行政面において、種々の方策を講じてきたのであるが、繊維産業の動揺の根本原因を除くことが現在最も急を要する解決策であつて、このためには、過当競争の根源である過剰設備問題を解決し、産業構造の改善を図ることが必要となつてきた。さらに、繊維産業は、中小企業によつて構成される割合がきわめて大きく、数年来の継続的不況に悩んでいる中小企業の根本対策としても、過剰設備問題の解決によつて、企業内容の健全化を図ることがきわめて必要である。

以上の理由により、繊維工業設備に関する規制を行い、繊維工業の合理化を図つて、繊維製品の正常な輸出の発展に寄与しようとするのが本案の目的であつて、主な内容は次のとおりである。

1　紡績業における精紡機及び染色加工業における織物幅出機について、業種ごとに登録制を実施する。

2　本法施行後において、通商産業大臣は、昭和三十五年度における繊維製品の需給を参しやくし、繊維工業設備審議会の意見をきいて、毎年、新増設を認める設備の数を定め、この範囲内で新規登録を行うこととする。登録の際には、まず仮登録申請を受け付け、数を調整することとする。

3　通商産業大臣は、本法による登録制及び中小企業安定法の命令による登録制を適用する業種のうち、昭和三十五年度の繊維製品の需給を参しやくして過剰設備を処理する必要があると認めるものについては、処理すべき設備の数を定め、その業種の事業者に対し、廃棄、格納その他の方法によつて過剰設備を処理するための共同行為を実施すべきことを指示する。この指示に従つて事業者が行う共同行為については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外する。

4　通商産業省に、繊維工業設備審議会を設置する。審議会は、学識経験者等で組織し、本法に定める事項の調査審議及び通商産業大臣の諮問事項の調査審議を行うこととする。

二　議案の修正議決理由

本案は、繊維工業設備に関し適正な規制を行い、もつて繊維工業の合理化を図るため措置として、おおむね有効適切なものと認めるが、関連産業が受ける影響についての対策及び過剰設備の処理について、さらに積極的な規定を設ける等の必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙のとおりの附帯決議を附した。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、中小繊維工業設備調整補助金一億二千万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年五月二十二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

（小字及び――は修正）

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　登録（第二条―第二十三条）
第三章　過剰設備の処理（第二十四条―第三十八条）
第四章　繊維工業設備審議会（第三十九条―第四十条）
第五章　雑則（第四十一条―第四十五条）
第六章　罰則（第四十六条―第四十九条）
附則

調整組合等による過剰設備の処理（中小企業安定法の特例）

第三十条　調整組合又は調整組合連合会は、その直接又は間接の構成員たる事業者が第二十四条第一項の規定による指示に従つて共同行為をするときは、中小企業安定法第十五条又は第二十四条第一項の規定による事業のほか、その共同行為を実施するため必要な事業を行うことができる。

2　調整組合又は調整組合連合会は、前項の事業を行おうとするときは、過剰設備の処理に関する規程（以下「設備処理規程」という。）を定めてこれをしなければならない。

3　中小企業安定法第十六条から第二十二条まで、第二十七条、第三十条（第三項を除く。）、第三十一条第一項及び第三項、第三十二条、第三十八条、第三十九条、第四十一条（第二十九条の四の規定に係る部分を除く。）並びに第四十二条の規定は、前二項の場合に準用する。この場合において、これらの規定中「第二十九条第二項の規定による命令」とあるのは「繊維工業設備臨時措置法第三十一条第一項の規定による命令」と、第三十一条第一項中「この法律」とあるのは「繊維工業設備臨時措置法第三十条」と読み替えるものとする。

（繊維の過剰設備の処理命令）

第三十一条　通商産業大臣は、調整組合又は調整組合連合会が設備処理規程をもつて繊維の処理を実施した場合において、当該指示に係る繊維を繊物の製造の用に供している者で当該設備処理規程の適用を受けないものの事業活動が第一条の目的を達成するのに著しく障害となつており、かつ、次の各号に該当すると認めるときは、繊維工業設備審議会の意見をきいて、当該指示に係る繊維を繊物の製造の用に供している者のすべてに対し、当該調整組合又は調整組合連合会の設備処理規程の全部又は一部を指定し、その定に従うべきことを通商産業省令をもつて命ずることができる。

一　当該調整組合又は調整組合連合会（会員たる調整組合を含む。）が、本項の規定による命令に係る設備処理規程を公正かつ能率的に運用するに十分なものであること。

二　当該指示に係る繊維を繊物の製造の用に供している者で当該設備処理規程の適用を受けないものの数が、当該指示に係る繊維を繊物の製造の用に供している者の総数に比して極めて少い場合であること。

三　当該設備処理規程が、過剰設備の処理に伴う各事業者の負担の公平を確保し、かつ、相当の対価をもつてその処理が行われるような内容のものであること。

2　中小企業安定法第二十九条第二項、第二十九条の三から第二十九条の六まで、第三十条第三項、第三十一条、第三十一条の二、第四十一条中第二十九条の四の規定に係る部分、第四十二条及び第四十三条の規定は、第一項の規定による命令について準用する。

第四章　繊維工業設備審議会

（設置）

第三十二条　通商産業省に、繊維工業設備審議会を置く。

（権限）

三 第三十二条　繊維工業設備審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、繊維工業設備に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、この法律の実施に伴い繊維機械工業その他の関連事業が受ける影響に対処するための措置（繊維工業設備の更新に関する措置を含む。）について、通商産業大臣に建議することができる。

（組織）

四 第三十三条　審議会は、委員五十人以内で組織する。

2 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

五 第三十四条　委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び繊維工業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2 通商産業大臣は、委員のうち一人を会長として指名し、会務を総理させる。

（任期）

六 第三十五条　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、一年とする。

（勤務）

七 第三十六条　委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

八 第三十七条　審議会に、部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

（省令への委任）

九 第三十八条　この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章　雑則

（報告の徴収）

四十 第三十九条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者に対し、精紡機又は織物幅出機の使用の状況に関し報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第二十四条第一項の規定による指示に従い共同行為をしている者に対し、その共同行為の実施の状況に関し報告をさせることができる。

（立入検査）

〇一 第四十条　通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、精紡機、織物幅出機、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（手数料）

二 第四十一条　次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額	
	精紡機	織物幅出機
一　第七条第一項の登録申請書を提出する者	一錘につき五円	働き長さ十メートル又はその端数につき千円
二　第十条第一項の仮登録申請書を提出する者		
イ　第二条の登録を受けた精紡機又は織物幅出機について登録を受ける場合	一件につき六千円に一錘につき三円を加算した額	一件につき六千円に働き長さ十メートル又はその端数につき六百円を加算した額
ロ　その他の場合	一件につき一万円に一錘につき五円を加算した額	一件につき一万円に働き長さ十メートル又はその端数につき千円を加算した額
三　第十二条第一項又は第十四条第一項若しくは第二項の登録申請書を提出する者	一錘につき三円	働き長さ十メートル又はその端数につき六百円
四　第十七条第三項の規定により標識の取付を受ける者	一枚につき五百円	
五　第十九条第一項又は第二項の規定により届出をする者	一件につき五百円	
六　繊維工業設備台帳の謄本の交付を請求する者	一枚につき十円	
七　繊維工業設備台帳の閲覧を請求する者	一件一回につき十円	

（適用除外）

三 第四十二条　この法律の規定は、国、地方公共団体及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人には、適用しない。

（異議の申立）

四 第四十三条　この法律の規定による通商産業大臣の処分に対し不服のある者は、その処分のあつたことを知つた日から三十日以内に、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に異議の申立をすることができる。ただし、処分の日から六十日を経過したときは、異議の申立をすることができない。

五 第四十四条　通商産業大臣は、異議の申立を受理したときは、異議の申立をした者に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聴聞に際しては、異議の申立をした者及び利害関係人に対し、その事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

六 第四十五条　通商産業大臣は、前条の聴聞を行つた後、文書をもつて決定をし、その写を異議の申立をした者に送付しなければならない。

第六章　罰則

七 第四十六条　次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第二条の規定に違反して、登録を受けないで精紡機又は織物幅出機を糸の製造又は織物の加工の用に供した者

二　第二十一条の規定による命令に違反した者

三　第三十一条第一項の規定による命令に違反した者

八 第四十七条　次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一　第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

〇一 二　第四十〇条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第四十八条　第十九条第一項若しくは第二項、第二十条第一項又は第二十七条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

五十 第四十九条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附　則

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 この法律は、公布の日から五年以内に廃止するものとする。

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中「繊維製品品質表示審議会　繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。」を「繊維製品品質表示審議会　繊維製品の品質の表示に関する重要事項を調査審議すること。繊維工業設備審議会　繊維工業設備に関する重要事項を調査審議すること。」に改める。

〔別紙〕

繊維工業設備臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法案の施行に当り、関係繊維機械業者に及ぼすべき影響を除去するため、左の措置を中心として必要な措置を強力に実施せられたい。

㈠　繊維機械の更新計画を毎年樹立し、これを強力に実施すること。

㈡　繊維機械の耐用年数を短縮し、その近代化を促進すること。

㈢　繊維機械設備の更新促進のため必要な予算的措置を採るとともに、所要資金の確保に努めること。

㈣　繊維機械の輸出の増大を図るため、積極的な措置を講ずること。

〔第五十三号参照〕

教科書法案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、教科書の検定、採択、発行、供給等について、現行制度に改善の措置を講じようとするものであつて、その主な点は、次の通りである。

すなわち、

1　文部大臣による検定制度を維持するとともに、検定の公正かつ迅速を期するため、その機構及び方法を整備改善すること。

2　採択に関する規定を整備して、適正な採択方式を確立すること。

3　発行及び供給の確実、円滑を期するため、所要の規定を整備すること。

4　教科書価格の適正化を図ること。

5　教師用の指導書については、届出義務、訂正勧告等の規制をすること。

6　本案の円滑な運営を確保するために、必要な事項について罰則を整備し、また附則においては、従前の規定によつて、検定を与えられた図書の有効期間を定める等、所要の経過措置を規定すること。

二　議案の可決理由

教科書の検定、採択、発行等の現状にかんがみ、教科書制度の整備改善を図ることは、時宜に適したものであることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、六千二百九十三万円が計上されている。

右報告する。

昭和三十一年五月二十二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第五十四号参照〕

家畜取引法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、家畜としての牛、馬、めん羊、山羊及び豚の流通の円滑を図り、取引の公正を期するため、家畜市場について、次の措置を講じようとするものである。すなわち

1　家畜市場の開設は、都道府県知事の登録制とし、一定の基準を設ける。

2　家畜市場の施設、取引方法、代金決済方法等について所要の規制を加える。

3　産地家畜市場の育成強化のため、再編整備地域を指定し、当地域内における類似市場の開設を一定期間制限する。

4　臨時市場の開設は都道府県知事への届出制とする外、市場外の取引についても一定の義務を付することとする。

二　議案の可決理由

近年の家畜飼養頭数が著しく増加した現状にかんがみ、家畜の円滑な流通と、畜産業の振興を図り、有畜農家の経営の安定と合理化に寄与するために有効な措置であると認める。なお、家畜等の取引にかかる因襲の打破等については一層努力すべき必要があるので、本案は、別紙のとおりの附帯決議を附して、これを可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に、四百七万八千円を計上している。

右報告する。

昭和三十一年五月二十二日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

家畜取引法案に対する附帯決議

政府は、家畜取引に内在する因襲を打破し、その改善を図るに当り、着実な効果を挙げるため、左記各項に留意して本法の運営に当るべきである。

記

一、家畜取引の公正をはかり、生産者の利益を擁護するため、市場開設者はせり人を置いてせり売を行うよう業務規程の作成について強力に指導すること。

二、産地家畜市場における取引を増加させ、その利用度の向上をはかるため、市場再編整備地域をできるだけ広範囲な地域について指定せしめるよう指導すること。

三、産地家畜市場は本来農業者の共同利用施設たるべき性格にかんがみ、かつ、再編整備を円滑に促進するため、できるだけ実情に即し都道府県農業協同組合連合会等をして市場の開設及び運営に当らしめるよう指導すること。

四、枝肉取引をめぐる悪弊を芟除し、これを近代化するため、屠畜場の整備及び枝肉市場の新設並びにその取引方法の改革等に関し明確な方針を樹立実行し、あわせて系統農協による肉畜の共販態勢の確立に努めること。

〔第五十五号参照〕

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、町村職員恩給組合の運営の適正かつ合理化を図り、もつて職員の福祉を増進するため、本法の一部に所要の改正を加えようとするものである。その内容は一本組合の財務につき企業会計と同様の原則による会計経理の制度を採用すること。二　職員の福祉を図るため、福祉事業を行うことができるみちをひらき、この場合、市町村職員共済組合と共同するなどその事業を総合的に行うように努めること。三　本組合に監査委員を必ず置くものとすること。四　町村合併促進法の改正前に町村職員恩給組合に属した町村の区域の全部又は一部が市の区域となつた場合の退職年金及び退職一時金に関する事務の引継規定を明確化すること。その他必要な規定を整備することである。

二　議案の可決理由

本案は、おおむね妥当な措置と認められ、全会一致可決すべきものと議決した。なお本案については別紙のごとき附帯決議が附された。

右報告する。

昭和三十一年五月二十五日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

町村職員恩給組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

町村職員恩給組合の事業運営に当つては組合本来の目的と地方財政の現状にかんがみ、特に左の諸点につき、所要の処置を要望する。

一、第四条の三に掲げる組合の事業中、施設の経営及び財産の取得、管理、貸付等は必要の限度に止め、資産を不当に固定しないよう留意すること。

二、将来における退職金制度の改正、貨幣価値その他経済事情の変動等を考慮し、積立金制度に検討を加え、速かに町村の負担金を大幅軽減するよう適当な行政指導を行うこと。

右決議する。

税理士法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

税理士の業務運営の適正化を図るため、税理士は、税務書類の作成に当り計算、整理等の事項を記載した書面を当該税務書類に添付することができることとするとともに、今後五年間に限り一定の職歴を有する者について、一般の税理士試験に代えて特別の税理士試験を受けることができることとする等のため改正を行おうとするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、税務行政の円滑化に資

するため適切な措置であると認めるが、なお、一層の適正合理化を図るために別紙の通り修正することは、最も時宜に適するものと認め、本案は別紙の通り附帯決議を附して修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十五日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

（小字は修正）

目次中「第六章　雑則（第四十九条―第五十七条）」を「第六章　罰則（第五十八条―第六十四条）」に改める。

第二条中「、賦課徴収」を削る。

第三十五条に次の一項を加える。

3　前二項の規定による措置の有無は、所得税法、法人税法又は相続税法の規定による更正若しくは決定又は審査の決定の効力に影響を及ぼすものと解してはならない。

第四十二条を次のように改める。

（業務の制限）

第四十二条　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

第四十三条中「公認会計士」の下に「、会計士補」を加える。

第四十六条第一項中「この法律又は」を「第三十三条の二の規定による書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは」に改める。

「第六章　雑則」を「第六章　税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

第四十九条を次のように改める。

（税理士会）

第四十九条　税理士は、国税局の管轄区域ごとに、一個の税理士会を設立しなければならない。

2　税理士会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3　税理士会は、法人とする。

4　税理士会は、その名称中に税理士会という文字を用いなければならない。

第四十九条の次に次の十八条を加える。

（税理士会の会則）

第四十九条の二　税理士は、税理士会を設立しようとするときは、会則を定め、その会則について大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2　税理士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　名称及び事務所の所在地

二　入会及び退会に関する規定

三　役員に関する規定

四　会議に関する規定

五　税理士の品位保持に関する規定

六　会費に関する規定

七　庶務及び会計に関する規定

3　税理士会の会則の変更は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（税理士会の支部）

第四十九条の三　税理士会は、国税局の管轄区域内の地域を管轄する税務署の管轄区域を地区として、又は国税局の管轄区域内の都道府県の区域を地区として、支部を設けることができる。

（成立の時期）

第四十九条の四　税理士会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

（登記）

第四十九条の五　税理士会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（会員の資格）

第四十九条の六　税理士会の会員たる資格を有する者は、その税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内に事務所を有する税理士とする。

（入会及び退会）

第四十九条の七　税理士は、税理士会に入会届を提出した時から、当該税理士会の会員となる。

2　税理士は、退会届を提出したとき、会員たる資格を喪失したとき、又は第二十六条第一項各号の一に該当することとなつたときは、所属税理士会を退会する。

（会則を守る義務）

第四十九条の八　税理士は、所属税理士会の会則を守らなければならない。

（役員）

第四十九条の九　税理士会に、会長、副会長その他会則で定める役員を置く。

2　会長は、税理士会を代表し、その会務を総理する。

3　副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

（総会）

第四十九条の十　税理士会は、毎年一定期総会を開かなければならない。

2　税理士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。

3　税理士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議を経なければならない。

（総会の決議等の報告）

第四十九条の十一　税理士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を大蔵大臣に報告しなければならない。

（違議等）

第四十九条の十二　税理士会は、税務行政その他国税若しくは地方税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。

2　税理士会は、その会員について、第四十五条第一項若しくは第二項又は第四十六条第一項の規定に該当する事実があると認めたときは、国税庁長官に対し、その者の氏名及び事実を報告しなければならない。

（合併及び解散）

第四十九条の十三　国税局の管轄区域が変更されたためその区域内にある税理士会が合併又は解散する必要があるときは、その税理士会は、総会の決議により合併又は解散する。

2　商法（明治三十二年法律第四十八号）第百条（債権者の異議）及び第百三条（合併の効果）の規定は、税理士会が合併する場合に、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条から第七十六条まで、第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第二十六条及び第二十七条の規定（法人の清算）は、税理士会が解散する場合に準用する。

3　税理士会が合併したときは、合併により解散した税理士会に所属した税理士は、当然、合併後存続し又は合併により設立された税理士会の会員となる。

（日本税理士会連合会）

第四十九条の十四　全国の税理士会は、日本税理士会連合会を設立しなければならない。

2　日本税理士会連合会は、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3　日本税理士会連合会は、法人とする。

4　税理士会は、当然、日本税理士会連合会の会員となる。

第四十九条の二（第二項第二号を除く。）、第四十九条の四、第四十九条の五、第四十九条の九から第四十九条の十一まで及び第四十九条の十二第一項の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

（総会の決議の取消及び役員の解任）

第四十九条の十六　大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の総会の決議又は役員の行為が法令又はその税理士会若しくは日本税理士会連合会の会則に違反し、その他公益を害するときは、総会の決議についてはこれを取り消すべきことを命じ、役員についてはこれを解任すべきことを命ずることができる。

（一般的監督）

第四十九条の十七　大蔵大臣は、税理士会又は日本税理士会連合会の適正な運営を確保するため必要があるときは、これらの団体から報告を徴し、その行う業務について勧告し、又は当該職員をしてこれらの団体の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定による報告の徴取又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（民法の準用）

第四十九条の十八　民法第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十五条（代表権の委任）の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。

（政令への委任）

第四十九条の十九　この法律に定めるもののほか、税理士会及び日本税理士会連合会の設立、運営、合併、解散及び清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十条の前に次の章名を加える。

第七章　雑則

第五十一条の次に次の一条を加える。

（公認会計士たる税理士の特例）

第五十一条の二　公認会計士たる税理士は、税理士会に入会していない場合においても、その行おうとする税理士業務について委嘱者の住所及び氏名又は名称を国税局長に通知することにより、当該通知した者に係る税理士業務を行うことができる。

第五十二条中「税理士でない者」を「税理士会に入会している税理士でない者」に改める。

第五十三条第二項及び第三項中「税理士会連合会」を「日本税理士会連合会」に改める。

第五十五条第一項中「若しくは税理士会、税理士会連合会その他の税理士の組織する団体若しくはその連合体及び「これらの団体に対しその行う事業について勧告し、」を削る。

第六十三条第二号中「第五十五条第一項」を「第四十九条の十七第一項又は第五十五条第一項」に改める。

第六章　罰則」を「第七章　罰則」に改める。

附則第三十項以下を七項ずつ繰り下げ、附則第二十九項の次に次の七項を加える。

30　昭和三十一年七月一日から五年間に限り、第六条の規定による税理士試験のほか、特別な税理士試験を行う。

31　次の各号の一に該当する者は、前項の規定による税理士試験を受けることができる。

一　もつぱら国税又は地方税に関する行政事務に従事した期間が通算して二十年以上で政令で定める行政事務の区分に応じ政令で定める年数以上になる者

二　計理士又は会計士補でこれらの者の業務に従事した期間が通算して十年以上になる者

32　第三十項の規定による税理士試験は、試験委員が、政令で定めるところにより、租税又は会計に関する実務について行う。

33　第三十項の規定による税理士試験の合格者を定める場合には、政令で定めるところにより、当該試験の成績によるほか、受験者の第三十一項各号に規定する事務又は業務に従事した年数を参酌して定めることができる。

34　第三十項の規定による税理士試験は、第三条第一項並びに第十三条第四項及び第五項の規定の適用については、第六条の規定による税理士試験とみなす。

35　第九条の規定は、第三十項の規定による税理士試験について準用する。

36　前五項に定めるもののほか、第三十項の規定による税理士試験の実施に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条の二及び第五十二条の改正規定は、公布の日から起算して四月を経過した日から施行し、第四十二条の改正規定は、国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で、この法律の施行後に離職したものについて、適用する。

2　国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員でこの法律の施行前に離職したものの在職中に自己の関与した事件に係る税理士業務の制限については、この法律の施行後一年間は、なお従前の例による。

3　税理士は、この法律の施行の日から起算して四月以内に、改正後の税理士法（以下「新法」という。）第四十九条第一項の規定による税理士会（以下「新税理士会」という。）を設立しなければならない。この場合において、この法律の施行の際現に同一の国税局の管轄区域内に改正前の税理士法（以下「旧法」という。）第四十九条第一項の規定により設立された税理士会（以下「旧税理士会」という。）が二個以上存するときは、新法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該国税局の管轄区域内においては、その存する旧税理士会の個数以内の新税理士会を設立することができる。

4　前項の規定により同一の国税局の管轄区域内において設立された二個以上の新税理士会は、なお、存続することができる。

5　前項の税理士会は、いつでも、合併又は解散することができる。
6　新法第四十九条の十三の規定は、前項の規定により新税理士会が合併又は解散する場合に準用する。
7　この法律の施行の際現に存する旧税理士会は、この法律の施行の日から当該旧税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局の管轄区域内において附則第三項の規定により新税理士会が設立された日後六十日を経過する日までの間（同一の国税局の管轄区域内に存する二個以上の旧税理士会については、この法律の施行の日から六月間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。
8　この法律の施行の際現に存する旧税理士会で前項の規定により従前の名称を用いることができる期間内に解散したものは、前項及び新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、その清算が結了する日までは、なお従前の名称を用いることができる。
9　全国の新税理士会は、なるべくすみやかに、日本税理士会連合会を設立しなければならない。
10　この法律の施行の際現に存する旧法第四十九条第二項の規定により設立した税理士会連合会（以下「税理士会連合会」という。）は、この法律の施行の日から前項の規定による日本税理士会連合会が設立された日後六十日を経過する日までの間（その期間内に解散した税理士会連合会については、その清算が結了するまでの間）は、新法第五十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の名称を用いることができる。
11　新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の所有権の取得の登記については、政令で定めるところにより、登録税を免除する。
12　都道府県は、新税理士会又は日本税理士会連合会が旧税理士会又は税理士会連合会から不動産を取得する場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。
13　この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
14　登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に「税理士会、日本税理士会連合会」を、「日本赤十字社法」の下に「税理士法」を加える。
15　所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第三条第一項第九号中「並びに弁理士会」を「弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。
16　法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項第二号中「並びに弁理士会」を「、弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。
17　大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十一号中「並びに税理士の登録及び監督」を「、税理士の登録及び監督並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」に改める。
第三十二条第十三号中「監督」の下に「並びに税理士会及び日本税理士会連合会の監督」を加える。
13　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第二号中「並びに弁理士会」を「、弁理士会並びに税理士会及び日本税理士会連合会」に改める。

〔別紙〕

税理士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

一、税理士法施行の際、計理士及び税務職員に対して優遇措置がとられた経緯にかんがみ、特別試験の合格者を定めるに当つては、経験年数の参しゃくを重視せられるとともに過去の業績をも参考とせられたい。

二、計理士が、その関与し、若しくは作成した企業の財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に基き当該企業が所得税又は法人税の申告書を作成した場合においては、当該計理士は、税務官公署の職員に対し、その関与し、若しくは作成した財務書類又は記帳し、若しくは整理した帳簿書類に関し、その質問に応え、又はその書類につき説明する限りにおいては税理士法に抵触するものでないとする現行の取扱については、今回の改正に伴い変更を生ぜざるよう政府において特に配慮せられたい。

三、税理士会への強制加入制度は、税理士の品位並びに社会的地位の向上を図ることによつて、納税者の権利を擁護し、税務行政の適正化を期待するのを本旨とするものであることにかんがみ、その運営が中正かつ民主的に行われるよう、政府並びに税理士会において格段の措置を講ぜられたい。

右決議する。

〔第五十六号参照〕

へい獣処理場等に関する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

現行のへい獣処理場等に関する法律は、昭和二十三年第二回国会において制定されたのであるが、近年市街地又は住宅地域等における養豚場及び養鶏場等のいわゆる畜舎が蚊やはえの発生の根源地となり、あるいは飲料水を汚染する等環境衛生上きわめて好ましくない状態にあるので、これらの畜舎についての指導取締を強化するとともに、へい獣処理場及び畜舎の構造設備について具体的な基準を設ける等環境衛生の改善向上を図ろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　清掃法における特別清掃地域内の一定の区域において、一定数以上の牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、鶏若しくはあひるを飼養し又は収容する施設を設置する者に対し都道府県知事に届け出る義務を課すること。

2　へい獣処理場及び畜舎の施設の構造設備について、公衆衛生上必要な基準を政令で明確にするとともに、都道府県知事は必要な措置を命ずることができることとすること。

3　罰則を整備すること。

議案の可決理由

都市において獣畜を飼養する者に対し届出義務を課し、畜舎及びへい獣処理場等の構造設備について基準を設ける等環境衛生の改善向上を図ることは時宜に適するものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十五日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

採血及び供血あつせん業取締法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

人の血液から製造される医薬品の品質及び患者に輸血を行う場合の保健衛生上の危害防止については、従来薬事法及び医師法、歯科医師法による指導取締が行われてきたのであるが、近年血液製剤の利用が盛んになるにつれ、一面においてその原料となるべき人血の利用の適正を図るとともに、他面、被採血者の保健衛生上の危害を防止し、及び血液あつせん業者の取締に関する規定を設け被採血者の保護を図ろうとするものである。

その要旨は次の通りである。

1　血液製剤等を製造する者が原料として採血する場合及び学術研究等特殊な場合を除いては、何人も、業として、人体から採血してはならないこと。

2　何人も、業として、人体から採取された血液又はこれから得られた物を原料として、血液製剤等又はこれらの副次的製造物以外の物を製造してはならないこと。

3　血液製剤等を製造するため、業として人体から採血しようとする者は、病院又は診療所が患者のためにのみ血液製剤の製造に伴う採血を行う場合以外は、厚生大臣の許可を受けなければならないこと。被採血者の保護及び人の血液の利用の適正を期するため必要があると認める場合は、厚生大臣は許可を受けた者に対して必要な指示をすることができること。

4　供血あつせん業者になろうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこと。供血あつせん業者は、都道府県知事の定めた基準をこえて、あつせん手数料を請求し、又は受けとつてはならないこと。

5　血液製剤等の原料とする目的又は輸血の目的で人体から採血しようとする者に対し、健康診断その他被採血者の健康保護に関する業務を課すること。

二　議案の可決理由

人の血液の利用の適正を期し、血液製剤の製造等に伴う採血によつて生ずる保健衛生上の危害を防止するとともに被採血者の保護を図ることはきわめて時宜に適する措置と認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十五日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

〔第五十七号参照〕

日本国とフィリピン共和国との間の賠償協定の批准について承認を求めるの件に関する報告書

本件の要旨及び目的

一　フィリピン共和国は、昭和二十六年九月にサン・フランシスコ平和条約に署名はしたが、賠償問題が解決されない限り、この条約の批准は行わないとの方針をとつてきた。よつてわが国としては、賠償問題を解決して両国の国交の正常化を図るために、昭和二十七年以来、フィリピン政府と交渉を重ねてきたが、本年四月末に至つて両国の意見が一致し、五月九日マニラにおいて、本協定について両国全権の間に調印を了した。

本協定は、わが国が賠償として総額五億五千万米ドルに等しい円に相当する日本人の役務及び資本財たる日本国の生産物を二十年の期間内に、すなわち、本協定の効力発生の日から十年間は毎年二千五百万米ドル、次の十年間は毎年三千万米ドルに等しい円に相当する役務及び生産物をフィリピンに提供することを約している。賠償の実施方式は、毎年両政府間の協議により実施計画を作成し、その計画の範囲内でフィリピン使節団と日本人業者との間で直接結ばれる賠償契約によつて行われることになつている。

また、本協定は、使節団に一部

の外交特権を認めること、協定の実施についての協議機関として合同委員会を設置すること、賠償契約に関する紛争の解決等について規定している。

なお、本協定は批准書の交換の日又はフィリピン共和国がサン・フランシスコ平和条約の批准書を同条約第二十四条の規定に従つて寄託した日のいずれかおそい日に発効することになつている。

よつて政府は本協定の批准について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基き、国会の承認を求めるというのである。

二　本件の議決理由

本協定による賠償義務は、わが国に相当大なる負担を課すものではあるが、過去の戦争においてフィリピンに与えたばく大な損害に対し、わが国が本協定で約束して賠償を履行することによつて、日比間の友好関係を樹立し、さらに同国との間に政治経済の各般にわたる協力提携の関係を発展せしめる上において妥当な措置であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

三　本件に要する経費

本件に要する経費は、大蔵省所管賠償等特殊債務処理特別会計から支出することになつている。

右報告する。

昭和三十一年五月二十九日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案（笹山茂太郎君外三名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

農林水産業施設について、その災害復旧事業の施行の遅延にかんがみ、工事の推進を図るため、緊要な災害復旧事業として政令で定めるものについては、政府はこれらの事業が三箇年度以内に完了できるよう財政の許す範囲内において国庫補助を講ずる旨を明文化するとともに、国庫補助に係る災害復旧事業の施行を翌年度に繰り延べる場合は、その差額は翌年度の事業の終了のときに返還することに改めようとするものである。

二　議案の可決理由

農林水産業施設についての災害復旧事業が、とかく遅延し多大の施越工事を生じており、各方面にじん大な支障を与えている現状にかんがみ、本案は有効な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

日本製鉄株式会社法廃止法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

日本製鉄株式会社法廃止法の有効期間は、社債発行については本年八月四日まで、日本開発銀行の貸付金については明年八月四日までとなつているので、日本製鉄株式会社の第二会社である八幡製鉄株式会社、富士製鉄株式会社は本年八月五日以降は社債発行は事実上不可能となる。すなわち現行の廃止法によつて認められている一般担保制度が適用されなくなるので、工場財団を設定しなければならなくなるが、これは手続上、不可能と考えられるからである。

一方政府において昭和二十九年頃より一般担保制度を法制化した「企業担保法」の制定を意図しているが、この法律が制定されると当然八幡製鉄、富士製鉄両株式会社には適用されると考えられるので、この際、企業担保法が制定されるまでの過渡的措置として、本廃止法をなお、二年間延長しようとするものである。

二　議案の可決理由

八幡製鉄株式会社と富士製鉄株式会社に対して認められている一般担保制度をなお、存置せしめることは、両社に対する債権者を保護するため、適当と認め、本案は全会一致をもつて、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十九日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

機械工業振興臨時措置法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の目的

わが国の機械工業は戦時中急激に膨脹した産業であるため、現在においては、設備の過剰、老朽、陳腐化、あるいは規格の多様性等々の悪条件のために、合理化の面において著しい立遅れを見せている。

従つて、機械工業は、東南アジア地域等の広大な輸出市場に近接しておるとともに、外貨手取率が高く、雇用効果も高い等の点から見て、輸出産業として最も有望な産業でありながら、現在合理化がなされていないためなかなか輸出が伸びがたい実情である。

従つて、機械工業のうち、最も合理化のおくれている基礎、共通部品部門の合理化を促進することによつて機械工業全体の発展を計ろうとするものである。

二　議案の要旨

1　通商産業大臣は機械工業審議会の答申に基いて、機械工業合理化計画を定める。

2　政府は合理化計画の達成に必要な資金の確保に努める。

3　通商産業大臣は、合理化計画推進のために必要があると認めるときは、公正取引委員会と協議した上、共同行為の実施を指示することができる。

4　本案は、有効期間五箇年の限時法である。

三　議案の可決理由

政府が、機械工業合理化計画を樹立し、設備の近代化、生産技術の向上、能率の増進を図り、機械工業の合理化を促進することは、国民経済の健全な発展に寄与するところ大なるものであると認め、別紙のとおり、附帯決議を附して、全会一致をもつて本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十九日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

機械工業振興臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当り、機械工業のわが国産業に占める位置および将来加重されるべき重要性にかんがみ、左記事項を中心として、その速かな発達に遺憾なき措置を講ずべきである。

一、本法による合理化施策の策定に当つては、特に規格の統一（特に部品）に留意してその互換性の確保に努めること。

二、本法施行に必要な資金の確保について一段の努力を重ねるとともに、指定業種以外のものについても、その設備近代化のため、所要資金の確保に努めること。

三、機械の販路増大を図る方策として、機械に関する総合対策を樹立し、これを計画的に推進すること。このため、特に一般産業設備機械の耐用年数の短縮、技術研究機関の充実、輸出振興の積極的助成など必要な措置を強力にとること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、健康保険法の改正に伴い、医療機関等の規定に所要の改正を行うとともに、療養の給付について、組合員にその費用の一部を負担させることとし、ただこの場合、当分の間これにより生じた余裕財源で一部負担金の払もどし等を行い得るものとすること。国家公務員共済組合法の改正に伴い、再退職の場合における退職年金の期間の合算、金額の改定の外、廃疾年金支給の条件等につき規定の整備を行い、また、本法と船員保険法との適用関係を調整すること。その他、組合の規約変更手続の簡素化、市町村合併における組合と健康保険組合との関係を

〔第五十九号参照〕

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、従来期末手当及び勤勉手当をうけるべき期日（六月十五日及び十二月十五日、以下「支給日」という。）直前に（六月一日より六月十四日までの間又は十二月一日から十二月十四日までの間）衆議院が解散された場合の衆議院議長、副議長及び議員の秘書（以下議員秘書という）に対しては、支給日に在職しているものとみなし、これらの手当を支給することとなつていたが、この場合のみでなく、議員の任期満限が支給日の直前となつた場合にも同様にその秘書に対してもこれらの手当を支給することとするものである。

二　議案の可決理由

議員秘書に対する期末手当及び勤勉手当の支給について、支給日直前に解散された衆議院の議員の秘書の取扱いと、支給日直前に任期満限に達した各議院の議員秘書の取扱いとの間に、均衡を保つ上に適切妥当な措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十九日

議院運営委員長　椎熊　三郎

衆議院議長益谷秀次殿

調整すること。などを内容とするものである。

二　議案の修正議決理由

本案は、市町村職員に対しても、国家公務員及び都道府県の職員なみの共済給付を保障することを目的として制定されたものであるが、今回、健康保険法及び国家公務員共済組合法の改正に伴い、これに照応せしめるとともに、組合運営の実情にかんがみ、組合員の利益を図るための改正を行おうとするもので、その趣旨は妥当と認められるが、健康保険法の一部を改正する法律案の修正との関連上、又適用除外市町村の長期給付に相当する給付を行う団体から受ける給付について、本法同様の取扱いを行うため、自由民主党より修正案が提出され、採決の結果、本案は別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月二十九日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

第八十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局の施設若しくは当該職員若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員」を「若しくは当該職員」に、「当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の施設若しくは当該職員」を「診療録」に改め、同条第四項中「当該職員が」の下に「質問をし、又は」を加え、同条第五項中「立入検査」を「質問又は立入検査」に改める。

（小字及び――は修正）

第九十七条を次のように改める。

（罰則）

第九十七条　医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十六条第三項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則第十八条を削る。

附則第十三項を削り、附則第十四項を附則第十三項とし、附則第十五項を附則第十四項とする。

附則第五十五項を附則第五十六項とし、附則第四十項から附則第五十四項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三十九項の次に次の一項を加える。

40　適用除外市町村以外の市町村の区域の全部又は一部が適用除外市町村の区域の一部となつた場合におけるこの法律による組合と健康保険組合との関係の調整については、附則第二十三項後段、第二十五項及び第二十六項の規定に準じて政令で定める。

（附則第二十一項に規定する団体の行う給付等についての取扱）

41　第九条第一項及び第二項の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について、第十条の規定は附則第二十一項に規定する団体の行う同項に規定する長期給付に相当する給付について準用する。この場合において、第九条第一項中「組合の給付として支給を受ける金品のうち、退職給付及び休業手当金以外の給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付のうち退職給付に相当する給付以外の給付」と、同条第二項中「この法律に基く給付、第六十五条第一項第二号の貸付並びに同条同項第三号及び第四号に規定する長期給付に相当する給付」とあるのは「附則第二十一項に規定する長期給付に相当する給付」と読み替えるものとする。

別表第二の一級の項の廃疾の状態の欄中「高度の精神障害」の下に「又は身体障害」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。ただし、第二十九条の次に一条を加える改正規定、第三十一条から第三十四条まで、第八十六条及び第九十七条、第九十八条を削る改正規定、並びに附則第十七条の改正規定○は、昭和三十一年五月一日から施行する。

（健康保険法等の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第　号）の施行の日）

（組合員の期間の計算方法に関する経過措置）

第二条　改正後の市町村職員共済組合法（以下「新法」という。）第十三条第三項の規定は、この法律（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前に再び組合員の資格を取得した者に係る給付でこの法律の施行後に給付事由が発生したものの基礎となるべき組合員である期間の計算についても、適用する。

（時効に関する経過措置）

第三条　新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法（以下「旧法」という。）の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止されていた期間についても、適用する。

（組合の契約する医療機関等に関する経過措置）

第四条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十一年七月三十一日までの間は、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当しないものであつても、これらに該当するものとみなす。

（一部負担金に関する経過措置）

第五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第三号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容されている間に限る。

第六条　組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他の措置で規約で定めるものを行うことができる。

（療養費に関する経過措置）

第七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

（退職年金受給者に関する経過措置）

第八条　新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても、適用する。この場合において、新法第四十一条第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十一年七月一日以後その状態にある間」とする。

第九条　新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止されている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

（廃疾年金受給者等に関する経過措置）

第十条　新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十一条　新法第四十五条の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者又はこの法律の施行前旧法第四十七条の規定により廃疾一時金の支給を受けた者についても、適用する。

第十二条　新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条　新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつている場合又はこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行の際現に組合員となつていたときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十一年七月」とする。

（遺族年金の失権に関する経過措置）

第十四条　新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際遺族年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

（船員である組合員の期間の計算に関する経過措置）

第十五条　昭和二十九年五月一日前における船員保険の被保険者であつた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

（従前の給付に関する経過措置）

第十六条　この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

（従前の行為に対する罰則の適用）

第十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第十八条　印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第二十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第二十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第二十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第二十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第二十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第二十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第三十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第三十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第三十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第三十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第三十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第三十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第三十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第三十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第三十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第三十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第四十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第四十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第四十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第四十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第四十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第四十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第五十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第五十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第五十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第五十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第五十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第五十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第五十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第五十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第五十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第五十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第六十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第六十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第六十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第六十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第六十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第六十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第六十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第六十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第六十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第六十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第七十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第七十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第七十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第七十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第七十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第七十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第七十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第七十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第七十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第七十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第八十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第八十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第八十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第八十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第八十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第八十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第八十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第八十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第八十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第八十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第九十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第九十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第九十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第九十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第九十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第九十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第九十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第九十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第九十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第九十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百二十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百二十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百二十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百二十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百二十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百二十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百三十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百三十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百三十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百三十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百三十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百三十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百四十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百四十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百四十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百四十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百四十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百四十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百五十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百五十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百五十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百五十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百五十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百五十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百六十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百六十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百六十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百六十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百六十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百六十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百七十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百七十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百七十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百七十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七十七条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百七十八条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百七十九条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百八十条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百八十一条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百八十二条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百八十三条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百八十四条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百八十五条　健康保険法の改正に伴う改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（印紙税法の一部改正）

第百八十六条　印紙税法の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十ノ四中「第六十五条第〇及第一項第二号」を「第六十五条第〇及第一項第二号」に、「同条第三号〇」を「同条同項第三号〇」に改める。

（健康保険法の改正に伴う経過措置）

第百八十七条　健康保険法の改正に伴う改正

鳥獣保護計画を実施するため必要があると認めるときは、その設定に係る猟区の管理及び経営を猟友会に委任することができる。

2　猟友会は、前項の委任を受けたときは、狩猟法第十八条の規定の適用については、猟区設定者とみなす。

（入猟承認料の納付）

第十二条　前条第一項の規定により猟区の管理及び経営の委任を受けた猟友会は、入猟規程の定めるところにより入猟承認料を徴収したときは、農林省令で定めるところにより、当該猟区の管理及び経営に必要な経費を差し引いてなお残額があるときは、当該猟区の管理及び経営を委任した国又は地方公共団体にこれを納付しなければならない。

（猟区経営団体の役職員の身分）

第十一条　第九条の規定により猟区の管理及び経営の委任を受けた団体の役員及び職員は、前二条の事務の執行に関し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（猟友会の協力）

第十三条　農林大臣又は都道府県知事は、農林省令で定めるところにより農林大臣の指定する鳥獣保護団体又は狩猟者の団体法令の普及及びその違反防止その他狩猟に関する法令の実施について協力させることができる。

2　前項の指定を受けた団体は、同項の協力をする場合においては、狩猟を行う者に対し、狩猟に関する法令の普及及びその違反防止その他狩猟に関する法令の実施について必要な勧告をすることができる。

（狩猟免状の下付等の経由機関）

第十四条　都道府県知事は、前条の規定による協力をさせる場合においては、当該団体に対し、狩猟法及びこれに基く命令に規定する狩猟免状又は狩猟登録票の下付又は交付及び狩猟免状又は狩猟登録票の返納について必要な事項を定めるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により定めた事項を通知するときは、当該都道府県の都道府県猟友会を経由して行うものとする。ただし、当該都道府県に都道府県猟友会が設置されていない場合は、この限りでない。

（猟友会の役職員の身分）

第十五条　猟友会の役員及び職員は、第十一条及び前条の事務の執行に関し、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（猟友会に対する交付金）

第十六条　国又は地方公共団体は、第十一条及び第十三条の規定による事業及び事務を猟友会に行わせる場合には、予算の範囲内で、これに必要な経費の全部又は一部を当該猟友会に交付することができる。

2　国は、都道府県猟友会に対し、第十四条の規定による事務を行うのに必要な経費を交付しなければならない。

第三章　中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会

（中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の設置及び権限）

第十七条　この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他鳥獣及び狩猟に関する重要事項を調査審議するため、農林省に中央鳥獣保護審議会を、都道府県に都道府県鳥獣保護審議会を置く。

2　中央鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要事項につき、農林大臣の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

3　都道府県鳥獣保護審議会は、鳥獣及び狩猟に関する重要事項につき、都道府県知事の諮問に答え、又は関係行政機関に対し意見を申し出ることができる。

（中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の組織等）

第十八条　中央鳥獣保護審議会は、農林大臣の任命する次の各号に掲げる委員二十一人以内で組織する。

一　衆議院議員の中から衆議院が指名した者　二人
二　参議院議員の中から参議院が指名した者　一人
三　自治庁、警察庁、大蔵省、文部省、厚生省及び農林省の職員　各一人
四　都道府県知事　二人
五　狩猟者の団体の役員　一人
六　猟友会以外の鳥獣保護団体の役員　一人
七　自然保護団体の役員　一人
八　林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員　各一人
九　鳥獣及び狩猟に関し学識経験を有する者　三人以内

2　専門の事項を調査審議させるために、中央鳥獣保護審議会に、専門委員を置くことができる。

3　都道府県鳥獣保護審議会は、都道府県知事の任命する次の各号に掲げる委員九人以内で組織する。

一　都道府県の職員　一人
二　市町村長　二人
三　都道府県猟友会の役員並びに林業者の団体、農業者の団体及び漁業者の団体の役員　各一人
四　鳥獣及び狩猟に関し学識経験を有する者　二人以内

4　前条及び前各項に定めるもののほか、中央鳥獣保護審議会及び都道府県鳥獣保護審議会の組織、議事及び運営等に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章　猟友会

（目的）

第十九条　猟友会は、会員の自主的組織により有益鳥獣の保護増殖と狩猟の適正化に努めるとともに会員の品位の保持、指導連絡を図り、もつて狩猟行政の円滑な実施に資することを目的とする。

（猟友会の種類）

第二十条　猟友会は、都道府県猟友会及び全国猟友会とする。

（猟友会の名称）

第二十一条　猟友会の名称中には、都道府県猟友会又は全国猟友会という文字を用いなければならない。

2　猟友会でないものは、その名称中に都道府県猟友会又は全国猟友会という文字を用いてはならない。

（法人格及び住所）

第二十二条　猟友会は、法人とする。

2　猟友会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

（登記）

第二十三条　猟友会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2　前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（設立の基準となる区域）

第二十四条　都道府県猟友会は、都道府県の区域ごとに一個を限り設立することができる。

2　都道府県猟友会は、必要な地に支給を設けることができる。

3　全国猟友会は、全国の区域に一個を限り設立することができる。

（事業）

第二十五条　都道府県猟友会は、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一　狩猟に関する法令の普及をするとともにその違反防止その他法令の実施について行政庁に協力すること。
二　第十四条に規定する狩猟免状又は狩猟登録票の下付又は交付及び狩猟免状又は狩猟登録票の返納に関する事務を行うこと。
三　国又は地方公共団体の委任を受けて猟区の管理及び経営を行うこと。
四　有益鳥獣の保護増殖及び有害鳥獣の駆除を行うこと。
五　火薬及び銃器の操法その他危険防止に関する知識の普及を図ること。
六　射撃場の経営を行うこと。
七　猟法、猟具及び猟犬の改良を図ること。
八　狩猟道義の向上を図ること。
九　鳥獣及び狩猟に関する調査研究並びに情報又は資料の収集又は刊行を行うこと。
十　会員相互の連絡互助に関すること。
十一　前各号の事業に附帯する事業

2　全国猟友会は、前項第一号及び第三号から第九号までに掲げる事業及びこれらの事業に附帯する事業のほか、次の各号に掲げる事業を行うものとする。

一　鳥獣及び狩猟に関する重要事項について意見を公表し、又は

関係行政庁に具申し若しくは建議すること。

二　鳥獣及び狩猟に関し行政庁の諮問に応じて答申すること。

三　都道府県猟友会の事業及び経営の指導を行うこと。

四　都道府県猟友会の監査を行うこと。

（会員の資格）

第二十六条　都道府県猟友会の会員たる資格を有する者は、当該都道府県猟友会の区域内に住所を有する者であつて次の各号に掲げるものとする。

一　狩猟法第四条の規定により都道府県知事の狩猟免許又は狩猟登録を受けた者

二　第八条の規定により狩猟者試験に合格した者

三　狩猟に関し学識経験を有する者

四　その他定款で定める者

2　全国猟友会の会員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

一　都道府県猟友会

二　都道府県猟友会の会員たる資格を有する者

三　その他定款で定める者

（加入の自由）

第二十七条　会員たる資格を有する者が猟友会に加入しようとするときは、猟友会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（定款に記載すべき事項）

第二十八条　猟友会の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　事業

二　名称及び事務所の所在地

三　地区

四　会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

五　総会に関する規定

六　会費及び経費の賦課に関する規定

七　会計及び資産に関する規定

八　役員に関する規定

九　事業年度

十　公告の方法

2　定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（設立）

第二十九条　猟友会の設立については、定款及び事業計画を農林大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

（成立の時期）

第三十条　猟友会は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることによつて成立する。

（監督）

第三十一条　農林大臣は猟友会の、都道府県知事は当該都道府県の都道府県猟友会の事業の健全な運営を確保するため、当該猟友会の業務又は会計に関し監督上必要な指示をすることができる。

2　農林大臣は、猟友会の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政庁の処分又は定款に違反すると認めるときは、当該猟友会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3　農林大臣は、猟友会が前項の命令に従わないときは、役員の改選を命ずることができる。

（猟友会に関する事項の政令への委任）

第三十二条　この法律に定めるもののほか、猟友会の組織、運営、設立、解散、清算及び監督に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　罰則

第三十三条　第十条の規定による鳥獣所持の制限に違反した者は、三万円以下の罰金に処する。

（省令への委任）

第十八条　この法律に規定するもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、農林省令で定める。

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項の表中中央森林審議会の項の次に次のように加える。

中央鳥獣保護審議会	有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法（昭和三十一年法律第　号）によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。

第六十五条第二項中「及び中央森林審議会」を「、中央森林審議会及び中央鳥獣保護審議会」に、「及び森林法」を「、森林法及び有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法」に改める。

〔別紙〕

有益鳥獣の保護増殖及び狩猟の適正化等に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、わが国現下の鳥獣事情にかんがみ、現行狩猟法の全面的な再検討を行い、速やかに鳥獣保護を主眼とする制度の確立に努め、あわせて鳥獣行政の改善強化に必要な予算の確保を図るべきである。

肥料取締法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、肥料の種類、形質の分化、発達に即応して、その供給、流通の円滑を図り、あわせて、その品質を保全し、公正な取引を確保することを目的とするものであり、その要旨は次の通りである。

1　製造業者等が保証すべき肥料の主成分を、現行制度では法律の別表で指定しているが、これを政令をもつて定めることとし、この際、化成肥料、配合肥料の種別を廃して単一名称とすること。

2　主成分の含有量を調整するため、農林大臣の許可を受けて一定の異物を一定量まで混入し得るようにすること。

3　現行制度は、公定規格で定められている事項中、保証すべき成分量についてのみ登録しているが、含有する有害成分、粉末度等についても登録し、これに違反する肥料については、その譲渡を制限することができることを明確にすること。

4　関係業者の業務施設の表示義務を廃止し、また登録証等の書替申請事項について可能な範囲で簡略にすること。

議案の可決理由

二　最近における肥料の形質、種類は、その技術等により著しく発達し、又複雑多岐にわたつており、加えて、肥料の生産量の増加により国内市場における販売競争が激じんになつている傾向にかんがみ、今回の改正は時宜に適した措置であることを認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月三十日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

会計検査院法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

議案の要旨及び目的

一　本案は、今会期に別途提出された物品管理法の制定に伴い、会計検査院法に所要の改正を行おうとするものであつて、その内容は次の通りである。

1　物品管理法で、政府が物品の増減及び現在額総計算書を作成し、会計検査院がこれを検査することになるので、従来、国の所有する物品は、会計検査院の任意検査事項となつていたのを必要検査事項とするため、第二十二条第二号及び第二十三条第一項第一号の規定を改正すること。

2　物品管理法で、従来、物品の出納保管に関する事務をつかさどる職員にだけ課せられておつた弁償責任が、広く物品の管理に関する事務をつかさどる職員、物品の供用に関する事務をつかさどる職員にまで課せられることになるなどのため、その弁償責任の検定等について、所要の改正を加える必要があるので、第十一条第六号、第二十九条第六号及び第三十二条の規定を改正すること。

二　議案の可決理由

物品管理法の制定に伴う措置として適切なものと認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年五月三十日

決算委員長　上林與市郎

衆議院議長益谷秀次殿

接収不動産に関する借地借家臨時処理法案（第二十二回国会衆法第五四号、参議院継続審査）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
本案は、旧連合国占領軍等に接収された土地又は建物に関し、その接収の解除後における借地借家関係を調整するための措置を講ぜんとするものである。
法務委員会においては、去る昭和二十七年第十三回国会より立案に着手し、じ来、第十八回国会まで継続審議となり、第十九回国会において、全会一致をもつて、衆議院を通過したが、その後衆議院の解散により、廃案となり、第二十二回国会にいたり、衆議院は再び全会一致をもつて、これを参議院に送付し、以来同院にて審査継続中のところ、今国会において、一部修正の上、本院に送付、当委員会に付託されたものである。議案の主な内容は、
第一に、接収当時借地権のあつた者は、解除後、相当の賃借権設定の対価で、その敷地の優先賃借の申出をすることができる。
また、接収当時借家していた者は、解除後、その建物の優先賃借の申出をすることができる。
第二に、接収当時の土地又は建物の所有者が、解除後これを自己使用する場合や、すでに権原により、第三者が使用している場合には、接収当時の賃借人の優先賃借の申出を拒否することができる。
第三に、強制疎開地にして後に接収された土地についても、疎開当時の借地人は、常に相当の賃借権設定の対価を支払つて、優先賃借の申出ができる。
第四に、その他の規定、すなわち、賃借人の承諾の擬制、優先借受権の存続期間、土地使用の義務、催告による賃借権の消滅等は、いずれも、賃借人と所有者との権利の調節の規定である。

二　議案の可決理由
接収不動産の問題の解決方法としては、国家補償等が考えられるが、解除後の借地借家の紛争が各地に起りつつある現状にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年五月三十日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

物品税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
期限の到来するブラウン管十四インチ以下のテレビジョン受像機類に対する物品税の軽減措置を、税率を若干引き上げたうえ、なお当分の間、継続しようとするのが本案の要旨である。

二　議案の可決理由
本案は、小型テレビジョンの生産及び普及の状況等にかんがみ、適切な措置であることを認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

租税特別措置法の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
昭和二十八年以来輸出による所得に対して所得税及び法人税を賦課する際特別の控除制度が認められているが、重要輸出品である絹又は人絹のスカーフ類等についての捺染加工による所得については、大部分控除制度が受けられない実情にあるので、新たに本制度の適用対象とし、特別控除の恩典を受けうることとしようとするものである。

二　議案の可決理由
本案は、輸出振興及び経済の状況にかんがみ、適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

〔第六十一号参照〕
町村合併促進法の一部を改正する法律案（北山愛郎君外十名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
町村合併促進法の施行以来、町村合併が表面上順調な成果を挙げたにもかかわらず、法の目的とする町村規模の適正化、行政能率の向上、住民福祉の増進に寄与しているか疑いなきを得ないものがあり、これは第一に拙速主義の指導者合併のためであり、第二に、合併の合理的基準を欠き、第三は、国の財政措置が適切でなく、第四に、地方行財政政策が不当であつたためである。よつて、この際、さらに町村合併の実態を検討し、市町村規模の合理的な尺度や、事務配分の関係等を慎重に審査し、市町村の行くべき正しい道を発見することを必要と認め、政府提出の新市町村建設促進法案に代えて、本案を提出したのであつて、その内容は、暫定的に現行の町村合併促進法の有効期間を一箇年延期するとともに、地方交付税法の特例措置の延長、国有林野払下げ代金の償還年限の延長等の改正を加え、更に、合併の実績を検討する機関として町村合併中央審議会を設置しようとするものである。

二　議案の否決理由
本案は、政府提出にかかる新市町村建設促進法案と平行して審議せられ、その趣旨には傾聴すべきものがあるとされたが、建設計画の調整の必要、財政措置の明確化等の見地から反対意見があり、賛成少数をもつて否決すべきものと議決した次第である。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
地方行政委員長　大矢　省三
衆議院議長益谷秀次殿

新市町村建設促進法案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的
町村合併促進法が本年九月末日に三年の有効期間を終えるので、政府は旧法に代えて、合併新市町村の建設計画の実施を促進するとともに、更に未合併町村の合併を推進するため、本案を提案したのであつて法案の内容は、次の通りである。
1　新市町村の建設と経営の基本に関する事項として、新市町村は、その基盤たる新地域の実態に即して総合的見地からその建設計画に検討を加え、これが計画的効果的に実施されるよう必要な調整を行い、特に支所、出張所並びに小、中学校、公共的団体等の統合その他新市町村の一体性を確立し、行財政の合理化を図り、建設の推進力として新市町村建設審議会を設置し得る等の規定を設けること。
2　この建設計画の調整及び実施を促進するため、国は補助金を交付する外、財政上、行政上優先的な措置を講ずるものとし、郵便局等の国の地方行政機関や都道府県や日本電信電話公社等の公共企業体にも必要な協力を行わしめることとするとともに、他面内閣総理大臣及び都道府県知事は建設計画の調整及び促進に関して、基準を設定し、又は助言、勧告をすることができることとし、そのため及び未合併町村の合併推進に関する諮問機関を置き得るようにすること等。
3　建設計画の実施を促進するための諸法律の特例については、地方債の許可、不均一課税等につき現行の町村合併促進法とほぼ同様の規定を設ける外、地方交付税の算定の特例については、合併に伴つて臨時経費及び小、中学校の統合に伴う必要経費をも配慮することに改め、また国有林野払下げの売払代金の償還条件をさらに緩和しその遡及適用を認めることに改めるなどの措置を講ずること。
4　町村合併に伴う争論の処理及び未合併町村の合併促進に関するものとして、争論解決のためには都道府県段階におけるあつせん、調停又は裁定の制度を設け、所謂分村問題についてもあつせん、調停の外、現行の住民投票の手続規定を整備してその解決の合理化を図ること。また町村合併促進法失効後における未合併町村に対しては、明年三月末日までの間において、都道府県知事又は内閣総理大臣がその合併を勧告し又はこれを住民投票に付することができるなどの規定を設けること。
その他現行合併促進法の規定を整備し又はこれに準じ規定を設けること。
本案については、参議院において地方交付税の算定に関する特例期間の適用を町村合併促進法施行前の合併町村にも及ぼす等の修正が加えられた。

二　議案の可決理由
町村合併の実情が今や合併の促進から合併市町村の建設に重点をおくべき段階に立ち至つており、この際その建設計画を新しい地域の実態に即したものに改め、その確実な実現を期するための新しい措置が必要であり、また未合併町村の合併推進も当然講ぜられるべき措置であることにかんがみ本案の趣旨及び内容はおおむね妥当なものと認め、賛成多数をもつて原

案通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、学校給食が、勤労青年の身体の健全な発達に資するためのものであること、夜間課程を置く高等学校の設置者は、夜間学校給食が実施できるように努めるとともに、国及び地方公共団体も、夜間学校給食の普及と健全な発達を図るように努めること、国は、公、私立を問わず、その設置者に対し、予算の範囲内で夜間学校給食の開設に必要な施設又は設備に要する経費の一部を補助することができるとともに、夜間学校給食用の小麦は、国が、食糧管理特別会計の負担において、価格を低廉にしたものを使用させることができること等について、所要の規定をするものである。

二　議案の可決理由

勤労青年教育の重要性にかんがみ、働きながら高等学校の夜間課程において学ぶ青年の身体の健全な発達に資し、あわせて国民の食生活の改善に寄与するため、夜間学校給食の実施に関し、必要な事項を定め、かつ、その普及充実を図ることは、時宜に適したものであることを認め、本案は原案の通り、可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十二年度において、給食人員を五万人とすれば、その所要額は、約二千五百万円を要する見込である。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

公立養護学校整備特別措置法案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、養護学校の教育の充実を図るために、国は、公立養護学校の建物に要する経費の二分の一を負担し、危険校舎の改築費についても三分の一以内を補助すること、教職員給与費については、都道府県の負担とし、小、中学部の教職員の給与は、その実支出額の二分の一を国庫負担とし、教材費についても一部を国の負担とすること、教職員の給与の種類及び額を、当分の間、都道府県の条例により、盲、ろう学校の教職員の給与の種類及び額を基準として定めること等について、所要の規定をするものである。

二　議案の可決理由

養護学校における義務教育のすみやかな実施を目標として、公立養護学校の設置を促進し、かつ、当該学校教育の充実を図るために、その建物に要する経費、教職員の給料等に要する経費についての国及び都道府県の費用負担、その他必要な事項に関し、特別の措置を講ずることは、時宜に適したものであることを認め、本案は、別紙の通りの附帯決議を附し、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に一千五百万円が計上されている。

昭和三十二年度においては、職員給与費及び教材費約八百万円、並びに養護学校建設費一校当り約八百万円を要する見込である。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

公立養護学校整備特別措置法案に対する附帯決議

精神薄弱、肢体不自由及び身体虚弱等の児童、生徒は、その数きわめて多く、しかもその障害の程度は多種多様である実状にかんがみ、政府は本法による養護学校の整備をはかるとともに、小学校及び中学校における特殊学級の設置促進についても、速かに必要な措置を講ずべきである。

右決議する。

盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案（参議院提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、昭和三十二年度以降、養護学校の児童、生徒も盲、ろう学校の児童、生徒と同じく教科書代、給食費、通学費、宿舎費等の恩典が受けられるように改めること、就学奨励費の支給方法については、現行法令にみられる現物支給の建前を廃して、現金支給を主とし、特別の場合のみ現物を支給し得るようにすること、盲、ろう、養護学校高等部生徒の教科書代は、昭和三十二年度以降は、その二分の一を国が負担すること、昭和三十一年度に限り盲、ろう学校高等部生徒の教科書代は、その三分の一以内を国が負担すること等について、所要の規定をするものである。

二　議案の可決理由

盲、ろう学校の高等部又は養護学校に就学する者について必要な援助を行うこととするとともに、これらの学校の校長の行う就学奨励のための経費の支給は、原則として金銭をもつてすること等、所要の規定を設けることは、時宜に適したものと認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に二百万円が計上されている。

昭和三十二年度においては、約六百万円を要する見込である。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

〔第六十二号（その一）参照〕

中央卸売市場法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、中央卸売市場における卸売の業務の適正かつ健全な運営と中央卸売市場指定区域内における統一的行政を行い、生鮮食料品の需給調整及び適正価格の形成による円滑な流通を図ることを目的とするものであり、その要旨は次の通りである。

1　中央卸売市場の開設区域の指定は、一定数以上の人口を有する都市及びその隣接地について行うこととし、開設者の資格についても地方公共団体のみに限定すること。

2　卸売人の許可は、農林大臣の許可とし、その際開設者の意見を尊重し、意見の相違ある場合は、その理由を文書で開設者に通知すること。

3　開設者は、業務規程で卸売人の数の最高限度を定め、農林大臣は、この最高限度をこえて卸売人を許可することはできないこと。

4　卸売人の間の合併又は営業の譲受及び物品の価格、品質又は数量に関する協定を除く取引条件の協定について、農林大臣の認可を受けた場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用を除外すること。

5　仲買人は、開設者の必要に応じて置くことができることとし、その資格、員数等は業務規定で定めること。

6　中央卸売市場指定区域内において、中央卸売市場類似の業務を行う市場について、一定基準以上の施設を有するものは、農林大臣に対し、一定事項の届出をなさしめ、報告徴収権、職員の立入検査権等の規定を設け、これらに対する業務の監督、事業分野の調整を図ること。

二　議案の可決理由

本案は、近年における中央卸売市場が集散市場的性格を帯び、業務規模も全国的な範囲に発展し、その公共性も著しく強められ、本法立法当時とはその実情が変化していることにかんがみ、有効適切な措置と認め、本案は全会一致をもつて可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農産物価格安定法の一部を改正する法律案（芳賀貢君外八名提出）に関する報告書

一　議案の要旨及び目的

本案は、国内産大豆の価格の低落を防止するため、農産物価格安定法の適用農産物に大豆を加え、正常水準価格より低落する場合は、政府がこれを買い入れることができるようにし、政府の買入価格を定める方式は、なたね同様の政令の定める算式とするようにしようとするものである。

二　議案の可決理由

本案は、大豆の価格低落により、大豆栽培農家の経済に深刻な影響を与えている現状にかんがみ、農業政策上その正当な需給均

衡価格の維持を図るために緊要な措置であると認め、本案は可決すべきものであると議決した次第である。

三　本案施行に要する経費

食糧管理特別会計による大豆の買入数量により定まるが、これを五万屯程度とすれば、本年度約二十九億円の見込みである。

四　国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

大石農林政務次官より、本案の主旨には賛成である旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

特別委員会報告書

小、中学校における教科書関係事件調査報告書（行監調二十四ノ一）

首題の件行政監察特別委員会設置に関する決議に基き別紙の如く報告する。

昭和三十一年三月十二日

行政監察特別委員長　高木　松吉

衆議院議長益谷秀次殿

〔別紙〕

小、中学校における教科書関係事件調査報告書

目次

第一章　調査の概況
第一　調査の要求
第二　喚問した証人
第二章　現行教科書制度の概要
第一　教科書の性格
第二　教科書の採択
第三　教科書の供給
第四　教科書の価格
第三章　調査の概要
第一　検定について
一　検定手続の実状
二　監察上問題となつた諸点について
第二　教科書の内容偏向について
一　問題となつた教科書
二　偏向事実の有無
第三　発行について
一　教科書発行の実状
二　発行会社の資格審査
三　教科書の種類
四　教科書の改訂と使用年限について
第四　採択について
一　採択権の所在並びに採択方法の実状
二　展示会運営の実状
三　教科書発行会社の販売競争の実状とその当否
四　教科書の編集並びに著作と採択との関係
五　日教組の教科書評価基準について
第五　供給について
一　供給機構の現状
二　供給機構の問題点
三　完全供給の実状
四　供給手数料と採択との関係
第六　価格について
一　定価の認可基準
二　教科書価格の適否
三　教科書の価格を安くする方法
四　教科書の無償配布
第七　教科書以外の学習用図書について
一　使用の実状
二　ワークブック
三　学習帳
第四章　結論
一　検定について
二　発行について
三　採択について
四　供給について
五　価格について
六　教科書以外の学習用図書類について

第一章　調査の概況

第一　調査の要求

昭和三十年六月二日付をもつて、衆議院議員　南好雄君より左記調査要求書が本委員会に提出され同年六月七日の理事会において協議の結果、これを下調査することに決定した。

記

小、中学校における教科書関係事件調査要求書

終戦後、わが国小、中学校における教科書は、いわゆる自由出版のかたちをとり文部大臣の検定に合格しさえすれば、何人も自由に教科書をつくることができることとなつた。

このことは、教育の民主主義を達成する制度であるが、他面かかる方式のもとにおいては出版される教科書はいたずらに多種多様にわたり、又これが出版にあたる業者も大小乱立する結果となり、これが検定並びに採択に関し、巷間とかくの風評を生むに至つている。すなわち出版業者と検定関係者並びに出版業者と教科書採択関係者等との間に、いわゆる教科書疑獄という事態すら生じているといわれ、いたいけな学童に悪影響を及ぼしつつあるものとして、今や全国民的関心をあつめつつあり、かかる事情を放置しておくことは、義務教育の本旨上許さるべきではない。

よつて、本委員会において、これら真相を究明し、文部行政上の責任を追求せられんことを要求する。

昭和三十年六月二日

提案者

衆議院
議員　南　好雄

行政監察特別委員会
委員長　篠田弘作　殿

下調査の結果同年六月二十四日の委員会において本件に関し関係者を証人として喚問し調査することに決定した。

第二　喚問した証人

本件調査のため本委員会が喚問した証人の氏名、職業並びに月日は次の通りである。

昭和三十年六月二十四日	文部省初等中等教育局長	緒方　信一君
〃　二十七日	公正取引委員会　委員長	横田　正俊君
〃　二十九日	学校図書株式会社　社長	川口芳太郎君
〃　七月　一日	同　右	川口芳太郎君
〃　二十九日	社団法人教科書協会常務理事	白根　孝之君
〃　四日	主婦	神田　清子君
〃　六日	大日本雄弁会講談社教科書局長（銓衡会代表）	由井　十春君
〃　八日	教科書供給協議会全国連合会　幹事	芳根　次朗君
〃　十一日	大日本図書株式会社　常務取締役	早川　康一君
〃　十五日	佐賀県教育図書株式会社　専務取締役	高場　季光君
〃　二十二日	元文部省教科用図書分科審議会副会長	石井　一朝君
〃　二十五日	同　右	石井　一朝君
〃　二十八日	東京教育大学教授	石山　脩平君
〃　二十九日	日本ＰＴＡ全国協議会　会長	塩沢　常信君
〃　八月　一日	二葉株式会社　取締役秘書役	樋口　悦君
〃　二日	教育出版株式会社　取締役社長	北島　織衛君
〃　九月　十九日	東京書籍株式会社　常務取締役	四条　輝雄君
〃　二十日	日本教職員組合　教育文化部長	佐藤幸一郎君
〃　二十一日	福島県教育委員会　委員	安藤　武君
〃　二十二日	福島県教育委員会　委員長	黒木　喜一君
〃　二十三日	北海道教職員組合　中央執行委員長	米田　勲君
〃　十二月十四日	北海道教職員組合　札幌市支部書記長	星野　健三君
〃	札幌国税局長	吉武　久賀君
〃	二葉株式会社　取締役秘書役	樋口　悦君
〃	福島県学校生活協同組合理事長	野口　忠夫君
〃	福島県教員組合中央執行委員長	毛利　源三君
〃	佐賀県杵島郡武雄市教科書採択委員代表	緒方　一男君
〃	福岡県教科書株式会社　取締役社長	菊竹　豊平君
〃	福岡県中学校生活協同組合長	安村　豊喜君
〃	文部事務次官	田中　義男君

なお本件に関しては特に現地調査の必要が認められ、昭和三十年八月中旬、北海道地方、福島地方及び九州地方にそれぞれ委員を派遣して実情調査を行つた。

第二章　現行教科書制度の概要

戦後、新しい憲法のもとに、わが国の教育制度は、一大変革が行われた。教科書制度も、この教育制度改革の一環として改められ、従来の国定制度は廃止され、検定制度が採用されることとなり、昭和二十四年度より実施されたのであるが、その骨子はおよそ次の通りである。

第一　教科書の性格

学校教育法及び教科書発行に関する臨時措置法（以下単に措置法

と略称する。）等の法令によれば、小、中学校における教科書は

1. 教授の用に供せられるいくつかの教材のうち他よりは重要であるが、他の教材と並んで児童生徒の学習を助ける一つの教材であること。
2. 文部大臣の検定を経たものであること。
3. 学校において使用義務があること。
4. 編集発行は自由であること。

の四点に帰することができる。なかんずく、注目すべきことは、従来の教科書は教科上絶対の権威があるものとされていたのであるが、新教育において、教師の指導計画のなかにおける主たる教材に過ぎなくなつたことである。

第二　教科書の採択

教科書の発行者は毎年発行しようとする教科書の目録を文部大臣に届け出なければならないこととなつているが、この届け出された教科書は実物見本として毎年都道府県教育委員会の主催する教科書展示会に出品され採択の便に供される（措置法第四条、第五条及び第六条第三項）。又採択は国立及び私立の学校を除く公立学校にあつては、当該学校を管轄する教育委員会が当該学校の教師の意見を尊重して決定することとなつている（教育委員会第四九条第四項文部省通達による展示会実施要領）。

第三　教科書の供給

採択された教科書の種類及び需要部数は都道府県教育委員会から文部大臣に報告され（措置法第七条）、文部大臣はこの報告にもとづき発行者に発行すべき教科書の種類及び部数を指示し（措置法第八条）、発行者は教科書を各学校に供給するまで発行の責任を負うこととなつている（措置法第十条）。又供給方法については何ら規定はないが、現在発行者は各部道府県にあるいくつかの特約供給所とそれぞれ個別に契約して行つている。

第四　教科書の価格

教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならない（措置法第十一条）こととなつており、その基準は小、中学校各教科別教科書の一頁当りの単価を定め、その単価の範囲内であれば認可されることとなつている。

第三章　調査の概要

現行教科書制度の骨子はおおむね右に述べたとおりであるが、本委員会の調査において問題となつた諸点は主として制度運営に関するものであつた。また教科書の内容に関しても検定事務に関連してその一部が問題とされた。これを要約すれば、

第一　検定については、(一)　検定事務の実状とその適否　(二)　いわゆる学習指導要領の改訂の問題　(三)　検定と関連して教科書の内容の問題

第二　発行については、(一)　教科書発行者に対する資格審査の問題　(二)　教科書の種類並びにその使用年限

第三　採択については、(一)　教科書採択の責任の所在並びに採択方法の実状　(二)　教科書発行会社の販売宣伝活動の実状とその当否　(三)　展示会制度運営の実状　(四)　教科書の編著と採択との関係

第四　供給については、(一)　供給機構の現状　(二)　特約供給所の業務の実態並びに特約供給所の同一供給地域に単数に存在する場合と複数に存在する場合の実状　(三)　供給と採択との関係　(四)　完全供給の実状

第五　価格については、(一)　定価の認可基準　(二)　現行価格に対する関係者の見解　(三)　価格を安くする方法　(四)　無償配布の問題

第六　教科書以外の学習図書類については、(一)　使用状況　(二)　ワークブックの販売状況　(三)　学習帳の発行及び販売状況等の諸点である。

第一　検定について

一　検定手続の実状

1　教科用図書検定調査審議会

教科書の検定は教科用図書検定規則により、文部大臣が行うこととなつているが、文部大臣はその手続として、教科用図書検定調査審議会という諮問機関を設け、その答申にもとづき行つている。この審議会は二つの分科会に分れ、その一つである教科用図書検定調査分科審議会（以下単に審議会と略称する）がもつぱら検定の諮問に応ずることとなつており、十六名の委員により構成されている。昭和三十年度の委員の氏名は田中証人（文部事務次官）によれば次の通りである。

原田　実　早大教授
中島　健蔵　評論家
大町　芳文　慶大教授
山田　忠雄　日大教授
小松　勇作　東京工大教授
佐藤　省吾　学習院大教授
読谷山朝宣　昭和女子大教授
中野　三郎　東京天文台勤務
荻野三七彦　早大教授
鈴木　虎秋　港区白金台小学校長
稲葉　捨己　千代田区芳林小学校教諭
野口　彰　港区愛宕中学校長
宮崎　利邦　新宿区落合中学校教諭
土橋　兵蔵　千葉県船橋高校教諭
片山　徹　都立大付属高校教諭
佐原　六郎　慶応大教授

委員の任期は二年で半数交代制をとつているが、任命方法は小学校、中学校、高等学校の教員からそれぞれ二名、学識経験者から十名を選び審議会の意見を徴して文部大臣が任命している。審査の実状については、田中証人（文部事務次官）は「調査員が調査をいたしましたその評点について合格点に達しておるかどうかという結果について詳細を聞いてそれにもとづいて合否の決定をいたしております」と述べている。

2　調査員

審議会は教科書の検定に関して、文部大臣の諮問に応ずる場合、まず発行者側から申請のあつた教科書の原稿を調査しなければならない。このため審議会に調査員をおいて原稿を調査させている。

（一）　調査員の任命方法

調査員の任命方法については、教科用図書検定調査審議会令に規定され、学識経験者の中から審議会の意見をきいて文部大臣が任命することとなつている。緒方証人（文部省初等中等教育局長）は、その実際のやり方について「文部省より各都道府県と申しましても、それは東京を主としてその他近県でありますが、都道府県の教育委員会並びに大学の学長等に教科と学校の種別等の条件をつけて推薦を依頼し、各教育委員会並びに大学から推薦してきた者のなかから、人選をして審議会の意見をきいて任命している。又推薦を求める場合の文部省側の条件は学識経験が豊かで、考え方が公正で、教職歴を五年以上勤めた者、又年令満三十才以上、検定教科書の編著作にかつて関与し、又現に関与していないということを要件としている」旨証言し、又その人数及び任期等に関しては「申請の件数によつて違うけれども、昭和三十一年度の検定についての例をとれば千四百名の調査員が任命され、任期は一年で毎年改めることになつているが、昨年は半数位の改選であり、ことしの調査員のなかには昨年やつた人は非常に少なくなつている」と証言している。

（二）　調査員の調査方法

発行者側から申請された原稿は約千四百名の調査員により調査されるが、この調査方法に関し、緒方証人は「これら調査員を五人ずつの組み合せをつくり……五人の組み合せの中三名は学校の先生であり、二名は大学教授である。……出てきた原稿をそれぞれ各別に調査し、検定基準に従い採点しこの点数を平均したものを審議会に報告し、そこでさらに審査する」旨証言している。また調査の厳正を期する方法について、同証人は「調査員は非公開であり、かつ相互にその氏名は秘匿され、お互の連絡がとれないようにしてあり、原稿には番号のみを付してある」と証言し、採点者たる調査員の情実の介入並びに編著者や発行者の調査員に対する不当な影響力の防止について特別の配慮を行つている旨、供述している。

3　検定基準

申請原稿の内容を調査する際の基準は、教科用図書検定基準（昭和二十八年十一月十三日文部省告示第八十八号改正）によつている。この基準には絶対条件と必要条件の二

通りあるが、その概要は次の通りである。

（一）絶対条件

絶対条件というのは、教科書としておよそ絶対不可欠の要件とされるもので、左の三つが挙げられている。

(1) 教育基本法及び学校教育法の目的と一致し、これに反するものはないか。

(2) 政治や宗教について、特定の政党や特定の宗派にかたよつた思想、題材をとり、またこれによつてその主義や信条を宣伝したり、あるいは非難したりしているようなところはないか。

(3) 各教科の指導目標（学習指導要領）と一致しているかどうか。

（二）必要条件

これは各教科や学年によつて異なるが、内容の正確、信頼性、学童の心身の発達段階に即応するものかどうか、又教材の組織配列等が適当であるかどうか、分量等が教科書として適当であるかどうか等々詳細な項目が挙げられている。

右の条件に該当するものが合格するのであるが、発行者から原稿の申請を受けてから検定の合否決定までの期間はおおむね二カ月で、昭和三十一年度の合格率は八十一パーセントであつたが、例年の平均合格率は七十五パーセント前後である。

二　監察上問題となつた諸点について

検定審査に関し本委員会において監察上問題となつた点は、

1　教科用図書検定審議会は真に任ある審査を行つているかどうか。

2　調査員の非公開は検定の手続上当を得たものであるかどうか。

3　出版会社と文部省との間に情実関係が介在していないか。

4　学習指導要領が政治的な意図によつて容易に改訂されたり、情実により特定の発行会社にもれているようなことがないかどうか。

5　最近いわゆる地方版と称する地域的特色を出した教科書の発行が採択上の効果をねらつて増加しているが、これに対して検定上いかなる配慮がなされているか。

等であつた。以上その論旨を各証人の証言をもととして記述すれば次の通りである。

1　審議会運営上の問題

石井証人（元文部省教科用図書分科審議会副会長）は現在の教科書の内容について「第一の欠点は各教科書どれをみても表現表記など実にてんでんばらばらであつて、まとまりがないということができると思う」と証言し、その実例として外国の国名の呼称が教科書ごとに異なる点、又国語科と社会科等各教科ごとの連絡がとれていない点、偏向的思想の色彩の濃い教科書のあること等々数多くの実例を挙げ、文部省の検定事務のずさんである点を指摘している。又塩沢証人（日本P・T・A全国協議会会長）は子供が転校した場合に教科書の内容で非常に困ることがあるという父兄の訴えをとりあげて、その一例として、教科書の中の字の使用が一定していない実例をあげているが、これらの事実が存在することは要するに検定処理機関の審査方法、具体的にいえば文部大臣の検定諮問機関である審査会の審査方法並びに審査にあたる委員及び調査員の能力等が当を得ていないことに帰着するものと認められる。すなわち石山証人（東京教育大学教授）は審議会の審議方法に関し、「隠れた採点者が採点したものを、その現物とは関係なく、採点のみを見て、どういう関係か知りませんが、それで決定したり、また、審査委員を命ずる際の資格審査についても明瞭でない云々」と述べ、更に審査会が非公開の調査員の採点した原稿の結果のみを見て、原稿を直接に見せもせず、合格不合格を決定している審査方法は無責任であり、また審査の職にあたる委員の資格についても何ら基準もないことを指摘し、審査委員及びその審査方法に欠けるところがある点を指摘している。申請原稿の採点をする現行調査員制度についても欠陥あるものとし、石井証人は次のごとく証言している。すなわち「調査員は事務上の手続の関係から、東京近郊で求められる。これが毎年入れかわつてその事務に従うわけであるが、この調査員の中には教科書の著作に従事しているものを省くとか、一度やつた人は原則として二度はやつてもらわないという附帯条件があるため、いきおい玉石混淆にならざるを得ない」と述べており、また白根証人（社団法人教科書協会事務局長）は「調査員は報酬が少く、しかも社会的に知られないことは人間精神の極致ですべての人間にこれを要求することはむりである。従つて調査がなおざりになる」と証言し、調査員に関し調査員の選定範囲の関係上質的低下をきたす外、調査期間も短く、兼職で報酬もわずかなため、いきおい十分な調査が不可能であることを指摘している。

2　調査の公開と非公開の問題

審議機構の改革については活潑な論議が交されたが、その主要な点は特に調査員を公開とすべきか、非公開のままであるべきかの論争であつた。

緒方証人は、調査員の非公開について「調査の厳正を期し調査に不当な影響力が及ばないようにという配慮からなされている」と証言し、調査の公平を期する点より、文部省としては、非公開主義を是とする態度を明らかにしているが、これに対して教科書発行会社、教育関係者等はいずれも公開主義を主張している。すなわち白根証人は、現行の非公開主義の欠陥について

（一）現行の非公開の主旨が調査員と発行会社との情実を排除するところにあるというが、現行といえども既にカーテンの一部をめくることができる。カーテンの一部をめくつた人間が、非公開という国家の制度において擁護されていることになる。

（二）もし調査員が何か含むところがあり、自分の反対の学説等について、辛い点をつけようと思えばつけ得るが、発行会社や著者がこれに対して抗議したり、意見を交換したりする機会は全然与えられていない。

（三）現在の調査員は、報酬がきわめて薄く、非公開のため、社会的な自分の責任も外部にわからない現在のやり方は、教科書の内容の調査がなおざりになり、気のついた誤字、脱字だけをみておくという危険性がある。

（四）現在の調査員千四百名の半数を毎年とりかえているが、このようにすれば、優秀な一流の学者、教育の現場の人たちは既にあらかた発行会社の編著になつていて、あと二、三流の者が一流のものの書いたものを審査することになり、調査員の質が調査員を更新するにつれて年々低下することになる。

等の諸点を指摘し、又覆面の調査員の手を通じて文部省が教科書内容に対する思想統制の方向を示す余地はないかとの委員の質問に答えて、「そういうことの行われ得る危険性をもつている制度である」と述べている。又石山証人は「調査員に十分な権限と信用度とをもたせる必要の上からも、どういう人間がやつているかをはつきり公開してほしい。そのためには何らかの方法で審査に当る者の資格審査を明瞭にすることが必要と思う」と述べ、更に「大学からえらばれた調査員のなかには学習指導要領すら読んでおらないと思われるような人があるる」と述べて、非公開で資格審査が行われていないために、きわめて無責任な調査員が任命されていることを指摘している。又佐藤証人（日本教職員組合教育文化部長）は、調査員の公開を主張し、更にその選定方法に関し「民主的に公選し、調査の過

程を明らかにし、調査員と編著者との意見が一致しない場合には公聴会等を開いて、公共の良識で判断するという方法をとらなければならない」と証言している。

以上のごとく現行調査員制度については各方面から強い批判が行われ、調査員の氏名を公開し調査員の任命方法や資格審査等について意見が述べられ、責任ある検定事務を行い得るような制度の確立が要望された。

更に石山証人は、文部省の検定上の責任を確立する上から一つの試案として、「文部省で単に事務的に整理して審査員に渡すのではなくて、その前に文部省自身がもつと審査というものに権限をもつたスタッフを作りまして、そこでまず調査員に渡す前に、いわゆる当局の責任として第一関門を審査する必要がある」と証言し、文部省の検定責任の確立についての一つの方法を示唆している。

3

文部省と教科書発行会社との情実問題について

教科書発行会社が競つて文部省に在職した有力職員を取締役や編集責任者にむかえる傾向のあるのは、文部省の審査について便宜を期待し、更に在職中の因縁により教科書採択関係者に有力な発言を期待しているのではないかとの観点に立つて、調査が進められた。

ところで、これらの人的関係の実情はどうなつているか。

かつて文部省に勤務していたもので、現在教科書発行会社に勤務している者について、白根並びに川口（学校図書株式会社社長）両証人の証言によれば次の通りである。

井上　毅	元文部省図書局国語課長	日本書籍の編集業務に従事
塩野　道氏	〃　図書監修官第二編修課長	啓林館取締役
前田　隆一	〃　図書監修官	大阪書籍社長
有光　次郎	元文部事務次官	秀英出版社社長
岡　現次郎	元文部省図書監修官	大日本図書の編集業務に従事
青木誠四郎	〃　教科書局教材研究課長	二葉の編集業務に従事
桑木　来吉	〃　図書監修官	大日本図書の編集業務に従事
近藤　寿治	元文部省教学局長	学校図書取締役
永井　浩	〃　総務局長	中央教育審議会委員（その後辞任）
阿原　謙蔵	〃　国民教育局長	学校図書嘱託
小沼　洋夫	〃　教学局思想課長	学校図書の取締役就任後辞任し文部省初等中等局勤務（その後調査局に転任）

以上のうち教科書の発行、検定等と関係あるのではないかとの疑問をいだかせたものは、小沼洋夫氏と近藤寿治氏である。小沼洋夫氏は元文部省に勤務、昭和二十一年二月退官し、その後学校図書株式会社の取締役として昭和二十七年十二月まで教科書発行業務の経営に参加し、昭和二十八年一月より再び文部省に勤務することとなり、同省初等中等教育局の視学官に任命されている。

小沼氏について、緒方証人は「教科書は、学習指導要領によつて作られるから、かかる意味では、小沼氏の職務は教科書に関係はあるが、教科書を発行する上において特定の会社を利するという立場ではないので、教科書発行あるいは検定そのものと関係はない」と証言している。

しかし教科書の発行と関係があるとの疑いを生ぜしめる余地があるのではないかとの質問に対して、緒方証人は「疑を受けるようなことがあつてはいけないと考えて反省して仕事をしなければならぬと考えている」と弁護している。

近藤寿治氏に関しては検定に関し、学校図書の発行している教科書が特に有利な取扱いを受けるのではないかとの疑がもたれ各委員より追及されたが、これについて緒方証人は「近藤寿治氏の委員としての職責は、教科書の発行、検定と直接の関係はないが、この審議会は学校教育、社会教育、その他文部省の業務全般にわたつて意見をのべるわけであるから、かかる意味では教科書との関係はあるが、教科書行政に対して特別に関係があるというわけではない」旨証言し、これら教科書会社と文部省との人的関係は検定事務に対し直接関係はないものと弁護している。

しかし検定教科書を発行する図書会社の株式を所有していながら、あるいはそれらの会社の経営に参画しながら、直接的ではないにしても教科書行政に関係ある職務を担当していることは、とかくの誤解を招くおそれが生ずることが明白であつて、文部省人事の慎重な配慮が要請されるところである。

4

学習指導要領改訂の問題

学校教育法及び文部省設置法によれば、文部大臣が学習指導要領を作成し、各教育課程はこれを基準として作成されることになつている。

従つて教科書の内容は学習指導要領を基準としなければならないのであつて、学習指導要領が改訂される場合は教科書も改訂の必要が生ずるわけである。

学習指導要領が社会情勢の変化に応じて改訂されることは当然のことと思われるが、改訂がひんぱんに行われる場合はいたずらに教科書の種類を増加して父兄の負担を増す結果ともなり、教科内容が政治的変動に左右される恐れも生ずるのではないか。更に又現在の学習指導要領はすべて試案となつているが、試案のままで検定基準として拘束力をもつものであるかどうか等の諸点について各委員より緒方証人及び田中証人に対して質問が行われ、緒方証人は「従来の指導要領を改訂して学力の水準を高めるために努力したい」と改訂の必要性を強調し、また田中証人は「改訂されたのは昭和二十二年と二十五年と三十年現在進行中のものと三回で、試案という形式は本年の高等学校の指導要領の改訂では削除されている」と証言し、明確な結果は得られなかつた。

学習指導要領の改訂については、時勢の進展とともに必要の生ずることは当然予想されるところであるが、この改訂についてはとかく誤解を生まないよう慎重を期する必要がある。

5

いわゆる地方版の発行問題

学習指導要領には「各学校がその地域を詳しく見きわめて云々」の項があり、昭和二十九年文部省刊行の「教科書の検定申請の手引」には地方の特色を生かして編集した場合には、その生かし方とその理由を編集趣意書に附記されることになつており、文部省としては地域性を内容とした教科書を認めている。

このため現在発行されている教科書には地方色をもつたものもかなりあるが、これらのいわゆる地方版の編著者はおおむね一地方の教職員の研究団体であつて、昭和三十一年度文部省教科書目録によれば次のようなものがある。

（書名）	（教科）	（社名）	（地方研究団体名）
学　図	国語	小　国	学校図書研究会
信　教	国語	〃　国	信濃教育会
教　出	改訂小国語	〃　国	北海道国語教育連盟
二　葉	新編国語の本	〃　二	北方〃
教　出	小　社	標準小学社会	日本社会科教育連盟　共編
			北海道〃

昭和三十一年度地方研究団体が編著作したいわゆる地方版教科書

大日本小理	私たちの理科	東北理科研究委員会
〃　〃	理科の世界	新潟県理科教育研究会　共編
日書〃	小学生の理科	理科研究中国地方委員会
大日本〃	小学の理科	四国理科教育協議会　共編
二葉〃	新小学生の理科	理科研究九州地区委員会
信教〃	理科	西日本理科教育研究会
大日本中理	科学の世界	北海道理科教育連盟
〃　〃	私たちの科学研究	北海道理科研究会
〃　〃	中学私たちの理科	信濃教育会
〃　〃	中学用理科の世界	理科研究九州地区委員会
兵図中図	中学用図工作	理科研究中国地区委員会　共編
中教中保	私たちの健康生活	四国理科教育協議会
中央中職	中学職業家庭家庭生活編	北海道大学科学教育研究室理科研究委員会第二部
中教〃	職業家庭科の学習	東北理科研究委員会　共編
		新潟県科学教育研究会
		九州理科教育協会
		兵庫県図工教育研究会
		北海道中学校長会大野大輔
		北陸教科用図書研究会
		北海道中学校長会大野大輔

地方版の編集者の団体が採択に関係のある学校教員であるところから、発行会社が採択の増加をねらつて発行するに至つた傾向があるのではないかとの疑が生じ、文部省としてはこのような地方版の教科書に対しいかなる見解をもつか論及されたが、緒方証人は「現行の制度においては、各地域の実状に即応するような教科書が準備されることは適正なものと認め」又「教え方の方法として地方色も認めらるべきだ」と証言している。

田中証人は「特に地方版につきましては、これもいろいろ議論がございますけれども、大体一般の教科書は国民として必要な最小限度の知識というものを与えることになつておるので、特に地方特有のものを作らなければ教育上支障があるかどうか私ども非常に疑問に思つておる」と、いわゆる地方版教科書に対してかなり否定的な見解を述べている。また教科書の検定基準の中にも地方的に幅をもつた編集をしておるかどうかという一項目があるので、いわゆる地方版教科書が必ずしも必要とは考えられない旨の答弁があつた。

緒方証言と田中証言との間にはかなりのくい違いがあるが、これは本委員会がさきに緒方証人に対していわゆる地方版教科書の逐年の増加は、これらの地方版の編著者の団体が地方の採択に直接又は間接に関係ある現職教職員であるところから発行会社が採択の増加を意図したものではないかと追求したため、後に喚問した田中証人は、発行と採択の情実発生の恐れあることを認めて、文部省がいわゆる地方版教科書のこのような意図を排除するための考慮を払う意向を表明したものと解釈されるものである。

第二　教科書の内容偏向について問題となつた教科書

教科書の検定事務の実状の調査において、石井証人は文部省の検定審査がきわめてずさんであるところから、現在の教科書の内容には信頼すべからざる具体的事実があるとして、いわゆる偏向教育の可能性をはらんだ教科書が発行されていることを指摘し、この種の教科書を内容的に三種のタイプに分類し説明したが、その第一のタイプは労働組合運動のテキストの観を呈している教科書で、その事例として、実教出版社発行、宮原誠一篇「一般社会」及び教育出版社発行、日本社会教育連盟編「社会のしくみ」を挙げている。

「社会のしくみ」について同証人は、「現在の経済機構について色々書かれているがその賃金に関する説明のところに『賃金は労働に対する報酬として労働者に支払われるものであるが、これは労働者が明日も又健康で働くのに必要な生活費に自分が働けなくなつた後に自分のあとをついで働く子供の生活費、更にその子供が立派に大人になるのに必要なだけの教育費とが計算されて支払われなければならない』こう書いてある。こういう賃金理論もあるにはありますが一般的ではありません。

同一労働同一賃金という賃金論理もございます。これは生活保障給の理論でありましよう。この理論でいきますと、とにかく家族一体がみんな食つて飲んでゆたかに生活できることが条件であつて、労働に関する賃だとか、量だとか、そういうものは全然問題にならないわけです。ところが実際の賃金支払の形態はそうじやない。こんな解説では、子供は矛盾を感ずるだろうと思うのであります。学歴によつて等差があり、経験年数によつて等差があり、労働時間の長短によつて等差があるわけであります。……こういう一方的な、ただ一部の論を広げて全体となすような傾向は誤びゆうである。これら今申し上げましたものは不正確である。正確を期する記述にするためにはもう少し配慮しなければならぬと思う」と証言している。

更に石井証人は第二のタイプとして、マルクス・レーニン主義による平和運動のテキストのごとき体裁の教科書があることを指摘し、その事例として実教出版社発行長田新編「模範中学社会」を挙げ、その内容について「資本主義社会がらん熟するとそれが帝国主義化して市場と植民地を争奪するために戦争を起すんだということが書いてあるが、しかしここで考えなければならないのはそういう戦争は国民全体が総意を固めてやるのではない。

『それは戦争によつて利益を得る人々であると考えなければならない。戦争によつて国民の大部分は苦しみ悩むけれども、きわめて一部の人々は戦争によつて得をする。だからそういう人々は、政治家をそそのかしたり、国民が戦争を好きになるようにしむけたりして、戦争をくわだてる、こういう人々のことをふつう〝死の商人〟とよんでいる』――と書いてある」と証言し、更に同著では「『この戦争を除去することが平和への道であり、そのためには社会の改善が必要である』『資本主義社会を別の仕くみにする必要がある。これが平和運動である』と結んでいる」と証言している。

更に石井証人より、これはスターリン論文（ソ同盟における社会主義の経済的諸問題）の定式化されたものを子供の言葉に直したものに過ぎず、この教科書は先般ソヴエットが発表した経済学教科書に示されてある社会発展の法則をそのまま移し入れている旨の供述があつた。

第三のタイプとしては、ソ連と中国をいたずらに礼讃する教科書を指摘し、その事例として

中教出版社発行、周郷博外八名の共同編集による「あかるい社会」を挙げている。その内容について石井証人は「例えば、朝鮮の地勢、風土、地理を語る言葉のなかに『広い田んぼをつききった大きな道路を、外国の軍用自動軍が、すなけむりをあげて走っていくすがたも見えます』と書いてあるのに、北鮮については同様のことがあるのに書いていない。『ビルマはイギリスやアメリカのせわになっています。……フィリッピンはアメリカの軍事基地となっています』と書いているのに、中国がソ連の対華援助に関する協定でばく大な援助を受けてただいま五カ年計画を進行中であるということには一言も触れていない。これら非常に公平でない、この教科書の編集はきわめて片寄っているということが言える」と証言し、同証人は「日露戦争の結果、日本が樺太をもらったと書いてあるが、南樺太の下へカッコいたしまして『ソヴエットのサハリン』とあります。これは現在の国際法上ソヴエットの領土であるかどうか決定していないので、意識的な書きかえ編集だと断ぜざるを得ない。さらに、そういうことに類する誇張と省略には許しがたいものがあり、中国との関係を語る言葉は全部まねをした、学んだ、勉強しに行った、そういうことばかりであります。そして、この歴史を主とする教科書の後半は全部、日本が大陸侵略をやってめちゃくちゃに中国人民をいじめた。その悲惨な中国人民の状態が中国の版画で書かれてあります。歴史の書きかえも行われております。蒙古来、これはこの教科書によりますと中国が攻めてきたのではない、中国は侵略国家ではないから日本に攻めて来たのではない。日本を攻めたのは蒙古であって中国人民はむしろ塗炭の苦しみを受けていたので、実は日本の方へ手をたたいて拍手を送っていたという記述になっている。日露戦争についても同様で、日本が悪くてでたらめであったというふうに記述し、特に幸徳秋水や堺利彦などの反戦運動について特筆大書し、日露戦争はわれわれの祖先の誤りで、正しくない戦争だったというふうに印象づけようとしている。これらは、やや正確でない記述だと思うのであります。最後に、この教科書が中国、ソ連を礼讃するために、わが国を卑屈にとらえている表現の事例は『日本の農業』のことについて書いてあるところに、飛行機で種子をまいている写真を掲げて、中国では飛行機で種子をまくのだ。それから中国では農作物を荒すイナゴを飛行機から薬をまいて大量に殺す。ソヴエットはトラクターを使うのだというて、先方の農業の水準が非常に高まっているということを強調しております。そして、わが国の農業の水準のところになりますと、日本の農業は、どうでしようかと書いて、農業水準のきわめて低劣であるということを記述し、最後に日本の農業がどうしてこんなに立ちおくれているか考えてみなければなりませんと書いている。私は日本の農業水準が高いか低いかよく知らなかつたので新聞で調べましたところ、ソ連の今交渉をやつておるマリク全権が七月一日の読売新聞にでている談話によりますと、ソヴエットとしては日本の農業と造船業に深い敬意を払つているが、特に農業についてはかつてスターリン時代にもこの高い水準には注目すべきだとの報告を行つたことがある。と、この教科書でけなされている日本の農業が、逆にほめたたえている国の代表者から讃美されておる。これは一例ではありますが、読売新聞の記事が正確であるとすれば、これはみずからひざを屈して他国に盲従というか、そういう卑屈な態度の現われであると断定せざるを得ない。以上の事例によつて明確なように文部省の検定調査の仕事はかくのごとくずさんであり、この事実は文部大臣の責任問題であると思います」と証言した。これらに対して、各委員より「石井証言は証人自身の歴史観の開陳であり、一つ一つ教科書をあげて、こういう歴史観は間違つておる。正しくないと思うと言つているに過ぎない。」また「石井証言は、偏向教育、それも左翼的な偏向教育ともとれる実例を不完全列挙法に基いて断定されておるので、その確立性はきわめて低いと思う……偏向には右への片寄りもあれば左への片寄りもあるわけであるから……一方的なことだけでは納得できない」等の反ばく的見解が述べられた。これらに対し石井証人は、「もし、私の目に触れました教科書で、現行の主権在民をきめました憲法を否定した昔のような天皇陛下万歳という教科書があつたら、これも問題にしますが、ただいまのところそういうものはございません。私が問題にしておるのは、基礎教育の段階にある子供に、大人でも解決できない――資本主義か社会主義かというような命題を持ちこんで、こんなことを教育する必要はなかろうと言うのです」の所見を開陳した。

二　偏向事実の有無

石山証人（東京教育大学教授）は、いわゆる偏向に関する考え方について「それぞれの教育段階が、教育の根本方針としてどういうところをねらつているかというその段階に応ずる根本方針に忠実であるかということが公正であつて、たとえば義務教育、基礎教養の段階においては、イデオロギー以前の教育、言いかえれば階級的意識過剰に陥らないことが根本方針でなければならない。……あまりにも階級的な立場を連想させるような調子のものがあれば……それは義務教育、基礎教養の段階においては公正、中立性の原理に抵触するおそれがある。いわゆる歴史観については……いやしくも社会科を書き、その一つの歴史的分野のごときものにタッチする編著者は、もちろんマルキシズムその他の歴史観について広く公平に研究することを要求します。……初めから著者の結論的なことを子供に押しつける意味の立場ではなくして……いやしくも教科書に扱う以上はやはり歴史の見方にこういう見方がある、そういう見方をすれば、この現象はこういうような解釈がつくんだ、その結果こういう問題も起るんだ。こういうようなことを客観的に、それこそ科学的に解説し、わかりやすく知らせるべきだと思います。」と証言した。

それならば現在発行されている教科書に偏向があるかどうかとの点については石山証人は「私は検定を通過して現に使われておる教科書に関して、いわゆる偏向といわれるような教科書を見たことはありません」と証言した。田中証人もまた「教科書自体は、これは文部大臣が検定をして、そして使用差しつかえないというものになつておるわけでございますから、われわれ事務当局として、それに果して偏向があるかどうかというお問いになりますというと、私ども、どうも非常にお答えしにくいのでございます。なお果してそれが偏向であるかどうかという問題になりますと、これもなかなか簡単に結論をだすにはあまりにも重要な問題でございますので十分検討を尽した上でないと私ども一がいに言えないと考えております。」と証言し、更に「検定をいたしましたことは、これは教育基本法にも、学校教育法にも抵触するものではない。その趣旨に沿つたものだという意味で検討いたしておるのでございます。」と証言し、文部省の検定にパスした教科書の内容については、一応偏向はないものとしている。

しかし石井証人の挙げた小学校用教科書「あかるい社会」に叙述してある諸事実、特に日清、日露の戦争についての説明のごときは日本だけが悪く正しくない戦争をしたような印象を植えつけるものがあり、またそこにわざわざ反戦論者の名前堺

利彦、幸徳秋水などを掲げている編集のやり方は明らかにある意図をもちながら一方的見解に立つて日本の史を説明しているものと認められる。

又中学校用教科書長田新著「模範中学社会」は平和を題材とした叙述のうち、戦争の起る原因を「死の商人」ということのみによつて説明し、その他多くの要因についてはこれを無視しており、賃金論や平和運動に関する巧みな叙述も結局事実の一面のみを捉えた説明におわつている。したがつてこれら教科書の内容は基礎教育の段階における中立性の原則に抵触するものであると認められる。しかもこれら教科書の著者が日教組織講師団に所属しているものが多いことは大いに注目すべきである。

更に教科書発行会社はこれら教科書を使用する教師に対し教授上の指針を与えるため、教科書に附随してつくられた教師用指導書を配布しているが、この指導書に対し、樋口証人（二葉株式会社取締役）は「指導書つまり教師用は五十冊に一つの指導書を無料で進呈していることになつているのであるが……」と証言している。指導書は当該教科書に対する著者の著述上の見解や指導方針を解説したものであるにかかわらず、行政当局がこれを放任していることは教科書検定の趣旨を没却するものである。

第三　発行について

一　教科書発行の実状

発行者は、毎年文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を文部大臣に届出で、文部大臣から発行すべき教科書の種類と部数の指示を受け、教科書の発行を行うことになつている。また発行者は教科書を各学校に供給するまで発行の責任を負うこととなつている。以上の通り現行制度における教科書の発行は自由であり、検定に合格しさえすれば何人も自由に教科書を発行することができる。

ところで発行の現状について白根証人（教科書協会事務局長）の証言によればその概要は次のようになつている。

検定制度発足当時、すなわち昭和二十三年八月の第一回の展示会に出展した発行会社数は二十二社、出展教科書の種類は六十種類であつたが、現在発行会社数は九十五社、教科書の種類は小学校約百五十種類、中学校約三百八十種類で発行総冊数二億三千六百万冊となつている。また発行会社の規模については、発行数の点より分類すれば小学校九教科の中で全科目にわたつて発行しているもの四社、中学校十二教科につき、その全部を発行しているものはなく、このうち十科目を発行しているもの三社、小学校五教科以上を出している社は八社、中学校六教科以上をだしているもの十社で、このうちにはダブつているものもある。教科書協会員七十九社中一種類だけを出しているものが四十七社、残りの社が二種若しくは四種を発行している。

又業態の点より分類すれば、教科書出版の印刷設備と関係をもつている発行会社が六社、学習参考書の発行をかねているもの約五十社で残りがもつぱら教科書事業のみを経営しているものである。又売上高は一社で年間二十億円に達するものが最高で最低のものは数十万円である。

以上の白根証人の証言のように、検定制度発足後数年にして発行社数は四倍、教科書の種類は約八倍に増加したわけで、これらのことは、教科書発行の競争が、いかに激じんなものであるかを物語つており、又発行種類にしても、一種類の発行もの、数種類にわたつて発行するもの、参考書類とあわせて発行しているもの、さらにその売上高にしても最高と最低のひらきの大きなこと等、教科書発行業界はきわめて複雑である。

二　発行会社の資格審査

発行会社の数が多いという事実に関連して発行会社の中には教科書という公的刊行物を発行するのにふさわしくないものもあるという観点より、発行会社に対する資格審査を要望する意見もあつた。すなわち由井証人（大日本雄弁会講談社教科書局長）は「文部省で著作権を有する教科書に対しては、文部省は、資格審査をするが、検定制の教科書に対しては資格審査ということはない。実際に誠意をもつて教科書発行にあたらないような会社がタッチしていることは罪悪ではないかと信じている……それをなくする方向に資格審査というようなことが新らしい方向としてできれば……」と証言し、又、石井証人は「教科書は非常に投機的出版である……出版の資格を厳正に審議するというようなことがあつてよいだろうと思う、世間をさわがすようなトラブルを起した場合には発行を停止させる。二度と教科書を発行させないようにするという基準、それに類するものが教科書というものの性格から考えてあつてもいいと思う」と証言し、資格審査をすることにより穏当な形で現在の発行会社の整理も考えられると主張している。又会社の整理に関して、佐藤証人（日本教職員組合、教育文化部長）は「内容のよろしい、現場教師の判断に適合した教科書をつくつて良心的にやるところは残るでしようし、自然淘汰というもので、いい教科書が残る、ようやくそのきざしがきているというふうに判断される……」と証言し、会社の存続は、教科書の良否によつて、自然淘汰されていくものでありもはやそのきざしが生れていると主張している。

しかしながら、教科書発行に関する臨時措置法第九条によれば、文部大臣が発行者に発行の指示をする場合、発行者の事業能力、信用状態等を調査することになつているが、別に明確な資格審査基準を設けているわけではない。

三　教科書の種類

さきに述べた通り、教科書の種類は毎年増加の一途を辿つているが、このことについて「教科書の種類は多いが内容は大同小異で選択採択に非常に困る」「種類が多過ぎて転入学に不便である」等の世論がある。これについて神田証人（主婦代表）は「割合とみんな同じような内容を持つておるように思われる」と証言し、又塩沢証人（日本P・T・A全国協議会会長）は、「父兄の立場から言えば教科書の種類が少ない方がよい。これはいろいろな理由ならみてたとえば転校した場合内容の違つているようなこと……展示会を見に行つて種類が多過ぎて私自身見るのに困つたという感じ……」と証言し、児童の転校の場合においても又教科書を選択する場合においても教科書の種類が少ない方がよいと述べている。

しかしこのような批判の反面、佐藤証人「大抵数が多いから検討しかねるというよりも、むしろ検討する機会そのものさえ持ち得ない。私の申し上げますのは数多くあることがよろしい。その数多いものより内容的にこなすためにすでに四年越し研究方式等も考えまして相当効果をあげて参つておりますから、必ずしも現場教師から二三年前にありましたように数が多くて困つた、こういうような苦情というものは漸減しておる」と証言している。又、このような現状とその批判に対して、緒方証人は「これは現行の制度に立つておりまず基本がなるべく多様な教科書を作つて、その中から学校が選んでいく、こういう考え方がありますので、そうしてその教科書を民間の編著者があるいは会社が自由に発行できる、こういう建前になつておりますので、現在のように一教科につきまして相当種類が出ておるという現状になつております。これに対しましていろいろ意見があります。世論としましても批判があることは十分承知いたしております。ただ現在の制度といたしましては、このように種類が多いという事実が現出しておりますのは建前からいたしましてさようなことに相なる、かように考えております」と証言

し、現行制度の建前より当然このような状態になるのであるとしている。

以上のように教科書の種類が多いということから、いきおい種類をしぼつたらどうかという見解も生ずるのであるが、一教科について二、三種にしぼつたらよいのではないかという委員の質問に対して、石山証人は「賛成いたしません」と述べ、更に教科書の内容が大同小異であることについて同証人は「結果についておつしやる通り独創性が乏しく見えるような、そういう教科書ができることはやむをえまい。すなわち結果においては、遺憾な点があるけれども、一方また教科書の性格からみればむしろ当然だとも言えます……もしほんとうに見る目があれば外観上の類似にもかかわらず、やはり微妙な個性的なものを見わけて、そこに判断を下すべきであるし、下し得ると私は思つています」と述べている。

また佐藤証人は「政策としてしぼるものを打ち出すということについては反対であります」と証言し、行政上、種類を限定することに反対し、あくまでも選定のために努力を払い、よい内容のものを選択して行くことによって目的を達することができると主張している。

四　教科書の改訂と使用年限について

教科書の種類が多いということと同時に、教科書の改訂がひんぱんに行われ「古本の使用ができない」という世論もある。

すなわち、神田証人は「私どもの子供は、ほとんど上の子の教科書を次の子が使つたということはございませんで、大体が教科書は変つております。……それでもしも教科書が一つの出版社のものが兄のときも、また妹のときというように両方使えましたならば、家庭をもつて子供たちの学習を見ますときに大変やり易いと思います……。同じ教科書を何代も何代も使うということがよりよいとは思いません。けれども、教科書は毎年それほど全部変えられなくてもいいものだと思います」と証言し教科書の使用年限については検討の余地があることを指摘している。

第四　採択について

検定に合格した教科書が教材として使用されるためには、教科書が採択されなければならないが、採択は、教育委員会法第四十九条によれば教育委員会の所掌事務であると規定されている。又措置法第五条には「都道府県の教育委員会は、毎年文部大臣の指示する時期に教科書展示会を開かなければならない」と規定している。

採択に関しては、以上のようにきわめて簡単な規定が設けられているにすぎず、その行為や方法等については何らの規定がない。したがつて採択に関しては幾多の問題が発生しているが、本委員会で論議された諸点の主なものは

一　採択権の所在並びに採択方法の実状

二　展示会運用の実状とその適否

三　教科書発行会社の販売競争の実状とその当否

四　教科書の編集並びに著作と採択との関係

五　日教組の教科書評価基準について

等であつた。その概要は次の通りである。

一　採択権の所在並びに採択方法の実状

採択に関し、緒方証人（文部省初等中等教育局長）は「採択については教育委員会法に規定があり、その学校を所轄する教育委員会に採択権がある。しかし戦後の教育のやり方は学校における各教師の教育指導計画が中心であり、教科書はその教育活動を進める上における主要な教材となつているので、採択の決定にあたつては、教師の意見が十分反映すべきであるとの見解をとつている……又教科書を選定する機会として各発行会社が出品することのできる教科書展示会制度を設け、そこで学校の先生がよく比較検討して選定する」旨証言している。又佐藤証人（日教組教育文化部長）は「当初検定教科書制度を実施する場合に論議されたように、採択はあくまで現場教師が学校の教育計画にもとずいて計画に適合した教科書を選定し、その教科書を校長がまとめて教育委員会に報告申請し、これに対し教育委員会が許可を与える。所がその後採択権に対する解釈がいろいろ出て参り現場教師の選定ということは参考意見として伺うだけで、それらの決定はすべて教育委員会が行うのだという解釈をするところもあつたりして採択権の意味はあいまいになつている」旨証言し採択権の所在が実際上明白でないことを述べている。

ところで、各地における採択方法の実情はどうなつているか、昭和三十年度の使用教科書について田中証人（文部事務次官）は「各学校が自主的に選定したもの六県、各学校の選定を地方委員会連絡協議会ごとに研究調査会が調査をして、その中から改めて学校が選定したもの二県、各学校の選定を郡市及び県の段階で調整したもの五県、郡市の段階で選定したものにもとづいたものが二十六県、県の教育委員会が推薦図書のリストを示してその中から各学校が選定したもの一県、県の教育委員会が方針ないし、図書のリストを示してさらに郡市の段階で選定をし、又は調査した、こういうのが五県である」旨証言しているが、ここで注目すべきことは、採択方法は各地方ごとにそれぞれ異なる方法がとられていることと、郡市単位の段階で採択されている地方が大勢を占めているということである。

採択の方法については、各地それぞれの世論や関係者間の意見等によつて決定しているものと見られるが、採択の決定をめぐつて種々紛争をおこした事例もあり、本委員会においては特に福島県並びに佐賀県に生じた紛争の事例につき調査した。福島県の場合は県教育委員会が一教科につき数種類の教科書を選定し、その教科書のうちから各学校に選定せしめたため、現場教師から非難されたものであり佐賀県の場合は杵島地区において教科書採択に関し採択委員会の答申した教科書について地教委連絡協議会が順位を無視して採択したため、両者の間に生じた紛争である。その詳細は次の通りである。

採択権の所在並びに採択方法に関する問題の事例

1　福島県の場合

福島県では、昭和二十七年以来昭和二十九年まで、限定採択方式――すなわち県教育委員会又は地教委連絡協議会において一教科数種の教科書に予め限定する方式――を採用したが、その端緒について安藤証人（福島県教育委員）は「当時福島県民の世論が、㈠　種類が多すぎる、㈡　ねだんが高過ぎるということからして、P・T・A、町村長会、町村議会議長会等から教科書を統一してほしいという要望が県議会等になされたため……県教育委員会はその世論をうけて、㈠　自由な採択では価格が高くなる。㈡　統一すれば採択冊数がまとまるから生産費が軽減される。㈢　おゆずりができる。㈣　教科書が各学校まちまちでは学校によつて学力の差が生じる。㈤　転校の際便になる。㈥　教師の共同研究に便である。との理由によつて限定採択というものを決定した……」と証言し、黒木証人（福島県教育委員長）は、「県教育委員会のもつ理想性と世論というものの現実性をマッチさせたのが限定採択制度なのである」と証言している。その過程について、安藤証人は「県教委事務局では、県下の教育関係者等による教科書採択審議会を結成した」と証言し、黒木証人は「高校関係、中学校関係、小学校関係、県教組、P・T・A、大学教授、有識者、婦人会代表で構成されたこの審議会で限

定制度採用がきまり、教育委員会に答申されたものである」と証言している。しかしこれより以前昭和二十七年三月二十七日県議会は「学校教科書制度の合理化について」と題し、検定方針を厳重にし種目を限定せよという趣旨の緊急建議案を満場一致で可決し、議長名で関係大臣に建議していることは注目すべきである。

限定採択方式が採用されると、県教育委員会は、その下に教科書選定委員会を設け、実際の採択に当らせることとした。この選定委員の人選は県教育長の専決事項としたが、この点安藤証人は「県教委事務局が厳秘裡に、学校長及び県教委出張事務所を通して委嘱するもので、教育委員も全くその氏名については周知しないものであつた」と証言している。

選定委員の数は、昭和二十七年度は中学校三十七名、小学校二十九名、指導主事十二名、合計七十八名で構成され、毎年展示会前の数日間厳秘裡に選定会議が開かれ、ここにおいて各教科三種目乃至数種目（昭和二十八年度よりは若干漸増）の教科書が選出されたのである。各学校長はこの中から一種目を決定したのであるが、この限定種目の公示が、展示会開催中になされたため発行会社、現場教師等の間に鋭い批難がおこつた。

昭和二十八年採択権の所在が地方教育委員会に移つてからも、地協委連絡協議会は、これを妥当な方法として踏襲実施してきたが、昭和三十年に至り推せん方法に切りかえ、推せん教科書の範囲を拡大し、かつそれ以外の教科書でも使用できることとなつた。この理由について、黒木証人は「限定採択がその目的を達したので検定制度の趣旨に沿うよう方式を改めていくべきだと県教委事務局が指導助言した結果……」であると証言している。限定採択方式を三年間にわたつて実施した結果については安藤証人も「教科書の定価がどのくらい下つているかや、おゆずりがうまく行われているかどうかについては立証する材料をもたない」と証言している。しかも一方同証人自身「昭和二十七年当時、県教組が県教委宛限定採択に関する十箇条の質問を提出し、非民主的な方法として批難したが、現在では了承して批判めいたことは耳にしておらず、その他の階層においても反対の声はきいていない。」とも証言し、黒木証人も「発行業者及び県教組が反対意見を表示した外、批判をきかず、むしろ①教師の教科書を見る目が肥えてきたこと。②父兄の検定制度に対する理解が深まつたこと。から考えて、ある程度目的を達したと思う」旨の証言を行つた。

以上の限定採択が違法であるか、又文部省の通達に反するものであるかについては、世上諸々の論議が分れるところであるが、採択権の所在について黒木証人は「法的には教育委員会にある……しかし、事実はつきりせずあいまいだ」と証言し、又限定採択制度が昭和二十七年七月一日附文部次官通達に反するのではないかとの点に関して、同証人は「当時民間出版業者はその通達をたてにとつて反対し、文部省にも見解をただしたが違法であるともないともはつきりした確答を得られず……に終つた」と証言している。また安藤証人は「文部省の通達は絶対的なものでなく、地方の情勢に照らしてみて最もその地域社会に即応するような方針をとつてもいいと承知して……限定採択を強行した」と証言している。いずれにしても今後十分に研究討議されねばならない問題であろう。なお福島県の限定採択実施に当り、教育委員と発行会社との間に特殊な関係があつたため、公正を欠くうらみがあつたのではないかとの問題が調査された。

それは安藤証人が昭和二十六年七月から昭和二十八年七月まで日本書籍株式会社の編集顧問であつたことや、黒木証人が昭和二十五年三月から教育委員当選の二十七年九月まで、学校図書株式会社の駐在員であつたという事実によるものであつた。なかんずく教育委員在任中に特定教科書会社と関係があつた安藤証人には諸種の疑惑が抱かれたが、同証人は「当時軽い気持で引き受けたままで、日本書籍駐在員に諸々の紹介状を書いた程度でそれ以上の仕事はしていない」と世評を強く否定する証言を行つた。

しかし、教育委員が特定発行会社に関与することは教科書採択の公正を阻害する疑がある。

2　佐賀県の場合

佐賀県杵島郡及び武雄市においては、昭和三十一年度使用教科書の採択に当り杵島郡地教委連絡協議会と武雄市教育委員会との間に教科書連絡協議会を設け、杵島地区教委の中の教育研修部員、郡の地教委役員、郡内各教育長、杵島、西松浦教育事務所長並びに主事、武雄市教育委員長、武雄市教委指導主事、校長代表をもつて組織した。更に、この連絡協議会の中に、このメンバーをもつて選考委員会をつくり、別に各教科三名宛現場教師による採択委員を委嘱した。武雄市教育委員会、杵島地区教育委員会は、教科書採択に関し選考委員会に一任することを了承し、選考委員会と採択委員会の関係は、採択委員会が各教科三種類の教科書を調査選定、答申し、選考委員会が内一種を決定するという方式であつた。

なおこの際、採択委員があげる三種目について順位を付することについては毛利証人（佐賀県杵島郡武雄市地教委連絡協議会長）は、「そのような委嘱をしたことはなかつた」と証言し、緒方（一男）証人（佐賀県杵島郡武雄市採択委員）は「前田選考委員長からぜひ順位をつけてくれと要望された」と異なつた証言を行つている。この結果、選定教科書が決定したのであるが、この際、採択委員のあげた順位は、選考委員会において変動し、小学校国語、同理科、同社会科地図、中学校習字の四教科については、第二又は第三位の教科書が選定され、採択委員会と選考委員会が対立する状態をじやく起したのである。

すなわち毛利、緒方（一男）両証言によれば、小学校国語は一位二葉、二位東書、三位学図の中、学図が選ばれ、小学校理科では一位二葉（新）、二位二葉（旧）、三位大日本の中、大日本に決定、小学校社会科地図では一位大日本、二位日本書院、三位日教図の中、日本書院に決定、中学校習字は一位教出、二位中教の中、中教が選ばれることとなつたのである。（但し、小学校理科についても毛利証人は順位が付されていなかつたと証言している）

決定した教科書は、七月十一日各単位教育委員会より各学校に指示されたのであるが、これよりさき、連絡協議会から各単位教育委員会に通達する際、「必ず」という強制的な文句のあつたことに関しては毛利証人は「校長会等の要望により取り消した」と証言し、緒方（一男）証人は「要望にもかかわらず、取消したことは聞いていない」と異つた証言を行つている。この選考委員会（連絡協議会）が採択委員会の推せん順位を無視して採択したことについては、佐賀県教職員組合等から公開状をもつて抗議がなされ、問題視されたのである。

上述のように順位を変更した理由について毛利証人は「三種目中、杵島地区白石地区の広い地域で、以前に使用経験してきたものを充分検討の上選定したのだ」という旨の証言をなし、緒方（一男）証人は「理由がはっきりしないので納得できない」と証言して的確を欠くうらみがある。

更に「連絡協議会が地教委から委嘱されて最終の決定を出すということが、採択委員に了承されている限り、どれをとってもよいという前提のもとに三種目選んだのではないか。第一位のものを決定するのならば三つ選ぶ必要がないのではないか」との質問に対し、緒方（一男）証人が「どれを選ぼうと地教委の権限だと思う」旨の証言をしている。

次に「従来佐賀県学生協と取引のあつた二葉が県下で圧倒的な採択があつたが、連絡協議会の決定では、採択委員が順位をつけた二葉が落ちている。ここに問題があるのではないか」との質問に対し、毛利証人が「国語の場合採択委員が最後に学図を三位としたことについては、内容は別として疑義をもつている」と証言したことは注目すべきである。

以上二県の事例は採択方式の曖昧性、採択権の法的基礎の不明瞭等によつて発生したものであり、早急にこの憂うべき事態を是正する必要がある。

二　展示会運営の実状

検定に合格した教科書は見本本がつくられ、展示会に出品され、教科書の採択の便に供せられるが、この展示会は、各都道府県教育委員会が主催し、その開催時期は文部大臣の指示するところとなつており、毎年六月下旬に開催され、期間は約十日間、開催箇所数は全国約一千カ所である。

展示会制度については、その運営の適否が問題となつたが、なかんずく、開催期間が短か過ぎるということは関係者一同の主張であつた。

佐藤証人は「現場の教師がたくさんの教科書の中から検討を加えてえらぶのであるから相当の時間が必要である……展示会はきわめて短い期間で又会場数も少い、このために教科書を克明に検討できない。したがつて常設展示会制度を実施し常時教科書の研究ができるようにしてほしい」旨証言し、現場教師のなやみを訴えた。又白根証人（社団法人教科書協会事務局長）は「現在の展示会の期間においては一教科平均十七、八種類もある教科書の内容的検討ができないこと明白であるが、発行会社としては社運をかけて世に出した教科書がその存在すらも知られないうちに葬られることにたえられない……教科書ライブラリー、教科書研究所のような設備をして発行会社の直接宣伝を無用とする必要がある」旨証言し、発行者側としての意見を述べている。緒方証人は「展示会は大体目的が達しているのではないかと考える……しかし十二分に目的を達するには教師が常に教科書研究ができるようにすることが必要であり、このためでき得れば展示会を常設化する方法をとるよう各都道府県教育委員会に対して指導しつつある」旨証言し、展示会運営の不備を認めている。

このように関係者は展示会の常設化を主張しているのであるが、展示会の活用状況につき塩沢証人（P・T・A全国協議会会長）は「展示会を見に行つたが学校の先生が非常に少なかつた……常設してある展示会の中にも先生の来ないのも多い。常設の展示会は大した効果はないという感じがした」旨証言している。もちろん全国至る処の展示会がかかる状況であると即断することはできないが、展示会の活用状況についての一般の事情を物語るものであると考えられる。従つて展示会の活用については実効のあがるよう、慎重な検討を要する。

三　教科書発行会社の販売競争の実状とその当否

教科書は一つの商品であり、営利の対照となつているため発行者はその教科書の販売について、重大な関心をもち、種々の宣伝方法を講じ販売部数の増加につとめている。白根証人は「教科書発行事業は需要数一億三千万冊という枠で、又最高価格が押えられ、かつ十万冊という一応の経済単位にしばられ、年一回の発行であるという状況下にあるため、宿命的に激甚な競走が伴う……現行展示会では教科書の検討はできないので、展示会を唯一の公的教科書研究の場にしてもらいたいと要望したが実現していない。発行者の立場としては、社運を賭して出した教科書が、内容はおろかその存在すらも知らぬうちに葬られることにたえられない。そこで発行者は直接宣伝を行うわけである。しかし教科書協会としては、この宣伝活動も、展示会制度を補い、教科書の存在と内容について採択者に知つてもらうことを限度とする程度を認めている。行政当局もこれを認めている」旨証言し、発行者側の宣伝活動は教科書発行事業の性質及び現行展示会制度の不備から考え、当然に行われるものであるとしている。

また宣伝活動の実状に関して白根証人は「教科書発行会社は、見本本編さん趣旨書その他のものを学校に献本する。あるいは会社が主催し、あるいは地方の各種の教育団体からの要請をうけ、教科書内容に関する指導講習会、研究会、座談会を実施している。又各社は、それぞれ地方に駐在員をおき、教科書の宣伝に従事させている。この外、採択関係者に対し飲食の供応、バス、車馬賃の給与等程度の差こそあれ行われている」旨証言している。

更に川口、早川、樋口、四条など各証人（それぞれ教科書発行会社の責任者）の証言によれば、献本の部数は一科目一千部より二千部程度、駐在員の人数は発行会社によつてそれぞれ異なるものの、営業上必要な府県にこれを配置し、その前歴は大部分学校の教師をしていたもので、月手当は一万円乃至一万五千円程度で、外に車馬賃の実費支給となつている。

又講習会、研究会は、主として自社発行の教科書を採択した学校を中心に行つているが、又現地の教育団体などの要請等によつて行う場合もあり、各府県ごとに年に数回実施している模様である。

現行制度のもとにおいて、教科書の採択は教科書の内容を中心とした採択者の良心的判断により自由に選定されることが絶対要件でなければならない。しかるに右に述べた業者の宣伝活動は必ずしも妥当な行為のみでほなく、教科書の自由公正な採択を阻害するものと認められたものもあり、又現在なお不当行為の行われている事実もある。

緒方証人も過去において採択関係者に対し教科書発行会社が供応を行つたため司法事件として取り上げられた事実のあることを認め、また公正取引委員会においても発行会社の行う宣伝活動の中には独占禁止法違反の疑があるとしてこれを調査し、その結果、昭和二十七年六月七日、業界に対して警告を発した事実もある。このことについて横田証人（公正取引委員会委員長）

は「当時発行部数の多い発行会社の急激に採択部数の増加したような会社について見ればいずれも駐在員、参与、嘱託という名義で府県の有力な元小学、中学校長などを採用し、販売に従事させるということがわかつた。この駐在員は本来は自社採択部数の正確な報告、教科書内容の批判、地方教員の要望などを本社に連絡することが本来の職務であろうと思うが、その限度を超え、学校側や採択に関係のある教員、さらに教育委員会に対し積極的な運動を行い、教科書採択にかなりの成功を納めているらしく見えた。又駐在員の中には、現職の教育委員、県会議員、市会議員、指導主事など採択に重要な影響力をもつていると思われる人が相当数おることも判明した。また発行会社は、駐在員を通じて、毎年展示会前になると、教育研究会、工場見学等の名目で東京に招待、旅費宿泊料持ちで各種の招待供応を行つたり、近県の温泉地に教員、学校長を招待したり、いろいろの種類の講習会を開催して、多数の教員を集めて宣伝し、おみやげや記念品を贈呈するということもわかつた。……発行部数の増加した会社は、これらの運動がかなり効果があつたと判明した」旨証言し、当時の宣伝活動の実状を明らかにしている。又警告の結果について、横田証人は「駐在員についてはその地方の有力な人を、ことに採択の方面に関係のあるような人をおくということは殆んど影をひそめてなくなつたようにみえる。又一時のような派手な売り込み競争というものは姿をけした」旨証言し、かなりの実をおさめていると述べている。更に業者の宣伝活動に対し、佐藤証人は「地図とか指導書が無料で送付され、現場教師の自主的研究をゆがめており、研究会、講習会のあることがのぞましいが、それを機会に集つた人々に茶菓の提供があるとかで、良心的教師の気分をわるくしており、駐在員はすべての出版者にあるのではなく相当大きいものにあるために、その活動によつて採択がゆがめられる」旨証言し、発行者の宣伝活動は良心的教師の教科書の自主的研究に必ずしも好影響を与えていない点を明らかにしている。又石山証人（東京教育大学教授）は、「研究会、講習会は教師にとつて大切なことであるが教育委員会を通じ教育全般として行うべきであり、駐在員は全廃した方がよいと思う」と証言している。

四　教科書の編集並びに著作と採択との関係

さきに検定関係の項においても述べたが、大日本図書、教育出版等約二十社に及ぶ発行会社の発行している若干の教科書は、それぞれ特定地域の研究団体がその編著者となつて、いわゆる地方版の形態で発行され、同時にこの種の教科書は当該地域において多数の採択を見ている点等より、かかる発行方法は発行者側の教科書販売政策上とられたもので、採択の自由を阻害している面はないかとの点が論議された。

早川証人（大日本図書株式会社常務取締役）は大日本図書発行の二種の教科書「たのしい理科」、「科学の世界」等の発行経緯について「九州地区理科研究委員会、理科研究中国地方委員会、及び四国理科教育協議会の三研究団体の共同編さんによる理科教科書の発行を現在委員会の決議によつて大日本図書にひきうけてもらいたいとの要請があつたのでひきうけた。又東北理科研究委員会、新潟理科研究委員会の編さんにかかる教科書も、同様の趣意でひきうけた。」旨証言し、発行者側が教科書の販売政策上このような方法をとつたものではない旨述べている。又北島証人（教育出版株式会社々長）は教育出版社発行によるこの種の教科書発行の経緯に関して「北海道の教師より、北海道の地域に即した教科書の発行の要望があり、又同社の幹部の大部分は北海道で教育に従事していた関係上、北海道に即した教科書の必要を痛感して発行するに至つた」旨証言し、教育的立場からこのような方法をとるに至つたことを明らかにしている。又教科書の採択との関係については、両証人とも教科書採択委員の中には研究団体の執筆者は除外されているから教科書の採択と関係はない旨証言している。

しかし執筆者、若しくは編集者が、教科書採択委員会の委員に選出されていないから教科書の採択に関連がないと断定し難いという考え方から、菊竹証人（福岡県教科書株式会社々長）は「供給を担当している私の経験から申せば、たとえば福岡県の先生方が主として編集なさる、あるいは九州の先生方が主として編集なさる、そして採択なさる方は先生方である。それからこれは私どもの今までの疑問でございましたが、先生方の直接間接御関係のある会社で供給をなさる、こういうことから考えました場合には供給業者から申上げればそこに何らか関連性があるという疑問をもちます」と証言し、「科学の世界」が昭和二十六年文部省の検定をうけ大日本図書より発行されるに及び福岡県中学校生活協同組合（中学生協と略称する）が採択運動をしたことを肯定している。この種のいわゆる地方版の教科書に対して、委員から、地方的にのみとらわれた教科書の編さん方法は、知識を公平に与え難い一種の偏狭な教育となるおそれも生ずるという意見が述べられ、又採択との関係については、現行制度のもとでは実質上教科書の採択を決定するものは当該地域の教師であるという観点から、編著者が採択委員より除外されているから採択とは無関係であるとは断定できない旨の見解が示された。

五　日教組の教科書評価基準について

更に教科書の採択と関連して、本年六月十一日教科書展示会の開催を前に、日教組において教科別教科書の評価基準を作成の上中央執行委員長名をもつて各都道府県教組委員長宛送付した事実について論議された。論議の中心は評価基準の作成者と教科書の編著者との関係、評価基準作成の理由及び教科書採択との関係等であつた。

評価基準を作成した理由について、佐藤証人は「佐野の研究集会においても、教科書に対する現場教師の自主的研究の立場から参考に資するため出されることが望ましいという要請もあり、もう一つは私ども自身も教科書の評価に対しいろいろのポイントがありますが、内容を検討するための問題になりそうなポイントだけを指摘して現場の教師諸君の研究討議をする場合の素材にこれを提供する」と証言し、教科書に対する現場教師の研究の資料に提供する意味で作成した旨述べている。又評価基準の作成者並びに作成に協力したものについては、佐藤証人は「評価基準を作成する場合に諮問した方々は、全国研究集会に教科書問題の部門を担当した講師、つまり東京大学教授宗像誠也氏、同教授岡津守彦氏、同教授勝田守一氏、東京教育大学教授梅根悟氏、同教授馬場四郎氏、和光学園校長春田正治氏、自由学園の羽仁説子氏等である」と証言している。ここで問題とされたのはこれら評価基準作成の諮問に応じた人々は日教組の講師団の構成員であり、同時に直接教科書の編集若しくは著者であるという点であつた。たとえば宗像誠也氏は「社会のしくみ」編著者の一人であり、馬場四郎氏は「人間の環境」の編集者となつているがこのような関係にある場合、日教組講師団をかたちづくつている講師によつて著作された教科書が評価基準に該当するのではない

か――従つて、これら講師の編集若しくは著作された教科書が評価基準によつて、日教組の組織網を通じ教科書の選定に重要な役割を演じている現場教師に示されるとすれば、教科書採択の自由を拘束するのではないか、との疑が問題とされたのである。またこれと同時に、評価基準に示す内容がかたまりすぎているのではないかという点、更に評価基準作成の諮問に応じた講師が編著した教科書の中には、本委員会において石井証人によりいわゆる思想的偏向を有するものとして指摘されているものがある等の点から、日教組がこのような評価基準を作成して下部機構に示したことは、たとえそれが参考資料にせよ、特定の教科書の採択を意図したものではないかと、佐藤証人に対して、活発な質問が行われたが、これらの諸点について明確な結論は得られなかつた。

しかしながら特定の教科書の編著者を含む集団が評価基準を作成し、採択に関係ある教師に対しその組織を通じて示すことは問題とされなければならない。しかもその内容において例えば「資本家と労働者、地主と小作人等の関係で生産の問題が考えられているか」「社会の発展が法則的に示されるような時代区分がされているか」等階級観念や一方的見解にたつ歴史観に基く事項を挙げて教科書採択の基準としている点は公教育の中正を保持するものと認め難いところである。

第五　供給について、

発行者は展示会に出品した見本本と同等の教科書を文部大臣の承認を得た一定の供給計画にもとずき、各学校に供給しなければならないことになつているが、供給に関して本委員会において論及された諸点は、供給機構の現状とその適否、並びに教科書の完全供給の実状等であつた。

一　供給機構の現状

現在の供給機構は殆んど国定教科書時代のそれを踏襲しており、発行者は教科書の需給調整、代金回収等の義務を代行させるための機関として各都道府県に一カ乃至数カの特約供給所（以下単に特約と略称する）を設け、この特約は末端の供給機関として取次供給所（以下単に取次と略称する）を設け、取次は一校乃至十数校の学校と連絡して教科書の供給にあたつている。又教科書発行会社では、輸送部門をもたないものは教科書の送達を配送会社に委託している。この配送会社には日本教科図書販売株式会社、教科書販売株式会社及び中央社の三社があり、これらの供給機関の手数料の取得は、配送会社は教科書の定価の六パーセント乃至七パーセント、特約は四パーセント、取次は十二パーセントとなつている。

二　供給機構の問題点

機構上の問題点としては、三段階に構成されている供給機関中、特約に関してその業務の実体と存在理由並びに地域毎に単数に存在するのが可であるか、複数に存在するのが可であるかのいわゆる特約の単数制、複数制の可否について考察せられたがその概要は次の通りである。

1　特約の業務の実態

芳根証人（教科書供給協議会全国連合会幹事）は特約業務について「教科書発行会社が発行所の倉庫の関係で、どうしても一ぱいだから特約にとつてくれないかというような場合に、とつて倉庫に積んでおき、販売時期がくると取次店へ供給する本が足りないとか余るとかいう場合には全部取付店を調節する。もう一つの仕事として発行者へ融資する」旨証言し、特約の主な内容は教科書の保管、取付店間の教科書の需給調節、教科書発行者への融資等であるとしている。しかし東京都以外の場合には教科書は特約を通らず直接発行者から末端の取付店へ直送されるので、結局特約の業務の主な内容は教科書の需給調節、代金の回収、教科書発行会社への融資等である。ところで発行会社への融資の実情については四条証人（東京書籍株式会社常務取締役）は「検定になつてからインフレで紙資金が膨大になり、教科書発行会社はひとしく資金難に陥り、そのため各発行会社は日銀の配慮により紙を裏付として融資を受けた。ところがこの借入期限は五十日乃至六十日で教科書代金の回収される四月以前に返済期限がくるので、特約に製造された本を担保という形で送付し代金を頂戴していた。この代金は特約が取次店より一時たてかえさせる場合もあり、特約自体が銀行より融資をうける場合もある。従つて私どもは特約に対して補給利子を支払つている」旨証言しており、又北島証人（教育出版株式会社社長）はこの現状について「教科書の直接生産に使う用紙、印刷、発送費等必要経費の四十パーセントしか銀行から借りられない。この四十パーセントのものが借入期間が一番長くて六カ月であるという状態であるので、特約の方に非常に無理を願つて融資をしてもらつている」旨証言し、検定制度発足当初から発行会社が特約より融資をうけ、この融資に対し、発行会社は補給利子を支払つていることを明らかにしている。補給利子の利率は芳根証人によれば最高五銭最低二銭五厘平均三銭五厘位である。

又特約の取得する補給利子の損益については早川証人（大日本図書株式会社常務取締役）は「特約自体もその金融についてはかなりの苦労もしておるようでございますから、それほど大きな利潤にはならないと思つております」と証言しているが、大部分の特約は多かれ少かれ補給利子によつて利潤を得ているので特約は四パーセントの手数料のほかに金融による利益を得ていることになる。これらの融資事務が特約の業務の中の大きな割合を占めていることは特約の本来の使命から考えて今後研究検討を要すべき問題である。

2　特約の単数制複数制の問題

（一）　単数制の場合

さきに述べたように現在の供給機構は大部分国定時代のものを引き継いでいるので、北海道をはじめ大部分の府県は旧来の特約が一カ所だけとなつている。

特約が一カ所である場合、特約の中にサービスの面で足らないものも生じ、また独占的地位を利用して、新に、教科書の取次を希望するものに対して差別的な取扱いをする特約もあるといわれている。この点横田証人（公正取引委員会委員長）は「特約が独占的地位であるため、たとえば取次店になりたいというものに対して不当に差別待遇をし、結果的にむしろ供給に支障を与える場合があると思う。この点についていろいろ個々の事件が方々にあり特約の方では、いろいろ理屈を一応たてるようであるが、問題になればわれわれは単なる口実かどうかを調べてその向き向きにより適当な手を打つている」旨証言し、特約が一カ所である場合弊害面のあることを指摘している。

特約が一カ所である場合独占禁止法に抵触するかどうかについては、横田証人は「独占禁止法上の私的独占というのは、独占体があるということそれ自体が直ちに私的独占ということにはならない。定義的にいえば他の事業者の活動を支配

し、あるいはそれを排除するというような行為を通じて独占体を築きあげていく、その形をとりあげているわけである。従つて、各県における特約がどういう経過を通じてそういう地位に達しているか、また、現在、どういう活動を通じてそういう地位を保つているかということが独占禁止法上の問題になるわけで、単に独占的地位にあるということだけでは違法ということにはならない」旨証言している。すなわち特約が一カ所であるということ、それ自体は独占禁止法上何ら問題とならないわけであるが、一カ所である場合はややもすれば前に述べた弊害が発生し勝ちである。ではこの弊害面に対していかなる対策を講ずべきか、この点横田証人は「一つというようなことにいたしますれば、これはよほどの統制と申しますか、これに監督を加えるというようなことが当然その裏付けにならなければならないというふうに私は考えます」と証言し、白根証人（社団法人教科書協会事務局長）もまた「その特権の上にあぐらをかいて企業独占の弊害を犯すようなことは厳に戒めるということが条件になると私は思うのであります」と証言し、特約一カ所の場合には当該特約のサービス面が低下しないよう監督の必要を指摘している点は特に注目すべきものと思料される。

（二）　複数制の場合

特約が複数に存在するということは、一府県全域を小中学校等学校の種別を設けず供給対象とする特約が複数にある場合を指し、同一府県内を学校種別、地域別にそれぞれ分けて供給対象とする特約が複数に存在する場合を指すのではない。

横田証人は「単純に独占禁止法の考え方の立場から申すと、複数の供給所があつて公正なサービス競争を行つてくれることが望ましいようである。しかし複数の供給所の場合公正な立場で競争しておれば結構であるが、もしそのうちの一つが教科書の採択面に組織的に、あるいは、種々の好意的行為により結びついているということになると二つあることが、かえつて教科書の自由選択に支障を来す面がでてくる」旨証言し、サービスという観点から特約が複数に存在する方がよいが、他方複数である場合教科書の採択面で弊害をおこす原因となることを指摘している。そしてかかる弊害は新興特約として出現した学校生活協同組合（以下単に学生協という）の教科書供給業務において顕著にあらわれた。すなわち制度実施後佐賀県外七県に新しい特約が出現し、県下一円を供給区域として旧来の特約と競争関係になつたが、このうち佐賀、福岡、愛媛、山口、岡山、秋田等六県七カ所は学生協事業部の経営であつた。

学生協が特約となつた理由については高場証人（佐賀県教育図書株式会社専務取締役）は、「昭和二十一年から教科書がいろいろな形で出されたが、供給の状態がきわめてよくなかつた。その当時発行会社においては一人あたり一冊印刷されておつたようであるが、現場の学校では七十パーセントひどいのになると三十パーセントという供給状態であつた。又児童から数カ月前から前金をとつていた。配達の場合も取次は配達しないので教師達は本屋まで受取りに行つた。このような状態なので当時教科書供給の改善の要望がたかまつてきたので、学生協はこの窮状を打開するため、発行会社と折衝して教科書を取り扱うようになつた」旨証言し、学生協が教科書を取り扱うに至つた動機を述べている。

ところで横田証人は「供給所の独占的な不当な地位に対して、学生協が独自の立場から教科書の供給を始めるという動機はまことに結構であつたが、先生方の供給所が結局教科書の採択面につながつている結果、どうも先生方が供給なさるとは面白くないのではないかということから、昭和二十七年文部省から警告があつた。」旨証言しており、また緒方証人（文部省初等中等教育局長）は「学生協は学校の先生がその主体であるので教科書の選定にあたるべき先生、その同じ先生を主体とする学生協が供給業務をやるということは好ましくないという見解をとつて通達をだした」旨証言している。これら関係官庁の警告によつて学生協は、教科書供給業務を新たに設立した会社に引継ぐに至つたのであるが、その後の実状について横田証人は、「学生協に始つた供給所は、現在株式会社あるいは有限会社の組織となつているが、昭和二十八年度中に福岡、佐賀について聴聞会を開き調査した結果、この会社は組織の上からも、その後いろいろの動きから見ても、実質的に学生協時代と変つていない。その結果この供給所に通ずる採択はやはり曲げられるという疑いをもつた。」旨証言している。すなわち会社組織となつてからも、事実上学生協と同じ状態であつたので、昭和二十九年六月二十八日公正取引委員会委員長は、文部大臣、教科書協会、教科書供給協議会全国連合会宛左の申入れを行つた。

当委員会の調査によれば、学校生活協同組合事業部から改組された特約供給所の運営は、本来の責務である完全供給面よりむしろ採択勧誘面に重点が指向されているようであつて、このため独占禁止法上の「不公正な取引方法」に該当する行為が行われている疑いがある。これ等違反の疑いの発生は採択と供給との分離が完全に行われていないことに起因するものと思考される。

この申入れの結果について緒方証人は「漸次学生協としての色合いだけはなくなつてきたことは事実であります」と証言し、横田証人は「その後の具体的な問題について、はつきり申上げられないが今後十分注意してまいりたい」旨証言している。

右のように特約が一府県に複数に存在する場合においては、特約は自己の取扱う教科書の販売部数を増加させることにより更に収益の増加を計ろうとするであろうし、又発行会社の立場からは特約を利用して販売部数を増加させようとするから、いきおい特約は採択の面にはたらきかける傾向となり、種々弊害をおこす原因となつている。

この弊害面についての現地調査の結果、たとえば、佐賀県における学生協系特約は、前にも述べた通り公正取引委員会から警告を発せられているにもかかわらず、事態は依然として改善されていない。即ちその株主並びに役職員の構成も大部分は学校の教職員若しくは教職員であつた者で構

成され、教科書の採択に直接間接に関連をもち採択の公正を阻害しているものと認められる。したがつてその教科書の取扱い部数も逐年増加し旧来の特約を圧倒し、昭和三十年度においては、全県下に供給される教科書部数の七十パーセントに達し、しかもこの特約と当初から取引している二、三の発行業者の教科書のみが著しく増加している実情にある。

最近供給機関の採択面における弊害の発生している事実と関連し、その弊害の防止を主要な理由として、特約の複数に存在している府県においては、合併により一本化しようとする傾向が生じ、近く福岡県においても旧特約と学生協系の特約が合併することを声明しているのは注目すべき現象である。

三　完全供給の実状

完全供給の実状について不良本の供給、転校生への供給並びに返本の実状について調査された。

1　不良本について

本年度に採択された教科書のうちわずか一、二カ月使用しただけでバラバラになり、これがため児童生徒が迷惑をこうむつたという問題があつた。これについて、当のバラバラ本を発行した川口証人（学校図書株式会社々長）は「これは非常に遺憾なことでありました……配本後でたということは非常に申しわけないわけであります。これをいち早く完全なものととりかえることに実は足を運びまして、大体今月の初めまでに取りかえを終つたつもりでありますが……大体その数が今日までにわかつておりますのは六万四千百八十一冊に上りました」と証言し、またその原因に関して「機械に繊維の目立をするところがあるが、その取りかえを従業員が一、二回怠つたわけで故意ではない」旨証言している。また緒方証人は「その事実を知りまして会社に報告を求め、さらにその不備の教科書の善後措置を十分に早くやるように指示いたしました」と証言し、監督庁としてとつた措置を説明し、また今後の処置について、同証人は「教科書会社の義務は完全な供給義務を果すということでありますので、かようなことで十分義務が果されないということであれば十分戒告しなければならぬと考えております。

ただその方法につきましては、いずれ私どもといたしましても検討いたしまして、適当な方法をとらなければならぬと存じております」と証言している。この文部省の措置に対し、委員より、文部省の行政上の態度はきわめて微温的であるとして「不良本の配本はいたいけな童心を傷つけるものであり、教育効果上甚大な影響を与えたもので、かかる発行会社の教科書は一年間採用しない、あるいは検定の対象よりはずすくらいのきびしい態度をとるべきだ」との趣旨の意見が述べられた。

2　転校児童生徒に対する供給について

児童生徒が転校した場合教科書が手に入り難いという問題がある。神田証人（主婦代表）もその実例として「ある母は子供が転校したとき教科書が得られず、そのため、自分で教科書を写して子供に持たせた」旨証言している。ところで転校生の人数について白根証人は「驚くべきことに検定制度発足九年になるのに全国の学校の子供の転校の実情については、数字的な統計資料がどこにもなかつた。昨年教科書協会で、千の小・中学校と過半数の教育委員会に依頼し、ランダム調査した結果、二・五パーセントないし三パーセントの転校生があることがわかつた」と証言している。そして教科書の需給について、芳根証人は「児童の手に入るのが遅れたことはきいているが、全然手に入らないことはあまり聞いたことがない。問題は、都市におけるアパートの建設、あるいは通学地区変更のため大量に転入のある場合であつて、その場合は発行所に二パーセントや三パーセントとつてあつても、一カ所で数十パーセントの不足を生じ早急に間に合わないこともあるが、一般的に不足していることはない」旨証言をしている。しかし転校の場合、現実に教科書が仲々児童の手に入らないという非難もあるから転校生の教科書の供給については、格段の注意を払い遅滞することのないよう取計う必要がある。

3　返本について

現行供給制度においては、展示会終了後、各都道府県の教育委員会が翌年度における教科書の需要部数を文部大臣に提出、文部大臣は発行者に発行部数を示し発行を命ずることになつている。ところが、教科書の配本後において返本が相当の数に上り、このため教科書の価格に影響を与えているともいわれている。四条証人は「需要表の数字が正確でないために返本が相当数に上る。この数字が定価に影響するのは相当の幅を占めると思われる」旨証言しているが、返本を少くするために教科書の需要数を調査報告する義務を負う教育委員会の一層正確な調査が望ましい。

四

供給手数料と採択との関係

供給と採択との関連から、大日本図書発行に係る「科学の世界」の供給手数料を、福岡県教科書株式会社と福岡県中学校生活協同組合（以下中学生協と略称する）と折半収受している事実について調査が進められたが、その概要は次の通りである。

1　供給手数料について

大日本図書株式会社発行の中学理科の教科書の供給は、昭和二十六年度までは従来の特約である福岡県教科書株式会社（以下旧特約と略称する）が取り扱つていたが、二十七年度に大日本図書が新に中学理科の教科書として「科学の世界」を発行したところ、その供給業務の取扱いをめぐり、福岡県教科書会社と福岡県中学生協との間に競合関係が発生した。その端緒は中学生協が大日本図書に対し「科学の世界」の供給契約を締結したいとの意志表示をしたからであるといわれている。結局昭和二十七年一月十四日両者の間に「中学生協は旧特約にその供給実務一切を委任し、中学生協は右教科書の完全供給に関し旧特約に協力する。旧特約は供給実務より生ずる利益の折半したるものを協力金として中学生協に支払う」という内容の契約を締結し「科学の世界」の供給が行われるに至つた。この間裏面の事情として菊竹証人（福岡県教科書株式会社社長）は「科学の世界」が昭和二十六年七月文部省の検定をうけ大日本図書より発行されるや、中学生協が採択運動を開始し、そのため多数の採択部数を獲得した」旨述べている。なお同証人は「大日本図書に供給契約をお願いに参りましたとき契約はお願いできなかつたが、現地で学生協と相談できないかという返事であつたので、学生協と相談して供給手数料の半分を学生協に提供し、学生協からは供給に関する協力をお願いするということで『科学の世界』の供給業務を行うようになつた」旨証言している。

また安村証人（福岡中学生協組合長）は「二十六年の十二月近くではなかつたかと思いますが、大日本図書の方の意向としては現地の円満なる解決がつけば中学生協に契約してもよろしいという意向が見えましたし、私はそう確信いたしたのであります」と証言している。

以上の証言から判断すれば大日本図書としては、結局中

学生協と旧特約との両者の円満な了解のもとに供給業務を行うことを希望した結果、両者は供給手数料の折半取得という形で旧特約が供給業務を行うこととなつたものと思料される。

2　中学生協と旧特約との間に締結された契約について

前述した中学生協と旧特約との間に締結された契約書は次の通りである。

福岡県中学生協（以下甲と称す）と福岡県教科書株式会社（以下乙と称す）との間に大日本図書株式会社発行中学理科「科学の世界」の供給について左の契約をなす。

第一条　甲は乙に其の供給実務一切を委任する。第二条　甲は右教科書の完全供給に関して乙に協力する。第三条　右協力に関してはその後供給実数より生ずる利益の折半したるものを協力金として甲に支払う……。

第一条によれば大日本図書と中学生協との間に、当然供給契約が結ばれていることが前提となるわけであるが、この点について安村証人は「私は大体契約できるという確信をもつて現地の折衝に当つたわけであります……私は確信しておつたということだけであつてそれ以外の何ものもなかつたわけです」と証言しており、大日本図書と中学生協との間には契約が結ばれていなかつたものと認められる。この点から考察すれば、中学生協は本来ならば大日本図書と供給契約締結の可能性をもつが、この可能性を旧特約のために放棄した代償として、前記協力金を取得するに至つたものと思料される。そして第三条にもとづいて旧特約が中学生協に支払つた供給手数料の折半額は昭和二十七年度は二十九万三千八百六十三円、昭和二十八年度は二十六万二千六百四十円、昭和二十九年度は前期分として十六万一千六十二円となつている。またその協力業務の内容に関して、安村証人は「私どもも無為にして金をもらうということは忍びないので、私どももできる限りの協力の仕事をしてみよう……でいろいろ協力のことを考えてみたのでありますが、ねらいが供給の円滑化にありましたので、転校生の需給、早期販売、古本使用の調査などに協力しようということになつたのであります」旨証言している。

協力金の使途については「独立に別個に会計をしたことはないわけであります。推量しますのはおそらくこれだけの金額が協力の費用に使われたとは考えられませんけれども、いずれにしてもその金が事業に使われたことは事実であります」と証言している。なお協力金の取得の理由等について各委員からするどく追及された結果、安村証人は「現在では誤解を招く点もあるし、それから協力する内容にも改変しなければならぬときが来ておりますので、この問題は帰りましたら早急に善処して処理したい」と証言しているが、中学生協が教科書の供給業務に協力する名目で、手数料を折半取得していることは、昭和二十七年六月二十七日の「学生協は教科書供給業務に従事することは好ましくない」との文部次官通達の趣旨にかんがみて是正を要するものと認められる。

第六　価格について

一　定価の認可基準

教科書の定価は、文部大臣の認可制となつている。認可の基準については、昭和二十七年文部省告示第一四号により定められているが、これは科目別に一冊当りの単価を決定し、その単価に教科書の総頁数を乗じた額以下となつている。このことに関し緒方証人（文部省初等中学教育局長）は「検定制度が始つた当初は原価計算方式でやつたが、この方式によると、採択部数がきまらないと価格がきめられないので、展示会に価格のきまらぬものが出ることとなるので昭和二十七年の実績を基礎として一冊当りの平均値を出して、これを最高価格として抑えて行くというのが現在の実情である」と述べている。

二　教科書価格の適否

教科書の価格が高いか安いかという点については、文部大臣の認可基準並びに物価指数等より検討されたが、文部大臣の認可基準について、緒方証人は「昭和二十七年度当時一種類の教科書の発行部数は九万六千冊が平均となつているが、この実績を基礎として最高価格を決めたのであるが、その後各一種類の教科書の発行部数は漸次減つているから高くないと証言し、又物価指数からみた場合同証人は「教科書の全国平均し単位は、昭和十三年当時の単価の九十二倍から百三十三倍ぐらいに相当すると推計しており、他の一般物価の上昇率に比べれば必ずしも高いとは云えないが、父兄の負担を少しでも軽くするという意味においては少しでも低い方がよい」と証言している。

教科書の発行にあたる業界の見解はどうであるか、白根証人（社団法人教科書協会事務局長）は「教科書の価格はほかの物価と比べ法外に高いとは思はない。しかし、義務教育の教科書は品質を下げずして安いにこしたことはない」と述べ、また由井証人（大日本雄弁会講談社教科書局長、錦会代表）は「たとえば図工、工作、地図帖等四色刷りを要するものは、文部省の認可基準の限度まで行つているが、活版一色のものとか、オフセット一、二色のものについては、必ずしも限度まで行つておらず、認可基準にもとづく限り決して高くない、又教科書以外の雑誌、書籍に比べても教科書は高くない」と述べ、早川証人（大日本図書株式会社専務取締役）は「認可基準をかりに百とすれば、全冊の平均が八十一・五パーセントの定価をつけている」と証言し、業界としては文部省の基準価格よりはるかに下廻つていると述べている。

教科書の使用者側にたつ教師並びにP・T・A関係の意見はどうであろう。

佐藤証人（日教組教育文化部長）は「物価指数や国民生活の諸条件との比較の上から教科書だけをとつてみれば国定教科書の内容よりよいのであるから、そういう向きで計算に入れた場合、必ずしも高いという資料は出し得なかつた」と証言し、塩沢証人（P・T・A全国協議会々長）は「父兄の立場からは教科書も高い故にもつと下げてほしい」と証言している。すなわち教科書自体は客観的には高くないとしても、父兄の立場からすれば、高く感ずるからその価格を下げて欲しいという声があるが、これに対して石山証人（東京教育大学教授）は、「父兄は教科書は高いというが、父兄の生活費全体のバランスの上からも、子女のための命のかけとしての教科書自体がそんなに声を大にして叫ぶ程痛手であるか、その他の冗費を省いてもこの教育に対する負担をしてほしい教科書が高い高いという一般の声に対しては無条件に手放しでそれを受けることはできない」と証言し、現在父兄の生活費全体から見れば、冗費もかなりあつて教科書に対する出費は必ずしも負担とはならぬと主張している。

要するに教科書の価格の高い安いということは相対的な問題で、客観的に安いということであつても、購入者側の購買力いかんによつては高く感ずる場合もあり、問題は教科書を現在の価格より廉をおとすことなくどうすれば安くすることができるか、の点にあると思料される。

三　教科書の価格を安くする方法

教科書を安くするにはいかなる方法があるかについて各証人の見解はおおよそ次のごとくである。

1　企業者の立場から

第一は教科書発行者側の企業合理化による無駄の排除で

あるが、このうち最も論議されたものは教科書売り込みのための経費である。その主体は宣伝費であるが、採択関係で述べた通り、現在教科書販売のために発行者側がとつている献本講習会、研究会駐在員、物品の贈呈、接待費等は、いずれも宣伝費と解釈すべきものであつて、これらの費用が教科書の定価に占める比率は由井証人によれば十三パーセントないし十五パーセントであると証言され、一般の単行本の六パーセントないし十パーセントより遙かに高くなつている。

そこで石山証人は「教科書は児童生徒の必要欠くべからざるものであるので、商品として取扱う場合は他の場合に比べて一層厳粛な態度と、その自粛に相当するコントロールが必要であるので、少くとも必要以上の採択のための宣伝費は節約されなければならない。宣伝費、浪費を節約することによつて現在よりも二割程度定価は下げ得る」と証言し、塩沢証人は「教科書が単行本、雑誌と比較される程商品化しているところに問題があると思う。現在の教科書の販売の制度、販売政策上使用される費用、宣伝費が加味されて非常に高くなつている。そういうものが除かれるならば一割ないし二割の値下げができるように感じる。又父兄はそれを願つている」と証言し、佐藤証人は「宣伝費に十パーセントないし二十パーセントに近い金が必要であるといわれているので、この意味の宣伝費の徹底的な軽減、運賃、資金に対する特別措置を講ずれば、このままの状態でも大体三十パーセントに近い値下げが可能であるという予想が行われる」と証言している。

ところでこれらの宣伝費の削減による値下げ方法に対し発行者側の見解はどうであろうか。白根証人は「国として宣伝活動を不要ならしめる制度の実現が難しい」と証言し、北島証人（教育出版株式会社社長）は「文部省において常設展示会というようなものを作つていただいて、われわれの方では献本をやめる、駐在員をやめる、そういう費用を削りたい」と証言し、教科書に対する研究の設備を常設し、他方駐在員等を廃止すればこれに要する費用の削減による値下げは可能であることを指摘している。

2　政府の立場から

現在教科書に対しその価格を低廉にする立場から行政上次の如き措置がとられている。

（一）　教科書用紙に対する物品税の免除

（二）　発行者及び供給業者に対する事業税の免除

（三）　運賃については貨物扱いの分については二十一級扱いという特別扱い、すなわち、教科書に対しては児童生徒が必ず購入しなければならないという意味から国としてかなりの恩典を与えている。

しかし教科書を安くするため政府の施策として更に考慮すべき点として挙げられたものには次のものがあつた。

（一）　運賃について

白根証人は「教科書の運賃は雑誌、新聞にくらべて、はるかに高い等級にある。」と証言し、早川証人は「運賃が第三種あるいは雑誌なみになると概算一パーセントぐらい安くなり得るということを考えた。」と証言して客車扱いに対する運賃を雑誌並みの取扱いをうけたいと要望した。

（二）　長期低利融資について

北島証人は「銀行からは直接生産費の四十パーセントしか融資をうけられず、しかもその借入期間も六カ月という短い期間であるため特約店より融資をうけているが、この金利は全体としてみると教科書の定価の三パーセントを占めているので、長期低利融資ができるように国として施策を講じてもらいたい」旨要望した。

（三）　紙質の規格について

四条証人（東京書籍株式会社常務取締役）は、「紙質の規格を統一し、購入についても用紙会社との話し合いで安く購入できるような措置が講ぜられると安くなる」旨の意見を供述した。

四　教科書の無償配布

塩沢証人は「一年生に対して国が無償で教科書を贈つて、お祝いしてやる制度は、そのまま国は継続して実行してもらいたい。更に教科書の買えない準生活保護児童に対しては、是非無償でやつて欲しい。本当は義務教育無償の線で、使う教科書を国家で全部出していただきたいと念願している」と証言し、父兄側より新入学の児童に対する無償配布と貧困家庭の子弟に対する教科書無償配布の要望があつたこの無償配布の問題につき、石山証人は「少くとも最後の理想的な到着点としてどうしても義務教育の教科書は全額国庫が負担すべきであつて、直接父兄の負担すべきものでないという原則を考えている。

次の段階においては、厚生省方面から厳密な検討をした上で、生活保護を要する家庭には教科書の負担を免除すべきであつて、それは国家が負担しなければならない」と証言し、さしあたり生活保護を加えなければならない家庭の子女に対して教科書の無償配布をすべきであるとの意見の開陳があつた。

第七　教科書以外の学習用図書について

一　使用の実状

教科書以外の学習用図書については、学校教育法第二十一条二項に「教科用図書以外の図書その他の教材で有益適切なものはこれを使用することができる」と規定されており、現在教科書以外の教材として各学校において種々の学習用図書が使用されている。

これらの学習用図書の使用部数、種類等については明確ではないが、最近文部省が各都道府県の教育委員会に依頼して調べた結果によると、ワークブックについては小学校八十四・九パーセント中学校三十七・一パーセント夏休み帳については小学校九十二・三パーセント中学校六十三・二パーセント使用しており、また昭和二十七年に文部省が学童一人当りの教科書費を調査しているが、それによると小学校においては教科書費六百四十九円に対して補助学習用図書費二百二十一円、中学校においては教科書費八百二十四円に対して補助学習用図書費が四百円で学習用図書費は教科書の三分の一乃至二分の一を占めており、学習用図書が多く使用されていることがわかる。

これらの補助学習用図書の使用は任意であるが、実際には半強制的に買わされている現状であり、殆んど野放しの状態で世上教科書と併行して論議の対象となることも当然である。

本委員会においても教科書問題との関連において学習用図書について調査したが、調査の対象は編集、販売方法並びに価格構成等であつた。

二　ワークブック

ワークブックとは通常教科書に準拠してつくられた補助学習用図書、たとえば準教科書などを指していわれているが、実際にはテスト用につくられたいわゆるテストブックをも含めてワークブックといわれている。

これらワークブックの中準教科書などは主に教科書発行会社が発行しておるがテストブックは殆んど専門の業者が発行しておりその発行部数もテストブックが大半を占めている。

その販売方法は準教科書は教科書と同様に特約や取次を通じて販売されておるが、テストブックはいわゆる「カッギヤー」といわれる特定の販売人によつて直接学校に販売されており又販売に際し準教科書は定価の一割程度、テストブックについてはそれ以上の金が学校にもどされて売込まれておるが、これらのもどし金について学校側は正規の経理をしておらないようである。

もどし金についての一例をあげれば、大日本図書は小学校一年用の社会科の準教科書の販売に当つて「……なお本書は準教科書としての仕来りに準じ相当額の学校歩もどしを御実施願い

たく存じます」と記載した通知書を各特約に出している。この点について早川証人（大日本図書株式会社常務取締役）は、「ワークブックあるいはテストなどを学校へ納めるときは慣習で定価の一割程度ということが実施されている。一割をもどしてでも普及をはかってくれ、こういうわけであります」と証言しており、樋口証人（二葉株式会社取締役）は「私の方で発行しております準教科書といわれるものに対しましては私どもの方は学校側に対して商慣習としまして一割をもどしております」と証言している。

なおこれらワークブックのうち一定の地域だけを対象にしたものもある。

たとえば北海道の現地調査によれば、北海道では、北海教育評論社の発行しているワークブックが殆んど独占的に使用されており、昭和二十九年度の発行部数は百九十九万部である。また同社はこれらのワークブックを定価の五円引で学校に発送しており、その販売リベートは昭和二十九年度だけで千二十三万円に上つている。

その編集者は教師の団体である北海道中学校学習指導研究会、北海道各市小学校長連合会、北海道社会科教育連盟等で、編集者が直ちに採択者となつている関係上他の発行会社の入り込む余地は殆んどないといわれている。

三　学習帳

現在各地で使用されている夏休み帳、冬休み帳には各県の教職員組合が編集あるいは発行しているものが多い。

教職員組合がこれら学習帳を編集ないし発行するに至つた動機について

石井証人（元文部省教科用図書分科審議会副会長）は昭和二十三年頃当時発行されている学習帳には内容のずさんなものが多かつたので日本教職員組合では児童のため内容の正確なものを発行しようということで、夏休み帳冬休み帳をそれぞれ一回発行した旨説明しているが、これをきつかけとしてその後各都道府県教職員組合でそれぞれ編集ないし発行するに至つたようである。

1　北海道の学習帳

北海道教職員組合（以下北教組と略称する）文教部、同各地区支部文教部が編集し、北海教育評論社が発行している夏休み帳、冬休み帳は北海道の児童生徒数の約八十パーセントが使用しており、昭和二十九年度においては夏、冬合わせて百五十六万部に達した。定価は三十円であるが、北海教育評論社はその販売に当つて、北教組各支部に二十二円で卸し、北教組各支部ではこれを二十七円で各学校に渡しておるので、年間北教組支部は七百八十万円、学校側は四百七十万円の多額の金額を取得している。

此の点について米田証人（北教組中央執行委員長）は、昭和二十九年度の冬休み帳を例にとつて説明したが、それによれば北教組の各支部が受取つた金額の総計は六百三十五万五千九十六円であり、そのうち二百四十二万千七百三十四円は貧困児童に対する無償配付分として学校に渡し、残額三百九十三万三千二百六十二円を北教組支部が編集費として使用したとのことである。更に同証人の説明によれば、その編集費の内訳は原稿の資料収集費に百三十四万九千二百十三円、調査出張費に三十二万八千五百二十円、編集研究会費に百六十九万八千四百八十円、事務費に八万五百十一円、通信費に九万三千二百三十五円、配本費に三万一千九百五十一円、会合厚生費に十九万九千六百四十五円、雑費に五万八千六百三十一円となつている。

ところで、北教組本部では編集費として別に、北海教育評論社から一冊につき一円七十二銭、年間約二百七十万円を受取つておるので、北教組全体では年間一千万円以上の多額の編集費を受け取つていることになる。

しかもこのようなぼう大な編集費の内訳については本委員会において何等の説明も得られなかつたのであるが、ただそのようなぼう大な編集費を要する理由について米田証人は「北教組本部が編集方針を決定するが実際の編集活動は支部、地区、学校班というように下部組織が行つておるので全組合員が何らかの形で編さん活動に参加しており大体一回の夏、冬休み帳ごとに延べて一万五千人ぐらいが動員されており、又この編さん活動を通じて現在北海道における七千人の無資格教員の質の向上を合せてならつている」旨証言している。

しかし、このような広範な編さん活動は実際には下部組織などにおいて殆んど組合活動と区別することができないこと、また前述のように編集費の内訳が明瞭でないことなどから考えてこの編集費は実際には教職員の組合活動にも使われておるのではないかと思われる。

なお、その点について委員から「このような広範な編さん活動は組合活動ではないか」との質問があつたが、それに対して米田証人から「編さん活動というのは教職員組合活動のなかの一環としての教育研究活動の一つの仕事になつているわけです」との証言があつた。

又北教組が一冊について編集費などの名目でとつている八円は当然課税の対象になり北教組は脱税をしているのではないかとの質問があつたが、これに対して吉武証人（札幌国税局長）は「公益法人の収益事業に該当するから当然税の対象になる」旨証言している。

その後本委員会の指摘により札幌国税局が調査した結果昭和二十六年から昭和二十九年までの分について、北教組は昭和三十年十二月二十二日付をもつて四百二万三千八百六十一円の所得額を申告したのであるが、これに対して札幌国税局は千四百八十四万千九百六十七円の所得額の更正と行政罰として十八万九千百五十円の過少申告加算税額を決定している。

2　福島県の学習帳

福島県において使用されている学習帳は、教員組合の中につくられた福島県夏、冬休みの友編集委員会が編集し、福島県学校生活協同組合（以下学生協と略称す）が発行しており、昭和二十九年度には、六十六万冊が発行されている。

定価は二十五円で学生協はそれを二十三円五十銭で学校に渡し、学校ではその差額一円五十銭の中一円を貧困児童に対する無償配布に、五十銭を学校の展示会などに使用している。その定価の内訳については野口証人（福島県教員組合中央執行委員長、福島県学生協理事長）は、「夏、冬休みの友の原価は二十二円五十一銭で、その内訳は紙代七円十六銭八厘、印刷費七円五十九銭二厘、編集費三円十八銭六厘、発送費一円三十銭一厘、労務費一円三十二銭八厘、販売営業費一円九十三銭五厘、利益九十九銭であり編集費三円十八銭六厘のうち二円十八銭六厘は夏、冬休みの友編集委員会に渡し、残り一円は教員組合が編集手数料として受取り、農村の児童向映画製作費にあてた」旨証言しており、編集費三円十八銭六厘のうち一円は何ら編集に関係のないものに使われている。

原価二十二円五十一銭について野口証人は現地調査の際は十九円五十銭であると述べてあり、この食い違いについて委員長から再三質問があつたが、野口証人は労務費や販売営業費を含めると二十二円五十一銭になると説明している。これについて更に委員から、学生協の一般管理費をも学習帳の原価に含めることは妥当ではないとの意見があつた。

なお学生協の年間の総売上げ二千百万円のうち、学習帳の売上げは千五百万円であり、学習帳の売上げは学生協の総売上げの七十五パーセントを占めており、学生協は学習帳の売上げによつて維持されている状況である。

この点について委員から「組合でない児童、生徒から営利を得て他の事業を行うことは消費生活協同組合法第九条違反になるのではないか」との指摘があつた。

3　福岡県の学習帳

福岡県では福岡県中学校教育研究会が編集し福岡県中学校生活協同組合の発行している中学校用の夏、冬休み帳が年間十一万部使われている。

この夏、冬休み帳は定価三十円であるが、その販売に当つて学生協は二十八円で直接学校に渡している。二十八円の内訳については中学生協の説明によると仕入単価十七円五十銭、編集費三円、基礎調査費一円、運賃諸掛費一円、見本代等五十銭、ロス代一円、利益四円となつており中学生協は一冊につき四円の利益をあげているわけである。

所が学生協の出資金二百六十五万円の中教職員七千六百人が七十六万円出資しているのに対して生徒十八万九千人が百八十九万円を出資しており、出資金の七十パーセントは生徒の出資になつているのであるが、これらの生徒に対して現在に至るまで一銭の割りもどしもしていない実情であつて学生協は生徒を利用して営利行為をしている結果となつている。

北海道、福島県、福岡県における学習帳の編集発行などの実情は以上の通りであるが、他の府県における実情もこれらと大同小異であるものと推定される。

そのことは日教組が昭和三十年九月十三日、十四日、埼玉県長瀞において全国書記長会議を開いた際、夏、冬休み帳についての対策として「1組合員に原価計算を報告する。この際もうけていないことを明らかにして納得させる。2税務署にはすでに実施している通りで了解工作をする。3早急に帳簿整理をする。この際組合本部の会計と完全な分離をする。4関係方面との帳簿照合を完全にしておくこと」をあげて税務署工作、帳簿整理等を指示していることによつてこの間の事情を裏付けているものと思考される。

以上は本委員会において調査したワーグブック学習帳などの価格、内容、販売方法の概要であるが、種々の面において検討を要すべき点が多い。これらの点に関し、田中証人（文部事務次官）は「内容が有益適切であるかの問題、父兄の負担の問題等について監督権をもつ教育委員会がその適正を期すべきである」旨証言しており、また学習帳について同証人は「採択をするということと、そして発行編集をすること、供給をするという面とがあまりに密接な関係があることは実に弊害を伴うわけでありますから、それらの点について殆んど従来何らの規制をいたしておらないでおつたことはあまり適切でない」と証言しているが、いずれにしても監督の面において検討を加え、現在のような野放しの状態を是正すべきである。

第四章　結論

以上は本委員会における調査の概要であるがその結論は左のとおりである。

小、中学校における教科書は検定制度実施後関係者の努力により逐年進歩向上してきたとは認められるが、その内容並びに制度運営の実状等についてし細に検討を加えるとなお幾多の欠陥のあることが認められる。

政府ならびに関係者は㈠現行教育制度においては教科書は学習指導上の一教材に過ぎないとはいえ、他の教材に比較して格段の重要なる地位を占めていること。㈡義務教育に使用される教科書は一般商品同様の極端な営利の対象となつてはならないこと等に深く留意せられ、教科書に関する現行法規の不備を是正しかつ適正なる運用を期せられるよう要望する。

この措置にあたり以下は本委員会で論議された重要なる点であるから特に留意せられたい。

一　検定について

一部教科書のうちには事象に対する叙述の誤つているものや、教育基本法にもとり一方的見解におわつているものがあり、更に教科間の連絡がとれていないこと、又漢字の使用等においても教科書毎に統一がとれていない等の諸事実が認められるが、このことは畢竟現行検定事務のずさんに基因するものと思料せられる。政府は検定事務に対し再検討を加え、文部大臣の有する検定権の適正な行使に遺憾のないよう措置する必要がある。この場合特に左の諸点に考慮を払われたい。

1　教科用図書検定調査審議会の図書の審査方法はおおむね粗略と認められるから委員の資格基準を明確にし、その審査の結果について十分責任のとれるよう配慮すること。

2　従来審議会においている調査員の氏名はこれを公開し、その責任を明らかにすること。

3　別に文部省に常勤の調査員をおき図書の審査にあたらせること。

4　事象に対する叙述の不十分、若しくは地方版教科書の発行に伴う弊害等にかんがみ、現行検定基準に再検討を加えること。

5　検定に対して有効期間を設けること。又改訂版が発行された場合には旧版は学年進行に伴つて絶版とすること。

6　学習指導要領の作成に関する法制を整備し、慎重な手続方法によりみだりに改変しないこと。

7　教科書発行会社が特定の教科書に附随して発行している教師用指導書については文部大臣はその内容等につき適宜監督の措置が講せられるよう配慮すること。

8　教科書発行業者の経営又はその発行する教科書の編集に関係あるものを教科書行政に直接関与させないよう配慮すること。

二　発行について

現在教科書の発行は自由であるため極端な営利の対象となり教科書の種類を著しく増加させている。反面発行業者のうちには信用微弱のため、企業の倒産により需要者に不慮の迷惑をかけている事実も認められる。よつて教科書の発行業者については一定の資格条項を設け、その事業能力、信用状態が教科書発行に不適当と認められるものを排除するよう措置する必要がある。

三　採択について

採択の責任は当該学校を所轄する教育委員会にあるが、その運用について明確な規定がないため、教科書採択をめぐり教育委員会と現場教員との間に紛争を起している事例がある。又教科書選定のための施設が不十分であるため内容の検討を困難にしている感があるとともに、発行業者側の教科書販売方法について不正行為が行われ不当の事実も認められる。さらに教科書の編集若しくは著作にたずさわる者と採択関係者との間に直接間接の関連を有するため教科書採択の自由と公正が阻害されている事実もある。したがつて採択に関しては左の諸点について考慮を払う必要がある。

1　採択権は現行通り当該学校を所轄する教育委員会にあるを至当とするが、その運用については更に明確な規定を設けるべきである。他方使用する教科書の種類が多過ぎるため教師の共同研究上、また児童の転校時の学習上、あるいは学力進度検定上不都合を生じているとの与論もあるから、地域的にできるだけ少い種類の教科書を使用することの必要も認められる。この方法として各都道府県教育委員会は教育上の諸条件を考慮し、適当な区域をもつて採択地区とし、当該地域においてはできるだけ同種類の教科書が使用されるよう措置を講ずる必要がある。

2　現行の展示会についてはその開催の趣旨は適切であるが、開催期間の短いこと、会場数の少いこと等により、所期の目的を達成し難い憾みがあるから本制度について再検討を加え、できれば教科書に関する恒久的な研究施設を設けることが望ましい。

3　発行業者の採択に関する不正行為については発行停止等厳重な処罰規定を設けること。

4　発行業者の主催する研究会、講習会等のうちには教科書の採択と関連を有する疑が濃厚なものがあるからこれを禁止すること。

5　発行業者が地方府県に配置している駐在員は採択に関連を有する事実があるからこれを禁止すること。

6　地方教職員の組織する団体の編集若しくは著述に係る教科書、いわゆる地方版教科書は採択に関連して弊害の発生している事実があるから、この種の教科書については採択の公正が期せられるよう配慮すること。

四　供給について

教科書供給の現況は終戦直後に

比べてかなりの改善が認められるが左の点について考慮を払う必要がある。

1 児童、生徒の転校、被災等の場合、教科書の供給を完全にするため特約及び取次供給所に対する督督についても考慮を払うこと。

2 特約供給所については、その供給区域の重複による不当な競争の生じないようにするとともに、その独占的地位による不誠実の発生しないよう適当な措置を講ずること。

3 取次供給所の選定に当つて需要者側の意思を尊重するよう適当な措置を講ずること。

4 現場教員など採択関係者が学校生活協同組合系特約供給所の業務にたずさわり教科書採択の公正を阻害している事実もあるから、教育委員及び現場教員など採択関係者が供給業務にたずさわることができないよう供給と採択を明確に分離する措置を講ずること。

五 価格について

義務教育に関する父兄の負担を軽減するための教科書の価格の引き下げについて

1 発行業者は企業の性質にかんがみ売り込み、宣伝等に消費している経費の節減を図ること。

2 政府は教科書の製作に対する一定基準を設ける外教科書の運賃、郵送料等について軽減措置を講ずること。

六 教科書以外の学習用図書類について

教科書以外の学習用図書類は教科書と併行し広く使用されているが、これらの図書類の販売にあたつては学校側へもどし金をして売り込みをしている事実がある。夏冬休みの日記帳等については採択者である教職員からなる組合の編集しているものが大部分を占め、このうちには編集、販売により多額の収益をあげ、しかも申告をせず脱税の疑があり、国税庁より行政処分をうけた事実もあり、又学校生活協同組合のうちにはこの事業が主たるものであつて、その収益を組合運営の主な財源としている等不当な事実が認められる。

これらの事実は学習用図書類の使用について野放しになつている結果生ずるものであるから、この点については特別の注意を払い、制度その他検討を要するものと認められる。

明治二十三年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部　十五円（配送料共）
発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一一五番

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会　衆議院会議録追録（二）（その一）

請願に関する報告書

（第六十一号追録参照）

内閣委員会

旧海軍特務士官等の恩給不合理是正に関する請願（請願者　岩手県胆沢郡金ケ崎町大字六原岳間沢直助外十五名）（小澤佐重喜君紹介）（第一三号）、同（請願者　神奈川県藤沢市藤沢千三百十七番地庵原栄之進外五十一名）（眞崎勝次君紹介）（第一五三号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町古飯山下正雄外七名）（吉川兼光君紹介）（第三四八号）、同（請願者　東京都大田区市野倉町三百四十番地国原力四郎外七名）（宇都宮徳馬君紹介）（第三四九号）、同（請願者　東京都中野区本町通六丁目十一番地三村十彦外三名）（岡崎英城君紹介）（第五四八号）、同（請願者　愛媛県西条市氷見町菅之二外五名）（保科善四郎君紹介）（第六四九号）、同（請願者　福岡県三井郡小郡町古飯山下正雄外七名）（福田昌子君紹介）、（第七三二号）及び同（請願者　横浜市金沢区平潟町十八番地粟屋真外四十三名）（保科善四郎君紹介）（第八七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般旧軍人恩給が改正されたのであるが、特殊な存在であつた兵出身者の海軍特務士官、准士官の恩給は、矛盾と不合理を包蔵したまま顧みられなかつたことをはきわめて遺憾である。ついては、旧海軍特務士官、准士官の恩給は、終戦時における一般士官、准士官の俸給に比例するよう、不均衡を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

兵出身の旧海軍特務士官、准士官の給与制度の特殊性にかんがみ、本請願の趣旨は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

元満州国日本人官吏に恩給法適用に関する請願（請願者　宮城県伊具郡角田町桜大字佐倉字小山東百九十三番地若松冨男）（竹谷源太郎君紹介）（第二五号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町山寺頭無百五十五番地小沢栄一郎）（保科善四郎君紹介）（第六八号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町山寺字東泥沼十九番地岩佐松惣）（竹谷源太郎君紹介）（第一三一号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町坂元字後藤淵二ノ三番地渡辺今朝治）（佐々木更三君紹介）（第一三二号）、同（請願者　宮城県亘理郡山元町坂元字北谷地十二番地島田正五郎）（菊地養之輔君紹介）（第一七八号）、同（請願者　仙台市中田町四十四番地鈴木まさ外二名）（保科善四郎君紹介）（第三二一号）、同（請願者　宮城県名取郡名取町閖上字町百九十四番地相原市郎外三名）（菊地養之輔君紹介）（第三五〇号）、同（請願者　岐阜県中津川市苗木四千八百八番地元満蒙官吏恩給法適用促進協議会岩井鉄吉外三名）（纐纈彌三君紹介）（第六四八号）、同（請願者　岐阜県恵那郡福岡村下野水野谷雄外一名）（纐纈彌三君紹介）（第九一六号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町猪岡短台字新待井二丁目十一番地浅野慶雄）（保科善四郎君紹介）（第一一九三号）、同（請願者　宮城県遠田郡南郷町福ケ袋元満蒙官吏恩給法適用促進協議会今野一夫）（竹谷源太郎君紹介）（第一二三一号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町新町裏百二番地小野寺静夫）（佐々木更三君紹介）（第一二三二号）、同（請願者　宮城県遠田郡涌谷町字太田五十番地玉ノ井教市）（愛知揆一君紹介）（第一二三五号）、同（請願者　宮城県遠田郡南郷町大柳尾梶広夫）（竹谷源太郎君紹介）（第一三二六号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田町北浦字舟入伊藤隆男）（保科善四郎君紹介）（第一三三七号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田町素山十五番地の一岩住三治）（佐々木更三君紹介）（第一四八六号）、同（請願者　宮城県遠田郡小牛田町字藤ケ崎町百六番地三浦なゝ代）（菊地養之輔君紹介）（第一七三六号）、同（請願者　前橋市田中町甲五十九番地恩給法改正期成同盟群馬県支部長坂本泰一）（藤枝泉介君紹介）（第一八一二号）、同（請願者　仙台市東七番町九十三番地恩給法改正期成同盟前島昇）（保科善四郎君紹介）（第一八二七号）、同（請願者　宮城県遠田郡田尻町田尻字町百二十六番地青木貞一）（保科善四郎君紹介）（第二一一四号）及び同外一件（請願者　東京都新宿区柏木四丁目四百九十五番地半沢富次外一名）（保科善四郎君紹介）（第二一七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

外地引揚官吏中ただ満州国官吏に対してのみ現行恩給法が適用されず、かつ退職手当の補償すらないことは、恩給制度の趣旨にもとるばかりでなく、きわめて不均衡な措置である。ついては、元満州国官吏として在職した日本人の勤務の年月数を、公務員の在職年月数と見なして現行恩給法を適用し、遺族年金および傷病年金を復活する等の立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

元満州国日本人官吏のおかれている不遇な実情にかんがみ、本請願の趣旨は、国家財政の許す範囲内において十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

教職員の給与改訂に関する請願（請願者　東京都港区南佐久間町一丁目二十三番地全日本高等学校教職員組合木本由比）（世耕弘一君紹介）（第三六号）及び同（請願者　松山市持田町愛媛県高等学校教職員組合福田直記）（中村時雄君紹介）（第一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

教職員の現行給与体系は、昭和二十三年の大改正以来はなはだしく不合理を蔵しており、教職年数のみが重視され、学歴、資格がほとんど無視されていたため、小、中、高、大学を通じて高学歴の者は他と比較して今なお著しく不遇の立場におかれている実情である。ついては、昭和二十八年七月人事院勧告の給与準則を早急に実施するとともに、前歴換算率その他従来不利に採用されていた教員の待遇を、合理的に是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

教職年数が重視され、学歴、資格が軽視されている実情にかんがみ、教職員の給与体系について検討を加える必要がある。よつて、本請願の趣旨ならびに目的は妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

陸上自衛隊松本駐とん地部隊射撃場の移転に関する請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川原武）（原茂君紹介）（第九三号）、同（請願者　長野県松本市中条町深沢則吉）（下平正一君紹介）（第九四号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治外一名）（松平忠久君紹介）（第二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県松本市大字桐地籍所在の陸上自衛隊松本駐とん地部隊の射撃場は、旧陸軍東部五十連隊の射撃場を戦後警察予備隊の設置に伴い、ふたたび射撃場として使用しているが、昭和二十七年頃より射撃演習がひんぱんに実施されるよ

うになり、その銃砲声による騒音のため、射撃場に近接する同県立松本深志高等学校における授業に重大な支障を及ぼし、このまま放置すれば教育効果の低下は必至である。ついては、同射撃場をすみやかに移転せられるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における教育上の支障及び地元民の要望にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

公共職業安定所職員の給与調整に関する請願（請願者　長野市大字若槻東条五百七十六番地桜井秀作外二百二十四名）（小坂善太郎君紹介）（第一二三五号）、同（請願者　大津市膳所錦町森与五郎外百八名）（矢尾喜三郎君紹介）（第四八三号）、同（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地労働省内全職安職員組合統一協議会議長熊川広衛）（柳田秀一君紹介）（第六九〇号）、同（請願者　名古屋市西区新道町一丁目二十番地名古屋北公共職業安定所内愛知県公共職業安定所職員組合執行委員長稲山正春外二百八十六名）（春日一幸君紹介）（第六九一号）及び同（請願者　東京都千代田区大手町一丁目七番地全国職業安定所職員組合統一協議会議長熊川広衛）（石橋政嗣君紹介）（第一六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公共職業安定所の職員は、きわめて切りつめられた予算と定員の中で、一般職業紹介、職業指導および失業保険金の給付事務等、社会政策上重要な現業的業務に従事しているが、近年失業者は累年増加し、その業務量もきわめて多く、加えて季節労働者の周旋、学校卒業生の紹介業務は一時に膨大な数にのぼるため、最盛期には一箇月以上の深夜業が続き、職員の健康をも憂慮すべき実情である。ついては、公共職業安定所職員の俸給を三号俸引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

公共職業安定所の職員は、切りつめられた予算と定員の中で、きわめて多くの業務に従事しており、最盛期には、一箇月以上の終夜作業を続けている実情にかんがみ、本請願の趣旨は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

未帰還公務員に対する恩給法改正の請願（請願者　松山市萱町二丁目八十九番地愛媛県外地抑留者家族会連合会長和田利治）（中村時雄君紹介）（第一五六号）、同（請願者　仙台市勾当台通り引揚促進宮城県留守家族同盟委員長門間正寿）（保科善四郎君紹介）（第三二〇号）、同（請願者　松山市宝町百四十八番地森松長三郎）（春太郎君紹介）（第三五二号）、同（請願者　神奈川県議会事務局内神奈川県未帰還者家族会長中井一郎）（安藤覺君外一名紹介）（第九一七号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟委員長鯨岡兵衛外二名）（中村梅吉君紹介）（第一八七二号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内東京都議会局内東京都留守家族連盟三鷹市代表高橋良子外二名）（並木芳雄君紹介）（第二〇二九号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内東京都議会局内東京都留守家族連盟文京区代表久河育外一名）（濱野清吾君紹介）（第二〇三〇号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内東京都議会局内東京都留守家族連盟墨田区代表高沢義三）（眞鍋儀十君紹介）（第二〇三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年八月に施行された改正恩給法附則第三十条第二項但書の規定により、未帰還公務員の留守家族に対し、普通恩給が支給されることになつたが、恩給法第五十八条の三第一項の若年停止に関する規定の適用を受けるため、この恩典も少数家族に限られ、事実上有名無実となつている。ついては、未帰還公務員の留守家族に対して支給されている普通恩給については、若年停止に関する規定を適正しないよう、同法を改正するとともに、未帰還公務員の遺族に支給する公務扶助料は、未帰還公務員の死亡した日の属する月の翌月から支給されるよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

若年停止の本旨および未帰還公務員の留守家族の生活実情にかんがみ、本請願の趣旨は十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

鉄道用地賃貸料の支払促進に関する請願（請願者　東京都板橋区上板橋七丁目四千六百四十一番地木下正吉外一名）（中村梅吉君紹介）（第五六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都板橋区上板橋町七丁目地先より、旧東京第一陸軍造兵庁練馬倉庫までと同地先より成増グランドハイツ間の土地は、現在連合軍および自衛隊第一管区隊物資輸送のため、鉄道路線が敷設されているが、昭和二十七年四月以降は賃貸料が支払われず、一方地主は税金を支払つており、土地の返還もなく、はなはだ迷惑しており再三特別調達庁に折衝したが要領を得ない。ついては、すみやかに前記土地賃貸を支払われたいというのである。

二、請願の議決理由

憲法の財産権不可侵の規定にかんがみ、本請願の趣旨は妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

恩給加算年数に関する請願（請願者　鹿児島県川辺郡川辺町清水千三百三十二番地池田景繁）（床次徳二君紹介）（第八五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

請願者は軍属として内地勤務中、昭和十八年十二月に文官普通恩給年限に達したので、十九年に退官願を提出したが、疾病以外は退官は認めないとの理由で却下され、引き続き勤務していたため、昭和二十一年二月一日以前に恩給裁定が受けられず、したがつて加算が認められない結果となり今日に及んでいる。ついては、旧恩給法で文官普通恩給受給の権利ある者に対しては、十七年に達するまで内地勤務中付与された恩給加算年数を認められたいというのである。

二、請願の議決理由

過去のわが国の恩給制度において、旧軍属は、文官として取り扱われていた沿革及び右請願者の特殊事情にかんがみ、本請願の趣旨は、十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

元沖縄県有給吏員に恩給支給に関する請願（請願者　琉球政府内元沖縄有給吏員恩給促進陳情員浦崎純）（淵上房太郎君紹介）（第一一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在元沖縄県有給吏員は、恩給の対象から除外されているが、その理由は、（一）県有給吏員は恩給法上の公務員ではない、（二）朝鮮、台湾等の外地の元吏員と切り離して、沖縄の元県有給吏員のみに国が恩給措置を講ぜられない、（三）国家財政がこれを許さない等に基くものと解せられる。しかし、この問題は敗戦のため生じた問題であるから、政府と国民の責任において問題を解決すべきである。また、その所要額も平年度四百万円程度と推算され、別に国家財政を脅かす額ではなく、また昭和二十三年福岡市に沖縄県事務所が設置されていた当時、一部本土に疎開していた者のみが恩給を受けているので、沖縄在住の者との間に不均衡を生じており、かつ退職金給与等に関しては、公務員としての身分継続を認められている。ついては、元沖縄県有給吏員の生活窮状を考慮し、恩給を支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

敗戦による沖縄の特殊事情並びに元沖縄県官吏及びその遺族の生活の窮状にかんがみ、本請願の趣旨は、これを妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人の恩給加算制復元に関する請願（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋方旧軍人関係恩給権擁護全国連合会長松村秀逸）（高橋等君紹介）（第二一〇六号）、同（請願者　群馬県高崎市請地町三十八番地群馬県旧軍関係者恩給権擁護連盟委員長野口俊太郎）（中曾根康弘君紹介）（第二一一八号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋方旧軍人関係恩給権擁護全国連合会副会長稲岡新）（縄井順一君紹介）（第二一二七号）、同（請願者　鹿児島県薩摩郡永利村前原秀）（池田清志君紹介）（第二一二二号）、同（請願者　名古屋市西区愛知県旧軍人恩給同志会山口憲三）（久野忠治君紹介）（第二三六五号）、同外一件（請願者　前橋市乙清王寺町二百九十一番地群馬県恩給擁護連盟前橋勢多地区連合支部長石田覚三外千九百五十名）（中曾根康弘君紹介）（第二三六六号）、同外一件（請願者　山口県岩国市大字藤生千四百十八番地土井詮生外二名）（高村坂彦君紹介）（第二三六七号）、同（請願者　山形市看町五百八十番地山形県心友会長南雲親一郎）（黒金泰美君紹介）（第二三六八号）、同（請願者　鳥取県東伯郡東伯町字徳万鳥取県軍人軍属遺族恩給権擁護連盟委員長新諦五郎）（徳安實蔵君紹介）（第二三六九号）、同（請願者　山口県豊浦郡豊田町殿敷千七十一番地藤本茂）（田中龍夫君紹介）（第二三七〇号）、同（請願者　東京都目黒区駒場町八百六十一番地高橋方松村秀逸）（小泉純也君紹介）（第二四〇五号）、同（請願者　鹿児島市山下町鹿児島県恩給同志会吉田四郎）（中馬辰猪君紹介）（第二四〇六号）、同（請願者　長野県上田市新田小林嘉瑞外千七百二十六名）（井出一太郎君紹介）（第二四四〇号）、同（請願者　金沢市上柿木畠一丁目八番地石川県軍人恩給会長伊佐一男）（八木一郎君紹介）（第二四七〇号）、同外九件（請願者　広島県尾道市吉和町広島県旧軍人関係恩給権擁護連盟尾道支部長福原章翁外九名）（高橋等君紹介）（第二五一二号）、同（請願者　熊本市千葉城町熊本県旧軍人関係恩給権擁護連盟千田貞雄外千二百三十名）（松野頼三君紹介）（第二五一三号）及び同外二件（請願者　山口県小野田市西高泊郷神田一外二名）（田中龍夫君紹介）（第二五一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年の恩給法改正によつて加算制が廃止されたが、加算制復元については、恩給復活の当初から問題となりながら、これを法律化し、予算化する資料の不備のために完全なる解決をはばまれた。しかし三十年度内に加算実態調査を実施するよう予算措置も講ぜられたが、今後復員官署の職員の整理が予定され、今国会においても未解決に終るおそれがある。ついては、三十年度において実施された旧軍人の加算実態調査に関連して、ぜひ第二十四国会の会期中に、その成果の報告と加算制復元に対する政府の見解を関係者に明らかにされるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

昭和三十一年度一般会計予算に旧軍人等恩給加算実態調査のため七千万円の予算措置が講ぜられた経緯にかんがみ、本請願の趣旨は、これを妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

公務員の給与改訂に関する請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川長野県会議員原武）（原茂君紹介）（第二二四七号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（井出一太郎君紹介）（第二二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員給与は、昨年五月において、すでに民間と比較して約九パーセントの差が認められたにもかかわらず、人事院は給与の改訂勧告を留保したが、その後も民間給与は逐次上昇していることは明らかであり、さらに現在、公共企業体職員の給与について給与改善の調停が出されている情勢にあるので、この際すみやかに公務員の給与改訂について勧告されたいというのである。

二、請願の議決理由

民間給与の上昇と、公共企業体職員の給与改善の調停が出されているのに引きかえ、公務員給与は顧みられないでいる現状にかんがみ、本請願の趣旨は、十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

地域給制度改正に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二七七号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綱島彌三君紹介）（第二三九八号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二三九九号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村蕙）（江崎真澄君紹介）（第二四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公務員に対する現行地域給制度には多くの矛盾があり、とくに地方自治体においては、町村合併による同一市内が地域給を異にするという結果を招来し、ために学校教職員および市職員等の異動に際して、高率地域から低率地域の転勤は、実質上の減俸となり、これが補てんと新旧地域の均衡を保持するため、純市費をもつて地域差補給金等の名称を付してその差額を支弁しているほどである。よつて、政府はこの現状を認識して、すみやかに地域給制度を根本的に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

現行地域給制度には多くの矛盾があり、町村合併による地域給の差異、減俸をきたしている現状にかんがみ、地域給制度について検討を加える必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍人の恩給増額等に関する請願（請願者　東京都杉並区阿佐ケ谷三丁目五百四十番地大木堅造外九百三十四名）（高橋等君紹介）（第二三二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍人仮定俸給表は、各階級に対して、当時の俸給額に近い旧文官の俸給額から相当する号俸を適応させて作られたものであるが、昭和二十三年六月以前に退職した公務員の恩給が今回増額され、旧文官と旧軍人の対比上に著しい差を生じ、また旧軍人の号俸格付は米軍使用による土地等の損失補償に関する請願（請願者　沖縄那覇市美栄橋町三協ビル内沖縄軍用土地委員会連合会長桑江朝幸外二名）（淵上房太郎君紹介）（第二二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沖縄は米軍の軍事基地として、現在全面積の十二パーセント余が軍用地として接収されており、しかもその四十四パーセントは農地であり、このため沖縄の農業などの諸産業は衰微し、いまや住民は重大な死活の危機に直面している。しかるに、米国は平和条約発効前の米軍接収による損害補償はこれを拒否しているから、ぜひ右補償の実現につき、日本の国会ならびに政府の温情ある配慮を賜わりたいというのである。

二、請願の議決理由

沖縄住民の生活困窮の実情ならびにその切実なる要望にかんがみ、本請願の趣旨は、十分考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

各階級の倍率が不統一のために、その均衡を失している。ついては、文官内部の不均衡是正措置としての今回の恩給増額であるから、これと同一の立場にある旧軍人に対しても考慮されるとともに、旧軍人の号俸格付の不適正を改善し、旧俸給に対する倍率は、各階級を通じ同率なることを原則とし、低俸給額者には、救護の精神から一部倍率を高くする等、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

過去のわが国の恩給制度において旧軍人恩給は、文官恩給とともに一体として運営されてきた沿革にかんがみ、国家財政の許す範囲内において本請願の趣旨は考慮するを必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

内閣委員長　山本　粂吉

衆議院議長益谷秀次殿

地方行政委員会

地方交付税における高校単位費引上げに関する請願（請願者　東京都港区芝南佐久間町一丁目二十三番地全日本高等学校教職員組合本本由比）（永井勝次郎君紹介）（第三三号）及び同（請願者　松山市持田町愛媛県高等学校教職員組合福田直記）（中村時雄君紹介）（第一五七号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六・三・三・四の新学制が施行されて以来、大学の整備充実は優先的になされて今日に至つたが、高等学校はとかく忘れられ勝ちであり、今日新学制の中に暗い諸問題を積み重ねているが、その根本問題は高校の単位費用にかかつており、現行の九千五百七十二円をもつてしては、とうてい健全なる教育はなしがたい現状である。ついては、高校教育の実情に即し、地方交付税における高等学校の単位費用を一万五千円以上に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後の新学制において義務制の中・小学校と大学との中間にあつて特別な保護助成策をとられなかつた高等学校においては、その設立維持の主体は大部分が都道府県であつて、地方財政の急迫した近年、その充実は困難に見舞われざるを得なかつたことは事実である。本請願の主旨はその振興をはかるために地方交付税の高等学校経費に対する単位費用を改訂せられたいというにあるが、現行制の単位費用は結局の所地方交付税の総額に関連があつてさらに検討を要する。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

漁業不振に伴う特別交付税交付に関する請願（請願者　長崎県議会議長金子岩三）（白濱仁吉君紹介）（第九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

李ラインの設定による好漁場の喪失と回遊魚族資源の枯渇、いわし漁業の不振等によつて、長崎県下水産関係各市町村においては、予想外の特別財政需要が生ずる反面、税収は激減の一途をたどり、このため水産業を主たる産業基盤とする市町村の財政は、まさに破たん寸前の重大な危機に直面している。ついては、この窮状を打開するため特別交付税を交付せられたいというのである。

二、請願の議決理由

李ライン設定等の原因によるわが国西方海域における漁業不振に基く漁民の困窮、関係市町村の特別財政需要と歳入の減退等、地方財政に及ぼす影響の渺からざるものあることが認められる。もとより不測の財政需要や歳入減については特別交付税の配付において考慮せらるべきものであるから、本請願の願意は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

交通取締のための警察車両増強に関する請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川原武）（原茂君紹介）（第九九号）、同（請願者　長野県松本市笹賀小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第一〇〇号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治外一名）（松平忠久君紹介）（第二一三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県下における交通事故の発生は、累年激増の一途をたどつている現況にかんがみ、これが事故の防止を図り、交通秩序の確立を期することは、刻下の急務となつているが、同県のごとき広大な地域において、近時飛躍的に増加した自動車数と、そのスピード化して雑踏する近代交通を取締るためには、現在保有する警察用車両にてはとうてい目的を達し得ない。ついては、長野県下のとくに交通ひん繁の地域を管轄する二十四警察署および県警察本部に自動二輪車等を増配されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通事故の発生を防止し交通秩序の確立を期するため、これが取締の任に当る警察においてその機能を完くするためその設備を充実することはもとより必要なことである。広大な地域を管轄する長野県警察においてその地理的、経済的理由に基く最近の交通事情の下にあつて警察用車両の増強を要望することは当然なことである。警察法第三十七条によれば、警察用車両等の整備に要する経費は、政令の定めるものは国庫が支弁することになつているから、この点については政府が検討すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

消防施設強化促進法に基く国庫補助増額等に関する請願（請願者　鹿児島県庁総務部地方課内鹿児島県消防協会長林徳治）（池田清志君紹介）（第一七九号）及び同（請願者　鹿児島市山下町一番地鹿児島県消防協会長林徳治）（中馬辰猪君紹介）（第一三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の消防施設の不備欠陥が火災増加の一原因となつているが、消防施設強化促進法に基く国庫補助総額は、昭和三十年度において、わずか二億五千六百万円に過ぎず、かつ窮乏せる地方財政をもつては、必要最少限度の施設も完備し得ない状態にある。ついては、消防施設強化促進法に基く国庫補助を増額するとともに、消防起債の制限撤廃、地方交付税法第十二条の消防費の単位費用の引上げ等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

火災の発生原因として常に消防力の不備がその有力原因として考えられ、とくに近年中小都市における大火災においてこの点が痛感されているのであつて、消防力の強化は緊急の要務と認められる。消防施設強化促進法に基く国庫補助は制度としても新しくまたその補助金額も消防施設の不備なる現状に照らし、はなはだ少額である。本年度予算においては前年より若干増額せられ、三億八千四百余万円となつたが、必要に対して、なお及ばざること遠いことは遺憾である。赤字解消と健全財政の確立に邁進しつつある地方財政の現況にかんがみ、消防力の充実については本請願の主旨に沿い、政府において更に十分の考慮を加うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

町村合併促進法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県出水市長土屋清人外一名）（池田清志君紹介）（第一八〇号）及び同（請願者　鹿児島県出水市議会議長渋谷透外一名）（小牧次生君紹介）（第八九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水市は、昭和二十九年四月出水、米ノ津両町の合併により市制を施行し、同年十月大川内村を編入して今日に至つているが、右町村は合併前国有林野整備臨時措置法によつて、それぞれ払い下げ、または交換を受けており、これが支払い代金も相当多額に上つているが、現今の窮乏せる財政から、この代金を支払うことは、まことに大きな負担となつている。ついては、現在支払未済額

については、町村合併促進法第十七条による払下林野の場合と同様の方法によることが、新市建設のために望ましいから、同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併を促進し、新市町村を育成強化してその目的を完成することは地方自治の発展上、きわめて肝要なことであり、国有林野の払下げによる基本財産の造成等の国の助成策はすでに町村合併促進法において講ぜられているが、この処遇は同法の施行前に合併を行つた町村に対しても同様に行うことが望ましいのであつて、本請願が払下林野の代金支払について合併町村の財政の現状にかんがみ、かかる助成策を希望していることは妥当なりと認められる。新市町村建設促進法においてはこの点につき考慮を払うべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

奄美群島の復興予算確保に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡町村会長大和村長安田義保外二名）（池田清志君紹介）（第一八一号）及び同（請願者　鹿児島県大島郡鎮西村長林有沢）（池田清志君紹介）（第四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島復興特別措置法第一条の目的をすみやかに達成せしめるために、鹿児島県知事策定の昭和三十一年度計画案に計上されている復興事業費要求額四十六億三千万円は、昭和二十九、三十両年度における過少支出による復興遅延の現実にかんがみ、同群島の特殊事情に基き、復興促進に効ある妥当適切なるものであり、かつ最低必要額と確信せるにかかわらず削減となつたことは、復興事業の推進に大きな期待を持つ群島民として、まことに遺憾にたえない。ついては、鹿児島県知事策定の三十一年度復興費予算をそのまま承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

奄美群島の復興を促進するため、特別措置法が制定されたことはいうまでもないので、同法の精神に基き、復興事業の推進に島民が大きな期待をよせていることも、もとより当然である。法律の規定により鹿児島県知事が策定する昭和三十一年度の復興予算をそのまま国が承認されたいとの願意は自然なことであるが、国の財政その他の関係からも考慮は要するから、これを政府に検討せしめる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公衆浴場業に対する固定資産税軽減に関する請願（請願者　大阪市天王寺区生玉町五十四番地大阪府浴場商業協同組合理事長谷口藤次郎）（杉山元治郎君紹介）（第三八四号）、同（請願者　広島市的場町百十四番地広島県浴場組合連合会長高土一三）（灘尾弘吉君紹介）（第五五二号）、同（請願者　岡山市内田春日町三十六番地岡山県浴場組合連合会長黒住悦治）（亀山孝一君紹介）（第六〇九号）、同（請願者　愛知県守山市瀬古長谷川義雄）（丹羽兵助君紹介）（第六七一号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県浴場商業協同組合理事長上山信二）（渡海元三郎君紹介）（第六七二号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県浴場商業協同組合灘支部長鳥越三蔵）（五島虎雄君紹介）（第六九三号）、同（請願者　姫路市大手前町五番地兵庫県浴場協同組合副理事長渡海晴平）（永田亮一君紹介）（第六九四号）、同（請願者　鳥取市籔片原町鳥取県公衆浴場協同組合理事長川本光治郎）（古井喜實君紹介）（第七七九号）、同（請願者　兵庫県津名郡岩屋町兵庫県浴場商業協同組合北淡支部長中川政一外四名）（永田亮一君紹介）（第一〇六九号）、同（請願者　横浜市南区高根町二丁目十番地神奈川県浴場商業協同組合理事長坪川松五郎）（門司亮君紹介）（第一二三三号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場協同組合連合会副会長谷口藤次郎）（大矢省三君紹介）（第一二三四号）及び同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場組合連合会会長染谷盛一）（五島虎雄君紹介）（第一五五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公衆浴場業は、入浴料金が物価統制令による公定料金にして利潤きわめて少なく、かつ営業および建築物の規制を受け、建築物の特殊構造を必要とし、経営総資本中における固定資産投下額はその大部分を占めている実情で、最近における同業の経営困難等の現状から見るとき、保護税制として、固定資産税が軽減されるべきものと思料する。ついては、公衆浴場の営業用土地、建築物、設備の固定資産税率を千分の八に軽減するとともに、その評価に際しては、特別の減点基準を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場業の建物、設備等は、特殊な構造を必要とし、資本構成中、占める割合もきわめて大きいなどの点から、他の資産と若干異るものであり、固定資産税の対象としてはむしろ営業用倉庫の場合に準ずべきものとみられる。さきに倉庫業法上の営業用倉庫について課税評準に減点率を定めたこととも関連して本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公衆浴場業に対する事業税軽減に関する請願（請願者　大阪市天王寺区生玉町五十四番地大阪府浴場商業協同組合理事長谷口藤次郎）（杉山元治郎君紹介）（第三八五号）、同（請願者　広島市的場町百十四番地広島県浴場組合連合会長高土一三）（灘尾弘吉君紹介）（第五五一号）、同（請願者　岡山市内田春日町三十六番地岡山県浴場組合連合会長黒住悦治）（亀山孝一君紹介）（第六〇八号）、同（請願者　愛知県守山市瀬古長谷川義雄）（丹羽兵助君紹介）（第六六九号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県浴場商業協同組合理事長上山信二）（渡海元三郎君紹介）（第六七〇号）、同（請願者　神戸市生田区下山手通七丁目四十八番地兵庫県浴場商業協同組合灘支部長鳥越三蔵）（五島虎雄君紹介）（第六九五号）、同（請願者　姫路市大手前町五番地兵庫県浴場商業協同組合副理事長渡海晴平）（永田亮一君紹介）（第六九六号）、同（請願者　鳥取市籔片原町鳥取県公衆浴場協同組合理事長川本光治郎）（古井喜實君紹介）（第七七八号）、同（請願者　兵庫県津名郡岩屋町兵庫県浴場商業協同組合北淡支部長中川政一外四名）（永田亮一君紹介）（第一〇七〇号）、同（請願者　横浜市南区高根町二丁目十番地神奈川県浴場商業協同組合理事長坪川松五郎）（門司亮君紹介）（第一二三五号）、同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場協同組合連合会副会長谷口藤次郎）（大矢省三君紹介）（第一二三六号）及び同（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場組合連合会会長染谷盛一）（五島虎雄君紹介）（第一五四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第十六回国会において公衆浴場業がクリーニング業種と同様に、特別所得税第二種に改正されたのであるが、その後一年も経ずして第一種事業に指定されたことは、同事業の実態を無視した措置であつてまことに遺憾にたえない。ついては、第二十二回国会の地方税法改正の際、第三種の指定を受けたクリーニング業に対すると同様に、同事業に対しても経営上より技術面の勘案をし、または自家労働等を考慮して、第三種事業税の取扱を受けるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆浴場の事業税は、第二十二回国会の改正の際、第一種事業に改められたのであるが、さきにクリーニング業とともに、特別所得税の第二種に改められた趣旨からも同様これを事業税の第三種事業に移すことを考慮する必要があると思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅の起債増額に関する請

願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第三八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は各地方公共自治団体に公営住宅建設戸数を割当てた以上は、これが建築完遂のため、各地方団体よりの起債要求額を百パーセント承認されたいというのである。

二、請願の議決理由

国の住宅政策を分任する地方公共団体が公営住宅建設を割当られ、その資金の調達にあたり、自己資金の余裕のない団体において起債に財源を求めねばならないことは当然である。従つてその起債要求額についてでき得べくんば国がこれを百パーセント承認するが望ましいことではある。もとより国の地方債に対する政策があるからさらに検討を加うべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

合併町村の育成強化に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第三八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併の目的は、合併後の新町村の組織運営を合理化し、その一体的発展をはかるにあるが、地方財政の窮乏と政府の助成措置の不徹底から、新町村の建設は異常な困難に直面し、合併効果に対して疑惑の念が生じつつある。ついては、合併町村の育成強化をはかるため、（一）合併町村育成法（仮称）を制定し、（二）新町村建設事業の実施に対する起債のわくを拡大し、その償還期限を延長し、（三）地方交付税の繰入率を引き上げ、とくに新町村に増額交付の特例を設ける等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

政府は町村合併の有終の美をなすべく、町村合併促進法の有効期限の間近く終るに備え、新市町村建設促進法案を提案した。合併によつて成立した新市町村を育成強化するとともに未合併町村の合併を促進することを目的とする。従つて本案成立の暁は、本請願の主旨はその主要なものが達成されるのであるが、なお願意の新市町村育成のための財政的補助施策とくに起債や交付税の点については政府においてさらに検討を加え万全を期すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

自動車取得税の設定反対に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東八丁目社団法人全国乗用自動車協会長新倉文郎）（五島虎雄君紹介）（第四八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般窮乏せる地方財政救済の一策として、山形県においては自動車取得税の創設を企図し、さらにこれは全国的に波及するおそれが十分にある。しかし自動車運輸業界は、全国的に極度の営業不振に陥つており、しかも揮発油税をはじめ自動車関係諸税は増税の一途をたどつている上に、二月一日よりは自動車賠償保険法が実施され、さらに負担の重圧を加えられることになり、これ以上の新税負担には耐え難い実情にある。ついては、自動車取得税の設定に反対するというのである。

二、請願の議決理由

法定外普通税として、自動車取得税を創設することは、乗用車に限るものであつても、さなきだに公課の負担加重に苦しんでいる自動車界の実情から、また地方税体系に与える影響から問題を含むと思われる。本請願の趣旨は十分検討すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

クリーニング業に対する事業税軽減に関する請願（請願者　鹿児島市高麗町鹿児島県クリーニング事業協同組合理事長二町栄熊外十名）（床次徳二君紹介）（第五一三号）及び同（請願者　京都市中京区西ノ京上合町七番地京都府洗染クリーニング協同組合理事長池森弥助外十一名）（中村三之丞君紹介）（第一一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

クリーニング業の経営規模は、そのほとんどが家族専従の零細企業であつて、今日の経済不況下には最もその影響を受け、しかも同業は他事業と異つてクリーニング業法の規制により、特別な経費の支出が伴うほか、季節に支配されること大である。しかるに、今般の地方税制改正の立案には、クリーニング個人事業を税法上の第三種業務から、第一種事業に移管して、従前の軽減税率から一般事業並みの税率による課税引戻しが含まれているようであるが、これは同事業税に関する軽減特例措置がとられた経過と理由に照らしても、まことに当を得ない措置と考えられる。ついては、右改正税率案が決定されないよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の前提となつている第一種業務への移管は単なる杞憂であつて今次改正案には全く触れられていないのであるが、将来とも現行法通りに据置くべきものとする趣旨において本請願を妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公給領収証の交付制度廃止に関する請願（請願者　京都市東山区祇園八坂神社鳥居内中村楼方京都料理組合長辻重彦）（中村三之丞君紹介）（第六一〇号）、同外一件（請願者　京都市東山区安井南通小松町五百六十四番地藤田重太郎外百十三名）（田中伊三次君紹介）（第七三四号）、同（請願者　新潟県高田市仲町二丁目安田久信外七十四名）（田中彰治君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　新潟県高田市仲町三番地高田市料理業組合安田久信外七十六名）（塚田十一郎君紹介）（第一二四〇号）及び同（請願者　釧路市浦見町九丁目十二番地樋口丈助）（伊藤郷一君紹介）（第一六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方税法中遊興飲食税改正による公給領収証の交付制度は、反抗なき弱き業者のみに課した人道的にも不公平な悪法であり、一方税質より考えても、同税は、納税者たる消費客に対し、徴税にあたる業者側になんら権力がないため、客の協力が得られない場合が多く、これに引き換え、業者側には法規どおりの複雑なる記帳記載能力の及ばない業者もあり、いまやその煩雑混乱により新制度に対するえんさの声は業界に満ちている。ついては、公給領収証の交付制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税は地方税体系の中でも最も問題の多い税種としてその合理化は長く論議の対象となつてきたのであつて、公給領収証の交付制度はその一方法として考案実施せられたのであるが、もとより暫定的措置にすぎず、根本的には遊興飲食税自体の存廃にまでさかのぼつて検討すべきであり、本請願の趣旨もその際、あわせて検討されるべきものと思う。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公衆浴場営業規則の市委譲反対に関する請願（請願者　東京都千代田区神田豊島町四番地全国公衆浴場組合連合会長染谷盛一外五名）（丹羽兵助君紹介）（第六七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回、政府の地方自治法改正案による府県事務のうち、人口五十万人以上の市に公衆浴場の営業規制を委譲することは、公衆浴場の特殊性を顧慮することなく、現行条例を改悪するであろうことが予測され、公衆浴場の発展を阻害し、公衆衛生上憂慮すべき結果を招来するから、従来どおり府県の取扱事務としてこれが委譲に反対するというのである。

二、請願の議決理由

今国会における地方自治法の一部改正において大都市に関する制度につき規定を設け、指定都市に

は特定事務を従来の所管の府県から移譲せられることになつたが、その内容及び方法等については具体的には政令で定められることになつている。公衆浴場営業規制については、地方自治法の右の改正に伴う関係法律の整理法においてその第十五条に規定されているところで、これが規制の委譲について定められる政令のいかんによつて決せられるが、政令制定の際、願意を検討する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

私鉄に対する事業税改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目四番地私鉄経営者協会長鈴木清秀）（山口丈太郎君紹介）（第六九八号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目四番地私鉄経営者協会深水惣吉）（五島虎雄君紹介）（第七八〇号）、同（請願者　兵庫県川西市小花藤ノ木七丁目四番地能勢電気軌道株式会社取締役社長新海哲之助外六名）（永田亮一君紹介）（第八二二号）、同（請願者　富山市牛島町五十三番地富山地方鉄道株式会社長三川勝重外六名）（内藤友明君紹介）（第八二三号）、同（請願者　高松市桜町高松琴平電気鉄道株式会社長大西禎夫外三名）（宇田耕一君紹介）（第八五一号）、同（請願者　神戸市兵庫区上沢通一丁目十五番地神戸電気鉄道株式会社長小林秀雄外六名）（五島虎雄君紹介）（第八九一号）、同（請願者　大阪市東区京橋一丁目五十二番地ノ一京阪電気鉄道株式会社取締役社長村岡四郎外十名）（小西寅松君紹介）（第九一九号）、同（請願者　大阪市天王寺区上本町六丁目一番地近畿日本鉄道株式会社取締役社長佐伯勇外十名）（松田竹千代君紹介）（第九二〇号）、同（請願者　青森県五所川原市大町三十九番地津軽鉄道株式会社取締役社長珍田左兵衛外十二名）（小笠原八十美君紹介）（第九二一号）、同（請願者　名古屋市中村区笹島町一丁目二百二十三番地名古屋鉄道株式会社取締役社長千田憲三外十一名）（久野忠治君紹介）（第九二二号）、同（請願者　和歌山市宇須三百六十五番地和歌山電気軌道株式会社取締役社長小林尚一外五名）（坊秀男君紹介）（第九二三号）、同（請願者　北海道寿都郡寿都町渡島町百三十番地寿都鉄道株式会社取締役社長高野敬孝外十六名）（南條徳男君紹介）（第九二四号）、同（請願者　大阪市南区難波町新地六番地南海電気鉄道株式会社取締役社長小原英一外十名）（西村榮一君紹介）（第九二五号）、同（請願者　岡山県和気郡備前町千二百九十八番地藤田興業株式会社長伊藤三治郎外十二名）（永山忠則君紹介）（第一〇二二号）、同（請願者　大津市南別所町五十五番地江若鉄道株式会社取締役社長後藤悌次外一名）（小林郁君紹介）（第一〇二三号）、同（請願者　水戸市畑町二十三番地茨城交通株式会社長竹内幹三外二十八名）（堀内一雄君紹介）（第一一六号）、同（請願者　東京都文京区高田豊川町三十七番地田中角栄外一名）（田中角榮君紹介）（第一八二四号）及び同（請願者　東京都港区芝高輪南町三十番地日本私鉄労働組合総連合会中央執行委員長藤田藤太郎）（山口丈太郎君紹介）（第二一七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

私鉄（地方鉄道、軌道）の事業税については、収入金額に対する課税（外形標準課税）を廃止して所得課税とする要望は、昭和二十五年の地方税法改正以来今日まで引き続き主張するところであるがいまだ実現を見ない。ついては、次記理由を諒解の上、今回の地方税法改正を機に、事業税を所得課税とされたいというのである。

（一）私鉄に対する外形標準課税は、他の一般企業の所得課税と税負担の均衡を失する、（二）私鉄に対する地方税の負担は過重である、（三）私鉄は他の独占企業と異り、事業税相当額を転嫁し得ない、（四）私鉄と自動車とは、事業税の課税方式において異ることは不当である、等。

二、請願の議決理由

私鉄事業の事業税について現行法のごとく外形標準課税方式をとることは、事業税の性格論は別として、これら事業の実態に適せず、結果において不均衡、負担過重となつていることは争い難いところである。この際、本請願の趣旨は十分考究の上実現すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

公給領収証の交付制度廃止等に関する請願（請願者　京都市東山区祇園町南側五百七十番地京都花街組合連合会長中島勝蔵）（田中伊三次君紹介）（第七三五号）及び同（請願者　京都市中京区河原町四条上ル上島太外五千八百五十三名）（田中伊三次君外一名紹介）（第七三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公給領収証交付制度は、弱い業者のみに課した人道的にも不公平な悪法であり一方税質より考えても、同税は納税者たる消費客に対し徴税にあたる業者側になんら権利がないため、客の協力が得られぬ場合が多く、これに引きかえ業者には法規どおりの複雑な記帳記載能力の及ばない者もあつて、その面到、混乱により新制度に対するえんさの声は業界に満ちている。ついては、公給領収証の交付制度を廃止するとともに、芸者の花代ならびにこれに伴う飲食に対する遊興飲食税率は、芸者の花代に対しては一割、飲食に対しては、五分とされたいというのである。

二、請願の議決理由

公給領収証交付制度は、遊興飲食税自体の不合理性をこ塗する暫定的方途にすぎないと思われるので、速やかに本税の根本的改廃を検討しその際、本請願の趣旨をもあわせ実現すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　愛媛県新居浜市議会議長手島実外一名）（砂田重政君紹介）（第八七二号）、同（請願者　兵庫県尼崎市浜田町五丁目三十九番地原田鷹市）（山下榮二君紹介）（第八九二号）、同（請願者　福岡県戸畑市議会議長天野志津雄）（松本七郎君紹介）（第八九三号）、同（請願者　大津市議会議長葉武幸三郎）（堀康次郎君外四名紹介）（第九二九号）、同（請願者　徳山市議会議長中川敏亀）（高村坂彦君紹介）（第九三〇号）、同（請願者　茨城県日立市議会議長大和田重実）（塚原俊郎君紹介）（第九三一号）、同（請願者　広島県三原市議会議長播摩一雄外一名）（佐竹新市君紹介）（第一〇二四号）、同（請願者　静岡県磐田郡佐久間村長電源開発対策全国協議会長三代美平外六十二名）（伊藤郷一君紹介）（第一〇二五号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡湯之谷村長米山重良外六十一名）（足立篤郎君紹介）（第一〇七一号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡小出町長大平提司外六十一名）（大野市郎君紹介）（第一〇九九号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡入広瀬村長佐藤宏外六十二名）（田中角榮君紹介）（第一一六八号）、同（請願者　新潟県北魚沼郡須原村長佐藤功一外六十一名）（亘四郎君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　奈良県吉野郡十津川村長後木実外六十一名）（植村武一君外二名紹介）（第一一九五号）、同（請願者　岡山県玉野市議会議長横畑一太）（星島二郎君紹介）（第一二三九号）、同（請願者　静岡県磐田郡水窪町長高木保治外六十一名）（竹山祐太郎君紹介）（第一三三八号）及び同（請願者　北海道空知郡三笠町長宮尾権吉外六十一名）（森三樹二君外一名紹介）（第一八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年度から大規模償却資産にかかる固定資産税の一部が道府県に移譲されたが、その結果は所在都市の急増する特殊な財政需要に即応しないために、法の所期する財政補償が十分でなく、いたずらに当該都市行政を萎縮せしめることになつたのは、まことに遺憾である。ついては、基準財政需要額の算定を適正化し、財政補償額

を増額するよう、地方税法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

大規模償却資産に対する固定資産税の課税限度額が低きに失するとともに、その算定は、前年度を基準とする方式であるため財政補償が現実と遊離する結果となつていることは本請願にあるごとく事実であり、算定の適正化、補償額の増額は地方財政の実情から見て必要と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

旧軍港市の財政確立に関する請願（請願者　横須賀市長梅津芳三外三名）（池田清志君紹介）（第一一八〇号）及び同（請願者　呉市長松本賢一外三名）（前田栄之助君外二名紹介）（第一二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧軍港市における税財政の現状は、内外の防衛施設等に供用される膨大な国有財産が存在することにより、一般市民が負担する税の対象たる固定資産に比し、はなはだしく巨額の土地建物償却資産等が固定資産税課徴の限外におかれているため、市税収入の主軸である固定資産税収入において、基本的なる打撃を受け、ほとんど立つことのできない困難に遭遇している。ついては、このような旧軍港市の特殊税財政事情に応ずる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧軍港都市がその地域内にある固定資産の多くを内外の防衛施設等に供用され、ために固定資産税を徴収することができないで、財政上非常な不利を受け悩んでいることは事実である。今国会における地方税制の改正に当り、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律案の審議に関連し、この問題が検討されたが十分の時間と資料を得るに至らず、ただ附帯決議をもつてこの問題を近く政府において解決するようその検討を求めた次第である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

スケート場利用に対する娯楽施設利用税撤廃に関する請願（請願者　東京都新宿区歌舞伎町七百四十八番地日本スケート場協会長竹田恒徳）（大矢省三君紹介）（第一二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

みずから行うスポーツは、すべて課税の対象外となつているにかかわらず、スケート場利用に対してのみ、娯楽施設利用税が課せられており、しかもその税率は、飲食税の最高税率と同じく高率なものとなつていることは、きわめて不合理かつ不均衡である。ついては、同税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

スケート場の利用に対する娯楽施設利用税については、今次改正において学生、生徒を非課税とするよう改められたが、スケートがスポーツである性格にかんがみ、他面入場税との関連を考慮するならば、全面的に非課税とすべしという本請願の趣旨は妥当なりと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

質屋営業に対する固定資産税軽減に関する請願（請願者　東京都千代田区西神田一丁目七番地全国質屋組合連合会長小坂浅次郎外十名）（櫻内義雄君紹介）（第一二七三号）及び同（請願者　新潟県高田市本町二丁目高田質屋組合長草間正義外十四名）（塚田十一郎君紹介）（第一八七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

聞くところによれば、倉庫業者は、その営業用倉庫の固定資産税に対し、軽減の措置を受けたよしであるが、質屋の営業用倉庫は、法的規制によつて、これを設備しなければならないのにかかわらず、いまだ軽減の恩典に浴していない。しかも質屋の現状は、公益質屋の著しい増設等によつて、入質高の減少をきたし、質物保管倉庫は遊休のスペースが多く、営業はきわめて困難の状況で税の負担にたえかねる実情にある。ついては、質屋の質物保管設備ならびに土地の固定資産税率を千分の八に軽減するとともに、その評価については特別の減点規準を設けられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願にいわれるごとく、固定資産税の対象となる質屋の営業用倉庫は、倉庫業法における営業用倉庫とほぼ同じ性格のものである。しかるに後者についてはその遊休の度合に応じて課税標準に減点措置を講じているのであつて、均衡上からもこれと同じ取扱を行うことが必要であると思われる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

新市の育成強化に関する請願（請願者　福岡県筑後市議会議長野間口光雄）（山崎巖君紹介）（第一一九二号）及び同（請願者　鹿児島県出水市議会議長渋谷秀外一名）（池田清志君紹介）（第一二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法に基いて市制を施行した新市は、発足以来二年余の間地方自治団体として必要欠くことのできないことを実施したが、すでに財源が窮乏して同法に基く建設計画実行の時機も失し、住民より約束履行を迫られている現状である。ついては、次記事項のごとく新市の財政を援助されたいというのである。（一）市制施行当時の負債持込み額を全額国庫補償すること、（二）地方交付税の配付率および特別交付税配付率を先進中都市並みに引き上げること、（三）該法に基く建設計画実施に要する資金の行財政援助措置を忠実に履行すること、等。

二、請願の議決理由

町村合併による新市町村の内容充実をはかることは現下の急務であり、政府が新市町村建設促進法案を提案したのもこれがためである。新市が市としてとくに必要な施設をなし、建設計画を実行するために財政上の困難に遭遇しつつあることは多くの事例がある。本請願がこの点につき、とくに国の補助協力等その助成策の徹底を望んでいることはもとより当然である。しかしながら願意そのままの実行は困難であつて考究を要する問題である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は

これを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

遊興飲食税の免税点引上げに関する請願（請願者　東京都港区芝新橋二丁目三十番地全国大衆飲食税対策協議会実行委員長篠原耕一郎外十一名）（櫛橋渡君紹介）（第一六四九号）、同（請願者　東京都中央区新富町三丁目二番地全国甘味喫茶商業協同組合協議会長花村哲外十一名）（石坂繁君紹介）（第一六七二号）、同（請願者　神戸市灘区森后町二丁目九番地畑田精穏外十二名）（五島虎雄君紹介）（第一七七五号）、同（請願者　広島市立町三十一番地広島県大衆食堂組合連合会長伊藤光治郎）（高橋等君紹介）（第一八七四号）及び同（請願者　広島県庄原市新道二川浩外一名）（永山忠則君紹介）（第一八九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

遊興飲食税は戦時中のいわゆる抑制と遊興を対象として発生したものであるが、これが今日なお遊興と、家庭の延長ともいうべき普通飲食とが混同されていることは、該税の本質に沿わないものと考える。ついては、遊興飲食税法第百十四条の四を「都道府県は飲食店、喫茶店その他これに類する場所における一人一回の料金が三百円以下である飲食及びその他の利

用行為に対しては、遊興飲食税を課することができない」と改正され、免税点を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

遊興飲食税そのものの改廃は根本的に検討する必要があるが、これを存置する以上はその免税点を逐次引き上げ、大衆飲食に圧迫を加えることなきよう考慮することは当然と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　愛知県海部郡大治村長三輪小太郎外一名）（江崎真澄君紹介）（第一三六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡大治村には隣接名古屋市の上水道浄水場施設があつて、これがため、ろ過濁水、沈でん土砂の放出および設備不十分のため種々の被害を受け、さらに施設内居住児童の学校教育費負担等の支出をも余儀なくされているが、現行地方税法はかかる施設に固定資産税を課税できないため、一小農村である同村が、大都市名古屋市のために合法的不利な立場に置かれているという不合理がある。ついては、かかる不合理を是正するよう地方税法第三百四十八条を改正され、固定資産税を課徴し得るようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願のごとき場合は、他にも類例があり、今国会において成立を見た国有資産等所在市町村交付金及び納付金の制度とも関連して、他の地方公共団体の所有する貯水池等には課税または交付金交付等、なんらかの方途を講ずることは至当であり、本委員会においてもその趣旨の決議をした次第である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

地方税法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目一番地全国労働金庫協会理事長佐野芳雄）（五島虎雄君紹介）（第一四〇二号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目一番地全国労働金庫協会高木哲彦）（門司亮君紹介）（第一四〇三号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内二丁目一番地全国労働金庫協会相沢重明）（中井徳次郎君紹介）（第一四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働金庫は、労働者の福利共済活動のための金融の円滑化をはかる非営利の金融機関であつて、従来は他の非営利法人と同様に税法上その他で特別の保護措置がとられていたが、先般地方税法の改正により、法人税率が引き上げられたものの、都道府県民法、市町村民税、事業税の課税範囲が拡大、あるいは税率の引き上げが実施されたので、かえつて税負担が増加する結果となり、同金庫の健全化に多大の影響を及ぼしている。ついては、地方税法における課税標準の特別に関する要件を、労働金庫等協同組織の金融機関については「各事業年度開始の日における積立金額が、同日における出資総額と同額に達しないもの」と改めるとともに、事業税率を、労働金庫等の特殊法人は、一般法人の二分の一程度に引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

労働金庫、信用金庫等の事業税の特別法人についての規定は、それらの公益性、非営利性を考慮しさらに一段と負担の軽減をはかることが妥当であると思われる。とくに基礎の確立しないものに対する保護規定は改正する要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

国庫補助金並びに起債わくの決定促進に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第一七七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方自治体にあつては、国庫補助ならびに起債を対象とした事業がかなり多岐にわたつているが、予算の執行にあたつて補助ならびに起債の額の決定がなく、その年度の終期になつてようやく決定を見る現状にあるため、地方自治体の事業実施面に多大の不利と予算執行上の行き悩みを招いている。ついては、国庫補助金ならびに起債のわくの決定を促進し、地方行政運営の円滑を期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国政と地方行政との関係のきわめて密接した現行制度の下では国の行政運営のいかんは、地方行政の進退を左右することはいうまでもないところである。地方公共団体の予算編成期において地方に対する事業の補助金の額や起債のわく等がなかなか決定しないことは地方側としてはまことに当惑するところである。この障害を除くために政府としてはできる限りの努力を払うべきであつて願意のある所は十分に考えるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

交通事故防止のための信号機設置の請願（請願者　北海道檜山郡江差町字南浜町百九十六番地佐々木政雄）（平塚常次郎君紹介）（第一九五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国における最近の陸上交通関係は、自動車等諸車両の激増、鉄道における運行数の増加により、交通量ははなはだ多く、加えてその大型化と高速化のため、交通事故も年々累増の傾向を示し、昭和二十九年には死者六千三百七十四人、負傷者七万二千三百九十人を数え、被害総額は二十億円余に達している実情である。ついては、人命尊重の上からも交通事故防止のため、急カーブ等危険箇所に特許二〇七二四六号による交通信号機を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

交通事故防止のため万全の対策及び適切なる措置を講ずべきことは当然であつて、最近のわが国における陸上交通関係の状況及び交通事故による損害のじん大なるにかんがみ、その必要いよいよ急なるものあるを認める。願意のごとき危険箇所に特別な施設をなし交通信号機を設置せしめる等の措置は適切な措置であつて、所管庁において早急検討すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

町村合併促進法の適用範囲に関する請願（請願者　長野市長倉島至外一名）（小坂善太郎君紹介）（第一九六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野市は昭和二十九年四月一日町村合併促進法の主旨にかんがみ、近郊十箇村と合併したが、同法適用基準の人口十万をこえることわずかに三百人のために、同法によるあらゆる恩典はもちろんのこと、とくに地方交付税の算定に関する特例の適用を受けぬため、合併後における財政事情は逐年窮迫の度を加えつつある実情である。ついては、今回新たに制定されるやにきく新市町村建設促進法においては、現行町村合併促進法の規定に基く適用規準である人口十万を、十五万未満までに拡大するか、または十万以上十五万未満の人口段階別の定限方法によつて、同法の各種特例を享受し得るよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併促進法を準用する市への町村の編入の場合における人口段階による制限は、本来同法が弱小町村を合併して適正規模の町村とすることを直接の目的としたからである。合併関係の市がこの制限人口についてわずかの差をもつて上回つておつたために、その実は町村の多くを吸収合併し町村の数を減少するものとして、同法の目的に合致するものでありながら、新市が同法による国の助成、保護の特典を受けられないことは遺憾である。新市町村建設促進法案においてこの点につき人口十万の市を人口十五万の市とすべしとする本請願の主旨は考慮に値する。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

地方財政再建に関する請願（請願者　宮城県議会議長遠藤実）（愛知揆一君紹介）（第二一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方財政の根本的立て直しを行い、もつて地方財政の安定充実とその運営の健全性を確保するため、次記事項の実現につき、特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）公共事業費の財源に充当するため、すでに発行した地方債について償還期限の延長を行うとともに、年三分五厘をこえる利子については国庫負担とすること、（二）地方財源の充実措置ならびに給与費については、地方制度調査会答申の主旨によりこれを実施すること、（三）地方交付税については、その算定方法の合理化をはかるとともに、税率は二十八パーセント以上を基礎として算定すること。

二、請願の議決理由

地方債が地方財政を圧迫しており、破たんにひんする地方財政を再建するには、地方債に対する対策を確立する必要のあることはいまさらいうを待たぬところである。地方債の償還期限の延長、一定利子の国庫負担等はすでに地方財政再建特別措置法においても一部その主旨が実現されており、地方財源の充実、交付税率の引き上げ等は今国会において地方税法の一部改正、地方財政計画の基礎の改善等により相当に改革されたが、本問題についてはさらに検討を加うべきものがある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍関係施設所在市町村に対する交付金交付に関する請願（請願者　群馬県群馬郡相馬村小林蔵之助外二名）（福田赳夫君紹介）（第二二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今国会において、国有資産等所在市町村交付金等の法律案が提出されているが、米軍部隊の施設または区域として、使用中の国有土地および建物等所在市町村に対しても、農林省令第二十六号の国有林野所在町村交付金規則にあるごとく、固定資産税に相当する額以上の交付金を交付する制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

今次政府提案にかかる国有資産等所在市町村交付金及び納付金等に関する法律案では、駐留軍の使用する国有資産を交付金の対象から除外しているのであるが、これら施設の使用は、純粋に国家的必要に基くもので、その所在市町村とはなんら関連がなく、むしろこれに財政上、行政上多大の負担を強いていることから見て、当然政府の責任において交付金相当額の補償を考慮すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

町村合併に伴う借入金を長期債に借換えの請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二八二号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（纐纈彌三君紹介）（第二四一三号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四一四号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村蕙）（江崎真澄君紹介）（第二四一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併促進法が施行されてから、全国的に町村合併が進ちよくしたが、これら市町村には、旧町村当時一時借入によつて実施した事業が相当額に達しており、合併に際し、そのまま新市町村に引継がれたため、困窮せる地方財政にいつそうの重圧を加える結果となつている。ついては、町村合併に伴う借入金を長期債に借りかえられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併によつて誕生した新市町村には合併前の関係町村の財政上の赤字が持ち込まれ、新団体の大きな負担になつていることは例が多く、この解決には相当困難な事情があり、新市町村の発展をはばむ大きな障害となつている。新市町村建設促進法案は町村合併促進法と同じく新市町村の計画の建設事業について地方債を財源とすることを認めているが、ともあれ、既存の地方債の重圧を緩和する方法を講ずることは、現下の地方財政の現状から見て必要なことで、本請願の主旨は考慮に値する。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

群馬県の凍霜害に伴う普通交付税の繰上交付等に関する請願（請願者　群馬県太田市長堀越節義外九名）（長谷川四郎君紹介）（第二三五一号）、同（請願者　群馬県新田郡尾島町長増田俊一外九名）（福井盛太君紹介）（第二三八六号）及び同（請願者　群馬県新田郡世良田村長新井暢太郎外九名）（笹本一雄君紹介）（第二三八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さる四月三十日の凍霜害は、群馬県下全域の農作物等に多大の被害を及ぼし、農家は再生産さえ危ぶまれる窮状にあるので、同県においては、これが対策を講じつつあるも、このため困窮せる同県財政は、ますますその度を加えている。ついては、普通交付税の繰り上げ交付および特別交付税の増額交付につき、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の場合のごとく、不測の損害による出費に対しては、当然交付すべき地方交付税の交付時期を繰り上げ、さなきだに困窮している地方の資金操作を緩和することは、国庫支出金の交付遅延の現状から考えても、必要であり適切な一方途であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

彌彦事件の調査に関する請願（請願者　新潟県長岡市六日市町千三百三十番地彌彦惨事遺族会長恩田五郎外二名）（稲村隆一君紹介）（第二四九号）、同（請願者　新潟県栃尾市二ッ郷屋飯浜幸一外二名）（櫻井奎夫君紹介）（第二四五〇号）、同（請願者　新潟県三島郡和島村大字上桐中村忠郎外一名）（大野市郎君紹介）（第二四五一号）及び同（請願者　新潟県長岡市東千手町二百九十四番地ノ四三宅甲二外四名）（三宅正一君紹介）（第二四九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年一月一日新潟県彌彦神社で、当局側の不注意によつて起つた一大惨事について、死者の遺族としては、精神上の苦痛はもとより、一家の支柱を失つた人々の生活は窮迫の一途をたどりつつある。ついては、同事件に対する調査を行い、これが責任を追及されるとともに、あわせてこれら遺族に対する国家賠償措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨とする彌彦神社年頭参詣の際の参詣人の死傷事件については、すでに司法当局並びに行政所管庁のそれぞれの調査が行われ、責任者については行政処分がすでに行われ、司法上の措置も進行中のごとくであるが、遺難者の不慮の災難による被害の救済についてはなお検討を要するものあるべく、果して国家賠償の措置を講ずべきであるか、否かはさらに考究を要するものありと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

地方行政委員長　大矢　省三

衆議院議長益谷秀次殿

法務委員会

人権擁護に関する予算増額の請願（請願者　金沢市大手町九番地石川県人権擁護委員連合会長北山八郎）（徳田與吉郎君紹介）（第二六号）、同（請願者　富山

市西田地方町三百五十四番地野上資良）（佐伯宗義君紹介）（第一七号）、同（請願者　熊本市大江町九品寺五百九十七番地長野惟郷外一名）（川村継義君紹介）（第三八号）、同（請願者　熊本市大江町九品寺五百九十七番地木見田三代治外一名）（吉田重延君紹介）（第三九号）、同（請願者　松山市出渕町二丁目二十六番地愛媛県人権擁護委員連合会長岡田玄次郎）（關谷勝利君紹介）（第四〇号）、同（請願者　熊本県玉名郡腹赤村熊本県人権擁護委員竹本清外二名）（石坂繁君紹介）（第四七号）、同（請願者　高松市寿町二丁目八番地香川県人権擁護委員連合会長大西美中）（藤本捨助君紹介）（第四八号）、同（請願者　青森市大字大野字長嶋八十五番地青森県人権擁護委員連合会長葛西千代治）（木村文男君紹介）（第四九号）、同（請願者　奈良市高畑町七百七十八番地ノ一奈良県人権擁護委員連合会長橋本凝胤）（植村武一君紹介）（第五〇号）、同（請願者　鳥取市東町二百三番地鳥取県人権擁護委員連合会長山下勉一）（古井喜實君紹介）（第六九号）、同（請願者　千葉市吾妻町三丁目六十三番地千葉県人権擁護委員連合会長笠原忠太）（臼井莊一君紹介）（第七〇号）、同（請願者　福井市豊島中町福井県人権擁護委員連合会長真田幸雄）（植木庚子郎君紹介）（第七一号）、同（請願者　長野市大字鶴賀千四百八十一番地長野県人権擁護委員連合会長宮下文夫）（西村彰一君紹介）（第七二号）、同（請願者　高松市寿町二丁目八番地香川県人権擁護委員連合会長大西美中）（大平正芳君紹介）（第七三号）、同（請願者　札幌市南一条西二十七丁目百八十三番地札幌人権擁護委員連合会長岩沢誠）（薄田美朝君紹介）（第一〇三号）、同（請願者　岐阜市西野町七丁目三十二番地岐阜県人権擁護委員連合会長上井源次）（野田卯一君紹介）（第一〇四号）、同（請願者　横浜市中区山下町百十三番地神奈川県人権擁護委員連合会長久保田国松）（山本正一君紹介）（第一二六号）、同（請願者　岐阜市西野町七丁目三十二番地岐阜県人権擁護委員連合会長上井源次）（楯兼次郎君紹介）（第一五八号）、同（請願者　京都市中京区竹屋町通柳馬場東入ル京都府人権擁護委員連合会長梅林明）（小川半次君紹介）（第一八二号）、同（請願者　福岡市浜町二十二番地福岡県人権擁護委員連合会長鶴田英夫）（滝井義高君紹介）（第一八三号）、同（請願者　仙台市北一番町六十四番地宮城県人権擁護委員連合会長木村亀二）（菊地養之輔君紹介）（第一八四号）、同（請願者　京都市中京区竹屋町通柳馬場東入ル京都府人権擁護委員連合会会築島順治）（加賀田進君紹介）（第一八五号）、同（請願者　熊本市大江町九品寺五百九十七番地熊本県人権擁護委員連合会副会長木見田三代治外一名）（坂田道太君紹介）（第二二四号）、同（請願者　福岡市浜町二十二番地福岡県人権擁護委員連合会長鶴田英夫）（楢橋渡君紹介）（第二二五号）、同（請願者　名古屋市東区葵町十四番地愛知県人権擁護委員連合会長友田久米治）（加藤鐐五郎君紹介）（第四五八号）、同（請願者　松江市母衣町五十番地の一島根県人権擁護委員連合会長原良雄）（櫻内義雄君紹介）（第四八四号）、同（請願者　宮崎市西二葉町一丁目二番地宮崎県人権擁護委員連合会長本島才次郎）（相川勝六君紹介）（第四八五号）、同（請願者　大阪市北区絹笠町二番地吉長正好）（中山マサ君紹介）（第五一五号）、同（請願者　北海道釧路市柏木町七十八番地釧路人権擁護委員連合会長泉功）（伊藤郷一君紹介）（第五一六号）、同（請願者　福岡県戸畑市中原人権擁護委員二重作義雄）（松本七郎君紹介）（第七三七号）及び同（請願者　山口市大字今道二十九番地の一山口県人権擁護委員連合会長小池正秀）（高村坂彦君紹介）（第九三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在人権擁護関係諸経費予算は著しく少なく、これがため人権擁護委員は、地方自治体の協力の下にかろうじて人権擁護の啓蒙宣伝、協議会連合会の運営等を遂行してきたが、地方財政窮迫によって従来の協力廃止の線が強くなり、人権擁護活動の完遂はとうていなし得ない現状にある。ついては、人権擁護に関する予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は、きわめて妥当適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

徳島法務局川島支局舎改築の請願（請願者　徳島県麻植郡川島町長笹本初太郎外一名）（小笠公韶君紹介）（第一〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
徳島法務局川島支局の局舎は、川島簡易裁判所、徳島地方裁判所川島支部、徳島家庭裁判所川島支部、川島区検察庁ならびに徳島検察庁川島支部の庁舎と併用し、明治二十二年建築の腐朽した局舎で、夏期といえども昼間は電灯をつけてかろうじて執務し得る状態で、執務に支障をきたすばかりでなく、職員の健康上にもよくない。ついては、昭和三十一年において同局舎を早急に改築されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

宇部市に山口地方、家庭裁判所宇部支部設置の請願（請願者　山口県宇部市長三隅順輔）（田中龍夫君紹介）（第一〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宇部市は人口十七万を有し、中国地方随一の鉱工都市で、裁判に関する事件の発生数もきわめて多く、今後も増加する傾向がある。しかるに同市唯一の裁判所である宇部簡易裁判所においては、民事調停事件中の借地借家関係と、民事一般調停および訴訟事件中のきわめて限られた範囲内の事件を取り扱うのみで、大部分は、船木裁判所支部の管轄に属している状況である。しかも船木裁判所支部は交通不便な辺地で、事件関係者は時間的、経済的に損失をこうむっておる。ついては、同市に山口地方裁判所および家庭裁判所の支部の設置を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島地方裁判所川内支部庁舎等改築の請願（請願者　鹿児島地方裁判所川内支部管内木尾良清外一名）（池田清志君紹介）（第一八七号）、同（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外一名）（小牧次生君紹介）（第三九〇号）及び同（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外一名）（池田清志君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島地方、家庭裁判所川内支部および川内簡易裁判所の事務は、同地方の発展と相まって、ますます繁雑をきわめているが、その庁舎はバラックに近いもので、近年とみに老朽化し、しかも狭あいにして内部の設備が不備なため、事務の遂行に多大の不利不便をきたしている。ついては、すみやかに鹿児島地方裁判所、家庭裁判所川内支部および川内簡易裁判所庁舎を改築されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

不法行為に基く不動産損害に関する臨時措置法制定の請願（請願者　東京都港区青山北町一丁目都営九ノ一浜田虎吉外三名）（池田清志君紹介）（第二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦後の混乱期に、占領軍による接収および詐欺、脅迫、暴行等の手段を用いて重要財産権（土地家屋ならびに土地賃借権、借家権等）の強制的譲渡、あるいは不法行為に基き不動産の売買登記をなさしめたり、土地の賃借権を放棄せしめまたは奪取したる不法者が多かつたのであるが、訴訟等の損害請求も解決を導くには至らず、被害者の泣寝入りに終つている。ついては、政府にその責任の一端があると考えるから、これが救済の立法措置をとられたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

進駐軍による被害者遺家族の補償に関する法律制定の請願（請願者　東京都港区芝琴平町二十一番地進駐軍被害者連盟山本進一郎）（宇都宮徳馬君紹介）（第三六八号）、同（請願者　東京都荒川区南千住町六丁目百二番地川浦半四郎外一名）（林博君紹介）（第一〇二八号）及び同（請願者　東京都台東区今中三丁目四番地星野つた外一名）（千葉三郎君紹介）（第一一八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後進駐軍の不法行為により殺害された日本人は、ばく大な数に上つており、これが被害者の遺家族に対しては、政府より見舞金が支払われているが、講和条約前の被害者に対する見舞金は、きわめてきん少にして、昭和二十八年七月十日の閣議決定における被害者一名に対し、一万円ないし七万円の見舞金が最終的なものであり、しかも、講和条約の締結に際しては、被害者遺家族の承諾なしに、損害賠償権を放棄したことは、あきらかに憲法第二十九条違反である。これに反し、講和条約発効以後の被害者に対しては、日米行政協定に基き、死亡者一人について、百万円程度まで損害賠償がなされている。ついては、これが被害者に対し、国が損害を賠償するよう、立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

鹿児島地方裁判所加治木支部庁舎建設の請願（請願者　鹿児島県姶良郡加治木町長緒方明男外四名）（小牧次生君紹介）（第三九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県地方裁判所加治木支部庁舎は、建設以来十年を経過し、その間十分なる補強工事がなされず、また構造そのものが簡易構造で土台、柱梁その他軸部構造がしろあり、台風等の被害を受け、現在では危険建築として使用にたえず、しかも狭くて執務上多大の支障をきたしている。ついては、一日も早く同庁舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

刑余者の更生施設確立に関する請願（請願者　東京都品川区大井庚塚町四千七百四十一番地大井地区保護司会長押方安之）（宇都宮徳馬君紹介）（第三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
保護司の担当する一般対象者、とくに刑余者に対する保護観察は、その重要性が認識され、刑法改正等関係諸法規の制定を見たが、対象者の就職は難事であり、累犯を防止し、さらに生活の安定となる職業への従事である。しかしながら当今の社会状勢においては、刑余者の就職は難事であり、国家が行うべき保護観察、更生指導の事業を代行する保護司は、大きな犠牲を強いられている現状である。ついてはこの際、国家は打解策として、国費または民間との合弁による相当規模の印刷業ならびに諸じゆう器類製作工場を、大都市周辺の適当な個所に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

旧戸籍の改製延期に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第九五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現行戸籍法の規定によれば、昭和二十三年新法施行後十年を経過したときにおいて、旧法の規定により戸籍は、命令の定めるところにより、新法によつて戸籍を改製し終らなければならないことになつており、新法施行後七年を経過した今日、新法に改製されたものが約二、三割程度であるから、三十三年には七、八割を一時に改製しなければならなくなる。しかるに、戸籍事務は相当の事務練達を要し、困窮せる地方財政においては、戸籍原本、副本および臨時職員養成費等をやりくりすることはきわめて困難であるのみならず、平常の事務に忙殺されている現状において、これを強行すれば重大な支障をきたすと考えられる。ついては、旧戸籍の改製を無期延期されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

築館簡易裁判所に家庭裁判所併置の請願（請願者　宮城県栗原郡築館町栗原地方町村会長千葉秋男）（大石武一君紹介）（第九五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県栗原郡築館町は、同郡の中心地として、政治、経済、教育、文化等の重要なる部門、官公庁の各出先機関が集結設置されているが、ひとり家庭裁判所のみは古川市に出向かなければ用務を弁じ得ない現況にあるため、住民は時間的、経済的に多大の不利不便を感じている。ついては、築館簡易裁判所に家庭裁判所を併置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月二十八日
法務委員長　高橋　禎一
衆議院議長益谷秀次殿

検察庁の不正審査及び再審理に関する請願（請願者　東京都墨田区東両国三丁目四番地藤田栄一）（中川俊思君紹介）（第一〇二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十二年十一月一日付をもつて請願人が東京地検に対し、石川暁平を背任横領、私文書偽造行使等で告訴した事件に関し、東京地検、東京高検、最高検は、事件審理主任検事の不正が暴露することをおそれるあまり、当然起訴すべき事件を故意に裁定書に虚偽の記載をして、あくまで裁定を起訴猶予の線上に出ないよう工作するなど、裁定書原本の不実記載を強行したのみならず、さらに東京地検は請願人について数日にわたり不法取調べを行い、しかも東京高検、最高検は、請願者（告訴人）の刑事訴訟法第二百六十一条による裁定理由書の請求をも拒否した。ついては、添付書類を参照の上、かかる不実記載の裁定書原本を再審査する方途を講ずるとともに、人権侵害事実および刑事訴訟法第二百六十一条違反について審査されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

大阪拘置所用地の不当処分取消に関する請願（請願者　大阪市都島区御幸町一丁目百二番地伊藤募外二十八名）（菅太郎君外四名紹介）（第一八三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年六月三日　衆議院会議録追録（二）（その一）

昭和三十一年六月三日　衆議院会議録追録（二）（その一）

狭いため、かねてこれが移転ならびに拡張を計画し、昭和二十六年ごろに大阪市北区北錦町に土地一万七百余坪を購入、整地工事を完了して建設に着手せんとしたところ、地元住民をはじめ同市議会の反対にあつたため、たまたま同市都島区友渕町善源寺町所在旧延原製作所跡の土地一万九千七百余坪に着目し、これと前記国有財産とを等価に交換する契約を締結したもののごとくである。しかし、国有財産の評価額は五億三千余万円であり、後者は地上物件を含めてわずか一億七千五百余万円に過ぎず、両者を等価交換により処分するは、国民の血税による財産を不当に処分するものである。ついては、右の不当処分を取り消されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

徳島刑務所の移転促進に関する請願（請願者　徳島市長長尾新九郎外一名）（三木武夫君外三名紹介）（第二〇三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

徳島刑務所は、徳島市の中央部を占拠して南北を中断し、徳島駅に沿い裏口交通を閉鎖して、同市計画の南北幹線街路の新設を不可能にしている等、市の盲点となつており、交通および産業の発展を著しく阻害しているのみならず、徳島公園が接続しているため、明暗両相を露呈し、内外の観光客をして不快の念を生ぜしめ、時に行楽の弦歌狂騒は、服役者の心理に影響するところ大で、人道上捨てておけないものがある。ついては、同市内に四、五万坪の最適地を確保し得るので、右刑務所の移転を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

横堤町に大阪拘置所移転促進に関する請願（請願者　大阪府守口市平代町七十四番地船谷吉之助外四十三名）（菅野和太郎君紹介）（第二一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大阪市城東区茨田横堤町地内は、大阪検察庁より舗装道路を十数分にて達する距離にあり、三万数千坪に及ぶ一帯は民家、学校から遠く、関係地主四十三名も売渡承諾書に調印しているほどで、大阪拘置所の移転についての好条件を具備するのみでなく、かつて同町が大阪市編入に際しては、同拘置所の誘致を条件としたごとく、地元民においても一人の反対者もない。ついては、横堤町に大阪拘置所の移転を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

豊多摩刑務所の移転促進に関する請願（請願者　浦和市高砂町二丁目六十八番地小谷野伝蔵）（松永東君紹介）（第二一三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

浦和市は県庁の所在地として政治、経済および文化の中心地であり、さらには首都圏整備法の国会通過と相まつて、近代的都市形成の必要に迫られているが、このときに当つて、豊多摩刑務所が同市中心部に一万二千坪にわたる広大な地域を領有していることは、今後の遠大なる都市計画の進展を阻害し、しかも新装された県庁舎と相対していることは、市民および県民に及ぼす心理的影響、あるいは社会風教上等の見地からも憂慮にたえない。ついては、豊多摩刑務所の移転を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

戸籍事務費全額国庫負担に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二八五号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綿繍彌三君紹介）（第二四二〇号）、同（請願者　静岡市議会議長田中次郎）（神田博君紹介）（第二四二一号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戸籍事務は国家事務であるが、住民の利便上これを機関委任事務として市町村長が処理されているのであつて、その経費は当然全額を国庫で負担すべきである。ついては、地方財政の現状から、この際地方交付税のわく外で全額を国庫負担されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

浦和地方法務局皆野出張所設置の請願（請願者　埼玉県秩父郡皆野町長設楽徳之外一名）（荒船清十郎君紹介）（第二二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

皆野町は旧皆野町、国神村、金沢村ならびに日野沢村の一町三村の合併によつて誕生したが、同町管内法務事務関係においては、旧日野沢村は吉田出張所、他の旧皆野町、国神村、金沢村の一町二村は野上出張所の分轄されているため、同町民ならびに各団体とも事務上に浪費多く、かつ吉田町ならびに野上町のいずれの地点も交通的にまことに不便である。ついては、すみやかに皆野町に浦和地方法務局出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当委員会においては、本請願の趣旨は妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月二十八日

法務委員長　高橋　禎一

衆議院議長益谷秀次殿

大蔵委員会

釣竿釣用具に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都台東区南稲荷町百十三番地全国釣竿釣用具物品税撤廃期成同盟実行委員長松本東作外五名）（平岡忠次郎君紹介）（第二六号）及び同（請願者　東京都港区芝新会橋二丁目三十六番地日本釣魚連盟会長高碕達之助外十六名）（森清君紹介）（第一一〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日魚釣は、過去において一部有閑階級の趣味であつたのと異り、国民的なリクレーションとして認識されるに至つているにかかわらず、釣竿釣用具が課税の対象としていやしくも品的取扱を受けていることは、きわめて遺憾である。ついては、釣竿釣用具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

国民保健上の見地より、適切な要望であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

期末手当の免税措置に関する請願（請願者　鹿児島県議会副議長大西栄蔵）（池田清志君紹介）（第一〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

地方公務員の生活は、生活費の高騰と地方財政困窮による昇給、昇格のストップ、超勤手当、旅費等の大幅な圧縮により困難を極めている。ついては、期末手当の高率な所得課税を免除されたいというのである。

二、請願の議決理由

公務員の窮状等にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の実施に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第一二七号）及び同（請願者　新潟県高田市議会議長大島精一郎）（塚田十一郎君外二名紹介）（第三八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律が制定せられ、被補助者である地方公共団体等においては、その趣旨にのつとり、予算の執行に当つては公正かつ効率的使用につとめているが、新潟県のごとき積雪地域においては、工事可能期間が短いため、各種の困難な事情が生じ、事業の円滑な執行がはばまれている実情である。ついては、政府は補助金等の交付を早期に決定し、さらに地方公共団体の事業繰越制度の整備ならびに国の繰越制度の円滑な運用を図る等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は緊要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

みつまた価格安定対策確立に関する請願（請願者　松山市南堀端愛媛県局納三極生産組合連合会長青井政美）（中村時雄君紹介）（第一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

みつまた生産によつてのみ生活を維持する山村の生産者は、昨年以来みつまた価格の下落に前途の不安をつのらせている。ついては、次記事項に関し配慮されたいというのである。（一）みつまたの価格の安定をはかるため、みつまたを農産物価格安定法のわく内に入れること、（二）現在の局納みつまた量を最低限にしての買上げを、今後二十年間位持続できるよう措置すること、（三）みつまた生産農家に特別な融資の道を考慮すること。

二、請願の議決理由

みつまた生産農家の窮状等にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

ビール税率引下げに関する請願（請願者　東京都中央区銀座一丁目三番地麦酒協会内稲田源市外十一万五千七百二十七名）（第三五三号）、同（請願者　関西麦酒麦耕作組合連合会連絡協議会長谷口久次郎外五万九千六名）（今井耕君外一名紹介）（第三五四号）、同外二件（請願者　札幌市北六条東十丁目北海道ビール麦耕作組合連合会長理事吉田明正外一万二千九百四十名）（福田赳夫君紹介）（第三五五号）、同（請願者　東京都中央区日本橋室町一丁目関東甲信地区麦酒麦耕作組合連絡協議会吉川平輔）（横路節雄君紹介）（第三九二号）、同（請願者　水戸市黒羽根町三百番地茨城県麦酒麦耕作組合連合会長稲田源市）（塚原俊郎君紹介）（第七三八号）及び同（請願者　大津市境川町滋賀県麦酒耕作協会長谷口久次郎）（矢尾喜三郎君紹介）（第一〇二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行ビールの税率はきわめて高率であるため、消費は一般大衆化されず、伸び悩みの状況にあり、また醸造石数も頭打ちの状態にあるため、ビール麦の作付は耕作農家の増反希望を満たすことができない実情にある。ついては、ビール税率を大幅に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、緊要なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

奄美群島の黒糖に砂糖消費税法適用除外に関する請願（請願者　鹿児島県大島郡鎮西村長林有沢外三十八名）（池田清志君紹介）（第四五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美群島特産の黒糖は、生産原価に諸掛および移出税を加算すると、百斤につき四千五百八十四円となり、本年度の移出港現地における販売価格は四千三百円であるから二百八十四円は欠損となつている。このうち自家労力の提供を千二百円と見込んでいるので、一応生産者は九百十六円の収入となるが、砂糖消費税四百円は生産者の価格より直接見込まれて売渡価格となるため、同税は生産者が負担していることとなり、生産農民の実質的収入はさらにそれだけ少なく、生活を破たんせしめるがごとき負担となつている。ついては、奄美群島の黒糖を砂糖消費税法適用より除外されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該農民の窮状にかんがみ、善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

営業用乗用自動車に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東八丁目社団法人全国乗用自動車協会長新倉文郎）（五島虎雄君紹介）（第四九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

営業用乗用自動車に対し多額の物品税を賦課していることは、民生の安定と大衆的普及を阻止しているのみならず、技術面における発達向上に対しても重大な障害となつている。とくに最近国産乗用自動車は技術の向上と相まつて、数次の値下げを断行しており、この際同税を撤廃することにより、さらに技術の向上と企業の健全化を

促進するとともに、大衆的普及に一段と拍車を加えるものと信ずる。ついては、営業用乗用自動車に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

営業用乗用自動車の大衆的普及をはかるため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

関税定率法の一部改正に関する請願（請願者　東京都千代田区神田神保町二丁目二番地NCビル日朝協会畑中政春）（楢橋渡君紹介）（第五五四号）、同（請願者　東京都千代田区神田一ツ橋教育会館内母親大会連絡委員会委員平野嘉智子）（松本七郎君紹介）（第六五二号）、同（請願者　東京都港区芝公園八号地ノ二日本労働組合総評議会議長藤田藤太郎）（田原春次君紹介）（第七〇〇号）、同（請願者　東京都千代田区西神田二丁目二番地日本中国友好協会伊藤武雄）（松原喜之次君紹介）（第七〇一号）及び同（請願者　東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目五百十一番地日ソ親善協会長戸沢鉄彦）（大西正道君紹介）（第七三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日朝協会が日本と南北朝鮮との理解および友好を深めるために行う文化映画のフイルム輸入にあたつては、現行関税定率法が従価税から従量税となつたので、以前の三ないし五倍の税額であり、しかもこれを文化財として保存のための複製も、関税や物品税の出費を補うための有料上映も許されず、文化交流は著しく阻害されている。しかるにアメリカの文化映画は公用品という名目で税関を通らずに輸入され、公用品の範囲を越えて複製し、テレビジョンにも使用されているようであるが、同じ文化映画でありながら、かかる差別扱いはまことに遺憾である。ついては、関税定率法を従来どおり再改正するとともに、北鮮等ソ連系から贈られてくる文化映画をアメリカのそれと同様に免税の取扱いをされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

日本専売公社新庄出張所を総合出張所に昇格の請願（請願者　山形県最上郡真室川町長小松政吉外一名）（松澤雄藏君紹介）（第五七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県新庄市を中心とする最上地域は、近年たばこ耕作技術の向上と相まつて耕作面積は一段と拡大し、本年度においては二百六十余町歩にのぼるものと推定されるが、現在同地域の葉たばこ耕作者は東根出張所の管内に包括されるため、耕作指導、事業運営等に多大の不便を感じている。ついては、圧内地方をも含めて新庄市に、新庄出張所を昇格せしめて日本専売公社新庄総合出張所を設置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該耕作者の窮状にかんがみ、速かに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

漁業課税の改善に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外六名）（鈴木善幸君紹介）（第六三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行税制においては、変動所得の申告、漁網の減耗率による償却等の制度が設けられていることは喜びにたえないが、不漁ならびに災害に対する措置が講ぜられていないことは遺憾である。ついては、豊漁の場合一定割合（水揚高の少くとも二十パーセント以上）を控除して課税所得を算定し、この控除したものを積立てて凶漁時に充当すること、および固定資産の償却期間を実情に即するよう、措置せられたいというのである。

二、請願の議決理由

漁民の窮状等にかんがみ、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

果実エッセンスに対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区神田紺屋町十九番地日本エッセンス工業会長冨樫芳治郎外二名）（上林與市郎君紹介）（第七〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在果実エッセンスには五パーセントの物品税が課せられ、食品加工料（原料品）のうち本品のみが物品税の対象となつているが、果実エッセンスはしやし品でなく、大衆の消費品たる清涼飲料水、菓子等の原料であつて、これが課税はなはだ不公平であるばかりでなく、このため同品業者は経営不振に陥つている。ついては、果実エッセンスに対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業界の窮状等にかんがみ、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

津山市に国民金融公庫支所設置の請願（請願者　岡山県津山市長井上義夫）（大村清一君紹介）（第七〇三号）及び同（請願者　国民金融公庫津山支所誘致促進期成同盟会江見正）（小枝一雄君紹介）（第七八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県津山市は、県北部の政治、経済、交通、文化等の中心地として近年著しい発展を示しており、とくに中小企業者は二万に達しているが、同地方にこれらの零細業者を対象とする金融機関がないため、多大な不便を感じている実情である。ついては、津山市に国民金融公庫支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の窮状にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

酒税率引下げに関する請願（請願者　鹿児島市樋之口町六十一番地磯摩酒販売株式会社長小正嘉之助）（中馬辰猪君紹介）（第八二六号）、同（請願者　鹿児島市金生町百三番地鹿児島県酒類卸売商業協同組合理事長本坊常吉）（中馬辰猪君紹介）（第八五三号）及び同（請願者　兵庫県加古川市加古川町栗津三百八番地ノ一鹿間政一）（田中武夫君紹介）（第二〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一般物価は戦前に比して約三百倍に上つているが、酒価はさらに高く約四百倍となつており、加えて年々襲う台風禍に農漁村ともに、購買力は極度に低調を続けているため、酒類の消費は少いばかりでなく、近時密造しようちゆうが跡を断たないことは、まことに遺憾である。ついては、酒税率を大幅に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

密造防止等のため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

在外資産補償に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町渡辺政喜）（中馬辰猪君紹介）（第九二三号）、同（請願者　神奈川県相模原市庁溝台二千六百

六十六番地加藤長治外五百五十八名）（森島守人君紹介）（第一六三二号）及び同（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二〇〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

第二十二回国会において、在外財産の処理促進に関する決議案が衆参両院において採択議決となつたことは、まことに感謝にたえないが、政府はこの決議案を無視し、いまだ実現の途を講ずるに至つていないことは、まことに遺憾である。ついては、すみやかに在外資産補償に関する財政的、立法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

紙に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区銀座東三丁目四番地紙パルプ連合会長中島慶次）（南條徳男君紹介）（第九三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後物品課税対象であつた大部分のものがすでに課税品目から削除されている。しかるに、紙のような生活、文化、産業にとつて緊要欠くことのできない日用必需品に対し、たとえ三パーセントにせよ、物品税を課税することはまことに不合理である。ついては、紙の物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由

日常欠くことのできない紙に対し、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

積雪寒冷地帯に対する所得税の特別控除等に関する請願（請願者　福井県議会議長寺田常吉外五名）（渡邊良夫君外四十名紹介）（第一一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷地方においては、その自然的悪条件により、無雪温暖地方に比し生産、消費、生活文化ならびに税負担等あらゆる面において著しく不利な立場におかれており、その実情は積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法等の施策のみではとうていその不均衡の是正は期せられない。ついては、右地方の負担の不公平を是正するため、次記要項等を実現されたいというのである。（一）積雪寒冷に基因する生活損耗ならびに事業増高経費に対し「特別控除」を所得税法上に規定すること、（二）農業所得税中、積雪寒冷に基因する増高経費を、必要経費として控除すること、等。

二、請願の議決理由

積雪寒冷地帯に対し、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

軍用水道を米子市に移管の請願（請願者　鳥取県米子市長野坂寛治外一名）（足鹿覺君紹介）（第一二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

美保基地米軍ならびに航空自衛隊に供給されている水道施設は、近く米軍の撤退に伴い、返還されるものと思われるが、基地周辺の市街地は水質悪く、衛生上憂慮すべき状態にあり、かつ放水管布設沿線の米子市弓浜地区全域も、水質不良のうえ、夏期渇水期には地下水欠乏し、防火上からも、水道供給の必要を痛感しているので、その際は他市の前例にならい、米子市に軍用水道を無償貸付のうえ、管理運営を一任されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における右の実情等にかんがみ、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

三級清酒設定反対に関する請願（請願者　京都府福知山市字下新二十番地高木酒造株式会社取締役社長高木繁太郎外百八十三名）（芦田均君紹介）（第一二四四号）及び同（請願者　徳島県海部郡牟岐町牟岐酒造株式会社桝富実外百六十名）（生田宏一君紹介）（第二〇三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

酒類小売業者の団体では三級清酒の設定方を推進していると聞くが、現在のごとき高税率では、酒類全体としての需給関係はすでに飽和点に達しており、低税率の三級清酒が出現すれば、この圧迫によつて他の高税率の酒類は売行きが減少し、酒税はむしろ減収をきたす結果となるのみでなく、酒類業界は栓売、乱売はもちろん、酒税の滞納、脱税等を誘発して収拾し難い混乱を生ずる等のため、全酒類業界は挙げて反対するものである。ついては、三級清酒設定はこれを阻止されたいというのである。

二、請願の議決理由

業界の混乱を避ける等のため、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

余剰農産物見返円の貸付に関する請願（請願者　名古屋市中区南外堀町六丁目一番地愛知県信用組合協会幹事長横井亀吉外十五名）（春日一幸君紹介）（第一二六五号）、同（請願者　愛媛県温泉郡北条町大字辻北温信用組合長坂本明外五名）（宇田耕一君紹介）（第一六〇四号）、同（請願者　広島市西魚屋町四十四番地全国信用協同組合連合会理事寺田豊外二名）（佐竹新市君紹介）（第一六一九号）、同（請願者　東京都千代田区神田錦町一丁目一番地全国信用組合協会長小山省二）（藤枝泉介君紹介）（第一九三六号）、同（請願者　東京都千代田区神田小川町三丁目六番地全東栄信用組合長岡崎亮一）（福田越夫君紹介）（第二〇〇二号）、同（請願者　松本市中町四百八十三番地長野県商工信用組合長太田政徳）（唐澤俊樹君紹介）（第二〇三四号）、同（請願者　東京都台東区浅草駒形町一丁目一番地東京厚生信用組合長上平正治）（竹谷源太郎君紹介）（第二〇八三号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都庁内東京都職員信用組合長細田義安）（遠藤三郎君紹介）（第二一五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

余剰農産物の輸入による見返円の積立はすでに巨額に達しているが、その活用については、ほとんど大企業向けの貸付が多く、農林関係等に資金の流用が偏していることは遺憾である。ついては、中小企業金融難打開に資するため、余剰農産物見返円が中小企業専門金融機関を通じて貸付けられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業の金融難打開のため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

煙火類に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　愛知県安城市朝日町香村鈴信外四名）（小林錡君紹介）（第一三四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

煙火工業は機械力による合理化等の余地に乏しい、純然たる小企業であり、製品の需要面は、他の製品と異なり一般市場性を欠く特殊品であるため、現行三割の物品税を生産コストのうちに含めることは事実上不可能の状態にあるので、煙火類に対する物品税は、つねに製造業者の大きな負担となり、斯業の健全な発達を阻害している。ついては、煙火類に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
　業界の窮状を打開するため、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

純粋果実水に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区神田山本町一番地神田市場日園連内日本果汁農業協同組合連合会長桐野忠兵衛）（関谷勝利君紹介）（第一五二七号）及び同（請願者　東京都千代田区神田山本町一番地日本園芸農業協同組合連合会長塚口勇作）（山本友一君紹介）（第一六〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　農業協同組合が経営する国内産かんきつを原料とする純粋果実水生産事業は、一般果実の処分、余剰生産物処理の方法として、少ない農家の資本によつて経営せられたものであり、従つてこの事業の育成助長をはかることは、かんきつ生産農家の経済を安定するための重要なる施策であるにかかわらず、現行の物品税は経営の合理化を阻害し、消費者価格の低減と消費の増大とを抑制せしめ、純粋果実水生産業の伸展に多大の影響を及ぼしている。ついては、国内産かんきつ原料の純粋果実水に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
　かんきつ生産農家の経済を安定するための要望として適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採決すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

旧豊川海軍工廠跡の地価引下げに関する請願（請願者　愛知県豊川市議会議長宮道精一）（八木一郎君紹介）（第一五八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　愛知県豊川市にある旧豊川海軍工廠の敷地六十万坪のうち三十九万五千余坪が、なんらの利用方途も講ぜられず放置されているが、現在衰微の一途をたどりつつある同市にとつて、同敷地の活用は、残された唯一の発展を期する手段である。ついては、困窮せる同市財政と、同敷地は戦時中同市民の犠牲により収用に応じて完成されたことを考慮され、これが払い下げに際しては、坪三百円程度とするよう、配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
　本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

骨牌税軽減に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋蠣殻町二丁目十四番地上海公司内斎藤茂勇外二名）（黒金泰美君紹介）（第一六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現行の骨牌税は高率に過ぎるため、まつたく空にひとしく、マージャンを例にとつて見ると、町にはんらんするものは、ほとんど脱税品であつて、その取締りも不可能な現状にあり、同税の存続は、正規の製造業者を全滅せしめる結果となることは明らかである。ついては、骨牌税をマージャン一組当り一率に一百円とするか、あるいは同税を廃止して物品税とし、製造販売価格の二割を課税の対象とされたいというのである。

二、請願の議決理由
　当該業界の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

運動具に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都千代田区神田司町一丁目十四番地全国運動具商工連合会長中西郷市）（岡良一君紹介）（第一七八三号）、同（請願者　東京都千代田区神田司町一丁目十四番地全国運動具商工連合会理事川崎吉太郎）（内藤友明君紹介）（第二一七七号）及び同（請願者　東京都千代田区神田司町一丁目十四番地全国運動具商工連合会副会長西脇文一郎）（上林山榮吉君紹介）（第二二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　今日スポーツに要する用具は、国民の生活必需品となつているのみならず、運動用具の生産者は、そのほとんどが零細企業者で資力に乏しく、物品税の転嫁はまつたく不可能な取引き状況にあるため、納税資金ならびに経営資金は枯渇し、業者は非常な苦境にある。ついては、運動具に対する物品税を撤廃されたいというのである。

二、請願の議決理由
　当該業者の窮状等にかんがみ、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

中小企業に対する税制改正に関する請願（請願者　名古屋市中区南辰巳町六十四番地愛知県民主商工会堀田曠次外三十三名）（赤松勇君紹介）（第一七八五号）、同（請願者　名古屋市中区老松町十一番地ノ二吉原重太郎）（横山利秋君紹介）（第一七八六号）、同（請願者　神奈川県川崎市小川町四番地村越源造）（志村茂治君紹介）（第一七八七号）、同（請願者　愛知県一宮市天王町三丁目二番地愛知県民主商工会一宮支部水島三次外六十三名）（穂積七郎君紹介）（第一七八八号）、同（請願者　東京都品川区西大崎一丁目二十八番地品川民主商工会中西為吉）（松岡駒吉君紹介）（第一七八九号）、同（請願者　広島市段原大畑町百十一番地広栄企業組合網本辰雄外千九百三十八名）（高津正道君紹介）（第一七九〇号）、同（請願者　島根県江津市江津町石見商工事務協同組合理事長泉孝重外七百四十三名）（中村英男君外一名紹介）（第一七九一号）、同（請願者　群馬県群馬郡箕輪町仲町箕郷町民主商工会清水兼吉外二百四十九名）（茜ケ久保重光君紹介）（第一七九二号）、同（請願者　兵庫県洲本市物部七百六十番地洲本民主商工会池田保雄）（田中武夫君外一名紹介）（第一七九三号）、同（請願者　名古屋市中区伊勢町二丁目十二番地愛知県中小企業等協同組合中央会長江崎富次郎）（春日一幸君紹介）（第一七九四号）、同（請願者　東京都八王子市八幡町二十二番地八王子織物協同組合理事長田中利一）（木崎茂男君紹介）（第一七九五号）、同（請願者　東京都荒川区尾久町二丁目百九十番地荒川既製服工業協同組合山田富作外五十九名）（林博君紹介）（第一七九六号）、同（請願者　福島県平市字二丁目二十二番地平呉服会副会長伊関房次外百一名）（濱野清吾君紹介）（第一七九七号）及び同外一件（請願者　新潟県村上市村上千百三十番地村上市岩船郡中小企業税制改革協議会長益田茂雄外二名）（稲葉修君紹介）（第一八三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　現下の経済事情と中小企業者の窮状とを考慮され、大企業との不均衡是正、低額所得者の過重負担軽減を中心として、現行税制の改善についてすみやかに善処されたい。ついては、次記のごとく中小企業に対する税制を改正されたいというのである。（一）所得税は年所得三十万円（夫婦、子供三人の場合）以下を免税にすることとし、諸控除を引き上げること、（二）法人税において軽減税率（三十五パーセント）を適用する所得区分五十万円を百五十万円に引き上げること、（三）個人事業税の基礎控除を引き上げ、新たに勤労控除を設けること、等。

二、請願の議決理由
　中小企業者の窮状等にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
大蔵委員長　松原喜之次
衆議院議長益谷秀次殿

手巻蓄音器に対する物品税の免税点設定に関する請願（請願者　栃木県真岡市台町二千七百五十三番地日本蓄音器株式会社長田中彦三郎）（戸叶里子君紹介）（第一八六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

手巻蓄音器は、高級しゃし品的電気蓄音器と異なり、一般大衆の文化的必需品で教育、慰安にも重要な役割を果しつつあり、また特異な輸出品として海外市場への進出を期待されている。しかし現行の物品税は三割課税となつているため、あらゆる企業合理化の努力にもかかわらず、高率な税負担は大衆の購買意欲を制約し、輸出においてもコストの引き下げを困難ならしめてその伸長をはばみ、今や企業存廃の岐路に立つに至つている。ついては、手巻蓄音器に対する物品税に、五千円の免税点を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業界の窮状等にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

国民金融公庫の貸付わく増額に関する請願（請願者　広島県庄原市庄原中小企業相談所長後藤寛）（永山忠則君紹介）（第一八九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年四月に、国民金融公庫庄原代理店庄原信用金庫の貸付わくを三千五百万円程度に増額されるよう要望したところ、同三十年十月三千二百万円に増額され、多大の恩恵をうけたが、このわくにては、県北の広大な地域にある業者には一人当りの貸付額は実に小額となるために、今なお資金繰りにあえいでいる業者も少くない状態である。ついては、庄原信用金庫の貸付わくを五千万円程度に増額し、これに即応する資金の割当を増加されたい等というのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の金融難打開のため、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

庄原信用金庫に中小企業金融公庫代理店設置の請願（請願者　広島県庄原市庄原商工会議所会頭後藤寛）（永山忠則君紹介）（第一九二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島県南部沿岸地方には中小企業金融公庫代理店が多数設置されず、中小企業者は相当の恩恵に浴しているに反し、県北の広大な地域にわたつて代理店がなく、業者は全然恵まれていない。よつて、県北の中心地たる庄原市にある庄原信用金庫は、昨年末の預金高も二億数千万円に達する業者の利用をみているから、ここに代理店を設置されたく、先般来再度の陳情を行つているが、いまだ実現されず、業者の失望はまことに大なるものがある。ついては、庄原信用金庫に中小企業金融公庫代理店を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区に在住する業者の窮状にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

アコーデイオン等に対する物品税の品種別免税点設定に関する請願（請願者　大阪市東区北久宝寺町四丁目四十四番地三木楽器店淀川与三郎）（井上良二君紹介）（第二一〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

アコーデイオンは三十二鍵二十四バスまでと、管楽器スクールバンド用管楽器九種目低価格品（フリユート、ピツコロ、クラリネツト、コルネツト、トロンボーン、トランペツト、アルト、バリトン、シンバル）およびドラム類二十八インチ太胴までの諸楽器は、大部分が教育用に使用されているので、物品税非課税の措置を受けており、したがつてこれら諸楽器の免税点を引き上げ、一般向も非課税としても、税収入にはほとんど影響がないと思われる。教育用免税手続はきわめてはんさのため、業者および学校等は多額の経費の負担を余儀なくされ、一方小売店がこれらを店頭に陳列する場合は、課税されるため、その販売活動は沈滞して普及発展を阻害している。ついては、これら諸楽器の免税点を設定するとともに、弦楽器用弦の内ガット、絹、ナイロン製を鋼鉄弦と同様に非課税とされたいというのである。

二、請願の議決理由

当該業者の窮状打開のため、速やかに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

労働金庫に対する資金運用部資金の長期融資に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二一四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

労働金庫は、全国都道府県に設立せられ、勤労者の福祉増進のみならず、健全な労使関係の樹立のため、大きな役割を果しているが、しかし同金庫は、源資を勤労者の零細な預貯金に依存している関係から、資金量、また運用面において、その活動が著しく制約され、本来の使命達成に多大の支障をきたしている。ついては、労働金庫に対し資金運用部資金の長期融資の措置を講じ、その拡充強化と健全なる発展とをはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

勤労者の福祉増進のため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

信用保証協会に国家財政資金導入等に関する請願（請願者　東京都中央区八重州五丁目五番地社団法人全国信用保証協会連合会長田中冨猛）（櫻内義雄君紹介）（第二一六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信用保証協会は、中小企業対策の最も適切なものとして、地方公共団体が中心となつて推進されており、現在では全国各地に五十二の協会が設立され、その業績も大きく、中小企業者の金融難打開に寄与しているが、近時保証額が増大しつつあるのにその基金が少ないため、保証倍率は限界に達し、業界の要請にも応じられない実情である。ついては、信用保証協会の基金として、地方公共団体の出えん

金と同額の三十億円を国庫より出資するとともに、国家再保証の実現の一過程として、保証保険のてん補率を九十パーセントに引き上げるなど、中小企業信用保険法を一部改正せられたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の金融難を打開するための要望として適切なものであり、速かに善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

桜島の噴火降灰によるたばこ耕作被害措置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第二一一〇号）及び同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第二三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国でも低位生産性にある鹿児島県畑作農家の安定をはかるには、唯一の換金作物である葉たばこ耕作に依存するところ大なるものがあるが、なにぶんにも例年の台風災害はもちろん、最近桜島の噴火降灰が激じんをきわめているので、今後の肥培管理にあたつて相当の困難が予想され、その生産費も多額にのぼるものと思われる反面、実収高は相当減収になるものと見込まれている。ついては、今後かかる実情を適期に調査するとともに、専売法に基くり災補償金の適用についても、十分なる考慮を払われたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

東北製塩株式会社の製塩許可に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二二五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県大船渡市に設置すべく、東北製塩株式会社設立発起人代表より、日本専売公社へ申請している塩の製造は、東北地方における塩の需給を合理化し、北上特定地域開発計画における鉱工業開発の一環として、地域産業の振興上重要な価値を有するとともに、良質な海水、効果的な工場敷地および必要電力の確保可能等、立地条件に恵まれている。ついては、右申請を早急に許可されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

うさぎ毛皮製品に対する物品税撤廃に関する請願（請願者　東京都中央区築地四丁目二番地日本原毛皮協会理事長伊藤良雄外一名）（田中織之進君紹介）（第二三二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の家と（兎）は、全国農山漁村の副業によつて養殖されるもので、その肉はたんぱく質給源として、毛皮は防寒被服資源として、そのふんによつては優秀な肥料として、ともに生活文化の向上と福祉増進とに大いに寄与しているが、とくに毛皮は、海外輸出によつて外貨を獲得する国策的見地からも、増殖されねばならない重要な家畜であるにかかわらず、その毛皮製品に対する物品税が高率のため増殖されない実情である。ついては、うさぎ毛皮製品に対する物品税を撤廃するよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の振興をはかるため、善処すべきものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

貸金業の高金利引下げに関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在高金利の貸金業は、日歩三十銭の特別法の保護のもとに営業しているも、これが利用者は中小企業の六十パーセントに相当し、その利子の支払いに困却している。ついては、貸金業の高金利を引き下げるよう法律を改正するとともに、大蔵省は担保提供の場合は月六分を指導しているが、中小企業の窮状を考慮し、金利を引き下げるよう行政指導をされたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の窮状を打開するため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

不渡小切手防止対策確立に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二四七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時小額の不渡小切手多発の状況にかんがみ、次記事項につき適切なる措置を講ぜられたいというのである。（一）不渡防止のため保険制度を樹立すること、（二）代理交換の場合親銀行は責任をもち、これが防止につとめ、顧客誘引の手段として当座取引をせしめざること、（三）親企業の不渡により下請企業が不渡となり、銀行取引停止等の場合は、その回復に関しては特例を開くこと、等。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業に財政投融資資金の融資措置に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二五〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在経済界は金融緩慢の情況にあつて、中小企業までの浸透はなかなか困難であり、本年度においては重要会社は、民間よりの資本募集を期してはいるが、財政投融資額を相当食い込む傾向にある。ついては、現在保険会社は相当に資金を持つているが、中小企業者においては利用の道なく、しかも保険加入による掛金実績は多額であるから、大蔵省はこの点に関して調整され、もつて、中小企業向きの財政投融資資金の予算額を、これら関係金融機関に充足するように措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

電話加入権の差押えに伴う措置に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（河野密君紹介）（第二五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滞納整理の手段として電話加入権の競売差押えをなすため、町の金融業者あるいはいわゆる電話屋は、これを奇貨として名義を変更し、名義上他人の電話加入権を使用していることにせしめ、税務署は右業者等のかかる行為を熟知しながら、なんらの措置を講じないため、これに利用された中小企業者はかえつて後で困惑している。ついては、滞納処分として電話加入権の差押えに当つては、右のごとき事実に対して、これを認めないよう善処されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきもの

議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業者等に対する競売等に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二五三一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業者および中小企業の経営より脱落した困窮者は、債務の整理、租税義務履行の督促等のため、家庭の不和、または疾病にかかり悩んでいるから、これらに対しては、いやしくも過酷に失することのないよう、競売執行宣言もなるべく調停和解の方向に進めて再起の機会を与えるよう、諸種の特例を設けて調整し、なお行政査察を厳にせられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、考慮の要あるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

みつまた価格安定対策確立に関する請願（請願者　愛媛県上浮穴郡父二峰村横田重市外十二名）（菅太郎君紹介）（第一四〇号）及び同（請願者　愛媛県上浮穴郡父二峰村みつまた生産組合石井音吉外十二名）（井谷正吉君紹介）（第一二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

みつまた生産によつてのみ生活を維持する山村の生産者は、昨年以来みつまた価格の下落に加え、伝えられる百円硬貨案はさらに前途の不安をつのらせている。ついては、次記事項に関し配慮されたいというのである。（一）百円硬貨案は撤回すること、（二）みつまた価格の安定を図るため、みつまたを農産物価格安定法のわく内に入れること、（三）現在の局納みつまた量を最低限にしての買上げを、今後二十年間位持続できるよう措置すること、（四）みつまた生産農家になんらか特別の融資の途をひらくこと。

二、請願の議決理由

みつまた生産農家の窮状にかんがみ、右請願中、（二）ないし（四）の項のみについては、その趣旨は妥当であると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

大蔵委員長　松原喜之次

衆議院議長益谷秀次殿

社会労働委員会

元満州開拓民及び青少年義勇隊員の処遇改善に関する請願（請願者　岡山市上伊福岡山県民生労働部世話課内岡山県引揚促進連合会長星島義兵衛）（亀山孝一君紹介）（第三七号）、同（請願者　松山市萱町二丁目愛媛県外地抑留者家族連合会長和田利治）（中村時雄君紹介）（第一五五号）、同（請願者　松山市宝町百四十八番地森松長三郎外一名）（菅太郎君紹介）（第三五一号）、同（請願者　仙台市勾当台通二十七番地宮城県議会事務局内引揚促進宮城県留守家族同盟委員長門間正寿）（保科善四郎君紹介）（第六七七号）、同（請願者　京都市中京区夷川通烏丸西入在外同胞救出京都府留守家族同盟理事長守山久次郎外二十三名）（小川半次君紹介）（第八七八号）、同（請願者　横浜市中区日本大通り神奈川県議会事務局内神奈川県未帰還者家族会長中井一郎）（安藤覺君外一名紹介）（第九四二号）、同（請願者　大阪市北区大手前之町六大阪府庁内大阪府未帰還者留守家族会布施支部高橋岩次郎）（大倉三郎君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　金沢市池田町四丁目二十八番地川島重男外二十一名）（岡良一君紹介）（第一六八九号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟委員長鯨岡兵衛外二名）（中村梅吉君紹介）（第一八八一号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟三鷹市代表高橋良子外二名）（並木芳雄君紹介）（第二〇五三号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟文京区代表久河啻外一名）（濱野清吾君紹介）（第二〇五四号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟墨田区代表高沢義三）（原錦儀十君紹介）（第二〇五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦争犠牲者たる元満州開拓民ならびに青少年義勇隊員に対し、いまだ国家処遇の考慮が払われずに放置されていることは、戦争犠牲の負担公平の原則に照らし、かつ将来のわが国再建の立場からまことに遺憾にたえない。ついては、（一）元満州開拓民ならびに青少年義勇隊員の送出時の特殊事情およびその任務の国家的要請にかんがみ、特別の国家補償措置を講じ、（二）青少年義勇隊員は軍属として取り扱い、（三）元満州開拓民の在外資産を補償し、（四）元満州にて死亡した同胞の遺骨引き取りを早急に実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該開拓民および青少年義勇隊に対し、前掲の措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

失業対策事業費の全額国庫負担に関する請願（請願者　鹿児島県議会副議長大西栄蔵）（床次徳二君紹介）（第七五号）及び同（請願者　鹿児島県議会議員米山治）（池田清志君紹介）（第一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会情勢の変動と緊縮財政の影響とにより、国内における失業者は年々累増の一途をたどつており、これに対して地方公共団体においては、多額の自主財源を投入して雇用の促進に鋭意努力を続けつつあるが、近時地方財政はいよいよ窮迫し、現行の失業対策事業に対する国庫補助率をもつてしては、事業の実施はきわめて困難な実情である。ついては、失業対策事業費を全額国庫負担とせられたいというのである。

二、請願の議決理由

失業対策事業の円滑な実施はきわめて必要であり、本請願は、その趣旨妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

教護院の国営化に関する請願（請願者　米子市東福原島取県立奨徳学校長牧山望）（赤澤正道君紹介）（第八三号）、同外三件（請願者　熊本市清水町打越四百七十六番地九州教護協議会長平井正徳外三名）（吉田重延君紹介）（第一九一号）、同（請願者　兵庫県明石市魚住町清水二千七百四十四番地兵庫県立明石学園内山右）（田中武夫君紹介）（第三九六号）、同外三件（請願者　熊本市二の丸町熊本保護観察所長藤田淳教外三名）（石坂繁君紹介）（第三九七号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町野口東京都立萩山実務学校玉井実）（田子一民君紹介）（第五六一号）、同（請願者　京都府船井郡園部町京都府立淇陽学校塚本伝之助）（福田昌子君紹介）（第五八一号）、同（請願者　鹿児島県姶良郡国分市上之段県立牧之原学校長大石清一）（中馬辰猪君紹介）（第六七五号）、同（請願者　鹿児島県国分市上之段県立牧ノ原学校長岩川済一）（小牧次生君紹介）（第七〇九号）、同（請願者　東京都北多摩郡東村山町野口二十八百二十八番地波多野俊子）（柳田秀一君紹介）（第七六一号）、同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第七九二号）、同（請願者　京都府船井郡園部町園部近藤二郎）（岡本隆一君紹介）（第一〇五八号）、同（請願者　熊本市清水町大字打越四百七十六番地九州教護協議会長平井正徳）（松前重義君紹介）（第一一一一号）、同（請願者　山梨県東八代

郡中道町中畑甲陽学園松井大中）（内田常雄君紹介）（第一二六一号）、同（請願者　広島県賀茂郡川上村広島学園長日山千鳥）（中川俊思君紹介）（第一三八八号）、同（請願者　山梨県東八代郡中道町左右口甲陽学園出月英雄）（堀内一雄君紹介）（第一五六号）、同（請願者　山梨県東八代郡中道町中畑樋口泰禅）（小林信一君紹介）（第一七五七号）、同（請願者　鹿児島県国分市上之段鹿児島県立牧ノ原学校長岩川済一）（床次徳二君紹介）（第一八七〇号）、同外二件（請願者　熊本市清水町大字打越四百七十六番地九州教護協議会長平井正徳外二名）（松野頼三君紹介）（第二〇四六号）、同（請願者　奈良県山辺郡都祁村友田奈良県立白蘭学院長大柳生梅松）（伊瀬幸太郎君紹介）（第二二五一号）、同（請願者　東京都新宿区甲良町十七番地柴田弘道）（前田正男君紹介）（第二二九九号）、同（請願者　奈良県山辺郡都介野村全国教護協議会委員長島田正蔵外一名）（植村武一君紹介）（第二三〇〇号）、同（請願者　福岡市草ケ江本町二丁目錦辺文雄）（池田禎治君紹介）（第二四八六号）、同（請願者　山口県吉敷郡大内町山口県立育成学校谷川勝）（原彪君紹介）（第二四八七号）、同（請願者　山形県西村山郡左沢町五十嵐正恒）（加藤精三君紹介）（第二四八八号）、同（請願者　福島県相馬市中野字清水百七十二番地田中民祐）（鈴木直人君紹介）（第二四八九号）、同（請願者　石川県河北郡内灘村字向粟崎石川県立加能学園長北本卯太郎外一名）（南好雄君紹介）（第二四九〇号）、同（請願者　福井県丹生郡清水町本折県立和敬学園長青池政保）（植木庚子郎君紹介）（第二四九一号）、同（請願者　鳥取県米子市福原千九百四十四ノ二県立奨徳学校長代理斎藤昇）（赤澤正道君紹介）（第二四九二号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町百七十七番地香川県療術師組合長久染直一）（田万廣文君外一名紹介）（第六五五号）、同（請願者　大阪市住吉区南加賀屋町四百四十五番地高原保次）（野原覺君紹介）（第七〇五号）、同（請願者　大阪市東成区大今里本町四丁目十三番地大阪府全療協組合長吉田盛豊）（井岡大治君紹介）（第七〇六号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目十七番地山本円吉）（大矢省三君紹介）（第七四二号）、同（請願者　広島県呉市伏原町四十三番地全国療術協同組合広島県療術師会広中喜一郎）（高橋等君紹介）（第七九〇号）、同（請願者　甲府市深町百十四番地全国療術協同組合山梨県本部組合長理事中山茂樹）（内田常雄君紹介）（第七九一号）、同（請願者　岩手県北上市高砂町沢田長作）（小澤佐重喜君紹介）（第八三二号）、同（請願者　石川県鹿島郡金丸村横山松太郎）（南好雄君紹介）（第八三三号）、同（請願者　北海道釧路市錦町五丁目一番地釧路地区治療師会長望月等）（伊藤郷一君紹介）（第八五六号）、同（請願者　甲府市深町全国療術協同組合山梨県本部佐藤朝史）（古屋貞雄君紹介）（第八九七号）、同外一件（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目六番地大原岩太郎外一名）（古川丈吉君紹介）（第九七五号）、同（請願者　大阪市東成区大今里本町四丁目十三番地吉田盛豊）（淺香忠雄君紹介）（第九七六号）、同（請願者　新潟市上大川前通七番町谷清三郎）（高岡大輔君紹介）（第九七七号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町十番地東京都療術師連絡会理事高畑惣次郎）（河野金昇君紹介）（第九七八号）、同（請願者　新潟県新発田市七軒町竹端春人外一名）（石田宥全君紹介）（第九七九号）、同（請願者　愛媛県大洲市末広町二丁目五百七十九番地久松輝雄）（井谷正吉君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　岩手県北上市高砂町沢田長作）（田子一民君紹介）（第一〇三四号）、同（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百九番地市川貞助）（中村梅吉君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　神奈川県小田原市新玉三丁目五百十六番地全国療術協同組合神奈川県小田原支部小川豊吉）（小金義照君紹介）（第一〇三六号）、同（請願者　東京都中央区日本橋小網町三丁目一番地黒田保次郎）（受田新吉君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　大阪市東淀川区国次町四百二十二番地福崎吉蔵）（西尾末廣君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　盛岡市油町千二百二十六番地岩手県療術師会長岡本留蔵外二名）（田子一民君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　東京都大田区本蒲田四丁目十一番地東京都療術師組合南部代表中島茂治郎）（菊池義郎君紹介）（第一〇八二号）、同（請願者　都城市大岩田五千三百三十四番地宮崎県療術師会都城支部山内平）（瀬戸山三男君紹介）（第一〇八三号）、同（請願者　静岡県小笠郡大坂村五千九百十番地富田彦平）（戸塚九一郎君紹介）（第一一〇六号）、同（請願者　東京都文京区大塚坂下町小林磯吉）（山口シヅエ君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　静岡県御殿場市仁杉七百五十七番地三輪綱夫）（勝間田清一君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町十番地伊藤喜一郎）（渉沼稲次郎君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　静岡県周智郡森町飯田千九百二番地の二大石義雄）（足立篤郎君紹介）

一、請願の要旨及び目的

教護事業の強化は潜在的犯罪の防止であつて、社会的に寄与するところ大であるから、その強化こそは不良化青少年対策の最大項目でなければならない。しかるに教護院はほとんど閑却せられ、これが運営は地方に任かされて機能が弱体であるため、いたずらに児童を少年院に送り込み再犯、累犯に至らしめている。また非行児童の発生は地方的なものでなく、全国的でしかも全国を舞台として流動しているものが多いので、これを教護するには分類収容等の全国的組織と専門的技術を必要とする。ついては、教護院を国立として事業の振興をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

児童憲章の精神にのつとり、児童の保護育成をはかることは国家百年の計として不可欠のことであり、前掲の措置を講ずることは適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

一、ふん尿処理施設費補助に関する請願（請願者　福島県常磐市長矢吹荘司）（高木松吉君紹介）（第一九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県常磐市のふん尿処理は、全量を市直営により農家に還元しているが、同市は炭鉱と温泉の市で畑地に乏しく、大半は他市町村の農家へ遠隔輸送をせざるを得ない実情にあり、しかも近年化学肥料の普及によつて、農家のふん尿使用が激減しつつあるため処理に困却している。よつて同市は三十一年度において一日二百石処理の消化そうを、工費約四千万円をもつて建設することを計画した。ついては、右に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生上、本請願の要旨を実現することは適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

一、療術既得権存続に関する請願（請願者　青森県八戸市小中野町栄町二番地全国療術協同組合県南支部長佐々木啓了）（淡谷悠蔵君紹介）（第二一九号）、同（請願者　青森県八戸市大字小中野町栄町全国療術協同組合県南支部長佐々木啓了）（小笠原八十美君紹介）（第四九一号）、同（請願者　香川県仲多度郡琴平町百七十七番地香川県療術師組合長久染直一）（田万廣文君外一名紹介）（第六五五号）、同（請願者　大阪市住吉区南加賀屋町四百四十五番地高原保次）（野原覺君紹介）（第七〇五号）、同（請願者　大阪市東成区大今里本町四丁目十三番地大阪府全療協組合長吉田盛豊）（井岡大治君紹介）（第七〇六号）、同（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目十七番地山本円吉）（大矢省三君紹介）（第七四二号）、同（請願者　広島県呉市伏原町四十三番地全国療術協同組合広島県療術師会広中喜一郎）（高橋等君紹介）（第七九〇号）、同（請願者　甲府市深町百十四番地全国療術協同組合山梨県本部組合長理事中山茂樹）（内田常雄君紹介）（第七九一号）、同（請願者　岩手県北上市高砂町沢田長作）（小澤佐重喜君紹介）（第八三二号）、同（請願者　石川県鹿島郡金丸村横山松太郎）（南好雄君紹介）（第八三三号）、同（請願者　北海道釧路市錦町五丁目一番地釧路地区治療師会長望月等）（伊藤郷一君紹介）（第八五六号）、同（請願者　甲府市深町全国療術協同組合山梨県本部佐藤朝史）（古屋貞雄君紹介）（第八九七号）、同外一件（請願者　大阪市阿倍野区阪南町中二丁目六番地大原岩太郎外一名）（古川丈吉君紹介）（第九七五号）、同（請願者　大阪市東成区大今里本町四丁目十三番地吉田盛豊）（淺香忠雄君紹介）（第九七六号）、同（請願者　新潟市上大川前通七番町谷清三郎）（高岡大輔君紹介）（第九七七号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町十番地東京都療術師連絡会理事高畑惣次郎）（河野金昇君紹介）（第九七八号）、同（請願者　新潟県新発田市七軒町竹端春人外一名）（石田宥全君紹介）（第九七九号）、同（請願者　愛媛県大洲市末広町二丁目五百七十九番地久松輝雄）（井谷正吉君紹介）（第九八〇号）、同（請願者　岩手県北上市高砂町沢田長作）（田子一民君紹介）（第一〇三四号）、同（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百九番地市川貞助）（中村梅吉君紹介）（第一〇三五号）、同（請願者　神奈川県小田原市新玉三丁目五百十六番地全国療術協同組合神奈川県小田原支部小川豊吉）（小金義照君紹介）（第一〇三六号）、同（請願者　東京都中央区日本橋小網町三丁目一番地黒田保次郎）（受田新吉君紹介）（第一〇三七号）、同（請願者　大阪市東淀川区国次町四百二十二番地福崎吉蔵）（西尾末廣君紹介）（第一〇三八号）、同（請願者　盛岡市油町千二百二十六番地岩手県療術師会長岡本留蔵外二名）（田子一民君紹介）（第一〇八一号）、同（請願者　東京都大田区本蒲田四丁目十一番地東京都療術師組合南部代表中島茂治郎）（菊池義郎君紹介）（第一〇八二号）、同（請願者　都城市大岩田五千三百三十四番地宮崎県療術師会都城支部山内平）（瀬戸山三男君紹介）（第一〇八三号）、同（請願者　静岡県小笠郡大坂村五千九百十番地富田彦平）（戸塚九一郎君紹介）（第一一〇六号）、同（請願者　東京都文京区大塚坂下町小林磯吉）（山口シヅエ君紹介）（第一一〇七号）、同（請願者　静岡県御殿場市仁杉七百五十七番地三輪綱夫）（勝間田清一君紹介）（第一一〇八号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町十番地伊藤喜一郎）（渉沼稲次郎君紹介）（第一一〇九号）、同（請願者　静岡県周智郡森町飯田千九百二番地の二大石義雄）（足立篤郎君紹介）

介）（第一一五八号）、同（請願者　福井市宝永下町八番地福井県療術組合長杉田松太郎）奥村又十郎君紹介）（第一一五九号）、同（請願者　東京都品川区南品川三丁目千五百二十八番地松本茂外十七名）（菊池義郎君紹介）（第一一八四号）、同（請願者　東京都足立区千住旭町六十七番地薄網祺周）（林博君紹介）（第一一八五号）、同（請願者　静岡市西草深町百二十五番地河本癸象）（神田博君紹介）（第一一八六号）、同（請願者　東京都品川区南品川三丁目千五百二十八番地松本茂）（松岡駒吉君紹介）（第一一八七号）、同外二件（請願者　宇都宮市祭町二千八番地刑部圭祐外二名）（戸叶里子君紹介）（第一一八八号）、同（請願者　北海道函館市末広町九番地奈良岡政隆）（平塚常次郎君紹介）（第一一九〇号）、同（請願者　盛岡市油町三百二十六番地岡本留蔵外二名）（山本猛夫君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下清）（中馬辰猪君紹介）（第一一九二号）、同（請願者　鹿児島市山之口町六十三番地野平祐造）（原捨思君紹介）（第一一九三号）、同（請願者　岩手県療術師協同組合長沢田長作）（志賀健次郎君紹介）（第一一九四号）、同（請願者　福井市堀田町一丁目一番地福井県療術組合理事広部直規）（植木庚子郎君紹介）（第一一九五号）、同（請願者　東京都荒川区三河島町七丁目五百三十六番地荒井伝寿）（佐々木更三君紹介）（第一一九六号）、同（請願者　東京都世田谷区下馬町三丁目二十九番地藤原米長）（薄田美朝君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　徳島県療術師組合長山下巌）（野依秀市君紹介）（第一一九八号）、同（請願者　兵庫県高砂市会根町千九百二十二番地紙谷信勝外一名）（渡海元三郎君紹介）（第一一九七号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一一九九号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（八木昇君紹介）（第一二〇〇号）、同（請願者　岡山市別所千六百三十八番地の六国安是成）（亀山孝一君紹介）（第一二〇一号）、同（請願者　東京都墨田区太平町二丁目二番地住谷幸八）（島村一郎君紹介）（第一二〇二号）、同（請願者　八幡市熊手町二丁目福岡県療術組合北部支部長峯崎伊太郎）（伊藤卯四郎君紹介）（第一三〇〇号）、同（請願者　東京都文京区大塚仲町十番地東京都療術師連絡協議会小林得算）（杉山元治郎君紹介）（第一三一九号）、同（請願者　静岡県磐田郡浅羽村二千百五十番地窪野善一）（竹山祐太郎君紹介）（第一三四四号）、同（請願者　千葉県銚子市清川町三丁目八百三十二番地三門孝輔）（山村新治郎君紹介）（第一三四五号）、同（請願者　千葉県船橋市宮本町一丁目十九番地塚田勝山）（川島正次郎君紹介）（第一三四六号）、同（請願者　千葉県夷隅郡大多喜町庄司二百七十四番地野口幹）（中村庸一郎君紹介）（第一三四七号）、同（請願者　千葉市登戸町二丁目百二番地新藤政吉）（臼井荘一君紹介）（第一三四八号）、同（請願者　千葉県木更津市新宿千百十九番地小磯はるゑ）（千葉三郎君紹介）（第一三四九号）、同（請願者　千葉県木更津市大和町千五百六十番地引頭秀昌）（福井順一君紹介）（第一三五〇号）、同（請願者　静岡市東鷹匠町百十六番地小林浅治）（西村貞己君紹介）（第一三五一号）、同外一件（請願者　東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目七百九十九番地渋谷区療術師組合長境茂一外一名）（山崎巌君紹介）（第一三五二号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一三五三号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一三七〇号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一三七一号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一三七二号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一三七三号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一三七四号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一三七五号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一三七六号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一三七七号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四二九号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一四三〇号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一四三一号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一四三二号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一四三三号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一四三四号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一四三五号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一四三六号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一四三七号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一四三八号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一四三九号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一四四〇号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一四四一号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一四四二号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四四三号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一四四四号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一四四五号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一四四六号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一四四七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一四四八号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一四四九号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一四五〇号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一四五一号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一四五二号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一四五三号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一四五四号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一四五五号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一四五六号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四五七号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一四五八号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一四五九号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一四六〇号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一四六一号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一四六二号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一四六三号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一四六四号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一四六五号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一四六六号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一四六七号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一四六八号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一四六九号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一四七〇号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四七一号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一四七二号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一四七三号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一四七四号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一四七五号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一四七六号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一四七七号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一四七八号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一四七九号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一四八〇号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一四八一号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一四八二号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一四八三号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一四八四号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四八五号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一四八六号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一四八七号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一四八八号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一四八九号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一四九〇号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一四九一号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一四九二号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一四九三号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一四九四号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一四九五号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一四九六号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一四九七号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一四九八号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一四九九号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五〇〇号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五〇一号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五〇二号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五〇三号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五〇四号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五〇五号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五〇六号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五〇七号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五〇八号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五〇九号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五一〇号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五一一号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五一二号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五一三号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五一四号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五一五号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五一六号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五一七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五一八号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五一九号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五二〇号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五二一号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五二二号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五二三号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五二四号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五二五号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五二六号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五二七号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五二八号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五二九号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五三〇号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五三一号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五三二号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五三三号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五三四号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五三五号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五三六号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五三七号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五三八号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五三九号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五四〇号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五四一号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五四二号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五四三号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五四四号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五四五号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五四六号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五四七号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五四八号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五四九号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五五〇号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五五一号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五五二号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五五三号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五五四号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五五五号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五五六号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五五七号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五五八号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五五九号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五六〇号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五六一号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五六二号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五六三号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五六四号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五六五号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五六六号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五六七号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五六八号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五六九号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五七〇号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五七一号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五七二号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五七三号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五七四号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五七五号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五七六号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五七七号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五七八号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五七九号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五八〇号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五八一号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五八二号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五八三号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五八四号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五八五号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一五八六号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一五八七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一五八八号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一五八九号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一五九〇号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一五九一号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一五九二号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一五九三号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一五九四号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一五九五号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一五九六号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一五九七号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一五九八号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一五九九号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一六〇〇号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一六〇一号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一六〇二号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一六〇三号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一六〇四号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一六〇五号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一六〇六号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一六〇七号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一六〇八号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一六〇九号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一六一〇号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一六一一号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一六一二号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一六一三号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一六一四号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一六一五号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一六一六号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一六一七号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一六一八号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一六一九号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一六二〇号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一六二一号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一六二二号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一六二三号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一六二四号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一六二五号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一六二六号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一六二七号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一六二八号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一六二九号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一六三〇号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一六三一号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一六三二号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一六三三号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一六三四号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一六三五号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一六三六号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一六三七号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一六三八号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一六三九号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一六四〇号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一六四一号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一六四二号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一六四三号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一六四四号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一六四五号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田鶴松君紹介）（第一六四六号）、同（請願者　千葉県佐原市佐原イ千六百五十八番地千葉県連合療術師組合前田木造）（横錢重吉君紹介）（第一六四七号）、同（請願者　福岡市住吉宮前町三百四十八番地古沢寧一）（稲富稜人君紹介）（第一六四八号）、同（請願者　千葉県印旛郡八街町神明町二丁目伊藤義躬）（小川豊明君紹介）（第一六四九号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（山口丈太郎君紹介）（第一六五〇号）、同（請願者　鳥取県八頭郡丹比村大字北山鳥取県療術師会副会長西山乙蔵）（古井喜實君紹介）（第一六五一号）、同外一件（請願者　宮崎市宮崎県療術師連合会長保田米光外一名）（川野芳満君紹介）（第一六五二号）、同外一件（請願者　宮崎県小林市大字堤四千三百九番地大迫保雄外一名）（小山長規君紹介）（第一六五三号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通り一丁目十二番地東京都療術師組合渋谷組合松林成和）（岡崎英城君紹介）（第一六五四号）、同（請願者　東京都荒川区町屋二丁目三百四十二番地尾崎繁治）（根本龍太郎君紹介）（第一六五五号）、同（請願者　佐賀県武雄市武雄町竹下町横田竹市）（井手以誠君紹介）（第一六五六号）、同（請願者　福岡市西職人町五番地福岡療術師組合参与芦野伊勢吉）（田原春次君紹介）（第一六五七号）、同（請願者　鹿児島市上荒田町五百九十一番地竹下喜久直）（床次徳二君紹介）（第一六五八号）、同（請願者　兵庫県明石市東中之町二丁目兵庫県物療師会東播支部長神生善次外一名）（吉田賢一君紹介）（第一六五九号）、同（請願者　大阪府八尾市大字大窪三十一番地大阪府全療協組合長鈴木光之助）（久保田

（第一六五九号）、同（請願者　東京都豊島区池袋二丁目千百四十四番地東京都療術師連絡会長植松保一）（山本象吉君紹介）（第一六六〇号）、同（請願者　愛知県知多郡武豊町西門愛知県療術組合知多組合長杉本富太郎）（久野忠治君紹介）（第一六六一号）、同（請願者　兵庫県西宮市御茶家所町三十三番地兵庫県物療師会東部支部長足助次朗外一名）（前田房之助君紹介）（第一六六二号）、同（請願者　青森県南津軽郡大鰐町青森県津軽療術協同組合長山本一成）（楠美省吾君紹介）（第一六六三号）、同（請願者　岐阜市徹明通五丁目岐阜県連合治療師会本部会長福貞吉）（野田卯一君紹介）（第一六六四号）、同（請願者　山形県鶴岡市八間町三十八番地全国療術協同組合山形県本部組合長畠山丑造）（加藤精三君紹介）（第一六九〇号）、同（請願者　長野県松本市元町十四番地長野県松本治療師組合長百瀬暢洲）（倉石忠雄君紹介）（第一六九一号）、同（請願者　福岡市藤崎町八百六十三番地佐藤嘉吉）（熊谷憲一君紹介）（第一六九二号）、同（請願者　松山市南持田町愛媛県中予療術師会長渡辺万左史）（中村時雄君紹介）（第一六九三号）、同外三件（請願者　仙台市河原町三十六番地乳泉堂内宮城県療術協同組合副組合長高橋正吉外三名）（佐々木更三君紹介）（第一六九四号）、同（請願者　静岡市東鷹匠町百十六番地全国療術協同組合静岡県本部小林浅吉）（下川儀太郎君紹介）（第一六九五号）、同（請願者　新潟県新発田市三の丸井伊誠一）（稲村隆一君紹介）（第一六九六号）、同（請願者　山口市大附町一番地山口県療術組合長藤井達勝）（石村英雄君紹介）（第一六九七号）、同（請願者　山形市香澄町木ノ実小路二百九番地寒河江恒雄）（上林與市郎君紹介）（第一六九八号）、同（請願者　青森市長島町一番地青森県療術師連合会長三上惣之進）（三浦一雄君紹介）（第一七二二号）、同（請願者　東京都大田区小林町三百三十五番地全国療術協同組合大田支部渡辺憲雄）（中嶋太郎君紹介）（第一七二三号）、同（請願者　千葉県船橋市本町三丁目千二百七十五番地赤津清水）（吉川兼光君紹介）（第一七六三号）、同（請願者　福島県相馬市中村字田町三十番地山下市松）（鈴木直人君紹介）（第一七六四号）、同（請願者　千葉県夷隅郡勝浦町浜勝浦三十番地藤田晴康）（森清君紹介）（第一七六五号）、同（請願者　東京都荒川区三河島町七丁目五百三十六番地荒井伝寿）（林博君紹介）（第一七六六号）、同（請願者　福島県岩瀬郡岩瀬療術組合長穂積晴次）（助川良平君紹介）（第一七六七号）、同（請願者　青森県津軽療術組合長山本一成）（木村文男君紹介）（第一八一六号）、同（請願者　秋田県大館市鍛治町寺道佐藤久外一名）（石田博英君紹介）（第一八四七号）、同（請願者　福岡県八幡市熊手町二丁峯崎伊太郎）（船上房太郎君紹介）（第一八四八号）同（請願者　新潟県新発田市定役町二十七番地堤信三）（稲葉修君紹介）（第一八四九号）、同（請願者　東京都渋谷区八幡通一丁目十二番地松林成和）（平田ヒデ君紹介）（第一八五〇号）、同（請願者　熊本市内坪井町百七十五番地熊本県療術師組合長戸次正元）（石坂繁君紹介）（第一八六七号）、同（請願者　新潟県新発田市三の丸井伊誠一）（稲村隆一君紹介）（第一八六八号）、同（請願者　福島県療術協同組合長草野善真）（粟山博君紹介）（第一八六九号）、同（請願者　和歌山県海南市船尾二百四十一番地中村助四郎）（世耕弘一君紹介）（第一八七〇号）、同（請願者　神戸市灘区神前町一丁目十八番地兵庫県物療師会神戸支部長山根里人）（五島虎雄君紹介）（第一八九一号）、同（請願者　愛知県挙母市長興寺成瀬鼎）（伊藤好道君紹介）（第一九二四号）、同（請願者　京都市左京区黒谷町九番地竹中駒次郎）（粟山博君紹介）（第一九四三号）、同外十一件（請願者　岐阜市鍵屋西町一丁目中島金次郎外十一名）（野田卯一君紹介）（第一九六七号）、同（請願者　愛知県一宮市常念町一番地若原光雄）（江崎真澄君紹介）（第一九六八号）、同（請願者　愛知県愛知郡鳴海町鳴海治療師会長小島信次）（早稲田柳右エ門君紹介）（第一九九九号）、同（請願者　横浜市鶴見区生麦町千二百四十番地神奈川県療術組合長三井見秀外三名）（門司亮君紹介）（第二〇四三号）、同（請願者　新潟県新井市田町前山太平）（田中彰治君紹介）（第二一〇四三号）、同（請願者　愛知県岡崎市明太寺町二丁目一番地佐藤心松）（小笠原三九郎君紹介）（第二一〇四四号）、同外七件（請願者　岐阜県土岐市泉町大富井口良衣外七名）（纐纈彌三君紹介）（第二一〇七六号）、同（請願者　鳥取県東伯郡羽合町下浅津百七十五番地鳥取県療術師会副会長籔内善六）（徳安實蔵君紹介）（第二一〇九一号）、同（請願者　愛知県岡崎市岡崎治療師会長佐藤心松）（中垣國男君紹介）（第二一〇九二号）、同（請願者　愛知県豊橋市吉田町六十九番地愛知県豊橋治療師組合長河合定吉）（穂積七郎君紹介）（第二一一一号）、同（請願者　高知市南新町百二十二番地高知県療術師会副会長岡村邑）（佐竹晴記君紹介）（第二一二〇号）、同（請願者　岐阜県土岐市泉町大富井口きよ子）（纐纈彌三君紹介）（第二一二一号）同（請願者　新潟県新井市田町新潟県物療師会副会長前山太平）（猪俣浩三君紹介）（第二一三五号）、同（請願者　名古屋市港区港楽町五丁目一番地愛知県治療師会古屋市港区会長真野年秋）（春日一幸君紹介）（第二一七八号）、同（請願者　京都市東山区本町六丁目二番地京都府療術組合長土橋猛秀）（加賀田進君紹介）（第二二五二号）、同（請願者　千葉県東葛飾郡鎌ヶ谷村千葉県療術組合長丸山良夫）（纐纈彌三君紹介）（第二二九八号）、同（請願者　高知市南新町百二十二番地岡村啓）（宇田耕一君紹介）（第二三二六号）、同（請願者　新潟県新井市小出雲田町千七百七十七番地新潟県物療師会副会長前山太平）（塚田十一郎君紹介）（第二三二七号）及び同（請願者　京都府福知山市北栄町赤井一作）（前尾繁三郎君紹介）（第二四二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年法律第百六十一号によれば、療術（医業類似行為）は、昭和三十三年限り禁止されることになつているが、国民保健上弊害のない業態であれば、当然その既得権は存続せしめ、業者の生活権を尊重すべきである。ついては、第二十二国会における附帯決議を実現し、手技、電気、光線、温熱、刺激療術が、それぞれ従来の名称により、業務の継続ができるよう、すみやかに立法措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨はなお考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

公務死の認定基準拡大等に関する請願（請願者　東京都千代田区九段三丁目六番地靖国会館内財団法人日本遺族会長高橋龍太郎）（山本猛夫君紹介）（第三一八号）、同（請願者　横浜市中区山下町神奈川県遺族連合会長佐藤信外一名）（森島守人君紹介）（第二一九号）及び同（請願者　盛岡市本町梅津松夫外一名）（山本猛夫君紹介）（第五一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行公務死認定基準には種々の不合理が認められる。ついては、旧軍人、軍属で朝鮮、台湾、満州、樺太で不完全な施設、給与のもとに激しい軍務に服した者、有給軍属にして昭和十二年七月七日以後軍務に服していた者ならびに国家総動員法等によつて軍の動務につかせられた動員学徒、国民義勇隊、女子挺進隊、報道班員等が、軍務に服役中負傷し、または疾病にかかり、これにより死没した者を公務死とし、遺族に公務扶助料を支給されたい等というのである。

二、請願の議決理由

旧従軍関係者に対し前掲のごとき措置を講ずることは適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

磐梯朝日国立公園の施設費国庫補助に関する請願（請願者　福島県知事大竹作摩）（田中利勝君紹介）（第三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

磐梯朝日国立公園は、昭和二十六年に指定を受けて以来、施設整備が促進しつつあることは喜びにたえないが、近年来訪者の累増の傾向に比し、施設の不備は観光客を失望せしめている。ついては、

昭和三十一年度においても国庫補助を継続し、すみやかに同公園施設整備を完成せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

国立只見資源公園設定に関する請願（請願者　福島県南会津郡田島町大字田島字後原甲三千四百五十九番地児山忠一）（八田貞義君紹介）（第四九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川はわが国最大の電力源を有する河川にして、同川の水量を永遠に保持するとともに、電力以外に水利を最大に利用することは、国民永遠の福祉のため絶対緊要のものと信ずる。ついては、水源かん養のために森林地帯の確保と伐採の制限等川魚の貯水池養殖ならびに観光的見地より連続ダム化をはかるため、只見川流域に国立只見資源公園を設定し、一大観光郷を実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の要旨を実現することは、きわめて時宜に適する措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

港湾労働法制定に関する請願（請願者　東京都大田区山王町二丁目千八百二十五番地全日本港湾労働組合中央執行委員長兼田富太郎）（正木清君外二名紹介）（第四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国経済の自立達成のために、貿易は重大な役割を占めているが、その門戸ともいうべき港湾産業に従事する労働者は、作業量の波動性のために、きわめて不安定な労働条件を余儀なくされている実情である。ついては、右の窮状を打開するため港湾労働法を制定し、次記事項を法文化せられたいというのである。（一）港湾労働者の就労および収入の安定を期し、あわせて荷役作業の能率的な遂行に資するため、必要数の港湾労働者に登録制を布く、（二）登録港湾労働者は、港湾作業に関し、就労の優先権が認められる、等。

二、請願の議決理由

港湾労働者の労働条件の改善は必要なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

健康保険における医療給付費の二割国庫負担に関する請願（請願者　東京都千代田区霞ケ関三丁目六番地医療社会保険関係団体代表者会議長　鹿島俊雄外九名）（岡良一君紹介）（第五二六号）、同（請願者　東京都千代田区神田多町二丁目十一番地東京都歯科医師会長松尾保）（神近市子君紹介）（第一一二二号）、同（請願者　鹿児島市山下町二百十一番地鹿児島県医療社会保険関係団体代表者会議　山口正入外二名）（小牧次生君紹介）（第一一一三号）、同（請願者　盛岡市大沢川原小路八十九番地岩手県医師会金野英三外五名）（中居英太郎君紹介）（第一一一四号）、同（請願者　熊本県水俣市浜九百十七番地新日本窒素労組村上実外七千五百二十二名）（坂本泰良外一名紹介）（第一四三六号）、同（請願者　愛媛県新居浜市惣開住友化学労組津沢清人外三千四十名）（伊藤好道君紹介）（第一四三七号）、同（請願者　横浜市中区桜木町一丁目一番地横浜市医師会長鳥山数衛外三百五十二名）（米田吉盛君紹介）（第一四三八号）、同（請願者　神奈川県川崎市扇町昭和電工労組小島北夫外五千七百七十四名）（志村茂治君紹介）（第一四三九号）、同（請願者　長野県松本市中条長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一九八九号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二一号）、及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会保険医療給付費の国庫負担は、社会保障制度確立の建前より多年その実現を要望してきたのであるが、近時医療費の急激な増大は健康保険経済に未曾有の危機をもたらし、まさに社会保険制度そのものを崩壊せしめんとしている現状である。ついては、社会保障制度確立の見地から、健康保険組合の保険給付費に対しても二割の国庫負担が実現されるよう、適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は健康保険制度運営の現状にかんがみ、きわめて適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

結核療養施設整備補助金の復活に関する請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎）（綱島正興君紹介）（第六六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

観光による外貨の獲得をはかり、同時に国民の体位の向上をはかるためには、国立公園の施設、設備をいつそう整備充実する必要がある。ついては、国立公園施設整備補助金を復活し、関係都道府県に交付されたいというのである。

市平山小路九十番地岩手県し体不自由児協会長　阿部千一外三名）（山本猛夫君紹介）（第五六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県のし体不自由児は、昨年八月の県教育庁の調査によれば五千名を越え、学齢前の児童を加えれば、さらに多くのし体不自由児が不幸な生活を送つている。同県は三十一年度の県行政において、これが対策として、し体不自由児施設の設置を計画しているが、県財政の貧困はとうてい経費の金額を負担し得ない現状にある。そく聞すれば、政府は三十一年度において数箇所のし体不自由児施設の設置を考慮されているよしであるが、同県民の実情にかんがみ、同施設設置の補助金を交付されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会保障制度確立の一環として、前掲の措置を講ずることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

し体不自由児施設設置費国庫補助に関する請願（請願者　盛岡

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法に基く医療扶助費の支払促進に関する請願（請願者　東京都千代田区神田三崎町社団法人日本結核療養所協会理事長田沢鐐二）（長谷川保君紹介）（第五二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養施設は、入院患者の大部分が生活保護法の適用者であるが、生活保護法の入院料は、元来生活扶助料と同一に扱われるべきものであるが、扶助料は生活費であるから前渡しとし、医料扶助費は施設で立てかえ負担するから後払いでよいとの一方的解釈で、その支払順序を厚生大臣は各知事に通達している。生活保護患者を収容している結核療養施設は、医療扶助費の支払いがおくれると、金策をして診療と給食とをしなければならぬので、金利を付加されて経営に困難を増している。よつて、医療扶助費は生活扶助料並みに、前渡しか請求と同時に支払われたいというのである。

二、請願の議決理由

結核療養施設における運営の実情にかんがみ、本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

二、請願の議決理由
本請願の要旨及び目的を実現することはきわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

健康保険保養所奥多摩荘再建に関する請願（請願者　東京都西多摩郡五日市町長森谷勇吉外一名）（福田篤泰君紹介）（第六七六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
健康保険保養所奥多摩荘は、昭和二十七年秩父多摩国立公園の南関門たる秋川に建設され、交通および衛生環境等あらゆる点に恵まれ、当時八十万の被保険者とその家族三十万人が利用していたが、二十八年五月不幸にして焼失したため、関係各方面の協力によつて再建促進に努めてきた。しかるにいまだその実現に至らず、被保険者やその家族は早急に再建されることを切望している。ついては、右奥多摩荘の再建を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願はきわめて妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

豪北地域の遺骨収集に関する請願（請願者　東京都世田谷区代田一丁目六百二十五番地豊島房太郎）（田原春次君紹介）（第七一四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大東亜戦争の際に豪北およびボルネオ方面で戦死し、あるいは戦犯者として死没した元軍人ならびに民間人の遺骨約九万体が、戦後十年を経た今日、いまだに現地に放置されていることは、人道上はなはだ遺憾である。ついては、西部ニューギニヤ、モロタイ、アル、ケイタニンバル、セラム、セレベス、ボルネオ、スンバ、スレバワの諸島に広く散在している遺骨をすみやかに収集するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
戦争犠牲者の遺骨を郷里に帰還せしむる施策を講ずることは人道上の問題でもあり、これが促進することはきわめて適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

美保航空基地駐留軍労働者の失業対策確立に関する請願（請願者　鳥取県西伯郡境港町小篠津町六百六十六番地須永芳朗）（足鹿覚君紹介）（第七一五号）及び同（請願者　鳥取県境港市大正町仁宮次夫外三名）（赤澤正道君紹介）（第二二二二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
在日米軍の美保航空基地撤収に伴い、同航空基地に自衛隊員を駐とんさせているが、政府は、過去十年間にわたり同基地において業務を完遂した労務者を、昨年六百名、本年予告中の者二百二十名の多きを整理し、残余の六百名をも解雇必至の状態である。基地の管理について、貴重な実務経験を有する労務者を自衛隊員として、また職員として身分転換を考慮することなく、経験の十分でない、技術未熟な隊員をもつて充てようとしているのは不当である。ついては、美保駐留軍労務者の失業対策確立のため、特別委員会を設置する等、適当なる措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
駐留軍労務者の失業対策の確立は緊急の要請と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

県立療養所金峰園の施設拡充に関する請願（請願者　山形県鶴岡市長松木俠外三名）（加藤精三君紹介）（第七九五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
昭和二十五年精神衛生法の施行により、山形県鶴岡市大字高坂地内に、県立療養所金峰園が設置されたことは喜びにたえないが、現在の百床をもつてしては、近年増加しつつある患者を収容できない実情である。ついては、同園の床数をすみやかに増設するとともに、隣接地にアフター・ケア施設を設置せられたいというのである。
二、請願の議決理由
国民医療の充実をはかることは適切妥当な措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

原爆被害者の治療費国庫補助に関する請願（請願者　愛媛県温泉郡浮穴村森松高市弥十郎外五名）（中村時雄君紹介）（第八三四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
原爆が投下されて十年を経過するが、被害者中かろうじて死をまぬかれる事ができた数多くの人々も、皮膚には永久にいえる事のないあとを残し、内臓は破壊され、白血球は減少する等、その健康はいまだ全快に至らず、精神的、経済的窮迫は、その極に達している実情である。ついては、原爆被害者に対する治療費国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
原爆被害者の完全治療を行うため、前掲のごとき措置を講ずることは、きわめて妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

地方公営企業職員に労働者災害補償保険法適用除外の請願（請願者　東京都交通局長渡辺伊之輔）（井岡大治君紹介）（第九〇四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
地方公務員に対する一般社会保険法については、国家公務員に準じてその適用を除外し、これに代る法的措置をもつて律する傾向にあることは、まことに当然なことであるが、労災保険法に関してのみ、いまだその趣旨が徹底されていないことは、理論的根拠の一貫性を欠くもので遺憾である。ついては、地方公営企業に従事する職員に対して、早急に労災保険法適用除外の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願はその趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険の完全実施に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第九七一号）及び同（請願者　宇都宮市小幡町二千六百三十五番地新里宝三外千六百八十三名）（山口好一君紹介）（第一二七八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新医療費体系に対する医療担当者の反対が新聞紙上に報ぜられているが、保険者（市町村）としては、現在の赤字解消が先決問題であり、国民健康保険の完全実施に伴う国庫支出金の増額以外に方途はない。ついては、同法第二条の改正により国民健康保険を完全実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の要旨は、適切妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の給食費増額に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町国立東京療養所東京療養所沼崎貴市外四百三十七名）（山花秀雄君紹介）（第一〇五二号）及び同（請願者　群馬県高崎市高松町一国立高崎病院患者共進会浦野忠次郎外二百四十三名）（栗

原俊夫君外二名紹介）（第二一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核療養者は、普通以上の高い栄養の摂取を必要とすることは医学的にもすでに証明されているが、現在の国立療養所の給食費（純材料費）は、一日当り九十七円十銭であり、公、私立の完全給食の施設より三十円ないし四十円低く決められているため、回復も遅延として進行をみないことは遺憾にたえない。ついては、国立療養所の患者に対する給食費を増額せられたいというのである。

二、請願の議決理由

国立療養所患者の給食事情にかんがみ給食費の増額をはかることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の更生措置に関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町国立東京療養所東療養会沼崎貫市外四百八十名）（山花秀雄君紹介）（第一〇五二号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘患者厚生会長小川正男外二百九十名）（栗原俊夫君外二名紹介）（第一一三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

結核患者は長い療養生活のため、生活の根拠を全く失つているのが大部分であり、退院後の職業と住宅が保証されていないことに対して、多大の不安を感じている。ついては、結核回復者に職と住宅を与えるよう、財政的、法律的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核回復者の実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の最低生活基準額引上げに関する請願（請願者　東京都北多摩郡清瀬町国立東京療養所東療養会沼崎貫市外四百八十名）（山花秀雄君紹介）（第一〇五四号）、同（請願者　東京都杉並区和田本町八百七十五番地救世軍杉並療養所患者互助会日暮慎四郎外二百十八名）（岡崎英城君紹介）（第一〇五五号）及び同（請願者　群馬県渋川市金井二千八百五十四番地国立療養所大日向荘患者厚生会長小川正男外二百九十一名）（栗原俊夫君外二名紹介）（第一一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行生活保護法による最低基準額は、大都市において、成年男子一日当り六十七円という現実離れのした驚くべき低額であり、これでは最低生活の維持もできないことは明らかである。ついては、最低基準額を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

社会経済情勢の変遷に伴い、前掲の趣旨はきわめて適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決し、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百六十一番地国立中野療養所患者自治会橋本道輝）（花村四郎君紹介）（第一〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活保護法の規定する生活基準額は、昭和二十八年七月以来くぎづけのままで、しかもそれは大都市における成年男子一日当り六十七円という現実離れのした額であり、また併給入院患者の日用必需品費は、月額六百円にすぎず、このため福祉事務所自身が、同法規定の厳密な適用をちゅうちょせざるを得ない実情にある。ついては、生活基準額を二パーセント増額し、併給入院患者日用必需品費を月額千二百円に引き上げるとともに、要保護者年間増加見込数を最小限度五パーセント以上とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

アフター・ケア施設費国庫補助増額に関する請願（請願者　群馬県高崎市高松町一国立高崎病院患者共進会浦野忠次郎外二百四十名）（栗原俊夫君外二名紹介）（第一一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

療養所生活の後、回復した患者の社会復帰の必須要件は、回復者に適合した職業を選択することであり、アフター・ケアはこうした患者の要望に答える唯一の施設である。現在の政府の方針は、社会保障の予算を削減して患者の不安を増大する傾向にあるが、国庫補助金の増額によつて、アフター・ケア施設の拡充に遺憾なきを期せられたいというのである。

二、請願の議決理由

結核回復者の完全なる社会復帰をはかるため、アフター・ケア施設の拡充をなすことは、きわめて時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

失業対策事業確立に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地馬場大静）（赤松勇君紹介）（第一一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済界の好転が伝えられる今日、日雇労働者は、依然として劣悪な賃金のもとに、生活困窮にあえいでいるが、失業対策事業は、従来の単なる失業者救済としての考え方より一段と進歩し、事業の経済的効果を期する新しい措置が実施されており、さらにその効果を増大せしめるには失業者吸収と、日雇労働者の生活実態に即応する労働日数の増加および適正な賃金体系の確立こそ緊要である。ついては、一般失業対策事業の一日吸収人員を三十万人とし、日曜を除く完全就労を期するとともに、賃金を二十パーセント増額し、かつ特別失対事業についても、二十パーセントの賃金引き上げを認められたいというのである。

二、請願の議決理由

日雇労働者に対する施策の確立は緊急の要請と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

石部町の簡易水道敷設費国庫補助に関する請願（請願者　滋賀県甲賀郡石部町竹内善之助外一名）（堤康次郎君紹介）（第一三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県甲賀郡石部町大字石部は、世帯数七百五十戸、人口三千五百人で同町の約八割を占め、この内大半以上が水質悪く、良水の井戸がないため谷川より引水飲用しているが、ひでり、冬季などには著しく減水し、日常生活の不利不便はもとより、伝染病の発生も年々続発する傾向にあることは遺憾にたえない。ついては、同町にすみやかに簡易水道を敷設するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

公衆衛生上、簡易水道の布設はきわめて適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

桜花寮の施設拡張費国庫補助に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡村松町長高岡忠弘）（高岡大輔君紹介）（第一五四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中蒲原郡村松町に、昭和二十八年老齢不遇者救済の目的をもつて、国庫および県費の補助を受けて設立された組合立養老院の桜花寮は、現在三市九箇町村の加入を見、入寮申込者は激増の一途をたどつているが、その施設は定員五十名に過ぎず、とうてい希望者を収容し得ない状況にあるので、同施設の拡張によりこれらの不遇者を救済したい。ついては、本年度において右拡張費に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

村松町の公共施設整備費国庫補助に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡村松町長高岡忠弘）（高岡大輔君紹介）（第一五四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中蒲原郡村松町は、昭和二十一年の大火で大半が焼失し、以来鋭意復興に努め、昨年三月に四箇村と合併し新発足したが、大火の際に焼失した児童の遊戯施設は、再建に財政的余裕がないが、児童の不良化および交通事故防止の観点から、強く再建が要望されている。また村松公園は北陸六県随一の景勝地で、各地から来遊しているが、ここに野外ステージを設置し行楽をさらに楽しくするよう計画している。ついては、右の両施設の設置に対して国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

結核回復者の後保護施設費補助に関する請願（請願者　東京都文京区根津藍染町二十番地東京都民生委員連合会長益池清助外三十五名）（宇都宮徳馬君紹介）（第一五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
結核回復者を一定期間収容し、医学的管理のもとに必要な生活訓練を行い、もつて結核の再発を防止し、社会復帰を促進することはきわめて重要なことであるが、後保護施設の現況は、いまだはなはだしく設備が不十分であるのみでなく、その運営において幾多の困難から、その後退の事実がみられることはまことに遺憾である。ついては、後保護施設に対する立法措置をとり、国はもちろん都道府県、市町村が財源を負担し、施設の基準を定めて設備運営の万全を期するとともに、社会福祉法人、日本赤十字社、民法第三十四条の規定により設置した法人の施設については、その整備、運営等に要する費用は国、都道府県が補助するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由
結核回復者の完全なる社会復帰を促進するため、前掲のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

国立病院等における看護婦の産休、病休のための定員確保に関する請願外一件（請願者　福岡県小倉市北方国立小倉病院全医労小倉支部高仁カズコ外三百七十九名）（長谷川保君紹介）（第一六三四号）、同（請願者　新潟県高田市南本町三丁目全医労高田支部婦人部会博田とし外五十五名）（猪俣浩三君紹介）（第一六三五号）、同（請願者　福岡県小倉市国立小倉病院労働組合支部高仁和子外百四十三名）（池田禎治君紹介）（第一七七二号）、同（請願者　新潟市関屋田町一丁目森千代見外八十二名）（櫻井奎夫君紹介）（第一八〇二号）、同（請願者　新潟県小千谷市上山町全医労小千谷支部春日禎子外二十七名）（猪俣浩三君紹介）（第二〇一八号）、同（請願者　佐賀県藤津郡嬉野町国立嬉野病院全医労嬉野支部秋月国男外二百二十六名）（井手以誠君紹介）（第二〇一九号）、同（請願者　静岡県三島市宮町国立三島病院全日本国立医療労働組合三島支部長千秋泰治外百二十六名）（勝間田清一君紹介）（第二〇二〇号）、同外一件（請願者　松江市上乃木町国立島根療養所井原麻蔵外五百九十名）（中崎敏君紹介）（第二〇三六号）、同（請願者　福井県今立郡神明町国立鯖江病院山田和子外百五十一名）、（田中武夫君紹介）（第二〇三七号）、同（請願者　鳥取県岩見郡宇部野村国立療養所鳥取病院内清水泰治外百三十一名）（足鹿覺君紹介）（第二〇三八号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡村松町国立療養所村松病院内小林トミ外二百四十名）（石田宥全君紹介）（第二〇三九号）、同（請願者　石川県河北郡森本町国立療養所医王園内鳥原実外百九十七名）（岡良一君紹介）（第二〇四〇号）、同（請願者　長崎県大村市松並町全医労大村松並支部深堀富栄外四十九名）（石橋政嗣君紹介）（第二〇四一号）、同（請願者　新潟県小倉市北方国立小倉病院全医労小倉支部高仁カズコ外三百七十九名）（長谷川保君紹介）（第二〇七八号）、同（請願者　新潟県高田市南本町三丁目全医労高田支部婦人部会博田とし外五十五名）（猪俣浩三君紹介）（第二〇七九号）、同（請願者　福岡県小倉市国立小倉病院労働組合支部高仁和子外百四十三名）（池田禎治君紹介）（第二〇八〇号）、同（請願者　徳島県麻植郡鴨島町国立徳島療養所全医労徳島支部中道照子外七百九名）（阿部五郎君紹介）（第二〇八五号）、同（請願者　山口市朝倉国立湯田療養所全医労湯田支部長添田潮外八十九名）（受田新吉君紹介）（第二一一二号）、同（請願者　高松市新田町国立高松療養所釜野喜一郎外八十八名）（成田知巳君紹介）（第二一一九号）、同（請願者　岡山県都窪郡早島町全医労岡山支部小崎始男外二百三十八名）（山崎始男君紹介）（第二一四四号）、同（請願者　新潟県佐渡郡真野町国立佐渡療養所全医労佐渡支部池野キヨ外二十九名）（櫻井奎夫君紹介）（第二一七二号）及び同（請願者　兵庫県加古川市神野町国立加古川病院全医労加古川支部長蔵本勝美外三十五名）（堂森芳夫君紹介）（第二一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
医療法および厚生省の基準によれば、国立病院の看護婦は患者四名に対し一人の割合になつているが、医療看護の近代化せる今日では、このような基準ではとうてい患者の要求に応ぜられない実情にあり、しかも定員の不足により看護婦は労働強化を余儀なくされている上、休日も出勤することが多く、産前産後の休暇も、施設や同僚への気がねから、基準法に認められた基準を下回る最小限度しかとれない状態にある。ついては、国立病院等における看護婦の定員を、病休、週休、産休等の許される最小限度だけでも確保されたいというのである。

二、請願の議決理由
国立病院運営の実情にかんがみ、本請願は妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

母子福祉制度改善に関する請願（請願者　静岡県浜松市栄町浜松市母子の会長平野はな外三名）（長谷川保君紹介）（第一六八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在の母子福祉資金制度は、末端においてきん少の世帯を潤すのみにて、大部分の母子世帯の希望を満たし得ないのが実情である。しかも親類、知人にも頼らず強く独立を希望している母子世帯にとつては、同資金貸付保証人の選定は、きわめて困難な現状であり、また未亡人の固定資産税は負担が重く、加うるに固定資産の活用はできがたい実情である。ついては、母子福祉資金を増額し、その貸付保証人を全廃するとともに、未亡人の固定資産税を控除されたいというのである。

二、請願の議決理由
母子家庭の経済的自立を促進し、生活意欲の助長をはかるため前掲の措置を講ずることはきわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

国立療養所の付添廃止に伴う施設改善に関する請願（請願者

東京都中野区新井町五百十四番地全日本国立医療労働組合委員長井上五郎）（長谷川保君紹介）（第一六八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国立結核療養所の付添廃止に伴う新看護体制への切りかえについては、第二十二回国会では看護要員の増加と諸条件、設備、給食の改善が伴わない限り、強行しないこと等の決議をされ、その後厚生省においては、付添制度を廃止するのではなく、切りかえることによつて必然的に付添婦がいなくてもすむようになるとのことをもつて、昨年十月以来部分的に切りかえを実施しているが、実情は人員および諸設備の面においても十分な改善が行われないまま強行しており、このため重症患者の不安、中等度患者の過労、職員の労働強化、付添婦の失職等から重大な社会問題ともなりつつある。ついては、実施施設の実情を調査の上、不完全な点を明らかにし、施設改善ならびにそれに伴う整備予算の増額、増員等を行われたい等というのである。

二、請願の議決理由

新看護体制への切りかえに伴い前掲の諸措置を講ずることはきわめて緊要適切なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

在外未帰還者の調査促進に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟委員長　綿岡兵衛外二名）（中村梅吉君紹介）（第一八八〇号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟文京区代表久河寛外一名）（濱野清吾君紹介）（第二〇四八号）及び同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目三番地東京都議会局内東京都留守家族連盟墨田区代表高沢義三）（眞鍋儀十君紹介）（第二〇四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年八月施行の未帰還者留守家族等援護法第十三条に、留守家族の援護が三箇年の期限を付せられたゆえんは、この三箇年に未帰還者の調査を完了する意図であつたにもかかわらず、調査の現況は消息不明者をまだ五万も数える実情である。この調査現状は、留守家族の不満を著しく増大するものであり、同法施行期間の延長を要望する切なる声があるが、調査に当る厚生省未帰還調査部の減員は、今後の調査員の負担を増大するとともに、調査完了の年限をさらに延引せしめる傾向にある。ついては、現行の厚生省職員法の改正により、未帰還者留守家族等援護法の施行期間中に、未帰還者の消息調査を完了するに必要な調査人員を確保されたいというのである。

二、請願の議決理由

未帰還者の調査を速かに完了することは喫緊の要請と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

上水道地盤変動対策事業の継続施行に関する請願（請願者　広島県知事大原博夫外十三名）（永山忠則君紹介）（第一九二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十一年に発生した南海震災のため、同地方一帯の地下水位の変動等の災害は著しいものがあり、これが対策として昭和二十五年度より上水道布設事業が実施せられつつあるが、地盤変動の特異な災害現象は、十年を経た今日においてもなお徐々に変動しつつあり、その被害は累年増加の傾向にあることは憂慮にたえない。ついては、同工事を継続施工しすみやかに完成するよう、予算措置とともに適切なる施策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地盤変動対策として上水道布設の措置を講ずることは公衆衛生上きわめて必要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

精神薄弱者の福祉に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋通り二丁目二番地加藤ビル内社団法人全国精神薄弱児育成会長前田多門）（八木一男君紹介）（第一九三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会福祉事業の現況をみるに、身体障害者および結核患者等にはそれぞれ適当な対策を講ぜられているが、自ら生きる道はもちろん、その保護を訴えることさえできない精神薄弱者には、なんらの施設もなく、児童期においてさえ一般社会生活の不適格性のために養護施設に収容を依頼しているが、成人するにつれ保護の必要性はさらに増大している。欧米の精神薄弱者施設はどには国の財政が許さないとしても、せめて生活費実費を保護者負担の程度で保護する必要が痛感される。ついては、成人した精神薄弱者を実費の有料福祉施設で保護されたいというのである。

二、請願の議決理由

精神薄弱者施設の実情にかんがみ、前掲のごとき措置を講ずることは妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

国立熊本労災病院にけい肺病舎増設の請願（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第一九七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年七月にけい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法が制定せられたことは、けい肺病に対する積極的な措置としてまことに喜びにたえないが、南九州地方においては、炭鉱、陶石採取場、粉じん作業場等が多数存在するため、けい肺患者数も累増の傾向にあり、憂慮にたえない。ついては、熊本県八代市にある国立熊本労災病院に、けい肺専門の病舎を設置するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

水道金融公庫設置の請願（請願者　長野市妻科町長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九七三号）、同（請願者　長野県松本市中条長野県議会議員深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一九九〇号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二二号）、同（請願者　長野県議会議員後藤武次郎）（井出一太郎君紹介）（第二〇九四号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在上水道事業は継続事業費約五百十億円、新規事業要望三百余箇所三百億円、さらに簡易水道事業要望千五百余箇所百五十億円に達しており、町村合併等の関係から、新規事業の要望額は今後なお増大する見込である。長野県においても年々新規事業百数十箇所九億円以上に達し、これに対する国庫補助、公共事業起債認承措置はわずかに二割で、県民要望の一部を満たすにすぎない。しかるに、政府資金は一定のわく内にあるため、たとえ今後の預貯金の伸長を予想しても、政府資金のみによつてこれらの要望にこたえることは不可能である。ついては、民間資金を大幅に導入し、水道金融公庫を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

早急に上水道の普及をはかるため、水道金融公庫を設置し公衆衛生の向上発展をはかることは時宜に適する措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願

はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

旧豊川海軍工廠における殉職者の遺家族援護に関する請願（請願者　愛知県豊川市新青馬町八丁目七番地水落実）（八木一郎君紹介）（第二〇〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年八月米軍機の旧豊川海軍工廠爆撃により、公務就業中死亡した二千三百二十六名の徴用工、てい身隊員および見習工等は、同年十二月十三日発布の復員局公報によつて戦死として公表され、各死者の戸籍原簿にも戦死として受理されている。またその全員は海軍共済組合にも加盟しており、軍需兵器調達中に殉職したもので、死の原因や内容において、なんら戦死と変らない。しかるに政府は、これら死亡者は、徴用工で本物の軍属でないとし、遺家族の苦難をも解することなく、軍人、軍属の遺家族と国家的処遇を差別し、援護法の対象から除外しているのは、まことに遺憾である。ついては、右殉職者の遺家族に、戦傷病者戦没者等遺族援護法を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、きわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

健康保険における国庫負担増額に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二〇〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次の健康保険法改正の目的は、保険財政の健全化をはかるためとのことであるが、標準報酬最低額の引き上げは低額所得者に過重な負担を課し、一部負担金の増額は被保険者に過大な負担を強要し、また被扶養者の範囲縮小と継続給付資格の制限は、明らかに医療保障を後退せしめるものである。ついては、該法の改正に当つては、医療保障の後退にならぬよう善処するとともに、保険財政健全化のために国庫負担を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は時宜に適する措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

第二次世界大戦戦没者の遺骨等収集に関する請願（請願者　兵庫県西宮市豊楽町四十七番地桜友会長加陽邦寿外二名）（岡良一君紹介）（第二〇四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今まで遺骨収集に出向いた地区を除いても、誤れる戦争の犠牲となつてすでに十有余年、わびしく異国の山野にさらされている同胞の遺骨は、なお百余万柱を数える。ついては、これら放置されている同胞の遺骨等を、一日も早く肉親の待つ家郷に還すよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は人道上の問題としてもこれが解決の措置を講ずることはきわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

韓国抑留漁船乗組員家族の生活援護に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外一名）（上林山榮吉君紹介）（第二〇七九号）、及び同外一件（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂外五名）（池田清志君紹介）（第二二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

李ライン問題の未解決に基因する漁業界の影響はまことに大であり、とくに抑留船員家族の生活は、窮乏の極に達している。ついては、李ライン問題の早期解決を推進するとともに、抑留船員家族に対する援護措置を早急に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

抑留船員家族の生活の実情にかんがみ、その援護措置をはかることは喫緊の要務と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正に関する請願（請願者　長崎市長田川務外一名）（田口長治郎君外九名紹介）（第二〇九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十七年に戦傷病者戦没者遺族等援護法および旧軍人軍属に関する恩給法の復活改正法が実施せられ、旧軍人軍属の遺族には、年金あるいは公務扶助料等の支給による国家補償がなされている。しかし、援護法第三十四条第五項に該当する学徒報国隊員、徴用工、女子てい身隊員ならびに国民義勇隊員等の遺族に対しては、弔慰金支給以外なんら国家補償の措置が講ぜられていないことは遺憾である。ついては、戦傷病者戦没者遺族等援護法を改正し、次記事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）一時弔慰金額の引き上げ、（二）学徒徴用工等の遺族に遺族年金の支給、（三）障害年金および障害一時金の支給、（四）同法第三十四条第五項の適用範囲を拡大すること。

二、請願の議決理由

遺家族の心情等を考慮し、戦争犠牲者に対し国家が援護の措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

世帯更生資金貸付事業費補助金の増額に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（上林山榮吉君紹介）（第二一二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

生活に恵まれない人達に、明るい希望と生活更生の道を与えようというねらいで、昨年より実施になつた世帯更生資金貸付制度は、社会保障制度の一環として大きな効果を挙げているが、しかしながら、最近とくに増加の一途をたどつているこれら生活困窮者の人々の期待と要望にこたえるには、貸付金があまりにも少額である。ついては、世帯更生資金貸付事業費補助金を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

世帯更生資金貸付制度の強化措置を講ずることは妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

事業附属寄宿舎規程の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目六番地全国繊維産業労働組合同盟会長滝田実）（浅沼稲次郎君紹介）（第二一二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国繊維産業の民主的発展と、その従業員の寄宿舎生活の条件向上のため、事業附属寄宿舎規程を次記のごとく改正されたいというのである。（一）第十一条第一項の但し書を削除すること、（二）旧第十六条を新設し「寄宿舎には三室に一箇の割合で適当な場所にたんつぼを備えなければならない」とすること、（三）第十九条第一号を、一室の居住面積は床の間および押し入れを除き一人について四平方メートル以上とし、一室居住人員は四人以下とするよう修正し、第四号に和室の場合は床の間を設けることを加え、第七号の十しよく光以上を二十しよく光以上に改めること、等。

二、請願の議決理由

事業附属寄宿舎の改善は、従業員の生活向上のためきわめて適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

中国人殉難者の遺骨送還に関する請願（請願者　東京都中央区銀座西八丁目八番地中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会委員長大谷瑩潤）（山口喜久一郎君外三名紹介）（第二一六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
中国人俘虜殉難者慰霊実行委員会が、ひたすら人道精神に立脚し、超党派的国民事業として、三年来推進してきた中国人殉難者の遺骨送還事業は、今日まで五回にわたり合計二千三百四十八柱を中国に送り届け、日本人の国際道義の発揚に寄与するところじん大であったと信ずる。ついては、本年度の調査、送還計画を含め、今後の事業について、次の事項を実現されたいというのである。（一）同事業の人道的、国際的意義にかんがみ、国会の決議によって、真の国民的事業として完遂せしめること、（二）民間の零細な寄進のもとに、実施している同事業に対し、政府は助成金を交付すること、（三）事がらの性質上、同事業は元来政府の責任において執行すべきものと思料されるので、すみやかに政府が直接に実施すること。

二、請願の議決理由
遺族の心情等を考慮し、ふ虜殉難者の遺骨を収集し、送還することは妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

老人福祉法制定等に関する請願（請願者　東京都文京区駒込東片町八十五番地全国老人クラブ連絡協議会岩谷直次郎外三十六名）（田子一民君紹介）（第二一六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近日本人の平均年令が延びており、老令者の数が年々増大しているが、国家建設の世代を経て、余世を楽しく、健康に送ることは、これら多数の老令者の念願であり、社会保障の一環でもある。ついては、政府においては、すみやかに老人福祉法を制定するとともに、社交、娯楽および研究修養等の機関として、老人クラブセンターをつくり、老人社会の福祉増進をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
現下の社会事情にかんがみ、老人福祉増進の措置を講ずることは適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

母子福祉資金等全額国庫負担に関する請願（請願者　島根県議会議長遠藤嘉右衛門）（櫻内義雄君紹介）（第二一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
母子福祉資金貸付制度および世帯更生資金貸付制度は、母子家庭の更生あるいは境界線層の家庭の更生に最も大きな役割を果しているが、地方公共団体の財政的危機は、これらの要望に対し、十分に応ずることは困難な実情にある。ついては、これら制度の資金は、全額国庫負担として推進されたいというのである。

二、請願の議決理由
母子家庭に対し、要旨のごとき措置を講ずることは緊要なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険法の改正に関する請願（請願者　静岡県賀茂郡下田町順崎小川清五郎外千五百二十名）（西村直己君紹介）（第二一八九号）及び同（請願者　愛知県渥美郡田原町大字六連河合一二外千三百九十一名）（加藤鐐五郎君紹介）（第二一八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民健康保険は、わが国社会保障制度の基盤であるが、いまなお医療保障なき約三千万人の国民があることは、医療の均等受益の面からまことに遺憾であり、国家経済上よりも憂慮にたえない。ついては、全国民がひとしく国民健康保険の恩典に浴し得るよう、同法を改正され、なお官民合同の委員会を結成して未実施地区の解消をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
社会保障制度確立の精神にのっとり国民皆保険への基礎を確立することはきわめて適切妥当なる措置と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

疾病保険統合のための調査会設置の請願（請願者　仙台市県庁内宮城県国民健康保険団体連合会理事長高橋進太郎外七名）（山崎巌君紹介）（第二一九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
各種疾病保険は複雑多岐にわたっているため、事務を煩雑ならしめ、その経費は巨額に達しているのみならず、国民はその保険内容に著しい差等を受け、医療保障政策に一貫性を欠く現状である。したがって社会保障制度を確立するため、すみやかにこれらを統合すべきである。ついては、各種疾病保険を統合するための調査会を設置し、その統合実現を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、社会保障制度の確立をはかるためきわめて妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

労働者災害補償保険法の保険料率改正等に関する請願（請願者　新潟県中蒲原郡白根町白根郷土地改良区理事長吉沢総一）（石田有全君紹介）（第二二一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
土地改良区の行う工事は、国県営と異なり簡易な農業土木工事で、危険率がほとんどないにもかかわらず、昭和三十年九月一日労働省令第二十二号の賃金率および保険料率表によるときは、第八級土地整理土木事業として賃金率四十九パーセント、保険料一銭八厘となっているが、この種事業としては著しく高率な負担である。ついては、土地改良区の行う工事に対する右料率を引き下げ、かつその他取扱いの統一ならびに適用事業の不合理是正につき、労働者災害補償保険法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願は、その趣旨妥当なものと認め、これを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
社会労働委員長　佐々木秀世
衆議院議長益谷秀次殿

アフター・ケア設置に関する請願（請願者　愛知県豊橋議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九四号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（纐纈彌三君紹介）（第二四三五号）、同（請願者　静岡市議会議長田中次郎）（神田博君紹介）（第二四三六号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村蕙）（江崎真澄君紹介）（第二四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近の結核患者は漸増の一途をたどつており、結核は、療養の結果安静度四度ないし五度となり、退院可能となつても、他の病気とは異り、ただちに労働に携わる事も不可能である。ついては、軽患者を収容して、これに適応せる軽作業を与える半面、治療を施して全治の段階に進ませるためのアフター・ケア施設を県、国において新設あるいは増設されたいというのである。

二、請願の議決理由
公衆衛生の徹底をはかるとともに結核回復者の完全な社会復帰をはかるため、アフター・ケア施設

を新設増設することは適当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

清掃事業に伴う財政措置に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九五号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四四六号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四七号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綱網彌三君紹介）（第二四八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

清掃法は昭和二十九年七月施行されたが、法に基く清掃実施のために要する諸施設ならびに資材の整備については、現下の窮乏せる地方財政下においては、その実施が困難である。ついては、同法第十九条に規定する財源的裏づけ措置を十分講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方財政の困窮にかんがみ、清掃法実施の円滑をはかるため、国庫の財源的裏付のごとき措置を講ずることは時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

国民健康保険事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九六号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四四一号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四四二号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綱網彌三君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民健康保険事業は、国庫補助金の義務支出によっても、必ずしも安定したとはいえず、国保実施の市町村は、いまなお赤字経営上幾多の困難に遭遇し、貧困なる市町村財政よりの繰入金により、ようやく同事業をささえている実情にある。ついては、法律を改正して、全国民を対象とする義務制にするとともに、国庫補助金を三割以上に増加して、急速に同国民健康保険財政の安定を計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

保育所措置費に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二三〇二号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綱網彌三君紹介）（第二四三号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四四四号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保育所措置費中、事務費の限度額については、一般職公務員の勤務地手当による地域差が、また措置児童の保護者負担徴収基準については、生活保護法による地域差がそれぞれ付されているため、合併実施都市においては、新市域と旧市域間に著しい不均衡が生じ、運営上支障をきたしている。ついては、合併実施都市における、保育所措置費ならびに保護者負担額に関する級地を、全市域同一に是正されたい等というのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者に夏季手当支給に関する請願（請願者　東京都港区芝海岸通り三丁目一番地馬場大静）（八木一男君紹介）（第二四五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時経済界が好転しつつあることは喜びにたえないが、その反面特需の激減、一部企業の合理化等により、失業者は依然増大の一途をたどりつつあり、加えて三箇年にわたる賃金くぎづけのため、日雇労働者の生活はきわめて窮迫している実情である。ついては、古くからわが国の伝統であり、かつ民族的行事である盆の季節も迫っているので、日雇労働者に対し次記事項の実現措置を講ぜられたいというのである。（一）全国の職安に登録する全日雇労働者に、平均賃金十日分の夏季手当を別途予算で七月五日までに支給すること、（二）生活保護費から右手当金は差し引かぬこと。

二、請願の議決理由

日雇労働者の生活事情にかんがみ、夏季手当の支給等の措置を講ずることは、きわめて適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

日雇労働者に夏季手当支給等に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋七丁目十二番地全日本自由労働組合中央執行委員長渡辺仙一郎）（八木一男君紹介）（第二四九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

失業対策事業に就労する者の賃金は、交通費、電気、水道料、教育費等の値上りにもかかわらず三年も据え置かれ、全国平均二百八十三円という低賃金であり、さらに一箇月二十一日の就労は労務者の生活維持を困難にするものである。ついては、全国労務者の切実な要求である次記事項に対して配慮されたいというのである。（一）夏季手当七日分の支給、（二）賃金一日五十円値上、（三）一箇月二十五日間の就労、（四）有給休暇三日の支給（お盆休み）、（五）カラ認定を廃止し、失業保険金二百円支給、等。

二、請願の議決理由

日雇労働者の生活事情にかんがみ、夏季手当の支給等の措置を講ずることは、きわめて適切なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

民生事業確立に関する請願（請願者　名古屋市千種区源右井町一丁目十番地名古屋市民生委員連盟理事長神田徳次郎）（横井太郎君紹介）（第二四九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年三月十五日開催した第七回名古屋市民生委員、児童委員大会において、次のごとく決議したので、これが実現を期せられたいというのである。（一）民生委員の定員を増加すること、（二）民生常務委員制度を法制化すること、（三）簡易庶民住宅を建設すること、（四）生活保護費の基準改訂と合併町村の地域給を引き上げること、（五）医療扶助の単給者に日用品購入費適用の措置を講ずること、（六）境界層階級の援護対策を強化すること、（七）援産施設を増設すること、（八）保育所入所児童に要する費用の徴収基準を改訂すること、（九）保育所事務費の交付基準を引き上げること、（十）保育所入所児童に要する費用の徴収基準級地別を改訂すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、いずれも適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上

は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

戦没遺骨納骨堂建設に関する請願（請願者　東京都北多摩郡東村山町野口百四十五番地野田功外六百五十一名）（野田卯一君紹介）（第二五二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

敗戦の結果とはいえ、一身を国にささげた勇士の遺骨がいまだ異国の土に埋まり、あるいは風雨にさらされているを思うとき、またさいわいに遺骨引取団によつて悲しくも無言で帰国はしたが、戦災のため親族の行方も知れず引取人のないまま、やむなく旧兵舎の弾薬庫等に保管されている現状を見るとき、残された国民としてまことに同情にたえない。ついては、靖国神社境内に、引取手のない戦没者の遺骨納骨堂、あるいは無名戦士の墓を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

祖国の勝利を確信し、雄々しく散華した数多き無名の将兵を鄭重に葬祭するは諸外国が先例とする所であり、前掲の措置を講ずることは、きわめて適切妥当なるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

社会労働委員長　佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

運輸委員会

港湾整備予算増額等に関する請願（請願者　東京都新宿区四谷一丁目十三番地日本港湾協会長松本学）（柳田秀一君紹介）（第二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

経済自立の達成は、わが国に課せられた喫緊の要務であり、これには産業貿易の振興と、国土開発の基礎をなす港湾の整備を急速に実施する必要があるが、戦後港湾整備に投ぜられた国費および財政融資は、きわめて少額に失し、施設の貧困、機能の弱体化はまことに寒心にたえない。ついては、昭和三十一年度においては、港湾関係公共事業費百九十億円を予算化するとともに、港湾整備促進法に基く臨海工業地帯の造成、ならびに上屋、荷役機械等の整備費として、一般地方債のわく外で政府財政資金より三十億円を確保し、かつ地方負担金は全額起債を認め、もつて港湾施設のすみやかな整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

産業貿易の振興並びに国土開発の基盤をなす港湾の整備を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

滝港及び羽咋港の港湾整備費増額に関する請願（請願者　石川県羽咋郡羽咋町長西外居）（南好雄君紹介）（第九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

石川県羽咋郡羽咋町の滝港および羽咋港は、年々日本海の潮流、季節風ならびに波浪のため、港内は常に土砂堆積し、船舶の出入ができない状態にある。したがつて滝港については毎年掘り下げを行い、波浪防止の築堤も施行しつつあるが、予算少額にして事業が意のごとく進まない現状にあり、羽咋港においては増水時に羽咋川が出水し、付近の水田に浸水し多大の損害を与えているが、予算がなく抜本的対策を講ずることは不可能である。ついては、両港の港湾整備費を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

滝港及び羽咋港の現状にかんがみ両港の整備につき、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

青梅線の複線化等に関する請願（請願者　東京都青梅市長榎戸米吉外十八名）（木崎茂男君紹介）（第一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和十九年に国鉄青梅線が発足以来、利用者の増大と相まつて各種施設が改善せられたことは喜びにたえないが、現在同線は拝島駅まで複線化されているのみで、近時ますます発展しつつある青梅市、福生町ならびに沿線町村の客、貨の輸送はきわめて困難となつているのみならず、同線は東京直通運転が早朝一本のみであるため、通勤通学者の不便も大きい。ついては、青梅線を複線化するとともに、同線に青梅、東京間直通運転を実施するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

北海道南部西海岸線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　北海道檜山郡江差町字上野町三十番地檜山総合開発期成会長鈴木吉蔵外二名）（伊藤郷一君紹介）（第一一号）、同（請願者　北海道檜山郡江差町長谷口太一外二名）（田中正巳君紹介）（第二一号）及び同（請願者　北海道檜山郡檜山町村議会議長会長曾我井定一外二名）（小平忠君紹介）（第六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道檜山支庁管内の交通状況は著しく不備であり、ことに日本海岸線は交通需要が多い地帯でありながら、現在唯一の営利会社による乗合自動車の運行があるのみで、これがため同地方関係住民はきわめて不利不便に悩んでいる実情にある。ついては、北海道南部西海岸線瀬棚、江差、松前各駅間に、国営自動車を運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方の交通の利便をはかるため、車両、要員等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

京都市内の東海道本線を高架式に改築の請願（請願者　京都市会議長室谷喜作外五名）（田中伊三次君外一名紹介）（第二二号）及び同（請願者　京都府知事蜷川虎三外四名）（小川半次君外六名紹介）（第二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国有鉄道東海道本線は、京都市内の工場地帯を平面で貫通しているため、同市産業の発展は著しく阻害されているのみならず、交通、衛生、防災、経済等都市活動の上にも諸種の障害をきたし、都市能率を極度に低下せしめている。ついては、京都市内を貫通する国有鉄道東海道本線を高架式に改築されたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市における市内交通の円滑をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価一部十五円（送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局

昭和三十一年六月三日　第九種郵便物認可

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報　号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会　衆議院会議録追録（二）（その二）

石勝線敷設の請願（請願者　北海道空知郡南富良村長村上寿造）（松浦周太郎君紹介）（第二四号）及び同（請願者　北海道夕張市本町石勝線新設促進期成連合会長北島光盛）（南條徳男君紹介）（第二四六四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

根室本線帯広駅を基点とし、同線金山より分岐して占冠種別の炭田を経い、多張紅葉山に出て、室蘭線追分と千歳線千歳駅を結んで札幌に至る石勝鉄道の新設は、十勝以東三箇国と石狩以南および本州との距離を短縮し、沿線各種資源の開発、旭川地方の工業発展ならびに経済活動を促進する等、多大の効果がある。ついては、石勝線を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

新潟海岸決壊防止工事費の全額国庫負担に関する請願外一件（請願者　新潟市議会議長渡辺治太郎外一名）（渡邊良夫君紹介）（第四四号）及び同外一件（請願者　新潟県知事北村一男外二名）（大島秀一君外二名紹介）（第八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟市の海岸は、信濃川より流下する土砂の補給と侵食とがおおむね均衡を保つているため安定していたが、近来大河津信濃川分水工事により土砂の補給が激減し、さらに新潟港の防波堤のため西向きの反射流を生じた結果、海岸線決壊によるてい線の後退は最大地点で三百六十メートルに達し、全面積二百万坪以上が海没しており市民に大なる脅威を与えている。したがつて二十七年度より四億円余の海岸決壊防止工事を実施し、三十一年度以降約六億円の工事の早期完成を必要とされているも、地元県市の財政事情にてはきわめて困難である。ついては、該工事を全額国庫負担にて施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟海岸の決壊を防止するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

長野県陸運事務所松本出張所の設置に関する請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川原武）（原茂君紹介）（第八六号）、同（請願者　長野県松本市中条町深沢則吉）（下平正一君紹介）（第八七号）及び同（請願者　長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第二三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時自動車の普及は加速度的なものがあり、長野県においても飛躍的に増加し、今後ますます激増の一途をたどることを予想されるが、このおびただしい数の自動車の売買、譲受渡、移籍、廃車等に関する登録の事務手続き、ならびに車体検査を担当とする陸運事務所は、県北部の長野市にあるため、中、南信地方の自動車業者は、時間的、経済的にきわめて不利不便を感じている。ついては、中、南信の中心地である松本市に陸運事務所の出張所を設置せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における自動車普及の実情にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

屑物類の鉄道等級運賃引下げに関する請願（請願者　東京都中央区日本橋小舟町一丁目二番地日本資源回収組合連合会長秋田倉次外十二名）（加藤鎌五郎君外一名紹介）（第一一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

紙くず、鉄くず等の回収資源は、全国いたるところに存し、加工場は大都市に集中しているため、その輸送費がかさみ、かつその性質上、巧みに荷造りしても数量が増すので、零細なる同業者は輸送費高により重大なる危機に直面している。ついては、くず物類の鉄道等級運賃を引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

屑物業者の運賃負担力が小なる実情にかんがみ、他の貨物との振り合いを検討の上、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

国電駒込駅舎の建設促進に関する請願（請願者　東京都渋谷区栄通り一丁目四十三番地松本勝次外二名）（中村梅吉君紹介）（第一一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

さきに国電駒込駅舎の建設が計画せられ、すでに地元民の多大の犠牲によつて区画整理も完了している。ついては、すみやかに当初の計画どおり、駅前に広大なる広場を有する駅南側に本駅舎を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における旅客の利便をはかるため、地元利用者との話し合いを促進して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

伊豆長岡地区に関東乗合自動車株式会社の経営免許申請反対に関する請願外一件（請願者　東京都港区赤坂新町三丁目三十五番地日本乗用自動車連合会長代理湯城義一外六名）（中居英太郎君紹介）（第一一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

関東乗合自動車株式会社は、名古屋陸運局管内静岡県長岡町に、一般乗用自動車運送事業の経営免許申請をなしているが、同町は伊豆温泉町村中最も狭い山間地域で、現在三社の乗用自動車事業者を有するも、すでに供給過剰においちいり、極度の運営難に直面しているので、右社のごとき大資本を背景とする他府県よりの進出は、地元業者を危地におとしいらしめること明らかである。ついては、右社の経営免許申請に反対するというのである。

二、請願の議決理由

一般乗合自動車運送事業の公共性にかんがみ、当該地区における実情に即して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

唐津市、呼子町間の鉄道敷設に関する請願（請願者　佐賀県東松浦郡呼子町長落合勝郎外三名）（保利茂君紹介）（第一四三号）及び同（請願者　佐賀県唐津市長金子道雄外二名）（井手以誠君紹介）（第二〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

唐津市西唐津駅より打上村を経て呼子町に至る約二十キロの間は、九州の北端で、玄海灘を隔てて長崎県、壱岐、対馬に相対し、中共および韓国との最短距離にあり、豊富な農水産物地帯を控え、陸海上交通の要地を包含し、観光遊覧のコースとして内外に知られている。ついては、右区間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発をはかる等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

東山隧道東口付近に停車場設置の請願（請願者　京都市東山区山科竹鼻外田町一番地大野木万次郎外五十名）（田中伊三次君紹介）（第一四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都市東山区山科西方地区は、戸数八百余、人口約五千を有するが、東山連山にさえぎられる地形にあるため、通勤および通学等には、一キロないし二・五キロもの道程を国鉄山科駅、京津線日岡駅まで出なければならない。他面東山トンネル東口東海道線踏切は、交通ひん繁にして従来幾多の事故を発生しているので、ここに停車場を設置することにより、山科地区の交通に利便を与えるとともに、事故防止の一端ともなる。ついては、該地点に停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区における交通の利便を増進するため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

西鹿児島駅の本駅化に関する請願（請願者　鹿児島市武町五百六十八番地永田伸正外一名）（床次徳二君外一名紹介）（第一七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島市の表玄関たる西鹿児島駅は、復興計画法に基き決定されてから十年を経過した今日においても、始発着駅として、最も重要な操車場、機関庫等が設置されず、旧態依然として中間駅のまま放置されているため、多額の費用を要した諸施設も十分に活用できず、同県の発展は著しく阻害されている。ついては、すみやかに西鹿児島駅を本駅化されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における交通の利便を増進するため、予算、要員等を勘案して請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

桜島火山の観測整備に関する請願（請願者　鹿児島市長勝目清外二名）（池田清志君紹介）（第二〇五号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村長武定利外一名）（池田清志君紹介）（第二二四三号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村議会議長久米豊蔵外一名）（上林山榮吉君紹介）（第二二三二号）、同（請願者　鹿児島市議会議長牛飼市助外一名）（床次徳二君紹介）（第二二八八号）、同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志外三名）（池田清志君紹介）（第二三八九号）及び同（請願者　鹿児島市東千石町七十九番地緒方虎之助外二名）（二階堂進君紹介）（第二四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昨年十月桜島火山は突如として三十六回目の噴火をし、若干の死傷者とじん大な降灰被害を出したが、従来同火山に対する継続的で組織的な観測網が設けられていないため、爆発の予測はもちろん、活動状況そのものの分析さえ行うことができない状態で、住民は突然の噴火に対する著しい不安のうちに放置されている。ついては、右火山観測網の整備、観測機能の充実について配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

最近における桜島火山の活動状況にかんがみ、その災害を防止するため、予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

山野線にデイゼルカー運転の請願（請願者　鹿児島県大口市長薗田仁外一名）（池田清志君紹介）（第二〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山野線は北薩開発の重要線として、また霧島観光路線として、近時利用者が激増の一途をたどりつつあるが、同線は貨客連結の混合列車で、運転回数少なく、運行時間が遅延し、あまつさえトンネルが多いのでおびただしいばい煙で、その不便と精神的苦痛は乗客にたえ難いものがある。ついては、山野線にデイゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

肥薩線並びに山野線にデイゼルカー運転等の請願（請願者　鹿児島県大口市長薗田長仁外十三名）（池田清志君紹介）（第二〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在肥薩線のダイヤは、上りは午前中一回だけの運行であり、午後も長時間の間隔があるので通勤、通学または日常の用務にきわめて不便である。ついては、次記事項を早急に実現されたいというのである。（一）肥薩線および山野線にデイゼルカーを運行すること、（二）吉松発五時五十六分西鹿児島着七時五十四分の列車を、始発において二十分程遅らし、隼人七時十五分発の日豊線とただちに連絡し、西鹿児島八時十五分着に改正すること、（三）下り吉松発七時十八分発の貨客混合列車を旅客専用としスピードアップすること、等。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

宮之城線にデイゼルカー運転の請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正外二十五名）（池田清志君紹介）（第二一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島本線の支線である宮之城線は、大部分が貨客混合列車で、六十六キロの区間を実に三時間を要し、運行回数が少ない上に著しく旧式な車両のため、利用者の不利不便はきわめて大きい。ついては、宮之城線にデイゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方における旅客交通の利便をはかる等のため、車両等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

肥薩線隼人、吉松両駅間に列車増発の請願（請願者　鹿児島県姶良郡吉松町長中水千利外九名）（池田清志君紹介）（第二一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日豊線隼人、鹿児島駅間には上り、下りともに客車九、汽動車二列車が運転せられ、肥薩線と接続するものは、下り列車においては午前中三、午後に四列車が二時間おきに運転されているため、鹿児島方面への接続は、合理的になされているが、上り列車においては六列車で、隼人発午後八時七分の次が四時間おいて十二時三分発であるため、その間における北姶良、伊佐、八代あるいは小林方面への連絡がなく、鹿児島、国分間の日豊沿線住民は極度に不便を感じている実情である。ついては、肥薩線隼人、吉松間に、五百三十二列車に接続するよう汽動車を増発運転せられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の旅客交通の利便をはかるため、車両等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

大糸線の全通促進に関する請願（請願者　長野県松本市長　松岡文七郎外七名）（下平正一君紹介）（第二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大糸線南部は松本駅から真那板駅まで、北部は糸魚川駅から小滝駅まですでに開通して、未開通区間は真那板、小滝間七・七キロメートルとなつた。大糸線の全通は、ひとり地元住民の福利を増進するのみでなく、沿線各地区の未開発資源の開発機運と意欲を増大し、さらに観光地としての開発も高く評価さるべきものがある。ついては、目下施行中の開通事業をすみやかに進行し、残余の一億六千万円の工事を本年度に実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道全通につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

久大線に快急列車増発の請願（請願者　久留米市長　山下善助外二名）（楢橋渡君紹介）（第二四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
久大線は豊肥線とともに九州中部を横断する一大横断線であるが、豊肥線にはすでに快速列車が運転されているにもかかわらず、九州東海岸の別府、大分と長崎本線とをつなぐ重要幹線である。久大線には、わずかに土曜、日曜にかけて一往復する急行の運転があるのみで、非常に不便を感じている。ついては、すみやかに久大線に平日快速列車一往復の増発を配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方における旅客交通の利便を増進するため、車両等を勘案して請願の趣旨に沿うよう善処せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄只見線敷設の請願（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（松井政吉君紹介）（第三四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄只見線は、昭和三十年に至り、ようやく宮下、川口間の完成を見たものの、その最も重要な部分にあたる川口、只見間は、未着手のまま放置されているが、該区間は八千万石にのぼる森林資源や金、銀、銅、鉛等の豊富な地下資源を蔵し、さらに只見水系開発の画竜点せい的存在である田子倉発電所を有し、これが開発を促進することは、国家的見地からも緊要である。ついては、国鉄只見線の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発をはかる等のため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄赤穂線の全通促進に関する請願（請願者　岡山県知事三木行治）（杉山元治郎君紹介）（第三四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄赤穂線は、昭和二十六年着工以来現在まで全工程の大半を完了し、伊部より邑久郡および西大寺市を経て山陽本線に接続する区間を残しているが、該区間は平地で、施行は少額の経費で可能なのみならず、開通の暁にはその利用度高く、とくに沿線には全国最大の規模をもつ鹵海塩田化計画や吉井川下流地域に工業基地を設定する計画が実施されつつある等、同線の全通は緊急を要するものである。ついては、国鉄赤穂線の建設工事を昭和三十一年度継続とし、東西両方面より施行して、早急に全線の開通をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

磐城西郷信号所を普通駅に昇格の請願（請願者　福島県白河市長中目瑞男外三名）（助川良平君紹介）（第三七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北本線白河駅西隣の磐城西郷信号所は、南会津および福島県南の交通および開発に不可欠な役割を果すものである。すなわちその隣接白河パルプ工場の材料搬出入は日に数十両を数え、白河の都市計画もこれを中心とし、白棚鉄道の復旧工事も、これらの状況を勘案して用地を買収し同信号所乗入れに決定している。ついては、磐城西郷信号所を普通駅に昇格せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方交通の利便を増進するため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

都井みさき沖黄金瀬に灯台設置の請願（請願者　宮崎県串間市長谷口静紀）（伊東岩男君紹介）（第三七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県串間市管内都井みさき沖は、海の難所として知られ、すでに灯台および無線方位信号所を設置せられて海難の防止を期せられてはいるが、いまだ遭難は跡を断たず、貴重な人命、資材、船舶の損失を招いていることはまことに憂慮にたえない。ついては、さらに都井みさき沖黄金瀬に灯台を設置し、海難絶滅に万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域における海難防止に万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄石巻柳津線敷設の請願（請願者　宮城県石巻市長山内習外十二名）（村松久義君紹介）（第四三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮城県石巻市は、市制施行以来二十一年を経、産業経済の発展と北上川河口のしゅんせつと相まつて、石巻港は重要港湾編入の過程にあり、さらに加えて東洋一のスレート特産地女川町、雄勝町等の経済地域を包含しており、また桃生郡河北町、吉津郡津山町等は、農産物の豊庫を擁してますます産業開発の機運に向つている。つい

ては、石巻市を起点とし、桃生郡河北町飯野川を経て、津山町柳津に至る鉄道の敷設は、これら三陸沿岸の経済、文化の振興に寄与するところ多大なものがあるから、右鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

瀬戸、西大寺両駅間に駅設置の請願（請願者　岡山県上道郡上道町長那須保雄外一名）（亀山孝一君紹介）（第四三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山陽本線瀬戸駅と西大寺駅間は八キロ余りもあり、両駅間沿線在住の岡山市への通勤、通学するものがきわめて多い上に、同地区はぶどうの名産地として、その販路は全国各地にわたり、これに伴う同地区への出入もひん繁なため、貨客ともに鉄道の利用にはまことに不便を感じている。ついては、瀬戸駅、西大寺駅の中間、上道町沼茶屋青津池の西部に駅を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地住民の利便をはかる等のため、要員予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

三陸鉄道気仙沼線敷設の請願（請願者　宮城県気仙沼市長宮城井三郎）（村松久義君紹介）（第四三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

三陸鉄道気仙沼線の敷設については、大正十一年鉄道敷設法の予定線に編入され、昭和十一年に至つてようやく着工されたが、戦争により工事中止のやむなきに至り、戦後二十八年よりまず気仙沼、津谷間の工事に着手されているが、工事は遅々として進まずまことに憂慮にたえない。ついては、右工事を促進しすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

地下資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

釜石線並びに山田線の電化促進に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釜石線ならびに山田線は、岩手県中央部と海岸地方とを結ぶ循環路線として経済、文化、産業の開発興隆ならびに観光上重要な役割をしているが、近年とくに三陸沿岸の海産物はますます増加し、また沿線工業都市の生産も著しい生産飛躍を示し、加えて昨年国立公園に指定された陸中海岸の観光客の往来も日を追つて増加しつつあるが、これら両線の輸送力は、山岳、傾斜、トンネルの連続にはばまれて、きわめて低能率であるのみならず、トンネル内のばい煙は観光客を悩ましている実情である。ついては、両線をすみやかに電化するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかりあわせて国鉄経営の合理化に資する等のため、資金等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

東北本線の複線化等に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第四四〇号）及び同（請願者　盛岡市内丸六十一番地ノ三岩手県自治会館内岩手県町村議会議長会長大内邦夫）（山本猛夫君紹介）（第九九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道、青森、岩手ならびに宮城の各県と、関東、関西等の大市場を結ぶ東北本線は、いまだに単線のまま放置され、しかもその速度はきわめて遅く、盛岡鉄道管理局管内各駅頭の滞貨は、年々ばく大な数に上つているのみならず、近年北上特定地域総合開発事業が進行し、支線鉄道および横断幹線道路は順次整備され、貨物の輸出入量は年々増加の一途をたどりつつあるが、東北本線の輸送力が改善されないことはまことに遺憾である。ついては、東北本線の複線化ならびに電化工事をすみやかに実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力の増強をはかる等のため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

国鉄小本線の全通促進等に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第四四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県下国鉄小本線は、現在宇津野まで開通し、宇津野から浅内まではすでに路盤、トンネル、橋脚等も完成しており、また同沿線は砂鉄鉱をはじめ鉄、銅、マンガンならびに近年話題のウラニウム等の地下資源を包蔵しており、その開発は国策上きわめて重要な問題であるが、交通不便のため放置されている実情である。ついては、同地方の産業、文化の開発上重要な同路線の開通工事を継続促進し、久慈から宮古までの延長工事を実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

平内地区に汽動車駅設置の請願（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外十一名）（鈴木善幸君紹介）（第四四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年八月陸中八木駅まで汽動車の延長運行をみるに至り、岩手県九戸郡種市町内の角浜、玉川、宿戸の各部落に駅が開設せられたことは、まことに喜びにたえないが、沿線主要部落の一つである平内地区に駅が設置されなかつたため、町村合併に伴う小、中学校の統合ならびに同町行政上支障をきたしている実情である。ついては、種市町平内地区に汽動車駅を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかる等のため、請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

橋場線の復旧促進等に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第四四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

盛岡駅を起点とする橋場線は、戦時政府において橋場駅、雫石下駅間の路線を撤収したまま今日に至つているが、同路線の復旧と、これを延長して生保内線に連結することは、昨年復旧貫通された国鉄山田線と相待つて、太平洋と日本

海とを直結する重要路線であるのみならず、岩手、秋田両県の資源開発の上にも重要な役割をもつており、すでに国鉄予定線として決定されているにもかかわらず、いまだ着工されずに放置されていることは、まことに遺憾にたえない。ついては、橋場線をすみやかに全通せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

地下資源の開発並びに地方交通の利便をはかる等のため、予算等を勘案して、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

営業用乗用自動車に対する金融順位引上げの請願（請願者　東京都中央区銀座東八丁目社団法人全国乗用自動車協会長新倉文郎）（五島虎雄君紹介）（第四八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

営業用乗用自動車事業は、道路運送法上公益事業として認められ、免許事業として政府の指導監督のもとに、中産階級の路線外交通機関として不可欠のものであり、また緊急用、冠婚葬祭用として民生安定上唯一の大衆交通機関であるが、これを一般サービス事業と同一視して金融順位を最下位におくことは不当である。ついては、公益目的達成のため、車両の整備、従業員の待遇、人身事故に対する賠償等の法的要請を完全に充足する必要上、低利にして簡易迅速なる金融措置をすみやかに実施すべきであるから、営業用乗用自動車に対する金融順位を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の営業用乗用自動車事業の公益性にかんがみ、事情を検討の上請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

広瀬線並びに仁田原線に国営自動車運輸開始の請願（請願者　鹿児島県国分市長石塚彦一外一名）（池田清志君紹介）（第五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県国分市を起点とする郡田線および川原線に国営自動車の運行を認可されたことは喜びにたえないが、広瀬線、仁田原線は、県道として路面、幅員も整備されており、とくに広瀬線は既設浜之市線と国分市街地とを結ぶ最短距離にあり、加えて昨年十二月陸上自衛隊の移駐によつて、関係者、地方民等の往来も激増しているが、いまだ認可されないことは遺憾である。ついては、広瀬線および仁田原線に国営自動車を運行されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかるため、車両、要員等を勘案して、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

白棟線敷設の請願（請願者　北海道白棟郡白棟町長青木金吾外一名）（伊藤郷一君紹介）（第五四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

白棟駅を起点として足寄駅に至る白棟線鉄道の敷設は、その沿線一帯にわたる埋蔵量七億トンの石炭資源と、蓄積八千万石に達する森林資源等を開発し、北見および北十勝より釧路港に至る輸送経路を五十キロ余短縮する。輸送費を削減し物資の流通を円滑にする重要路線として、昭和二十八年鉄道敷設法予定線に決定されたものである。ついては、右鉄道の敷設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

上越西線直江津、六日町両駅間の鉄道敷設に関する請願外一件（請願者　新潟県東頸城郡松代町長室岡虎次郎外二十六名）（塚田十一郎君紹介）（第五七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

信越線直江津駅より、新潟県東頸城郡松代町、十日町市を経て、上越線六日町駅に至る区間の鉄道敷設については、たびたび請願し、採択されてきたところであり、政府においても、重要連絡線ならびに資源開発上から同鉄道の重要性を認識されて、早急に実現する意向が明らかにされ、さらに新潟県議会も満場一致をもつて議決している。ついては、同鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

新庄、楯岡両駅間等にディゼルカー運転に関する請願（請願者　山形県最上郡真室川町最上地方町村会長小松政吉外二名）（松澤雄蔵君紹介）（第六〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県新庄市を中心とする同県北部地区は、わが国屈指の積雪地帯で、未開発後進地域として今日まで放置されてきたが、近年政府は、同地方に包蔵される膨大な未開発資源に着目し、国土総合開発法に基き、特定開発地域に指定し、全面的な開発に乗出しており、明るい将来が約束されている。ついては、これが総合開発の促進等のため、新庄―楯岡間、新庄―及位間、新庄―酒田間、新庄―鳴子間にディゼルカーを運転するとともに、停車駅を増設し、あわせて全面的ダイヤの改正を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかる等のため、車両等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

左沢、荒砥間の鉄道敷設に関する請願（請願者　山形市長大久保伝蔵外十二名）（松澤雄蔵君紹介）（第六四六号）及び同（請願者　山形県西村山郡左沢町鈴木幸次郎外十二名）（西村力弥君紹介）（第九一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県左沢線の終点左沢町と、長井線の終点荒砥町とを結ぶ仮称左荒線の鉄道敷設計画は、古くからその重要性が認識せられていたが、昭和十二年日支事変の突発によつて着工が中止せられ、いまだ放置せられていることはまことに遺憾である。ついては、同沿線に眠る無尽蔵の天然資源ならびに各種産業の総合的開発を促進する上にも、同線の敷設工事をすみやかに施工せられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに地方交通の利便をはかるため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

鍛冶屋、梁瀬両駅間の鉄道敷設に関する請願（請願者　兵庫県氷上郡青垣町長小寺逸八外三名）（堀川恭平君紹介）（第六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄加古川線終点鍛冶屋駅より

加美村、神楽村を経て山東町粟瀬に至る区間は、兵庫県道の和田山線が縦貫し、年間約五十万石を産出する木材をはじめ、米麦その他の農産物等はすべてトラックに依存し、一日平均四百台のトラックが往来しているが、道路の雑踏、運賃の増高はすでにその限界点に到達し、現状をもつてはとうてい物資の円滑な輸送は期し得ない状態となつている。ついては、同地方産業開発のため、すみやかに鍛冶屋、粟瀬間に鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

国際観光基幹網の整備促進に関する請願（請願者　長崎県知事西岡竹次郎）（綱島正興君紹介）（第六六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

あらゆる手段と方法を尽して経済の自立を達成しなければならないわが国も、世界に秀でた風光に恵まれているので、観光によつて外貨を獲得することは国家の至上命令となつているが、道路が悪く施設がないため観光事業は常に他国に劣つている。ひるがえつて長崎県は雲仙、西海の国立公園を擁し、内外観光客の来遊はあとを絶たない現状であるが、観光諸施設、道路等きわめて不完備で、これらの総合的整備促進が各方面より強く要望されている。ついては、国際観光基幹ルートの整備に関する法令を制定するとともに、雲仙、長崎地帯の観光諸施設整備について、国庫補助ならびに財政投融資の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

国際観光事業の重要性にかんがみ、実情を検討の上請願の趣旨にそうよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

新潟海上保安部出雲崎出張所設置の請願（請願者　新潟県三島郡出雲崎町長佐藤静夫外十三名）（三宅正一君紹介）（第六八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県越佐海峡は、特殊な海峡気流、突風ならびに引き続く荒天のために、沿岸漁民は常に海難の恐怖にさらされており、過去二十年間に船舶二百七十三隻、人員千四百五十八人という膨大な犠牲を出し、しかも年々累増の傾向を示しているのみならず、魚族保護の見地からも、目下底びき網禁止区域であるのにかかわらず、同区域に大型底びき船が出入し、沿岸漁民の生活を脅かしていることはまことに憂慮にたえない。ついては、海難防止および魚族保護をはかるため、同地方に新潟海上保安部出雲崎出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難防止並びに魚族保護をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

久慈港修築に関する請願（請願者　岩手県久慈市議会議長山田光）（山本猛夫君紹介）（第七二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県久慈港修築については、しばしば請願してきたところであつて、同市議会においても、昭和三十一年度着工を期すべく陳情することを満場一致をもつて議決しており、同市発展の基礎は、同港修築以外にない。ついては、昭和三十一年度において同港修築工事を着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

久慈港市発展の基礎をなす久慈港の整備につき、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

北海道水産物の鉄道貨物運賃改訂に関する請願（請願者　北海道小樽市手宮町一丁目二十五番地小樽機船底曳網漁業協同組合長理事伊勢栄吉外三名）（椎熊三郎君紹介）（第七三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十八年二月一日改正実施された国鉄貨物運賃値上げは、北海道漁獲水産物を本州市場へ輸送消化する過程で、重大な悪影響を及ぼしているので、次記要項のとおり再改訂されたいというのである。（一）魚介類を対象とした急送品貨物運賃割増の撤廃、（二）特殊貨車（冷蔵車）の使用割増の撤廃、（三）下級鮮魚、冷凍魚の運賃を二十三級割引率を一割とすること、（四）青函特別キロ程を実距離運賃とすること。

二、請願の議決理由

開発途上における北海道の産業経済の進展をはかるため、実情を再検討の上請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当とする。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

自動車損害賠償保障法の一部改正に関する請願（請願者　岡山市東田町八十四番地岡山県自動車交通協会長石津龍輔）（亀山孝一君紹介）（第八一〇号）、同（請願者　盛岡市大通岩手県旅客自動車協会長吉田一郎）（田子一民君紹介）（第八八三号）、同（請願者　水戸市大手町百八十番地の一茨城県乗旅自動車協会長根本政太郎）（塚原俊郎君紹介）（第九九二号）、同（請願者　東京都中央区銀座東八丁目一番地全国乗用自動車協会長新倉文郎）（杉浦武雄君紹介）（第九九三号）、同（請願者　佐賀市大財町一本松二百六十三番地佐賀県バス・タクシー協会長金子道雄）（保利茂君紹介）（第一〇六三号）、同（請願者　名古屋市東区東外堀町二丁目二番地愛知県乗用自動車協会長杉浦義次）（丹羽兵助君紹介）（第一〇八九号）、同（請願者　札幌市北一条東三丁目二番地北海道乗用自動車協会長伏木田隆作）（伊藤郷一君紹介）（第一一四三号）、同（請願者　札幌市北一条東三丁目二番地北海道乗用自動車協会長伏木田隆作）（南條徳男君紹介）（第一一六五号）、同（請願者　静岡県掛川市南西郷掛川タクシー株式会社長早瀬春一郎）（戸塚九一郎君紹介）（第一二二八号）、同（請願者　静岡県焼津市焼津北百九十番地焼津自動車株式会社長松永芳雄）（西村直己君紹介）（第一四八五号）、同（請願者　秋田市茶町菊ノ丁四番地秋田県ハイヤー協会長押切永吉）（須磨彌吉郎君紹介）（第一六二五号）及び同（請願者　長野県松本市新伊勢町百七十三番地松本タクシー株式会社取締役社長青木章外二名）（宮澤胤勇君外三名紹介）（第一七一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

自動車損害賠償保障法は、無過失賠償を含めて多分に被害者の保護をはかる社会保障の性質を根幹とするもので、かつその方法が強制保険である限り、保険料は血税的要素を持つものである。しかるに、第三者の営利を目的とする保険会社をしてこれに当らしめることは、ふさわしくないことである。ついては、同法の付帯決議のとおり、暖かい感情をもつて賠償責任を遂行せしむるよう、業種別の相互保険組合制度により施行し得るよう、同法の一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

自動車運送事業の健全なる発展を期するため、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

乙女港開設等に関する請願（請願者　大分県宇佐郡四日市町長本多望能）（第八一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大分県の県北には港湾がないため、産業、運輸、交通に支障が多いが、乙女港は築港に要する諸条件を具備しており、その築港はかつて元宇佐海軍航空隊が計画して施工しようとしたところであるが、予算関係で工事を延期したものである。もしこれを豊前海の干拓事業と併行して実行すれば、作業も容易で経費の節約にもなる。ついては、四日市町大字乙女に港湾を設け、これを連絡して、同県玖珠郡森町を経て、熊本県隈府町に至る約二百キロにわたる九州中央縦断鉄道（隈森宇鉄道）を建設されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方の産業、運輸、交通の発展をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院の会議において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

青年学級生の鉄道運賃割引に関する請願（請願者　広島市基町広島県公民館連絡協議会事務局長河田巌）（第八四七号）、同（請願者　奈良県大和郡山市奈良県公民館連絡協議会長中島重信）（植村武一君紹介）（第一〇〇〇号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目五番地全国青年学級振興協議会長高瀬荘太郎）（坂田道太君紹介）（第一一九一号）、同（請願者　栃木県那須郡黒羽町檜木沢松本幹郎外一名）（小平久雄君紹介）（第一二二六号）、同（請願者　鳥取県八頭郡上私都村田中英男）（古井喜實君紹介）（第一二二七号）、同（請願者　福岡市大名町福岡県教育庁社会教育課内福岡県青年学級振興協議会長守田道隆）（小牧次生君紹介）（第一五一四号）及び同（請願者　熊本市花畑町八十番地熊本県公民館連絡協議会長岡本篤）（石坂繁君紹介）（第一八二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
昭和二十八年青年学級振興法の施行以来、学級、学生ともに増加の一途をたどり、昭和三十年度においては全国で一万八千学級、百五万人を数えるに至つており、教育活動も学級生の実態に応じて多方面にわたり、乗物の利用もひんぱんを極めている実情である。ついては、青年学級生に対する旅客運賃（個人、団体、通級定期）を、五割引とするよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
青年学級生の通学における経済的負担を軽減するため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

甲府、長野間の電化促進に関する請願（請願者　甲府、長野間国鉄電化促進期成同盟会長野県議会議長矢島武治外一名）（吉川久衛君紹介）（第八四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
甲府、長野間の電化については、昭和六年中央線の一部八王子、甲府間の電化が実現されたのみで、甲府以西は主要幹線としながら、当然電化の促進を必要と認められているにもかかわらず、今次発表の国鉄電化十箇年計画においてさえ、同路線は同計画中第二期末尾に予定されるのみではなはだ遺憾である。同区間は豊富な森林資源および全国有数の観光地を有し、その実現は同地方の産業、経済、文化の発展に寄与するところきわめて多大である。ついては、地元県民の要望どおり、すみやかに甲府、長野間の電化を実施されるとともに、目下国鉄当局の計画されているディーゼル電気機関車およびディーゼルカーの製作完成の際は、前記電化の実現までの応急措置として、同路線に対し優先して導入されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力の増強をはかり、当該地方住民の利便を増進するため、予算等を勘案して、請願の趣旨につき、善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

福岡の上高層観測点設置に関する請願（請願者　福岡市大名町二百二十三番地ノ二十六西部気象職員組合森国広）（河野正君紹介）（第九一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在気象台で運営している九州の上高層観測点は、鹿児島だけのため、従来より米軍で実施している板付の観測資料を得て気象業務に利用していたが、このたび米軍より板付外二箇所の観測打ち切りの通告を受け、今後いつ打ち切りとなるか解らない状況にある。このような米軍依存のもとでは、気象業務はつねに不安定であり、福岡における上高層観測資料が入手できなければ、気象業務実施上の困難、障害が発生して、防災ひいては民生、産業上に大きな支障をきたすことになる。ついては、福岡に上高層観測点を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
気象災害を未然に防止する等のため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

南北両定点の通年観測復活等に関する請願（請願者　福岡市大名町二百二十三番地の二六西部気象職員組合森国広）（河野正君紹介）（第九一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
従来南北両定点の気象観測資料は、海上、陸上の保安、防災上適確な気象予報を発布するための重要な資料として活用されてきたが、昭和二十八年度以来北方定点は廃止され、夏期の台風時に南方定点の観測のみが実施となつているため、気象業務上幾多の困難、障害が生じている。また中共、北鮮地区の気象観測資料は空白状態にあるうえに、東支那海にも標準観測がないため、最も重要な西方地域の気象解析は暗中模索にひとしい現状にあり、陸上、海上の保安等に多大の支障をきたしている。ついては、南北両定点の通年観測を復活するとともに、東支那海定点の通年観測を新設されたいというのである。

二、請願の議決理由
気象災害を未然に防止する等のため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄根岸線の延長促進に関する請願（請願者　横浜市長平沼亮三外四名）（山口丈太郎君紹介）（第九八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄根岸線は、国鉄桜木町駅を起点として、大船または北鎌倉線に通ずる十八キロの計画路線であつて、一時着工の運びとなつたが、戦争のため工事は継続不能となり今日に至つている。同線は横浜港の貿易を中心とする産業経済開発上、きわめて重要な国策的路線であり、また横須賀線の旅客転移に欠くことのできないものでもあるから、同路線の延長をすみやかに着工されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方旅客の利便をはかる等のため、請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

横浜線の複線化等に関する請願（請願者　横浜市長平沼亮三外四名）（山口丈太郎君紹介）（第九九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄八王子、東神奈川両駅を結ぶ横浜線の沿線は、戦後急激に人口が膨張し、その利用者は二十万人余に達する現況にあり、しかも同線は、港湾および重工業地帯たる神奈川県鶴見地区と工業都市川崎、および東京都心地を結ぶ唯一の交通機関であるにかかわらず、いまなお単線運転を実施しており、このため、輸送力の不足はいつそう無用の混雑をきたし、文化、産業上等に多大の支障を与えている。ついては、横浜線を複線化するとともに、桜木町駅まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力増強、運転時隔の短縮等のため、実情を検討して請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

大周港修築に関する請願（請願者　青森県下北郡大周町長中島徹夫外十五名）（三浦一雄君外一名紹介）（第九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在本州と北海道との連絡は、青森、函館を結ぶ青函連絡航路のみであるが、その能力は貨客の輸送上その十全を保しがたい実情である。しかるに、本州と北海道との最短距離にある大周、函館間は、青森、函館間の百十三キロに比して、わずか三十キロで、数時間を短縮することができる。ついては、大周、函館間の新航路をすみやかに開設するとともに、大周港の国営修築を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
本州、北海道間における海上輸送力の増強をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

大畑鉄道の全通促進に関する請願（請願者　青森県下北郡大間町長中島徹夫外十六名）（三浦一雄君外一名紹介）（第九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県下北郡大畑町より同郡大間町に至る鉄道敷設工事は、全線二十九キロのうち、桑畑まで十六キロの至難基礎工事が完成し、比較的容易な十三キロの工事を残して中止となつているが、同鉄道の開通は、同郡の膨大なる海、林、鉱産物の開発を促進し、大間港の修築工事が完成すれば、北海道と最短距離で結び、わが国の産業経済振興に資するところまことに大である。ついては、大畑鉄道の全通を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに地方産業の振興をはかるため、予算等を勘案して、請願の趣旨に沿うよう考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

比田勝港を避難港に指定の請願（請願者　長崎県上県郡上対馬町長比田勝隅外一名）（田口長治郎君紹介）（第九九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長崎県上県郡上対馬町比田勝港は、韓国とわが国とをつなぐ中継地として最適の良港であり、五千トン級の船舶はいささかも不自由を感じない安全な泊地であるが、対馬厳原港が開港された関係から、同港への入港避難が厳重に取締りを受けるため、機関船体の小修理も不能となり、荒天時における避難もできず、外航船の航行は困難となつている。ついては、比田勝港を避難港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域の荒天時における船舶の避難を容易ならしめるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

大畑、室蘭間に航送航路開設の請願（請願者　青森県下北郡大畑町長菊池察明外二十五名）（三浦一雄君外一名紹介）（第九九七号）及び同（請願者　北海道室蘭市長熊谷綾雄外八名）（南條徳男君紹介）（第九九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄青森、函館連絡航路は、両港の現状より推して一日二十運航を限界とするが、すでに日々十六ないし十八運航をしており、一両年後はその限界に到達すること必定である。よつて、津軽海峡に臨み、国鉄大畑線の終点にあたる大畑より、室蘭間に航送航路を開設し、内地と北海道との連絡輸送力を増強されたいというのである。

二、請願の議決理由
開発途上にある北海道と内地との連絡輸送を増強する見地より、実情を検討して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

帯広市を第二種空港に指定の請願（請願者　帯広市長吉村博外二名）（本名武君紹介）（第九九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
運輸省においては、三十一年度新基本政策の一つとして、国内空港の整備拡充をはかる措置を計画中とのことであるが、帯広市は、東北海道の産業、文化、交通の要衝であり、かつ後背地に膨大な人口および資源を擁し、あらゆる意味で、空港整備の緊要な地点である。ついては、帯広市の元軍用飛行場着陸帯十二万坪を第二種空港に指定されたいというのである。

二、請願の議決理由
東北海道の開発を促進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

長岡市に国立測候所設置の請願（請願者　新潟県長岡市長内山由蔵外三名）（大野市郎君紹介）（第一〇六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県は広さにおいても、人口においても、富山、石川、福井の三県を併せたものとほぼひとしいにかかわらず、測候所は佐渡を別として新潟、高田両市にあるだけで、県の中央部には設置されていないが、中央部はわが国でも最も雪の深い箇所であり、この雪が米作に深い関係があるため、測候所のないことは、非常に不便であり、従来より多大の損害を受けている。ついては、長岡市に国立測候所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方における気象観測の整備をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

東北海域救難用に飛行機常備等に関する請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外九名）（愛知揆一君紹介）（第一〇九二号）及び同（請願者　福島県磐城市長立花秀吉外九名）（田中利勝君紹介）（第一一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
東北海域に発生した海難事故は、昭和二十八年より昭和三十年までの三箇年に千四百四十九隻、十万三千八百二十六トン、一万三千九百六十八人に達し、毎年増加の傾向にある。ついては、次記要項について海難防止のため配慮をされたいというのである。（一）東

北海域救難用に飛行機、ヘリコプターを常備すること、(二)東北地方各保安部に大型巡視船を増配すること、(三)東北地方各海上保安部通信所に方向探知機を設置すること、(四)東北地方各海上保安部所在港に消防艇を常備すること、(五)東北地方無線標識所と漁船との間に交信できるよう装置を改良すること、等。

二、請願の議決理由

東北海域における海難防止の万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

東北地方の港湾修築工事に対する国庫負担率引上げ等の請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治）（愛知発一君紹介）（第一〇九三号）及び同（請願者　福島県磐城市長立花秀吉外九名）（田中利勝君紹介）（第一一五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方における無尽蔵の未開発資源を開拓するためには、港湾の修築がその根幹をなすものと確信するが、北海道とほとんど同一条件にある東北地方は、港湾修築費に対する国庫負担において、二十五パーセント以上の過重負担がなされていることは、まことに遺憾である。ついては、同地方の重大使命を持つ東北港湾の特殊性を考慮し、北海道と同率の負担率とするよう法的措置を講ずるとともに、(一)東北太平洋沿岸諸港の災害復旧事業の急速実施、(二)同地方における港湾ならびに漁港関係公共事業費の割当、およびこれに伴う地方負担金の全額認可、(三)三陸沿岸縦断鉄道ならびに縦断国道の早期完成、(四)東北各港に定期航路開設のかつせんと同航路に対する国の助成等について、とくに配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

東北地方における未開発資源を開発するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

新潟飛行場の民間航空開設に関する請願（請願者　新潟県知事北村一男）（亘四郎君外一名紹介）（第一一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

民間航空の路線のほとんどは表日本に集中され、裏日本には再開されていない状況であるが、東京―新潟―小松―大阪を結ぶ北陸線は、経済的、地理的にあるいはまた表日本と裏日本との交流の見地からも、最も重要と考えられる。ついては、新潟飛行場は現在米駐留軍用として使用されているが、最近日本ヘリコプター輸送株式会社が北陸定期航空路を開くことになつたから、これが民間航空育成のため、同飛行場の整備事業を、昭和三十一年において実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

民間航空の保護育成をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

営業用自動車事業の健全経営化のための取締に関する請願（請願者　大阪府豊中市大字牛立百三十七番地ノ一阪急タクシー株式会社渡辺一夫外十九名）（山口丈太郎君紹介）（第一一六六号）及び同（請願者　神戸市葺合区旭通り五丁目神姫タクシー株式会社長吉谷錬次外十八名）（五島虎雄君紹介）（第一二一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

交通機関が文化の発展上欠くべからざる重要部門を占め、ことに乗用旅客自動車は、交通界の重要なる役割を果していることは衆知の事実であるが、運営の適否が社会公共の福祉にただちに影響することは言を待たない。現在神戸市においては、不健全なる経営形態の下にタクシー事業の運営を成すものが多く、昭和二十八年以来取締の強化にともない漸減したが、近時悪質業者の横行は監督官庁に政治的圧力を及ぼし、道路運送法第三十六条第百二十八条等の規定を無視した権利貸が行われ、悪質業者に対する罰則の適用は等閑視されて、一般大衆に多大の迷惑を及ぼしている。ついては、行政当局の適切なる指導と強力なる取締により、業界浄化と企業の健全なる発展のために配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

神戸市内における当該事業の健全な経営と旅客大衆の利便を増進するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

四国、本土間の連絡線増強に関する請願（請願者　高松市新湊町鉄道貨物協会四国支部長宮脇朝男）（佐竹晴記君紹介）（第一二二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四国地方における未開発資源の開発は、わが国自立経済達成上緊急の命題と見られるに至つているが、資源開発の基となり、各種産業経済活動の先駆となる陸上輸送の面においては、いまなお広大な地域が鉄道の便に恵まれず放置されているうえに、本土との経済交流は貧弱な宇野、高松間の貨車航送輸送力にのみ依存している現状である。ついては、四国循環鉄道の敷設は、現在の国家財政から困難と考えられるから、当面緊喫の問題として、本土と四国の連絡線を強化するため、宇野、高松間航路における輸送ダイヤの改正と、輸送船の改造をはかるとともに、四国、本土間に鉄道を直通されたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国資源の開発並びに地方交通の利便をはかる等のため、実情を調査勘案の上、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

常磐線の電化促進に関する請願（請願者　茨城県知事友末洋治）（北澤直吉君紹介）（第一二二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

常磐線電化は同地方多年の熱望であり、とくに土浦周辺は、東京都の衛星都市としての緊密さが増大しているが、その工事は戦後わずかに松戸、取手間が開通したのみで、その後全く停頓状態になつている。ついては、常磐線の電化を早期に実現するよう適切な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方交通の利便をはかり、あわせて国鉄経営の合理化に資する等のため、資金等を勘案して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

高橋駅簡易停車場設置の請願（請願者　山形県東村山郡豊栄村長佐藤利八外一名）（松浦東介君紹介）（第一二三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡豊栄村は、漆山、天童両駅の中間にあつて、人口一万一千人を有し、汽動車停車所の高橋駅を中心として、両駅へそれぞれ三キロの位置にあるが、通勤通学には、この汽動車はほとんど利用されず、歩道で四キロも離れた前記両駅から鉄道か、あるいはバスを利用している状態で、通勤通学に多大の不便をきたしている。ついては、普通列車が停車して、旅客が乗降できるよう高橋駅簡易停車場を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかる等のため、請願の趣旨に沿うよう考慮せしめるを適当と認める。よつ

て本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。
なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄北条線を播但線福崎駅まで延長の請願（請願者　兵庫県加西郡北条町長大西市之助外三百九十九名）（堀川恭平君紹介）（第一二六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄北条線北条駅より国鉄播但線福崎駅に至る間は、現在兵庫県道三十九号線が縦貫しているが、同区間は諸産物の移出入によるトラック群の往来がはげしく、道路の雑踏、運賃の増高は、もはや経済的限界点に遠しており、現状をもつては、とうてい円滑なる輸送は期し得られないのみならず、旅客輸送も現在の一日六往復のバスのみでは、不便にたえない。ついては、地方民の利便はもとより、観光、文化、産業振興の上からも、北条―福崎間に鉄道を敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、実情を調査勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

檜原駅舎の建設促進に関する請願（請願者　岡山県英田郡美作町長水島計次郎外三名）（大村清一君紹介）（第一二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
姫新線檜原駅は、現在無人駅のため、無賃乗車が多く、また地方の名産のまつたけ、くだもの等の出荷等に多大の不便を感じている。ついては、同駅舎を建設し、駅員を配置されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方住民の利便を増進するため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄草津線にディゼルカー運転の請願（請願者　滋賀県甲賀郡石部町長竹内善之助外十七名）（堤康次郎君紹介）（第一二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国鉄草津線沿線地域は、産業、経済、文化等各般にわたつて京阪神地域に依存しており、同地方との往来は農村不況と相待つて日々上昇の一途をたどりつつあるため、草津線の乗車効率は他線区をしのぎ、今や輸送能力も限界に達している実情である。ついては、東海道線草津、京都間の電化が本年には実現される現状にかんがみ、草津、拓植間にディゼルカーを運転されるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地区の旅客交通の利便をはかるため、車両事情等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

高萩駅、北常陸大子町間に国営自動車運輸開始の請願（請願者　茨城県久慈郡賀美村長豊田亮外二十七名）（石野久男君紹介）（第一六二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
常磐線高萩駅より高萩市、久慈郡賀美村、高倉村を経て北常陸大子町に通ずる路線は、東北本線に通ずる横断道路として、沿道には天龍院、鳥曾根、龍神川の各いい谷の茨城百景と、横川および龍神川の両鉱泉を有し、その間ほとんど部落が続き、ことに県北有数の森林地帯を擁する重要な路線である。ついては、右の高萩駅、大子町間に国営自動車を運行されたいというのである。
二、請願の議決理由
当該地方の旅客交通の利便をはかるため、請願区間の自動車運転につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

気象観測用飛行機及び気象用機材設置に関する請願（請願者　大阪市阿倍野区王子町二丁目一番地大阪市青年団体連合会長川村三郎）（井岡大治君紹介）（第一六四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国における風水害の損失は毎年巨額に上りながら、その対策においては応急的間に合わせ手段に終始しているが、正しい気象状況の理解と迅速にして確実な通信連絡の設備をもつて、被害を最小限に防止することは国家緊急の問題である。ついては、気象観測用飛行機ならびにその機材の設置、気象状況通信連絡用機材および機構の整備拡充等の措置をすみやかに講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
気象災害の防止とくに台風観測の整備をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

青森港浜町ふ頭築設に関する請願（請願者　青森市長横山実外三名）（三浦一雄君外六名紹介）（第一七三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森港の昭和二十九年における貨物取扱量は、現有港湾施設の貨物取扱能力をこえており、三十年においても大型船入港のふくそうに伴い、貨物取扱量は増加の一途をたどつている。ついては、昭和三十一年度において、青森港浜町ふ頭を築設されたいというのである。
二、請願の議決理由
青森港における港湾施設並びに取扱貨物量の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

小名浜海上保安部に大型巡視船配置の請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（助川良平君紹介）（第一八〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
福島県の海岸線は約九十海里の長きに及び、地元海面には船舶航行上の危険個所が多く、海難事故はひん発の実情であり、現在の小名浜海上保安部に配属されている巡視船二百二十六トン型八十一トン型および八、一トン型各一隻をもつてしては、荒天時における海難救護には船型小型に加えて老朽化著しいため、十分な活動ができず憂慮にたえない。ついては、小名浜港は近時一段と整備拡充をみ、東京、塩釜両港の中間における唯一の避難港として、重要性を加えるに至つた実情にかんがみ、小名浜海上保安部に四百五十トン型新鋭大型巡視船一隻を増置し、海上の治安と海難防止とに万全を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
当該海域における海上治安の確保並びに海難防止の万全をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄只見線中未開通区間の開通促進に関する請願外二件（請願者　新潟県北魚沼郡広神村長佐藤直次外五名）（田中角栄君紹介）（第一八二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
　国鉄只見線は小出駅から大白川駅まで昭和十七年に開通したが、大白川駅より福島県南会津郡只見村に至る間がいまだ開通されないが、先般只見川水系電源開発計画の決定と、黒又川電源開発事業の開始に伴い、また沿線には豊富な林鉱産資源が包蔵されているので、国土開発上只見線の重要度はいよいよ増加し、すみやかに全通されることが望まれている。ついては、右未開通区間の開通を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方交通の利便をはかりあわせて交通系路上の見地から、請願区間の鉄道敷設促進につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

国鉄長野原線を嬬恋まで延長の請願（請願者　群馬県吾妻郡中之条町群馬県吾妻地方総合開発協会長木檜三四郎外四名）（中曾根康弘君紹介）（第一八二三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　昭和二十八年鉄道敷設法により、長野原線の延長が予定線に編入されているが、いまだ実施に至らない。同村一帯は群馬県の最西端にあつて、農林鉱産資源がきわめて豊富にして、野菜、酪農品、硫黄、鉄鉱等が産出し、さらに浅間山ろくには温泉、スキー場等を擁する観光資源に恵まれているため、その延長によつて文化、経済両面に寄与するところはきわめて大きい。ついては、右延長を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方資源の開発並びに地方交通の利便をはかるため、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

戦時中の強制買収による土地家屋払下げに関する請願（請願者　福岡県門司市大里字黄金町六丁目四千五百七十七番地小林足水）（田原春次君外一名紹介）（第一九三二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　請願者の所有していた福岡県門司市大里字水無五千六百三十二番地の山林および木造二階建家屋と物置一むねは、戦時中、軍および鉄道省により強制買収されたが、戦後買収の理由も消滅したので、請願者はこれらの家屋等の返還を門司鉄道局に申請したところ、部内審査済の回答を得たのみで、さらに数回の請求にもかかわらず、その後なんらの措置もなく、約四箇年間放置され今日に及んでいる。これは当局の怠慢によるものと思わざるを得ない。ついては、すみやかにこれら土地家屋を、もし家屋が困難ならば土地だけでも、元所有者に払い下げられたいというのである。
二、請願の議決理由
　本件が戦時中の強制買収である実情にかんがみ、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は衆議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

飯山、新井間の鉄道敷設に関する請願（請願者　長野市妻科町長野県議会議員小山一平）（松平忠久君紹介）（第一九七七号）、同（請願者　長野県北安曇郡池田町長野県議会議員鈴木義三郎）（下平正一君紹介）（第一九七八号）、同（請願者　長野県松本市笹賀九九三番）（下平正一君紹介）（第一九九二号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二六号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二一五号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔外一名）（井出一太郎君紹介）（第二一〇〇号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　国鉄信越線は、中部日本の横断鉄道としてきわめて重要な地位を占めているが、現在の同線は急傾斜で、全国にも例の少いスイッチバックの施設によつて、かろうじてその用を便じており、また冬期間は全国最大の豪雪により、その生命である輸送力と速力とはなはだしく減殺されている状態である。しかるに、新設要望の飯山、新井間の路線は、傾斜ゆるく、加えて冬季の豪雪もわずかのトンネル工事によつて、すべて解消し、輸送力において約三倍、運行回数において約二倍、距離の短縮によつて約一時間のスピードアップが可能である。ついては、飯山線飯山駅と信越線新井駅とを結ぶ国有鉄道を早急に敷設されたいというのである。
二、請願の議決理由
　地方産業の振興並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

自動車の泥除備付けに関する請願（請願者　長野市妻科田長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九七八号）、同（請願者　長野県松本市笹賀長野県議会議員小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第一九九二号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二一五号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔外一名）（井出一太郎君紹介）（第二一〇〇号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二六九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
　近時自動車の激増に伴い、その運行がきわめて混雑しているが、道路はいまだに舗装されていないものが相当残存しているので、自動車の運行によつて、汚土、汚水等を飛散して沿道の家屋等を汚染し、歩行者にも多大の迷惑と危険とを与えている現状にある。ついては、これが防除のため、自動車の泥除備付けを道路運送車両の保安基準に定められたいというのである。
二、請願の議決理由
　現下における道路事情並びに自動車激増の実情にかんがみ、当該請願の趣旨につき検討するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は衆議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

家島港を避難港に指定の請願（請願者　兵庫県飾磨郡家島町長竹内与助外五百六十名）（堀川恭平君紹介）（第一九七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県飾磨郡家島港は、環礁形をなす天然の良港であり、瀬戸内海航行の機帆船は、ほとんど同港を航路上のポイントとして、潮流待ち、避難あるいは食料、飲料水の補給のため寄港するので、船舶の出入はひん繁を極めているが、しかし天然にのみたよつて、港湾の外郭施設ならびになんらの係留施設もないため、台風時には、港外に機帆船等がはみ出して、非常な混乱を呈し、危険この上ない実情にある。ついては、家島港を避難港に指定され、港湾施設の充実をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該海域の荒天時における船舶の避難の万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

亀岡、池田間に乗合自動車運転許可に関する請願（請願者　京都府亀岡市議会議長木村忠一）（柳田秀一君紹介）（第一九九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
亀岡市は京阪神の衛星都市として、その全地域にわたる産業の振興をはかるとともに、景勝保津川を主軸とする総合的観光事業の進展策を考究しており、なかんずく交通網を整備充実して京阪神と直結せしめることに最も意を用いている。ここにおいて丹波交通バス株式会社が、亀岡、池田間の乗合自動車運転を企図し、目下許可出願中であるよしそく聞するが、同市民はかねてその必要を痛感していたので、すみやかにその実現を期待している。ついては、右出願を許可されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方交通の利便をはかる等のため、民営事業との関係をも検討し請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

神崎停車場設置の請願（請願者　京都府加佐郡加佐町神崎神崎停車場設置促進期成同盟会長森本保次郎外四十二名）（柳田秀一君紹介）（第一九九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大正十二年に国鉄宮津線が開通して以来、同沿線地方は政治、経済、文化、観光等各般にわたつて飛躍的な発展をとげたことは喜びにたえないが、京都府加佐郡加佐町神崎地区には停車場が設置されていないため、同地区住民は舞鶴市、宮津市方面への通勤、通学等にきわめて不便を感じているのみならず、観光地としての発展を阻止している実情である。ついては、同地区に神崎停車場を設置するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
当該地方住民の利便をはかるため、請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。

よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

通運事業法の一部改正に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋室町二丁目二番地全国通運業連盟会長木村隆規）（濱野清吾君紹介）（第二〇一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
最近の通運業界の大勢は、関係当局の指導と各業者のたゆまない努力により逐次立ち直りつつあるが、この際解決を迫まられている問題は、同一駅所に三店以上新規業者を免許しない点である。過去六箇年間の実績を顧みると、三店以上業者の営業している地区は、業務が繁雑化し、能率が低下するのみならず、経営の支障をきたして通運秩序の維持さえ困難になる傾向にある。ついては、通運秩序を確立し、通運事業の健全なる発展をはかるために、二店以上の通運事業者の存在する地区に対しては、新規の免許をしないように、通運事業法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
最近における通運業界の実情にかんがみ、請願の趣旨につき実情に即して善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

白棚鉄道開通促進に関する請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎）（鈴木義男君紹介）（第二〇八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
白棚鉄道は、東北本線白河駅と水郷線棚倉駅とを結ぶ重要路線で、福島県南部および茨城県北部住民の利用度も高く、同沿線住民の要望により昭和二十八年工事の着工を見たが、路盤の補修工事完了後、いまだに軌道の敷設が放置され、地方産業振興上遺憾にたえない。しかるに最近国鉄当局は、同路線の敷設を中止し、新たに高速度バス線として経営する計画と聞くが、この処置は、多年同鉄道の運行を切望し続けてきた同地域住民を失望せしめ、ひいては同県産業の振興にも多大の影響を及ぼすものである。ついては、政府ならびに国鉄当局においては、当初の計画どおり急速に白棚線の工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

鳥居駅廃止反対に関する請願（請願者　愛知県南設楽郡新城町有海渡辺源一郎外四名）（八木一郎君紹介）（第二一〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今回国鉄は、経営の合理化の故をもつて飯田線鳥居駅の縮小、さらに廃止を計画し、すでに去る三月より、同駅長は隣接大海駅長の兼任となり、助役を廃して駅務員のみ配置されているが、これは将来同駅を廃止する前提としての縮小であると思われる。右は昨年八月静岡鉄道管理局が調査した結果に基く措置と考えるも、最近地元農村の不況と、製材工場の休業等により利用が減少したとはいえ、従来同駅設置に際しては地元は多大の犠牲を払い同駅の存置は約束されており、またなお通勤、通学の約三百名をはじめ、相当数の利用者、貨物があるので、その廃止は発展途上にある同地方の振興を阻害することいん大である。ついては、鳥居駅廃止に反対し引き続き存置されたいというのである。

二、請願の議決理由
当該駅昇降旅客の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月一日
運輸委員長　松山　義雄
衆議院議長益谷秀次殿

港湾運送行政調査に関する請願（請願者　東京都大田区山王二丁目千八百二十五番地全日本港湾労働組合中央執行委員長兼田富太郎）（正木清君紹介）（第二一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序の確立および港湾運送事業における公正な競争の確保をはかるとともに、港湾運送の施設の改善を目的として制定されているが、しかし、現状はまつたくその逆であつて、港の秩序は混乱し、採算を無視した不当な競争は激化し、施設の改善は全然顧みられず、法はなきにひとしい状態を呈しており、このため港湾労働者の労働条件はまことに惨酷なもの

となつている。ついては、港湾運送行政の実情を調査されたいというのである。

二、請願の議決理由

港湾運送事業の健全な発展をはかるため、請願の趣旨に沿い善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

京都市内東海道線を高架式に改築の請願（請願者　京都市会議長室谷喜作外四名）（関谷勝利君紹介）（第二一二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都市は、産業、観光都市として、さらに工場誘致条例を制定する等、高度生産都市化の実現に努力しているが、これら工場地帯を、平面で貫通している国鉄東海道線の軌道によつて、その発展は極度に阻害されているばかりでなく、交通、衛生、防災、経済等各般の都市活動にも障害を与えている実情である。ついては、他の五大都市においては、高架式が実現されている実情にかんがみ、京都市内の東海道本線をすみやかに高架式に改築せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

京都市における市内交通の円滑をはかるため、予算等を勘案して請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

身体障害者の無賃乗車に関する請願（請願者　福島県伊達郡桑折町身体障害者福祉会長倉島弘外百二十名）（鈴木周次郎君紹介）（第二一二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

身体障害者の国鉄乗車賃が割引きされていることは喜びにたえないが、昭和三十年四月より施行せられた戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車に関する法律により、戦傷病者の身体障害者は、回数の制限はあつても運賃は支払うことなく乗車できることになつていることとは、ひとしく身体障害者であるのに差別をすることになる。ついては、一般の身体障害者にも、無賃乗車の恩典に浴せしめられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

身体障害者の負担の軽減をはかるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

猫崎先山頂上に航路標識灯設置の請願（請願者　兵庫県城崎郡竹野村長山本匡外一名）（有田喜一君紹介）（第二一二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県城崎郡但馬沿岸には、余部灯台をはじめ、津居山港、柴山港等の漁港に標識灯があるが、濃霧時あるいは風雨の際は、地勢の関係上光がさえぎられ、ひとたび暴風雨が襲来すれば、漁船は岩礁に打ち上げあるいは衝突する等、その損害は膨大なものであるばかりでなく、貴重な生命を奪われることは憂慮にたえない。ついては、経ヶ岬以西沿岸より余部みさきまで一望千里の絶好の地点である、猫崎先山頂上に航路標識灯を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域における海難防止の万全を期するため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

勝田線にデイゼルカー運転の請願（請願者　福岡県粕屋郡志免町長小串清外七名）（池田禎治君紹介）（第二一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄勝田線吉塚、筑前勝田両駅間十三・八キロの沿線には、志免町、宇佐美町、須恵町および仲原村の六万六千余の人口を有し、宇佐美八幡の観光地と粕屋炭田とを擁しており、かつ福岡市に接し、同市の住宅地域となつて交通、産業上きわめて重要な地点にある。しかるに勝田線は、小型の機関車と客貨混合列車の旧態依然たるもので、右両駅間を実に一時間近くを要する状況で、利用者は著しい不便にあえいでいる。ついては、該線にデイゼルカーを運転されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の旅客交通の利便をはかるため、車両事情等を勘案して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

離島航路の改善整備に関する請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二一五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

離島の振興をはかるためには、本土と離島および離島間の交通を確保することが最も肝要であるが、離島航路の現状はきわめて劣悪であり、早急にその改善整備が望まれる。ついては、(一)離島航路用船舶建造資金として、毎会計年度財政資金より、別わくをもつて相当額を融資すること、(二)日本開発銀行の離島航路用船舶建造融資の据置期間を五年、償還期限を十五年とすること、(三)離島航路用船舶建造資金の金利負担が、外航路と同様、年五分となるよう必要な措置を講ずること、(四)離島航路用船舶建造資金の補助制度を確立すること等の強力な施策を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

離島の振興をはかるため、離島航路の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

宮之浦港修築費予算化に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦外一名）（原捨思君紹介）（第二一五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

屋久島宮之浦港は、屋久島の玄関口であるとともに、陸上交通の要衝として開発上欠くことのできない重要港で、出入船舶は年々増加の一途をたどつているが、これらの旅客および貨物は常にはしけ渡しのため、荷役の不便はいうまでもなく、滞貨、滞留し勝ちで、その損害はきわめて大きい。したがつて同港の修築が実現すれば、屋久島唯一の安全港となり、経済効果が多大なるのみならず、海難防止上益するところじん大である。ついては、同港修築費の予算化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

宮之浦港の現状にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

北方定点気象観測業務再開に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（中馬辰猪君紹介）（第二一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近年における幾多の海上事故ならびに台風の異常進行、さらに豊作物に及ぼす影響等を考慮した場合、北方定点の気象観測の必要性は現下の急務と思料する。ついては、北方定点気象観測業務に関する予算を計上し、早急に再開されたいというのである。

二、請願の議決理由

本邦の気象災害を未然に防止するとともに当該海域における船舶航行の安全をはかるため、請願の

越旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

鑑定、検量及び検数事業確立に関する請願（請願者　東京都中央区築地二丁目六番地日本海事検定協会長瀬川直一外三名）（星島二郎君外三名紹介）（第二一六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

船舶の運航には海運貨物があつて、はじめてその航海が有意義のものであることはいうまでもなく、この海運貨物の鑑定、検量、検数事業の関係するところは、人命、財産保護はもちろん、広く国際的にわたつているが、この重要なる公益事業が現行の海上運送法の届出の規定のみでは、とうていその健全なる発展と確立とは期し難い状態にある。ついては、単独立法により、鑑定、検量、検数事業を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

海運貨物の鑑定、検量及び検数事業の重要性にかんがみ、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

兵庫急行バス株式会社の新規路線免許反対に関する請願（請願者　大阪府豊中市字牛立百三十七番地阪急バス株式会社長米倉市郎外八名）（山口丈太郎君紹介）（第二一九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫急行バス株式会社設立発起人名義をもつて提出された、西宮―曲里間、西宮―西脇―佐治間および西脇―宝塚間一般乗合自動車運送事業新規免許申請は、運行せんとする路線が兵卑県下既存バスの八業者の事業範囲にまたがり、しかもその大部分が、既存事業者の生命線ともいうべき、採算有利な主要幹線のみを目標としたものであるが、既存業者は事業の公共性から、ほとんど損失覚悟の不採算路線を多数かかえているので、もしこれが免許となれば、不平等な条件のもとに競争を余儀なくされ、その経営は根底から脅かされることとなり、また既存業者は、それぞれの需要に応ずるだけの十分な輸送力を確保している。ついては、右申請の免許に反対するというのである。

二、請願の議決理由

バス事業の公益事業としての重要性にかんがみ、不当競争に至らぬよう実情を研究の上、請願の趣旨につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

来宮駅を西熱海駅に改称の請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第二一九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

伊東線来宮駅は、開設以来二十年になるも、いまだ「きみや」「くるみや」等と読み違いをしている者が相当多く、また同駅がその名称から受ける印象では、熱海市内にあるものとは思われないために、同駅の利用度を著しく減退せしめている。ついては、来宮駅を西熱海駅と改称されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅名の変更については、検討の上実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

来宮駅に東海道線電車停車の請願（請願者　静岡県熱海市長小松勇次外二名）（畠山鶴吉君紹介）（第二一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県熱海市内の国鉄来宮駅は、同市の中心部に位置し、その利用者も年間百八十万人を数えているが、東海道線の電車が停車しないので、通勤、通学ならびに観光客等多くの人達は、東京、伊東間の直通電車を利用するか、あるいは熱海駅にて乗りかえねばならず、その不利不便は著しいものがある。ついては、近時ますます発展しつつある同地方の実情にかんがみ、来宮駅を東海道線に編入せられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区住民の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

岡崎、多治見間の鉄道敷設に関する請願（請願者　愛知県岡崎市長竹内京治）（小林錡君紹介）（第二一九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東海道線岡崎駅を起点とし、挙母市、瀬戸市を経て中央線多治見駅に連絡する岡多線の敷設は、三十年の久しきにわたる沿線の熱望であるが、いまだ実現されないのは遺憾である。同線は中部、北陸、信越を結ぶ最短路線であり、しかも沿線付近の国内資源を開発し、年間輸送費五億円の軽減となる等、諸産業の発展のためにも不可欠の路線であるから、国策上重要な役割を有する同線の建設をすみやかに実現せられるよう措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに地方交通の利便をはかるため、請願区間の鉄道敷設につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

東北本線瀬の上、槻木間の鉄道敷設に関する請願外一件（請願者　宮城県伊具郡角田町目黒安松外四十二名）（竹谷源太郎君紹介）（第二二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北本線瀬の上より、阿武隈川に沿う保原、梁川、丸森、角田等の諸町を経て、同線槻木付近に至る区間は、人口が密集しており、とくに農産、養蚕地帯としてその年間産出量が膨大なものがあり、また丘陵地帯には薪炭、木材を産出し、かつ亜炭の埋蔵も豊富であるから、同区間に鉄道を敷設するときは、地元住民の利便はもとより、地方産業の発展に寄与するところ、まことに大なるものがある。ついては、該区間の鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方産業の振興並びに交通系統上の見地より、請願区間の鉄道敷設につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

南小樽駅改築に関する請願（請願者　北海道小樽市永井町一丁目十二番地村川福三郎外一名）（阿左美廉治君紹介）（第二二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

南小樽駅改築に際しては、国鉄第二案は、地元民の利便、消防上等から、多くの実利を有するものである。ついては、同案をもつて、同駅を改築され、駅前広場利用、曙通り踏切を閉鎖されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅昇降利用旅客の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

日豊本線急行高千穂号を西鹿児島駅まで延長の請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外二名）（池田清志君紹介）（第二二四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

日豊線急行列車を西鹿児島駅まで延長することは、九州南部の政治、経済、交通の実態からきわめて適切であるばかりでなく、鹿児島駅ならびに九州西回り急行きりしま号の混雑を緩和し、沿線乗客に多大の利便をもたらし、かつ観光上からも有利である。ついては、今秋のダイヤ改正の際ぜひとも日豊線急行列車を始発駅たる西鹿児島駅まで延長されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区交通の利便をはかる等のため、請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

菓子の鉄道等級運賃引下げに関する請願（請願者　東京都台東区竹町十番地東京菓子会館内山本宗次郎外十名）（加藤鐘五郎君紹介）（第二二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

菓子の消費は生計費の四、五パーセント、日常食料の八、五パーセントに及び、乳幼児の必要とする栄養食料を初めとして、生活に欠くことのできない必需品で、国民保健の建前から、より合い製品を少しでも安価に供給されることが必要とされている。しかるに鉄道貨物運賃の基準は著しく不合理であり、また取扱諸費用も高額であるため、はなはだしく需要の円滑を欠き、その結果は消費者の負担過重となつている。ついては、菓子運賃等級（現行三級）を特別等級二十二級に引き下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

当該商品の国民経済に占める重要性にかんがみ、請願の趣旨につき、研究せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

館腰地区にデイゼルカー停留所設置の請願（請願者　宮城県名取郡名取町長高橋秀松外一名）（愛知揆一君外一名紹介）（第二二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮城県名取郡名取町南部の館腰地区は、東北本線岩沼駅と増田駅の中間に位し、近く発足する自衛隊および民間航空の矢の目飛行場を控え、カリエス専門の国立玉浦病院が所在し、さらに資本金一億三千万円、日産百五十石の規模をもつて宮城県酪農農業協同組合が開設の運びになつているので、該線の利用はとみに増大するものと思われる。ついては、右館腰地区にデイゼルカー停留所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地区の旅客交通の利便をはかるため、車両事情等を勘案して、請願の趣旨につき善処せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

市営乗合自動車事業の優先免許に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二三一二号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四五八号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四五九号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綱島彌三君紹介）（第二五〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

町村合併等による市域の拡張に伴い、住民の足ともいうべき乗合自動車運営事業運営の適否は、都市発展と公共の福祉に重大な関係を有している。しかるに現状では住民の乗合自動車利用率の累増に伴い、次第に収益本位の高料金に対する不平が多くなつており、市営乗合自動車設置の要望が高まりつつあるが、営利会社が路線権をもつているため、新たに市営の運行を申請してもいずれも不許可となり、住民の要望にこたえ得ないことは、まことに遺憾である。ついては、市営乗合自動車事業を優先的に免許されたいというのである。

二、請願の議決理由

バス事業の公共性にかんがみ、実情に即して請願の趣旨につき善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

上山駅改築に関する請願（請願者　山形県上山市長高橋熊次郎外一名）（松浦東介君紹介）（第二三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上山駅は、明治三十三年に建設されたまま今日に至つているが、山形県下はもちろん、東北屈指の温泉街として発展している上山市の玄関口としては、あまりにも狭く、かつ腐朽しており、乗降客の操作、物資輸送にも不便であるから、上山駅をすみやかに改築ならびに拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅昇降利用旅客の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

柴山港修築に関する請願（請願者　兵庫県豊岡市長佐川辰夫外十二名）（有田喜一君紹介）（第二三三三号）、同（請願者　兵庫県城崎郡口佐津村柴山渡漁業協同組合長大西三造外十三名）（五島虎雄君紹介）（第二四六一号）及び同（請願者　兵庫県城崎郡矢野村長山本匡外十二名）（永田亮一君紹介）（第二四六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県柴山港は、古来天然の良港として商、漁船の暴風待避に利用されてきたが、自然のまま放置していたため、港内は次第に深度を減じ、他方船型の大型化に伴い、泊地は次第に狭あいを告げるに至つたため、昭和二十三年に改修工事を施行したが、いまだ不備な点が多く憂慮にたえない。ついては、同港の既設防波堤を約七十メートル延長し、港内暗礁二箇所外一名）（松浦東介君紹介）（第二三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

上山駅は、明治三十三年に建設されたまま今日に至つているが、山形県下はもちろん、東北屈指の温泉街として発展している上山市の玄関口としては、あまりにも狭く、かつ腐朽しており、乗降客の操作、物資輸送にも不便であるから、上山駅をすみやかに改築ならびに拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該駅昇降利用旅客の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨に沿うよう措置せしめるを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

外浦港を避難港に指定等の請願（請願者　宮崎県南那珂郡南郷町長荒武倉次郎）（伊東岩男君紹介）（第二四六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡南郷町外浦港は、天然の良港であつて、台風時には周辺港湾に停泊中または航行中の船舶は、すべて同港に避難するが、しかし同港は、多年開放任されていたため、深度浅くかつ岸壁等の設備もないので、避難港としての効果を十分発揮できない現状である。ついては、外浦港を避難港に指定するとともに、しゅんせつ事業を含む港湾整備事業を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該海域の荒天時に際し、船舶の避難を容易ならしめるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

約千百立方メートルの爆砕除去、ならびに沖浦泊地における避難船接着岸壁約四百二十メートルを造築せられたいというのである。

二、請願の議決理由

柴山港の避難港としての機能を万全に発揮せしめるため、請願の趣旨に沿うよう善処するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

旭川、沼田間の鉄道敷設に関する請願（請願者　北海道旭川市長前野与三吉）（南條徳男君外一名紹介）（第三四六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道旭川市から上川郡東鷹栖村、鷹栖村、江丹別町および雨龍郡多度志村を経て沼田町に至る間の鉄道敷設は、留萌線に接続し、札沼線と連絡する函館本線の複線化ともなり、沿線の上川盆地ならびに雨龍原野等の農林鉱産物の宝庫を開発し、留萌港を利用した産業の振興が約束され、北海道総合開発計画を推進する産業輸送幹線として大なる価値を有するものである。よつて、右鉄道をすみやかに敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

地方資源の開発並びに交通系統上の見地より、予算等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

鉄道運賃の不合理是正に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二五〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄京浜線上中里駅より新橋駅までの運賃は二十円であるが、これより相当キロ数の長い新橋駅と巣鴨駅間は十円にて、その算定に不合理を認められる。ついては、右の不合理を是正されたいというのである。

二、請願の議決理由

東京環状電車区間における特定旅客運賃制度により生ずる運賃上の不合理を是正するため、請願の趣旨につき研究せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

下十条駅を東十条駅に改称の請願（請願者　東京都北区東十条三丁目八番地東十条商店街商業協同組合理事長瀬久保実）（濱野清吾君紹介）（第二五〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国鉄下十条駅は、昭和六年に設置され、同十四年該地区発展のため区画整理を行い、現在の同駅所在地は東十条と改称された。しかして東十条は一丁目から六丁目まであつて、駅はもとより下十条電車区も同地名内に入つたため、一般旅客は、地名と駅名との相違から利用に迷惑することが多い。ついては、下十条駅を東十条駅と改称されたいというのである。

二、請願の議決理由

当駅利用旅客の利便をはかるため、実情に即して請願の趣旨につき考慮せしめるよう措置するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

神町、谷地間の鉄道敷地に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩）（松浦東介君紹介）（第二五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県東村山郡神町と西村山郡河北町谷地とを結ぶ鉄道の敷設は、地元民多年にわたる熱望であり、ことに同地方は半歳雪に閉ざされて交通はきわめて困難となるため、河北町を中心として、産業経済上に密接なる関係を有する近接町村との相互連絡をはかる上に、同鉄道の敷設は絶対に必要である。ついては、神町、谷地間の鉄道を敷設されたいというのである。

二、請願の議決理由

当該地方交通の利便をはかるため、道路交通との関係等を勘案して請願区間の鉄道敷設につき、考慮するを適当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

運輸委員長　松山　義雄

衆議院議長益谷秀次殿

建設委員会

荒川中川総合開発促進に関する請願（請願者　東京都議会議長四宮久吉外一名）（青木正君外五名紹介）（第一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

荒川中川総合開発は、東京、埼玉両都県の多年にわたる懸案であり、これが早期完成の成否は、関係流域五百万住民の死活に直結する緊急重大なる問題である。ついては、荒川中川総合開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

吉野川の改修工事費増額に関する請願（請願者　徳島市長長尾新九郎外十九名）（生田宏一君紹介）（第四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

吉野川は昨年九月の台風による出水のため、各所に漏水き裂を生じ、澪岸の崩壊も多く、とくに石井町平島地先右岸堤防は崩壊寸前に至り、じ来沿岸住民は著しい不安にかられている。政府は三十年度において吉野川を十大河川の一つとして改修六箇年計画を樹立したが、その予算配付の現状では残りの改修工事完成までは、なお十数年を要するものと思われる。ついては、吉野川改修工事費の予算を増額し、その促進を図られたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

横利根川のひ門開放に関する請願（請願者　茨城県稲敷郡東村長岩井唯外十名）（山村新治郎君外二名紹介）（第六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県横利根川のひ門は、現在閉鎖されているので、毎年霞ケ浦の湖面低下は遅延し、農作物は多大の被害を受けており、また同地方は舟による交通がひん繁であるが、開門に手間取るためはなはだ不便である。ついては、横利根川のひ門を常時開放されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅の建設促進に関する請願（請願者・大阪府庁内大阪住宅復興促進協議会長小田原大造）（小西寅松君紹介）（第九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公営住宅建設に関する昭和三十年度実施予算およびその建設の実情は、必ずしも現下の住宅事情に即した施策とは言えない。ついては、さる二十二回国会における附帯決議ならびに公営住宅三箇年計画を尊重して、次記事項について配慮されたいというのである。

(一)公営住宅五万二千戸の建設、(二)一戸あたり坪数を一種住宅は十五坪、二種住宅は十二坪に引き上げること、(三)不燃率の向上、(四)建設費を増額すること。

二、請願の議決理由

住宅難緩和の見地より、早急に対策を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

九州横断道路の建設促進に関する請願（請願者　長崎県議会議長金子岩三）（白濱仁吉君紹介）（第一二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

別府、阿蘇、雲仙、長崎を結ぶ九州横断道路の建設は、この地域における豊富なる未開発資源を開発することはもちろん、観光上もきわめて重要な価値を有するもので、すでに数年来の懸案として地元三県をはじめ、関係諸団体においてもこれが具体化を熱望し、三県土木部長等の綿密なる実地踏査の結果、技術的にも予想外に容易であり、経済効果および観光価値の大なるを確認されている。ついては、該道路の建設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

道路公団法制定等に関する請願（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之助）（坂田道太君紹介）（第一二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては有料道路を総合的に運営するため、道路公団法の制定を計画しているとの事であるが、同法の成立は、地方道路の整備開発はもちろん、産業経済の発展を促進するきわめて重要な法案であり、その実施は現下の緊急事である。ついては、同法案の早期成立を希望するとともに、その実施に当っては、左記事項をすみやかに実施せられたいというのである。（一）阿蘇、別府、雲仙間九州横断道路の新設、（二）天草架橋の建設。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

西新井橋を永久橋に架替えの請願（請願者　東京都足立区長斎藤恒助外一名）（島上善五郎君紹介）（第一五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都足立区内の三大橋の一つである西新井橋は、架設以来十数年を経過する木橋であるため、橋の支柱は侵食し、橋面は波状を呈しているため、車両はもとより人馬の渡橋においても常時危険を感じ、多大な支障をきたしている。ついては、西新井橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

猪名川の改修促進に関する請願（請願者　兵庫県伊丹市長坂上喜穂外十三名）（山口丈太郎君紹介）（第一五一号）及び同（請願者　兵庫県尼崎市長薄井一哉外十三名）（山下榮二君紹介）（第一五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十四年度以来施行中の、猪名川改修工事に配賦された予算総額は四億四千万円だが、総工事費のわずか十七パーセントに過ぎない。現在河床が低下し、流水ならびに伏流水に異変を生じ、かんがい用水、工場用水、上水道用水が枯渇する等憂慮すべき状態にあるが、このままでは完成までなお二十数箇年を要することになり、その間毎年の台風期にはいたずらに洪水にさらされていなければならない環境におかれることは、地元民のとうてい忍び得ないところである。ついては、これが改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

大光寺橋を永久橋に架替えの請願（請願者　栃木県下都賀郡国府村長日向野定一郎）（山口好一君紹介）（第一七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木市を中心とし群馬、栃木、茨城の三県を結ぶ府県道久下田線は、栃木県を東西に貫通する幹線道路であるが、同線上思川に架設してある大光寺橋は、二十六年自動車交通が可能な程度の木橋を、近い将来永久橋に架替える県当局の意向で一時的に架設されたものであるが、近時腐朽著しく、先般自動車墜落事故二件をはじめ、小事故は枚挙にいとまない状態である。ついては、大光寺橋を永久橋に架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

北郷村の中小河川改修工事継続施行に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長友幸芳外一名）（伊東岩男君紹介）（第二一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県南那珂郡北郷村における中小河川改修工事は、昭和二十五年度より着工せられ、昭和二十九年度には大部分が完成の運びとなつたことは喜びにたえないが、内之田側二百五十メートルおよび倉迫側五百四十メートルはいまだ放置状態であることは、まことに憂慮にたえない。ついては、右改修は昭和三十一年度にはすみやかに完成せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

建設業法施行令の一部改正に関する請願（請願者　新潟市東堀前通三番町中村栄之助外一名）（稲村隆一君紹介）（第二一五号）、同（請願者　新潟県三条市一ノ町高野龍治郎外一名）（豆四郎君紹介）（第四五四号）、同（請願者　新潟県潟長岡市殿町一丁目小川徳七外一名）（三宅正一君紹介）（第五七三号）、同（請願者　新潟県高田市東本町一番地高田大工組合長曾武川喜佐治外三名）（田中彰治君紹介）（第八八五号）、同（請願者　新潟県直江津市塩屋区六百一番地直江津市大工組合長滝田栄一外三名）（猪俣浩三君紹介）（第九一四号）、同（請願者　新潟市東堀前通三番町新潟県大工職組合連合会東蒲原郡支部長渡部栄外一名）（石田宥全君紹介）（第一〇一三号）、同（請願者　新潟県東蒲原郡津川町渡部栄外一名）（高岡大輔君紹介）（第一〇九五号）及び同（請願者　新潟県新井市仲町新井市大工職組合長遠藤周次外三名）（塚田十一郎君紹介）（第一二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

建設業法第三条第一項に定める「軽微な工事のみを請け負うことを営業とする者」という規定に基き、同法施行令第一条に「工事一件の請負代金の額が三十万円に満たない工事とする。」と定められているため、三十万円を越える工事については、実質的には非登録建築業者の設計施行に依るものであつても、登録業者の手を経なければならず、その中間搾取は零細業者にとつて大きな負担となつているのみならず、三十万円では家屋十坪の建築費にも満たぬものである。ついては、建設業法施行令第一条中の請負代金の額「三十万円」を「百万円」に改正し、実情に即するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

建設業の実情にかんがみ、早急に対策を考究する必要があるものと認める。よって本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこ

れを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

遠別川総合開発促進に関する請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長茂野三郎外一名）（芳賀貢君紹介）（第二一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩郡遠別町の中央部を貫流する遠別川は曲折はなはだしく、融雪期はもちろん降雨毎に洪水はんらんし、両岸の沃土は流失し、被害は逐年倍加の傾向をたどり、流域の産業進展を阻害しているが、地方財政窮迫のおりから護岸堤防工事も完ぺきを期し難く、同町民の苦難は言語に絶するものがある。ついては、同河川の治水計画を電源開発と有機的に関連させ、奥地水源の養成と原流水の規整と相まつて総合的に開発せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道四号線の切替え等に関する請願（請願者　盛岡市長山本弥之助）（田子一民君紹介）（第二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
近年交通機関の発達と交通量の急激な増大に伴い、現在の盛岡市近傍の国道四号路線の混雑と交通事故は、目に余るものがあり、また紫波郡下の交通は北上川を境として東、西に分断せられ、これを繋ぐ連絡橋は明治橋および紫波橋のみであり、他は危険極りない原始的渡舟によつて人馬の交通、物資の搬出入をしているため、両岸地域の産業開発を著しく阻害している実情である。ついては、岩手県紫波郡矢巾村徳田地内にて国道を東折し、同郡都南村乙部を通じ、盛岡市東端を通過して岩手郡玉山村渋民に至る県道を、改修して国道に切替えるとともに、北上川に架橋せられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

県道坂元都城線の改修工事促進に関する請願（請願者　宮崎県北諸県郡三股町議会議長上原平二外三十二名）（伊東岩男君紹介）（第二一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県の県道坂元都城線は、大正九年に県道として路線認定より既に三十有余年を経過した今日において、いまだ四千メートル未改修のまま放置されているが、同路線は日南油津港と北諸県盆地とを最短距離で結び、かつ県の南、北両地方の経済、文化の交流と産業の進展に重大な使命をもつており、県民一同その開通を待望しているが、昭和三十年度における施行は六百メートルに過ぎず、同路線の機能発揮は前途なお遠いものがある。ついては、同路線の改修工事をすみやかに完成せられるよう、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

遠別原野二十四号、二十六号間の道路改修工事促進等に関する請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長茂野三郎外一名）（芳賀貢君紹介）（第二一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
遠別原野二十四号より二十六号にかかる路線は、国道札幌、稚内線で遠別市街から分岐し、同町の穀倉地帯である遠別原野を東西に縦走する唯一の路線であり、農産物の搬出および貨客自動車の交通はひん繁を極めているが、同路線は遠別川左岸の山腹に敷設され、傾斜、屈曲ともに急けんな上、山腹から土石崩落して交通上至難を極めている実情である。ついては、二十六号地点より対岸の平地へ道路を切り替えるとともに、永久工法による二箇所の橋の架設をすみやかに実現せられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

郷之原付近の道路改修工事継続施行に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡北郷村長友幸芳外一名）（伊東岩男君紹介）（第二二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道日南、高岡線のうちとくに坂元、飫肥間は、産業道路として利用度が高く、林産物等物資の運搬が激しいのであるが、道路の幅が狭いため車馬の交差が自由でなく、交通の利便化を大きく阻害している。同村ではこのため、昭和二十七年度において村単独工事として百二十メートルを完成し、その後県当局の尽力により、国庫特殊改良工事として六百四十メートルを完成したが、約七百メートルがまだ残されている。ついては、本年も継続的に同改良工事を実施するよう配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

道路財源法制定に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館全国道路利用者会議会長本多市郎）（池田清志君紹介）（第二二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さる第二十二国会において「道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部改正」にあたり、衆議院が「速やかなる機会において本法の恒久化を計る」べき事を決議されたことは喜ばしいことである。ついては、その恒久化にあたつては次記要綱による「道路財源法」を制定されたいというのである。（目的税）（一）道路法の規定による道路に関する費用に充てるため、揮発油には揮発油税を課する。（揮発油税率）（二）揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万三千円とする。（揮発油税収の使途配分）（三）揮発油税のうち、その十三分の十一に相当する金額は、道路法ならびに道路の修繕に関する法律に基く国の負担金（国が直轄で行う事業については、当該事業に要する費用）また補助金の財源に充当する。（四）揮発油税のうち十三分の二に相当する金額は、道路法に基く都道府県および指定市の道路に関する費用に充当するため、揮発油譲与税として都道府県および指定市に譲与する。等。

二、請願の議決理由
わが国道路の現況にかんがみ、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

道路予算に関する請願（請願者　東京都千代田区三年町一番地尚友会館全国道路利用者会議会長本多市郎）（池田清志君紹介）（第二四二号）及び同（請願者　福島市栄町福島県道路利用者会議常任理事松井勝見）（田中利勝君紹介）（第三四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
道路整備五箇年計画が当然繰り上げ施行を必要とする情勢にあつて、大蔵当局が同整備にブレーキをかけようとするのは不可解である。すなわち、昭和三十一年度道路費ならびに道路利用者に対する課税について、大蔵当局の提案は、

関係者が要請してきたところに著しく反するものと考える。ついては、次記要項について善処されたいというのである。（一）道路に対する一般財源の繰入れ額の増大、（二）特別失業対策事業予算中七十九億円は揮発油税収以外の財源を充当すること、（三）道路公団への政府投資額二十億円は、必ず揮発油税収以外の財源を充当すること、（四）地方道路税の引上げには反対、（五）自動車用軽油課税は、道路整備五箇年計画拡充の目的においてのみ考慮すること、（六）道路近代化を推進する財政方針を堅持すること。

二、請願の議決理由

わが国道路の現況にかんがみ、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道岡山松江線の改修工事施行に関する請願（請願者　鳥取県日野郡根雨町長川上武一郎外二名）（徳安實藏君紹介）（第二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道岡山松江線による陰陽の連絡は、関係者多年の宿願であつたが、当局も同路線の重要性を認識され、昭和二十八年五月国道に指定されて以来改修工事が実施された。しかし同路線の現状は、交通不能区間を含み全線にわたつて改修済区間はきわめてきん少であり、最近のごとき通過車両の発達にともない、未改修区間の道路整備は地元民の切実な要望である。ついては、県境の智峠の未改修地区を他の地区に優先して整備し、陰陽の連絡を達成し、引き続き全区間にわたつて改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

八女市地内国道三号線を平面交差に改修の請願（請願者　福岡県八女市長服部寅雄外七百八名）（楢橋渡君紹介）（第二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八女市は、八女郡の中央に位し昨年四月福島町と岡山、忠見、川崎の三村とが合併して誕生したのであるが、同市の市街地発展に際し、東方伸展を著るしく阻害するものは、国鉄矢部線に架せられたる国道三号線の立体交差であり、これを平面交差に改築するのが町村合併当時からの課題であつた。ついては、八女市が今後築後物産の集産地として発展し、同地方の政治、経済、文化、交通の中心地として育成せられるために、同路線を平面交差に改築せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

植杉川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡中和村長武内逸夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中和村の中央部を流れる旭川支川下和川小支植杉川は、谷が深く出水時は激流となり、山岳の崩壊著るしく、したがつて河川はんらんの際の土砂の流水は、沿岸農地はもとより橋、路面の流失、さらに下流人家約四十戸に致命的被害を及ぼすものである。ついては、災害未然防止対策砂防工事を昭和三十一年度にぜひ施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

立石川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡福渡町長後藤純雄外一名）（亀山孝一君紹介）（第二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県下三大河川の一つである旭川の支流誕生寺川に注ぐ立石川は、約三十年前に土砂流失防止対策としてダムを一箇所および山腹砂防等を施行したのであるが、年年の異状出水によつて破壊され、下流護岸は損傷増大し、河床流路の異動はもとより、本流に通ずる河口は流失して耕地に流入し、その被害が累増の傾向にあることはまことに憂慮にたえない。ついてはすみやかに砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

芦谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡久米南町長井口寿徳外一名）（亀山孝一君紹介）（第二四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡久米南町を貫流する芦谷川は、同町において全町に合流するが、全流域は高峯に包まれ、ひとたび豪雨に見舞われば、土砂の流出はなはだしく、全周川に及ぼす被害は大きいが、その都度応急措置を施すに止まり、依然として原始的河川のままで放置されていることはまことに遺憾である。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに同河川に貯砂ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

野伏尾川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡福渡町長後藤純雄外三名）（亀山孝一君紹介）（第二四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県下三大河川の一つである旭川の支流誕生寺川に注ぐ野伏尾川は、年々の異状出水によつて下流護岸は損傷増大し、河床流路の異動はもとより、本流に通ずる河口は流失して耕地に流入し、その被害が累増の傾向にあることはまことに憂慮にたえない。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに砂防工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

宇甘川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県御津郡御津町長荒木伊三二外一名）（亀山孝一君紹介）（第二四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県御津郡御津町を貫流する宇甘川は、急傾斜の短小支流をもち、その流路延長十四キロの沿線にはかんがい面積二百二十町歩と、人家三百七十余戸があり、しかも沿線山林は戦時中乱伐されているため、ひとたび豪雨に見舞われると人畜田畑の被害はきわめて大きくまことに憂慮にたえない。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに同河川に貯砂ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

長谷川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県児島郡東児町長井上奎二外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県児島郡東児町大字上山坂の長谷川流域は、全山花こう岩地帯で地味きわめて悪く、地被物なく粗粒かつ不安定な土質は降雨毎に多量の土砂を下流に流失し、河床は高位となり、耕地、ため池は年々土砂に埋没して排水不良となり、災害誘因となつているが、乏しい同町財政をもつてしてはいかんともなし難い実情である。ついては、昭和三十一年度においてはすみやかに同長谷川上流に砂防ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

十七川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山陽町長生本三五外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡山陽町を貫流する十七川流域の山林は、戦時中の乱伐ならびに数箇年にわたる松くい虫等の被害により極度に荒廃し、降雨毎に流出される土砂によつて、河床は埋没して耕地にはいちじんし、農作物に及ぼす被害はじん大である。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに同河川に砂防ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

沖田川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡加茂町長議会議長田村武夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡加茂町を貫流する沖田川は、水源地帯の山林が戦時中の乱伐によつてほとんどはげ山と化しており、加えて地質は秩父古生層で縦横に侵食が大きいため、ひとたび豪雨に会えば下流の耕地、人家に及ぼす被害はじん大であるが、現今の同町財政をもつてしてはいかんともなし難い実情である。ついては、同河川の砂防工事をすみやかに施工されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

青柳川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡加茂町長職務代理者万代正男外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡加茂町を貫流する青柳川流域は、地質が秩父古生層であるため無立木地が多く、奥地の荒廃はその極に達し、降雨毎に土砂の流出が多く、河床は高位となり、下流の耕地、人家にじん大な被害を及ぼしているが、現今の同町財政をもつてしてはいかんともなし難い実情である。ついては、同河川の砂防工事をすみやかに施工されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

高梁川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県新見市長土屋源市）（亀山孝一君紹介）（第二五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高梁川は新見市千屋花見地内に源を発し、岡山県を縦貫して瀬戸内海に注ぐ同県下三大河川の一つであるが、水源地帯は林相極度に悪く、かつ河床の傾斜が急であるため、豪雨に際しては多量の砂石を流出し、中流地域の災害誘因をなしていたため、昭和二十七年度より砂防ダム新設工事を施行しているが、いまだ完成されないことは遺憾である。ついては、同工事を昭和三十一年度においても継続施行し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

久保谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡落合町長福島董一外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五五号）

一、請願の要旨及び目的
岡山県真庭郡落合町を貫流する久保谷川は、水源地帯の山林が戦時中の乱伐により荒廃して土砂の流出は著しく、幅員狭小で曲折多きため、ひとたび豪雨に見舞われれば、流域耕地、人家等の被害は言語に絶するものがあるが、予算上いかんともなし難い実情である。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに同河川に砂防ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

目木川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡富村長押阪義雄外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡富村を貫流する目木川上流は、広大な集水面積を有するが、山林一帯は戦時中の乱伐によつてほとんどはげ山と化し、豪雨にあえば土地に吸水力のないためたちまちにして増水はんらんし、護岸の決壊、耕地の流失ならびに作物の冠水等、その被害はきわめて大きく、まことに憂慮にたえない。ついては、昭和三十一年度においては、目木川上流の苫田郡富村大字富東谷地内に砂防ダムを築造せられたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

西谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡羽出村長伊丹哲男外一名）（亀山孝一君紹介）（第二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡羽出村を貫流する西谷川は、昭和二十年九月の大水害以来、着々と復旧しつつあることは喜びにたえないが、いまだ完成されない工事区間があるため、降雨毎に耕地、人家に及ぼす被害はじん大である。ついては、同河川の砂防工事を昭和三十一年度においても継続施行し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

滝谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡中央町長小島尚直）（亀山孝一君紹介）（第二五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県久米郡中央町を貫流する滝谷川は、流域土質の軟弱と、加えて山林一帯が戦時中の乱伐によつてほとんどはげ山と化しているため、ひとたび豪雨にあえば土砂の流失によつて河床は高くなり、濁流ははんらんして耕地、人家に及ぼす被害はきわめて大きく、とくに昭和二十三年のそれは言語に絶するものであつたが、以来復旧に抜本的な措置が講ぜられていないことはまことに遺憾である。ついては、昭和三十一年度においては、同河川に砂防工事を施工されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

川上川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県英田郡大原町長本田晴男）（亀山孝一君紹介）（第二五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県英田郡大原町を貫流する川上川は、水源地帯の山腹が崩壊し、ひとたび豪雨ともなれば土砂の流出は著しく、下流の護岸堤防、耕地、人家等を流失埋没し、じん大な被害を及ぼしている実情にかんがみ、昭和二十九年において砂防ダム工事を施行されたのであるが、いまだ完成に至らぬままに放置されていることはまことに憂慮にたえない。ついては、昭和三十一年度においては同工事を継続施行し、すみやかに完成せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

後門川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県勝田郡勝田町長鷹取静男）（亀山孝一君紹介）（第二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県勝田郡勝田町を貫流する後門川は、水源地帯の山腹が崩壊し、ひとたび豪雨ともなれば土砂の流出は著しく、下流の護岸堤防、耕地、人家等を流失埋没し、じん大な被害を及ぼしている実情にかんがみ、砂防工事を施行されたことは喜びにたえない。ついては、昭和三十一年度においても同工事を継続施行し、すみやかに完成せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

清水川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県浅口郡里庄町長佐藤正夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県浅口郡里庄町を貫流する清水川流域は、花こう岩風化地帯である上に、山林は戦時中の乱伐により極度に荒廃し、毎年流出する土砂は下流田面より三メートルも高い河床となり、ひとたび豪雨ともなれば耕地、人家に及ぼす被害はじん大である。ついては、清水川に砂防ダムを設置されるよう措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

尾路川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡奥津村長石原治夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県苫田郡奥津村を貫流する尾路川は、たび重なる大水害により地盤はゆるみ、耕地は流失し、道路は崩壊する等、その被害は年々累増の傾向にあることは遺憾にたえないが、窮迫せる地方財政をもつてしてはいかんともなし得ない実情である。ついては、同奥津村地内尾路川に護岸工事をすみやかに施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

三光川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡哲西町長羽場盛太郎）（亀山孝一君紹介）（第二六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県阿哲郡矢神村を貫流する三光川は、昭和二十五年に砂防工事を施工されたのであるが、いまだ完全とは言い難く、豪雨ごとに多量の土砂を流出し、護岸の破壊、耕地の埋没等大きい被害を及

ぼしているが、現下の町村財政をもつてしてはいかんともなし得ない実情である。ついては、三光川に砂防護岸工事等をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

金山谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県小田郡矢掛町長山部義夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二六六号）

一、請願に関する報告書

請願の要旨及び目的

岡山県小田郡矢掛町を貫流する金山谷川は、水源地帯の山地が急傾斜であり、かつ地質はきわめてぜい弱な砂れき層をもつて構成されているため、豪雨ごとに土砂の流出は著しく、耕地の埋没、家屋の浸水、倒壊等その被害はきわめて大きく、まことに憂慮にたえない。ついては、金山谷川に砂防ダムをすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

龍王川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県小田郡北川村長藏本恒之外一名）（亀山孝一君紹介）（第二六七号）

一、請願に関する報告書

請願の要旨及び目的

岡山県小田郡北川村に源を発する龍王川は、水源地帯の山地が急傾斜であり、かつ地質はきわめてぜい弱な砂れき層をもつて構成されているため、豪雨ごとに土砂の流失は著しく、耕地の埋没、家屋の浸水、倒壊等その被害はきわめて大きく、まことに憂慮にたえない。ついては、龍王川に砂防ダムをすみやかに設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

五石川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県和気郡三石町長花岡義定外一名）（亀山孝一君紹介）（第二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡三石町を貫流する五石川は、流域山地が急傾斜であり、かつ山林は松くい虫の被害を受けてほとんどはげ山と化しているため、豪雨のたびごとに土砂の流失は著しく、護岸の決壊、耕地の埋没、家屋の浸水等その被害はきわめて大きく、まことに憂慮にたえない。ついては、現在施行中の砂防ダム工事を昭和三十一年度においても継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

深田川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県玉島市長堀口功）（亀山孝一君紹介）（第二六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県玉島市を貫流する深田川は、昭和二十五年の大水害により、砂防ダムは決壊され、流域の耕地は埋没する等じん大な被害を受け、以来降雨ごとに関係住民は応急処置を施してかろうじて被害を免れている実情にかんがみ、昭和二十八年度において砂防ダムの一部復旧に着工されたことは喜びにたえないが、今日に至るも未完成のまま放置されていることは遺憾である。ついては、同工事をすみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

び沙門川等に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県井原市長大山文雄）（亀山孝一君紹介）（第二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県井原市を貫流する沙門川は、流域山地は急傾斜であり、かつ地質はぜい弱な上、山林は乱伐されてほとんどはげ山と化しているため、降雨ごとに土砂の流出著しく、下流の耕地は埋没し、人家は浸水倒壊する等、その被害は年々累増の傾向にあり、まことに憂慮にたえない。ついては、び沙門川ならびに同じ実情にある雄神川、下谷川に砂防工事をすみやかに施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

奥山川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県和気郡和気町長日笠政治外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県和気郡和気町を貫流する奥山川は、水源地帯の土地がぜい弱であるばかりでなく、山林は戦後乱伐されて荒廃著しく、降雨ごとに土砂の流出によつて護岸を侵食し、耕地を埋没する等その被害は年々累増の傾向にかんがみ、昭和二十九年度において砂防工事を施行されたことは喜びにたえないが、三十年度は未完成のまま放置されており寒心にたえない。ついては、昭和三十一年度においては同工事を継続施行し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

尾坂川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県笠岡市長小野博外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県笠岡市尾坂地内尾坂川上流砂防指定地区は、傾斜が急な上、水源である阿部山は、土質が真砂質であるため、降雨の都度多量の土砂を流失し、再三水害をひき起こして沿川地域に多大の被害を与えている。ついては、尾坂川上流に土砂止ダム工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

豊浦川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県笠岡市長小野博外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県笠岡市北木島町豊浦地内豊浦川上流砂防工事施行は、地元民多年の宿願であつて、昭和三十年度より着工の運びとなつたことは、まことに感謝にたえない。ついては、三十一年度においても、引続き同工事を施行し、すみやかに完成されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施

行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

湯船川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡川上村長法華暉良外三名）（亀山孝一君紹介）（第二七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡川上村大字湯船および同郡八束村大字中福田地内の湯船川は、水源の山岳が崩壊が著しく、多量の土砂を流出するため河床が上昇し、今後ひとたび増水となれば、沿川地区に大被害を与えることは必至の状態にある。ついては、湯船川に砂防工事を施工されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

砂川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県総社市長井頭康男外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県総社市内阿曾地区に源を発する砂川は、河床の上昇が著しいため、上流数百町歩に及び水田は年々水没冠水し、稲作は多大の被害をこうむつている。ついては、砂川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

尾副川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県邑久郡裳掛村長田中勝正外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県邑久郡裳掛村大字虫明地内尾副川は、山岳地帯がはげ山であるため、少量の降雨にもただちに出水し、砂れき、土砂を流出して、下流の虫明漁港の機能を著しく減退せしめている。ついては、同村大字虫明地内黒井山より虫明に至る区間に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

大谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県津山市長井上義夫）（亀山孝一君紹介）（第二七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県津山市大谷地内大谷川は、山間部の流域が狭あいであるにもかかわらず、山地は荒廃し、傾斜は急であるため、わずかの降雨にも一挙に土砂を流出し、しばしば農地の埋没、護岸および用水路の破壊等の大被害を起している。ついては、大谷川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

河面川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡大佐町長宮原諦三外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡大佐町大字小阪部字奥谷地内河面川は、森林地帯の乱伐のため、土砂の流出おびただしく、河床の荒廃は極度に達し、年々流域に多大の水害を起している。ついては、前記箇所に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

香々美川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県苫田郡鏡野町長岡計男外一名）（亀山孝一君紹介）（第二七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県苫田郡鏡野町内香々美川は、たびたび水害をひき起しているにかかわらず、河川工事は遅々として進まず、地元民は降雨の都度水害の脅威におびえている。ついては、香々美川（岩屋地内）に砂防工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

森川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡赤坂町長福井潔夫外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡赤坂町地内森川は、上流地帯山林の荒廃著しく、降雨の都度多量の土砂を流出するため、河床は上昇して天上川となりつつあり、地元民は洪水の不安におびえている。ついては、赤坂町多賀字池の尻千六百五十三番地内に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

滝山谷川並びに志島谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県吉備郡昭和町長浅沼輝男外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県吉備郡昭和町地内の滝山谷川ならびに志島谷川は、急流であつて、河床は出水のたびごとに護岸の基礎を洗掘せられ、年々災害を繰り返しているが、同村財政は極度に窮乏しているため、これが復旧に毎年苦慮している。ついては、滝山谷川ならびに志島谷川の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山陽町長生本三五外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡山陽町和田地内の谷川は、水源地帯の山林の乱伐と数年来の松くい虫等の被害により、降雨のたびごとに出水し、農作物等に多大の災害を及ぼしている。ついては、谷川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決し

た。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

益坂川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町長加藤市三郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八三号）

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡鴨方町大字益坂地内益坂川は、水源地帯の荒廃著しく、多量の土砂を流出するため、河床は上昇し、降雨のつど出水して流域の農作物等に多大の被害を与えている。ついては、益坂川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

新川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町長加藤市三郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県浅口郡鴨方町を貫流する新川は、水源地帯の荒廃著しく、降雨のたびごとに多量の土砂を流出して河床を上昇せしめているため、わずかの降雨にも出水して、農作物等に多大の被害を及ぼしている。ついては、鴨方町大字六条院中勘請池尻地内新川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

小田川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県御津郡御津町長荒木伊三二外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県御津郡御津町を貫流する小田川は、流域全般にわたつて荒廃著しく、多量の土砂を流出するため、河床は上昇しているが、一方同地方は一般に降雨量が少なく、用水が不足する年が多い実情にある。ついては、治水と利水とを目的とする貯砂ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

畑河内川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡福渡町長後藤純雄外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡福渡町を貫流する畑河内川は、河床流路の変動と、上流部における山腹の崩壊等により土砂の流出著しく、河床は上昇し、大正池は土砂の堆積により利用価値を半減させられ、わずかの降雨にも出水して農作物等に多大の被害を与えている。ついては、同町川口字山神の畑河内川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

井原川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県新見市長土屋源市）（亀山孝一君紹介）（第二八七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県新見市内を貫流する井原川は、流域耕地約九十町歩をかんがいし、観光上からも重要な河川であるが、戦時中の乱伐により水源地帯が極度に荒廃し、しかも傾斜が急であるため、土砂の流出おびただしく、河床は上昇し、しばしば水害をひき起している。ついては、井原川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

三室川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県阿哲郡神郷町長長谷部与一外一名）（亀山孝一君紹介）（第二八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県阿哲郡神郷町を貫流する三室川は、川幅狭く、夏期渇水期には河床露出し、その反面わずかの降雨にも予想外の洪水となり、農作物等に多大の被害を与えている。ついては、同大町字油野地内三室川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

佐古田川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡山陽町長生本三五）（亀山孝一君紹介）（第二八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県赤磐郡山陽町を貫流する佐古田川は、水源地帯の荒廃著しく、降雨のたびに多量の土砂を流出するため、ため池は埋没し、しばしば水害をひき起して、農作物等に多大の被害を与えている。ついては、同町馬屋地内の佐古田川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　德安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

上今川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡旭町長杉山門一外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡旭町地内を貫流する上今川は、集水面積約七・五平方キロの小流であるが、急流である上に流域一帯は砂質土じようのため、土砂の流出はなはだしく、出水ごとに下流耕地は多大の被害をこうむつている。ついては、同町西川字清水地区地内の上今川に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

石谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県和気郡日生町長有吉敏治外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡日生村を貫流する石谷川は、戦時中の乱伐等により水源地帯の荒廃著しく、降雨のつど多量の土砂を流失して河床を上昇せしめているため、しばしば大洪水をひき起し、農作物等に多大の被害を与えている。ついては、同町大字寒河地内石谷川に砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

砂川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県御津郡一宮町長岸静夫）（亀山孝一君紹介）（第二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県御津郡一宮町地内砂川は、降雨ごとに下流は出水し、農作物等に多大の被害を与えていたが、さいわい昭和二十七年より砂防ダム築設工事等の施行に見るに至つたことは、まことに感謝にたえない。ついては、昭和三十一年度において、十分な予算を計上し、早期にこれが工事を完成されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

明道川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県高梁市長柏木貞一外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県高梁市内を貫流する明道川は、水源地帯の荒廃著しく、降雨のつど多量の土砂を流出し、しかも中、下流は幅が狭く、曲折が多いため、ひとたび洪水となれば、その被害はまことにじん大である。ついては、同市玉川町下切地内明道川に砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

社川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡湯原町長西田宇平外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県真庭郡湯原町を貫流する社川は、水源地帯の荒廃により、土砂の流出おびただしく、河床は年々上昇しているため、しばしば水害をひき起している。ついては、同町大字社地内社川に砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

砂川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県赤磐郡仁堀村長藤原香外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県赤磐郡仁堀村大字仁堀西字湯谷陰地の砂川左右両岸延長五十メートルの地帯は、従来土砂の流出が激しい山林または原野であるが、ことに近時その乱伐によつて、降雨のつど下流耕地に与える被害はじん大である。ついては、右地帯の砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

粟谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡二川村長片山茂外一名）（亀山孝一君紹介）（第二九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県真庭郡二川村大字河面地内粟谷川沿岸は、山林の乱伐により豪雨のつど土砂の流出はなはだしく、加うるに湯原ダム建設工事に伴い川床が上昇し、洪水時にはそのはんらんによつて耕地にじん大な被害をもたらしている。ついては、該地内の砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

島木川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県川上郡成羽町長平松幹章）（亀山孝一君紹介）（第二九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県川上郡成羽町大字成羽地内島木川の土砂止ダム築設工事は、昭和二十九年より継続工事として施行中で、三十一年には完工の予定であるが、三十一年度には十分予算を確保し、早期完成を期されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

立川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県上房郡北房町長横上若太郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県上房郡北房町大字下中津井地内中津川上流立川沿岸は、連

年の洪水で護岸が決壊し、豪雨のつど流域五十町歩の耕地をはじめ、人家その他に多大の被害をもたらしているので、これを防止する砂防事業の完遂が目下の急務である。ついては、右地域の砂防工事を継続施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

車谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県高梁市長柏木貞一外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県高梁市落合町近似地内の車谷川流域は、両岸が急傾斜の山林にはさまれ、降雨の都度山腹から土砂が流出するため、付近一帯の水田三十町歩をはじめ多大の被害を受けているので、砂防事業の完遂は刻下の急務となつているが、財源に乏しい同市の財政のみをもつては荒廃にゆだねるのやむなき現状である。ついては、右地域の砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

清常川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県上房郡北房町長横山若太郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県上房郡北房町大字上中津井地内清常川は、水源地帯山林の荒廃により、豪雨の都度土砂の流出おびただしく、加うるに川の幅が狭いため、流域の耕地約二十町歩の受ける被害はじん大であり、砂防事業の完遂は目下の急務となつている。ついては、右地域の砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

鉄山川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県真庭郡湯原町長西田宇平外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県真庭郡湯原町大字見明戸地内鉄山川は、上流水源地帯山林の乱伐により、豪雨の都度土砂の流出がおびただしいため、屈曲の多い急流である上に川の幅の狭いため、流域耕地の被害はじん大であり、砂防工事の施行は急を要する状態にある。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

奥谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県高梁市長柏木貞一外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県高梁市宇治町遠原地内奥谷川は、水源山地の荒廃著しく、豪雨の都度土砂の流出がおびただしいので、下流にダム六箇所は設置されているが、中、上流にはこれがない上に幅が狭く曲折多いため、その被害はじん大であり、砂防事業の完遂は目下の急務である。ついては、右地域の砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

大谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県川上郡川上町長那須剛介外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県川上郡川上町大字仁賀地内大谷川流域は、上流水源地帯の山林乱伐により、降雨の都度土砂が流出して出水し、耕地その他の受ける被害がきわめて大きく、このまま放置し得ない状態にある。ついては、右地域の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

久米川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県久米郡久米町長岡田孝子外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県久米郡久米町坪井下地内久米川流域は、上流水源地帯の山林乱伐により、豪雨の都度出水し、土砂の流出おびただしく、耕地の流失、埋没等じん大な被害を受けており、砂防事業の施行は刻下の急務となつている。ついては、右地域の砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

大茅川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県英田郡西粟倉村長中島吉男外二名）（亀山孝一君紹介）（第三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県英田郡西倉粟村大字大茅地内大茅川流域は上流水源地帯山林の荒廃により、降雨時には出水し土砂の流出おびただしく、耕地は常にじん大な被害を受けているので、砂防工事の施行は刻下の急務となつている。ついては、右地域に砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

田地子川上流に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県御津郡建部町長矢延友高外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山県御津郡建部町地内田地子川上流は、昭和九年以来数次にわたる大洪水に際して、土砂流出による護岸の決壊、耕地の埋没等じん大な被害を受けており、極力その復興に努めているも、合併後の貧弱なる町財政によつてはとうてい災害防止の万全を期し得ない。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院に

おいて採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

中谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県英田郡東粟倉村長井上良太郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県英田郡東粟倉村大字中谷地内中谷川流域は、同川が急流である上に、水源山地の荒廃によつて、降雨の都度土砂の流出はなはだしく、護岸の決壊および耕地の流失等が相次ぎ、その被害はじん大を極めているので、砂防工事の施行は喫緊の要事となつている。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

淀川並びに名義川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県勝田郡奈義町長芦田卓三外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県勝田郡奈義町地内淀川ならびに名義川流域は、水源地帯の荒廃によつて、降雨に際して土砂の流出おびただしく、ことに両川は急流である上に幅が狭いため、その被害はきわめてじん大である。よつて、昭和二十八年度より継続事業としてダム工事を施行中であるが、関係住民はそのすみやかなる完成を望んでいる。ついては、右新規および継続工事を促進されたいというものである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

砂走川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県児島市長中塚元太郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県児島市を貫流する砂走川流域は、上流に山林乱伐による荒廃林地が多く、その上河底の傾斜が急なため、降雨出水時には河床が侵食され、土砂の流出はなはだしく、耕地の埋没、家屋の流失等毎年じん大な被害を受けている。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

鴨方川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県浅口郡鴨方町長加藤市三郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県浅口郡鴨方町大字小坂東地内は、鴨方川上流山林地帯の乱伐と、同地域一帯が花こう岩風化土なるがために、土砂の流出は年々増大し、戦後数回にわたる水害により、護岸の決壊、田畑の流失または埋没等の大被害を受け、これが復旧に鋭意努力しているも、貧弱なる町財政にてはとうてい不可能である。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

大谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県和気郡備前町長草加徳太郎外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡備前町大字蕃山地内を流れる大谷川は、境分水れいより部落に入る十キロの間が、戦時中の乱伐による荒廃林地にして、出水の都度土砂の流出おびただしく、護岸の決壊、耕地の埋設等の被害をもたらしている。ついては、右地域の砂防工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

押部谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県和気郡和気町長日笠政治外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県和気郡和気町大字本地内を流れる押部谷川は、その集水地域が荒廃した山腹の急斜面を縫うため、降雨出水の都度、流出する土砂が右地域に堆積し、河床を著しく上昇せしめる結果護岸を侵食し、遂には耕地の埋没等じん大な被害をもたらしている。ついては、右地域の砂防事業を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

上有漢村地内河川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県上房郡上有漢村長飯山深）（亀山孝一君紹介）（第三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県上房郡有漢村大字垣地内は、昭和二十六年の水害によつて護岸が決壊し、その後降雨出水の都度、耕地に土砂が流出してじん大なる被害を与えており、このまま放置し得ない状態にあるが、困難なる村財政にてはいかんともなし得ない。ついては、右地域の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

槇谷川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県総社市長井頭康男外一名）（亀山孝一君紹介）（第三一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岡山県総社市池田地区は、荒廃せる山林地帯を控え、その山間を縫つて百数十町歩の耕地が開けているが、豪雨によつて槇谷川のいい流に多量の土砂を流出し、えん堤、水路を破壊し、耕地を埋没する等じん大な被害は、近時いよいよその規模を大ならしめている。ついては、右地区の砂防工事を施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

信濃川上流の改修工事費増額に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡十日町市長山口孝一外一名）（塚田十一郎君紹介）（第三八一号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県中魚沼郡地内の信濃川上流改修工事は、昭和二十三年に総工費十六億円の計画で起工し、以来八箇年継続施工されているとは喜びにたえないが、いまだ完成の運びとならないのみならず、その後計画の変更により八億八千万円と半減され、それにともない年々の工費も減額されつつあるため、工事は遅々として進まず、豪雨ごとに河川は出水し、耕地の埋没、人家の浸水、倒壊等その被害はじん大である。ついては、昭和三十一年度においては、すみやかに完成せられるよう、工事費を大幅に増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

日名川に砂防工事施行に関する請願（請願者　岡山県川上郡成羽町長平松幹章）（亀山孝一君紹介）（第三八二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
岡山県小田郡美星町大字水明より、成羽町日名を経て成羽川に注ぐ日名川は、急流のため降雨出水のたびに土砂を流出して、下流河川の河床を上昇せしめ、耕地九十町歩、人戸二百戸等を危険にさらしているため、砂防工事の施行は関係民の熱望するところである。ついては、本年度施行予定の通常砂防事業に同河川を編入せられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

境川の改修促進に関する請願（請願者　東京都南多摩郡町田町長青山藤吉郎外十四名）（森島守人君紹介）（第四五二号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
境川は東京都内浅川町南方多摩の丘陵から発し、都と神奈川県の境を貫流して相模湾に注ぐが、流路は屈曲著しく、川幅も狭いため、豪雨に際しては堤防の破壊、沿岸耕地の流失埋没、家屋の浸水、倒壊等その被害はきわめて大きく、加えて平時においても沿岸耕地の排水は不良であり、農業生産の不振はもとより、公衆衛生上憂慮にたえない。ついては、境川改修工事をすみやかに実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

さめ川の開発工事促進に関する請願（請願者　福島県勿来市植田町三十五番地鈴木一男）（田子一民君紹介）（第四五三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
食糧の増産と産業の振興を図るには、水利施設の完備が先決事業であるが、福島県常磐地方は水利施設が完備せず、このため、かんがい用水の不足はなはだしく、産業振興は一時中断の様相を呈している。ついては、同地方を貫流する、さめ川の開発工事を昭和三十一年度より施行されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除及び水利開発の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

公営住宅の用地費増額に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第四五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
公営住宅のうち、木造住宅に対する用地費として政府の認証額は、一戸あたり三万五千円であるが、実際に市町村が宅地を買収する場合は、道路を含めて、一戸あたり五十坪以上を必要とするので、この認証額では坪あたり七百円であり、現実に宅地の入手が困難な実情にあるため、公営住宅建設上に多大の支障をきたしている。ついては、地方の実情に即した公営住宅用地費の増額ならびに宅地造成費を弾力性ある額とされたいというのである。
二、請願の議決理由
住宅難緩和の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道十七号線大宮、鴻巣間の道路改修工事施行に関する請願（請願者　埼玉県北足立郡上尾町長下田金太郎外十四名）（松永東君紹介）（第四七四号）及び同（請願者　埼玉県北足立郡上尾町議会議長小川初五郎外十五名）（福永健司君紹介）（第四七五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
国道十七号線は埼玉県を南北に縦断し、首都に通ずる最重要線にして、貨客輸送の交通量は年々激増しつつあるが、大宮、鴻巣間は改良工事がいまだ施行されていないため、道路の有効幅員はきわめて狭く、加うるに上尾町、桶川町、北本宿、鴻巣市等の市街地を通ずる関係上、自動車その他の交通事故がひん発している。ついては、国道十七号線の該区間十八キロを、現道路に並行し道路を新設されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

地盤変動対策事業促進に関する請願（請願者　三重県知事田中覚外十一名）（五島虎雄君紹介）（第五四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
東海地震ならびに南海地震に起因する地盤変動対策事業に対する国庫補助は、年々相当額の予算が計上されているが、総事業費七十六億余円に対し、昭和三十年度末における完成見込額は十四億六千余万円で、わずかに二十一パーセントの進行率を示しているに過ぎない。なおその後詳細な調査の結果、さらに復旧事業費三十九億円の増加となり、実質的には百億円もの残事業を擁することとなる。ついては、右事業に対して年度以降三箇年で完成するよう予算措置を講じ、このため昭年度事業費は少なくとも二十億円を計上されたい等というのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の

会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

上桂川の治水対策確立に関する請願（請願者　京都府船井郡八木町長浅田信夫外八名）（岡本隆一君紹介）（第五七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都府北桑田郡京北町に源を発する上桂川は、新庄発電所、世木えん堤および十数箇所のかんがいせきを有し、流域耕地三千六百六十町歩をかんがいする重要河川であるが、ひとたび大雨に見舞われれば、各所は同川特有の逆流となり、耕地はもちろん、家屋にまで被害を及ぼし、かつて保津町の一部は丘陵地に集団移転をしたこともある。ついては、上桂川治水対策費を予算化し、復旧はもとより、本支流の各所にわたつて、砂防えん堤の構築、護岸の強化、岸壁の整備等を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

名木沢川に砂防工事施行に関する請願外一件（請願者　新潟県南魚沼郡藪神村長青木為之丞外三名）（田中角榮君紹介）（第六八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県南魚沼郡藪神村を貫流する名木沢川は、水源地帯が第三紀層の軟弱な土質であるため、降雨のたびごとに多量の土砂を流出し、沿岸一帯の耕地は土砂の堆積によつてほとんど耕作不能な実情にかんがみ、砂防工事が一部施工されたことは喜びにたえないが、いまだ完成せられないことは遺憾である。ついては、昭和三十一年度においては、同工事がすみやかに完成するよう国庫より補助されて、県をして施行せしめられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

小川原沼総合開発促進に関する請願（請願者　青森県上北郡浦野舘村長竹内哲夫外五名）（小笠原八十美君外二名紹介）（第六八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森県小川原沼より太平洋に注ぐ高瀬川を、しゅんせつ改修し、または天森最短狭部を切り開くことにより、小川原沼と太平洋とを直結せしめれば、避難漁港、工業港、商港、防衛保安港として天然の良港たらしめ得るとともに、農業の開発および無尽蔵の地下資源の開発が可能となり、国策上重要な役割を果すことになる。ついては、小川原沼総合開発事業をすみやかに実現せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

府県道藪原高山線等の一部を国道に編入の請願（請願者　長野県西筑摩郡福島町五千百六十四番地小野秀一外十一名）（唐澤俊樹君紹介）（第八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
県道藪原高山線ならびに松本高山線は、岐阜、愛知と中北信間の交通路として重要使命を持つているが、国道十九号線および国鉄中央線の整備によりしばらく捨て顧みられなかつたが、最近全線開通を見た。しかし開通早々、路面が奥地林材輸送のために損壊され、昨三十年四月以来改修して面目一新したが、同線の将来性を考えると、その国際的観光地を十分に活用するには、県財政では貧弱に過ぎる。ついては、県道藪原高山線の一部（長野県西筑摩郡木祖村藪から、同県南安曇郡奈川村寄合渡まで一七・六キロ）および松本高山線の一部（長野県南安曇郡奈川村奈川渡から、同県同郡同村寄合渡まで一三・二キロ）を、すみやかに国道に編入されたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、措置を講ずる必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

蒲生町の都市計画街路事業促進に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡蒲生町長森文雄）（池田清志君紹介）（第八一六号）

一、請願の要旨及び目的
鹿児島県姶良郡蒲生町は、都市計画法適用地に指定され、上久徳線街路は本年度を以てその事業は完了することとなり、農林生産物の運搬や一般交通等に多大の利便を受け、同町民はこぞつて感謝している。ついては、同事業中の中央線街路の建設については、同町民もできうる限りの協力を惜しまないから、三十一年度から着工されたいというのである。
二、請願の議決理由
都市建設の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

宮崎市、東等間の道路改修工事施行に関する請願（請願者　宮崎市別府町十番地宮崎県町村議会議長会長日高正）（相川勝六君紹介）（第八六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎市―西都町―東西米良―湯ノ町―八代市を結ぶ国道は、昭和二十七年に二級国道の認定を受けたが以来沿線諸都市の発展ならびに米良地方の森林開発促進と相まつて、その利用度は近年ますますひんぱんとなつてきたが、同路線は幅が狭く、曲折が多いため輸送能率は低く、加えて年々災害に見舞われて荒廃著しいものがあるが、予算上抜本的な対策が講ぜられないことは遺憾である。ついては、同道路の改修工事をすみやかに施工せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。
よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

地方主要道高田六日町線の貫通促進に関する請願（請願者　新潟県中魚沼郡中里村長渡辺利三外十三名）（塚田十一郎君紹介）（第八六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県高田、松之山、六日町線は、北陸線と信越線および飯山線と上越線とを直結し、国道新潟、長野線、三国国道その他主要路線に連絡し、北陸、甲信越、関西ならびに関東一円を一大経済圏たらしめ、産業文化の交流に重要な使命を持つものであるが、新潟県中魚沼郡中里村大字田沢、南魚沼郡石打村との境にある十二峠を中心に約四キロが、未開さく地帯であるため交通はばまれ、資源の開発もできない実情である。ついては、国策上重要な同路線を、すみやかに貫通せられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

太田切川に砂防工事施行に関する請願（請願者　新潟県中頸城郡妙高村長望月敏政外一名）（田中彰治君紹介）（第八八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
新潟県中頸城郡妙高村を貫流する太田切川は、急流河川であるため、降雨、融雪期には多量の土砂を流出し、流域水田は埋没し、えん堤、水路が破壊される等じん大な被害をこうむつている実情である。ついては、妙高村用水取入れ付近に砂防ダムを設置されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

丹藤橋架替えの請願（請願者　盛岡市内丸岩手県自治会館内岩手県町村議会議長会長大内邦夫）（山本猛夫君紹介）（第一〇一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道四号線の盛岡市、岩手町間路線上における川口地区内の丹藤橋は、その腐朽はなはだしく、三十年八月から重量ならびに速度の制限を実施しているほどであつて、目下の実情はすでに諸車の運行は危険であり、このまま放置することは一般住民の交通等に支障をきたし、まことに憂慮にたえない。ついては、丹藤橋をすみやかに架替えられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道四号線の舗装工事施行に関する請願（請願者　盛岡市内丸岩手県自治会館内岩手県町村議会議長会長大内邦夫）（山本猛夫君紹介）（第一〇一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道四号線は路面不整備のため、交通上に支障をきたしており、産業の振興をもはばんでいる。したがつて交通事故も多く、人命上からいつてもゆゆしい問題である。ついては、国道四号線を全線にわたつてすみやかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

仙台、一の関間の国道舗装工事施行に関する請願（請願者　宮城県古川市長佐々木稜治）（内海安吉君紹介）（第一〇一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
仙台、一の関間の国道は、市街地の大部分および一部の箇所は舗装工事が実施されているが、その他は旧体依然たる砂利道路で、とくに古川市市街地の中心部以北の道路にいたつては、通称日本一の悪道路と呼称されているほどである。ついては、右国道の完全舗装工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

六正橋架替えの請願（請願者　新潟県糸魚川市長中村又七郎）（田中彰治君紹介）（第一〇一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
大正橋は新潟県西頸城郡と長野県とを結ぶ二級国道大町糸魚川線の姫川横断部に架設されているが、すでに腐朽その極に達している状態で、断落寸前のありさまで、地元民は全く恐怖におびえている。同橋は、大所川発電所の決定と大糸線の開通に伴う、工事材料や各種物資の輸送等に密接な関係にあるから、同橋の架替えを新年度計画にぜひ取り上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

川内川の開発促進に関する請願（請願者　鹿児島県川内市長寺田市正）（小牧次生君紹介）（第一〇一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
川内川は二十五、六年の両年にほとんど市街地周辺の築堤工事の大半を完成したが、上流の荒廃した地域の改修と、山林の伐採とのため、下流に放流される土砂は河床を上げたため、利水の利便が失われた現状である。同川の治水と利水とは、川内市はもちろん、薩摩、伊佐、出水三郡の経済に重大な関係を有するものであるから、川口港の建設と、導流堤の構築ならびに川口から市街地に至る四箇所のどろ上げをされたい。なお同時に、草道駅から京泊に至る県道の拡張工事と、付随する引込線ならびに当該地区の区画整理を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除並びに輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

河辺川を建設省直轄河川に編入等の請願（請願者　愛媛県喜多郡河辺村長藤田勘主計外五名）（井谷正吉君紹介）（第一〇六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛媛県喜多郡河辺村を水源とし、肱川村において肱川に注ぐ河辺川は、水源地帯の荒廃著しく、年々の洪水には、土砂崩壊して本流に流失するため、下流地帯の被害はまことにじん大であり、とくに昭和十八年、同二十一年の豪雨は、愛媛県政有史以来と称せられ、その当時の山くずれ、地すべりの跡はいまだ復旧せられず、今後再び豪雨に襲われれば、その惨状は言語に絶し、復旧工事等はきわめて至難となるは必定である。ついては、河辺川を建設省直轄河川に編入するとともに、遅くとも三十一年度において流域地帯の砂防工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

一級国道九号線の改修工事促進に関する請願（請願者　兵庫県美方郡熊次村長田渕善雄外十名）（小島徹三君紹介）（第一〇九六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県美方郡を経て鳥取県に連なり、山陰道を東西に縦貫する一級国道九号線は、西日本山陰一帯の地方開発のため、最も重要なる路線であつて、近年とくに大型自動車による輸送が激増しているが、美方郡地内の同路線は、ほとんど未改修であつて、幅員狭く、かつ屈曲多いため、交通上多大の危険と困難をきたしている。ついては、美方郡地内一級国道九号線の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

五月川ダム建設反対に関する請願（請願者　奈良県添上郡月瀬村尾山月瀬村水没反対期成同盟会長中奥弥寿夫外二十名）（植村武一君外二名紹介）（第一三三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
奈良県添上郡月瀬村地域に五月川ダムを建設するやに聞くが、同村は、古くより景勝の地として知られ、とくに月ケ瀬梅渓は一昨年国定公園に仮指定され、将来その実現が期待されており、また関西線には月ケ瀬口駅の開設をみるに至り、近時観光客の往来も累年増加の一途をたどりつつある実情である。ついては、同地域にダムを建設し月瀬村を水没せしめるような計画は、取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由
本ダムは未だ具体的な段階にあるものではないので、これが実施計画に際しては現地の要望を考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

台風十三号による被害護岸工事促進に関する請願（請願者　愛知県渥美郡渥美町長間瀬勘作外三百三十三名）（八木一郎君紹介）（第一三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
愛知県渥美郡渥美町大字江比間地は、人家が密集し耕地も広く寺院、学校その他公共施設も多いが、昭和二十八年台風十三号による護岸約一千メートルは、被害を受けたまま復旧工事を実施されていないため、毎年台風季には住民一同日夜不安にかられている。ついては、右の護岸工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

国道二十九号線の改修工事促進に関する請願（請願者　兵庫県宍粟郡山崎町長村上彰治外五名）（河本敏夫君紹介）（第一三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道二十九号線は兵庫県姫路市を起点として、同県宍粟郡山崎町奥谷村、鳥取県八頭郡若桜町を経て鳥取市において九号国道に合し、山陰と京阪神とを結ぶ重要幹線道路であり、とくに兵庫県の同道沿線宍粟郡七百三十八平方キロ余りの林産資源は無尽蔵であり、昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

渥美半島太平洋岸の護岸工事促進に関する請願（請願者　愛知県渥美郡赤羽根村長金原金太）（八木一郎君紹介）（第一三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
渥美半島南側四十キロの太平洋沿岸線は、古来太平洋の猛威にさらされ、最近五、六十年間に少くとも二百六、七十町歩を流失しているが、従来の砂防、護岸工事は降雨のつど崩壊のはなはだしい個所の局部措置に過ぎず、年々陸地を流失して部落の後退をも繰返さなければならない住民の不安は言語に絶するものがある。ついては、渥美半島南側太平洋岸の護岸工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

県道龍野佐用線の改修工事促進に関する請願（請願者　兵庫県佐用郡三日月町長船曳俊雄外三名）（河本敏夫君紹介）（第一三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
兵庫県管理にかかる地方重要道路県道龍野佐用線は、因幡街道として古くより島根、鳥取、岡山の各県より阪神明姫の大商業都市に通ずる唯一の重要な路線であるが、改良されぬまま現在に及び、とくに揖保郡新宮町字栗町より佐用郡佐用町字佐用に至る十三キロ余りは、幅員狭小と陸上輸送の激増のため、車両の転覆や人畜に及ぼす損害事故は絶え間なく、関係住民の苦悩は言語に絶するものがある。実情である。ついては同道路をすみやかに改修せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

和田橋を永久橋に架替えの請願（請願者　宮崎県児湯郡都農町長河野渉）（片島港君紹介）（第一四〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県児湯郡都農町から宮崎郡高岡町に至る県道山の手線は、同県唯一の裏県道で、常に交通ひんぱんな重要路線であるが、都農町地先の和田橋は腐朽著しいつり橋で、昨年八月以来ついに車馬通行止めの余儀なきに至り、関係利用者は不便をきわめている。ついては、和田橋を永久橋にかけかえられたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年五月三十一日
建設委員長　徳安　實藏
衆議院議長益谷秀次殿

外舛沢防水ため池工事促進に関する請願（請願者　岩手県岩手郡雫石町長上野君平外一名）（山本猛夫君紹介）（第一五二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県岩手郡雫石町地内御所防水ため池工事は、昭和二十五年に計画され、着工し、外舛沢、レン滝の三箇所のうち、舛沢は即時着工し

て昨年完成をみたことは喜びにたえないが、同町を貫流する南川および同河川の支流は、ともに河床高位であるため、年々水害に見舞われ、流域耕地の農業経営はきわめて困難な実情である。ついては、すでに計画されながらいまだ実現をみない外舛沢ため池工事をすみやかに実現されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

県道路線認定基準の緩和に関する請願（請願者　島根県議会議長遠藤嘉右衛門）（櫻内義雄君紹介）（第一八〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

島根県の県道既認定路線は、新しい県道路線認定基準に適合しないものが多いが、もしこれらの路線を廃止する場合は、交通の実態に適さないものとなり、地方行政各般の事情よりみて道路網の編成は困難であり、かつ地方産業および文化の開発に多大の支障を招来するおそれがある。ついては、県道路線認定基準に基く道路再編成にあたつては、地方の実情を十分検討し、既認定路線については、道路法施行法第三条に基き現存のまま認定するよう、認定基準を緩和せられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、地方の実情を考慮して、措置を検討する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

栃木県下都賀郡富山村大字富田地区の県道は、前橋宇都宮線および前橋水戸線に通ずる商店街で、交通上の重要性にかんがみ、昭和二十八年度より継続事業として舗装工事を実施中のところ、先般約七百メートルが完成した。なお引続き六百五メートルは国庫補助を得て、舗装中であるが、同村としても右区間の舗装を前提とし、乏しい財政にもかかわらず側こう（溝）工事を実施した。ついては、右全区間の舗装をすみやかに完成し得るよう、大幅に国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

多目的金山ダムの建設計画中止に関する請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上寿造外千百五十七名）（芳賀貢君紹介）（第一八八四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道空知郡南富良野村地内字金山に設置せられる多目的金山ダムの建設計画によると、満水標高三百四十五メートルとなつていて、金山のダム地点から約十四キロの上流幾寅まで水没することになり、同村耕地の約二十七パーセント、農家戸数の約二十四パーセントが失われるのみならず、同村中央部が湖水となるため、行政、経済、産業等は根本的から破壊されることになる。ついては、同ダムの建設計画を中止されたいというのである。

二、請願の議決理由

本ダムは未だ具体的な段階にあるものではないので、これが実施計画に際しては現地の要望を考慮する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

天ケ瀬ダム建設に伴う補償措置に関する請願（請願者　滋賀県議会議長辻田太一）（今井耕君紹介）（第一九二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、滋賀県下淀川水系の治水対策の一環として、宇治天ケ瀬にダム建設を企図し、これが調査に着手せんとしているやにきくが、万一このダム建設が実現せられるならば、水没予定地にある農家はその耕地面積の大半を失うこととなり、これら住民は全く生活の根拠を奪われ、幾十数百年にわたる祖先墳墓の地から離農せざるを得ない状態となり遺憾にたえない。ついては、これが実現に当つては、離農を止むなくされる地元住民に対する補償については、万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水没者の実情にかんがみ、万全の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

宇治川天ケ瀬崩壊地の復旧促進に関する請願（請願者　滋賀県議会議長辻田太一）（今井耕君紹介）（第一九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府宇治市天ケ瀬、六石山がさる三月十六日突如崩壊し、宇治川のほとんどが埋没したため、流水はきわめて困難となり、翌十七日琵琶湖ならびに淀川の水位を調節する南郷洗えんの水門を全閉した。しかし現在においては県下各河川は雪解け水が流れ、琵琶湖の水位は漸次増高しつつあり、加えて五、六月の雨期を控え、この土砂の除去対策が早急に講ぜられねば、湖水周辺の耕地数千町歩の浸水は免れず、洪水、はんらん等他に及ぼす被害はきわめて大なるものがある。ついては、崩壊土砂をすみやかに除去し、放流できるよう、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

放射一号線の山手線ガード等架設の請願（請願者　東京都品川区五反田二丁目三百六十七番地　狩野義一外十九名）（宇都宮徳馬君紹介）（第一九二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都特別都市計画第一次復興土地区画整理による、第五地区五反田駅付近は近く完成の予定であるが、放射一号線を貫通させる国電山手線のガードおよび目黒川橋の架設については、なんら予算措置が講ぜられず、現在使用中の大崎橋通り幅員約二十メートルのガードは、山手線横断の同地区唯一の交通路で、補助線十五号線および既成放射一号線の車馬はもつぱらこれを利用しており、その交通量はおびただしいため、交通上の危険は名状し難いものがある。ついては、放射一号線の右山手線ガードおよび目黒川橋架設について、予算その他必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円（配送料共）

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局　電話九段（33）三一一番・三九六〇番

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報 号外

昭和三十一年六月三日

○第二十四回国会 衆議院会議録追録（二）（その三）

一級国道二十号線の改修工事施行に関する請願（請願者　長野市妻科町長野県議会議員山岸光治）（松平忠久君紹介）（第一九八二号）、同（請願者　長野県松本市笹賀区長野県議会議員小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第一九九六号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二七号）、同（請願者　長野県議会議員中山隆輔外一名）（井出一太郎君紹介）（第二一〇七号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二七三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道二十号線は、東京都より山梨県を経て、長野県南信地方に連絡する私要幹線で、近時自動車輸送の発達により、同路線の交通量は急激に増加しているが、総延長二万六千五百メートルのうち、未改修区間は二万四千メートルもあつて、幅員狭く、急坂、急カーブが多いため、しばしば事故を起こし、とくに解氷期には路盤が随所で陥没して、約一箇月はきわめて交通困難の状態となり、地方産業の発展ならびに文化向上に重大な影響を及ぼしている。ついては、同路線の長野県諏訪郡富士見町県境より同県諏訪市上諏訪武津間の改修工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

鼻切踏切移転に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外一名）（中馬辰猪君紹介）（第二〇五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島市より霧島国立公園地帯に通ずる二級国道は、バス、トラック等の自動車の交通量が激増しつつあるが、とくに同道路が国鉄肥薩線を横断する鼻切踏切付近は、軌道が急激なカーブをなし、片方は山に面しているため見通しはきわめて悪く、交通事故はひん発し、まことに憂慮にたえない。ついては、同踏切の位置を見通しのきく南方約百メートルの地点に移し、事故の防止を図るとともに、ますます増大しつつある交通量を適切に処理できるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

県道坂元都城線の改修工事促進に関する請願（請願者　宮崎県南那珂郡町村議会議長会長村口鳴吉外三名）（伊東岩男君紹介）（第二一七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県道坂元―都城線は、同県の穀倉地帯である霧島盆地の農産加工物の搬出の門戸として、また日南方面からの海産物の搬出路として、早急に開さくを見るべき路線であつて、昭和二十四年度から継続事業として毎年路線の新設および改良工事が施行されているが、工事費が少いため遅々として進行せず、現在の状態で行けば、今後二十余年を要することとなるので、地元民一同深く憂慮している。ついては、同路線の重要性にかんがみ、早急に完成するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道八号線の改修工事促進に関する請願（請願者　新潟県糸魚川市長中村又七郎外四名）（田中彰治君外二名紹介）（第二二〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一級国道八号線中、直江津市より新潟、富山県境の青海町大字市振地内に至る間は、裏日本唯一の主要幹線で、その沿線は全国有数の各種資源の宝庫として、地下資源、森林資源および電源等の総合開発に着手されつつあるとともに、今秋には国鉄大糸線が全通するため、輸送能力の整備拡充が緊急問題となつている、しかるに同路線の幅員がきわめて狭く、かつ曲折がはなはだしいので道路交通上多大の支障をきたしている。ついては、該区間の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

府県道宮津八鹿線の改修工事促進に関する請願（請願者　京都府宮津市長徳田富治外十名）（有田喜一君紹介）（第二二二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府宮津市より兵庫県出石郡出石町を経て、養父郡八鹿町に至る府県道宮津八鹿線は、京都府と兵庫県とを結ぶ最も重要な路線であるが、府県境の岩屋峠および出石、養父両郡境の浅間峠が、未改修のため、輸送は著しく制約されている。よつて、これにトンネルを切り開けば交通円滑となり、丹後、但馬の交流はとみに開け、地方産業経済の発展に貢献するところ大である。ついては、右の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

須玉川及び塩川の改修工事促進に関する請願（請願者　山梨県北巨摩郡須玉町手淳一外三名）（荻野豊平君紹介）（第二二六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県北巨摩郡須玉町および韮崎市の中心を北より南に貫流する須玉川および塩川は、水田千町歩のかんがい水の源をなし、穀倉地帯として広く県内外に知られている川ではあるが、この両川は非常に荒廃しており、従来よりしばしば水害を引き起しているので、毎年出水期には地元民には不安におびえ、かつ渇水期に数日晴天が続くと直ちに水はかれる、きわめて水量の増減の著しい川である。ついては、須玉川および塩川の改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

浅川の改修工事促進に関する請願（請願者　山梨県東八代郡御所村長橋田茂男外四名）（荻野豊平君紹介）（第二二六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
延長十一キロ、流域五箇村二十二平方キロにわたる浅川は、上流部が砂防施設不完全で縦侵食はなはだしく、中、下流部は流路、河幅ともに不規則で土石が堆積し、昭和二十年来相次ぐ出水に沿岸は荒廃をきわめ、そのつど多大な被害を受けている。ついては、該川浅川橋より上流三百七十メートル、中道橋より笛吹川合流点まで二千九百五十メートルの改修工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

一級国道三号線中久留米、八女間の舗装工事施行に関する請願（請願者　福岡県八女市長服部寅雄外九名）（楢橋渡君紹介）（第二三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
一級国道三号線は、九州を縦断する最短距離の最も重要な路線であるが、同線のうち、久留米市、八女市間の舗装は、一応改良済みとの故をもつて、道路整備五箇年計画事業から除外されている。しかし同区間は、四十数年前三井電車敷設当時、軌条敷の部分だけが拡張されたままで、電車併用のため実質的路面はわずかに五メートル内外に過ぎず、路面の損傷ははなはだしく交通事故も多発している状況であるから、ぜひとも同五箇年計画中に同区間を追加計上されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

安曇川を中小河川に指定の請願（請願者　滋賀県高島郡朽木村長上藤長左衛門外五名）（草野一郎平君外二名紹介）（第二三一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
安曇川は琵琶湖に流入する幾多の川の中でも、その規模において は首位を占めながら、従来治水対策の見るべきものもなく、従つて十数里にわたる沿岸は毎年破堤を繰り返し、沿岸三万五千の住民は膨大な損害を受けている。さいわい二十八年度の水害の復旧工事が進められているが、原形復旧程度の工事では、年々増高する川床に対しきわめて不安であるから、同川を中小河川に指定して、恒久的な工事を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由
災害防除の見地より、早急に措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

二級国道名古屋塩尻線中伊勢神トンネル改築に関する請願外一件（請願者　長野県下伊那郡山本村長島岡利雄外三十八名）（原茂君紹介）（第二三三五号）、同外二件（請願者　長野県下伊那郡根羽村議会議長片桐茂雄外五十一名）（中島巖君紹介）（第二三三六号）、同（請願者　愛知県北設楽郡名倉村議会議長伊藤雪太郎外七名）（中曾根康弘君紹介）（第二三三七号）、同（請願者　愛知県北設楽郡名倉村長沢田守久外七名）（稲葉修君紹介）（第二三三八号）、同外一件（請願者　長野県下伊那郡清内路村議会議長桜井猶人外二十一名）（宮澤胤勇君紹介）（第二三三九号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町稲武自家用自動車組合山田久次郎外十七名）（志賀健次郎君紹介）（第二三四〇号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町大字川手木炭生産組合長山田丑太郎外九名）（池田清志君紹介）（第二三四一号）、同（請願者　愛知県　北設楽郡名倉村後藤順市外七名）（渡海元三郎君紹介）（第二三四二号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町大字武節町後藤弘外十八名）（河本敏夫君紹介）（第二三四三号）、同（請願者　愛知県北設楽郡　名倉村森林組合長原田武彦外七名）（床次徳二君紹介）（第二三四四号）、同（請願者　愛知県北設楽郡上津具村森林組合長村松一寿外七名）（南好雄君紹介）（第二三四五号）、同（請願者　岐阜県恵那郡下原田村議会議長小林義賢外十一名）（足立篤郎君紹介）（第二三四六号）、同（請願者　愛知県北設楽郡下津具村長村松彌之助外十七名）（江崎真澄君紹介）（第二三四七号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町議会議員鈴木二郎外十五名）（小笠原三九郎君紹介）（第二三四八号）、同（請願者　愛知県　東加茂郡　足助町賀茂森林組合長鈴木清次外十四名）（古井喜實君紹介）（第二三四九号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町議会議員千賀学外十二名）（加藤鐐五郎君紹介）（第二三五〇号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町議会議員小野鹿太郎外十五名）（中垣國男君紹介）（第二三五一号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町長加藤庄三郎外十一名）（久野忠治君紹介）（第二三五二号）、同（請願者　愛知県北設楽郡豊根村愛知県道路利用者会議会長田辺秀世）（丹羽兵助君紹介）（第二三五三号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町愛知県議会議員木本正文）（小林錡君紹介）（第二三五四号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町河合新作外十五名）（唐澤俊樹君紹介）（第二三五五号）、同（請願者　愛知県北設楽郡上津具村議会議長依田富之助外九名）（塚原俊郎君紹介）（第二三五六号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町大字黒田字北田百八番地ノ十福田福太郎外九名）（佐藤榮作君紹介）（第二三六四号）、同（請願者　岐阜県恵那郡下原田村長安藤重雄外一名）（青木正君紹介）（第二三九〇号）、同（請願者　愛知県議会議員田辺秀世外二名）（田中角榮君紹介）（第二三九一号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町長大石文一外十五名）（河野金昇君紹介）（第二三九二号）、同（請願者　愛知県　北設楽郡稲武町大字武節字屋敷百六十六番地三江忠次郎外九名）（大平正芳君紹介）（第二三九三号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町武田覚一外十八名）（瀬戸山三男君紹介）（第二三九四号）、同（請願者　愛知県北設楽郡稲武町森林組合長小木曾紀外十一名）（内海安吉君紹介）（第二三九五号）、同（請願者　愛知県 北設楽郡稲武町農業協同組合理事後藤吉外十四名）（綱島正興君紹介）（第二三九六号）及び同外一件（請願者　長野県下伊那郡智里村四千八百八十八番地井原勇外二十三名）（吉川久衛君紹介）（第二三九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国道名古屋—塩尻線は昭和二十八年五月に二級国道の指定を受けたが、その経過地中の伊勢神トンネルは、愛知県最古のトンネルで、明治二十九年馬車道当時のままであるため、山村の木炭、薪炭、木材等は数回に積みかえ分載して、かろうじて通過する状況で、このための手数、時間、荷損、品質の低下等による損害ははなはだしい。ついては、道路公団発足の第一歩として、ぜひとも同伊勢神トンネルを改築されたいというのである。

二、請願の議決理由
輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實藏

衆議院議長益谷秀次殿

天龍川の改修促進に関する請願（請願者　長野県下伊那郡川路村長今村正業外一名）（中島巖君紹介）（第二三五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
泰阜ダム上流地帯の長野県下伊那郡豊丘村、市田村、座光寺村、喬木村、上郷村、松尾村、下久堅村、龍丘村、滝江村ならびに川路村地先の天龍川は、いわゆる「あばれ天龍」としてはなはだしく乱流し、川床の上昇、土砂の堆積おびただしく、建設省においても毎年五千万円内外の改修費を投入しているが、この程度では改修完了までにはなお七十余年を要する見込みである。ついては、天龍川の改修費を現在の数倍に増額して改修工事を促進し、もつて同地方沿岸

民を水害より救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

災害防除の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

栃木鹿沼線を国庫補助道路に指定の請願（請願者　栃木県下都賀郡都賀村長出井謙次郎外四名）（山口好一君紹介）（第二三五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木市より鹿沼、今市両市を経て日光に通ずる県道は、現在観光道路となり、群馬、埼玉および長野、東京方面よりのバスおよび山間地帯とを連絡する主要道路であるが、トラックその他諸車の通行は漸次増加し、県営事業で一部荒廃部の改修をみたものの、他は狭くかつ破損個所が多く、交通事故が多発している。ついては、中でも都賀村地内の県道栃木鹿沼線をとくに国庫補助道路に指定され、市街地区の側こう、舗装およびその他の改修を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

利根川に鉄橋架設の請願（請願者　千葉県香取郡小見川町長山本力蔵外二千七百十一名）（山村新治郎君紹介）（第二三五九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県の香取、海上および匝瑳の三郡は、茨城県鹿島、行方両郡と利根川を隔てて相対し、ともに穀倉地帯として物資の集散が盛んであるが、この両地域を結ぶ交通は、今日なお香取郡小見川町と鹿島郡神栖村間を往復する渡船にのみ依存している状況である。ついては、利根川岸の小見川町、神栖村間に鉄橋を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次君

県道新町新庄線中一部幅員拡張に関する請願（請願者　山形県最上郡八向村長坂本政見外一名）（松澤雄藏君紹介）（第二三六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

県道新町新庄線中、山形県最上郡八向村大字本合海字長坂地内の二級国道石巻酒田線との三差路より、同大字升形地内の県道神田新庄線との交差点に至る千二百五十メートルの区間は、一日平均百五十台以上の貨物自動車が通り、二百名以上の通学児童が往復しているが、道路の幅員きわめて狭く、通行の困難と危険は著しいものがある。ついては、右区間の幅員をとくに国庫補助にて拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

本合海橋の補修工事施行に関する請願（請願者　山形県最上郡八向村長坂本政見外一名）（松澤雄藏君紹介）（第二三六一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

二級国道石の巻酒田線の最上郡八向村地内本合海橋は、昭和八年架設の老朽橋である上に、交通きわめてひん繁なため、上部表盤の破損はなはだしく、また高欄は戦時中軍需物資として撤去せられ、木製のものを取り付けられたのであるが、すでに腐朽著しく危険な状態にある。ついては、本合海橋の補修工事をすみやかに施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保のため、早急に施行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

本合海地内国道の舗装工事施行に関する請願（請願者　山形県最上郡八向村長坂本政見外一名）（松澤雄藏君紹介）（第二三六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡八向村大字本合海地内を通ずる、二級国道石巻酒田線の延長五百メートルの区間は、最上、庄内および大蔵村間唯一の交通路線であるため、自動車の往来ひん繁にして一日平均六百台に達している。したがつて沿道の民家は、砂じんのため夏季間ほとんど表戸を開くことができない状態で、衛生上まことに悪く、結核患者などが多発している。ついては、右本合海地内をすみやかに舗装されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸送力確保の見地より、早急に施行する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

大野ダム建設に伴う被害者補償に関する請願（請願者　京都府北桑田郡美山町大野ダム被害者同盟会長上原義太郎）（前尾繁三郎君紹介）（第二四六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

目下建設省において計画中の大野ダムは、由良川の総合開発の一環として、京都府百年の大計を確立せんとする国家的事業であり、地元民も、その必要性を否定するのではないが、しかし被害はまことにじん大で、農村生活は根底からくつがえされることとなるので、将来の生活に十分なる補償が与えられるよう切望している。ついては、これが補償につき、格別の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水没者の実情にかんがみ、万全の措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

建設委員長　徳安　實蔵

衆議院議長益谷秀次殿

議院運営委員会

新潟県立図書館にP・Bリポート閲覧室設置の請願（請願者　新潟県知事北村一男）（亘四郎君紹介）（第四六〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国会図書館に備付けて一般の利用に供せられている米国商務省刊行のP・Bリポートは、わが国工業界および学界に多大の寄与をしており、新潟県の産業界、学界においても、これが利用を渇望しているも、東京または仙台の遠隔地にこれを求めなければならないので、時間的にまた費用の点からもきわめて不便で、最大限に利用し得ない実情である。ついては、新潟県立図書館にP・Bリポート閲覧室を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

P・Bリポートの地方図書館配付については、その実施も緒につきつつある現状から、前掲のごとき措置を講ずることは妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

議院運営委員長　椎熊　三郎

衆議院議長益谷秀次殿

鶴舞図書館にP・Bリポート増加配付に関する請願（請願者　名古屋市昭和区昭和局区内名古屋鶴舞図書館長赤木貞夫）（江崎真澄君紹介）（第一二七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

P・Bリポート（アメリカ商務省出版委員会の報告書）は、世界最大の科学技術の文献であり、学術、産業界を通じて、きわめて貴重な研究資料であるが、名古屋市鶴舞図書館に常備されている件数

は、国立国会図書館で管理している十万件のうち、三千四百四十三件に過ぎず、大阪府立図書館の五万件に比べても、あまりにも少なく、関係方面からも必要なテーマやP・Bナンバーをあげて、その整備拡充が強く要望されている。ついては、鶴舞図書館にP・Bリポートを増加配付し、もつて名古屋市を中心とする中部経済圏の産業、技術の発達を推進されたいというのである。

二、請願の議決理由

P・Bリポートの地方図書館配付については、その実施も緒につきつつあり、ようやく地方の増加要求も高まりつつある現状から、前掲のごとき措置を講ずるは妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。

右報告する。

昭和三十一年五月三十日

議院運営委員長　椎熊　三郎

衆議院議長益谷秀次殿

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会

海外抑留同胞の引揚促進に関する請願（請願者　鹿児島市山下町百七十九番地鹿児島県戦友団体連合会長伊地知四郎）（中馬辰猪君紹介）（第二五三四号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ソ連、中共が終戦以来今日に至るまで、わが同胞を抑留して過酷なる労働を強制し、国交回復の人質としている理不尽な態度に激しい憤りを覚える。とくに最近在ソ同胞が過激な労働と栄養失調のため衰弱し、異郷に空しく倒れるものもあると伝えられ、しかも望郷の念止みがたいであろうかれらが、苦難の環境にありながらそのきずなを断ち、祖国を愛する熱情から悲壮な決意を固め、き然たる態度を持していると聞き、まことに断腸の念を禁じ得ないのである。ついては、海外抑留同胞の引揚促進に関し、万全の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

現下の国際情勢及び未帰還者の抑留状況にかんがみ、本請願の要旨は、妥当なものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年五月三十一日

海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員長　原　健三郎

衆議院議長益谷秀次殿

外務委員会

太平洋地域の原水爆実験禁止等に関する請願（請願者　東京都千代田区神田一ッ橋日本教育会館内原水爆禁止日本協議会事務総長安井郁外十三名）（高橋禎一君紹介）（第一七二八号）、同（請願者　東京都千代田区神田一ッ橋二丁目九番地原水爆禁止日本協議会植村環外二十名）（中川俊思君紹介）（第一七二九号）、同（請願者　秋田県能代市原水爆禁止協議会長高階長吉外八名）（西村彰一君外二名紹介）（第一七三七号）、同（請願者　秋田県能代市原水爆禁止協議会副会長三浦亀雄外八名）（石山權作君紹介）（第一七三八号）、同（請願者　東京都千代田区神田一ッ橋二丁目九番地原水爆実験禁止日本協議会椎尾弁匡外一名）（高津正道君外一名紹介）（第一七三九号）、同（請願者　愛知県岡崎市明大寺町的場山本鍬太郎外四十四名）（淡谷悠蔵君外三名紹介）（第一七四〇号）、同（請願者　長崎市上西山町原水爆禁止長崎協議会長古屋野宏平外十八名）（今村等君紹介）（第一七四一号）、同（請願者　長崎市婦人会長小林ヒロ外十八名）（田口長治郎君外四名紹介）（第一七四二号）、同（請願者　広島市河原町住吉橋西詰藤居平一外四十名）（前田榮之助君紹介）（第一七四三号）、同（請願者　前橋市荻町二百二十九番地石黒寅亀外十四名）（栗原俊夫君紹介）（第一七四四号）、同（請願者　長野市善光寺大勧進内原水爆禁止長野県協議会事務局長宮尾貞子）（西村彰一君外一名紹介）（第一七四五号）、同（請願者　東京都江戸川区小岩町五丁目八百一番地原水爆禁止協議会新村明治郎外四千三百十七名）（福田篤泰君紹介）（第一七七九号）、同（請願者　東京都目黒区大岡山東京工業大学原水爆禁止運動協議会高宮篤）（木原津與志君外一名紹介）（第一七八〇号）、同（請願者　福島県郡山市堤郡山地方原水爆禁止連絡協議会飯野淑雄）（田中利勝君外一名紹介）（第一八二九号）及び同（請願者　岐阜市金町市民センター内岐阜県平和協議会準備会長松尾国松外七十九名）（帆足計君外一名紹介）（第一八三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る三月一日、米国政府は四月二十日以後に太平洋地域において原水爆実験を行うことを発表したが、わが国では時あたかもビキニ被災二周年にあたり、第五福龍丸の悲劇を追憶して原水爆禁止への決意を新たにした次第である。ついては、人類の生命と幸福に重大な脅威を与える、太平洋地域における原水爆の実験を禁止するよう内外の世論を呼び起し、米国政府に訴えるとともに、被災者の救援には万全を期するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

原水爆実験禁止に関しては、国会も決議をしたのであり、また世界各国民の強く要望するところであるが、太平洋地域における実験は直接わが国民に重大な影響を及ぼすものであり、本請願は妥当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

太平洋地域の原水爆実験禁止に関する請願（請願者　愛媛県周桑郡小松町妙口部落高橋林太郎外百二十九名）（安平鹿一君紹介）（第一七四六号）、同外二件（請願者　愛媛県周桑郡小松町妙口満田敏幸外三十二名）（鈴木茂三郎君紹介）（第一七四七号）、同（請願者　東京都中野区江古田三丁目千百六十一番地国立中野療養所塚越真夫外五百三十三名）（帆足計君外一名紹介）（第一七四八号）、同（請願者　愛媛県周桑郡三芳町楠口波多野文雄外二名）（越智茂君外一名紹介）（第一七四九号）、同外九件（請願者　愛媛県周桑郡小松町安井安藤郁子外八十七名）（越智茂君紹介）（第一七五〇号）、同外二件（請願者　愛媛県周桑郡三芳町楠河青年団目見田綾義外二百九十六名）（關谷勝利君紹介）（第一七五一号）、同（請願者　釧路市春採二百三十一番地日本炭鉱主婦協議会釧路地区協議会多島光子）（森三樹二君紹介）（第一七五二号）、同（請願者　東京都千代田区永田町一番地参議院会館百五十六号室全日本婦人団体連合会鈴木きぬ）（久保田鶴松君紹介）（第一七五三号）、同（請願者　東京都千代田区永田町一番地参議院会館百五十六号室全日本婦人団体連合会平塚らいてう）（穂積七郎君紹介）（第一七五四号）、同（請願者　東京都千代田区永田町一番地参議院会館百五十六号室全日本婦人団体連合会櫛田フキ）（山花秀雄君紹介）（第一七五五号）、同外十九件（請願者　津市桜橋通り教育会館内三重県民主主義科学者協会藤村次郎外二千三百六十四名）（細迫兼光君紹介）（第一八三一号）、同（請願者　宇都宮市旭町二丁目婦人会館栃木県婦人連絡協議会長甲斐喜与）（西尾末廣君紹介）（第一八三二号）、同（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町三津屋越智直正外五名）（砂田重政君紹介）（第一八三三号）、同外一件（請願者　愛媛県周桑郡壬生川町大字上市永井義一外二十三名）（安平鹿一君紹介）（第一八五七号）、同（請願者　宮城県古川市議会内早坂順一郎）（細迫兼光君紹介）（第一八五八号）、同（請願者　愛媛県周桑郡田野村国広佐伯勇外一名）（砂田重政君外一名紹介）（第一八七五号）、同外二十八件（請願者　埼玉県加須市大字加須加須市役所内教育委員会事務局内加須市原水爆禁止促進協議会長堀江専一外百四十六名）（淡谷悠蔵君外三名紹介）（第一九八四号）、同外一件（請願者　青森県八戸市若葉町十三番地南部鉄道労働組合田村三郎外一名）（淡谷悠蔵君紹介）（第一九八五号）、同（請願者　長野県上田市上田社会福祉協議会長関沢欣三外二名）（西村彰一君紹介）（第二一一五号）及び同外二十件（請願者　広島市宝町三百五十六番地広島県地域婦人団体連絡協議会委員長松本鶴子外百五十二名）（北山愛郎君紹介）（第二一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに衆参両議院において、原水爆実験禁止の要望決議がなされたことは、国民として、まことに喜びにたえないが、しかし、米国はこれを中止する意図のないことを明らかにしたことは、遺憾である。ついては、今国会において、重ねて太平洋地域の原水爆実験禁止のため、適正な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
太平洋地域における原水爆実験の禁止を要望する本請願はまことに妥当なものであると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

原水爆禁止措置に関する請願
（請願者　東京都港区芝三田四国町二丁目六番地原水爆禁止東京協議会芳賀民重外一名）（山口シヅエ君外二名紹介）（第一七八一号）、同（請願者　東京都江東区深川平野町三丁目九番地原水爆禁止江原水協力丸寛）（福田篤泰君紹介）（第一七八二号）、同（請願者　東京都豊島区長崎五丁目十三番地河野亀三外九名）（中村梅吉君紹介）（第一八五九号）、同（請願者　青森県八戸市湊町山岸清二外十七名）（西村彰一君外三名紹介）（第一九五七号）、同（請願者　東京都武蔵野市役所内原水爆禁止運動武蔵野協議会長荒井源吉外百三十九名）（原彪君外五名紹介）（第一九五八号）、同（請願者　千葉県木更津市木更津千葉県連合婦人会長山崎夫紗子）（福井順一君紹介）（第一九六四号）、同（請願者　岐阜県中津川市宮町千葉昇外六十八名）（山本幸一君紹介）（第二一四〇号）、同（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外二名紹介）（第二二八八号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四二三号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村菓）（江崎真澄君紹介）（第二四二四号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綺繍彌三君紹介）（第二四七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
さきに原水爆禁止要望決議がなされたことは、まことに感謝にたえないが、さらに次の事項等を実現されたいというのである。（一）原水爆被災者の診療、治療、生活等についての国家保障制度確立、（二）原子兵器の国内持込、および原子力の軍事的利用を禁止する法律の制定、（三）原子兵器禁止の国際協定を早急に各国が結ぶよう国連に要請すること。

二、請願の議決理由
原水爆禁止は、わが国民を始め、世界各国民の強い要望であり、また被災者の保障制度の確立の要望も妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

李ライン問題の解決促進に関する請願（請願者　長崎県議会議長金子岩三）（白濱仁吉君紹介）（第一〇七号）、同（請願者　鹿児島県枕崎市議会議長柳田栄二）（原捨思君紹介）（第三二三号）、同（請願者　愛媛県西宇和郡三瓶町大字周木抑留船員留守家族会長赤井菊治外五十六名）（安平鹿一君紹介）（第一二四二号）及び同（請願者　愛媛県西宇和郡三瓶町大字安土三瓶湾漁業協同組合長清水馨外五十六名）（井谷正吉君紹介）（第一二四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
李ライン内における韓国艦船による不法な捕事件は、最近ますます激化の様相を加え、このため長崎県等の水産業界はまつたく出漁不能の状態に陥り、このまま放任するときは、憂慮すべき社会不安をひき起すことは必至である。ついては、早急に日韓会談を再開し、李ラインに関する諸係争問題を根本的に解決されたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、関係業者の実情にかんがみ、まことに妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

日ソ及び日中の国交回復促進に関する請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外九名）（愛知発一君紹介）（第一〇七三号）及び同（請願者　福島県磐城市長立花秀吉）（田中利勝君紹介）（第一一〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
三陸沿岸は、地理的関係ならびに産業面において、中国、ソ連と密接な関係を持つているが、いまだ中、ソとの国交が断絶しているため、同地方漁民は水産業上に深刻な打撃をこうむつている。ついては、日ソおよび日中の国交回復を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由
日ソ交渉が再開されようとし、また日中貿易拡大の要望されている今日、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

日ソ及び日中の国交回復促進に関する請願（請願者　東京都千代田区九段三丁目七番地日中日ソ国交恢復国民会議代表久原房之助）（松本七郎君紹介）（第一六七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
ソ連および中国との国交回復は、現下の急務である。ついては、右交渉をすみやかに妥結するとともに、交渉に当つては次記事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。（一）日ソ交渉においては、戦犯として抑留されている同胞の即時帰国および漁業、貿易、領土等の問題を合理的に処理し、（二）中国との交渉をすみやかに開き、貿易の制限を撤廃し、漁業協定を締結すること、等。

二、請願の議決理由
日ソ交渉が再開されようとし、また日中貿易の拡大が要望されている今日、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

京都植物園の接収解除促進に関する請願（請願者　京都府会議長蒲田熊次）（田中伊三次君紹介）（第一三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
京都植物園は、大正天皇の即位大典を記念し、篤志家の寄付金を基として大正十二年完成されたもので、約八万坪にわたる広域な園内には、学問的に貴重な材木や無数の植物が繁茂し、府市民の憩いの場所とし、また学術面からも高く評価されていたのであるが、戦後米軍に接収されていまだ返還の運びとならないことはまことに遺憾である。ついては、同植物園をすみやかに接収解除されるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
接収解除が数多く行われている今日、歴史的、学問的に意義のある京都植物園の接収解除についての本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。
昭和三十一年六月二日
外務委員長　前尾繁三郎
衆議院議長益谷秀次殿

駐留軍使用の大津水耕農園等用地払下げに関する請願（請願者　大津市下阪本町千百五十一番地橋本善兵衛）（矢尾喜三郎君紹介）（第四八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
耕農園、ハンチングロッヂ、滑走路等の用地は、昭和十八年九月元日本海軍航空隊用地として、戦争終結の暁には耕作農民に返還することを条件に、旧下阪本村および坂本村から約九十町歩の田畑を強制買収したものであるが、戦後米軍の使用するところとなり、いまだ返還されるに至らないため、同地方農民の経済的窮迫は言語に絶

するものがある。ついては、右用地をすみやかに地元農民に返還されるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、地元農民の実情にかんがみ、妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

福岡地方簡易保険局大濠庁舎の返還促進に関する請願（請願者　福岡市大名町福岡地方簡易保険局庁舎内竹下光生）（河野正君紹介）（第四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福岡市に所在する福岡地方簡易保険局大濠庁舎は、中産階級以下をその対象とした貴重な保険金の中から、昭和九年に百四十万円の巨費を投じて設置されたものであるが、戦後米軍に接収され、現在は日米行政協定により、一時借用の形で駐留米軍第八一六二陸軍病院に使用されているが、いまだ返還されないことは、まことに遺憾である。ついては、同庁舎をすみやかに返還されるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

福岡地方簡易保険局大濠庁舎設立の経緯から考えても本請願はまことに妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

米国難民救済法による移民割当拡大に関する請願（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第二四二五号）及び同一請願者　鹿児島市小川町百八番地国際農友会鹿児島県支部長田中茂穂）（石坂繁君外一名紹介）（第二四二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十六年十月のルース台風は鹿児島県災害史上まれにみる激じんなもので、被害総額三百三十億円に達し、とくに家屋の倒壊、耕地の埋没、流失せる農家の困窮は、例年のように襲来する台風も加えて、今日も続いているが、昭和二十八年米国に難民救済法が施行されるや、鹿児島県からは難民申請者が殺到し、その数千九百名に達している実情である。しかしながら今日同県の難民移民の進行状況は、渡米者三百十七名にすぎず、なお千五百名の申請者が残されていることは遺憾にたえない。ついては、同県の災害農家救済対策として、北米への移民の意がなんらかの形において大きく展開されるよう、強力な外交折衝をせられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、関係農民の実情にかんがみ、また災害農家救済対策の一環としても、妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

鳥島付近の米軍爆撃演習中止に関する請願（請願者　鹿児島県知事寺園勝志外一名）（原彪君紹介）（第五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県西方海上に位置する鳥島地区米軍海上演習による漁業の制限は、同島漁村経済の死命を制する重要かつ切実な問題であり、このままに推移すれば、魚族資源の枯渇、魚道のいや断による被害はますます増大し、同県沿岸および沖合漁業は壊滅の寸前にある。ついては、鳥島付近における米軍の爆撃演習を中止せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、関係漁業者の実情にかんがみ妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

田皆部落に米軍飛行場基地設置反対に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（有馬輝武君紹介）（第二一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

奄美大島の沖永良部島知名町に駐留する米軍通信施設隊においては、同町田皆部落一帯に飛行場基地の設定を企図し、すでに昭和二十九年八月福岡調達局長より、耕地三十余町歩の接収調査を依頼されたのであるが、同町の産業構造は農業をその根幹としており、しかも田皆部落は知名町の宝庫であつて、零細農家の支柱におかれている耕地を六十パーセント以上接収されることは、同町民の死活問題である。ついては、右の計画は取りやめられたいというのである。

二、請願の議決理由

米軍飛行場基地設定のため、重要なる耕地の大半を接収されることは確かに関係町民の死活問題であり、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

千島列島の返還促進に関する請願（請願者　札幌市北一条西三丁目第百ビル農水内千島列島居住者連盟理事長高城重吉外四十二名）（伊藤郷一君紹介）（第一六五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

父祖代々千島の開拓に率先した島民は、敗戦によつて一切の財産を失い、本土帰還のやむなきに至つたが、今般の日ソ交渉によつて、歯舞および色丹と同じく、本来日本の領有である同島がすみやかに返還されることを最上の希望として、ここに千島列島居住者連盟を組織している。ついては、右列島の返還に関して努力されるとともに、中間措置として、同島に残してきた墓地の整理と慰霊祭施行のため、該連盟代表を派遣されたい等というのである。

二、請願の議決理由

日ソ交渉の再開されんとするときに当り、本請願の趣旨は十分考慮すべきものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

北洋漁業漁獲水域の現状維持に関する請願（請願者　宮城県議会議長遠藤実）（村松久義君外二名紹介）（第二一二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北、北海道とくに宮城県の漁業者は、北洋漁業の操業に万全の準備を終り、すでに出漁を待機していたところ、最近突如として、ソ連当局はさけ、ますの漁獲につき、漁獲制限区域の設定を発表し、公海漁業の原則を無視した行為を表示したことは、まことに遺憾であり、北洋漁業に全面的に依存している同県漁業者にとつては、まつたく死活問題である。ついては、政府は慎重にソ連当局の意図を確認し、わが国の実情を了解せしめ、もつて円満かつ安全なる操業を実施できるよう、万全の努力を払われたいというのである。

二、請願の議決理由

ソ連の北洋における漁獲制限措置は、わが国の関係業者にとつて重大な問題であり、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

ビルマ賠償に木造船組入れの請願（請願者　大阪市東区北浜四丁目安田信託ビル内西日本木造船協議会長占部永蔵）（山口丈太郎君紹介）（第九〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国とビルマ政府との間に賠償協定が成立し、第一回の賠償の調達に関する入札が実行されているが、この三十年度契約のリストによると、船舶約百隻の調達予定のうち、そのほとんどが鋼船と推察され、木造船舶は含まれていないようである。しかし、木造船業界は、禁輸政策等により、極度の不況にあえいでおり、倒産工場も続出の現状にあるので、業界は、この

対策としてビルマ賠償のリストに木造船が組み入れられることを熱望している。ついては、今後のビルマ賠償の三十年度および三十一年度以降の調達品目のうちに、木造船を組み入れられるよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

ビルマに対する賠償が実行されている今日、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

樺太返還交渉に伴う海豹島開拓企業に関する請願（請願者　東京都板橋区板橋町八丁目六百二十九番地吉田初太郎外一名）（松前重義君紹介）（第七六二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次日、ソ間の国交調整交渉が行なわれているが、この交渉に当つて、次記事項につき配慮されたいというのである。（一）南樺太の返還または日本人の権益に関する事項中、既得権に属する海豹島におけるりん（燐）鉱肥料開発事業の継続成立を期すること、（二）もし南樺太が返還されない場合においても、海獣の捕獲およびりん鉱採取権の獲得成立を期すること。

二、請願の議決理由

日ソ交渉の再開されるときに当り、本請願は妥当なものと認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

外務委員長　前尾繁三郎

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員会

中国における日本見本市開催の請願（請願者　京都市左京区新宮小路通孫橋上ル八木重太郎外九名）（柳田秀一君紹介）（第六〇号）、同（請願者　岡山市議会議長木庭清作）（大村清一君紹介）（第六一号）、同（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第七九号）、同（請願者　長崎県議会議長金子岩三）（白濱仁吉君紹介）（第一一五号）、同（請願者　熊本県議会議長瀬口龍之介）（坂田道太君紹介）（第一一六号）、同（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目六番地日本国際貿易促進協会長村田省蔵）（池田正之輔君紹介）（第一三〇号）、同（請願者　大阪府堺市議会事務局内山埜信雄）（西村榮一君紹介）（第一四二号）、同（請願者　鹿児島県議会議長職務代理者副議長大西栄蔵）（池田清志君紹介）（第二〇四号）、同（請願者　大阪市会議員松尾禎一郎）（大矢省三君紹介）（第九〇七号）、同（請願者　東京都中野区役所内中野区議会議長塩沢俊一）（花村四郎君紹介）（第九八八号）及び同（請願者　東京都大田区大森七丁目七十七番地国際貿易促進地方議員連盟副会長川端文夫外十名）（中村高一君紹介）（第二二五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次第三次日中貿易協定実施の一方途として、来春、北京、上海において、最初の日本見本市の開催が計画され、すでにその準備が進められているが、これこそわが国戦後の産業文化を中共に紹介し、日本貿易の促進をはかるにまたとない好機であり、これが開催のため、国を挙げて万全の対策を講じ、その成功を期することは、全国民のひとしく希求するところである。ついては、政府は中共における日本見本市を進んで主催するか、または後援者として積極的支持と協力とを与えるとともに、日本見本市への出品物に関しては、一切の制限を解除し、かつこれが開催のため要する経費二億円以上を予算化する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国貿易の発展上きわめて重要な対中共貿易の促進のために、積極的に国家的協力を行う必要がある。この見地から本請願の主旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

商工組合中央金庫松本出張所設置の請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川原武）（原茂君紹介）、同（請願者　長野県松本市中条中区深沢則吉）（下平正一君紹介）（第一一〇号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治外一名）（松平忠久君紹介）（第二三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業の振興はわが国の再建上欠くべからざる要素であり、最近の金融引締策は中小企業者を深刻な金融難におとしいれ、倒産する業者が続出しているが、長野県には商工組合中央金庫の出張所は、長野市に一箇所設置されているのみであるため、五百八十六を数える南信地方の協同組合および企業組合は、長野出張所との取引時間、経済的の不利不便がきわめて多く、同県協同組合の発達と産業の振興上多大の支障をきたしている。ついては、商工組合中央金庫松本出張所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の金融難を緩和し、産業の発達に寄与するため、商工組合系統金融について不利不便の多い地方に対しては、できるだけこれを除去して、金融の円滑化をはかる措置を講ずべきである。この見地から本請願の主旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

木造船の中共向輸出解禁に関する請願（請願者　長崎県議会議長金子岩三）（白濱仁吉君紹介）（第一一四号）、同（請願者　大阪市東区北浜四丁目安田信託ビル内西日本木造船協議会長占部永蔵外二十六名）（山口丈太郎君紹介）（第九〇九号）及び同（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（原拾思君紹介）（第二一三六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎県の木造船工業は、業者の数大小合わせて百有余、年間一万トンの製造能力を有していたのであるが、戦後は木造船がココムの輸出禁止品目に加えられたため、国内需要に限られたこと、機帆船輸送の低調等により、現在では現有能力の三割程度しか確保できず、業界の不況はまつたく想像以上に深刻である。ついては、最近中共を訪問した日本実業代表団が行つた対中共貿易の仮契約中、木造船五十隻が含まれているとのことであるが、戦略物資と認め難い木造船をココムの輸出品目より解禁されたいというのである。

二、請願の議決理由

輸出制限のための不振に陥つている産業を振興し、あわせてわが国輸出貿易の促進をはかるため、輸出禁止品目の緩和等についてはとくに考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

遠別町の地下資源開発促進に関する請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長茂野三郎外一名）（芳賀貢君紹介）（第二〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道天塩郡遠別町は天然ガス、石油、石炭等の地下資源に恵まれ、中にも同町歌越地区は石油資源探鉱促進臨時措置法に基き、重要探鉱資源地帯にも指定されており、先般来天然ガス、石油の試掘の結果その有望性が実証され、また石炭についても、正修地区一帯は推定埋蔵量は無尽蔵といわれているが、しかるに交通不便に災されてこれらの開発がいまだに促進されないことはまことに遺憾である。ついては、同町の地下資源の開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

地下資源開発促進は輸出増進とともに、わが国経済自立達成の二大要件である。本請願の趣旨もきわめて妥当であり、さきに設立された石油資源開発株式会社等によつて、これが開発を促進するよう、政府において強力な指導を行うべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、

本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

只見川の電源開発工事促進等に関する請願（請願者　福島県議会議長渡辺鉄太郎外一名）（助川良平君外六名紹介）（第三七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

只見川の電源開発工事は、目下の資金計画では当初予定の半分にも当らず、奥只見の昭和三十三年度、田子倉の昭和三十二年度の完成は不可能となり、ひいては電力の需給および下流沿岸耕地のかんがい等諸般の計画に食い違いをきたしている。また、只見特定地域総合開発実施に要する事業費配分に対する政府の措置はすこぶる不徹底で、その進み方も微々たるものに過ぎない。ついては、只見川電源開発工事および只見特定地域総合開発事業を促進されたい等というのである。

二、請願の議決理由

只見特定地域総合開発計画は、本年三月六日閣議決定せられ、只見川の電源開発は本計画の主導目標であり、かつとくに奥只見地点及び田子倉地点の開発は本年度電源開発計画促進上の重要地点として、重点的に取り上げられている。従つて、本請願の趣旨は、わが国経済自立の基本的要請でもあるので、適切妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

新馬上金山の鉱害に関する請願（請願者　大分県速見郡山香町又井河尾力外五十一名）（多賀谷眞稔君紹介）（第三七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

大分県新馬上金山は、昨年六月開設されたが、鉱業法を無視して非合法操業を強行し、広範囲の水田に鉱害を与えており、今後なお被害は累積されていくことが科学的にも明確となつてきた。とくに政府より二回にわたつて操業中止の勧告が行われたにかかわらず、依然不完備の施設によつて不許可操業を続行し、被害農民より福岡鉱山保安監督部に右勧告の厳重実施方を要請中のところ、突如として逆に仮認可を与えるに至り、ますます紛糾を招き社会問題化している。ついては、右問題解決のため適切強力な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

鉱物を合理的に掘採するとともに、関係者に多大の被害を与えるべきでないことは鉱業法の目的よりみても自明のことである。本件についても、政府は紛争の内容を十分検討して関係者間に円満な妥結をはかることが望ましい。以上の見地よりみて、本請願の趣旨は、一応妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

電気事業の公営復元に関する請願（請願者　東京都議会議長四宮久吉）（山本猛夫君紹介）（第四六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府は第二十四回国会に電気事業法案を提出するやにそく聞するが、現在の電力会社は大東亜戦争中の総力戦体制整備のために強制的に統合されたものであり、戦後各種の統制が逐次廃止されたにもかかわらず、電気事業についてのみ、九電力会社にその権利を承継せしめていることは不合理であり、当然旧所有者に返還さるべきである。ついては、同法案中に左記事項を法文化せられたいというのである。（一）旧公営電気事業の復元および公納金に対する諮問、（二）供給区域完全独占を廃止し、地方公共団体による電気事業経営権の取得、等。

二、請願の議決理由

戦時中の電力統制により強制的に統合された旧公営電気事業については、復元の立法措置が講ぜられるまで、公納金は延長することに現行法では規定されている現状であり、また近く提出される電気事業法には憲法の趣旨にのつとり、供給区域の独占は当然改訂されるべきである。かかる実情にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

陶磁器燃料用重油対策確立に関する請願（請願者　名古屋市中区布池町三十二番地日本陶業連盟会長佐治博外一名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

陶磁器は生産の七割内外を輸出し、とくに本三十一年は歴大な海外需要の動きから見て、輸出目標額五千万ドルをさらに大きく上回るものと各方面より期待されている。しかるに昨年末より陶磁器燃料用重油の入手が窮迫するとともに、各石油会社は相次いでこれが値上げを要求し、早くも輸出の前途に暗影を投ずる実情となつているが、重油は陶磁器生産に不可欠の資材であり、重油所要量の確保と、価格の安定とはその絶対的要件である。ついては、通産省、石油連盟、日本重油連盟重油部会の三者によつて陶磁器用重油対策委員会を結成し、これの確保をはかられたい等というのである。

二、請願の議決理由

重油の消費については、さきに「重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律」が成立し、重油の消費規制を実施しているが、同法の趣旨は、重要部門に対する重油の使用を確保しようとするものであるので、本請願の趣旨も重要輸出産業である陶磁器生産育成の立場から、きわめて妥当であり政府において調査の上適当な措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

地域差電気料金の設定等に関する請願（請願者　長野県知事林虎雄外一名）（松平忠久君紹介）（第五四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野県の窮迫せる農家経済の実情にかんがみ、その過剰人口を吸収し民生の安定を確保するには、工業振興以外に方策がないので、戦前豊富低廉なる電力を唯一の魅力に肥料、金属、紡績等の大工場を招致したのであるが、戦後電気事業の再編成によつて中部電力の供給区域に編入されたため、隣接各県に比べ著しく高い料金を課せられるに及んで、この唯一の魅力がまつたく消滅するに至り、多くの工場が閉鎖または他に逃避する等同県に致命的打撃を与えている。ついては、地域差電気料金を設定するとともに、水火力調整金制度を廃止されたいというのである。

二、請願の議決理由

電源地帯における諸産業の発達、消長は一つにかかつて電気料金のいかんによつている。かかる電源地帯の特殊性を十分考慮し、当該地区の伸展をはかるための本請願の要旨は、きわめて妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

衆議院議長益谷秀次殿

商工委員長　神田　博

淡路、四国間に架空送電線架設の請願（請願者　兵庫県洲本市常盤通二番地白川修外三名）（山下榮二君紹介）（第五七一号）、同（請願者　兵庫県洲本市長白川修外三名）（山口丈太郎君紹介）（第六〇二号）及び同（請願者　兵庫県洲本市内通町甲四百十七番地池内繊蔵外四名）（五島虎雄君紹介）（第六四二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

淡路島に対する電力輸送は、現在明石海峡を横断する二十KV海底ケーブル二回線にそのすべてを依存しているが、このケーブルはしばしば事故を起し、その復旧には長時日を要するばかりでなく、なお送電容量にはおのずから限度があつて、長距離の送電は電圧低下を招来し、淡路島の産業開発ならびに文化興隆に多大な支障をきたしている。ついては、淡路、四

国間に鳴門海峡架空送電線を架設されたいというのである。

二、請願の議決理由

淡路島の産業開発並びに文化興隆のみならず西日本地区最大の水力地帯である四国の電力を有効に利用するために、四国、本州を連絡する送電線の架設はきわめて緊要なことである。かかる見地より本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

最上特定地域総合開発促進に関する請願（請願者　山形県最上郡町村議会議長会長　土田佐次平）（松澤雄藏君紹介）（第五九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上特定地域の開発は、政府の緊急財政に制約されて期待に反し、いまだ計画事業の完全実施を見るに至らないが、閣議決定事業の根幹たる国土保全事業はもとより、無尽蔵といわれる地下、農産、林産各資源を包蔵する同地域の開発を促進することは、わが国経済の進展に寄与するところまことに大である。ついては、最上特定地域の総合開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の計画は、すでに昭和二十八年十月十六日閣議決定を見ており、しかして、本請願の趣旨は、わが国経済自立の基本的要請でもあるので、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

地籍調査促進に関する請願（請願者　鹿児島県国土調査推進協議会長　長崎貞治外二十二名）（池田清志君紹介）（第八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土調査法が制定実施されたことは喜びにたえないが、地籍調査事業はその性質上長期の年月および多額の経費を要し、全国統一的技術水準の確保が必要であるにかかわらず、この事業に対する国の経費はまことに軽少であり、いまだに小規模な実験的調査の域を脱し得ず、同事業の拡充推進が期せられないことははなはだ遺憾である。ついては、地籍調査事業の実施について、すみやかに予算を伴う具体的計画を樹立し、全国統一的に拡充推進し、もつて国土に関する諸施策の策定と土地行政事務の効率化に資するため、強力なる法的措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は現行国土調査法中、必要な事項について、さらに検討を要するが、地籍調査事業の重要性にかんがみ、これを具体的に拡充推進するため、きわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業金融公庫仙台支所設置の請願（請願者　仙台市東二番町八十九番地仙台商工会議所会頭内ケ崎賛五郎）（菊地養之輔君紹介）（第一〇六一号）、同（請願者　仙台市土樋町二百四十九番地鈴木金清外五名）（菊地養之輔君紹介）（第一一四〇号）及び同（請願者　仙台市上染師町四十三番地伊藤清一郎）（菊地養之輔君紹介）（第一三三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方における経済の中核は中小企業者をもつて構成されているにかかわらず、中小企業関係機関の利用状況はまことに微々たるものがあり、この主なる原因は、代理金融機関の貸し渋り、ならびに手続きのはんさにあるとともに、現在東北地方に中小企業金融公庫支所の設置のないことによるのは明らかである。ついては、中小企業金融公庫仙台支所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

中小企業者の金融難を緩和し、産業の発達に寄与するためには、中小企業金融についての不利不便をできるだけ除去する措置が必要であつて、この見地から本請願の主旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

電気料金の引下げに関する請願（請願者　新潟県議会議長　小笠原九一外十四名）（渡邊良夫君外四十名紹介）（第一一四一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長野、新潟、富山、石川、福井の各県はいずれも積雪寒冷地であるが、豊富な電力資源は同地方産業振興の唯一の立地条件として諸産業を育成せしめてきたが、近時電力需給上のアンバランスがようやく解消されつつあるにもかかわらず、料金面においては著しく増高し、電源地帯でありながら料金の低廉性が失われつつあるため、同地方産業発展の基盤は危険にひんしている実情である。ついては、水火力調整金制度の廃止、開発資金の低利貸付措置等によつて、電気料金の総括原価引き下げを実施せられたいというのである。

二、請願の議決理由

わが国経済の伸展並びに国民生活の安定を期する上において重大なる影響を有する電気料金については、その低廉安定を望むことは当然であり、とくに電源地帯の特殊性にかんがみ、本請願の要旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

北奥羽地域総合開発推進に関する請願（請願者　盛岡市県庁内岩手県総合開発審議会長　阿部美樹志外三十四名）（山本猛夫君紹介）（第一三一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県北奥羽地域は昭和二十九年七月に総合開発調査地域に指定され、目下調査を進めているが、その予算措置が少ないために遅々としてはかどらない実情である。ついては、調査費配分については、とくに地域の要請する緊要度を勘案し、重点的に配分し、その補助率を引き上げるとともに調査費配分に当つても、国の直轄調査の項目を拡大し、かつ大規模開発事業の調査を促進し、とくに同地域の特性にかんがみ、次記事業の促進をはかられたいというのである。

（一）冷害、津波、風水雪害等の災害対策事業、（二）酪農および耕地の造成、放牧、採草地の改善等の農産開発事業、（三）漁港および陸上施設等水産開発事業、（四）港湾、道路、鉄道等工鉱業立地整備事業、等。

二、請願の議決理由

本地域は他の地域に比較して、一般的後進性がはなはだしいのであるが、本請願の趣旨はこの後進性を打開するためにも、また、わが国経済の自立のためにも妥当なるものに認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

北上特定地域等総合開発推進に関する請願（請願者　盛岡市県庁内岩手県総合開発審議会長　阿部美樹志外三十四名）（山本猛夫君紹介）（第一三二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県の総合開発事業の内、北上特定地域および北奥羽調査地域は、政府の協力により着々実現されつつあることは喜びにたえないが、昭和二十八年度を初年度として昭和三十年までにおおむね十七パーセントの進ちよく率であり、これらの開発事業は、その予算および事業費の地方負担分に対する財政援助についての合理的な措置を欠いているため、遅々として進行をみない実情である。ついては、次記事項につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

（一）国土総合開発事業費および調整費の合理的配分、（二）総合開発計画事業調査の調整、（三）地域開発のための財政援助、（四）総合開発事業の実施を円滑にするため、政府の総合開発機構を整備強

化し、開発金融公庫を設置すること、等。

二、請願の議決理由

わが国経済の自立を確立するため、国土総合開発の促進に期待するところがまことに大きい。この点、北上特定地域並びに北奥羽調査地域は、後進的性格が強いだけに、さらに合理的、具体的に開発を促進する必要がある。したがって、本請願の趣旨はきわめて妥当なものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

山形県の石油及び可燃性天然ガス開発促進に関する請願外一件（請願者　山形県知事安孫子藤吉外一名）（西村力弥君紹介）（第一八九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県はわが国における三大石油産出県の一つに数えられているが、その現況は、いまだ局部の探鉱が緒についたのみで、本格的な開発は今後に残されており、県としても鋭意これが開発促進に努力を傾注しつつあり、政府においても石油資源開発の一大飛躍を目ざして石油資源開発株式会社を設立されたことは、まことに感謝にたえないところであつて、県民はこれに大きな期待を寄せている。ついては、庄内、最上油田をはじめ、山形県内の有望な石油および天然ガスの開発を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

石油資源開発促進は、政府の長期かつ強力な施策を必要とすることは、各国の例よりみて自明である。本請願の趣旨は、以上の観点からみて、また石油資源開発株式会社設立の目的よりみてきわめて妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

火災保険協同組合の法制化に関する請願（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地社団法人日本中小企業団体連盟会長豊田雅孝）（永山忠則君紹介）（第一九二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

中小企業等協同組合のうち、事業協同組合の行う共済事業は漸次拡大し、組合員の火災に際し、中小企業者が軽微なる負担をもつて損害保険の目的を達成し得る共済制度であり、業界の強い要望であつたのである。ついては、同事業の社会公共性にかんがみ、中小企業等協同組合法の一部を改正し、次記事項を法文化せられたいというのである。（一）、同法に保険協同組合の規定を入れ、組合の地区は一都道府県単位以上とすること、（二）、出資額は、原則として百万円以上とすること、（三）、設立に当つては、経営の堅実を期するため千名以上の組合員数を要するものとすること、（四）、保険金の最高額を制限すべきではないが、もし制限するときは、一危険三百万円まで認めることとする。ただし再保険の場合はこの限りではないこと、等。

二、請願の議決理由

中小企業等協同組合の行う共済事業を強化拡充して、組合員の経営安定に資せしめることは、中小企業対策の重要事項であつて、この見地から本請願の主旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

鉱害賠償及び鉱害復旧制度強化に関する請願（請願者　福岡県知事土屋香雨外八名）（伊藤卯四郎君紹介）（第二三三一号）及び同（請願者　佐賀県鉱害対策協議会長佐賀県知事鍋島直紹外八名）（淵上房太郎君紹介）（第二四五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行鉱害関係法規の一部は、すでに今日の社会情勢に適合せず、諸般の不備欠陥を露呈するに至つたことは憂慮にたえない。ついては、鉱害問題を急速かつ根本的に解決するため、次記事項の措置を講ぜられたいというのである。（一）鉱業法を改正し、鉱害紛争について迅速簡易にして民情に即する処理機構を整備すること、（二）臨時石炭鉱害復旧法を改正し、国は鉱害復旧処理機関の運営強化をはかるとともに、鉱害復旧について財政的措置をさらに強化すること、（三）家屋等についても農地同様に国庫補助の対象とすること、（四）鉱害引当金制度を設けること。

二、請願の議決理由

本請願については、さきに参考人を招致して現地の実情を聴取したのであるが、ことに北九州の鉱害の実情は放置しがたい事態に至つているので、政府においては、本請願の趣旨を十分調査の上、必要な措置を講ずべきであると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

外国産ラミー委託加工貿易禁止に関する請願（請願者　都城市北原町宮崎県南部販売購買農業協同組合連合会長理事福留武位外十四名）（瀬戸山三男君紹介）（第二四五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国内産ラミーは、国および県の奨励によつて急速な増産成績をおさめてきたが、昨年六月取引会社である東洋繊維の経営失敗に伴い、昨年の一番刈はいまだ全量の販売も了せず、二番、三番刈に至つては全量を倉庫会社に保管中で、生産農家は保管料等の経費を負担しており、この不測の事態により営農持続も容易ならざる窮状にある。しかるにラミー会社においては、国内産を顧みず、目下比島のラミー委託加工貿易に熱中しており、いつ会社側に販売できるかの見当もつかない現状である。ついては、昨年産ラミー取引の早期解決をはかるとともに、外国産ラミーの委託加工貿易を禁止されたいというのである。

二、請願の議決理由

国内産特殊農産物の生産者を保護するため、生産物の取引関係の公正を確保するとともに、外国品との競合についてとくに考慮を払い調整を行うべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

中小企業における信用保険制度の運用に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地太田政記）（森三樹二君紹介）（第二四八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在中小企業対策として、信用保険制度が樹立されているが、その現状は、同制度の理想的なる構想に反し、金融機関における協力性が乏しいため、その活用が著しく制約されている。ついては、中小企業が信用保険制度を十分利用し得るよう、金融機関の協力態勢を整えられたいというのである。

二、請願の議決理由

信用保険制度を確立して、これを十分に活用することは、中小企業の安定向上のためにきわめて必要な方策である。この見地から本請願の主旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

商工委員長　神田　博

衆議院議長益谷秀次殿

逓信委員会

簡易保険の保険金最高制限額引上げの請願（請願者　北海道留萌市宮園町一丁目前田留十郎外十名）（松浦周太郎君紹介）（第六号）、同（請願者　北海道空知郡滝川町字明神町泉谷照市外十一名）（小平忠君紹介）（第六四号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目稀代高次外十二名）（町村金五君紹介）（第一四八号）、同（請願者　北海道帯広市西一条六丁目石名春雄外四名）（本名武君紹介）（第四四六号）及び同（請願者　函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名）（川村善八郎君紹介）（第七五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の経済事情からみて、簡易保険の保険金最高制限額十五万円は、低額に過ぎて保険効果が乏しい。ついては、簡易保険の保険金最高制限額を、三十万円程度まで引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

簡易保険及び郵便年金積立金の融資範囲拡大に関する請願（請願者　北海道留萌市宮園町一丁目前田留十郎外十名）（松浦周太郎君紹介）（第七号）、同（請願者　北海道空知郡滝川町字明神町泉谷照市外十一名）（小平忠君紹介）（第六六号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目稀代高次外十二名）（町村金五君紹介）（第一四七号）、同（請願者　北海道帯広市西一条六丁目石名春雄外四名）（本名武君紹介）（第四四八号）及び同（請願者　函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名）（川村善八郎君紹介）（第七五六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
簡易保険および郵便年金の積立金は、地方への還元と公共への利益のために融資することを本旨としているが、さらに積極的に地方の産業振興ならびに発展のために、融資の範囲を拡大し、融資額を増額されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

北海道地方に簡易保険及び郵便年金加入者ホーム設置の請願（請願者　北海道留萌市宮園町一丁目前田留十郎外十名）（松浦周太郎君紹介）（第八号）、同（請願者　北海道空知郡滝川町字明神町泉谷照市外十一名）（小平忠君紹介）（第六三号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目稀代高次外十二名）（町村金五君紹介）（第一四五号）、同（請願者　北海道帯広市西一条六丁目石名春雄外四名）（本名武君紹介）（第四四五号）及び同（請願者　函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名）（川村善八郎君紹介）（第七五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国はじめての国立有料老人ホームである、簡易保険、郵便年金加入者ホームが熱海に設置されたが、しかし北海道は地理的条件あるいは生活環境において、他の都道府県より恵まれない幾多の面があるから、北海道地方の同加入者が容易に利用できるよう、同加入者ホームを北海道地方に最優先的に設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

鷹匠町に特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県明石市鷹匠町市営鷹匠町アパート内水田勝治外四名）（田中武夫君紹介）（第三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
鷹匠町は明石市の西南部に位し、最近は各種建物、住宅が著しく増加しているが、現在郵便局は市の中央部にあり、約一、五キロ以上の距離があるため、これが利用に多大の不利不便を感じている。ついては、鷹匠町に特定郵便局を設置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の地域には、将来予算関係及び他との振り合いを考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

簡易保険診療所の増設等に関する請願（請願者　北海道空知郡滝川町字明神町泉谷照市外十一名）（小平忠君紹介）（第六五号）、同（請願者　北海道虻田郡倶知安町北一条西二丁目稀代高次外十二名）（町村金五君紹介）（第一四六号）、同（請願者　北海道帯広市西一条六丁目石名春雄外四名）（本名武君紹介）（第四四七号）及び同（請願者　函館市相生町三丁目一番地平野雄三郎外十四名）（川村善八郎君紹介）（第七五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
国民大多数を加入者とする簡易保険の使命はまことに大きく、その加入者の健康の保持と増進とは、すなわち国民全般の健康保持増進に通ずるというも過言でない。戦前は簡易保険の健康相談所が各地に設けられ、多くの加入者がこれを利用していた。北海道は、医療機関に恵まれない地区が多く、かつ交通不便の地域の多いところでは、いつそう簡易保険診療所の増設と、巡回診療の必要性が強い。ついては、北海道に簡易保険診療所の増設と巡回診療の拡充とを図られたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は妥当であるから、その趣旨に沿うてなるべく早い機会に実現をはかるべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

長野地方貯金局の原簿移管反対に関する請願（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川原武）（原茂君紹介）（第八号）及び同（請願者　長野県松本市筥賀小沢貞孝）（下平正一君紹介）（第八九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
長野地方貯金局では、郵便貯金の原簿を長野県分以外に埼玉県、群馬県および東京都の積立貯金、定額貯金等を所管しているが、昭和三十年十一月郵政省側より東京都の積立貯金を甲府地方貯金局へ移管する計画が示されたことは、同事業運営の面よりみて好結果を生ずるものとは考えられない。ついては、現在高能率をもつて処理している同地方貯金局より、原簿を他に移管して業務を縮小する計画はとりやめられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は政府においても考慮を払う必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

簡易郵便局事務員の待遇改善に関する請願（請願者　神奈川県川崎市鹿島田川崎鹿島田簡易郵便局内塩見久雄）（野田武夫君紹介）（第九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
簡易郵便局は、全国の山間辺地等郵政施設の恵まれない所に介在して郵政事務の遂行に寄与しているが、そこに働く事務員の待遇は一般社会とは隔世の感のあるほど不遇なものである。当局では、簡易郵便局は郵便局でないとしているが、一般世人は郵便局と認め、しかも可能執務内容も一般郵便局となんら異ならない。ついては、一般郵便局従業員の処遇には最善の配慮が払われている今日、簡易郵便局事務員の待遇の改善について措置されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨にかんがみ簡易郵便局における取扱手数料の増額等につき政府において考究の要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
通信委員長　松前　重義
衆議院議長益谷秀次殿

和井内簡易郵便局を特定局に昇格の請願（請願者　岩手県下閉伊郡新里村西里善兵衛外十名）（山本猛夫君紹介）（第九一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県下閉伊郡新里村は、木材薪炭等の生産が盛んで、近時その貨物発送等に電報を利用することが多いが、管内の和井内簡易郵便

局が特定局でないため、同村民は難渋している。ついては、三十一年度には同簡易郵便局をぜひ特定局に昇格せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域は、無集配特定郵便局設置の標準に達しており、かつこの地には別途電話交換開始の計画もある趣きなので、無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

鳴海町の電話普通加入区域拡張に関する請願（請願者　愛知県愛知郡鳴海町長野村三郎外二名）（加藤清二君紹介）（第一四九号）及び同（請願者　愛知県愛知郡鳴海町議会議長佐伯邦三郎外二名）（早稲田柳右エ門君紹介）（第五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県愛知郡鳴海町は、近時急激に発展し、戸数と人口が著しく増加しているが、電話区域は旧来のままで区域外の住民はきわめて不便をしている。ついては、同町の電話普通加入区域を拡張するとともに、前之輪地区は大高局に、有松裏地区は有松局管内となつているので、これら地区も鳴海局管内とし普通区域とされたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話事情にかんがみ、なるべくすみやかに、電話普通加入区域の拡張並びに隣接局との加入区域の統合をはかることを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

御厩町に無集配郵便局設置の請願（請願者　福島県内郷市御厩町下宿一番地菅波大十一外五名）（高木松吉君紹介）（第一七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県内郷市御厩町は小島、御台境両町を加える下三町の中心地として、学校、官公署、病院および保養所等が所在し、将来ますます発展するものと思われるが、この下三町には銀行、農協その他の金融機関もなく、ことに郵便局まで三キロないし五十キロもあるため、貯金、郵送、為替、電信等の所用にはきわめて不便で、多年郵便局の設置を切望されている。ついては、御厩町上宿に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

高知電話局舎建築に関する請願（請願者　高知市帯屋町甲藤猛）（森本靖君紹介）（第二一三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

高知電話局の自働化計画に基き、現在の通信部庁舎の敷地に最小限の自働電話局舎を建築する計画ときくが、もしこれが実現すれば自働局と現在の局舎が相当離れ、市外と市内通話および各課の連絡に不便をきたし、事務能率が低下するばかりでなく、現局舎はきわめて狭いであるため、事務上のみならず職員の健康上憂慮すべき状態である。ついては、現通信部庁舎敷地に四階建延千二百坪の高知電話局を建築し、自働局をも含めてこれに吸収するよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

適当な位置に高知電話局舎を新営することは電気通信事業の経営上適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

荏原町に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　東京都品川区荏原七丁目五百四十六番地川名憲夫）（宇都宮徳馬君紹介）（第三七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都品川区荏原地域は、昭和二十年四月西小山局が戦災により廃局となつたまま現在に及んでいるが、戦後十年を経過した今日、同地域の復興、発展はめざましいものがあり、世帯数も五千余を数えるに至つたが、いまだ開設されず、一キロ余りも離れた小山局、平塚橋局荏原分局等を利用している状態であり、まことに難渋している。ついては、同地域の中心地である東京都品川区荏原七丁目五百四十六番地に大崎局区内西小山局（仮称）を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域に無集配特定郵便局を設置することは、早急実現の要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

久ケ原町に特定郵便局設置の請願（請願者　東京都大田区久ケ原七百九十五番地植本ひで外三百名）（宇都宮徳馬君紹介）（第三八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東京都大田区久ケ原町地区は、文化住宅地として近年著しく発展し、人口増加とともに、学校、会社、商店等も多く集まり、その全戸数は三千余を数えているが、同地区に郵便局が設置されていないため、同地区民の不利不便はきわめて大なるものがある。ついては、大田区久ケ原町千二十八番地に特定郵便局設置の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域にただちに無集配特定郵便局を設置することは、困難と思われるが、設置場所等を考慮し適当の機会に請願の趣旨を実施するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

郵便年金支給額増加に関する請願（請願者　静岡県浜名郡入野村千九百十三番地伊藤勇次郎）（勝間田清一君紹介）（第四四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年の終戦を境として諸物価は著しく騰貴し、貨幣価値は戦前に比すべくもないが、郵便年金においても、戦前の契約によつて掛金をなし、戦後において支払を受ける者の不利は言語に絶するものがある。ついては、文官恩給等も経済界の状勢に即して改訂された実情にがんがみ、郵便年金の支給においても、文官恩給増加の標準によつて昭和二十年にさかのぼり増加支給されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願を実施することは郵便年金事業経営の本質にかんがみ困難と思われるが、国営事業としての信用の保持等の点よりして請願の趣旨は政府において相当考究の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

稚内漁業用海岸局に短波施設設置の請願（請願者　北海道稚内市長西岡斌外二名）（廣瀬正雄君紹介）（第五〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

稚内漁業用海岸局の中短波無線施設は、当時主として宗谷海域で操業する中型底びき機船五、六十隻の通信用として昭和二十八年に設備されたのであるが、その後沖合進出機船は急激に増加し、三十年度においては、同海岸局を利用する隻数百四十を数えるに至り、同局施設の中短波無線をもつては、とうていその機能を果し得ない実情にある。ついては、同海岸局に短波無線を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

稚内漁業用海岸局に短波施設を増設することは、同局の通信量増加の実情に照らし、きわめて適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請

願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

毛呂山郵便局を集配局に昇格の請願（請願者　埼玉県入間郡毛呂山町長見目静外二十五名）（横川重次君紹介）（第五七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

埼玉県入間郡毛呂山町と川角村は、昭和三十年四月合併したが、旧毛呂町は越生郵便局に、旧川角村は今宿郵便局とそれぞれ管轄区域が異なり、新町名が毛呂山町となつたため、旧川角村地区の郵便物は、必然的に全部越生局に送致され、さらに同局から今宿局に回送されることとなり、遅配、誤配の続出等関係住民は多大の迷惑と損失をこうむつている。ついては、この際、毛呂山郵便局を毛呂山町を区域とする郵便、電信電話を一本化した集配局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う集配施設の調整については、区内の利用者に与える影響が大きいので政府においては、実情を十分調査検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

当目に特定郵便局設置の請願（請願者　滋賀県東浅井郡浅井町大字飯山百七十七番地清水重夫）（草野一郎平君紹介）（第六〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

滋賀県東浅井郡浅井町下草野学区は、隣接郵便局との距離が著しく遠隔のため、学区内の住民は久しく郵便文化に恵まれず、多大の不便を忍んでいる。ついては、同町大字当目第四百三十七番地に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来予算関係及び他との振り合いを考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

上前木に無集配郵便局設置の請願（請願者　岩手県東磐井郡室根村折壁字上前木六十二番地の一白幡郷八）（内海安吉君紹介）（第六〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県東磐井郡室根村折壁字上前木は、気仙沼市の西北方旧新月村の西半部および東磐井郡旧折壁村の東半部を包括する区域であるが、県境に接するため、政治的に一種の空白地帯をなし、公共施設として見るべきものがなく、住民は多くの不利不便を忍んでおり、とくに郵便局の設置は、住民のひとしく渇望しているところである。ついては、上前木六十二番地の一に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

公衆電気通信法等の一部改正に関する請願（請願者　東京都港区芝新桜田町十九番地児玉ビル内私設電話復元全国連盟徳田栄太郎外九名）（中村梅吉君紹介）（第六四三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般電話料金の値上げに際して、日本電信電話公社は多額の国家資金を要するため、その基幹業務（電話局、電話線路、市外線施設）を除く構内交換電話および付属電話機の設置等は民間に解放し、国の費用を節約して民間の企業努力に待つべきである旨国会で決議せられたが、いまだ実現をみないことは遺憾である。ついては、右の趣旨を強力に実施するため、公衆電気通信法の一部を改正され、構内交換電話ならびに付属電話機の設置と保存は今後民間のみで行う制度とされたいというのである。

二、請願の議決理由

構内交換電話並びに付属電話機の設置及び保存については、過去の実績に徴して、政府において種々検討の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

仕七川郵便局存置に関する請願（請願者　愛媛県上浮穴郡美川村大字七島栗味水元市松外六百七十五名）（小泉純也君紹介）（第六四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛媛県浮穴郡仕七川村は、昭和三十年三月町村合併によつて美川村となつたが、合併に伴つて仕七川郵便局を廃止して弘形郵便局に統合し、旧村御三戸に局舎を設置するやに聞くが、これが実現すれば、旧仕七川村よりきわめて遠く、交通不便であるため、同地方民はほとんどその利用が不可能になり、まことに遺憾である。ついては、仕七川郵便局を現在どおり存続せられたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う集配施設の調整については、区内の利用者に与える影響が大きいので、政府においては、実情を十分調査検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

向鎌田郵便局開設の請願（請願者　福島市長林谷主計外七名）（助川良平君紹介）（第六八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島市大字向鎌田地区は、同市の郊外住宅地として市営その他の住宅が漸次増加しつつあり、また近くには結核療養所、精神病院もあり、一方同地区は野菜、果物等の産地として県外輸送が多いので、連絡通信等の郵便局利用はきわめてひん繁であるが、現在阿武隈川を舟で越え、瀬上郵便局まで出なければならないのできわめて不便である。ついては、向鎌田地区に郵便局を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

中津川郵便局に電話切換器設置の請願（請願者　鹿児島県薩摩郡薩摩町長戸子田等外一名）（池田清志君紹介）（第八一二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

薩摩町は二十九年に旧求名村、旧中津川村および旧永野村の合併して新設されたものであるが、通

信施設はなはだ貧弱で、中津川地区に無集配局一箇所と一回線の分岐回線があるのみで、町政事務連絡が遅延し、火災等災害の発生時の支障をきたしている。ついては、この際応急の措置として、とりあえず中津川支所に電話器を取りつけ、中津川郵便局に電話切換器を設置して、これらの支障を除去されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併後における本地域の電話事情にかんがみ、適宜の方法により電話の増設を行うことを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

神戸市内の通信施設復旧促進に関する請願（請願者　神戸市長原口忠次郎外一名）（五島虎雄君紹介）（第一〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

神戸市は戦前にまさる復興を見、ことに兵庫地域における復興振りは、まことに目ざましいものがあるが、同地域の通信施設は、ほとんど戦災をこうむつた廃局の状態にあるため、一般市民生活上はもちろん、各般取引業務の上に多大の不利不便をきたしている。ついては、兵庫電報局ならびに兵庫電話局を復旧し、垂水電話局の神戸市内編入を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

戦後急速な発展を遂げつつある神戸市内兵庫地区及び垂水地区の電気通信施設の実情にかんがみ、予算等の事情を勘案して、なるべくすみやかに請願の趣旨に沿うよう措置することを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

電話加入権の担保制度確立に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地城南化工機株式会社長太田政記）（佐竹晴記君紹介）（第一〇一二号）及び同外一件（請願者　東京都北区上中里二丁目二十五番地園部勇外一名）（中村梅吉君紹介）（第二三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在電話加入権を担保として、金融措置を講ずることは認められていないが、電話は譲渡担保の手段に訴えて高金利で貸付けられ、その利子を使用料として収受しており、万一利子遅滞の場合は、加入権を処分して暴利を得ているのが実情である。ついてはこれが対策として、電話加入権を担保として、国が指定する金融機関より低利かつ長期の貸付措置を講ずる制度を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は中小企業者の金融難を救済するための一手段として理由あるものと思われるから、政府において考究の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

緑町に特定郵便局設置の請願（請願者　千葉市緑町七十一番地高橋光雄外二十一名）（臼井荘一君紹介）（第一〇六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉市緑町は、東京都内および千葉市への通勤者にとつて住宅地として好適の場所にあるため、近時とみに人口が増加し、一市街地を形成しつつあるが、同町には郵便局がなく、隣接局はいずれも一・五キロ程度の遠隔地にあるので、同町を中心とする住民は、多大の不利不便を忍んでいる。ついては、千葉市緑町に特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域に無集配特定郵便局を設置することは、早急実現の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

郵便年金に対する特別措置に関する請願（請願者　愛媛県今治市吉本通椿眞六外百二十二名）（越智茂君紹介）（第一〇九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵便年金加入の老人達は、現在の物価高のため、きわめて少額の支払を受け、窮乏せる生活を送つているが、かれらは、当時あらゆる困難を克服して金をたくわえ、国家に対する忠誠と信頼との熱意により、郵便年金に加入し、老後の生活安定をはかろうとしたものである。ついては、郵便年金法第一条の目的にも「国民の経済生活の安定を図り、」と明記されているのであるから、この際社会保障確立の意味からも、郵便年金支払額を、今日の物価指数に換算して支給するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願を実施することは郵便年金事業経営の本質にかんがみ困難と思われるが、国営事業としての信用の保持等の点よりして、請願の趣旨は政府において相当考究の要あるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

ラジオ岩手の夜間出力増強に関する請願（請願者　盛岡市内丸六十一番地岩手放送株式会社長岩亀精造）（松前重義君紹介）（第一一五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

ラジオ岩手（JODF）の出力は、昼間一キロワットであるが、夜間は五百ワットに過ぎないため、夜間において容易に聴取し得る区域は、電界強度一ミリボルト（保護電界強度）のきわめて狭小な区域に過ぎなくなる。しかるに同市には、十キロワットの強力な出力を有するNHK盛岡放送局があるため、両者は常に比較対照されて批判の的となり、ラジオ岩手の不人気は、商業放送として致命的ともいうべき打撃を受けている。よつて、ラジオ岩手に対して、ぜひとも夜間出力を一キロワットに増強されたいというのである。

二、請願の議決理由

ラジオ岩手の夜間出力を一キロ・ワットに増強することは、実情よりみて適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

川内駅前に特定郵便局設置の請願（請願者　鹿児島県川内市鳥追町二千二百九十二番地平城芳明）（小牧次生君紹介）（第一一六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県川内市は川内盆地の中心地として、県内では鹿児島市に次ぐ都市であり、先年パルプ会社等の新設に見られるごとく、農産物、木材等の集散地である。同駅前は戦災によりその九十パーセントを焼失したが、戦後の復興は著しく、また川内駅は鹿児島本線および大口市に達する宮之城線の起点として、市街地の重要地となつ

ているが、新都市の文化的発展上不可欠である通信機関たる郵便局が、戦災で焼失したまま現在に至り、地元民は不便極りない状態を続けている。ついては、すみやかに焼失後の地に郵便局を復活し、通勤、通学者の便をはかるはもとより、地元民の要望にこたえられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来予算関係及び他との振り合いを考慮し、適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

小鈴谷町の電話増設に関する請願（請願者　愛知県知多郡小鈴谷町長近藤恭坪外七十一名）（久野忠治君紹介）（第一三二二号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県知多郡小鈴谷町は、半田市、武豊町、常滑市に接し、人口六千余、戸数千二百に達せんとする知多半島主要な町であり、近時商業の発展も目ざましいものがあるが、同町の電話架設総数は八十二台、内商工業者は四十五台であり、業者総数に比し、二十パーセントの低率であるため、同町商工業の発展を著しく阻害している実情である。ついては、同町の電話を増設されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話需要の実情にかんがみ、予算等の事情を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現をはかることを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

湯船村の簡易郵便局を特定郵便局に昇格の請願（請願者　京都府相楽郡湯船村長前田鼎外一名）（川崎末五郎君紹介）（第一五二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

京都府相楽郡湯船村は、きわめて交通不便な辺村で、隣接町村郵便局と遠く二里以上を隔てているため、従来より郵便等に多大の不利不便を忍んでいたが、このたび簡易郵便局が設置せられ、村民一同深く感謝している。しかし、電信電話は和束局区内となり、電話は現在共同加入を加え、公共施設用として三口あるものの、架設費に多額を要するので、とうてい一般加入の要望に応ぜられず、これでは近代文化の恩恵に遅れることとなり、同村の経済的発展上にも多大の影響を及ぼすことになる。ついては、将来電信電話業務の委託契約ができるよう、同郵便局を特定郵便局に昇格されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の簡易郵便局は、適当の時期に無集配特定郵便局に昇格せしめる要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

原水爆禁止切手発行に関する請願（請願者　東京都千代田区神田一ッ橋二丁目九番地原水爆禁止日本協議会内石垣綾子）（松前重義君紹介）（第一八〇八号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

広島、長崎に原爆が投下されてからすでに十年、ビキニで水爆実験が行われてから二年の歳月がたつたが、これらの被害は国民にとつて忘れることのできない大惨事であり、その実験ならびに使用のいかんは、人道上からもまことに大きな問題であるが、国会において去る二月九日に原水爆実験禁止決議が満場一致で可決されたことは、四月以後ひき続いて水爆実験がくりかえされようとしている情勢のなかで、当を得た措置であり、喜びにたえない。ついては、同決議の趣旨を広く国民に徹底するため、原水爆禁止記念切手を発行するよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、おおむね妥当なものと思われるから、将来、原水爆禁止について国家的行事が行われるような場合には、政府はこれを記念するための記念切手を発行すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

中ノ原に無集配局設置の請願（請願者　佐賀県多久市北多久町中ノ原四十五番地中島治人外十三名）（井手以誠君紹介）（第一九一六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

佐賀県多久市北多久町中ノ原地区は、同市行政の中心部として住民約九千を数え、近くには古賀山、多久原および北島の各炭鉱を控えているので、日常郵便事務は集中しているが、付近に郵便局がないため、そのつど一、五キロも隔てる荻原局、多久原局等を利用しなければならないのできわめて不便である。ついては、中ノ原四十五番地に無集配局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には適当の機会に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

釜石放送局の開設認可に関する請願（請願者　盛岡市内丸六十一番地岩手放送株式会社長岩亀精造）（松前重義君紹介）（第二一一三号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本州最大の面積を有する岩手県においては、岩手放送株式会社が盛岡本局から発射する電波ではとうてい全県をカバーし得ないので、先般県南内陸部に前沢放送局を開設したのであるが、なお沿岸部とは、北上山脈にさえぎられ三陸漁場に臨む海岸部をカバーすることができない状況である。よつて工業港、漁港として発展しつつあるこの地方の中心地釜石市に放送局を開設し、十二万の関係住民に放送の福祉をもたらしたいとかねてから切望しているところである。ついては、岩手放送株式会社の申請した釜石放送局の開設を、すみやかに認可されたいというのである。

二、請願の議決理由

ラジオ岩手の釜石放送局の開設は、民間放送の全国普及の見地からも、また、同社の使命達成の上からも適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

新潟県にテレビジョン放送所設置の請願（請願者　新潟県議会議長小笠原九一）（田中彰治君紹介）（第二一五六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新潟県の経済文化の向上と県民福祉増進のため、立地その他の条件を具備しているから、テレビジョン放送所を同県に設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

新潟県にテレビジョン放送所を設置することは、同県の地勢並びに政治、経済、文化上よりの地位等に照らし、適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

田母神郵便局に電話交換業務開始の請願（請願者　福島県田村郡田村町長仁井田穏貞外三名）（助川良平君紹介）（第二一五七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

福島県田村郡田村町二瀬地区の田母神無集配郵便局は、電話交換業務を行つていないため、町役場やその他官公署等からの連絡が極度に不便であるばかりでなく、無医地区でもあるから、部落民に急病が生じた場合、あるいは火急の事故のときは、八キロを隔てる支所の電話を使用しなければならない状態である。ついては、田母神郵便局に電話交換業務を開始されたいというのである。

二、請願の議決理由

本地域の電話需要の実情にかんがみ、予算等の事情を勘案して、将来適当の機会にこれが実現をはかるよう措置することを妥当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

湯浅電報電話局舎新築等に関する請願（請願者　和歌山県有田郡湯浅町長酒井真之丞外一名）（世耕弘一君紹介）（第二一六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

和歌山県有田郡湯浅町は、県の中部海岸に位置した陸海の要衝として、古くより政治、交通、文化ならびに商業の中心地であり、官庁、会社、学校などが多数設置されており、近く隣接町村の合併を実施する運びとなり、人口五万の市制実施を目前に控え、急速度の発展機運を示しているが、都市活動の神経系統ともいうべき電話設備は、磁石式電話であり、町民の不利不便はもとより、同町の発展をも阻害している実情である。ついては、現在狭い湯浅郵便局と共用している電話局舎を、すみやかに新築するとともに、共電式電話に変更せられたいというのである。

二、請願の議決理由

電気通信事業経営の能率化のため、予算等の事情を勘案してなるべくすみやかに、これが実現をはかるよう措置することを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

大岩、岩井両郵便局の集配事務存続に関する請願（請願者　鳥取県岩美郡岩美町長石河大直外一名）（松岡駒吉君紹介）（第二一六号）及び同（請願者　鳥取県岩美郡岩美町議会議長上村啓治外一名）（徳安實藏君紹介）（第二二四五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

郵政局においては、鳥取県岩美郡岩美町所在の大岩、岩井両郵便局の集配事務を廃止し、浦富局の郵便区に統合することを計画しているよしであるが、同町は面積一万二千六十六平方キロの広大な町であり、しかも冬季は積雪が多いため、もしこれが実現されれば、現在でさえも送達遅延をしているのに、ますます円滑を欠くことは、明らかである。ついては、大岩、岩井両郵便局の集配事務を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

町村合併に伴う集配施設の調整については、区内の利用者に与える影響が大きいので、政府においては、実情を十分調査検討を要するものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

真岡市に電報電話局設置の請願（請願者　栃木県真岡市長菊地幸作外三千百十五名）（松前重義君紹介）（第二二一七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県真岡市は人口四万二千余、国および県の出先機関三十余を擁して県南における政治、文化、経済の主要都市であるが、現在電報電話の取り扱いは、郵便局への委託業務となつており、その局舎はきわめて狭いので、業務に多くの支障をきたしているばかりでなく、交換台の増設はまつたく不可能であり、加入申込の積滞は現在百余、潜在積滞二百に及ぶも、一本も消化されない実情である。ついては、真岡市に電報電話局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

真岡市における電気通信施設の実情にかんがみ、予算等の事情を勘案して、なるべくすみやかにこれが実現をはかるよう措置することを適当と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

帯広市に地方貯金局設置の請願（請願者　北海道帯広市長吉村博）（本名武君紹介）（第二二四四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在北海道内の地方貯金局は、小樽、函館、旭川の三局で、東北海道地域は、小樽貯金局の管轄となつているが、この東北海道は、面積で全道の二十六パーセント、人口で十四パーセントを占め、資源、経済、文化、交通等あらゆる面で、北海道の基幹産業地帯をなしており、今後急速な発展が期待されている。ついては、東北海道地域の貯金業務を能率化、高度化するため、帯広市に地方貯金局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は政府においても考慮を払う必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

有松地区に無集配便郵局設置の請願（請願者　石川県河北郡宇ノ気町宇野気千八十一番地森田政雄）（稲村隆一君紹介）第二七二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

金沢市有松地区は、重要なる南端道路に面しており、近年その発展目ざましく、従つて通信度数も日々増大の傾向にあるが、現在通信機関としては、金沢芦中郵便局によるほかなく、地元民は多大の不便を感じている。ついては、有松地区に無集配郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には将来、適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

西神吉村に無集配特定郵便局設置の請願（請願者　兵庫県印南郡西神吉村鼎七十五番地ノ五前田勝郎外八名）（吉田賢一君紹介）（第二三一五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

兵庫県西神吉村鼎地域は、播州メリヤスならびにれんがの産地として発展しているが、従来魚橋郵便局の集配区域であるため地理的にはまことに不便で、すなわち魚橋局へは約二キロ半、東神吉局へは約二キロ、米田局へは約三キロならびに志方局へは約二キロもある。ついては、現地の状況を察せられて、同鼎地域に、西神吉地区無集配特定郵便局を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の地域には、将来適当の時期に無集配特定郵便局を設置するの要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

石川県にテレビジョン放送所設置の請願（請願者　石川県議会議長横田象三郎）（徳田與吉郎君紹介）（第二四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

最近全国的にテレビジョン放送が普及しつつあるが、石川県のごときは、中部地方の重畳たる山脈が障害となり、電波到達距離に限界がある関係上、近接せるいずれの放送局からも受像不可能な状態におかれている。ついては、観光客の誘致ならびに学校教育、視覚教育の振興とあわせて、地方文化向上に寄与するため、石川県にテレビジョン放送所を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

石川県にテレビジョン放送所を設置することは、同県の地勢並びに政治、経済、文化上の地位等よりみて、適当と認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

九州電波監理局油津出張所存置に関する請願（請願者　宮崎県日南市県有埋立地第二号地宮崎県漁業無線協会長川上善次）（伊東岩男君紹介）（第二五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎県日南市油津に設置されている九州電波監理局油津出張所は、近く鹿児島県串木野市に移転されるやにそく聞するが、現在油津出張所管内に在籍する船舶無線局の数は八十余隻を数えるに至つており、とくに本年度より船舶の無線施設に対して特別融資の方途が講ぜられたために、急激に施設船の増加が見込まれ、本年度中に百隻をこす見込みで、右出張所の必要性がいよいよ痛感される。ついては、串木野市に同局出張所の新設いかんにかかわらず、同油津出張所はこれを存置されたいというのである。

二、請願の議決理由

九州電波監理局油津出張所は、その管内在籍の船舶無線局増加のすう勢よりみて、存置することが適当であると認められる。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

通信委員長　松前　重義

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

公職選挙郵便規則の一部改正に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第一〇一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

公職選挙法第百四十二条によつて、選挙運動のため使用することのできる通常はがきは、選挙期日告示前に一括購入し印刷するため、これが貴重な経費が無駄となつた事例があるから、私製はがきに限らず、手持の官製はがきがある場合も、これを郵便局に提示して、選挙の表示を受ければ使用できるよう、公職選挙郵便規則を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調　青木　正

査特別委員長

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙人名簿の登録に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第一〇一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年度基本選挙人名簿は、昭和十年十二月二十一日以前に出生の者が登録されるため、十二月二十二日から同月三十一日までに出生の者は翌年度となる不合理がある。同じ年内に生まれた者は、同じ年度に選挙資格を与え、新資格者に対し、容易に認識せしめ、かつ資格調査事務を能率的に処理し得られるよう、公職選挙法に規定する選挙人名簿の確定期日を十二月三十日に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調　青木　正

査特別委員長

衆議院議長益谷秀次殿

公職選挙法別表に沖縄の衆議院議員定員設定に関する請願（請願者　横浜市鶴見区向井町二丁目百三十六番地仲吉良光外五十二名）（山中貞則君紹介）（第一〇九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行選挙法の別表に沖縄が除外されたのは、その帰属が未決定であつたからと推定されるが、しかし沖縄は、講和条約で、千島などと異なり、日本に領土権放棄は要求されておらず、依然、日本領土であり、近い将来に日本統治下に復帰することが期待されている。ついては、同法別表第一に「沖縄定員五人」を割当てられ、他日沖縄が日本行政下に復帰した際は、別表により敏活に選挙が行われるよう、便法を設定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、政府において慎重に検討の上、適切なる措置を講ずべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調　青木　正

査特別委員長

衆議院議長益谷秀次殿

佐賀県の衆議院議員定員増加に関する請願（請願者　佐賀県知事鍋島直紹）（眞崎勝次君紹介）（第一三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

小選挙区制採用の問題についての、選挙制度調査会その他の機関より発表された各種の具体案は、いずれも佐賀県の定数を従前どおり五名としているが、同県は昨年十月の国勢調査の結果によれば、人口九十七万三千余を数えてお

り、石川県、香川県を上回っているが、衆議院議員定数は両県が六名で佐賀県のみ五名であることは不合理である。ついては、佐賀県の定数を六名に増加されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　青木　正

衆議院議長益谷秀次殿

小諸市の選挙区に関する請願（請願者　長野県小諸市議会議長依田英雄）（西村彰一君紹介）（第一七一四号）、同（請願者　長野県小諸市小諸商工会議所会頭伊藤長治郎）（西村彰一君紹介）（第一八九五号）、同（請願者　長野県北佐久郡浅間町原英一外九名）（西村彰一君紹介）（第二一三三号）及び同（請願者　長野県北佐久郡浅間町原英一外九名）（西村彰一君紹介）（第二一三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

選挙法改正に伴う選挙区の改正案には、小諸市は上田市および小県郡と同一選挙区になつているが、同市は南、北佐久郡の政治経済の中心をなし、従来両郡と密接不離の関係にあるので、小諸市を上田市と小県郡との同一選挙区とする右措置は、住民の意思に反するものである。ついては、右改正案に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　青木　正

衆議院議長益谷秀次殿

郡山村の選挙区を鹿児島市に編成の請願（請願者　鹿児島県日置郡郡山村長国分友睦外一名）（上林山栄吉君紹介）（第二〇七四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般の公職選挙法の一部改正案による選挙区割には、鹿児島県日置郡郡山村が日置郡を一円とする第五区となつているが、選挙は交通、産業、文化等住民の生活に直結するもので、同村は、二十六年以来鹿児島市への合併運動中であり、鹿児島県町村合併促進審議会案においても、鹿児島市に編入するよう計画されているごとく、同市と不離一体の関係にあるので、右選挙区割ははなはだ実情を無視するものである。ついては、郡山村の選挙区を、鹿児島市と同じくされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　青木　正

衆議院議長益谷秀次殿

安達郡の選挙区を第三区に編成の請願（請願者　福島県安達郡二本松町安達地方町村会長山田健二郎外二万一千八十七名）（粟山博君紹介）（第二一七一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般内閣より提出されている公職選挙法の一部を改正する法律案によれば、福島県安達郡は中央から分断され、一は郡山市、安積郡と合して第三区となり、他は田村郡とともに第四区となつているが、従来同郡下の各町村は政治的、経済的に不可分の関係にあり、これを分離するがごときは、地方自治の実情を全く無視するものである。ついては、郡山市、安達郡および安積郡をもつて第三区とするよう修正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　青木　正

衆議院議長益谷秀次殿

山武郡の選挙区分割反対に関する請願外一件（請願者　千葉県東金市東金千百三十五番地野勢剛外七十四名）（福井順一君紹介）（第二二四六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回衆議院において審議中の公職選挙法の一部を改正する法律案」の区割は、千葉県の山武郡を南北に二分し、山武郡の北部に匝瑳郡の一部を含めるものであるが、これは郡市行政の総合一体性を無視し、ひいては地域住民の福祉増進を阻害するものであつて、関係者は郡市分割反対を政府に陳情を重ねたが現在なんら好転していない状態である。小選挙区制の採用に際しては、文化的、地理的、さらに行政上の連けいを断つことは不当であるから、現地の実情を十分考慮し、山武郡を一体とした選挙区割を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長　青木　正

衆議院議長益谷秀次殿

〔第六十二号（その一）参照〕

文教委員会

公民館法制定促進に関する請願（請願者　神戸市生田区下山手県庁内兵庫県公民館連盟理事長南野英麿）（田中武夫君紹介）（第三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会状勢は一応安定の方向に向つているが、よく検討すると、きわめて複雑な諸問題を包蔵し、ますます社会教育の重要なることを痛感している。ついては、地域社会教育推進の拠点たる公民館活動を飛躍的に推進せしめるため、国と地方公共団体の公民館に対する責任を明らかにすること、全国の市町村に公民館を必置すること、職員の身分を保証すること、運営の内容を充実することを内容とする新らしい公民館法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

社会教育上公民館の果している実績にかんがみ、公民館をさらに充実振興するための法的措置について、考慮を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

高等学校農業教職員の処遇改善に関する請願（請願者　埼玉県入間郡豊岡町大字扇町屋芦沢忠二外七十七名）（平岡忠次郎君紹介）（第五一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在、高等学校農業教職員は普通科教職員に比し、職務内容がきわめて複雑困難であり、勤労度は高く、しかも勤務時間も長いため、普通科教員と同一俸給では、経済的にも肉体的にもとうてい同一生活水準を維持することはできないばかりでなく、農業教育界に優秀な人材を導入することができず、農業教育は漸次弱体化する傾向にある。ついては、高等学校農業教職員の待遇を合理的に改善せられたいというのである。

二、請願の議決理由
産業教育振興法の精神にかんがみ、高等学校農業教職員の待遇について合理的な改善措置を講ずることがきわめて必要である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

北海道高等学校入学者選抜方法の是正に関する請願（請願者北海道札幌市南十八条西六丁目北海道高等学校長協会理事長山口末一外一名）（町村金五君紹介）（第一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
高等学校入学者の選抜については、志願先高校においての選抜のための検査と、中学校長の提出する報告書との総合判定によつて合否を決定すべきであるのに、北海道教育委員会は、高等学校長は中学校長の報告書のみによつて選抜を行い、学力検査は行つてならない旨の選抜要項を定めて強行していることは、文部省通達の趣旨をまつたく無視しているのみならず、実情に添わない不合理なものである。ついては、右通達の趣旨に基く公正妥当な選抜方法が実施されるよう、適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由
北海道における高等学校の入学者選抜方法について検討を加え、学校教育の円滑な実施をはかるため適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

私立学校施設の災害復旧費国庫補助に関する請願（請願者鹿児島市薬師町三百八十三番地黒木長太郎）（原捨思君紹介）（第三二六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
わが国教育の過半を担当する私立学校は、その教育施設等の大部分が戦災により、じん大な被害を受け、さらに教育改革に基き新制度の学校としての施設等の整備と、教育内容の充実に迫られ、異常な経営難にあるので、風水害、突発的火災その他の災害に際会するときは、自力をもつてその復旧にあたることはほとんど不可能であり、もしこれを放置するときは教育事業の継続を困難ならしめることは明らかである。ついては、私立学校施設の災害復旧に関する国庫補助の恒久的特別法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由
学校教育において私立学校の占める重要な地位にかんがみ、災害復旧の国庫補助について従来の臨時的措置にとどまらずさらに恒久的制度をも考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

理科教育振興法の一部改正に関する請願（請願者鹿児島市薬師町三百八十三番地黒木長太郎）（原捨思君紹介）（第三二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
産業教育振興法、高等学校定時制教育および通信教育振興法は、公私立平等の取扱いでありながら、理科教育振興法は公立学校のみ国の補助の対象となつており、私立学校は除外されている。教育は公の事業である以上、国の教育に公立と私立の別によつて、その取扱いに差等を設けるべきものではなく、教育基本法および学校教育法の本旨から見ても明らかなごとく不合理である。ついては、理科教育振興法を私立学校にも適用し、国庫補助を交付するようその一部を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
私立学校の重要性にかんがみ、公立学校と同様、立法及び予算措置を十分考慮する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

水産総合練習船建造に関する請願（請願者仙台市片平町東北大学長高橋里美外五名）（田口長治郎君紹介）（第三六九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
従来各大学水産学部および水産学科は、学生数が少なかつたので、必須実験実習課程の履修は、民間漁船や工場等に学生を依託し、もしくは他大学の設備を利用することによつて不十分ながら補つてきたが、昨今学生数の増加によつて、業者の協力も他大学の設備利用も著しく困難となつてきたため、このまま推移すれば、教育上多大の支障をきたすおそれがあり、各大学ともその対策に腐心している。ついては、水産総合練習船を建造されたいというのである。

二、請願の議決理由
各大学水産学部及び水産学科の実験実習の共同利用に供するため、水産総合練習船を建造することについて考慮を加える必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

共同実習船建造費国庫補助に関する請願（請願者岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第四二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
岩手県は本邦屈指の水産県として、水産教育においても宮古水産高等学校をはじめ、三高等学校の水産教育施設を有しているが、その実習船としては、宮古水産高等学校に宮古丸があるのみであるが、すでに老朽化して危険な現況にあり、広田水産高等学校の広田丸は、すでに廃船として処分され、実習に困難をきたしている。ついては、明年度において共同実習船の建造に対し国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由
岩手県下宮古水産高等学校等三校の共同実習船の建造費につき、国庫補助を考慮する必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

産業教育振興法の一部改正に関する請願（請願者鹿児島市草牟田町鹿児島工業高等学校長福上二郎）（床次徳二君紹介）（第四二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
産業教育振興法の制定実施以来五年目を迎え、年々設備、施設が充実されているも、その実効をさらに強力ならしめるために（一）第三条第一項第三号中「及びその充実を図ること。」を「及びその充実と更新を図ること。」に（二）第十五条第一項の中央審議会以下を「中央審議会の議を経て政令で定める基準まで高めようとする場合においては、これに要する経費の全部又は二分の一以上を負担する。」等に、それぞれ改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
産業教育振興法制定の趣旨にかんがみ、その施設又は設備の更新並びに国庫負担率引上げについて

十分考慮を加える必要があるもの と認める。よつて本請願はこれを 議院の会議に付して採択すべきも のと議決した。なお、本請願はこ れを議院において採択の上は、内 閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

積雪地方における老朽危険校舎改築費国庫補助増額に関する請願（請願者　山形県最上郡町村議会議長会長土田佐次平）（松澤雄藏君紹介）（第五七九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦後新学制の実施により、町村は新制中学校の新、増築に財政を傾けてその整備につとめたのであるが、小学校校舎はそのため放置せられ、老朽校舎は毎年増加の一途をたどつており、累年増加する児童、生徒に引きかえて校舎の整備がともなわず、その危険性はまことに憂慮すべき状態であるが、予算上いかんともなし得ない実情である。ついては、次の諸措置を講ぜられたいというのである。

（一）小学校の改築に当つては、児童一人当りの基準面積を中学校新築の場合と同様に一、〇八坪を認めること、（二）老朽危険校舎改築国庫補助は二分の一とすること、（三）補助単価は積雪寒冷地帯の特殊性を勘案し、補正単価を認めて補助すること、等。

二、請願の議決理由

老朽校舎改築の緊急性にかんがみ、特に積雪地方における特殊性をも勘案の上、その改築費国庫補助金の増額について特段の考慮を加える必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

青年学級運営費国庫補助に関する請願（請願者　静岡県浜名郡湖西町野末福一外一名）（長谷川保君紹介）（第七六三号）、同（請願者　静岡県小笠郡浜岡町下朝比奈千五百十二番地小野仁輔）（戸塚九一郎君紹介）（第一一〇五号）及び同（請願者　熊本市花畑町八十番地熊本県公民館連絡協議会長岡本篤）（石坂繁君紹介）（第一八一四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の社会情勢下において、勤労青年の健全な教育は、平和的、文化的な国家を建設するための基盤を培うものとして、きわめて重要なことであり、最近は、青少年の自発的な熱意と地域社会の人々の不断の協力によつて、ますます盛況をきわめつつあり、静岡県下においては四百四十一学級が設置され、人員も約四十万を数えるに至つているが、これが運営の現状は、経費の面において重大な支障をきたしている。ついては、昭和三十一年度においては、青年学級運営費を一学級当り二万円に引き上げ、学級専任職員の設置ならびに青年学級生に対する旅費、運賃の割引を実施する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

青年学級振興法の精神にかんがみ、市町村財政の現状をも参しやくの上、青年学級運営費国庫補助の増額青年学級専任職員の設置等について特に考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月一日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

航空機爆音による学校施設移築費国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県鹿屋市長児島静男外二名）（床次徳二君紹介）（第七八六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県鹿屋市に所在する海上自衛隊鹿屋航空隊では、連日四十機に上る対潜しよう戒機、対潜攻撃機等の訓練を実施しているが、同地域には、小、中、高校が三十三校所在し、とくに鹿屋市野里小学校は滑走路西方延長線下にあるため、離着時における爆音はきわめて強烈であり、授業はしばしば中断され、教育上憂慮にたえない。ついては、同校をすみやかに移転するよう、予算措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

基地周辺における義務教育学校等は飛行機の爆音により教育の実施に支障をきたしている現況にかんがみ、政府は校舎の移転、防音施設等地方の実情に即し、さらに万全なる行財政上の対策を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

教育職員免許法施行法の一部改正に関する請願（請願者　和歌山県那賀郡粉河村池田宗三外百四十八名）（相川勝六君紹介）（第八五四号）、同（請願者　和歌山県那賀郡粉河村池田宗三外百四十八名）（坊秀男君紹介）（第九五五号）、同（請願者　東京都港区芝新橋一ノ二芝口五号館偕行会理事長今村均外一名）（保科善四郎君紹介）（第九五四号）、同外一件（請願者　和歌山県那賀郡粉河村池田宗三外二名）（辻政信君紹介）（第一〇七四号）、同（請願者　東京都港区芝田村町日産館武井事務所内財団法人水交会理事長沢本頼雄外一名）（眞崎勝次君紹介）（第一〇七五号）、同（請願者　東京都港区芝田村町一丁目パシフイックビル四百七号室加藤三郎）（坂田道太君紹介）（第一一〇三号）、同（請願者　東京都港区芝田村町パシフイックビル四百七号室加藤三郎外二名）（中垣國男君紹介）（第一一五六号）、同（請願者　東京都品川区大井倉田町三千三百七十番地原多喜三外二名）（堀内一雄君紹介）（第一二四七号）、同（請願者　宮城県栗原郡若柳町字大林町裏百八十六番地三浦一雄）（大石武一君紹介）（第一二四八号）、同（請願者　福岡県久留米市東町五百四十五番地国武常利）（楢橋渡君紹介）（第一四九一号）、同（請願者　静岡市俵沢暁機北小学校武田祐治）（神田博君紹介）（第一六〇六号）、同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第一七二〇号）、同（請願者　東京都世田谷区大蔵町五十番地ノ七西川速水）（眞崎勝次君紹介）（第一七三一号）、同（請願者　東京都杉並区永福町五十三番地片山有樹）（床次徳二君紹介）（第一八三八号）、同外一件（請願者　神奈川県逗子市逗子六百四十一番地愛甲文雄外一名）（米田吉盛君紹介）（第一九一五号）、同外三件（請願者　東京都世田谷区玉川中町一丁目六十四番地の五高田利種外三名）（高村坂彦君紹介）（第一九四二号）及び同（請願者　大分県杵築市大字大内五千五番地松岡重美）（廣瀬正雄君紹介）（第二一九四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行教育職員免許法施行法によれば、陸軍士官学校卒業者に対しては、中学校助教諭としての臨時免許状しか与えられていないが、旧制専門学校卒業者で教職に三年以上あつて成績良好の者に対しては、小、中、高等学校教諭の二級普通免許状が与えられているのであるから、陸軍士官学校卒業者で成績良好の者には、当然同免許状が与えられるべきであり、また陸軍士官学校卒業者を入学資格とする陸軍砲工学校卒業者に対しては、その教育内容から見ても、中一級高二級免許状を授与しても過分とは思われない。ついては、陸軍士官学校卒業者に対し、小、中、高等学校教諭二級普通免許状を授与し、陸軍砲工学校および陸軍大学校卒業者に対しては、中学校教諭一級普通免許状、高等学校教諭二級普通免許状を授与し得るよう、同法を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
旧陸軍士官学校等出身にかかる教育職員について、教育職員免許に関する不均衡是正について可能な法的措置を考究する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

要保護児童の学校給食費補助に関する請願（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（野田卯一君紹介）（第九五五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
要保護児童は、生活保護法の適用を受けている児童の生活状況とほとんど変らない状態にあるから、要保護児童に対しても、学校給食費を補助されたいというのである。
二、請願の議決理由
学校給食の普及徹底をはかるため、準要保護児童に対する学校給食費の補助につき、十分な措置を講ずる必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

青年学級運営費国庫補助増額に関する請願（請願者　東京都千代田区丸の内三丁目五番地東京都教育庁内全国青年学級振興協議会長高瀬荘太郎）（坂田道太君紹介）（第一一八二号）及び同（請願者　栃木県那須郡黒羽町檜木沢松本幹郎外一名）（小平久雄君紹介）（第一二一〇四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
青少年対策は過去数年間、国の重要政策として取り上げられているが、とくに青年学級が勤労青年教育のために果す役割は大であり、その振興、育成は一時もゆるがせにできない問題である。さいわい昭和二十八年青年学級振興法が制定され、全国一千三百万の勤労青年に教育の場が与えられて以来、青年学級は年ごとに増設されて、昭和三十年度においては一万八千学級、百五万人に及んだが、これに対する国庫補助金は六千万円、一学級当り三千四百円に過ぎない。ついては、貧困なる地方財政の現状を考慮し、青年の要望にこたえるために、青年学級振興法十八条の改正により、運営費の三分の一の国庫負担、ならびに昭和三十一年度の国庫補助金は三億六千万円（一学級二万円、一万八千学級分）を確保されたいというのである。
二、請願の議決理由
青年学級振興法の精神にかんがみ、市町村財政の現状をも参しやくの上、青年学級運営費国庫補助の増額について特に考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

高山祭及び屋台の調査に関する請願（請願者　岐阜県高山市神明町四丁目十五番地高山市役所内高山屋台保存会長川上辰彦）（坂田道太君紹介）（第一三六七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
高山祭および同屋台は、奈良朝以来飛騨匠による建築彫刻の粋を発揮しているのみならず、京都西陣あるいは外来の芸術によつて完成された古典文化の遺産であり、国宝的文化財であるが、近年著しく修理の必要を生じているにもかかわらず、屋台数の多いことおよび専門的知識によらなければ、軽々しくこれを修理できない実情にある。ついては、政府は高山祭および屋台の保存維持のため、すみやかに専門家による綿密な調査を実施されたいというのである。
二、請願の議決理由
岐阜県高山市における高山祭及び同屋台の文化財価値にかんがみ、重要文化財として保存修理することについて、現状を詳細に調査する必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

史跡隼人塚保存費国庫補助に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡隼人日当山町長野辺辰雄外六名）（池田清志君紹介）（第一三六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
大正十年三月に史蹟名勝天然記念物保存法により、史蹟として指定になつた鹿児島県姶良郡隼人日当山町内山田字山跡二百六十五番地の三所在の隼人塚は、今より約千二百余年前の建造物であり、彫刻の妙、美術上の価値ともにすぐれたもので由緒ある史蹟であるが、近年風水害と鉄道、バス等のひんぱんな往来による振動のため倒壊、破損の度はなはだしく、また今日までの保存もきわめて消極的であり、ほとんど放置の状態であることは遺憾にたえない。ついては、同史蹟の保存に万全を期するため、二百五十万円の国庫補助金を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
鹿児島県姶良郡隼人日当山町所在の隼人塚の文化的価値に照らし、文化財保護の見地よりその現状を調査の上、適切な措置を講ずる必要があると認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

児童生徒の災害補償に関する法律制定の請願（請願者　愛媛県温泉郡北条町下難波甲千四百二十二番地森高一外五万六千九百九十九名）（關谷勝利君外一名紹介）（第一八四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
一昨年来の紫雲丸事件、相模湖事件または三重の水難事件等多くの学校児童生徒の災害が発生しているが、児童を災害から守るとともに、また学校の管理下において、負傷、疾病、死亡等の災害を受けたならば、ただちに公正な補償を国が行うよう、義務教育諸学校の児童生徒の災害の補償に関する法律を制定されたいというのである。
二、請願の議決理由
修学旅行等における学童の被害事故の多い現状にかんがみ、義務教育諸学校の児童及び生徒の災害補償に関する法的措置について十分考究する必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月二日
文教委員長　佐藤觀次郎
衆議院議長益谷秀次殿

学校保健法制定に関する請願（請願者　富山市安住町十五番

地富山県学校保健推進協議会長柴田宣輔）（三鍋義三君紹介）（第二一一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の健康はわが国再建の基礎であり、学校保健の拡充強化は、この国民保健に対する根本的な施策であることが近時次第に認識されつつあることは喜びにたえないが、学校保健推進の基礎になる、学校保健法の確立をみないことはまことに遺憾である。ついては、次の趣旨にそつて、すみやかにその立法措置を講ぜられたいというのである。（一）学校における健康管理に関する法規として、現存する諸規程を改正統合して単独法を制定し、（二）学校保健にたずさわる人的要素の処遇を明確にし、（三）健康組合制度等による全国児童生徒の健康の保全ならびに傷害の補償を規定すること、等。

二、請願の議決理由

学校保健の教育上における重要性にかんがみ、これが整備充実をはかるため、現行法規について十分検討を加える必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

大学卒業程度検定制度確立に関する請願（請願者　富山県中新川郡立山町五郎丸大学卒業程度検定制度施行期成会舟橋平八）（内藤友明君紹介）（第二一六五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧専門学校卒業程度検定制は、従来の教育制度の中でも進歩的性格を有し、勤労青年には適切有為の措置として、国家的見地から多大の利益をもたらす制度であつたが、学校教育法によつて、旧制大学、高等学校、専門学校等が新制大学に改廃統合された際、同検定制度はなんらの改革措置をもとられず廃止されたのは遺憾である。この制度が、今日新制度として発足し得ない原因としては、予算上の問題、教育関係法規との関連問題等が数えられるが、教育の機会均等の精神をくんで、検定試験科目範囲の拡大、単位取得への便宜ある措置等の考慮を加え、かつ旧専門学校、旧高等学校、旧文部省中等教員等の検定試験の長所をとり、現在の教育制度に適応する、新制大学卒業程度検定を実施すべく、必要な措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

高等学校を卒業した者と同等以上の学力があるかどうかを認定する資格検定制度は現存するが、大学卒業程度の検定制度はないので教育の機会均等の精神の上からその実施について検討を加える要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

公民館法制定促進に関する請願（請願者　東京都北区岩渕町二丁目一番地全国公民館連絡協議会長龍野定一外八十九万三千百十八名）（坂田道太君紹介）（第二二三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

社会教育法第三条によれば、国および地方公共団体が共同の任務として公民館等の社会教育施設を設置し、地域住民自らが文化的教養を高め得るような環境を整えなければならないことを規定しているにもかかわらず、今日の実情は、もつぱら市町村のみがその責に任じ、政府および都道府県のこれに対する方策はきわめて貧弱である。ついては、社会教育法等の現行公民館関係法規を全面的に統一整備し、公民館の施設および職員に関する基準を設定する等、その設置運営に法的根拠を与え、国および地方公共団体の責務を明らかにするよう、すみやかに公民館単行法を立法化されたいというのである。

二、請願の議決理由

地域社会における公民館活動の重要性にかんがみ、公民館の充実振興をはかるための法的措置について、検討を加える必要があるものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

統合学校施設に対する国庫補助算定基準に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九〇号）、同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（纐纈彌三君紹介）（第二四三一号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四三二号）及び同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日地方公共団体の財政は、疲弊困窮の極に達しているが、その主なる原因に教育行政の財政負担を挙げなければならない。かような折柄、小学校、中学校の統合が叫ばれているのは、当然のことであり、新市町村建設促進法案にも小、中学校の統合促進について法文化されているが、学校統合の促進は、施設に対する国庫補助金の算定基準のいかんによるところがまことに大きい。ついては、その基準の決定に当つては、現有坪数を保有とみたり、現在までに受けた補助基準を差し引くこと等がないよう、統合学校には、基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数とされたいというのである。

二、請願の議決理由

統合学校について基準坪数に生徒数を乗じた坪数を補助坪数として国庫補助されたいとの請願の趣旨は、町村合併を支障なく行い、学校教育行政の円滑化をはかるためにきわめて妥当なものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

危険校舎改築補助率引上げに関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九一号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四二九号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村薫）（江崎真澄君紹介）（第二四三〇号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（纐纈彌三君紹介）（第二四八三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

六、三制実施以来、各地方公共団体は、同制度実施に伴う児童、生徒数の増加による校舎の増築等に追われているため、明治、大正時代に建築された老朽校舎は、放置されたままであつて、教育上まことに憂慮すべき状態となつているが、これに対する国の政策は、危険校舎改築促進法による建築費の三分の一の補助があるのみであつて、これを改築せんとすれば、ほとんどが地方公共団体の負担と

なり、ひいては地元住民に直接犠牲を強いることとなる現状である。ついては、地方公共団体の財政の現状にかんがみ、義務教育を無償とする憲法の原則にのつとつて、すみやかにこの改築の補助率を引き上げられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の重要性及び市町村財政の現状にかんがみ、危険校舎の改築を促進するため、国庫補助率の引上げについて考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

準要保護児童の教育経費財政措置に関する請願（請願者　愛知県豊橋市議会議長山本一二）（八木一郎君外三名紹介）（第二二九二号）、同（請願者　静岡市議会議長田中太次郎）（神田博君紹介）（第二四二七号）、同（請願者　愛知県江南市議会議長中村藤）（江崎真澄君紹介）（第二四二八号）及び同（請願者　岐阜市議会議長早川光治郎）（綿繩彌三君紹介）（第二四八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

準要保護児童の数は年々増加の傾向にあるが、これら児童は現在法の適用を受けないため、各地方公共団体において就学、給食および通学等に要する経費をそれぞれ助成しており、その負担は現下の地方財政下においては、きわめて過重なものとなつている。ついては、準要保護児童の教育経費に対し、特別の財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育の重要性と準要保護児童の現状にかんがみ、その教育費につき適切な措置を講ずる必要があるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

日本住宅公団建設住宅入居者のための小、中学校舎建築費国庫補助に関する請願（請願者　千葉県柏市長鈴木悦三）（川島正次郎君紹介）（第二二九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

千葉県柏市は、日本住宅公団建設住宅入居者のための小、中学校校舎建築の必要に迫られているが、現在の規模の低い同市財政をもつては、急速なる実現が困難である。ついては、国においてなんらかの財政措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

義務教育を支障なく行わしめるため急激なる社会増等における場合の小、中学校建築費について、市町村の財政状況を勘案の上可能な援助措置を講ずる必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月二日

文教委員長　佐藤觀次郎

衆議院議長益谷秀次殿

農林水産委員会

台風常襲地帯における農林水産業の災害防除に関する特別措置法制定に関する請願（請願者　佐賀市松原町佐賀県森林組合連合会長大渡龍次）（八木昇君紹介）（第一八〇四号）及び同外一件（請願者　福岡県森林組合連合会長荒木万寿夫外六名）（大坪保雄君紹介）（第一八五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

宮崎、鹿児島両県を中心とし、ほとんど全九州地区は毎年のごとく台風の被害を受け、その惨状は言語に絶するほどで、幾多の人命や財産を失つているが、これはひとえに治山治水の不完全と林野の荒廃とに起因するものである。ついては、台風常襲地たる九州に対し、その被害の防除と復旧に関する特別立法を制定し、臨機応変の予算措置を講じ得るよう、恒久対策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農林漁業者の経済安定上、妥当である。政府は十分考慮すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

積雪寒冷単作地帯農業振興のための補助単価引上げ等に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第二〇一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

積雪寒冷単作地帯における農業経営の特殊事情を勘案し、その振興を積極的に進めるため、次の措置を講ぜられたいというのである。（一）農村振興施設事業、土木事業の拡大強化をはかるとともに、補助単価と補助率の増高とをはかること、（二）積雪寒冷地帯の不利条件緩和のため、積寒法および地方交付税法に基く寒冷補正の措置を講ずるとともに、所得税、固定資産税等税制全般について、積雪寒冷に基因する生活損耗ならびに事業経費増高等の控除措置を講ずること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農業経営の振興上、政府においては、国家財政の許す限り、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

桜島の噴火降灰による農業被害措置に関する請願（請願者　鹿児島県議会議長田中茂穂）（山中貞則君紹介）（第二二一三号）及び同（請願者　東京都新宿区愛住町十三番地池田清志）（池田清志君紹介）（第二三三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県は台風常襲地帯であり、とくに最近は、桜島の噴火降灰が、野菜、果樹等作物等にじん大な影響を与えているため、窮迫せる農家経済は、再生産さえ危ぶまれている実情にある。ついては、同県の特殊事情を考慮し、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」を適用されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、窮迫せる農家経済の安定上、妥当である。政府においては、十分考慮すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

福島県の凍霜害対策確立に関する請願外一件（請願者　福島県知事大竹作摩外一名）（助川良平君紹介）（第二二二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

四月三十日に福島県下一帯に凍霜害を受け、春蚕繭を始め果樹農作物の被害は総額五億円に達する惨状である。同県内り災農家は、毎年続発する災害のために、今後の現金収入および既借入営農資金の返済にも困却し、また肥料代金等再生産資金も得られぬ実情である。ついては、これが対策として、（一）速効性肥料購入費の助成をすること、（二）病虫害防除薬剤購入費を助成すること、（三）夏秋蚕購入費を助成すること、（四）営農資金の貸出をすること、（五）被害農家に対して所得税を減免すること、（六）自作農創設維持資金の増額措置をすること、（七）地方税交付金を増額する等、応急対策を樹立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家の経済安定上、妥当である。政府においては、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

桑園の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　水戸市県庁内茨城県養蚕農業協同組合連合会長稲葉芳蔵）（大高康君紹介）（第二三〇八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る四月三十日の降霜は茨城県下全域にわたつたが、とくに主要養蚕地帯の被害は激しく、桑園の被害面積は約三千四百六十七町で、全桑園の約六十二パーセントに達する状態である。養蚕農家は政府ならびに県当局の指導により、養蚕経営合理化の一環として、桑園能率の増進をはかるため位立法の改善、肥培管理の徹底、病虫害の防除等、桑園の経営改善には非常な熱意をもつて多額の資金と労力とを投じ、本年の繭増産を期待していたのであるが、今次の凍霜害によりこの期待は中絶せしめられ、深刻な打撃をこうむつている。ついては、今回の凍霜害に関する対策を確立されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家の経営安定をはかるため、政府においては、十分考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

山梨県の凍霜害による被害農家救済に関する請願（請願者　甲府市長鷹野啓次郎）（荻野豊平君紹介）（第二三一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山梨県下における去る四月三十日の凍霜害は、桑園、野菜および定植後の果樹苗にじん大な被害をもたらし、しかも今後さらにむぎ、ぶどう等に悪影響を与えるものと予想され、長い間営々として育てあげ、これら農作物を唯一の収入とする被害農家の窮状は察するに余りある。ついては、山梨県下の凍霜害による被害農家の救済措置をすみやかに講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家の経営安定をはかるため、政府においては、十分考慮する必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

島根県の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　島根県知事恒松安夫）（中村英男君紹介）（第二三六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

去る四月三十日に島根県下一円を襲つた降霜は、桑園ならびに園芸作物に多大な被害を及ぼし、とくに春蚕の掃立を目前に控える養蚕農家に与えた経済的、精神的打撃は深刻なものがある。ついては、次記対策をすみやかに講ぜられたいというのである。（一）被害桑園に速効性肥料を施用し、樹勢の回復を促進するための肥料購入費に対して助成すること、（二）凍霜害後においてはとくに病虫害の発生が著しいので、これに必要な薬剤の購入費に対して助成すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家の経済安定上、妥当である。政府においては、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

凍霜害地における農林漁業資金の貸付条件変更に関する請願（請願者　群馬県佐波郡東村三百石土地改良区理事長新野見平三郎外六名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二四五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

群馬県佐波郡東村は、過般の凍霜害により、農家の本年度上半期における収入は絶無となり、同村土地改良事業に対する農村漁業資金の回収は不可能で、この際その返還、および地方公共団体から交付を受けた補助金の繰上償還を行えば、耕地さえ売買する転落農家が現出する実情にある。ついては、農林漁業金融公庫業務方法書の貸付条件に、とくに国または地方公共団体において特別措置を施行せる地域内の貸付対象者は、その被害の程度により償還期間を二十五年以内に延長し、中間据置の期間を置けるよう、具体的条項を設けるとともに、農林漁業資金借用証書特約条項第五条に、右のごとき地域には償還の据置期間を明示されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家経営の安定上、妥当である。政府においては、十分考慮すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

群馬県の凍霜害対策確立に関する請願（請願者　群馬県佐波郡赤堀村長石田長太外二名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第二四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

先般の凍霜害により、群馬県下の桑樹、むぎ、野菜、果樹等の被害はきわめて大きく、農家経済は再起不能なほどの致命的打撃を受けるに至つた。ついては、次記事項について特別立法等の強力な救済措置をすみやかに講ぜられたい

というのである。（一）自作農創設維持資金を大幅に増額すること、（二）土地改良借入金の五箇年以上据え置きおよび利子の免除をはかること、（三）り災農家に生活保護法を適用すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、被害農家の経済安定上、妥当である。政府においては、十分考慮すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農業災害に関する特別立法措置の請願（請願者　群馬県伊勢崎市長久保田三郎）（五十嵐吉蔵君外二名紹介）（第二二五六号）

に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和三十一年四月三十日の凍霜害は、予想外の気温低下のため、農作物全般に大被害を与えた。ついては、従来の助成方策によらず、特別臨時立法による措置を急速に講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、災害防除対策の樹立上、政府においては、考慮すべき必要がある。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

新農業団体の設置反対に関する請願（請願者　大阪市東区内本町橋詰町五十八番地大阪府農業協同組合中央会長池辺由太郎外七千四百五十名）（浅香忠雄君外五名紹介）（第一二八号）、同（請願者　鹿児島県出水郡江内村江内千五百六十番地椎木三郎外三万四千三百四十名）（中馬辰猪君外一名紹介）（第一二九号）、同（請願者　姫路市延末三百五十三番地田中泰造外二万三千四百五十五名）（山下榮二君紹介）（第一四一号）、同（請願者　鹿児島市小川町百八番地田中茂穂外四千八百四十六名）（中馬辰猪君外一名紹介）（第一六四号）、同（請願者　神戸市兵庫区八多町深谷西明種市外二千七百六十八名）（河上丈太郎君紹介）（第一六五号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町草谷二百三十四番地宮本義一外一万五千八百二十二名）（吉田賢一君紹介）（第一六六号）、同（請願者　兵庫県津名郡釜口村千二百三十八番地砂川忠弥外二万三千四百五十五名）（山口丈太郎君紹介）（第一六七号）、同（請願者　兵庫県有馬郡本庄村須磨田酒井要一外二万三千四百五十五名）（前田房之助君紹介）（第一六八号）、同（請願者　兵庫県養父郡関宮村九百九十一ノ一北村澄外三万九百二十八名）（佐々木良作君紹介）（第一九八号）、同（請願者　神戸市垂水区名谷町三千四百六十六番地佐藤昇外二千七百六十八名）（五島虎雄君紹介）（第二三一号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町草谷二百三十四番地長友房五郎外五千三百五十三名）（伊東岩男君外五名紹介）（第二三七号）、同（請願者　茨城県結城郡石下町門井真外五千百十二名）（山本粂吉君外三名紹介）（第二三七二号）、同（請願者　茨城県那珂郡隆郷村高野慶康外千二百四十名）（大高康君外二名紹介）（第四一五号）、同（請願者　兵庫県加古郡稲美町野谷西馬信一）（田中武夫君紹介）（第四一六号）、同（請願者　福井県足羽郡足羽村帆谷渡辺次一外二千九百五十名）（植木庚子郎君紹介）（第四一七号）、同（請願者　兵庫県有馬郡本庄村下須磨田酒井宇市外二万三千四百五十五名）（永田亮一君紹介）（第四九八号）、同（請願者　兵庫県加西郡北条町大字吉野荒木高治外十一名）（五島虎雄君紹介）（第五二八号）、同（請願者　福岡県八女郡黒木町今堂篭佐藤定一外二万二千四百七十八名）（中村寅太君紹介）（第五二九号）、同（請願者　姫路市手柄八木太郎外四万四千四百五十四名）（大西正道君紹介）（第五三〇号）、同（請願者　京都府乙訓郡大山崎村京都府信用農業協同組合中央会長小林良雄外千五十名）（川崎末五郎君紹介）（第六七八号）、同（請願者　岐阜市木田岐阜県農業協同組合中央会長山田治一外一万二千六百四十八名）（平野三郎君紹介）（第七一八号）、同（請願者　奈良県磯城郡川西村結崎増井善一外二千七百五十名）（植村武一君外四名紹介）（第七一九号）、同（請願者　兵庫県姫路市下砥堀一区堀中岩市外四万四千四百五十四名）（河本敏夫君紹介）（第七四九号）、同（請願者　三重県松坂市田村町森本哲太郎外七千二百六十名）（長井源君紹介）（第七五〇号）、同（請願者　三重県員弁郡藤原村大字石川九百二十八番地の一近藤儀一）（木村俊夫君紹介）（第七五一号）、同（請願者　三重県河芸郡高野尾村千四百十八番地青木明雄外三千八百二十四名）（田中久雄君紹介）（第八〇〇号）、同（請願者　三重県一志郡久居町一色九十八番地上田利美）（中井徳次郎君紹介）（第八〇一号）、同（請願者　三重県北牟婁郡長島町柳田光造外九百三十五名）（田中幾三郎君紹介）（第八〇二号）、同（請願者　宮城県桃生郡河南町前谷地黒沢五十一番地斎藤圭助外八千七百四十二名）（愛知揆一君外三名紹介）（第八三六号）、同（請願者　仙台市土樋百四番地大沼康外八千七百四十二名）（佐々木更三君外三名紹介）（第八三七号）、同（請願者　山口県大津郡宇津賀油谷町坂倉甚蔵外百九十八名）（周東英雄君外三名紹介）（第八三八号）、同（請願者　千葉市千葉県農業協同組合中央会長実川清之外一万五千六百七十九名）（臼井荘一君外二名紹介）（第八三九号）、同（請願者　愛知県碧海郡高岡村大字竹字南島百四番地鈴木喜一外四万五千八百十四名）（中垣國男君外三名紹介）（第八四〇号）、同（請願者　滋賀県伊香郡西浅井村大字庄千三十九番地谷口久次郎外三万五千九百六十八名）（小林郁君外三名紹介）（第八四一号）、同（請願者　愛知県東加茂郡足助町大字御内蔵連宮条佳杖外四十二名）（久野忠治君外三名紹介）（第八五八号）、同外一件（請願者　秋田県河辺郡河辺町和田字和田七十三番地佐々木邦宣外百十九名）（石山權作君紹介）（第九〇五号）、同（請願者　山形県議会農林委員会委員長金沢忠雄外十二名）（西村力弥君紹介）（第九〇六号）、同（請願者　秋田県南秋田郡面潟村夜叉袋字大島田一番地村井直吉外二百八名）（石山權作君紹介）（第九四七号）、同（請願者　新潟県北蒲原郡安田村斎

藤国治）（石田宥全君紹介）（第九四八号）、同（請願者　茨城県猿島郡境町伏木田村喜一外七千二百六十五名）（山本粂吉君紹介）（第九四九号）、同（請願者　長崎市樺島町三十五番地八木敏之）（田口長治郎君外四名紹介）（第九八四号）、同（請願者　鹿児島県鹿児島郡西桜島村長武定利外四千百三十二名）（床次徳二君紹介）（第九八五号）、同（請願者　茨城県新治郡八郷町大字東山崎鈴木幸七外二十五名）（山本粂吉君紹介）（第九八六号）、同（請願者　新潟県長岡市農業協同組合長鈴木栄次郎外四百四名）（石田宥全君紹介）（第九八七号）、同（請願者　茨城県鹿島郡鉾田町二千六百六番地新堀正孝外六百七十三名）（橘本登美三郎君外一名紹介）（第一〇五九号）、同（請願者　茨城県行方郡麻生町百二十六番地の三行方郡農業協同組合協議会長永作実外四百二十名）（橘本登美三郎君外一名紹介）（第一〇六〇号）、同（請願者　徳島市寺島本町東三丁目徳島県農業協同組合中央会井口貞夫外百十一名）（三木武夫君外四名紹介）（第一〇八四号）、同（請願者　福岡県朝倉郡朝倉村林清朝外四万千七百名）（熊谷憲一君外一名紹介）（第一〇八五号）、同（請願者　福岡市大字井相田城戸倉吉外二万八千百六十六名）（山崎巌君紹介）（第一〇八六号）、同（請願者　新潟県中蒲原郡亀田町草間貞寿外六百八十五名）（石田宥全君紹介）（第一一三三号）、同（請願者　福岡県宗像郡宗像町高山円次外九千七百二名）（稲富稜人君紹介）（第一一三四号）、同（請願者　福岡県遠賀郡岡垣村大字西黒山平井直敏外一万七千八百五十一名）（田中龍男君紹介）（第一一三五号）、同（請願者　高知県高岡郡越知町横畠東二百八十番地山崎正辰外一万三千百二十四名）（林譲治君外二名紹介）（第一一六二号）、同（請願者　高知県香美郡香我美町山北二千五百三十六番地藤田三郎外一万五百七十八名）（佐竹晴記君紹介）（第一二二二号）、同（請願者　群馬県高崎市高関町甲百番地小笠原米一外十二万九千六百五十名）（五十嵐吉蔵君紹介）（第一五九九号）、同（請願者　長野県北安曇郡池田町長野県議会議員鈴木義三郎）（下平正一君紹介）（第一九九一号）、同（請願者　長野県諏訪郡茅野町玉川三千四十五番地原武）（原茂君紹介）（第二〇二三号）及び同（請願者　長野県議会議長矢島武治）（西村彰一君紹介）（第二二六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

新農業団体の設置に関する法律が第二十四回国会に提出されるやに聞くが、現在の農業協同組合は、営農指導、技術指導とあわせて信用、経済事業を行つており、両者は同一団体に統一して行われてこそその使命を果し得ているのであるが、これが新団体の設置によつて指導組織が乱立することは、いたずらに農民の対立を激化し、混乱に至らしめるものであるばかりでなく、農家経済にも重い負担となることは明らかである。ついては、新農業団体の設置に反対するというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、現在再建途上にある多数の農協組織を混乱に導き、かつ農業団体間の対立を招き、その結果、農山漁家経済に過重の負担を加えるやの懸念を生ずるため、新農業団体の設置は、十分検討し、慎重を期すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

新農業団体の設置反対等に関する請願（請願者　岡山県川上郡川上町川上光市）（星島二郎君外四名紹介）（第一六〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府が全国農業会議所に諮問した農政しん透の方策は、農林省案によれば、市町村農業委員会を農業会議所に改めようとするよしであるが、かかる措置は農業を混迷に陥れるものである。すなわち農民の自主性を圧迫し、農民の負担による新団体における農政しん透は、農民の利益代表とはいいがたく、農政しん透は行政の責任において行い、農業委員会はその実態に照らし、行政の諮問機関としての活動を行わしめるべきで、また農協は、農村における総合的立場に立たせ、市町村に協力して営農指導を強力に行わせるべきと考える。ついては、新農業団体の設置に反対するとともに、米の予約集荷制度を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農林漁業の生産力を高め、農山漁家経済の安定をはかる上から、慎重を期すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農業共済団体事務費国庫負担増額に関する請願（請願者　岩手県議会議長内村一三）（鈴木善幸君紹介）（第四二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農業災害補償法の施行以来、これを運営する農業共済団体が要する基本的事務費は、農業災害補償法第十四条により国庫負担を得て事業執行がなされてきたが、昭和三十年度はとくに農業共済団体の運営整備の強化を行われているに逆行し、国庫負担金は昨年度より削減されており、今後の農業共済組合合併等を目前に控え、運営整備に重大なる支障をきたすものと危ぶまれている。ついては、昭和三十一年度の農業共済団体事務費国庫負担金を、同三十年度より逆算して増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農業共済団体の運営整備の強化を推進する上から、至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農林省札幌統計調査事務所移転に関する請願（請願者　札幌市北十条東一丁目北海道農林統計協会長高岡熊雄）（小平忠君紹介）（第一五一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農林省札幌統計調査事務所は、札幌市北部地区の商業地域に所在しているため、雑音はなはだしく、精密計算を伴う統計事務執務には不適当であり、かつ官庁センターから遠く交通も不便であるのみならず、庁舎は老朽化し、随所に危険な個所があつて、北海道開発局建設部からも管理上の注意を受けている状況にある。ついては、同事務所庁舎を、目下建築中の札幌地方合同庁舎に移転せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

耕地整備事業費国庫補助増額に関する請願（請願者　福島県会津若松市行仁町鈴木利季夫外三十六名）（平田ヒデ君紹介）（第七四七号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法の対象となる東北地方は、耕地利用率の著しく低い土地改良事業の後進地域であるが、食糧生産地としては、全国生産量の二割に達する現況で、東北地方における農業経営の改善と農業生産力の向上は重要課題となつている。しかるに右法施行以来、同地方の土地改良事業および区画整理事業の実績は、当初計画のわずか二、三割に過ぎない実情である。ついては、積雪寒冷単作地帯振興臨時措置法による、耕地整備事業なかんずく大規模区画整理事業費補助予算の大幅増額と、補助率の引き上げをはかられたい等というのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、農業生産力の向上、農業経営の改善上至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

耕地地すべり地災害防止対策事業費国庫補助に関する請願（請願者　新潟県知事北村一男）（塚田十一郎君紹介）（第三七三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新潟県の地すべり地は、六百五十九地区、面積五千八百町歩に達し、全国中の半分以上を占め、しかもこの被害地域は年々拡大され、被害は深刻かつ悲惨を極めているが、困窮せる同県財政をもつては、これが防止対策事業の施行は不可能の実情にある。ついては、同県における耕地地すべり地災害防止対策事業に対し、高率の国庫補助を交付されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、至当である。ついては、政府においては実情調査の上、すみやかに善処すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

開拓不適地の返還措置に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二名）（前田正男君紹介）（第五三六号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戦後食糧増産のために林地の買収が行われたが、これらの大部分は開拓不適地として放置されており、森林資源造成の障害となつているのみならず、林地所有者に多大な不安をもたらしている実情である。ついては、これらの開拓不適地をすみやかに返還するとともに、新たな未墾地の買収にあたつては、価格その他に慎重を期せられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、森林資源造成の上から、妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

未墾地買収費増額に関する請願外二件（請願者　茨城県新治郡出島村宍倉小沢隆外千四百七十四名）（細田綱吉君紹介）（第八四四号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
戦後食糧増産対策として開拓政策が実施せられつつあるが、茨城県においては近時開拓予算が年々縮小され、昭和三十年度はほとんど未墾地買収事業が停止の状態に立ち至り、零細農家の窮乏に拍車をかけている実情である。ついては、開拓政策の合理的推進のため、未墾地買収費を増額するとともに適切なる行政措置を講ぜられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、開拓政策の合理的推進のため、政府において、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

中部上北開田事業促進に関する請願（請願者　青森県三本木市長水野陳好外八名）（小笠原八十美君外一名紹介）（第四六八号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
青森県三本木市、上北郡七戸町、浦野館村にわたる中部上北地区は二千五百余町歩にのぼる広大な開田予定地域を有するが、既耕地は二千余町歩に過ぎず、大部分は零細農家であり、加えて積雪寒冷単作地帯であるため、農家経済はきわめて窮迫しており、予算上開発できない実情である。ついては、上北地区開田事業をすみやかに実現し年間四万七千余石の米穀増産をはかられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の趣旨は、食糧の増産、農家経済の安定上、政府においては、すみやかなる措置をはかるべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

かんがい用排水機設置費国庫補助に関する請願（請願者　愛知県海部郡蟹江町海門寺若松兼吉外八十五名）（佐藤觀次郎君紹介）（第六六三号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
低湿地帯におけるかんがい排水は、米作農民にとつてはその生命線であり、排水機設置の費用と電気料金は、ほとんど耕作農民が負担しているが、この費用は膨大なもので、農民にはたえられない事情に追い込まれている。ついては、これが設置費および電気料金を国庫をもつて負担されたいというのである。
二、請願の議決理由
食糧増産並びに農業経営安定のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議

院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

加勢蛇川沿岸地内のかんがい施設事業促進に関する請願（請願者　鳥取県東伯郡東伯町長榎田幸太外三十三名）（足鹿覚君紹介）（第七二一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鳥取県東伯郡東伯町加勢蛇川沿岸地区内のかんがい施設を、県営事業の計画に基き、昭和三十一年度より実施し、もつて同地区特有の常習かんばつ田を解消し、多年困窮せる農民を救済されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧増産並びに農業経営安定のため妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

平鹿郡の土地改良事業促進に関する請願（請願者　秋田県横手市前郷平鹿郡土地改良協会長柿崎純一郎）（笹山茂太郎君紹介）（第一八二〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

秋田県平鹿郡の中央部に位する九市町村の耕地約九千町歩は、旧来より雄物川の支流である皆瀬川および成瀬川より引水しているが、用水の不足は深刻を極め、六百台に上る小型揚水機により地下水をくみ上げてかろうじてひでりを防いでいる状態である。しかし、これがため植付の適期を失するはもちろん、冷水かんがいによる生育不順、減収ならびに揚水機の維持に要する膨大な費用等のため、農家経済は窮乏の一途をたどつている実情にかんがみ、昭和二十七年来同地方に農業用水および多目的ダム築造の調査が進められているが、いまだ実現をみないことは遺憾である。ついては、同工事をすみやかに施行せられるよう、特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧増産並びに農家経済の安定上、きわめて至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

藤沢用水改良事業促進に関する請願（請願者　栃木県大田原市大田原百九十六番地栃木県議会議員鈴木邦衛外十三名）（高瀬傳君紹介）（第一五一〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

藤沢用水は栃木県箒川を水源とし、大正二年に導水路の開さくが完成したもので、当初は潤沢な水源により水田のかんがいも順調に行われてきたが、近年とみに箒川の水量が減じ、加うるに用水は同川右岸の山腹トンネルあるいは、開きよによつて導水されているため、これら導水路の老朽化によつて損失する水量も著しく、水資源の高度利用化は逐次薄れつつある実情である。ついては、食糧増産の一翼として、藤沢用水改良事業等を、昭和三十一年度から県営土地改良事業として着工されたいというのである。

二、請願の議決理由

食糧増産のため本請願の趣旨は至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

立田村土地改良事業促進に関する請願（請願者　愛知県海部郡立田村長堀田太二外三名）（江崎真澄君紹介）（第二三〇九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

愛知県海部郡立田村は、昭和三十年度において土地改良事業を認可され、さいわいに木曽川下流のしゅんせつ工事と相まつて、立田補助千拓事業も順調にはかどり、全村千三百町歩の区画整理と四十余町歩千拓の希望が実現しつつあることは、関係当局の指導援助のたまものと感謝している。ついては、同村は低地帯であるため、改良事業なくしては農業経営が行詰りをきたす実情にかんがみ、今後とも該事業がすみやかに完成し得るよう援助されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、食糧増産並びに農業経営安定のため妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

枯沼干拓工事施行に関する請願（請願者　茨城県鹿島郡旭村長川澄栄外二名）（橋本登美三郎君紹介）（第一九四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県鹿島郡旭村は、純農村で、農家一戸当り平均一町歩の耕地を持つているが、太平洋側の枯沼沿岸の常習水害地域が一戸当り平均五反歩程度あるので、現在すでに農業経営の限界にきており、さらに今後の人口増加、とくに二、三男過剰労力等の対策を考えるとき、どうしても目の前にある枯沼沿岸の干拓を実施する必要に迫られている。ついては、同枯沼干拓工事を施行されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、農家経済の安定上、きわめて至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

開拓道路北方崎線の開設に関する請願（請願者　鹿児島県出水郡西長島村農業委員会長福永慶彦外三名）（小牧次生君紹介）（第一九七四号）及び同（請願者　鹿児島県出水郡西長島村長飯尾登幾男外三名）（池田清志君紹介）（第二二四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水郡西長島村平尾部落を中心とする集団地、未墾地配分による地元増反の開拓面積は、七地区合計三百六十七町歩に達し、約百四十万貫に達するさつまいもの生産によつて生計を立てているが、小浜地区の一部分を除き各地区とも車の通ずる道路がなく、これが搬出にはすべて牛の背を利用している実情で、車の通ずる県道までの輸送賃は、十貫当り十三円として百八十万円に達することになり、農家経済に及ぼす影響はまことに大である。ついては、西長島村の各開拓地と県道とを連絡する開拓道路北方崎線開設工

事に国庫補助されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定上、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

慶光寺地内開拓農道新設に関する請願（請願者　山形県西村山郡河北町長市川清矩外二名）（松澤雄藏君紹介）（第二〇八〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農村経済の変遷に伴い、水田単作による農家収入の減少はことに小農経営においては著しいものがある実情にかんがみ、山形県西村山郡河北町西里地区内慶光寺の山林原野二十四町歩を開拓し、畑地として生産基盤を強化するため、果樹、たばこ等の栽培を計画しているが、その開拓農道の開設には多額の資金を要するため、地元負担金のみにては実現が困難である。ついては、同開拓農道の新設工事に国庫補助の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。ついては、政府において実情調査の上、すみやかに、善処すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

耕土培養事業費国庫補助に関する請願（請願者　香川県大川郡津田町長吾妻光春外五十三名）（加藤常太郎君紹介）（第四六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

全国の不良土や低位生産地を改良して生産力の増強をはかり、農家経済の安定を期するため、耕土培養法が制定されたことは喜びにたえないが、その実施にあたつては、調査の結果、対策資材である含鉄物石灰および含鉄粘土の投入については、予想外に多額の経費を要し、その効果は認めながらも実施をためらつている実情である。ついては、同事業を完全に実施するため、国庫補助を交付し、農家負担の軽減をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定のため、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

前波部落に電気導入設備資金融資に関する請願（請願者　山形県最上郡八向村長坂本政見）（松澤雄藏君紹介）（第二三三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山形県最上郡八向村大字升形字前波部落に、電気導入の設備資金百七十一万九千円の内百二十万円を国庫の融資によつて早急に実現するよう昨年来請願しているが、いまだ実施の運びに至らないことは遺憾である。ついては、昭和三十一年度第一・四半期においては、すみやかに実現せられるよう特段の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。ついては、政府においてすみやかに善処すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

亜麻、ちよ麻事業の振興対策確立に関する請願（請願者　東京都千代田区神田小川町全国麻繊維労働組合連合会好川平助）（横路節雄君紹介）（第三七四号）及び同（請願者　東京都千代田区神田小川町一丁目十番地全国麻繊維労働組合連合会上出寿）（芳賀貢君紹介）（第四一八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

わが国の農家経済が次第に疲弊しつつある現状と、わが国の経済発展が輸出の振興にまたねばならない実情とにかんがみ、目下沈滞している亜麻、ちよ麻事業の保護振興が、輸出を伸張すると同時に、農家経済を潤す二面的な経済効果を認識され、次記の保護政策を講ぜられたいというのである。（一）農民の亜麻、ちよ麻栽培収入に対し所得税を免除すること、（二）栽培奨励助成金を亜麻三千万円、ちよ麻二千万円に増額すること、（三）輸出価格の一割を国庫負担とすること、（四）官需は優先的に亜麻、ちよ麻製品を使用すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、亜麻、ちよ麻事業の保護振興、農家経済の安定上、至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

わら工品の需給安定対策確立に関する請願（請願者　茨城県行方郡麻生町瀬尾峯夫外四千九十六名）（赤城宗徳君紹介）（第七五二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水稲単作地帯における農家経済は、わら工品の生産によつてのみ稲作再生産資金を得ているので、米麦類の代用包装、肥料かます、紙袋等の代替え使用による、わら工品圧迫については強く反対するものである。ついては、わら工品の需給安定対策確立のため、次記事項に関して配慮されたいというのである。（一）農産物規格規定中、米穀包装規程の改正を行わないこと、（二）政府内にわら工品審議会を設置すること、（三）わら工品生産施設の機械化に対し、助成または低利融資の方途を講ずること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、わら工品の需給安定対策確立のため、善処すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

国産しゆろ生産業の危機打開対策確立に関する請願（請願者　和歌山県有田郡清水町長小池藤左エ門外三十五名）（世耕弘一君紹介）（第二二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国産しゆろ生産業は、「支那し

ゆろ繊維」「パーム繊維」「コイルヤーン」の輸入増加により、重大な危機に直面している。ついては、（一）外国産硬質繊維の輸入制限か、あるいは輸入禁止、（二）輸入硬質繊維に対して、保護関税を賦課するか、関税率引き上げによる関税再操作、（三）現行の「植林補助」「営農資金」の適用範囲を拡大して、国産しゅろ生産業者に対する融資助成の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農産物価格安定法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島市山下町百八十四番地九州菓子問屋協会副会長高木正助外五名）（中馬辰猪君紹介）（第四六六号）、同（請願者　福岡県田川市東区日之出町松尾製薬株式会社松尾喜四郎）（池田清志君紹介）（第四九七号）、同（請願者　鹿児島市山下町百八十四番地鹿児島県菓子組合連絡会長玉川秀一郎）（原捨思君紹介）（第六二〇号）、同（請願者　兵庫県伊丹市北村松谷英次郎）（山下榮二君紹介）（第七二〇号）、同（請願者　札幌市南六条西七丁目堅田市太郎外二十名）（池田清志君紹介）（第七九六号）、同（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地日本水飴工業協同組合内箕原健外二十名）（原捨思君紹介）（第七九七号）、同（請願者　鹿児島市原良町千五百三十四番地日本澱粉工業株式会社長本坊美義）（床次徳二君紹介）（第九八三号）、同（請願者　東京都中央区日本橋茅場町二丁目一番地農産物価格安定法改正期成同盟全国委員長箕原健外二十名）（島村一郎君紹介）（第一〇八七号）及び同（請願者　札幌市南六条西七丁目堅田市太郎外二十名）（石田宥全君紹介）（第一一三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の農産物価格安定法は、でん粉の基準価格のみを定め、下値は支持されているも上値は野放しとなつており、そのためでん粉はとかく投機の対象となつて、その価格が激しく変動していることは過去の実態が示すとおりで、かかる結果でん粉を原料とする関連産業の、不安と不振を招いて需要を抑制し、ひいてはいも作の安定を阻害することになる。ついては、政府手持でん粉の売渡価格を実需の実態に沿うよう農産物価格安定法を改正するとともに、同法運営上の諮問およびでん粉の需給を審議する需給協議会を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当なるものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

さつまいもでん粉の政府買上げに関する請願（請願者　鹿児島県議会議長職務代理者副議長大西栄蔵）（池田清志君紹介）（第一九九号）及び同（請願者　宮城県議会議長藤井満義外三名）（伊東岩男君紹介）（第一二八二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県の農業は、全国でも零細な経営形態をとり、しかも台風常襲地帯としてさつまいも生産に依存するところが大きいが、これが販売いかんは直接農家経済に影響している。政府は先に農産物価格安定策の一環として、本年産でん粉の政府買上げ価格を発表しているが、目下同県のでん粉取引価格はそれ以下で売買されている実情から、農家経済に暗影をもたらし、今後の増産意欲を極度に低下せしめている。ついては、同県のさつまいもでん粉の大幅な買上げ措置を講ずるとともに、早急に買上げを実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

農家経済の安定上、本請願の趣旨は妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

国立伝貧研究所設置の請願外四件（請願者　熊本市南千反畑町三十三番地熊本県種馬登録協会長原田雪松外四名）（石坂繁君紹介）（第三三八号）、同（請願者　福島県岩瀬郡鏡石村大字傘石鈴木省吾）（助川良平君紹介）（第三六二号）、同外一件（請願者　福島市中町六十七番地福島県農業共済組合連合会長助川良平外六名）（助川良平君紹介）（第四六五号）及び同（請願者　福島県喜多方市長穴沢喜壮次外百七十八名）（助川良平君紹介）（第七九八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

うまの伝染性貧血病は、戦後とくに増加し、今日では全国にわたつて農業経営にじん大なる損害を与え、国庫の支出も著しく増加している状況であり、同病の予防治療の早期確立は、全国のうま飼養者、農家の久しく渇望しているところである。ついては、政府はすみやかに既存の研究機関とは構想を異にした独立の国立伝貧研究所を創設し、この懸案を解決されて、有畜農業経営の基礎を安定せられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、有畜農業経営の安定上、必要と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

二戸郡地方を集約酪農地域に指定等の請願（請願者　岩手県二戸郡一戸町長日影館喜助外十五名）（山本猛夫君紹介）（第一五六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県二戸郡地方は、大半が高原丘陵地帯で、ほとんどが零細農家のため、冷害等の気象の制約を受け、常に不安定な農業経営を行つている。従つて近年は主穀に依存する営農形態を改めるべきを痛感し、これを畑地と広大な採草地とを有効に利用する主畜農業に切りかえ、酪農経営に移行するものが逐年増加しているが、今回国が世界銀行の資金融資に基くジャージー種の乳牛導入を機に、これを二戸郡下農民に導入するとともに、集約酪農地域の指定を受け、冷害等から脱却した営農を確立したい所存である。ついては、同地方を集約酪農地域に指定され、ならびに右ジャージー種の導入につき配慮されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、有畜農業振興

上、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

日本中央競馬会法の一部改正に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡牧園町万膳八百二十三番地和田喜太郎外百四十八名）（中馬辰猪君外三名紹介）（第四一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

九州における経済的、地理的条件から、小倉競馬は最近収支償わず、ぜん次回数の減少や存廃問題等をも審議される現状であるが、小倉競馬は本邦競走用馬の三分の一を擁する馬産地帯を控える関係上、馬産奨励のため永久に存続することを希望している。この意味において、経済力の低い地方にあつては現行納付金を一率に徴収することは、ファンの馬券購買意欲を抑制し、馬主経済を不利にし、競馬を不振ならしめる結果を招きつつある。ついては、日本中央競馬会法第二十七条中、政府納付金百分の十一に相当するとあるを、各競馬場一日発売高一億円以上十一パーセント、九千万円以上十一パーセント、以下一千万円を減ずるごとに一パーセントを減じ、一千万円以下一パーセントと改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、各地競馬場の実情に即することが妥当と認め、政府において、すみやかに、善処すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

日本中央競馬会法中政府納付金の比率改正に関する請願（請願者　東京都世田谷区玉川用賀町三丁目一番地の一社団法人日本軽種馬協会長理事広沢春彦）（小笠原八十美君外六名紹介）（第一五四二号）及び同（請願者　福岡県久留米市諏訪野町二千三十七番地久留米市畜産農業協同組合長布江清作外四十八名）（稲富稜人君紹介）（第一九四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の日本中央競馬会の東京、中山、京都および阪神競馬以外の札幌、福島、中京、小倉競馬は、馬券売上不振のため開催のつど赤字を生じ、開催の回数と日数は極度に短縮せられており、ことに札幌、福島、小倉は競走馬生産地を控えているので、その不振は直ちに競走馬の生産、育成、改良の指針を尊う結果となつている。しかして赤字競馬の原因を要約すれば、馬主経済の不利によるその地区の馬主の減少により出走馬が減少したため、一般ファンが減り、馬券の売上げが減つたこと、日本競馬会法第二十七条による政府納付金率の高いこと等である。ついては、右法第二十七条中政府納付金率を、各競馬場一日発売高一億円以上十パーセント、以下一千万円減ずるごとに一パーセントを減じ、二千万円以下一パーセントと改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

めん羊事業振興に関する特別措置法制定の請願（請願者　東京都文京区湯島天神町一丁目五十番地日本めん羊協会長岸良一）（松浦東介君紹介）（第二四九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十年頃約二十万頭であつたためん羊は、現在では実質的に百万頭をはるかに突破する実情にあるが、これはめん羊飼育が農家経済の向上に役立つ実証であつて、さらにこれを十箇年間に九百万頭に増殖せしめるならば、年間六百億円の輸入の一部を国産羊毛で置きかえられることとなり、多額の国費は節約されるばかりでなく、農家経済の安定、羊肉の増産等に寄与するところまことに大である。ついては、めん羊事業振興に関する特別措置法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、めん羊事業振興の上から、妥当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

米の配給量増加等に関する請願外一件（請願者　京都市下京区寺町通四条下ル京都労働会館内総評京都地方評議会議長榎本貸志雄外七千六百十一名）（柳田秀一君紹介）（第五三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

本年度産米は例年にない豊作のため、政府は集荷目標二千三百万石をはかるに上回る実績を挙げている。ついては、現行の配給価格をもつて配給量を増加し、消費県と生産県との地域差を撤廃するとともに、国内食糧の増産政策を強力に実施して、自給度の向上に務め、本年程度の生産量を平年作とみなされるまで、直接統制を継続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

米の統制継続に関する請願（請願者　鹿児島県姶良郡隼人日当山町議会議長山下忠吉）（池田清志君紹介）（第七九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

政府においては、昭和三十年の大豊作を契機として、財政負担を理由に米の統制を撤廃するやに聞くが、これが実現せられるならば、生産者価格は低下し、農家経済は脅かされるのみならず、消費者価格も、中間経費の割高となつてきわめて不安定であり、ひいては一般諸物価の高騰も必至である。ついては、米の統制は存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

米の予約集荷制度に関する請願（請願者　山口県小郡町山口県農協青年連盟委員長松田松一外

三万四千五百二十六名）（高村坂彦君外一名紹介）（第八四三号）

一、請願の要旨及び目的

昭和三十年度においては米の予約集荷制度が実施せられ、好成績をおさめているが、政財界の一部には、この機会に現行米穀統制を撤廃し、間接統制に移行すべきであるとの意見が高まりつつあることは、農民の努力を無視したもので、遺憾である。ついては、国民食生活の安定を期するため、現行予約集荷制度を継続実施し、米価は生産費を基礎とした価格補償方式とし、三十年産米の予定以上の集荷分は増配に振り向け、消費者米価の値上げはしないこと等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

強化合成米の育成に関する請願（請願者　東京都中央区八重洲四ノ七番地諸類会館内全国強化米協同組合理事長倉地友次郎）（松野頼三君外十五名紹介）（第一六六七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かつて人造米の育成に関して閣議決定が行われて以来、生産工場の整備、製造技術の向上および特許問題の解決がなされ、最近においては往時の人造米の面目をまつたく一新するに至り、その名称も強化合成米と呼称されているが、さらに合成米の育成に根本的対策が実施されれば、外米の輸入節減、国産でん粉の新規用途の開拓等、その及ぼす結果はきわめて重大であり、年間百二十六億円の国家利益をもたらすものと思料される。ついては、（一）外米輸入をできるだけ小麦に切りかえ、強化合成米の生産供給を増強するとともに、強化合成米を食糧管理法第一条の食糧として取り扱うこと、（二）労務加配等にはなるべく強化合成米を充てる等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当である。政府において、十分考慮すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農家に酒及び砂糖特配に関する請願（請願者　岡山県勝田郡勝央町勝間田百八十七番地井並徳太郎）（小枝一雄君紹介）（第二五三〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

農民の労働は一般の勤労者よりも質、量ともに重く、かつその収入は天候に左右されることが多く、零細農家はきわめて不安定な生活であるばかりでなく、社会保障制度および社会福祉施設ならびにその他一般勤労者の諸手当等に比するに、著しく不均衡な点がある。ついては、次記事項の実現につき、特段の措置を講ぜられたいというのである。（農家に対し春、秋農繁期に二級酒三升、および農家婦女子に対し砂糖三斤を無税で配給すること。）

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当である。政府において、十分考慮すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

国立食糧科学研究機関設置に関する請願（請願者　徳島県那賀郡羽浦町大字岩脇字町筋八十番地徳永好吉）（小笠公韶君紹介）（第一三一六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

過剰人口に対する解決策は、わが国における重大な課題であつて、緊急を要することであるが、これを海外移民に求めることは諸般の情勢から困難であり、人口調節または産児制限もこれを一挙に解決することが不可能である。ついては、わが国の人口過剰の対策として、国立の食糧科学研究機関を設置して人口問題解決に資せしめられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当である。政府において、十分考慮の上、善処すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

国有林売払の延納代金償還期限延長に関する請願（請願者　北海道空知郡南富良野村長村上寿造）（松浦周太郎君紹介）（第一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十九年九月の十五号台風によつて山林の受けた被害は大きく、針葉樹材の需給はその均衡を失い、これがため国有林野整備臨時措置法に基き売払の恩命に浴した山林の延納代金年賦金は、償還の方途を失つた現状にある。ついては、昭和三十年度より向う三箇年間元利金の償還を延期されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。ついては、政府において、十分考慮すべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林業の金融対策確立に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二名）（前田正男君紹介）（第五三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林業を産業として発達せしめることは、森林資源の増強をきたし、その公共性を高度に発揮せしめることにも通ずるのであるが、林業は他の産業に比べ多くの後進性をもつており、これがため課税の不適正ならびに資金不足が、その産業化をはばむことに拍車をかけている。ついては、農林漁業金融公庫林業資金を増額するとともに、貸付事業範囲の拡充および借入手続の簡易化をはかること、等を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林資源の擁護のため本請願の趣旨は至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林道費増額に関する請願（請願者　福島県田村郡都路村福島県林道協会長渡辺鉄太郎）（田中利勝君紹介）（第三四〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

狭い国土にあふれる人口を有するわが国にとつて、国内資源の開発は重要緊急事であるが、とくに眠れる山林資源の開発と、戦時中の乱伐による荒廃の復旧は、山林復興五箇年計画に基き、早急に実施しなければならない。ついては、昭和三十一年度予算においては、その基礎をなす林道整備予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

山林資源の開発上、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林道開設費国庫補助増額に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合理事長菅沼良太外二名）（本名武君紹介）（第五三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国土の保全と産業伸展の基盤をなす森林を、合理的に経営して、健全な姿に育成し、かつ保持するための動脈ともいうべき林道網の整備は、治山治水ならびに林業の振興上きわめて急務であるが、林道事業に対する予算は少額であるため、林道の開設も遅々として進行をみないことはまことに遺憾である。ついては、林道の改修に対する国庫補助を大幅に増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国土の保全、林業の振興上、至当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

門桁、向市場駅間に林道開設の請願（請願者　静岡県磐田郡水窪町長高木保治外一名）（足立篤郎君紹介）（第一九七五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

静岡県磐田郡水窪町地内の門桁国有林は、地勢の関係上従来より気田営林署の管轄に属しているため、素材は門桁より森林軌道にて気田まで三十四キロ搬出され、さらに気田からトラックにて二俣駅まで三十三キロを運搬されている現状であるが、今回天龍川総合開発計画に基く佐久間ダム建設に伴い、飯田線の水没箇所が水窪町中心地へつけかえられるに当り、門桁より同町小字向市場まで直線コース約六キロ（内四キロは既開通）の林道を開設すれば、トラック輸送一日三回往復が可能となり、向市場で飯田線に接続するので、輸送費を大幅に節減し得る。ついては、右林道を開設されたいというのである。

二、請願の議決理由

森林施業資材の輸送円滑化上、本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

尾川林道開設の請願（請願者　三重県熊野市神川町尾川林進十郎外十三名）（田中幾三郎君紹介）（第一〇二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧三重県南牟婁郡神川村尾川地区内県道より、尾川河をさかのぼり、札立峠を経て神志山村に通ずる林道開発は、地元民の多年にわたる要望であつて、昭和二十七年五月には札立林道促進委員会を結成し、文字どおり血のにじむような努力を重ね、ようやく尾川区内県道より約二キロ隔たる小田井地区までの完成を見たが、さらに同林道全線が完成されたならば、沿線地帯のばく大な林産資源の開発はもちろん、従来神川町工場より北山川を流下するいかだ材は、全部林道を利用できることとなり、その効果はまことに大である。ついては、尾川林道の開設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、林産資源の開発上、至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林業災害補償制度確立に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二名）（前田正男君紹介）（第五三七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林業は原始産業に属し、その経営の大半は自然力に依存している上に、事業成果をあげるには長期間を要し、しかも災害の脅威も多大なものがある実情にかんがみ、森林火災および労災保険制度が確立せられたことは喜びにたえないが、いまだ実情にそぐわない点があることは遺憾である。ついては、林業災害補償に関し、すみやかに次の諸措置を講ぜられたいというのである。（一）森林火災保険料の軽減、（二）林業労働災害保険料の軽減、（三）林地ならびに苗畑の風水害害、病虫獣害等につき広範な林業災害保険制度を確立すること。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、林業災害保険制度確立の重要性にかんがみ至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

造林事業対策確立に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二名）（前田正男君紹介）（第五三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林資源を保続培養して国民経済に寄与するとともに、国土を保全することは、造林の推進とその造林効果を十分に発揮せしめることに要約され、造林推進の決定的要件は造林に関する国庫補助であり、造林効果の期待は優良種苗の確保である。ついては、左記事項実現について配慮されたいというのである。（一）造林事業に対する国庫補助率を高めるとともに予算を増額すること、（二）造林地保育と薪炭林改良事業に対する国庫補助を実現すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、国土保全の上から至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の

上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

造林事業促進に関する請願（請願者　茨城県筑波郡作岡村森林組合長木村一郎外百三名）（北澤直吉君紹介）（第五九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

茨城県筑波郡下の山林は、近年不法な目的をもつて開拓せられ、山林面積の減少は著しいものがあり、治山治水、国土保全ならびに郡下農業経営上まことに憂慮にたえない。ついては、政府は未墾地の買収にあたつては、開拓適地選定基準を厳正に運用し、かつ合理的な国家補償を行うとともに、創設農地の不法転廃用に対する取締りを厳重にし、営農の計画なき一時的増反主義による開拓申請を防止する等の措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、治山治水、国土保全ならびに農業経営の安定上、至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

水源地保護のための植林対策確立等に関する請願（請願者　東京都北区上中里一丁目十四番地　太田政記）（森三樹二君紹介）（第二五〇〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

電源開発事業の進行に伴い、各地にダムが建設されているが、戦時中の水源地帯森林の乱伐により、河川の荒廃著しいため、降雨ごとに多量の土砂等がダム内に注入され、電力会社は多大の損害を受けている。ついては、この際電力会社も地元民と協力して植林を実施するとともに、電柱や鉄道の枕木には、木材を使用せずコンクリート製のものを使用するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

治山治水上、本請願の趣旨は至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

貝守深山国有林野払下げに関する請願（請願者　青森県三戸郡三戸町長松尾節三外一名）（三浦一雄君紹介）（第五六三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

青森県三戸郡三戸町は昨年三月留崎外二箇村と合併して新発足し、これによつて町財政の確立をはかつたのであるが、各町村とも基本財産はなにも有しなかつたために、財政的には一物も加えるものがなく、町の前途に対する光明も発展も期し得られない状況である。このときにあたつて唯一の希望をかけ得るものは、町村合併促進法第十七条の適用による旧猿辺地内貝守深山国有林野の払下げを得、同町の基本財産を有することによる財政的基礎の確立である。ついては、右国有林野を同町に払い下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、至当である。ついては政府において、実情調査の上、善処すべきものである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

治山事業促進に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合理事長菅沼良太外二名）（藤枝泉介君紹介）（第四七八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

山林の荒廃と災害による国力消耗の現況にかんがみ、政府はすみやかに恒久的治山の根本対策を樹立して、これを継続予算をもつて実施する措置を講ずべきである。ついては、当面の緊急施策として、次記事項等を実現されたいというのである。（一）治山事業の高度の公共性と地方財政の窮状に対応する補助率の引上げ、ならびに国営事業の全額国庫負担、（二）既設治山事業予算の拡充、（三）崩壊予防事業ならびに保安林保有事業に対する国庫補助。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

森林組合の育成強化に関する請願（請願者　東京都杉並区天沼二丁目三百七十九番地全国山林種苗協同組合連合会理事長菅沼良太外二名）（前田正男君紹介）（第五三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林所有者の協同組織力により、林業生産を増強し、民有林の興隆をはかることは、わが国林業政策の基調であるが、森林組合は他の協同組合とくらべて基礎が薄弱であるため、強力な指導と必要な保育政策がなければ容易に起ち上れない状態にある。ついては、次記事項の実現につき特段の措置を講ぜられたいというのである。

（一）森林組合役職員養成施設その他組合育成指導費の国庫補助増額、（二）弱小組合を解消し、森林組合の合併を促進せしむるため国庫補助を行うこと、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、わが国林業政策の基調上、至当と認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林業技術研究費国庫補助増額等に関する請願（請願者　東京都千代田区永田町二丁目一番地　日本治山治水協会長周東英雄外二名）（前田正男君紹介）（第五三四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

森林資源の保続培養をはかる基本方策としては、森林法に基く適正な森林計画の樹立と、これの確実な実行ならびに優秀な林業技術の滲透であるが、現在これらに投ぜられている国庫補助はきわめて少なく、十分な効果は望み得ない実情である。ついては、次記事項の実現につき、特段の措置を講ぜられたいというのである。

（一）森林計画編成実行ならびに研究普及に要する経費の国庫補助を大幅に増額すること、（二）林業経営指導員および林業技術研究

普及員の整備拡充をはかること、等。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、森林資源の保続培養上、妥当である。政府において善処すべきものと認める。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

林産物の価格安定に関する請願（請願者　東京都品川区東大崎町五丁目七番地全国森林組合連合会長井出一太郎外二名）（前田正男君紹介）（第五三五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

林産物の需給を円滑にし、その価格を適正に維持することは、林業を産業として発達せしめ、また造林を促進する上にも欠くべからざることであり、このために国有林はその資源的、経営的に優位な地位を生かして、林産物の需給を調整するとともに、価格操作を行つて林産物価格の安定をはかることが国有林行政の重要課題である。ついては、市場が国際的にも拡大されつつある現状にかんがみ、林産物の輸出入に際しては、需給ならびに価格の適正基準を維持するよう措置されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は妥当である。ついては、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

公有林野官行造林地の部分権解除に関する請願（請願者　鹿児島県出水市長土屋清人）（池田清志君紹介）（第一三九三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

鹿児島県出水市所有地の出水施業区公有林野官行造林地台帳第十一号に係る国有部分権は、大正十三年出水町が当時の行財政規模をもつてはその山林の育成管理ができないため、国との間に大正八十年まで契約されたものであるが、その後国有林野の払い下げおよび林道の開発を見たのみならず、三箇町村合併による新市発足の強力な基盤と、林務課の機構強化等、当時と事情を異にする現在においては、同市有林地全域にわたる山林の有効適切な計画管理を遂行し、同市基本財産の蓄積に資したいと考えている。ついては、右造林地の部分権を解除し、出水市に払い下げされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当である。政府は、実情調査の上、すみやかに適切な措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

笠間営林署管轄区域の一部変更に関する請願（請願者　栃木県芳賀郡益子町長大塚八郎外三名）（船田中君紹介）（第二一九〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

栃木県芳賀郡益子町および茂木町地内の国有林は、往時同県下における営林署配置の状況から、茨城県笠間町に所在する笠間営林署の管轄区域となつていたが、笠間町とは経済的交流もなく交通もまことに不便であるので、戦後宇都宮に宇都宮営林署が新設されたのを機会に、右管轄区域も、当然同営林署に変更されるものと期待していたところ、いまだその実現をみるに至らない。ついては、益子町および茂木町地内国有林の管轄を、宇都宮営林署に変更されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の趣旨は、妥当である。政府は、実地調査の上、適切なる措置を講ずべきである。よつて本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

漁業信用基金協会の運営改善に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

漁業信用基金協会の設定に際し、旋網漁業者もこの活用に多大の期待をかけ、あえて出資加入したのであるが、これが運営においてきわめて遺憾とするものがある。ついては、次項の実現に関し配慮されたいというのである。

(一)設備資金わく拡大のため運転資金七、設備資金三のわく比率を大幅に改定すること、(二)保険料率を含む保証料率を引き下げるとともに、保証責任による金融機関の正常な危険軽減率についての金利引き下げと、一般市場金利動勢に見合う融資金利の引き下げを実現すること、等。

二、請願の議決理由

本請願の漁業信用基金制度の大幅な機能の拡大は、水産業の発展にきわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

漁具保険における分損の取扱に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行の漁具保険は、全損のみ保険給付の対象として取り扱われているが、現在の旋網漁業においては、漁具を網船二隻に分載して行う両手巻操業であり、かつこの太多数が大破、中破するのが常態であつて、全損を生ずる機会はまれである。ついては、これが分損も保険給付の対象として取り扱うよう、関係法令等を改正されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、旋網漁業の特種性にかんがみ、漁具保険の目的を期する上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

魚価安定のための基本対策確立に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松

兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

資本漁業の一部を除く大部分の中小漁業は、最近いよいよ深刻化した一般魚価の暴落現象の下に、経営は窮迫その極に達し、漁業経済は文字どおりの全面的危機にひんする事態に当面している。ついては、すみやかに魚価安定に関する基本施策を確立し、事態改善のための抜本的措置を取計られたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業の経営を安定せしめる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

夏まぐろの処理販売改善に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旋網漁業沿岸定置漁業等の春夏漁業期において大漁される黒まぐろが、その保蔵処分方法の未知のため、平素の一割にも満たぬ極端な価格暴落をきたす状況にある。ついては、次記事項を含めた適切な指導研究についての措置を講せられたいというのである。（一）漁獲物を市況、漁況と見合せて調整出荷するため、漁獲物を水揚現地において五、六日から十日間位の短期間、鮮度を保持する簡易な保蔵処理方法とその施設、（二）冷凍黒まぐろの品質と色彩の変化を防止する方法、（三）黒まぐろ価格安定のための有効と新利用方法と販路の確保。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業の経営を安定せしめる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

国費による魚群探見飛行実施に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

魚群の遊動分布その他の状況を適確には握する魚群探見飛行機の利用は、その効果きわめて大なるにもかかわらず、これが経費の調達が意のごとくならないことと、組織的運用の欠除とによつて、所期の成果を収め難い事情にある。ついては、国費をもつて魚群探見飛行を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願は、漁業の近代化をはかり、科学的操業を行うことは、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

水産資源保護法に基く予算措置に関する請願（請願者　東京都港区芝明舟町二十四番地社団法人日本水産資源協会長石原円吉）（上林山榮吉君紹介）（第二五〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

水産資源保護法は、水産資源に関する総括的基本法として、去る昭和二十六年制定公布されたが、今以てその実施は徹底を欠き、水産資源は依然廃滅の一途をたどつていることは遺憾である。ついては、同法の実施に必要な予算的措置ならびに省令等の整備公布に適切なる措置を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

水産資源の保護、増殖をはかる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

いわし不漁対策確立に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外六名）（鈴木善幸君紹介）（第六三二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

昭和二十三年に北部太平洋海区旋網漁業は、いわしの壊滅的な不漁に遭遇し、以来沖合かつお、まぐろ旋網その他に転換して復活をまつているが、今日に至るもいまだ抜本的な対策が講ぜられていないことはまことに遺憾である。ついては、政府はいわし漁業の転換整備その他経営改善措置とともに、いわし自体の資源動向を解明する科学的基本調査について積極的対策を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

いわし漁業の不漁にかんがみ、旋網漁業者の抜本的な対策を講じることは、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

魚族保護のため水質汚濁防止に関する請願（請願者　東京都港区芝新橋二丁目三十六番地日本釣魚会連盟会長高碕達之助外九名）（森清君紹介）（第一一三九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

釣魚が健全な国民的レクリエーションとして大衆化している今日、その釣を不可能に追いやろうとするのは魚族の滅滅であるが、その原因は、工場、鉱山、船舶等の有害排出物または農薬等の河川流入に基くものであるから、これを、水産動植物の繁殖に無害とするように配慮、措置されたい。ついては、今国会に提案されるよしである、水産資源保護法の一部改正案、水質汚濁防止法案、水質保護と産業排水等との調整に関する法案ならびに生活環境汚染防止基準法案等の、全面的成立実施をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

水産資源の保護、増殖をはかることは、水産業の持続的発展を期する上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

農薬による水産関係被害救済措置に関する請願（請願者　佐賀県有明海漁業協同組合連合会長田中善内外十名）（井手以誠君紹介）（第二五〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
有明海等における、漁業の農薬による被害対策として、補助金の予算化が実現するに至つたことは喜びにたえないが、しかしこの間事態は好転する模様もなく、漁獲高はいつそう減少の傾向を示し、漁民の生活も窮迫の一途をたどりつつある実情である。ついては、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）現在の農薬を使用する限り被害は避けられないので、有害農薬の使用を禁止し、無害の新農薬を考案生産すること、（二）すでに発生した被害について損害補償の道を講ずること、（三）農薬被害に対する恒久策を確立すること、等。
二、請願の議決理由
農薬によつて水産資源に及ぼす被害がじん大であるのにかんがみ、これが対策を講ずることは、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

漁船建造並びに合成繊維漁網購入のための融資わく拡大に関する請願（請願者　水戸市北三の丸百十九番地北部太平洋海区旋網漁業協議会長宇佐美松兵衛外五名）（鈴木善幸君紹介）（第六二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
旋網漁業者が多年の懸案として切望してきた、農林漁業金融公庫の同漁業に対する漁船建造ならびに合成繊維漁網購入についての融資取扱いが本年度より実施され、同業発展のための一段階を画するに至つたのであるが、この対象とされる漁船建造ならびに漁網購入は、同時重畳して数千件を超えるさし迫つた実情にある。よつて、来新年度においては、次記事項についても配慮されたいというのである。（一）漁船建造融資わくを大幅に拡大し、既存の転換大型化を実現するとともに、一般老朽船建造についてもこの対象とすること、（二）合成繊維漁網購入融資わくを拡大し、組合自営分と併せ個人対象分を大幅に増額すること、等。
二、請願の議決理由
農林漁業金融公庫が行う水産業に対する金融は、水産業に対し至大な発展を与えている実情にかんがみ、更にその金融機能の拡大をはかることは、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

原水爆実験に伴う水産関係損害補償に関する請願（請願者　東京都中央区築地五丁目一番地東京都水産物卸売人協会長寺田省一外三名）（鈴木善幸君外三名紹介）（第二〇一一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
原水爆の実験については、二月上旬国会においてこれが反対と禁止の決議が行われ、水産物市場関係者も心からこれに賛意を表するものであるが、もし万一、不幸にしてその実験が強行される場合には、政府は実験国の責任下に、少くも次記諸点に関し、いささかの不安もないよう、万全の措置を講ぜられたいというのである。（一）実験の結果、被爆による有害の限度および危険の防除方法を明確にし、万全の対策を講じて関係業者に周知徹底をはかること、（二）有害と判定される魚類は、陸揚げされないよう措置し、市販水産物の安全を確保するとともに、国民食生活の不安を除去するよう周知徹底を期すること、等。
二、請願の議決理由
原水爆の実験によつて、生ずる被害は、漁業全般に及ぼす影響はじん大であり、これに対する施策を講ずることは、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

島野浦漁港の整備促進に関する請願（請願者　宮崎県延岡市長三浦虎雄外一名）（相川勝六君紹介）（第五四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
延岡市島野浦港は、二十七年一月告示第三百号をもつて第二種漁港の指定を受け、二十八年八月第二次漁港整備計画漁港審議会を通過し、先般延岡市に合併したもので、従前に倍する重要性を有している。すでに同漁港の修築状況、または指定を受くべき要件については、当局の理解を得ているとおりで、その整備が地方産業経済の発展に与える効果の大なることを確信している。ついては、同漁港の整備を促進されたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の島野浦漁港は、該地方における漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

土々呂漁港の整備促進に関する請願（請願者　宮崎県延岡市長三浦虎雄外一名）（相川勝六君紹介）（第五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
宮崎県延岡市土々呂は、県北唯一の水揚港として、地元船および外来船の出入はげしく、昭和二十八年には第三種漁港の指定をうけておりながら、いまだ工事施設が実施されず、ために新しい漁業の勃興、産業経済の発展に不利を生じ、はなはだ遺憾である。ついては、同漁港の重要性にかんがみ、同漁港をすみやかに整備せられたいというのである。
二、請願の議決理由
本請願の土々呂漁港は、該地方における漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。
昭和三十一年六月三日
農林水産委員長　村松　久義
衆議院議長益谷秀次殿

遠別漁港の築設促進に関する請願（請願者　北海道天塩郡遠別町長茂野三郎外一名）（芳賀貢君紹介）（第一九七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
北海道天塩郡遠別町以北の海岸線は、単調で苫前郡羽幌町以北約百キロの地域は、漁船を定係する施設がなく、かつ日本海の波浪が高いため、漁民は半歳以上にわたり漁業中止のやむを得ない状況にある。しかし、遠別町は沿岸岡指の有望漁港で、沖合には未開発漁田武蔵堆の豊庫を擁するので、同町に漁港を築設し開発根拠地とすれば、同漁田へはわずか二十数マイルに過ぎず、地勢的環境からも最も有利

である。ついては、右漁港築設を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の遠別漁港は、該地方における漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

東北地方の漁港修築工事に対する国庫負担率引上げ等の請願（請願者　宮城県塩釜市長桜井辰治外九名）（愛知揆一君紹介）（第一〇八八号）及び同（請願者　福島県磐城市長立花秀吉外九名）（田中利勝君紹介）（第一一三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

東北地方の漁港の現況は、最近著しく発達した漁場の遠洋化、漁船の大型化ならびに能力の増進等に適合せず、操業上多大の不便を感じているが、予算上いかんともなし難い実情である。ついては、同地方漁業の振興を期するため、次記事項の実現をはかられたいというのである。（一）東北地方の漁港修築工事に対する国庫負担率の引き上げ、（二）東北太平洋沿岸諸港の災害復旧工事の急速実施、（三）港湾および漁港関係公共事業費の割当ならびにこれに伴う地元負担金の全額起債許可を年度当初に決定すること、（四）高級漁船職員養成機関の設置。

二、請願の議決理由

本請願の要旨は、東北、三陸漁場の重要性にかんがみ、該地方における漁場を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

綾里漁港の修築工事促進に関する請願（請願者　岩手県気仙郡綾里村長野々村善二郎外二名）（鈴木善幸君紹介）（第一八〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

綾里漁港は、第二種漁港として昭和二十五年より整備計画の中にあげられているが、いまだ着工されておらず、そく聞するところによれば、今回閣議において決定された改正整備計画の実施についても、岩手県内着工優先順位は四位となつておりながら、工事着手は未決定のよしである。ついては、水産業の伸展をはかり漁民の生活を安定せしめるため、右漁港の修築工事を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の綾里漁港は、三陸漁場の重要性にかんがみ、該地方における漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

種市漁港修築に関する請願（請願者　岩手県九戸郡種市町長舘石基治外一名）（鈴木善幸君紹介）（第一九一九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岩手県九戸郡種市漁港は、八戸、久慈両港の中間に位し、その沖合は四季を通じて各種漁船の操業が盛んで、これら漁船の基地である八戸、八木両港はすでに飽和状態に達しているため、種市漁港の重要性をますます高めている。しかし同港は、昭和二十六年の風害によつて防波堤等の施設はほとんど大破損壊し、船舶の出入さえ困難となり、同二十八年来復旧工事を実施中であるが、漁港としての機能を十分発揮せしめるには、現在の工事速度をもつてはなお長年月を要する状況である。ついては、昭和三十一年度より右漁港の修築促進について特別の配慮をされたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の種市漁港修築は、三陸漁場の重要性にかんがみ、該地方における漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

一湊漁港改築費予算化に関する請願（請願者　鹿児島県熊毛郡上屋久村長深田直彦外一名）（原捨思君紹介）（第二一四七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

一湊港は第四種漁港として屋久島水産業の基地であるばかりでなく、全国漁船の避難港として古くから利用されているが、諸施設の荒廃著しく、その改築は十数年来の宿望にもかかわらずいまだ実現されていない。これがため同港内に停泊中遭難した漁船はすでに数十隻に達し、犠牲者も三十七名に上つている。したがつて同一湊漁港を整備することは、全国水産業の発展にも寄与し、人命の保全および漁船の災害防止上きわめて重大な意義を有するものである。ついては、一湊港改築費の予算化を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の一湊漁港は、全国漁船の避難港としてその重要性にかんがみ、該地方の漁業を発展させ、生産力を増大させる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

漁港法の一部改正に関する請願（請願者　下関市大和町三十番地山口県漁港協会長江熊哲翁）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

近時遠洋漁業振興国策の実施に伴つて、船型はいよいよ大型化し、冷蔵、冷凍施設の完備と相まつて、その行動範囲も拡大し、南北洋を始め太平洋、印度洋にも遠洋漁船が出動しているが、これら大型漁船団を抱容し得る大規模な漁港は皆無の現状にあるので、大漁港の修築事業を早急に実施する必要に迫られている。しかし、これが整備には多大の工費と時日とを要し、従来のまま都府県にゆだねる時は、その規模も施設も諸事情に制約せられ、現在の漁港修築程度の域を脱することができない。ついては、現行漁港法を改正し、特別第三種漁港の規定を追加制定、これら漁港の整備事業は、国直轄特別高率国庫負担をもつて事業の促進と施設の整備をはかられたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の主旨は、重要性の高い大漁港について、とくに漁港整備の促進を急速にはかる上に、きわ

めて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

長崎漁港を特別重要漁港に指定の請願（請願者　長崎市片渕町一丁目三十五番地長崎県漁港協会長田口長治郎）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

長崎漁港は遠洋底びき網漁業の前進根拠地として、その水揚高は全国漁港中首位を争う実績を有し、漁港の規模および利用度は他の第三種漁港と著しく開きがあり、国家的に特別重要な漁港としての使命をもつものと考える。ついては、漁港法を改正して特別重要漁港を追加制定し、長崎漁港をこれに指定の上、全額国庫負担をもつて整備を促進されたいというのである。

二、請願の議決理由

本請願の長崎漁港は、その重要性にかんがみ、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大をはかる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年六月三日　衆議院会議録追録（二）（その三）

八戸漁港を特別重要漁港に指定の請願（請願者　青森県知事津島文治）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

八戸漁港は漁獲高三千万貫をこえ、全国第三位を占める全国的な漁港であるが、その施設はきわめて貧弱で、盛漁期には全国の漁船が多集し、漁獲物の処理には混乱をきわめるので、入会漁船を極度に制限し、あるいは出漁を停止している現況である。しかも同漁港の利用度は今後急速に増大する勢いにあるので、わが国水産業の発展をはかるためには大規模な修築を必要とする情勢にある。ついては、漁港法を改正して特別重要漁港を追加制定し、八戸漁港をこれに指定の上、全額国庫負担をもつて大規模な整備事業を完遂されたいというのである。

二、請願の議決理由

八戸漁港は、その重要性にかんがみ、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大をはかる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

八戸漁港を特別重要漁港に指定の請願（請願者　静岡県知事斎藤寿夫外五名）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

焼津漁港の修築は、昭和二十五年見返資金導入を機に急速に事業もはかどり、同二十六年第三種漁港に指定せられるや、同港を利用する全国の漁船は日を追つて増加しているが、現在までの修築事業はいずれも公共事業として国庫補助のもとに行い、事業主体を地方公共団体として事業費の負担をしているので、地方財政のひつ迫にあえぐ地方公共団体としては、その将来を憂慮するものである。ついては、重要漁港たる第三種漁港焼津漁港を、とくに特別重要港として指定され、修築、整備事業費は全額国庫負担をもつて実施する方途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

焼津漁港は、その重要性にかんがみ、該地方における漁業の発展を期し、生産力の増大をはかる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

下関漁港を特別第三種漁港に指定の請願（請願者　山口県知事小沢太郎外一名）（鈴木善幸君紹介）（第二三〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

下関漁港は、遠洋漁業の根拠地ならびに水産物の集散地として、本邦漁港中最も重要な地位にあり、ことに同港を基地とする遠洋漁船の数は近年ますます増加しているが、現在の港域ではこれら大船団を抱容する余裕もないので、わが国水産業の進むべき方途として、各種母船式遠洋漁業化の計画をも併せ考慮し、これらに適応するよう、拡張整備の早期実現を期すべきである。ついては、漁港法を改正して、特別第三種漁港を追加制定して下関漁港を指定し、国の直轄事業として特別高率国庫負担をもつて早急に整備拡張されたいというのである。

二、請願の議決理由

下関漁港は、その重要性にかんがみ、該地方における漁港を発展させ、生産力の増大をはかる上に、きわめて必要なことであると認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した。なお、本請願はこれを議院において採択の上は、内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和三十一年六月三日

農林水産委員長　村松　久義

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院会議録第五十号追録中正誤

頁	段	行	誤	正
一七	二	六	改める。	加える。
二五	四	一九	第九章	第十章

昭和二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価　一部　十五円

発行所　東京都新宿区市谷本村町一五　大蔵省印刷局